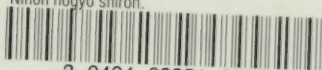




UNIVERSITY OF B.C. LIBRARY

S 471 J3 I85 1926

Nihon nogyo shiron.

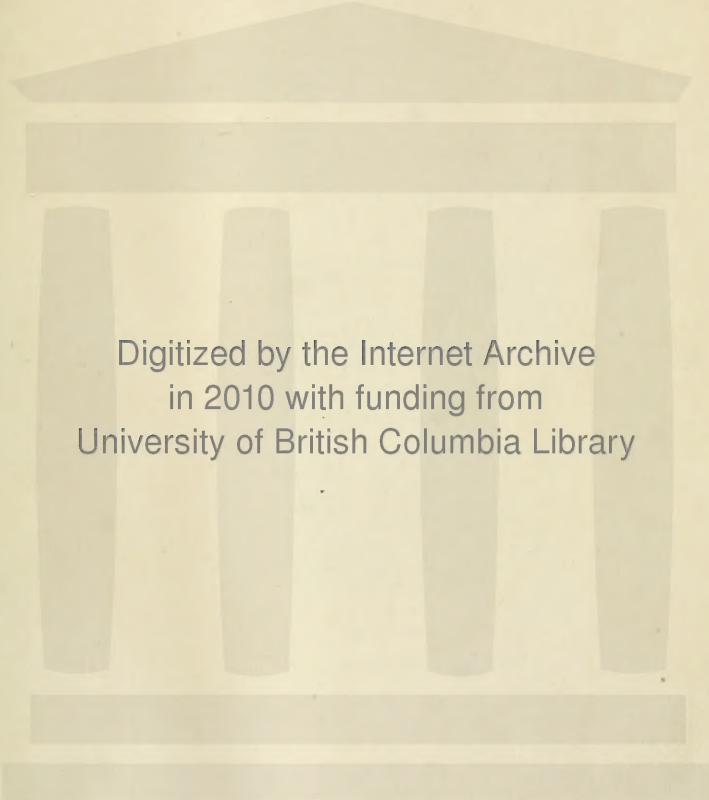


3 9424 03251 6723

THE LIBRARY



THE UNIVERSITY OF
BRITISH COLUMBIA



Digitized by the Internet Archive
in 2010 with funding from
University of British Columbia Library

農學博士 石坂 橘樹 著

日本農業史論

東京 巖松堂書店 發兌

本書大正四年御即位禮
ニ際シ本消印下賜金
ヲ以テ購入シタルモノナリ



序

歴史は過去現在將來に亘りて汎く人生に關する諸種の問題解決の方針を如實に與ふるもの也。此意義に於て、農業史は農及其業務乃至は農村に關する一切の鍵鑰也。果して然らば、苟も農事乃至農村の事を論ずるもの、何を措きても、何ものよりも、農業史の講究に潜心留意せざるべからざるや明かなりと謂ふべし、農業史固より一にあらざ、但、農業乃至農村問題の解決に眞に答ふるものは、其れ農業の社會的經濟的史觀より外に莫けん、既に或る先進國の斯業はその進みたるか、將た退きたるか、得て容易に斷ずべからざる所の或る歩みの道程を示したり、又示しつつあり、これ其の農業史の教ふる所也、我が日本の農業亦果して

斯かる道程を辿るべきか、否、今暫く問ふを須ひずと雖も、現時識者の憂ふる所の農村問題は如何に之を解決すべきか、蓋しそれは畢竟日本農業史の特殊講究に待ちて始めて眞に生み出さるべきものにあらざる莫らんや、本書固より杜撰、敢て當らずと雖も、庶幾くは讀者之に依て些少だに其の目指す所に於て得るところあらば、獨り著者の幸のみにあらざる也。

大正十四年十月

著

者

凡 例

一、本書は曩に版行せる「農業政策」「農業經濟學」の姉妹篇にして、實は順當にゆけば、前二書に先んじて世に出づべき筈なりしに、後の雁が先きになりて、即ち本書の版行を最後に見ることになりたるは、本書の不運ともいふべきか、本書の成稿を書肆に引渡したるは、實に大正十二年の大震災前に在り、而かも大震災當時には「農業政策」は全部校正を了し、紙型となりて印刷所にあつて厄を免かれ、本書は原稿の儘、尙、書肆の手にあり剩さへ其一部は焼かれたり、本書の不運は啻に之れのみ止まらず、今や遅ればせに讀者に見ゆるに至れりと雖も、その稿成りて書肆に引渡後、久しきに涉れる間、別に之れが訂正増補を加へられず、校正に際し或る一箇所丈單に其年月を正せるのみ、舊粧其儘也、抑も愛娘を世に出す、之に新粧を與へざるは父の情として忍びざる所なれども、如何せん、父の懶惰は之を容れず、今且らく本書版行の成行を敘して、讀者の諒恕を請はんとす。

一、本書は農業史なりと雖も、所謂産業史にあらず、制度史にあらず、編年史にあらず、技術史にあらず、農業乃至農民農村の社會的經濟的文化的發展の向ふ所を如實に常識的に敘述せんことを期

せるものなり、是を以て本書に先んじて出でたる「農業政策」「農業經濟學」の二書は實は本書を通讀したる後、手にすべきを寧ろ妥當なりとすべし、これ蓋し斯くすることは、農業、農民、農村の必然的社會發展の由る所を知らしめ得べきを以て、眞に農業政策を案出するにも、將た農業經濟を理解するにも、各得る所多かるべきを信すればなり、但し、此等三書は姉妹篇なりと雖も各獨立的なるを以て、別々に之を手にする亦固より可也。

一、著者は歴史家にあらず、自ら歴史の材料を拮撫し割判し編制することは敢て能くせず、又之をなすを欲せず、偶ま學者、歴史の研究なかるべからざるを信じてより、稍經濟、社會、法律、文化、農事其他に關する歴史を涉獵せり、而して遂に敢て揣らず本書を成すに至れり、本書所論の材料は寧ろ多く之を歴史に關する成書に仰ぎ、其所據は書中隨所之を明示することを務めたり、又書中一字下げ細字を以てせるは、所論の所據を示し、乃至之が會得に資するため、歴史の當該事實乃至は理論を引援せるものに係る、或は煩縟に失する嫌なきにあらざるべしと雖も、實は讀者のため著者の老婆心に出でたるもの也。主なる引用書目並參考書目は之を卷末に收めて謹んで謝意を表せり。

一、著者は大正七年より十二年に亘る間、東京帝國大學農學部に於て講師の職に在りて農業史を講述せり、即ち本書は該講義の骨子に據り、更に多少訂正増補したるもの也。

一、本書は著者が巖松堂より出版せんとせる三部作の一也、即ち「農業政策」は、先づ大正十三年

二月に出で、次には大正十四年四月「農業經濟學」出で、而して最後に本書亦茲に讀者に見ゆることを得て、所謂三部作の完成を得たる、著者の幸何ぞ之に加へん、庶幾くば、著者の農業、農村、農學に關する哲理的、政治的、社會的、經濟的、文化的、歴史的所見及び精神は此等三書を通じて畧之を髣髴せしむるを得べし、幸に三書とも江湖の愛讀批判を得る所あらば、著者の慶甚だ大也。

石坂著作目錄 (技術上の關係を除く)

宮城縣農事調查報告(非賣)	明治三十三年	宮城縣藏版
農業要項(絶版)	明治三十四年	大日本實業學會發行
農業經濟(絶版)	同	同
農政學(絶版)	同	博文館發行
最近農業經濟論(絶版)	明治三十六年	成美堂發行
新編農業經濟教科書(絶版)	明治三十七年	同
新編農業法規教科書(絶版)	同	同
網要 農政經濟論(絶版)	明治四十年	同
改訂農業經濟教科書(絶版)	明治四十五年	同
訂訂農業法規教科書(絶版)	同	同
農業政策	大正十三年	巖松堂發行
農業法規綱要	同	同
農業經濟學	大正十四年	同
農業經濟學綱要	同	同
新制農業經濟學教科書	同	東京開成館發行
農村厚生問題	同	二松堂發行
日本農業史論	同	巖松堂發行
農業政策綱要	近刊	同
農業經營學	同	同
農村厚生學	同	同

日本農業史論目次

第一章 序論

- 經濟的事由を以て社會萬般の現象及歴史を説明せんとす(一) — 經濟生活は凡ての生活の根本條件(二)
— 何等の文化的價值に關與する所なき事實の記錄(三) — 文化形成の根本的動機(四) — 生命の維持と物質的生活(五) — 物質的方面の活動内容範圍(六) 積極的精神の發露と消極的精神の發露との比(七) — 人生の經濟的方面は歴史の根柢に於ける有力的動因(八) — 唯物史觀又經濟的史觀の反對說(九) — 人生及社會の諸事象の説明に於ける精神的要素の力説(一〇) — 社會の有らゆる物質的要件中變化發展の可能あるもの(一一) — 生物的愛着と理性的愛着(一二) — 此兩者の生活の結合狀態及其程度(一三) — 今日の變遷的社會組織に於ける人類の本能的行動の宗教的哲學的意識(一四) — 物質の占有獲得の本能と近世經濟組織(一五) — 所有衝動と創造衝動(一六) — 所有獲得の本能は生きんとする本能的自己保存の發露(一七) — 盲目的非理性的無内容的的生活意思と階級闘争の喚起(一八) — 欲望價值と理性價值(一九) — 理性的自由意思の立場より見たる經濟史觀論の文化的價值(二〇) — 社會的慣行は一の自然科學的因果關係の加はりたる經濟的文化價值(二一) — 流行の現象に藉る之れが説明(二二) — 欲望の九等級(二三) — 近代の流行と昔時の流行との異點(二四) — 近代流行の勢力及其激しき變遷と資本主義との關係(二五) — 婦人流行の發生經路(二六) — 流行と社會階級心理(二七) — 流行殊に現時の流行は資本主義最愛の寵兒(二八) — 流行の威力と世人の輕佻浮薄(二九) — 本能的衝動力の所謂慣行による其外觀上無限の相違と段階(三〇) — マルクスの唯物史觀現代社會の變動に關する經濟的法則の一般的妥當性(三一) — 唯物史觀の公式中に主張する二大點(三二) — 人間

生活の直接的生産過程と其社會的生產關係及び之に淵源する精神上の觀念(一五)——歴史は如何なる學問か(一七)——規範學と經驗學(一八)——自然科學並歴史科學の研究法(一九)——現實を普遍化せんとする自然科學と現實を個性化せんとする歴史科學(二〇)——歴史に繰返すといふ意義(二一)——自然科學的知識の據て立つ所の假定と歴史的知識の據て立つ所の假定との相反傾向(二二)——歴史的知識の成立過程(二三)——歴史科學は即ち文化科學(二四)——組織的一體なる社會の研究的用意(二五)——社會の歴史中特に重大なる經濟史の地位(二六)——經濟史の目的(二七)——從來の農業史(二八)——歴史が藝術と異なりて科學的なる所以(二九)——予が農業史の研究(三〇)——農業に於ける農業史の位置(三一)——農業の傳統的實踐の革命(三二)——農業は即ち是(三三)——農業に於ける文化科學の領域(三四)——農業史は農學の範疇(三五)——靜的自然科學に於ける動的文化科學の榮華(三六)——農を對象とする文化的價值的見方の決定(三七)——農業を經營する人間の歴史(三八)——一般文化科學の乃至特殊文化科學的事象の價值意識内容を成す所の基本的思想の變遷(三九)——所謂「エカリテ」の精神思想(四〇)——一方の「富」と他方の「貧」との争(四一)——社會連帯思想の觀念(四二)——富者と社會地位(四三)——法律の社會化乃至法律の道徳化(四五)——企業の社會化(四六)——契約の自由に關する思想の變遷(四七)——所有權の絕對性に關する思想の變遷(四八)——無過失責任又の名は結果責任原因責任に關して矛盾せる二列例(四九)——同盟罷業の公正性に關する思想の變遷(五〇)——中央集權に對する新觀念(五一)——愛國心に對する新觀念(五二)——社會奉仕と「デモクラシー」(五三)——地理的組織と機能的組織(五四)——現代文化中に在て苟も「レベム」に關する學に從事するもの(五五)——農學と農業史、通論農學、農業生産學(五六)——價値科學の見地を措き普通經濟學より農學が經濟學の方面に重きを置く所以(五七)——農業の經濟問題としての生産組織の方面と社會的方面(五八)——時代錯誤的農業政策並實際と學理の衝突問題の解決(五九)——農業上縱史と横史の價値比較(六〇)——歴史學の研究法(六一)——歴史學研究法の二つのダイメンション(六二)——世界農業通史(六三)——農業史敘述法の諸種(六四)

第二章 農業の起原……………五三

人類をして人類たらしむるに其脳髓 (五) — 人類文化の起原及發達に關する學說 (五) 其一 地理的環境說 (五) — 其二 心理的偶然模倣說 (五) 其三 環境習熟說 (五) — 其四 本能習熟說 (五) —

其五 社會心理說 (五) — 其六 人口の増殖及食物の缺乏を農の起原とする說 (五) — 死屍と俱に食物を埋めたる風習遂に農の起原なりとの說 (五) 牛角の神聖なる月に似たるより犁を牽かしたる是れ家畜

の起原 (五) 我邦に於ける農事の傳説 (五) 其他の解釋の一二 (五) — 丹塗矢傳説 (六) — 糞になりませる神尿になりませる神此神の子豊宇氣毘賣神 (五) — 天孫人種が日本統治の公式宣告 (五) — 吾田

の試作地並其監督者 (五) 出雲民族の農業 (六) — 大山祇命の農事試驗場長 (六) — 古代民族と神話 (六) — 古代文化史研究上神話の地位 (六) — 神話及神話學の見解 (六) — 泰西に於ける神話學の發達

(六) — 我上代の風俗並思想に關する研究の弊 (六) *Folk-tale* と *Mythology* 及 *Mitosen* (六) — 民族心理學の試み (六) — 我が上代の信仰思想一斑 (六) 其一 信仰の對象 神祿と幽靈、マツナイ

等の關係 (六) — 其二 死者に對する恐怖心 (六) 其三 禁厭はナモンを防ぐ法 (六) 其四 神の觀念 (六) 農業の保護神 (六) — 祖先神 (六) — 其五 神に對する人の態度 (六)

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

人類の進歩と生存の源泉との關係 (七) — 食物供給の遷移 (七) — 同族相續制 (七) — 其反抗 (七) — 理由 (七) 女子相傳より男子相傳へ遷移 (七) 同族社會と最初の社會分業 (七) — 第一の分業 (七) — 第二の分業 (七) 第三の分業 (七) — リストの經濟發展階段說の弱點 (七) 經濟的產物たる上古

第二章 農業の推移……………七三

の女子社會(七七) 放牧將た狩獵孰れの時代よりも推移せる農業(七七) 農業と女子の密接なる關係(七七) 男子と女子との最も早き分業(七八) 婚姻は労働關係(七八)

第四章 農業の發展……………七九

農業の發展と經濟的文化(七九) 經濟的變化と生産方法の變化(七九) 生産方法並組織の變化と社會關係(七九) 古代社會、封建社會、市民社會、皆生産關係の集合的成果(八〇) 社會の技術上の必要と大學の效果(八〇)

I 原始時代 (原始より A.D. 644迄)……………八一

人類社會の同族制より家族制への變遷(八一) 此變遷と我大和民族(八一) 婚姻の進化發展の順序(八一) エンドガミーの實例(八二) 御血縁近き妃の御身柄系圖(八三) 最も甚しき御近親の關係(八三) 近親間の結婚を忌まぬ(八五) 日本民族の祖先崇拜の強固なる所以(八六) 君民同祖の意義(八七) 一個の複合民族なる現代の日本國民(八八) 我日本民族の大をなしたる所以(八七) 我國民思想の根柢を固むる最も有力有效なる事實(八八) 我が日本民族の複合民族たる内容(八九) 日本民族と言語(八九) 日本先史人類論(八九) 宮戸人種型(九〇) 津雲人種型(九一) 岡山型(九一) 民族及文明は西國より東國へ向ひ流れたり(九一) 現代アイヌ(九二) 汎アイヌ人種群(九二) 極東に於ける歐洲人種群(九三) 船より觀たる日本文化(九三) 古代に於ける人種文化の移動の急速(九四) 我が日本民族の祖先崇拜の念の強固なる所以の他の事實(九四) 我が古代に女子に定まれる夫なき關係が存せざりし經濟的(勞力的)理由(九五) 上古社會制度(二〇〇) 飛彈白川の大家族(二〇五) 上古貴賤の階級、良民と賤民(二一九) 家人(二一九) 賤奴(二一九) 部曲(二一九) 上古の官制(二一九) 官職の一致(二一九) 大氏小氏

(一九) — 祭官 (二〇) — 政官 (二〇) — 地方官及其他の官職 (三三) — 上古爵位の制度 (三三) — 中古賤民の部類及等級 (三三) — 大化改新の時 (三三) — 大化後の官制 (三三) — 神武天皇東征當時の日本住民 (三四) — 神田試作地の考證 (三四) — 大隅の南端佐多村の東部高原地に降臨 (三四) — 佐多を根據として大隅の南端十里内外に住定 (三五) — 佐多より對岸薩南に船にて渡る (三五) 大山祇神木花咲耶姬 (三五) — 霧島火山系活動時代と陸路迂回の非認同時に霧島降臨非認 (三六) — 試作地は加世田村大字新山か (三六) — 土蜘蛛は「古事記」に土雲土籠り即ち穴居人民の義 (三七) — 男女職業の分化 (三九) — 人口増殖と國土の開發 (三九) — 上古外國より貨物の輸入 (三九) — 村の起因 (三九) — 村の位置 (三九) — 村の形體 (三五) — 村の組織 (三五) — 村の範圍 (三七) — 市町の萌芽 (三七) — 農業の發達進歩の趨勢 (三八) — 陸田早く開け其發達水田よりも遅緩 (三六) — 暖國の生活式 (三九) — 耕作の方法 (三九) — 農具 (四〇) — 田歌 (四〇) — 家畜 (四〇) — 家禽 (四一) — 肉類 (四一) — 養蠶 (四一) — 土地制度 (四一)

II 上古時代

(A.D. 645—930)

一四四

共同耕作と家屬共產團體 (四四) — 氏の内部組織 (四四) — 骨の制 (四四) — 農天下之大本也民所恃以生也 (四五) — 田畑灌漑 (四六) — 天皇の大氏以外の小氏と漁獵 (四六) — 田作法 (四六) — 食物 (四六) — 五穀 (四七) — 米の炊き方強飯 (四七) — 植物 (四七) — 魚貝類 (四八) — 家禽は之を食するを避く (四五) — 鳥を捕ふる法 (四五) — 肉類 (四五) — 調味料 (五三) — 飲料 (五三) — 衣服 (五三) — 住居 (五三) — 飲食器 (五五) — 樂器 (五五) — 日本開國紀元は崇神天皇より凡七八十年前の頃 (五九) — 日本と三韓の文化輸入 (六〇) — 日本が倭國として知れたる支那戰國の末と東洋全體の各民族 (六〇) — 戰國時代と支那の疆域 (六〇) — 漢の疆域外の建國と支那流浪人 (六二) — 扶餘國高句麗濊國の出現 (六二) — 如斯狀勢の日本への波及 (六二) — 倭人百餘國は日本の西部全體 (六二) — 發掘物による支那文化の傳來系統 (六二) — 部

藩的倭國の統一化と王莽時代漢の壓力の衰亡(二六三)・倭奴國王の封號(二六三)・倭(二六三)・後代
 足利氏の日本國王考合(二六三)・日本の統一的國家の發端と後漢の初め(二六三)・所謂鼻彌呼時代(二六三)
 一後漢以後の交通頻繁且つ重要な證(二六四)・當時日本の生活狀態(二六四)・後漢以後六朝時代との交通
 上名分正しからざりし所以(二六四)・聖德太子の功績(二六四)・當時日本國力の強盛人民の知能發達と三
 韓(二六五)・氏崩壞の動機人口の増加地域の擴大と氏の結合弛緩(二六五)・傳教の傳來(二六六)・個人の
 存在觀念喚起(二六六)・佛教と個人並氏(二六六)・大化改新(二六六)・大化改新の根本的思想(二六七)・大
 寶律令(二六七)・國非二君民無兩王(二六七)・明治維新と聖德太子の政治的理想觀(二六七)・明治維新と
 其根本的思想(二六九)・通譯外交と國家の體面(二七〇)・日本開關以來新外交の紀元(二七〇)・大寶令
 (二七三)・行政區劃(二七三)・此里と後世の村(二七三)・五保の制(二七三)・斑田の制(二七三)・耕地共有制
 度に就て(二八二)・地割制(二八二)・斑田の實行(二八二)・大寶令の田割と支那の田制(二八六)・斑田制の
 行はれたること凡二百年(二八九)・斑田制の行はれざるに至れる所以(二八九)・公墾田私墾田(二八九)・
 土地特殊所有權の發生(二八九)・斑田制の墾廢(二八九)・大寶令の相續規定(二九〇)・財産相續の客體
 (二九一)・墾田沽却券(二九二)・封建時代の前提(二九二)・莊園(二九二)・權門勢家の土地兼併(二九二)・名
 を棄て實を取る經濟の力(二九五)・大莊園主の實狀(二九五)・農民生活並事情(二七七)・人口並地價の増
 加(二九六)・外國交通(二九六)・農具農術の輸入(二九六)・交通機關(二九六)・火燈袋(二九六)・路傍の果
 樹(二九六)・飯米(二九六)・年魚(二九九)・狩獵(二九九)・水田陸田(二九九)・田畑の作物(二九九)・山成物
 (二九九)・蔬菜(三〇〇)・果實木實(三〇〇)・草棉(三〇〇)・茶(三〇〇)・耕作及收穫(三〇〇)・犁(三〇〇)・
 耕耘(三〇〇)・施肥(三〇〇)・畑灌漑の例(三〇〇)・養蠶(三〇〇)・手末の調(三〇〇)・支那の蠶種輸入
 (三〇〇)・機織(三〇〇)・着繭製絲(三〇〇)・絹布の賣(三〇〇)・出羽の國の養蠶(三〇〇)・京師の調代納(三〇〇)
 ・平安朝末蠶桑衰ふ(三〇七)・牧畜(三〇七)・禁肉食の習(三〇八)・牛馬の賣買(三〇八)・牛乳(三〇八)・養

豚(二二九) 養蜂(二二九) 工蠶(三二九) 衣(三三〇) 食(三三二) 住(三三三) 山林(三三三) 農具(三四〇)
 蟲害(三四四) 備荒儲蓄(三五五) 義倉(三五五) 常平倉(三五六) 不動穀又遠年穀(三五六) 節儉令(三七七)
 小作の濫觴(三七七) 小作料の制限(三七八) 開墾移住の獎勵(三七八) 墾田三世一身の制(三三九) 墾
 田の永世所有(三三九) 墾田制限令(三三九) 開墾地獄下年期(三四〇) 租稅減免の法(三四〇) 檢見法の
 濫觴(三三二) 大化前の租法(三三二) 大化後の租法(三三二) 大賣令租法(三三三) 和銅租法(三三三) 國
 内交易(三三三) 國外貿易(三三三) 度量衡(三三三)

III 中古時代

(A.D. 981—1002)..... 一三五

徵兵の初め(二三五) 寓兵於農(二三六) 封建の萌芽(二三六) 士農の分岐(三七七) 新社會組織(三七七)
 政權武門への推移(二三元) 都市發達の徴(二三元) 貞永式日(二四〇) 武家法律の基礎(二四四) 建武
 式日(二四二) 封地(二四二) 封建制度の基礎(二四二) 所謂「御下文」(二四二) 臣僚國家の基(二四四)
 一種の植民政策(二四四) 國情相違の點(二四四) 封地の特色(二四四) 身臣對封主(二四四) 貫高(二四七)
 軍役の一斑(二四七) 貫高と永高(二四七) 天正の石直し(二四八) 石高(二四九) 取箇(二四九) 足利
 時代の租米(二五二) 天文の檢地(二五二) 幕臣時代の租米(二五二) 江戸時代の租米(二五二) 農民對領
 主(二五二) 都府建設の時代(二五二) 都市經濟の濫觴(二五二) 都會生活の發達(二五二) 知行の相續
 (二五二) 財産相續法の一般の原則(二五六) 總領相續(二五九) 單獨相續(二六〇) 單獨相續の起原(二六〇)
 總領相續の起原(二六〇) 嫁資の往返(二六四) 戰國時代の農業(二六四) 貨幣經濟(二六四) 耕作法
 一斑(二六六) 施肥(二六六) 種子(二六九) 苜蓿(二七〇) 牧畜(二七〇) 水田の二毛作(二七二) 農具
 (二七二) 作物(二七二) 林制(二七二) 海道渡船(二七二) 衣食住(二七二) 教育(二七三) 金融(二七三) 一
 德政(二七三) 賭博禁令(二七三) 商品としての農産物(二七三) 都會附近農の發生(二七三) 土地買賣

(三七五) — 人身賣買の禁 (三七四) — 奴婢 (三七四) — 租税 (三七四) — 足利氏末政の所謂秕政の反面 (三七五) — 足利時代支那貿易の動機 (三七六) — 諸大名將軍の貨幣獲得熱 (三七七) — 巧妙なる外資輸入法 (三七七) — 外國貿易と飛道具の傳來 (三七七) — 征韓の役の効果 (三七八)

IV 近古時代 (A.D. 1603—1867)……………二七九

中古時代 (二七九) — 封建國家の破壊 (二八〇) — 軍隊組織の變遷 (二八〇) — 經濟上の變遷の件至 (二八一) — 諸大名の農民政策 (二八一) — 戰時人心と宗門の勃興 (二八二) — 耶蘇教の傳來 (二八二) — 日本羅馬字の紀元 (二八二) — 十六世紀中葉に於ける日本の發展狀態 (二八三) — 封建的ヒアアキー (二八五) — 武家諸法度 (二八六) — 領内行政 (二八七) — 大名の罰則 (二八七) — 公武法制公家諸法度 (二八八) — 家康の法制による將軍家拘束 (二八八) — 徳川氏一家の宰相にして又一國の宰相たる老中 (二八九) — 牒者政治 (二八九) — 社會階級 (二九〇) — 農民政策 (二九三) — 農は國之本 (二九三) — 百工は國の寶 (二九四) — 無禮者め (二九五) — 商人入る可らず (二九五) — 農本主義の二派 (二九五) — 支那思想に淵源する尙農論其一 (二九六) — 其二 (二九六) — 兼併農人 (二九六) — 其三 (二九六) — 其四 (二九六) — 人返し之法 (二九六) — 其五 (二九六) — 兵農説及游民禁止説 (二九七) — 社會制度の維持策 (二九七) — 鎖國 (二九八) — 漢學 (二九八) — 家族生産單位 (二九八) — 村落團體 (二九八) — 村の起原 (二九八) — 村の組織 (三〇〇) — 庄屋と名主と自治制 (三〇〇) — 村民の代表者 (三〇一) — 組頭 (三〇二) — 年寄 (三〇三) — 一村の住民 (三〇三) — 寄合 (三〇五) — 五人組 (三〇五) — 五人組の起原 (三〇七) — 組合 (三〇八) — 土地所有權 (三〇九) — 農地占有權の保障 (三〇九) — 土地賣買の禁止 (三〇九) — 農地相續 (三一〇) — 農民の土地分配最小制限 (三一〇) — 御家斷絶 (三一〇) — 所謂浪人 (三一三) — 分家養子隱居の制と祖先祭祀 (三一三) — 所謂「總領」の甚六 (三一四) — 土地賣買の禁を脱がるゝ假設取引 (三一四) — 五反百姓の起因 (三三六) — 農民の地位 (三三七) — 人格の自由 (三三九) — 鎖國的保護の結果 (三三九) — 美術、美術的工藝 (三三九) — 農業 (三三九) — 農作物

(三三) — 四木三草 (三三) — 米 (三三) — 其他 (三三) — 外國種作物 (三五) — 促成栽培初物蒔物 (三七)
 — 百姓の仕置の事 (三九) — 重農の意義 (四〇) — 當時農民の生活 (四〇) — 重き税率 (三二) — 穀を脱し
 たる四公六民 (三三) — 乍去勸農は勸農 (四三) — 新田開發の弊害 (四四) — 土地兼併の因 (四四) — 檢見
 法の惡結果 (四五) — 代官政治の弊 (四六) — 人口移動拘束政策 (四六) — 農民離村 (四八) — 「町奉行」
 (四九) — 江戸の繁榮 (四九) — 懸金の習慣 (三五) — 都市繁榮の裏面 (三五) — 其實實 (三五) — 博奕 (三五)
 — 富籤 (三五) — 隱賣女 (三五) — 擔尿漢 (五六) — 此れ都市集中の原因 (三七) — 江戸人口減少策 (三五)
 — 經濟上の發展の勢の然らしむる所 (三五) — 當時商人の社會的地位の表裏 (三〇) — 時勢と農民の心理
 (三六) — 武人階級の品性墮落 (三三) — 町人の潜勢力 (三六) — 武家財政の困難 (三六) — 町人武士の上
 に立つ (三七) — 國學の復興 (三九) — 米一揆及百姓一揆 (三七) — 黒船の入港 (三七) — 外面動機 (三七)
 — 尊王攘夷 (三六) — 明治維新 (三七) — 内面動機 (三九) — 農業事情 (三六) — 農民生活 (三六) — 雜穀
 食獎勵 (三二) — 米食の制止 (三三) — 住居及職業の不自由 (三三) — 人別改の嚴密 (三四) — 人身賣買の
 禁 (三四) — 雇傭期限の制 (三五) — 農民の權利 (三五) — 人口統計 (三五) — 家屋の制限 (三六) — 食物
 (三七) — 衣服 (三七) — 耕作法 (三九) — 耕作心得 (三九) — 犁一擺六 (三九) — 種子 (三九) — 土地を見る
 法 (三九) — 地目の選擇 (三九) — 上中下の農人 (三九) — 除草 (三九) — 肥料 (三九) — 山林 (三九) — 四
 木 (三五) — 村中共同苗代論 (三九) — 灌排土功 (三九) — 農具 (四〇) — 害蟲 (四〇) — 養蠶 (四〇) — 牧
 畜 (四〇) — 山林 (四七) — 土地の種類 (四八) — 交通 (四九) — 賑恤 (四二) — 貯穀 (四二) — 租稅 (四二)
 — 檢地 (四四) — 農民教育 (四五) — 貨幣 (四六) — 物價 (四七) — 金融 (四八) — 度量衡 (四九)

V 最近時代 (A.D. 1868 以來)..... 四二〇

明治維新と農業改革 (四三) — 土地處分權及經營に關する束縛の解除 (四三) — 土地所有權確認 (地券交

付(四三) 官有地民有地設定(四四) 地租の改正(四四) 雜稅賦役の整理(四五) 關所廢止(四五)

關所廢止(四五) 官制(四五) 農商務省の設立(四六) 第一期(四六) 開拓事業(四六) 牧畜

事業(四六) 普通農業(四九) 養蠶製絲茶葉糖業(四三) 明治六年澳國博覽會參同の效果(四三)

絹絲紡績(四四) 蠶蠶解剖(四五) 我國會社組織の階梯(四五) 澳國博覽會傳習技術(四六) 農業

三事(四七) 學農社(四六) 本邦農學校の嚆矢(四三) 農業雜誌の嚆矢(四三) 老農(四四) 農會

(四四) 蠶絲業(四四) 茶業(四四) 蠶種紙燒葉並潰潰し(四四) 蠶種其他檢査(四三) 米穀改良

は舊弊(四三) 米穀輸出解禁(四二) 第二期(四三) 産業の放任(四三) 農科大學(四三) 農商

工獎勵に關する諭告(四四) 紡績業の長足の發達(四五) 農工業衝突の發端(四五) 輸入棉花鋤免

問題(四五) 足尾鎮毒問題(四六) 政府の産業上の施設方針(四七) 其一(四七) 其二(四八)

其三(四九) 其四(四九) 其五(四五) 米穀種類改良(四五) 農事獎勵諸機關の設置(四五) 全

國農事會(四五) 第三期(四五) 日清戰爭後政府の産業方針一變(四五) 此期間に於ける農制施設

(四五) 法令の天降り(四六) 第四期(四六) 此期間の農制施設(四六) 生産手段の集中(四六)

地主小作間の紛擾(四六) 個人主義の發展(四六) 社會問題の發生(四六) 階級闘争の端緒(四六)

農民營利思想横溢の例(四七) 時局に由る投機の實物教育(四七) 明治初年の世間の大投機(四七)

所謂養蠶村と普通村(四七) 農業勞力の缺乏問題(四六) 農村工女問題(四七) 農産物輸出入増

進(四七) 資本主義の三期(四八) 世界戰爭に就ての唯物史觀(四八) 我邦の歴史に於ける唯物史觀

(四九) シムバルトの資本主義論(四九) 資本主義經濟組織の特徴(四九) 近世資本主義發展の三大

要件(四九) 明治七八年の學術界並思想界の趨勢(五〇) 明六社の創立(五一) 明六雜誌の發兌

(五〇) 明六雜誌に現はれたる當時の思潮一斑(五三) 總計百一篇中理化學に關するもの唯一(五二)

學商と自然科學(五三) 當時の自然科學に關する知識一斑(五三) 學者會合の有意義の證(五五)

一四十七年前の國語洋字に改むる論(五二五) 國民性と自然相關論(五二五) 一非保護稅論(五二六) 一出版
 自由論(五二六) 一妻妾論(男女同等論)(五二六) 一男女同數論(五二六) 一リボルナーの説(五二七) 一ナショナル
 ル、ケレクトルの論(五二七) 新聞紙論(五二七) 一内地雜居論(五二八) 一内地雜居駁論(五二八) 一政府屋の
 店先を僅かに改革せる御一新(五二八) 一段と高さ其見識(五二九) 一ハイカラ實際家と其商業思想(五二九)
 一武藏坊辨慶の入婿(五三〇) 一利害打算的早婚の非に不賛成(五三〇) 眞の學者の本能發露(五三〇) 一争は
 れざる天稟の發露(五三〇) 一何處までも實際家なる先生(五三〇) 一唯物的實際的議論に對して唯心的乃至
 精神的宗教的思想(五三〇) 他の論者と異なる大なる着眼點(五三〇) 一車の兩輪島の兩製たる藝術教法
 (五三一) 一頭地を抜ける形而上的宗教的方面的學術及言行(五三一) 一學者として實際論の價值(五三九) 一
 我農界の學者の注意すべき所(五四〇)

第五章 結論……………五四二

産業乃至社會革命の前提(五四二) 一社會組織進化の階段(五四七) 一社會的革命的意義(五四八) 一農業革命
 其一(五四〇) 一農業革命 其二(五四〇) 一農業革命 其三(五四三) 一農業革命 其四(五四五) 一愛媛縣新居
 郡に於ける地主小作紛擾事件の近因となれる技術者の沒常識(五五九) 一農業革命 其五(五五九) 一今日の
 農業教育組織の革命(五五九) 一我農業が齎らすべき運命(五五九) 一之に反する幾多事情の存在(五五九) 一
 常に社會上の意思に先立つ經濟的發展(五五七) 一我農村に於ける富の集中の趨勢(五五九) 一小農主義制と
 大農主義制との獨逸農政の根本方針(五七〇) 一社會生産力の發展に順應せんとする我農業組織(五七〇) 一
 農村地主小作紛擾事件(五七〇) 一其一 愛知縣海部郡永和村の事例(五七三) 一小作減免の請求(五七三) 一
 地主同盟會と小作同盟會(五七三) 一宅地明渡の請求と小作側の示威運動(五七五) 一仲裁案成立(五七四) 一基
 金設置規程(五七四) 一其二 愛媛縣新居郡の事例(五七五) 一紛擾の狀況(五七五) 一對抗の狀況(五七五) 一翌

年の紛擾(五七) — 小作と地主の對抗策(五七) — 警察の檢舉(五七) — 新居郡の小作状態(五七) — 小作
 権の賣買(五七) — 地主と小作の間柄(五七) — 紛擾の近因(五七) — 産米検査撤廢運動(五七) — 地主會
 と小作者會(五七) — 縣農會の調停(五七) — 縣當局者出張(五七) — 地主遂に案以上の大讓歩(五七) —
 紛擾の大部分解決(五七) — 其三 福岡縣四郡に於ける百姓一揆(五七) — 農民の取消決議強要(五七)
 — 縣會大多數にて産米検査の否決(五七) — 其四 大正七年秋の米騒動(五七) — 其前提(五七) — 其誘
 因(五七) — 其眞因(五七) — 特殊部落の情態(五七) — 其五 地主の倒産する事例(五七) — 地價五六千
 圓乃至一萬圓の大地主數戸の没落(五七) — 其所得一ヶ年千俵(五七) — 賣買地價十萬圓の地僅々千圓の
 純所得(五七) — 十年前に十萬圓の大地主五年後にプロレタリア(五七) — 農村教育者の任務(五七) —
 日本の社會生活の特色(五七) — 生産手段の集中、労働の社會化と資本家の外被と兩立難(五七) — 日本
 社會革命の變態なる所以(五七) — 日本の産業革命と獨逸のそれとの比論(五七) — 我農村及農業にとつ
 て根本的に必要なる點(五七) — 日本農業史の時代區分(五七)

附 錄

本書參考並引用書目

——(目 次 畢)——

日本農業史論

農學博士 石坂橋樹 著



第一章 序 論

經濟的事
由を以て
社會萬般
の現象及
其歴史を
説明せんとす

經濟生活
は凡ての
生活の根
本條件

經濟的事由を以て社會萬般の現象及其歴史を説明せんとする一派の學者あり、Marx, Engels の徒なるが、此唯物史觀 (Materialistische Geschichtsauffassung) のみを以て、事物の真相を觀破するに足るとなすは過まる所あることを知らざるべからずと雖も、少なくとも社會萬般の現象及其歴史は經濟的説明によりてよくその真相を捉へ得べきものなり、是れ經濟的生活は人世 (一の理想) に對して向上發展せんとする人類の努力的過程) の根本なればなり。

人の生存は己れを維持すべき能力如何に屬す。經濟生活は夫故に凡ての生活の根本的條件なり、然れども人生は社會生活なるを以て、個人の生存は社會構成の規模中に動く、而して之れがために

變形さるるものなり、此個人と其生存條件との關係は、亦以て其團體に於ける生産消費の關係と同様なるを知るべく、夫故に社會階級の諸關係及社會生活の諸種の現象を條件付くる所の社會構成に於ける諸變形其ものは、畢竟經濟的事由に之を遡因せざるべからず。

凡そ植物動物の如き如何なる自然物と雖も、歴史を有せざるはなし、然しながら數十年數百年を経るも、何等見るべき變化を生ぜざるもの、若くは變化を生ずれども常に略同一の變化を繰返すに過ぎざるもの、斯の如きものの記録に對しては、吾人は興味を感ずること多きを得ざるべし。

夫の歴史を定義して嘗て起りたる事實 „was geschieht und was geschah ist“ の記録なりと解する時は、此等苟も時間的経過を有するもの、總て各其歴史を有すべき理にして、歴史なるものの興味何となく落莫たるを感ぜしむ。

茲に於て歴史とは(一)過去に起りたる事實の記録なること(二)時間的経過を有すること(三)個別的記録の要あることの外に(四)文化に對して貢獻ある事實たるを要すとなす、假令確實なる過去の事實なることの證明ありとも、何等文化的價値に干與する所なき事實は、單なる事實の記録に過ぎず、苟くも史的事實たらんには、以上述べたる四個の要件を具備せざるべからずとなし、その文化價値に重きを置けば是れ歴史を以て人類特有のものとなし、人類及人類の干與せる事實の記録に局限するものなり。(Ch. Seignobos: *La Méthode Historique appliquée aux Sciences Sociales*, p. 2)

既に歴史の對象となるべきものは人類の干與する事象にして、而かも其文化價値に干與する事實なりとなす、其論理當然の結果として、進化若くは發展の觀念を豫想するものなり、今人類の社會的變遷、即ち原始的民族の時代より今日の現代文明人の域に達したる過程を進化なりとすれば、然らば斯かる文化を形成する人類進化の過程は、如何なるものを其根本的動機となすか、蓋し人類は有史以來一の社會を形成し來れり。如何なる個人と雖も、此社會を離れて生存し得るものにあらず、從て亦社會の影響を免がることを得ず、而して社會を維持形成するに必要な條件は、一二に止まらざれども、其根本的に絕對に必要なは、各個人の生命の維持に在ることと論を俟たざるなり。

何等文化
的價値に
關與する
所なき事
實の記録

文化形成
の根本的
動機

生命の維持と物質的生活

物質的方面の活動内容範圍

積極的精神の發露と消極的精神の發露との比較

人生の經濟的方面の歴史の根柢に於ける有力的動因

唯物史觀又經濟的對觀の反對說

生命の維持に最も必要なるは物質的生活に外ならず、少數の人によりては偶々物質的評價を精神的評價の下に置くことありと雖も、多くの人にありては、物質的生活は時に其靈的生活をも壓迫し去りて、其全生活を支配することすら甚だ多く、實に一般人類にありては、生命の維持と物質的生活との關係一層密接にして、其生存を欲求する意思は極めて強く、殆んど原始的本能ともいふべきなり。

抑も斯の如き物質的方面の活動は、いふまでもなく、單に個人の生活を支配するに止まらず、延て更に社會全般の狀態に影響する、甚だ大なるものあり、之を換言すれば、吾人の社會生活は常に經濟的生活に左右せられざるを得ざるなり、勿論人生は一の理想「*idea*」に對して、向上發展せんとする人類の努力的過程なるを以て、物質的生活以外に精神的方面の活動あり、時に其感情の發露は物質的方面以上に、吾人の生活を支配することなきにあらざれども、斯の如きは變態にして、常態としては竟に物質的生活の影響を避くること能はず、又之に反して、斯かる積極的精神の發露に非る夫の世を捨て俗を脱する聖人の徒の如き、消極的精神的活動に於ても、其生命を維持せんとする限り、亦物質的生活より離るることを得ず。

果して然らば原始的民族の時代より、今日の現代文明社會に達したる進化過程の如き、人類の社會的變遷、即ち社會組織の變動の根本的原因は、之を經濟的原因に歸せざるを得ず (*Seligman, The Economic Interpretation of History, 1917, p. 3*)

人生の經濟的方面が、少くとも歴史の根柢に於て、有力なる動因たること、斯の如きは、畢竟するに、歴史の根本的動機は、人類生活の根本的動機と同様なるが故にして、人類の歴史を考察するには、經濟的原因を闕却する能はず、之を闕却せる記録は、到底、文化の過程を正當に記録したるものにあらざるを知るべし、否經濟的原因を闕却しては、到底十分に明白に文化的過程を正當に記録すること能はざるなり。

斯の如き觀念を以て、人類進化の過程を記録せんとするもの、之を唯物史觀又は經濟的史觀となす。

但唯物史觀又は經濟的史觀に反對說あり、*Mitchell* の如きは歴史に適用するには、經濟的史觀論は單純に失せりとなし、一般に歴史上の事實の精神的影響を説明したる後、社會的進化を研究し (一) 外的權力に訴へたるものも、次第に内的許否の思想に代りたること、外形的權力の支配に基かずして、内的の道德力によれる如くなりたること、(二) 個人の人格的價值を一層

認むるに至りたること、(三)權利 Right のための争闘も、次第に正義 Justice のためのそれに變りたること、等の社會的傾向を擧げて精神的歴史觀を力説する所あり (Matthews, *The Spiritual Interpretation of History* (1917) pp. 67—68)

Seligman の如き、亦有史以來の人類の精神的勢力の及ぼせる諸現象の總べてを、經濟要素の研究のみを以て、充分明白に説明せんとするは、否なり、(Seligman, *Economic Interpretation of History* p. 156) と説かれ、其他唯物史觀に反對する諸説は Seligman の同書 pp. 89—90 に掲ぐる所の如し。

然れども、吾人を以て觀れば、斯の如き反對は毫も唯物史觀論の根本的價值を傷くるものにあらず、人生及社會の諸事象を説明するに當り、一々事々物々に就て各別に之をなすべき要あるを見ず、之れが總和の上に於て、根本的説明を與ふるあれば足る、他の多少の反對事象の如きも、其總和的説明の渦中に没すべし、斯かる場合に於て、若し單に精神的要素を力説するが如きは、恰も表面に騒ぐ浪濤は風向に依つて朝夕を異にすれども、底沙に刻める潮流の跡は、一定の軌を保つて、動かざるを知らずして、河潮の眞の運動を知らんと欲するが如し、吾人若し河潮の眞運動を知らんと欲せば、水面下に入りて之を觀察せざるべからず、表面に騒ぐ吾人相互又は社會裡の言動を基礎とするが如きは、水面の波濤の狂亂するをみて、下に萬濤の深淵あるを知らざるものにして、畢竟無責任なる皮相的結論を得る以外、何等の權威ある論定をなす能はざるなり、然らば潮流を知るべき水中並に河底の實相に擬すべきものは、何ぞや、人類生活の根本的動機たる經濟的事由、是れなり、此經濟的事由の波動する所、常に人類歴史の根本的動機たらざるばなし、故に人類生活の根本的動機たる經濟的事由を捉ふるを得んか、是れ人類生活の最も貴重なる方面に於て、契合一致せる根本的説明を得たるものにして、自餘幾多の精神的言動の不一致の如きは、水面波濤の狂亂に比すべく、決してその人類生活の經濟的説明といふ大本に、實際上、累を及ぼすが如きことあるなきなり、是れ或は非科學的論斷なるが如く、斯の如き理想論の假定に就ての反對論は、之を想像せざるにあらざれども、實際的方面より之を論ずれば、吾人の言ふ所首肯し得らるべきを信す。

更に考ふるに唯物史觀は社會の物質的基礎が一切の生活方法を決定するをいふ、而して社會の有らゆる物質的要素中眞に變化發展の可能あるものは、獨り經濟的要素にして、其れ以外の物質的要素例へば人類の如き、地理の如きは、固より社會に

人生及社會の諸事象の說明に於ける精神的要素の力説

社會の物質的要素

中變化發
展の可能
あるもの

生物的愛
着と理性
的愛着

此兩者の
生活の結
合状態及
其程度

今日の高
度社會的
組織に於
ける人類
の本能の
行動的哲
學的意識

定の特徴を附與することありと雖も、決して社會進化の原因たらず、蓋し彼等は殆ど其自體進化せざるを以てなり、是故に唯物史觀反對説は、畢竟之を捨つべからず、參照すべきものたれども、之れがために唯物史觀論の根本的價値に得喪を附與するものにあらずといふを得べし。

自己を中心とする各個人が、家族國家等の形式に依て、他の個人と結合するは、利己より生じたる便宜上の成果なれども、各個人を斯く結合するに至らしむる原因は、之を二個の愛着に歸することを得べし、生物的愛着及理性的愛着是れなり、生物的愛着とは、凡ての動物が有する無意識的結合の感情にして、理性的愛着とは、之に反して、意識的に相愛着するものなり、前者は純然たる生物的なるに對して、後者は皆精神的と稱するを得べし、純然たる生物的愛着は是れ生物に共通する本能的無意識的生活にしてその稍精神的愛着は人類に特有なる合理的意識的生活なり、吾人類の生活は常に此兩者によりて左右せられ、從て吾人の歴史亦此兩者によりて支配されるものなり。

此兩者の生活の結合状態及其程度如何は、之を限定すること、頗る困難なる問題にして、人類の血族的愛情、創造的欲望と雖も、尙單に本能的行動の發露に因るにあらずして、Mushulの所謂熟慮靜思的成果に因る部面もあり、未開野蠻の時代にして經濟行爲の營利衝動的ならざるに於ては、殊に然りとす、異性相求むるの情は、不具ならざる限り、冷靜なる個性判斷以上に出づること少なからず、認識慾の強烈なることは、現今の如き物價騰貴の際に於ても、尙華美なる衣服、高價なる化粧品、裝飾品の類の市場に於て賣買せらるることの、甚だ多きによりて之を知るべし。

斯の如きは單に一個人の場合のみに限らず、國際間若しくは階級間に於ても、同様なりとす、今日の如き交通經濟の高度の社會組織に於ても、人類の本能的行動の哲學的意識を理解し、之に生きんとするものは、極めて少數者のよくする所に於て、普通一般の人間は生存するが故に、生存するのみ、何が故に生存するかは彼等にとりて當面の問題にあらず、其理由は何なりとも、彼等は單に生存せんと欲する本能的欲望の充足を、必然的に要求するものなることを知るべし An'on Mungar等の主張する生存權の理論的根據が、如何なる學理に基くかば彼等の知らんと欲する所にあらず、去れば、吾人の根本的に生存せんと欲して、本能的創造的欲望の充足を必然的に要求する本能は、強く吾人の行動を支配すべく、他のあらゆる本能を超越

物質上の占有獲得の本能と近世經濟組織

所有衝動と創造衝動

所有獲得の本能は生きんとする自己保存の發露

盲目的非内容的無階級闘争の喚起

越することは、生存慾の必然的の反面たる死に對する恐怖の、本能的に如何に強きかを以て、之を知るべきなり、是に於てか知る、物質上の占有獲得の本能は殊に近世經濟組織に於て、著しく重要な程度を増加せり、今日に於ては夫の物質上に於ける最低生存 Minimum Existenz に満足するものは、一人としてあらざるべし、唯己むを得ざるに出で、而かも常に之が向上を求めて離脱し、努力せざるはなし、現代吾人の求むる所有本能は、其目的物を貨幣でふ形態に於て實現す Bertalanffy 衝動が人類の生活を鑄型するに於て良心よりも遙かに大なる力あるを説き、衝動を所有衝動と創造衝動の二大類に分ち、所有權物の如く人に配分し得ざるものを獲得し、又は保持せんことを目的とするを、所有衝動とし、知識藝術善意の如き個人的所有物にあらざるべき、世界に何物かの價値を創造する所のものを、創造衝動と命名せり、而して創造的衝動に最も貢獻する生活は最良にして、所有慾に基くこと最も多き生活を最惡とす、政治的諸制度は吾人の性狀に影響すること、甚だ大なるものなるを以て、それは所有階級の出費によりて創造力を振作すべき制度ならざるべからず、國家、戦争、財産は所有衝動の主たる政治的形態にして、教育、婚姻、及宗教は創造衝動を形成すべきものなり、但今日に於ては、彼れが如く甚だ之れが適合性を缺くを以て、之れが創作力の自由解放を以て、政治學並に經濟學に於ても、等しく其の改良の主義となさざるべからず、是れ予が確信する所なりといへり。(Bertalanffy: Principles of Social Reconstruction, Preface)

ラツセルの言ふ所當に然りと雖も、所有獲得の本能は生きんとする本能、自己保存の發露なり動もすれば、其自己保存の限界を脱して、自己主張をなし、相互に原始的闘争を開始するに至る。此本能的衝動生活たる所有慾の無限に對して、之れが満足なる充足は、寧ろ不可能なるを以て、理性的自由意思の之に關與せざる能はず、近世産業組織の特徴たる熟慮靜思的行動は即ち之を證する一面なりと雖も、Arthur Schopenhauer (1788—1859) の天地萬物現象盡く一の意思 Willé の發現に外ならず、而かも斯の意思たる ("Willé Zum Leben" 生活意思現象の世界は意思の表現としての世界の意) 盲目的、非理性的、無内容的にして、求めて飽くことを知らざるものなりとせば、從て此の生存的本能に基く産業組織の變更必然なりとせば、社會に不平等なる階級の存せざることなき限り、階級争闘を喚起し、而かも其の争闘たる真相に於て、荒野に餌を争ふ餓虎のそれに遠からざるものたるべし、然れども、理性的判斷作用は、人類をして他の生物と異ならしむる唯一つのものにして、唯人類に

欲望價值
と理性價

理性的自由意思の
立場より
見たる經濟的
文化觀論
の價値

社會的慣行の
自然科學

自由意思の存在するによりて、可能なるものなれば、自然的本能的要求に基く欲望價值の外に、理想的、自由意思的要求に基く理性的價値の意識存するものにして、此欲望價值 (Begehrenswert) と理性價値 (Nennwert) は人類の歴史の根本的要素とせざるべからず、即ち吾人の經濟的行動は盲目的本能的生存慾にのみ支配せらるるものにあらず、生存的本能を脱却せる經濟的考慮が、物質的文化を經營發展せしむるに、極めて必要なること、又其必要なる所以は吾人の疑はざる所、又歴史の之を證する所なり、然りと雖も、人類の本能的衝動より生存慾と所有慾とを除くときは吾人の本能的生活は極めて薄弱微力なるものなり、何となれば、此兩性の本能によりてのみよく自己保存を繼續する可能を有するものなればなり、經濟的史觀論は、斯かる最も強度なる本能的衝動たる、生きんとする欲求の根本に立脚し、加ふるに物的占有の本能に立據せるものなるを以て、人類の本能的衝動生活を論ずるに當つては他の如何なる歴史觀よりも有力なることを論じ、但物質的以外の本能、マシユース (Machtwort) の精神的史觀論所謂經濟史觀論の反對要素なる、親の慈悲、冒險、名譽、遊戲、光榮、等の感情及藝術的衝動も、其根本を遡究するときは、所詮、自己保存と自己主張とに歸するを得べし、今理性的自由意思の生活の立場よりして經濟史觀論の價値を見んか、營利衝動の熟慮靜思の方面の生活及其程度狀態は、時代により、國により、地方によりて、異なるのみならず、同一社會に於ても、亦階級により、職業により、異なるものあり、その原始的未開國民間に全然缺如せるは、論なく、歐洲文明國民間に於ても、南部及東部國民には、北西部の國民よりも遙かに弱く、就中その最も發達せるは、英國及北部佛國なるべく、獨逸にありては南部地方よりは北部地方に多く、發達し、我邦に於ては、京阪地方に於て東北地方より多く發達せる狀況なり、更に商業家、銀行家、大企業家には大農家よりも一般に強く、官吏、軍人、宗教家、教育家等の間に薄弱なるが如く、手工業者及小農業者の間に於て緩慢幼稚なるを免れず、果して然らば、熟慮靜思の成果たる經濟的行動は、人類の全面に涉らず、比較的小部面に限定ざるを信ぜしむべしと雖も、從て經濟史觀論の價値の限界を思はしむべしと雖も、然れども、凡そ人類は特定の行爲を始むる前には、其社會的行爲の利害を打算せざるはなし、人自ら之を意識せず或は深く意識するの差は、個性及境遇等によりて一様ならずと雖も、人が特別に合理的打算をなさずして、漫然云爲したる場合は、實は社會的慣行に従ひたるものにして、而して其社會的慣行そのものは、既に種々の行動の綿密仔細に調査せられたる成果にして、冷靜

なる理性的判斷の範圍に入り、一の自然科学的因果關係の加はりたる經濟的文化價値を有するものとせざるべからず、果して然らば、經濟史觀論の文化的價値は、人生の個人的社會的部面にも、本能的自然的無意識的生活にも、理性的精神的意識的生活にも、深く浸潤瀰漫せざるばなきなり。

(以上の議論は野村兼太郎氏經濟史觀の價値三田學會雜誌)

Brentano は欲望を種々の標準によりて分類せる後更に欲望を其緊切の程度に應じて凡そ九の等級に分てり。

(一) 衣食の欲

(二) 性 欲

(三) 他人によつて認識せられんとする欲望、換言すれば名譽心にして、之を積極的にしては、卓越の欲望消極的にしては儕輩に後れざらんとする欲望なり、此欲望は單獨に現はれることもあり、又他の欲望と結び付て現はれることあり、裝飾物に對する欲望は先づ大體に於て純然たる被認識欲の發動と見て可なり、此欲望は決して文明人にのみ特有なるにあらず、未開人の裝飾欲が文明人のそれよりも薄弱なりといふ證據は一もなしといふて可なるが如し、野蠻人が屢次衣食の必要を忘れて裝飾品を求むることは、幾多觀察者の報導する所なり。

被認識慾が他の欲望と結び付きて働らく場合は、最も注意して觀察する要ありとす。

此三つの欲望の外、更に等級の劣れるものとしては、

近代の流行と昔時の流行との異點

近代流行の勢力及其激しき變遷と資本主義との關係

(四) 死後の冥福を希ふ欲望

(五) 愉快を求むる慾

(六) 治療の慾

(七) 清潔を欲する慾

(八) 教育科學藝術を欲する慾

(九) 創作慾

ありとす。

流行の現象は簡單なる欲望論丈にて之を説明すること能ず、流行現象の發生には近世資本主義大關係ありとなす、近代の流行と昔時の流行と異なる點は Fontaine によれば三點あり。

(一) 今日ば流行の支配を受くる物品數が非常に増加せること。

(二) 流行の支配を受くる人間の範圍が非常に擴大せること。

(三) 流行の變遷の度が昔に比して、甚しく速かになりたること。

近代に於ける流行の勢力及び其激しき變遷と、資本主義との間には、果して如何なる關係がある第一には流行と大量生産との關係なり、流行には二つの要素が含まる最も廣き意義に於ける趣味の統一と、其變化とはなり、現代に於て生産は原則として工場制度に依て複雑なる分業、精巧なる機

械を利用して、經營せらるゝ結果は、生産物の激増となる、此生産物の激増は畢竟同種同型の貨物の巨大なる數量が生産せらるるに外ならざるなり。

流行は一方に於ては需要の統一を意義するものなるが、此需要の統一は資本的大量生産によく適合せるものなること疑ひなし、此資本的大量生産が需要の統一を促したるものなるか、或は需要の統一が資本的大量生産を可能ならしめたるか、それは遽かに答ふること能はざる所なりと雖も、流行なるものが此點に於ては甚だ資本的生産方法の要求に適へるものなることは、甚だ明白なりとす。若し各人が流行の支配を受けず、各獨特固有なる趣味を發揮して、之に適するものを求むるならば、今日の工場工業が之に應ずることは不可能なるべし、但だ凡ての人が流行の威力を恐れ、己れの趣味傾向を全然忘れて（若くは始めより持たずして）是等流行の命ずる所に従つて、同じ模様を着物を被、同型の帽子を冠ぶり、同色の手袋を穿め、同じ問題を論せる本を讀むは、其生産者の立場より見れば、慥かに便利とする所なり。

新流行は一體誰れが造るか *Fashion* は歐羅巴に於ける婦人流行の發生の經路を詳述せるが、之に依れば、新流行は生産者又は商人によつて作られるものにして、決して消費者によりて作られるものにあらざることを知る、勿論新流行發生の上に消費者の及ぼし得る影響なしといはぬが、それは極微のものにして、流行創造に向つての根本動力は資本的企業家なり、巴里の名妓、英國皇太子の

如きは、單に新流行弘布の媒介者たるに過ぎず。

企業者は、生産者にても商人にても、相互の競争に由りて、最新流行のものを顧客に提供せざれば、劣敗者となる危険に絶えず脅かされるを以て、常に劣敗者たらざらんとして、争うて最新型の見本の蒐集に努力す、更に進んでは、競争上の優勝者たらんには、他に先んじて新奇のものを提供せざるべからず、一物を一層精巧に、一層低廉に造るよりは、形状その他を變造して、目先を新しくする方が、常に爲し遂げ易きのみならず、更に新奇のものを提供する事は、一層購買心を挑發するによる、人は新奇なるものの出來たるが爲に古き物を未だ十分使用に堪へるのに、唯だそれが舊式といふ理由を以て打棄てて、新物を採用する事實あり、加之、彼は特に近代人は變化を好む事實あり、故に競争場裡にある企業者も、取換へ引換へ、新奇のものを提供するは、正に消費者の要求に投ずる所以なりとす、之を他の語にて説明すれば、資本主義即ち自由競争の社會は、凡ての人より安固安定の感を奪取せり、即ち近代人は資本主義のためには甚しく神經的に不安にされたるなり。

此點に關して更にいふべきは階級心理なりとす、而して此階級心理よりの説明は寧ろ主要なりとす。

凡そ社會に階級の別を生せる以來、今日に至るまで、少しも滌らぬ事實の一は、上層の階級に屬

するものは、何等かの手段によりて、其上層の階級に屬する事實を示さんとし、下層に屬するものは、何等かの方法によりて、上層のものと同じき若くはそれに似たる體裁を整へんとする事是なり、是れ即ち今日所謂擬ひ物の盛に流行する所以にして、近代の生産技術を以てすれば、擬ひ物製造は極めて容易なるを知るべし、上層の階級に於て一の新流行起れば、各種の報導機關に依つて、直ちに社會一般に傳はり、而して速かに比較的下層の階級によりて、それが遙かに低廉に摸倣する所以なり然るに一方、斯く速かに模造物が造られることは、其自身直に流行の廢れる原因となる、蓋し上層の階級は其階級に特有の流行を有し、他の追従を許さざる所に誇りを感じるものなれば、新流行が下層の階級に傳はり、而かも低廉に摸倣せらるることが、知れたる瞬間に、全く其魅力失はれ、彼等は別に新流行を迎ふるに至るなり。

以上は流行現象と現經濟組織との間に、非常に密接なる關係あることを、明かにせるものにして、流行は資本主義必然の隨伴物なりといふべし、Combarb は大著「近世資本主義」中の一章に此事を説き、其終りに於て、

流行は、殊に現在の形に於ける流行は、資本主義最愛の寵兒にして、其本質の根本より生れ出づるものなり。

といへり。

流行の威力
と世人の
輕佻浮薄

本能的衝
動力の所
謂慣行に
よる其外
觀上無限
の相違と
段階

流行の威力に支配せらるる事、殊に流行變遷の急なる事、今日の如き事實をみて、之を現代人の「輕佻浮薄」に説明を求めんとするは、Comte の否定する所にあらずと雖も、彼は之を以て最終の説明とせず、更に進んで何故に現代人が斯く浮薄となりしかを究めて、資本主義は多數の人をして、其郷里と傳統とを棄て、大都會に群居せしめ、而かも都會に於て、彼等の大多數は自家を有せず、借家より借家に轉々す、更に自由競争は、彼等の營利生活より一切の安定保障を奪ひ去りたり、斯かる境遇に於て、人は自ら、不安、焦躁、神經的等の語を以て形容すべき性質を助長せざるを得ず。而して是等の特徴を有する現代人は、持續的に乏しくして變化を好む人物、即ち最も流行に支配せられ易き人物となれるなり。

上來述ぶる所の議論及び實例は人間の行動の、個人的にも社會行動にも、物質的原因の最も大なるを説き、其自己主張と自己保存（生存慾、所有慾、認識慾）によりて之を立證したるものなり、然れども之等の本能的衝動力は所謂慣行によりて、其外觀上無限の相違と段階を示すことは、例令ば、歴史家が現時露國革命の事蹟及原因を明らかにせり、而して獨逸に於て同一の事情及原因ありとせよ、而かも獨逸に於ては露國の如き性質の革命が起らざりしなれば、これ兩國の國民性の相違によると見るべく、同一の原因ありても或る國民は或る事件の原因となり、或國民には其原因とならず、即ち歴史的效力（Historische Wirksamkeit）といふものも國民性によりて異なるものと謂はざ

るべからず、其故如何といふに、もと個人は生理的、心理的、社會的など種々の作用の合成的結果以上の或る物にして、彼等の行動は一々に分析して、自然科学的に説明し得るとするも、個人なるものは此等の行動の連結の上に現はるる一意義なるによる、即ち之を換言すれば、自然科学的因果關係の加はりたる經濟的文化價値の發顯なり。

マルクス
の唯物史
觀の變動
會の變動
經濟的法
則の一般
的妥當性

唯物史觀
の公式中
に主張す
る二大點

マルクス (Marx) に據れば、彼の唯物史觀 (Geschichtsauffassung) は社會の經濟的構成の發展を一の自然的過程として觀察することにより…… Mein Standpunkt der die Entwicklung der ökonomischen Gesellschaftsformation als einen naturgeschichtlichen Process auffasst … (Das Kapital, Bd. I, (1890) Vorwort zur ersten Auflage, S. VIII.) 「現代社會の變動に關する經濟的法則」の一般的妥當性 (智識の客觀性) Es ist der letzte Endzweck dieses Werks, das ökonomische Bewegungsgesetz der modernen Gesellschaft zu enthüllen を發見せんとせるものなり、是れ歴史をして自然科学の立場に立たしめんとする試みなり、自然科学的に理解せんとする見解なり、而して唯物史觀の内容如何といへば、その「經濟批判 Zur Kritik der politischen Ökonomie」の序文中に於ける唯物史觀の公式中に主張する所の二大點、即ち人間の生産力の發展の程度に應じて社會に於ける人と人との社會關係が定まるといふこと (社會組織進化論) 「その二大要素一、社會組織は進化するものなる事 二、社會組織進化の主原因は社會組織と生産力の發展との間に於ける矛盾衝突なること」と、社會的の物質

人間の生活の直接的
生産過程と社會的
關係に關するに
淵源する精神上の
觀念

的生活は社會的精神的文化の表現形式を條件づけるものなりといふこと（精神的文化の物質的説明）とにして、「人間の生活（*Leben*）の直接なる生産過程」を明かにすれば、「之によりて又彼等の社會的生活關係及之に淵源する所の精神上の觀念」をも明かにし得らるることをいへるものなり。

彼は「工學は人間の自然に對する積極的生活關係、及び之に淵源する所の精神上の觀念を闡明す、此物質的基礎を無視するものは、宗教史と雖も、總て非批判的（*inkritisch*）なり……各時代の現實的生活關係より出發して、之れが宗教化の形態に及ぶには、唯一の物質的（唯物的）研究法にして、從て唯一の科學的研究法なり、蓋し歴史的過程を其範圍外に置く所の、抽象的なる自然科學的唯物論が、如何に缺陷を有するかは、之を代表する學者が、一步其専門外に出づるや、唯抽象的且觀念的思想を有するに過ぎざるを見れば、思半ばに過ぎん」の意をいへり。

是れ資本論第一卷の中機械の發展を論せる條下の補註にあり（*Das Kapital*, Bd. I, S. 325, 326 英譯 P. 406）、以てその自然科学の立場にありながら、自然科学的唯物論と歴史的唯物論即ち唯物史觀とを如何に嚴格に區別せるかを見るべし。

十九世紀の半ば頃は實に自然科学の全盛時代なりしなり、自然科学のみ唯一の學問にして、凡ての學問は自然科学的に研究せられ、又説明せらるべきものと考へられたるに、而かも *Munx* は歴史の研究に當りて、斯の如く抽象的なる自然科学的唯物論の、如何に缺陷多きかを、認識したるもの

市立中央圖書館

なり、而して、彼が經濟學研究の一般的結論として得たる、所謂唯物史觀が其名著資本論の全卷を縫うて走る所の連繋の繋り絲の如きを思はば、其社會主義の「科學的」を冠する、亦宜なりといふべきなり。(經濟論叢第十卷第二號資本論に現はれたる唯物史觀河上博士、參照)

然れども Marx の唯物史觀は、既に述べたるが如く、社會組織進化論と、精神的文化の物質的説明との、二大主張より成れるものなるが、而かも社會組織の根本原則は經濟上の主たる條件 (Grundbedingungen) へ同一なれば孰處にても同様の社會組織を形成するものなれども、而かも國を異にするによりて、「經驗的事情や、自然的條件や、人種的關係や、他の社會より蒙むる所の歴史的影響や、其他の事情が、「限りなく相違せる」ために其「外觀上には無限の相違と段階とを示す」ことを、Marx 自身認め居れる (Das Kapital, Bd. III. Teil, 2., S. 324. 325. (英譯 p. 719))

此點 Marx の最も苦心の存する所と思はれるなり、Marx は純粹科學的歸納法式によりて、その唯物史觀を建設せんと試み、自然科學的實在論を排し、歴史的實在論を嚴格に守り、確に成功したれども、もと歴史科學は記載科學たる純粹生理化學方程式の如く、食物のカロリー量と之を補給する熱とによりて、凡てを決定し去ることを得るものにあらず、精神生活の加味せられ居る價値の學問たるを以て、如何にしても選擇なき必然の世界にのみ定住すべからざるを實際に啓示したるものといふべし、之と同時に、歴史觀は直接經驗の事實を個々獨立の要素の結合に還元して、之を一級

的法則に概括せんとする自然科學的見方と異なる目的性質を、有するものなるを暗示するものなりとす。

茲に於て歴史の如何なる學問なるかを説かざるべからず。

今日に於ては學問は二つに分る、一は規範學 (Normwissenschaft) にして一は經驗學 (Empirie) 是なり、而して經驗學は又二つに分れて自然科學と歴史科學となる、規範學は價值判斷の學問即ち不可不 (Zollan) の學問にして、各人の規範的意識の上に立つ、例へば、論理學、倫理學、美學の如し、經驗學は之に反し經驗的事實の學問にして、全く吾人の經驗的知識に基くものなり、經驗學の一たる自然科學は吾人の得たる經驗的事實の間に於ける因果の關係を明かにし、如何なる原因より如何なる結果を生ずるか、因果關係を支配する一般的法則を求むる學問なり、歴史科學は、之に反し、何處かに於て時間上一度起りたる出來事を明かにする學問なり、歴史は即ち一時代 (一事件一人物) の事實を綜合統一し、其時代の特徴を顯はすといふが如き、特殊の意義と目的とを有する客觀的知識にして、其時代とか人物とか事件とかの個性を顯はすものならざるべからず、即ち一度起りて繰返すことの出來ぬ個性を明かにするものとす。

自然科學の研究法は連續的にして、一々異質的 (Heterogenanz) なる直接經驗の事實を同質的 (Eo-mogeneus) 媒介者 (Medium) の上に寫して、幾度にも繰返し得る個々獨立の經驗に分割し、斯く

改造せられたる經驗を統一して、一般的法則を見出さんとする、所謂一般化的研究なり、之に反し歴史科學の研究は個々の經驗を連續的に結合して、一度起りて繰返すことの出來ざる個性を顯さんとする、所謂、個性化的研究なりとす。

此歴史の對象となる個性を具へるものは、時間空間の上に考へられたる唯一の個物とか、出來事とかにあらす、生きたるものならざるべからず、歴史が個性を顯はすといふは或時代の出來事とか、或人の行爲とかいふものを、合目的に見ることにして、則ち或る一の理想又は價值(人間の文化)の實現として、之を統一(普遍化する)するものなり、即ち價值關係によりて事實を統一するものとす。

吾人は所謂生物の現象に於て、合目的的作用を認むるが故に、之を生きたるものと見る、眞に目的的に働くもの即ち生きたるものは意識を具へたるものならざるべからず、合目的的作用を離れて意識現象なし、目的を意識して働くといふことは、即ち何等かの理想によりて働くことにして、其裏面に何等かの規範的意識を認め居るもの、所謂價值意識を認め居るものなり、即ち價值意識を自覺し働くものにして、初めて眞に個性的となるなり、之を具體的に云へば、歴史の目的は或一つの人物とか、事件とかいふもの、個性を顯はすに在り、一度起りて亦繰返すことの出來ざる個性を明かにするに在りとす。

現實を普遍化する自然科學と個性化せんとする歴史科學

歴史は繰返すといふ意義

自然科學は現實を普遍化せんとし、歴史科學は現實を個性化せんとす、何度にも繰返し得る同質的のものを求めて、爰に繰返しの法則を立つるは、自然科學にして、之に反して、此の現實を再び繰返さずと做し、その繰返さざる方面のみを統一するは、歴史科學なりとする見解には、直ちに反對あらん、曰く歴史は繰返すものにあらずやと。

如何にも歴史は繰返し、人間の進歩は或は社會法則に支配せられ、定まりたる軌道を辿るが如し、然れども、此場合、繰返すと見ゆるは、歴史にはあらずして、實は自然なり、明治維新が起りたるが如く、大正維新起り、ナポレオンが没落したるが如く、カイゼル没落したり、去れど其類似の點は個人心理的或は社會心理的方面にして、歴史的方面にはあらず、ナポレオンが没落し、カイゼルが没落せる場合に、歴史に於て重要とするは、其の他何人が没落せるにあらずして、ナポレオンが又カイゼルが没落せる點なりとす、此 Napoleon 此の Kaiser を取除けば、そこには唯心理學的社會學的世界のみありて、歴史的世界はなし、是れ根本的に重要な事なり。

吾人の概念的知識は、或假定によつて個々の經驗的事實を統一したるものなり、ナポレオンの傳説をかくといふは、ナポレオンの人格を内面的中心として、之によりて Napoleon の事蹟を綜合統一するものなり、又文藝復興時代ルネッサンスの歴史をかくといふは、その時代の時代精神を内面的中心として、之によりてその時代の事實を綜合統一するものなり、此等の事實をある理想によりて内面的に綜合

統一するによりて、即ち此等の事實が集つて一の生きたる個性を顯はすこととなる。

斯くの如く、ある假定により經驗的事實を統一することは、歴史科學も自然科學も異なることなく、同じく經驗學なるが、唯この兩種の經驗學は相反する假定の上に立ち、相反する目的を有するものなり、自然科學者は經驗的事實を出来るだけ一般化することによりて、其研究目的を達し、之に反し、歴史學は出来るだけ之を個性化することによりて、その目的を達するものなること、既に述べたるが如し。

歴史科學の目的及性質に就て、以上の如き考を最もよく明かにしたるは、Windelband 及 Rickert 所謂獨逸西南學派是なり。

„Geschichte und Naturwissenschaft“ 1894 年總長就職の講演 Windelband „Die Grenzen der

Naturwissenschaftliche Begriffsbildung“ (1896—1902)

Rickert, „Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft“ (1898) „Geschichtsphilosophie“ (1905)

前に述べたるが如く、十九世紀の半は科學全盛の時代、即ち實證主義 Positivism の時代なり、斯かる時代に於て、Mank の唯物史觀が自然科學的唯物論の缺陷を指摘し、その抽象的且觀念的思想を有するを排したるは、元より唯物史觀の根本思想が社會組織の物質的基礎の形成史に在り、人間の生活の直接なる生活過程を闡明し、之に依りて又彼等の社會的の生活關係及之に淵源する所

Mein Standpunkt der die Entwicklung der Oekonomischen Gesellschaftsformation als einen naturgeschichtlichen Prozess auffasst.

の精神上的の觀念を闡明するに在りたるを以て、宗教史と雖も、此物質的基礎を無視するものは、總て非批判的 (unkritisch) として排したる所以にして、固より存在一元論の立場よりして當然なりとすべしと雖も、Marx の其史觀の徹底せる所以、亦其構想の最も根本的なるを知らしむべし。

然りと雖も、今は實證的精神の徹底する所、却て浪漫主義に傾き、所謂新浪漫的傾向を帶ぶるに至れり、近時流行する、Oelken, Bergson が形而上學的に此傾向を表はし、Windelband, Rickert 方法論的に此傾向を表はせるものなり。此際 Marx の徹底せる唯物史觀に慊焉たるものある、亦宜なりとすべし。「河上博士の如き是なり、社會問題研究第十一冊「唯物史觀と理想主義」參照」

吾人の概念的知識は、或る假定によりて、個々の經驗的事實を統一したるものなり、吾人の理解とは、此の如き統一の作用をいふものにして、吾人が同一の假定に立つて經驗を統一する所に、同一の理解あり、同一真理の認識存す、然るに自然科學的知識の據て立つ所の假定と、歴史的知識の據て立つ所の假定とは、相反する傾向を有す、從て此兩種の科學的知識は、相反する性質を具へたるものといふべし、精神生活に就て之をいへば吾人は二種の理解と、二種の知識とを有す、一は普通の心理學の研究法の如く、我々の精神現象を外界の自然現象と同様に、固定せる要素が不變的關

自然科學的知識の據て立つ所の假定と、歴史的知識の據て立つ所の假定と、相反する傾向

係に從て結合せるもの、如く考へ種々の變化を一般的法則の中に包攝して理解するなり、他の一は我々の精神生活をきたる個性の發展として、内から直に之を理解するなり、實際生活の上に於て吾々の心像は固定せる事實にあらず、感情と注意によりて支配せらるゝ運命を有す、即ち心像はそれ自身に衝動的勢力を有するきたる出來事といふべく、成立し、發展し、消滅するものなり、Goethe の思想感情などは、彼の頭腦の構造や、身體の性質などより、之を理解すること能はざるに、吾人のよく之を理解するは、直接に我々の精神現象は時間的に經過するきた出來事たるによる、即ちデイルタイ Dilthey の所謂體驗 (Erfahrung) によりて之を理解するによる、然れば我々のきたる個性の發展として、内より直ちに精神生活を理解するは、自然科學的理解に對して、獨得の地歩を占むるものと謂はざるべからず。

自然科學は個々の經驗的事實を、一般的法則の一例として、一般的法則によりて概括せんとするが、歴史は之に反し、此等の事實を一個性の發現として、個性によりて統一せんとす、凡そ生きるに云ふことは、目的を意識して、活動することにして、是れ何等かの理想によりて働らくことなり、即ち所謂價值意識を認め、之に依て働らくものなり、斯く價值意識規範的意識 (Normalthewissen) を自覺して、之によりて働らくものを個性といふ、然れば個性は價値の實現せられたるもの、即ち價値意識の經驗的内容を得たるものなり、而して個性によりて經驗的事實を統一するといふ

は、我々が主觀的に有する價值意識を経験的事實の背後に挿入し、経験的事實を價值意識の實現と見ることに、即ち經驗的事實を價值關係によりて統一するに於て、歴史的知識の成立を見るなり、而して此の價值關係より經驗的事實を見るといふことは、その與へられたる材料と價值的見方の立脚地の定まり方によりて、何人も認めざるべからざる客觀的眞理定まるものなり。

經驗的事實を價值意識の實現とみて、之によりて經驗的事實を統一するによりて、歴史的知識成立するものとすれば、吾人に種々の意識あればあるほど、種々の歴史成立すべし、例へば、我々が國家價值を認むるが故に、國家の歴史成立し、人格價值を認むるが故に、個人の傳記成立し、經濟價值を認むるが故に經濟史成立するなり。

而して斯の如く、價值の實現と見らるゝ經驗的事實を、文化的現象と名づくるならば、歴史科學は文化現象を對象とする文化科學 *Kulturwissenschaft* と稱するを得べし、蓋し文化は自然に對する文化にして、人間の歩み、社會の進みを外にして、考ふること能はざるものなり、庭土に吹く草の芽、之を單なる自然と見るならば、我々の經濟學の議論に入らず、我々が此の草の芽を美なりと思ひみるならば、それは美學の對象となるべし、之を欲求すれば初めて經濟學の對象となるも、兎に角自然にあらざる文化を見んと欲せば、吾人は如何にするも、人間の歴史の如何なるものなるを知らざるべからず、要するに歴史は本來的に文化史にして、政治史、經濟史、藝術史、宗教史といふが

組織的一
體なる社
會の研究
的の用意

社會の歴
史中特に
重大なる
經濟史の
地位

如き、此の一々の歴史に貫通して之れが連繋を作る繋り絲は、それぞれの文化價值なりとす。(雄辯第十卷第一號 *THE STATESMAN* 土田杏村「現今三大闘争と我國策の建設」参照)

社會は組織的一體なるを以て之を研究するには、其社會全體を一のものとし、其各部に於ける機能の發達作用を明かにして、全生活の進化變遷を辿り、以て社會的傳記を審にするの用意なかるべからず。

經濟史は社會の歴史の中特に重大なる地位を占むるものにして、凡ゆる大問題の背後には概ね經濟的利害の伏在するものなれば、之を研究するには特に眼界を廣くし總ての方面に涉りて、關係の索線を捉ふることを忘るべからず、國民の經濟、例へば男女兩性の職業若くは其富の性質、生産額、分配及消費等に關する總ての經濟現象は、其國民の長き進化の結果にして、之を支配する法則は歴史及社會の一般的法則中に之を求めざるべからず……狩獵、牧畜、農業及び商工業の發達段階は、普通に通に之を目して、經濟的發達と稱するも、その性質は一般社會的進化にして、其國民の倫理、知識、政治等、各種の方面が經濟的方面と綜合混同して現はれたる顯象に外ならず、云々(再版經濟論集 p.175) とはクリップ・レスリ氏 (Cliffie Leslie) の言ひたる所なり。

Leslie, Thomas Edward Cliffe, born in Ireland, 1827, died at Belfast, Ireland, Jan. 27. 1882.

A British political economist. He was appointed professor of Jurisprudence of political econo-

my in Queen's College, Belfast, in 1853. He wrote "Land Systems and Industrial Economy of Ireland, England & Continental Countries" (1870), "Essays on Political and Moral Philosophy" (1879). etc.

個人の生産力の消長は其周圍に於ける社會の狀態及其國の制度如何に歸因すること多大なるものなり、其然る所以を諒解せしむるは、歴史に外ならず、歴史的の觀察を度外し、欲望の發達、消費の變遷を知らずして、到底需要供給の法則を諒解すること能はざるは其一例なりとす。東郷大將の一言一行が歴史上重要な綱目にあらずとはいふべからざるも、然れども人間社會の運命を支配する歴史上の事實としては、東郷大將個人の勢力は夫れ程の重きを爲すにあらざるものなり、野中兼山、新井白石、上杉鷹山、松平樂翁等個人の行爲は日本の經濟史を構成する材料の一小部分たるに相違なきも、個人そのものは一事件一問題の知識と同じく、唯それ切りでは何等の用を爲さず、社會の進歩發達の經路を明かにして、個人の言行、特殊の現象の關係、價值を發見せざるべからず、而して之をなすには、須らく經濟史の哲理的研究によらざるべからず、即ち經濟史の研究法は哲理的ならざるべからず。

經濟史の
目的

經濟史 (Economic History)の目的は 一、人の生活資料を獲得する所の通商及職業の歴史を遡原し、二、發生せる災害、其を壓倒せる事情を尋ね、三、現時の産業事情の起原を討究し、四、祖先

の遭遇せる同じ過誤を再びせざる様にすることにあり、經濟史の研究は人の勞働、其生活資料の獲得、有用物品の生産に關する方面の因子及出來事に關し、他の方面の研究は之を除斥す、宗教の事、吾人の愛情、吾人の社會的同情、吾人の職業に對する勤惰、皆一國民の歴史を語るに、等しく重要なるものなれども、之を除斥す、故に經濟史の研究に於いては經濟史は全體としての *only a part of history as a whole* 歴史の一部なることを常に記憶せねばならず。(Henry Allsopp, *An Introduction to English Industrial History*, 1913)

從來の農業史

農業史亦經濟史なり、但從來の農業史(大日本農史、日本農業小史、日本農政史、大日本農政類編、帝國農業史要等)の如き、何等の選擇なく統一もなく、單に個々の事實の羅列といふべきものは眞の農業史にあらず、眞の農業史は此等の事實に何等かの歴史的統一を試みたるものならざるべからず、即ち何等かの價值に基きて事實を個性化せるものならざるべからず、歴史に於て原因結果を明かにするといふは、自然科學に於ける如く因果律を明かにするにあらず、勿論歴史家も或る一事件の因果關係を明かにせざるに先ちて、その個性を明かにすべからずと雖も、唯その因果關係を明かにするは、因果關係の爲めに、之を明かにするにあらず、個性を明かにする爲めならざるべからず。藝術家は先づ個性を理解して之を明かにする材料を求むるが、歴史家は先づ與へられたる材料を明かにして、之によりて個性を顯明せんとす、これ歴史が藝術と異なりて科學的たる所以な

歴史が藝
術と異な
る科
學的所
在の異

予が農業
史の研究

り、然しながら何等かの價值に基きて、何等かの歴史的統一を試みるといひたればとて、之を以て直ちに主觀的若くは隨意的に、價值關係により事實を究むるといふにあらざるは論なし、與へられたる材料と價值的見方の立脚地定まれば、何人も認めざるべからざる客觀的眞理定まるものなり。Marx の唯物史觀の如き其一例とすべし、予の農業史の研究亦此の如し、Dr. Karl Steinbrück(„Die Geschichte der deutschen Landwirtschaft“ N. 1, in „Handbuch der gesamten Landwirtschaft“—I Bantl)曰く農業の今時の情態、施設、目的を理解するは、唯斯業組織の發達經過を廻りて熟慮したるとそのみ之をよくし得べし、如何となれば農業の今時の諸關係は過去數百年數千年に亘りて顯はれたる出來事及び努力の總和に外ならざればなり、農業ほど總體的國民及び國家生活 gesamt Volksleben & Staatsleben に近接なる關係の上に立ち、而かも國民及び國家の歴史上に深刻なる影響を行ふ産業は、國民經濟の他の分科 anderer Zweige に一としてあるなしと。

E. Praas は歴史は國民の女教師にして農業史は國民教育を教ふるものなりといへり。

„Wenn die Geschichte die Lehrmeisterin der Völker ist, so lehrt die Landwirthschaftsgeschichte die Erziehung derselben.“

[E. Praas: Geschichte der Landwirtschaft der geschichtliche Uebersicht der Fortschritte landwirtschaftliche Erkenntnisse in den letzten 100 Jahren. Prag. 1852 (behandelt der Zeitraum

von 1750—1840)

E. Fraas : (Geschichte der Landbau- und Forstwissenschaft, Seit dem 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart, Münden, 1865)

實に農業は最古にして永久なる産業なりとす、初め人間は漁獵によりて屢次生活せり、然しながら直ちに定着的移住起り、茲に農耕及び牧畜來り、而して其衣食住を保障せむをせり、日本人は他の民族に見るが如き遊牧時代を経過せることなく、漁獵によりて其生を營めることは、神代の傳説が海と魚とに關するものに満てるによりて、其然るを推知すべきが（日本經濟史論Ⅱ）米は其當時より既に重なる農産物にして魚類と多少の獸肉との外に人民の常食品をなせり。（Chamberlain, Reports of Ancient matters, Introduction XXXIX）今尙土俗米と魚肉とに離る能はざる所以を知るべし。

農學に於ける農業史の位置

農學に於ける農業史の位置を見るに Von der Holtz (Handbuch der Landwirtschaftliche Betriebslehre) は農學を釋義して、

I 通論農學或は農業經濟學 (1. Betriebslehre, 2. Taxationslehre, 3. Lehre von der Buchführung)

II 農業生産學 (1. Ackerbaulehre, 2. Tierzuchtlehre, 3. Lehre von der technischen Nebengewerle)

となして、農業史は之を農業經濟學中に置けり。

I. Allg. Landwirtschaftslehre od. Wirtschaftslehre der Landbauens

農 學

1. Betriebslehre
2. Taxationslehre
3. Lehre von der Buchführung

II. Spezielle Landwirtschaftslehre od. Landwirtschaftslehre Produktionslehre

1. Ackerbaulehre
2. Tierzuchtlehre
3. Lehre von der technischen Nebengewerben

Karl Steinbrück (Prof. der Landwirtschaft an den Universität Halle) は其編輯せる農業全書綱要 (Handbuch der gesamten Landwirtschaft) 第一編に獨逸農業史 (Die Geschichte der deutschen Landwirtschaft) を置けり、然れども農學を分つに當りて上記の如くゴルトツと異ならず。

農學士那須皓氏は、農業史は農學中通論農學以外に置くべきものにして、左の如き位置を占有すべきをいへり、至當といふべく、將來の趣向亦此に在らざるべからず。

農 學

1. 農業史

2. 通論農學

3. 農業生産學

予は那須學士が、斯の如く農業史を通論農學以外に置きたるに感服せざるを得ず、元來農業生産學の教ふる所のものは、皆個々に研究せらるゝ自然科学的のものなれば、如何なる點又は如何なる程度に、自他との關係あるやを究めず、又其終極は、如何なる状態に於て、農業全體に影響あるやを知ることなし、夫故に生産學は夫自身にては、未だ明かに何が故に斯く研究せらるゝやの間に、解答を與ふるものにあらず、其之に答ふるものは、全く組織的綜合統一をなす所の、農業經濟學なりとす。

是故に Von der Goltz は農業經濟學は農業の科學的研究を始め、且つ之を結ぶ重要な職分を有すといへり、以て農學に於ける農業生産學と通論農學の關係を知るべし、而して農業史を從來の如く通論農學中に置かず、其以外に配するものは何ぞや、予は此點に關する那須氏の意見は之を知らずと雖も、私かに考ふるに、從來の農學に關する釋義は、今や之を改めざるを得ざるべし、然らば如何に之を改めんとするか、抑も自然科學は經驗的事實の因果關係を闡明するを目的とし、一の記述的科學なり、而して農業生産學の諸學は皆自然科學にあらざるはなく、皆個々に研究せらるものなり、然り而して、是等の諸部の學問をして、農學中に於ける其地位並重要な程度を明瞭ならし

め、農學的效用を與ふるは、農業經濟學の職分なることは、既に述べたるが如し、然れども、農學は唯農業に關する事象を明かにするを以て、目的とする記述的自然科學ならず、農學はその生産學の自然科學的研究の成果を、絶えず利用し若は應用するによりて、其面目を改むるものなりと雖も、而かも自然科學的研究より單純に演繹せらるべき性質のものにあらず、固より自然科學の附屬物にあらず、却て「自然科學に依て自然科學の上に」との格言の主旨によりて進むべきなること、又農學は自然科學の研究を利用若くは應用すると同時に、其成果の結合は自然科學の上に出で、人間の價値を取扱ふものなることは、農學の效力 (Interventionswirkung) 之を證するなり。

農學は即ち是

夫れ酸素と水素が化合して水を生ずる場合、水は全く新しき條件と或一定の時間の後に、生れたるものなることを思ふとき、水としては酸素と水素が有せざる性質を有するものなることを認めざるべからず、即ち之れは時間的にいへば、前になかりしものが新らしく生出したるもの、無より有を生せるものにして、進化なると同時に一種の創造なりと謂はざるべからず、農學は即ちこれなり。斯く吾人の解する所にして誤りなくば、從來農學は農業生産學より成るが如く解し、通論農學の如き唯單に之に配するが如くせられたることの非なるを知らざるべからず、既に述べたるが如く、通論農學によりて始めて農業生産學個々の研究成果の效用、統一的綜合的に農業上に顯はるゝものなり。

而して通論農學によりて農業生産學諸部の研究成果の相對關係コレラチビズム(相互的關係と因果律)及其の農業全體に與ふる影響關係(實體サブスタンシアと所屬性エプクシデンス)始めて闡明せらるゝものなるは、即ち農學に於ける文化科學の領域ならずんばならず、抑も亦農學にして一の *Typ* (價值意識即ち規範意識)を構成し、發展し之に向うて進むを要する規範的學問たる所以に契合(妥當)するものなり、果して然らば、農學の研究に於ては自然科學の研鑽は固より其生産學を構成する淵源として、之に重きを置くと同時に、此等の經驗的事實を統一綜合して、農行爲に合理的基調を附與する所の或規約たる通論農學には、更により多く重きを置かざるべからず、亦最も本來的に之を究めざるべからず、而して農業史は此鍵鑰を握るものなり、蓋し農學の *Typ* の構成には史觀として農學を組織するより外なければなり。

斯の如く、農學を價值を取扱ふ科學たらしめんとする解釋は、傳統的思想をして、或は驚かしむべしと雖も、元來文化は動的ダイナミックのものにして、環境は靜的スタチックのものなり、此一事のみを以てするも、即ち、自然的、物理的、必然的、法則的環境を以て、發生的、變轉的、偶然的、傾向的文化を、決定せんとする企圖に對しては、直に疑念を深うせざるを得ず、之を換言すれば、從來の如く主として靜的自然科學のみを以て、農學の如き社會的、經濟的、動的科學を究めんとするの非なるを知るべきにあらずや、靜的自然科學は動的文化科學の榮養を供するものなり、此素養と此素養より生ずる價

ける動的
文化科學
の榮養

農を對象
とする文
化的價値
の見方の
決定

農業を經
營する人
間の歴史

值的見方の決定綜合よりして合理的に有效的に固有の *Ide* を發生創造すべく、而して實に農業史は農を對象とする農學の此價值的見方の決定を掌るものならざるべからず、此點に就ては *Karl*

Johannes Fuchs („*Agrargeschichte*“ *Wörterbuch der Volkswirtschaft*, edited by Prof. Dr. *Indwig Elster*, dritte Auflage, S. 32.) の釋義味ふどし、曰く、

「農業史は農業の技術的、法制的、經濟的及社會的發展を研究す、併し社會的發展の研究を第一とし、他の一切は之が基礎及條件として、之を見るのみ、是故に農業史は單に土壤及其の經營の歴史にあらずして、却て就中之を經營する人間の歴史なりとす、農業史は農業の社會的順應 *sozialen Ordnung* の歴史にして、又實に狹義に於ける農耕の歴史なり、從て又農耕を職業とする人々の土地に關する制度の歴史なり」と。

即ち *Fuchs* が、農業史を以て、農業の社會的發展を研究するを主となすべしとする意は、農業史が農業を經營する人間の歴史なるに基くなり、以て生きたる事實によりて農業の價値を極めんとするを見るべきなり、是れ既に述べたる所の文化科學的見地に出づるなり、即ち *Fuchs* が農業史は斯業の社會的發展の研究を主となすべしとする所以のものは、蓋し之によりて、經驗的事實として與へられたる歴史の、材料（價値意識の實現）を取扱ふに要用なる價值的見方を、決定せんがためならずんばあらず、抑も價値意識たる、時代によりて變轉をなす、而して現時の價値意識 *Ide* た

一般文化
學的乃至
特殊文化
の價値意
識内容を
成す所の
基本的思
想の變轉

所謂「エ
カリテ」
の精神思
想

一方の
「富」と他
方の「數」
との争

社會連帶
思想の觀
念

る既に十九世紀末より二十世紀に亙りて重要な變化を享けて生れたるものなり。

今文化學史によりて現今の社會主義思想の中心は *Marx* の勞働價値説により、而して之を旗幟として社會運動行はるゝこと現時に於ては個々人の活動は益々無視せられ、社會集團 *collective bargaining* の活動に時代精神の進みたること、佛國の大革命 (*1789*) に起りたる所謂 *Feudal* の精神が、今は *Solidarite Sociale* となり、法律の社會化 *Socialisation du Droit* 或は法律の道德化 *Ethicising des Rechts* の新傾向が實際の法律となる傾向益々顯著なること、愛國心に對する新觀念及中央集權に對する新觀念此等一般文化學的乃至特殊文化學的價値意識内容を成す所の、其基本的思想を見るに、十九世紀末より二十世紀に亙りて重要な變化を受けたるものなり。

抑も十七八世紀より十九世紀に亙りて、個人の覺醒てふ大事實が、歷史上に顯はれて、凡ての學問の理想を構成したるが、佛國大革命 (*1789*) は、市民階級が權力階級に對して加へたる大打撃の結果、市民階級と權力階級との墻壁を打破して、所謂「エカリテ」を社會の上に實現せしめたり、然るに十九世紀の經過に於ける經濟狀態は、自然科學と其應用との發達に伴うて、非常なる變化を受けたり、大工業の發達は市民階級の外に貧民階級を生ぜしめ、現代に於て市民階級と貧民階級との其一方の「富」と他方の「數」との争は、或る意義に於て、歷史上未曾有の階級鬭争にして、所謂社會問題是なり。

此社會問題は富民社會が其富に對する所有權を主張し、貧民社會が其人格に基く生存權を主張する間は、到底解決すべきにあらず、是に於て之を解決すべき唯一の實行方法は、兩者の權利の單純なる妥協互讓を基礎とするものにあらず、全く新思想の上に成立せざるべからずとなす、一派の社會的政策生れたり、之を *Solidarite sociale* となす。

抑も權利を尊重する事は、權利の主體たる個人の、完全なる生存を期するに在り、併しながら、個人の生存は個人が社會的生活を爲すに於て、初めて之を實現し得るものなるを以て、權利の尊重は社會の成立存續といふことに依て、自ら制限を受けざるべからず、之を更に他の方面より見るときは、社會は、個人の生存が圓滿なることに依て、圓滿に成立するものなり、個人の圓滿なる生存は、個人をして其權利を主張し得せしめることによりて、之を實現せしめ得べきが故に、社會統一の目的は、

個人の権利の尊重より始めざるべからず、然るに社會は社會を組織する各個人の協働に依て成立し、維持さるゝものなれば、各個人の關係は連帶的にして、各個人は社會に對して先づ一人前の效用をなし、而して其社會より一人前の利益を享受せざるべからず、先づ義務を認め然る後權利を認むるなり。

之を *Things* は、權利は之を主張することが、同時に個人の義務なりといひ、*Ought* は義務を盡すことが、各個人の權利なりと言ひたり、富者は其富による權利を主張するに先立ちて、又労働者は其人格に因る權利を主張するに先立ちて、其富なり人格なりを社會の共同利益のために提供せざるべからず、富者には其富を利用する義務あり、労働者には其人格を實現する義務あり、富は個人の利慾のために利用せられざることによりて、茲に社會に對して一種の權利を有するものなり、恰も労働者は懶惰なるべからず、而して其労働は社會のために利用せらるゝものにして、茲に於て、社會に對して一種の權利を生ずるが如し、之を換言すれば、其富者の權利は其富が社會のために更に利用せられざるべからざる權利にして、恰も其労働者の權利は其労働が社會のために更に働き得るといふ權利なるが如きなり。

右様の次第にして、十九世紀の末より二十世紀に互りて、社會の制度に大なる變遷を招致せり、今之を法律の立場よりみれば、即ち從來の法律組織には見るべからざる新立法の行はるゝに至りたること、例へば労働者の保護は今は最早單純なる恩恵的施設の問題にあらずして、儼然たる法律的制度なり、權利として労働者に之れが一定の主張を認むるものなり。

此如く、社會的新立法行はるゝのみならず、又從來の法律組織が大に變更を受けざるべからざるに至れり、例へば、權利を同時に義務として規定する法規（工業所有權、鑛業權、所有權の制限等）の如し、舊に法律其者が變更を受くるに至りたるのみならず、法律の運用自ら變更を受くるに至りたり、公の秩序、善良の風俗といふ觀念が、法律適用の上に及ぼしたる影響是れなり。

之を約言すれば、法律が斯の如き新傾向に於て進みつゝあるは、最近の文化現象にして、而かも法律家は之を稱して法律の社會化 *Socialisation du droit* といひ、或は之を稱して法律の道德化 *Ethisierung des Rechts* といふ（現代の文化と法律、法學博士牧野英一 pp. 1—79）。

斯の如き法律の社會化は十九世紀より二十世紀に互りて社會の制度に大變遷ありたるによる、而して之れが原因は、近世に於ける經濟の發達及び個人主義的其他諸學問の勃興に遠因し、更に爾後資本主義制度の變遷發達、從て列國關係に於ける國民的自覺、及大工業の發達に於ける貧民階級の自覺に近因す、而して自然科學の發達は其當然の結果として、社會の發達殊に其經濟的發達を伴ひたるよりして、從てその社會的變動が、社會生活の秩序を規定せる法律となりて、現はれたるに由れるものなり、然り而して、この事たる、常に法律のみならず、凡ての社會事象、其學問たると營業たるを問はず、斯かる社會的色彩の顯はれずして止まらざるべきなり、既に企業の社會化の提唱は我邦にすら之れあり。

一、契約の自由に關する思想の變動

1789年の人權宣言第二條に曰く、

『凡そ政治的結合（即ち國家）の目的は天賦且不可讓の權利を保持するに在る、是等の權利は自由、所有權、安全及壓制に對する反抗である』

と而して其『自由とは他の者を害せざる總てを爲し得ることと言ふ』（第四條第一項）し『所有權は神聖にして侵すべからざるもの』だとして居る（第十七條）

之は言ふまでもなく、フランス革命の理想を明かにしたるものである、是に由て個人の人格の確立が全うされ、十九世紀の文化が始まることになつた。

此十九世紀當初の思想に對する二十世紀のそのの差異は一九一八年の獨逸共和國憲法が端的に之を指示す。

ドイツ共和國憲法第五十一條に曰く、

『經濟生活の秩序は各人をして人間たるに價すべき生活を爲し得しむることを目的とし、正義の原則に適合することを要す、各人の經濟上の自由は此限界内に於て保障さる、法律上の強制は權利の侵害を防護するため、又は公共の福利の重大なる要求に應ずるためにする外は許さず』と。

同第五十三條末項には曰く、

『所有權は義務を含む、所有權の行使は同時に公共の福利のためにすることを要す』

但しドイツ民法は既に1896年幾多の社會的原則を認め、スイス民法は1907年に更に大に之を認めたり、是は社會問題に満足なる解決を與ふるにあらざるも、社會問題に多大なる注意を拂ひたる事實を示すものなり、權利殊に所有權に付ては其絕對性を否認して、濫用を禁じ、契約に付ては之を常に誠實の原理に従つて處置すべきものとせるなり、ドイツ共和國憲法は唯此趣旨を明かにせるに過ぎず。

我民法は權利の濫用に關する規定を有せず、併し時勢の趨く所、最も早く用水權に關する大審院の判決例が之を認めしむ。

『深水其他湧水の流出する河川の水流を、從來の慣習に従ひ使用し來りたる者は、田地灌漑の爲めなると、水車運轉の爲めなるとを問はず、流水使用權を有し、其權利の範圍は『水流地に於て各自の必要を充す程度に止まることを要し』、上流使用者は『絕對の優越權』を持つものにあらず。(大正五年十二月二日判決用水權に關する大審院判例)

契約は之を常に誠實の原理に従て處置すべきものとする大審院の判例

『賣方が其有する買戻權を行使せんとするには、買戻の期間内に代金及び契約の費用を提供すること』を要するが、賣主の現に提供せる所が、些少の不足あるに過ぎぬ場合に於て、買主は之に藉口して買戻の效用を争ふことを得ず、『斯かる不足額に付ては請求權あること勿論なりと雖も、斯る不足あるを口實として、買戻の效力を生ぜずといふが如きは、債權關係を支配する信義の原則に背反する』ものなりと。(大正九年十二月十八日大審院判決)

一、所有權の絕對性に關する思想の變遷

資本主義の成果たる大企業は、到る處其危険を發揮するに就て遠慮するを要せず、蓋しその危険は其企業に當然なるものにして、従て其企業が許されたる上は、其危険も亦止むを得ず、既に止むを得ざる危険なれば、其より生ずる損害に就ては、企業者に過失はなき筈なり。

斯くて従來は、企業者は其企業より利得を收むるも、其危険が他人に加へたる損害に就ては、責に任ずる所なしとせり、蓋し企業危険に二種あり、一は内部に對する危険にして、労働者が企業より損害を受くる場合、二は外部に對する危険にして、公衆が受くる損害の場合なりとす。

此兩者のそれぞれに依て、諸國の立法及判例の發達の狀態は區々たり、或は原則上賠償請求者に於て、加害者の過失を證明せねばならぬのであるが、企業危険に就ては、企業者に於て過失なきことの證明を爲さざる限り、責任を免がれずとせるものあり、是れ過失證明の責任を顛倒して被害者を救ふものなり、或は更に進んで過失の實際上の有無に關せず、企業の性質上過失あるものと看做せるものあり、是れ過失を擬制せるものなり。

(我國の判例は今尙逡巡狐疑の間に在るものゝ如くなるが、其企業責任を認めたる範圍に於ては、過失擬制主義を採るもの如しといふ。)

併し思潮は更に進んで、今では企業は其性質上當然責任を負擔するを要すと爲され居れり、而して最早過失の問題としては取扱はれず、其理由は極めて簡單なりとす。

企業は一定の危険を伴ふ、併し公益のために其企業は許されざるべからず、其企業が公益のために許されるものと、解すれば、其公益的效果は、企業より生ずる危険に對して賠償を全うせる剩餘に付てのみ、其意義をなすものと言はざるべからず、其過剰せる公益的效果の故を以て、企業は許さるゝなり、即ち企業が法律上許されることは、企業危険に對する賠償を豫定條件とす、此條件を全うせずして、企業より利得を收むることは、所謂搾取となるものとす。

従來は企業者は企業より利得を收むるも、其危険が他人に加へたる損害に付ては、責に任ずる所なしとせるものが、今日では、所謂無過失責任を認むるといふことは、所有權を絕對的なるものとする思想とは、相距ること甚だ遠きものといふべし。

無過失責任の名稱は結果責任に關して原因責任に關して矛盾せる二例

同盟罷業の公正性に關する思想の變遷

我民法第七〇九條は、過失ある所に賠償責任の存することを規定するが、又民法第七一七條は工作物より生ずる損害に付き、過失なき所に尙賠償責任の成立することを認め居れり。

無過失責任に關して矛盾せる二つの判例（大審院判例）

其一、鐵道の煤煙が、線路の横に立てる松樹を、枯死せしめたる事案に關するものに付き、賠償の義務を認めたり。（大正八年三月三日判決）

其二、化學工業會社の煤煙が有毒瓦斯を含むことよりして、四邊の農作物を害したる事案に關するものに付きては、賠償責任なしとせり。（大正五年十二月二十二日判決）此事案に對する第二審の判決は、其の煤煙に當然有毒瓦斯の含まるゝことを擧げ、そこに過失があるとなし、過失を擬制したるが、大審院は、

「損害を豫防する爲め、事業の性質に従ひ相當なる設備を施したる以上は、偶々他人に損害を被らしめたるも、不法行為となることなし」となしたるものなり。

企業危険より生ずる損害に付ては被害者は到底泣き寢入をなすものにあらず、此問題を從來の過失主義の損害賠償論にて解決せんとする限りは、社會の動搖秩序の紛亂、亦止むを得ざるものなり、被害者は裁判上其要求が容れられざる限り、自ら或る程度の直接行動に出るに至るものなり、蓋し所有權を絶對的なものと考ふることより、相距ること甚だ遠き思想の發達によりて、企業危険に關する世の不平、不安が和らげられ、社會の秩序維持さるゝものなり。

一、同盟罷業の公正性に關する思想の變遷

從來同盟罷業は雇傭契約に於ける債務の不履行なれば、當然に不法行為なりと考へられたり、然れども、資本階級が其富しを以て向ふ所には、労働階級は其「數」を以て之に對するの外なし、其富を如何に利用するかは、所有權の自由であるならば、其「數」を如何に組織するかも、亦努力の自由たるを得べし、而かも所有權としての資本の問題は、收むる利用の如何に關するに過ぎざるに對し、労働者の問題は其生存權に關するものなり、即ち同盟罷業は學者之を稱して、緊急權（緊急止むを得ざるに出づる權利）となすものの行使に外ならず。

同盟罷業を債務の不履行とすれば、これ實に法律上の義務の違反なり、産業の能率を低下せしむるものとすれば、これ實に公益の破壊なり、故に曾ては労働者の團結を犯罪とせられたり、併し同盟罷業は労働者にとつて、其利益の防衛の最後の方法なりとすれば、其行爲は緊急權の行使として正當視せざるべからず、又之に依て保持せられたる労働者は、皆それぞれ人格者として見る時は、其人格の保持は社會上喫緊の倫理問題たらざるを得ず。

斯の如くにして、同盟罷業は漸次に犯罪よりして權利となるに至れり（英吉利は明文を以て之を解決し佛蘭西は判例を以て之を明かにせり。）

同盟罷業は刑法上の犯罪にあらず、民法上賠償請求の原由とならず、固より同盟罷業はそれ自ら絶對的に正當といふべからざるも、それが正當なる理由の下に於て爲ざるゝ限り、今日にては權利と看做され居れり。

既に權利なる以上は、其權利の行使として、當然に豫想せらるべき方法は、又同時に權利の行使たらざるを得ず、茲に於て同盟罷業のために許さるべき暴行、脅迫、詐欺等の行爲の範圍を考察せざるべからず。

我が大審院の判例によれば、權利の實行のためにする詐欺及恐喝の行爲は罪とならざるものとなせり、此判例は學說として一般に認められて居るなり、蓋し此判例を同盟罷業に適用せんか、權利としての同盟罷業を遂行するために、詐欺恐喝の方法を用ふることは、罪とならざるなり、蓋し詐欺恐喝は方法として其自體不法なるものなり、故に權利實行のためにする場合と雖も、犯罪はそこに成立するものなれども、然れども、其詐欺恐喝の程度が權利實行の方法として社會の通念上認容せらるゝ程度のものならんには、それは其點に於て、之を法律上の技術的説明方法を以てすれば、行爲の違法性を缺くものにして、（刑法第三五條）罪とならずと解すべきものなり、（法學博士牧野英一氏「過激運動取締法案の内容に就て」其六大阪毎日新聞大正十一年三月所載による）但し權利として同盟罷業をなすに當り、同盟罷業の性質上、當然に用ゐらるべき行爲の程度を超えたる場合に於ては、同盟罷業を爲さんがために暴行、脅迫、誹毀、誘惑、煽動の行爲は、罰せらるゝなり、（我が治安警察法第十七條及過激運動取締法案第三條の適用の推定論なり。）

權利といふ觀念を眞に擲得して、其上に法律生活を營むことを意識するに至りたるは、十七八世紀の自然法論の影響なりと

す、蓋し其初め文藝復興が權利といふ考を吾人に齎らし、自然法論は之を明かにしたるものなり、自然法論は一方には教權より吾人を獨立せしめ、法律はそれに依りて教會の手より離れて、眞に社會のものとなりたり、又他方に於ては、それに依つて王權より吾人は解放され、政治は國王の專制より脱して、立憲的法治的國家成立せり、而してその獨立と解放との間に、人格の自覺成立し、其の適用として所有權不可侵の原則成り、其コロラリーとして契約自由の原則成れり、所有權及契約自由の原則によりて、十九世紀の過程として、自由競争行はれ得ることとなり、各個人は遺憾なく其才能を發揮することを得たり。

斯くして光彩ある十九世紀の文明現はれたるなり。同時に其陰翳として社會問題起れるなり。

一、中央集權に對する新觀念

政治方面にては、對外關係に於て國際聯盟成立して、戰前強者に集中せる權力に反對するの試みあり、國內的には普通選舉、地方自治の努力等の運動あり、家庭及男女關係に於ては、夫に對する妻、男子に對する女子の從屬的地位を脱せんとする婦人運動あり、子供對成人の關係にありては、成人の意思及便宜を標準として、教育せるに反對して、子供自らの能力を中心とすべしとの主張存す。

一、此の如きは中央集權に對する新觀念なるが、今代に於ては愛國心に對する新觀念發生せり。

愛國心は一族の協力を内容とする感情にして一國の外的關係、幼稚又は絶無なりし場合に發送せり、當時社會と國家とは大體合一したれども、今は國際關係密接となり、社會は擴大して、國家は社會の内に一地位を占むるに止まる、抑も國家社會の創造及存在の理由は、人の爲め成員のためなり、社會は一面協力の別名なると共に、他面人類が其要求目的に従ひ、人爲的に作れる境遇なり、故に所與の状態が不利有害となれる場合に於ては、自己決定力即ち意思の活動により、個性の完全に保護せらるゝ様社會制度習慣を改造すべきなり。

社會の範圍が、國家を超越したるは、歡迎すべきことにして國家と同一傾向を有する社會を亦尊重せざるべからず、國家と社會と、其範圍を同うせる時代に成りし愛國心を、其儘維持することは、社會の價値を十分に實現せしむる所以にあらず。

茲に於て、吾人は愛國心を維持すべき本質上の必要根據ある範圍内に於て、之を維持すると共に、他方社會を愛する餘地と

社會奉仕
とデモク
ラシー

地理的組
織と機能
的組織

現代文化
中に在て
荷も一レ
ーベンに
關する
學に從事
するもの

可能の與へらるゝ限り、之を愛すべきなり。

今、我國に於て社會奉仕の語行はるゝが是次の時代の愛國心を代表する倫理的觀念なるべし、戦時我國 Democracy の主張の勃興や、經濟生活改造運動の發生等は國際社會より機會を與へられたる結果なり、平時國民經濟生活に於て、絶えず外國貿易の行はるゝば、吾等の屬する社會の擴張を示す。

文化的方面に於ても學者、藝術家の屬する社會の國際的なるは言を俟たず。

茲に於て、吾人は國家なる地理的組織の外に、教會、組合、學會等の如き機能的組織の發生の必要となれるを觀る、此機能的組織と地理的組織との關係は、如何に解釋し、解決すべきか、國家はその成員の個性の保護を目的とする以上、社會の實際となれる今日、國內にて協力し、此民族的自治を行ふと共に、他方國際的に、國家は列國を通ずる機能的組織を保護し、各民族を發達せしむるやう努力すべく、愛國心も此方面に發達せしむること必要なり。(新時代の常識の二要點、杉森孝次郎 國民經濟雜誌第三十卷第二號 p. 147, 148)

以上は現代文化の特色なりとす、斯かる現代文化の價值批判はともあれ、此の時代にありて、荷も生活に關する學に從事するもの、斯かる價值の理解なかるべからざるはいふまでもなし、農學に於ては、其生産學の成果を農といふ經濟事實の上に、實體にも附屬性にも、相互因果的に、總合統一するに方りて、亦然りとす、生産學の成果は、其自身にては、農業的效用を期せざるものなることは、既に述べたるが如く、而して之をして經濟的效用 (Wirtschaftliche Wirksamkeit) あらしむるは、農業經濟學の運用なり、而して之れが運用の指揮は、文化の價值意識に基かざるべからず、而して此價值意識の研究は農業史の教ふる所なり。

然れば、農學に於ける價值科學としての經濟學の重要は、今日に於ては、曩日に於けるよりも一層痛切なるものあり、農學を以て農業史、通論農學、農業生産學より成るとなす所以、洵に見るべく、夫の農政學を農學以外に置くが如き見解は、固より採るに足らず、而して従て農學を以て自然科學的記述學との釋義を採らず、規範的科學說を主張する所以なり。

更に價值科學よりせずして、普通の意義に於ける經濟學よりするも、農學の組織に於て、經濟學方面に重きを置くべきことは、米國の Eugene Davenport 之をいへり、氏は Illinois 大學の農學部長 (Dean) なり。

Dean Eugene Davenport (College of Agriculture of the University of Illinois) は Annals of American Academy, Vol. XI. p.p. 45-50 に於て述べて曰く、

「農業はその發達の二個の段階を確實に經過して、今は第三の階段に入らんとしつゝあり、第一の階段は自足自給の組織 (Self-sufficing system) と稱し、各家族は次期の收穫迄に自給的生産を擧ぐるを以て足れりとせり、第二の段階は貨幣獲得の段階 (Money-making stage) と稱し諸州が小麥の生産を以て大に富みたる内亂の時頃起りたり、當時西部諸州の有福なる百姓は一「エーカー」に付き一弗或は二弗の土地を買入れ、金儲のためには土壤の成分を蕩盡することを敢てせり、今や斯かる土地は一〇〇乃至二五〇弗の價格を有す、(1)「エーカー」に付(2)此 extensive

money-making period は第三期を生せしむるに至れり。

第三階段は學術的段階 (Scientific stage) と稱す、その動物の飼養 (Feeding of animals) 土壤の施肥 (Fertilizing (replenishing) of the soil) 酪農 (Dairying) 保健衛生 (Sanitation) 農産物販賣 (Marketing) 管理 (Management) 組織 (Organization) に關して、一として學術化せざるはなく、而して化學は農業を學術化せる第一の科學 (First science) なり、而して最後に經濟學來れり。

然しながら、今や既に公有土地 (Public domain) は實際上盡きたるを以て、土地に對する競争はその價格を高め、從て食物の價値は高まらざるべからず、蓋し農夫はその資本並に勞力の上に其の收入を擧ぐることを實現するを要すればなり、而して彼れの業務 (Business) は漸く他の資本化的工業 (Capitalized industries) の形態を採りつゝあり』(Farm Accounting, Preface, Hiram T. Sewill, Assistant Professor of Accountancy, University of Illinois.)

と以て如何に農業、從て農學に於ける經濟學の重要なるやを知らしむるなり。

蓋し農業の經濟問題として、生産組織の方面 Organization of production と社會的方面 Social questions とに分つべく、從來我邦に於ては、生産組織の方面は稍講究せられたれども、主として生産的技術のみ研究せられ、殊に社會的方面は杳として着手せざるものなり、此點に於ては英國は實に萬事進歩せる邦國にして、(The Rural Problem, Introduction, Arthur W. Ashby) その農村問題

は、世界大戰以前は、主として社會的方面にのみ集中せられ、開戦後二年には、社會問題は次位に置かれ、生産組織に關する問題優越となりたり、將來は産業上及社會上ともに並行せる、而かも總括的考量を爲さざるべからずとせらるゝが如きは、本邦と正反對なり。

兎に角本邦に於ては、農學從て農業に於て、從來の價値に關係せざる自然科学的方面の研究よりも、價値的關係方面の生産組織並社會的問題に主點を置くにあらずんば、農業の發達も農村社會の厚生及秩序 (Welfare & Order) も、庶幾すること難かるべし、畢竟、農村生活の産業的基調に或る變化を與へずしては、農民の社會的、智力的條件に永久的にして而して進歩的改良を與ふことは、多く之を期待するを得ざるべし。

更に農業史の重要なことを餘論として述べべし。

惟ふに、農學教育上若くは農業教育上、農業史の當然占むべき位置を與ふるあらば、目下本邦農政上の通弊たる、夫の時代錯誤的政策の如きは、早晚其跡を絶つに至る可能あり。

又農耕の歴史に於て又は農界に於て屢々見る所の Technik と Wissenschaft との衝突事例は農業史的説明のみ、よく其真相を解釋する可能あり、又恐らくは他に之をよくすることなけん。

此二の事は農業の社會的、經濟的、文化史的研究の成果 Outcome として、最も重要なを以て、予は本書に於て隨處之に説き及ばんとす。

予は明治三十六年九月初版の「題農業經濟論」に於て、其の總論第六章に於て「農業經濟と比較農學」と題して、比較農業の農業經濟學研究上重要なを論せり、而かも農業史の研究を始むるや、直に農學上縱史の最も重要にして、如上の意義に於ては、横史の殆ど爲すなきを知るに至りたり。次に歴史の研究法を述ぶ。

既に述べたるが如く、自然科学は個々の經驗的事實を一般的法則の一部として、一般的法則によりて概括せんとするが、歴史科學は之に反し、此等の事實を一個性の發現として個性によりて統一せんとす、凡そ生きるといふことは、目的を意識して活動することにして、是何かの理想によりて働くことなり、即ち所謂價値意識を認め、之に従て働らくものなり、斯く價値意識（規範的意識）を自覺して、之によりて働らくものを、個性といふ、然れば個性は價値の實現せられたるもの、即ち價値意識の經驗的内容を得たるものなり、而して個性によりて經驗的事實を統一するといふは、我々が主觀的に有する價値意識を、經驗的事實の背後に挿入し、經驗的事實を價値意識の實現と見ることに、即ち經驗的事實を價値關係によりて統一するに於て、歴史的知識の成立を見るなり。而して此價値關係より經驗的事實を見るといふことは、その與へられたる材料と、價値的見方の立脚地の定まり方によりて、何人も認めざるを得ざる客觀的眞理を生れしむるものなり。

然らば、如何にして、歴史科學研究の重要な研究點たる此價値的見方の定め方を、極むるか、

今之れが體系 (Form) 方法論的形式 (Methodologische Formen) を述べれば、

Methodologische Formen とは、客觀的現實に學問の眼を着け、學問的構成の型を押し當てるを云ふ、此方法論的形式のたがを當筈められたる世界は、概念世界なりとす、併し斯様なる世界が事實的に存在する譯にあらず、此概念的世界に二様あり、一は自然 Natur 他は文化世界 Kulturswelt 又は歴史 Geschichte なり。

純粹經驗 (或は「概念以前」少しも知識の取扱の加はらざるもの) —— 構成的範疇 —— 客觀的現實 (客觀的に事實として存在する世界) —— 方法論的形式 (自然) —— 方法論的形式 (歴史) —— 即ち、

純粹經驗 構成的範疇 客觀的現實 自然
方法論的形式
方法論的形式 歴史

歴史學の研究法はに Dimensionen に於て之を爲す、一は縦の Dimension 他は横の Dimension なり、即ち時間的の Dimension 空間的の Dimension なり、横の Dimension 研究は凡そ一の個々事實は、他の事實を其の環境として有するものなるが、それぞれの個々事實が個性なる如く、その環境も亦眞に個性的なり、然るに此の個々事實の全體を包容する、その横の Dimension 全體の個性をも考ふ

歴史學の二
つの一、
イメンシ
ヨンス

る可能を有す、此場合に全體の個性とは決して部分の個性を合一したるものを意義せず、全體は全體に特有なる一の個性を有し、個々事實は悉く此の特色中に包容さる、然るときは、此全體の個性を以て一の普遍的者 *Universals* の如く見做し、其の *Dimension* 内の個々事實を悉く全體の個性に係せしめ、全體の個性に換算して考察する可能あり。

縦の *Dimension* の研究は、横の場合と異なりて、其縦の全系列を網羅せる全體の個性を求むること、全く不可能なるを知る、蓋し人間には未來をも網羅する能力ある事を許されざればなり、然しながら、この全系列中の或一點を採て考察す、抑も歴史の一點は *Kalinin* の *Monad* の如く其過去を擔ひ將來を含みたる一點にして、全然的に孤立せる唯それ丈の一點たるものにあらず、隨て其一點の極めて近き兩方の連續を考ふれば、其中に行はるゝ異質性は割合に少なきものなり、此の如き割合に近邇せる近傍を含みたる歴史の縦の *Dimension* 中の一點を考ふれば、此處には稍不完全ながらも、その全體の個性を考ふること可能なりとす、若し完全を欲せば、二點の距離を無限に狭めて、眞個の一點とするをよしとす。(土田杏村、文化學研究による)

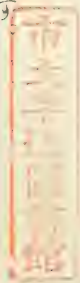
斯の如く歴史の *Dimensions* を考へて、歴史的系列の或る一點に就て、其上に適用することの可能なる普遍化者を定め得たる時は、是れ價値の實現たる經驗的事實を、價値關係によりて統一したるものにして、之を換言すれば、歴史的知識成立せるものなり、此歴史的知識即ち概念は恰も物理學

に於ける Physics、化學に於ける物質、生物學に於ける生命の如きものなり、歴史的連繫中にある個々事實にして、根本に之れと同質的なるものは、皆之に關係し、又は換算さるべし、歴史學の研究に於ては吾人は斯かる歴史的連繫中の或る一點に對する普遍化者 *Universals* (唯一概念) を定めざるべからず。

古代諸國 *So called classic antiquity* の農業の歴史は、唯全く暗黒界に閉され、羅馬人 (*Romans*) の時までは記録甚だ僅少に止まれり、羅馬人 *Romans* は有爲の人民にして、農業を改良せること著しく、且つ其技藝文明を征服によりて各地に傳播せり、羅馬帝國滅亡後、歐羅巴中農業大に衰へ、而して暗黒時代の間、僧侶の手 (*on the fingers of the church*) によりて維持せられたり、即ち寺院の財産 (寺領地) に主として農業技術保存せられたり、十六世紀に至りて、技藝文學の一般的復興と共に、農業復た起れり、初め伊太利に、其後佛獨に復興したるが、併し最も振興したるは瑞西及和蘭なりき、而して終りに近代英國に於て最高の發達をなせり、亞米利加の現代の農業は歐羅巴の模寫 *Copy* なり、又歐羅巴諸國の諸植民地 (世界各地に於ける) 農業も亦然りとす、支那の農業及印度土人の農業は數世紀の間變化なきが如し、日本の農業史は吾人特別に之を記述せんとす。

以上は寧ろ世界農業發達史概略なるが、之を敘述するに諸法あり。

一、特定の項目を擧げて、一國又は各國に亘りて、其史的變遷を敘す。



二、年代を逐うて、同時に各國農業の史的變遷を記す。

三、國別に其史的變遷を論ず

吾人は世界農業史を年代學的 *chronologically* に記述せんとす。即ち。

例へば、古代農業史としては、(大洪水より羅馬帝國の建設まで)

一、エヂプト人 *Egyptians* の農業史

二、ギリシヤ人 *Greeks* の農業史

三、ペルシヤ人 *Persians* カーセージ人 (*Carthaginian*) 及其他の古國農業史 (*Of the agriculture of the Persians, Carthaginians & the other nations of Antiquity*)

四、羅馬國民の農業史

中世農業史

(第五世紀より第十七世紀に至る)

一、伊太利國農業史

二、佛蘭西人農業史

三、獨逸人及其他の北部諸國人の農業史

四、英國人農業史

五、歐羅巴以外諸國民の中世農業史

近世農業史

(Landon's 'Encyclopedia of Agriculture')

の如く、古代、中世、近代と順を追うて農業に關して各國の關係的位置を示す事は、頗る有用なるべく、今日我々の農業の位置を、他の國及以前の時代と、對照するは、亦頗る教訓的なるべく、且つ農業が、原始時代及原始國より今日吾人の農業に至るまでの經路を遡源することは、頗る面白ければなり、而して月並の分類なれども、年代學的記述は、能く此等如上の目的を達するに便なればなり。

但し、之を行ふに就ては、Fuchs (Agrargeschichte, Wörterbuch der Volkswirtschaft, edited by Pl. 五三) の農業史は農業の社會的發展を研究するを主とし、他の一切(技術的、法制的、經濟的發展)は之れが基礎及條件たるのみといへるを體して、歴史科學的研究法により、本文を進めんとす、但し淺學菲才、加ふるに資料缺如せるあり、取捨折衷亦惑ふ所尠なからず、農業史の梗概だに叙することを得ば幸甚なり。

„Sic (Agrargeschichte) untersucht die technische, rechtliche, wirtschaftliche & soziale Entwicklung der Landwirtschaft, aber in erster Linie die Soziale, die anderen nur als Grundlage & Beih-

ngung für diese soweit sie das sind. Sie ist also nicht nur die Geschichte des Broders und seiner Bewirtschaftung, sondern vor allem der Menschen, die ihn bewirtschaften. Sie ist die Geschichte der sozialen Ordnung der Landwirtschaft, und zwar im engeren Sinne des Ackerbauers, also die Geschichte der ländlichen Verfassung einer Ackerbau treibenden Bevölkerung.“

(Agrarergeschichte, Wörterbuch der Volkswirtschaft, edited by Prof. Dr. Ludwig Elster, dritte Auflage, S. 32.)

第二章 農業の起原

生理的人類學の主要なる決論によれば、人類をして人類たらしめたるは、實にその腦髓にして人間の直立の姿勢、手の自由化及發達は、人類發達上の顯著なる特徴、又は主要なる事實にあらず。腦髓が特別なる人間の能力及機能と與へられて、愈々増大すると殆ど同時に、通話力と關係ある咽喉部の發聲機關の發達、起りたるに相違なし。

斯くして、人類の腦髓中樞をして、愈々高等ならしむる作用と、發聲能力を生せしむる作用とは、兩々相俟つて人間社會生活に於ける一切の顯著なる諸形相を生せしめたり、此二作用に比すれば、人間の直立の姿勢、手の自由化及發達は、人間社會生活に對して、甚だ重要なるには相違なければ、第三の因子といふべし。

人類文化の起原及發達に就ての主要學説を見るに、凡そ五種あり、今之を概述すれば、

第一、地理的環境説

此學説は各地地理的地盤はその氣候及一般の地理的條件に適當したる動植物を作り出すといふにあり、即ち人類の文明は、木の實と同じく、氣候と人種的條件とによりて作り出されるといふ也、然れども環境は文化的造營の建築者に煉瓦と漆土とな與へたれども、建築家の設計を與へざる也（ロウカイの説）又昔人が原始的狀態より文明狀態に進むに従つて、愈々益々團體の物質的文化がその物理的環境に依囑すること少なくなるもの也（ゴールツンマイザ

人類文化の起原及發達に關する學説の地理的環境説

人類をして人類たらしむるは其腦髓

其二
心理的偶
然摸倣說

一) 即ち此地理的歴史觀は、近世の科學的見地より、人類の文化を探究せる、最初の假說の一なれども最も不十分なるもの也、地理的環境の勢力は之を認めれども、その創造性を否定し、個人としての人間或は文化そのものに、創造的因子を認めんとするは、近世の新派の人類學者の態度なりとす。

第二、心理的偶然摸倣說 此說によると、例へば、初めて石器が作られたる時の如く、初め或る偶然的に出來たるものが、摸倣の過程に上りて傳へられたりといふ也(獨逸のクレイヴナー、英國の Huxley 教授の如し)、勿論、此の學說に適合するものも少なきにあらず、同時に又最も簡單なる石器にても、合理的に各別に發明されたるものあり、此說は要するに人智の能動的適應過程を看過せる點に於て不完全なりとす。

其三
環境習熟
說

第三、環境習熟說

第二說と必しも反するものにあらず、特に人類文化の起原及發達に於て、其本質となるものには、環境に習熟することを高調するもの也、例へば先づ最初の發明が「心理的偶然」が何かによりて生じたりとす、然る時その新發明

が生ずるや否、爰に一新環境出で來りて、有機體はこれに慣習的にそれ自身を適應せしめざれば止まらず、更に物質的文化の中に現れたる各新要素は、環境を以て愈複雑ならしめ、その文化團體を組成する各個人の上に、更に複雑なる反應を生ぜしむ、從つて文明を作り出すものは、地理的環境といふよりも、經濟的或は技術的環境に對する適應なりといふべし、此說は人類學者よりも經濟學者、社會學者特に經濟的決定論者に多く見る所の思想也、技術的環境は地理的環境の一變移に過ぎず、その文化に缺くべからざるものなるが、然し決して文化を造り出す動力を有するものにあらず。

第四、本能習熟說

此學說は、環境と習慣とに加ふるに更に或る人間の本能を以てする一修正說也、例へば、熟練とか本能とか生れながらの他愛心、摸倣、好奇心の如きものを以てせんとするもの也、此等の本能が文化發展に勢力を及ぼすことは疑ふべからず、併し此等本能は人間以下の動物に共通にして、之を以て文化發展に一新形態を生ぜしめたりとすること能はず。

第五、社會心理說

此說は第一に、文化が社會的事實即ち社會關係の產物なること、第二に文化が觀念及び觀念の相互交通より生ぜるものなりといふ也、人間には概念作用及抽象的思考を營む脳髓中樞があるが故に、人間相互を結合する言語の力

人口の増殖及食物の缺乏を農の起原とする説

死屍と共に食物を埋めたる農習遂に起る原たる農術の起原たる説

成立つとも、優秀なる交通手段を有せざりしならば其の概念作用も何の用をも爲さざらん、言語は傳襲の運送具にして、文化の發展は本質的に傳襲の發展又は社會學者の社會心と稱するもの發達也、之れを換言すれば、人間社會の文化は人間の高等なる知的發達によるよりも、その強大なる社會生活によること多し、人間の能力が高等なる發達をなしたるは、その先行者がその腦髓を單に物理的環境に對する適應機關として用ゐたるによらず、その同胞に對する相互順應の器官として之を用ゐたる故也

此學説は他の諸學説を有機的に結合せしめ得る利あり、即ち物理的環境心理的偶然本能習慣等の文化發達に寄與することを否定せず、即ち此等のものが文化發展に對して其刺戟手段又は材料となるを認む。

去れば此學説は近代心理學が人間の腦髓を本質的に能動的適應機關とし、相互交通を以て相互的順應作用を生ぜしむる根本過程なりとする思想と、よく一致するもの也(米國社會學雜誌大正八年五月號、エルウッド論文概要として經濟論叢第八卷第五號「文化發展の諸學説」による)

農の起原を以て、人口の増殖及び食物の缺乏が、單獨に又は相互に起りたる結果なりとする説は、從來唱へらるゝ所にして、是れ何人も想像する所也、然れども、其直接の原因たりしか、將た誘因にあらざるか、或は其原因は偶然的に出でざりしか。

野蠻人の中には死屍と共に食物を埋むる習あり、而して埋藏せる種實が肥分を得て盛に成育し、結實するに至るや、是れ死者の賜なりと看做し、屍體の附近に穀實を埋むるに至れり、茲に於て乎、土を掘り種子を蒔く所謂農の術の起れりといふ (Grant Allen, Evolution of the Idea of God, Grant Allen 及 Buckle 黨の有名なる代表者の一人にして1873年に Fentleman's Magazine に顯れ

たる論文 "Nation Making" を以て名あり、Buckle 後氣候及土壤の直接勢力を研究せるのみならず、又社會發達に於ける Fauna と Flora の結果の同盟戰野 (Wild Field) を解明すること盛なりしが、(Grant Allen の此論文は氣候及土壤の直接勢力を研究せるもの也)。

之を後段述ぶる所、我國古事記の各種の作物が、死骸より出でたりといふ記載と對照すべし。

牛角の神聖なる月に似たるより犁を牽かしめたる是れ家畜の起原

前印度地方 Vorderasien (アラビアより波斯、Mesopotamien 邊) の北部の人民は、月を神聖視し、牛角の月に彷彿たるより、牛を崇拜せり、其結果、生擒せる牛を、野生に於けるが如く圍込みて、自由になし置たり、牛は圍込地に繁殖をなし、漸く人に馴るゝに至れり、此牛を捕へて、或は神壇に捧げ、或は神輿を牽かしめ、後には土地を豊饒ならしむるといふ迷信よりして、犁を牽かしめたり、是牛耕の初めなりとす、然る時は其單純なる儀式に出でたるを知る (F. Hahn, Die Haustiere und ihre Beziehung zur Wirtschaft des Menschen, 1896. 動物の家畜化問題 Domestication of Animals 及其人類進歩に於ける意味深き結果に就て輓近の學者多く之を研究せるが殊に F. Hahn は有名なり)。

此等學者の記述する所に據れば、農の起原は偶然に出でたりとするも、強ち無稽ならざるべし、然れども科學的に之を研究せんには、斯く満足すべからず。

我邦に於ける農事に關する傳説によれば、神代の昔、既に五穀の耕種始まりしが如し、天照大神

我邦に於ける農事の傳説

嘗て月讀命に詔して曰く、人は物を食うて生くるものなり、朕大八洲國に保食神ありて、食物を有せりと聞く、汝就て是を見よと、月讀命因りて保食神の許に到るに、保食神其口よりして出せし物を以て命を饗せしかば、命之を無禮となし、保食神を斬る、大神その殘忍の所爲を惡みて、命を放逐し、更に天熊人を遣はして、これを見せしむるに、保食神既に死し、その屍體より五穀牛馬及蠶の生ずるを見る、天熊人乃これを取り還りて、大神に獻すれば、大神喜びて曰く、これ蒼生の食ひて活くべきものなりと、乃粟、稗、麥、豆を以て陸田種子（ハタツモノ）となし、稻を以て水田種子（タナツモノ）となし給へり、かくて、大神はその稻種を天狹田（アミノサナタ）及長田（ナガタ）に播し給ひしに、秋に至りて頗るよく穰れりといふ、これ五穀及耕作の史に見えたるの始めなりとす。（日本農業小史沼田頼輔 221, 22）

農學博士玉利喜造氏の説には、古事記に死したる保食神の體の額には粟がなり、眉の上には蠶湧き、眼の中には稗生り、腹には稻生り、陰部には豆生れりとあるは、蓋し、此保食神は國土を意味したるものにして、各作物が適當する位地、即ち適地を指示したるものなり、例へば、粟の額に生れりと云ふは、粟は元來高燥なるに宜しと云ふに等し、豆は陰部に生れりとは、陰濕の地に宜しといふ意味、腹部は平坦廣潤なるを以て稻最もよく適すと云ふが如しといへり（太陽第二十四卷 大正七年四月號）

文學博士喜田貞吉氏の説（民族と歴史第一卷第四號）に、我が古語に便所の事をカリヤといふは、川屋の義にして、昔は水流の上に便所を設けて、排泄物を其儘水に流し去りたり、依て川屋といふと解せられたり、是れ當に其語解なるのみならず、今日南方民族には、それを實行せるものあり、現に高野山等に於ても、斯かる構造なりと聞けり、加之、我が神話の丹塗矢傳説に於ても三輪の大物主命ミヤマミツノミ三島湏咋の娘の便所に入り居るときに、丹塗矢ニヌリヤになりて便所の下の溝より流れ來りて、其の陰部を突きたり、建角身命タケツノミの活玉イタタマ依媛ヨリヒメの便所に入りたるときに、大山咋神オホヤマミが丹塗矢となりて同じ様なることをなしたりと傳へらる、糞尿は寧ろ農業の祖神として尊敬せられたるものなるに、此俗を有する國に於て、糞尿を水に流し捨てる事あるべからず、蓋し川屋は農業を解せざる時代の先住民の便所の構造ならざるべからず、丹塗矢傳説に見るも、それは國津神に屬することは、その傍證となすべしとあり。

にぬり（泥塗） 泥にとは泥土の意にて赤、青、黄、白等の彩泥いろにを以てせる裝飾をいふ。

奈良春日神社及日光神橋の丹塗塗の如きは其例也、赭土を以て箭を塗り彩泥を以て人面衣服等を飾ることは既に神代に行はれしが、上古に及びて之を神幣物、宮殿、橋梁、器物等に施すに至り、徳川時代には廣く玩具類の裝飾に利用せらるゝに至れり。

寶永年間京都の雛人形師に彩泥を以て巧に泥畫を畫くものあり世人叫んで雛屋細工といふ。

享保年間玩具及慶賀用の器物を獎勵するに眞鍮の泥を以てする者あり、其工人を銖泥師といへり、泥塗は塗方堅牢ならざる

糞になり
まぜる神
尿になり
まぜる神
此神の子
豊宇氣毘
賣神

天孫人種
が日本統
治の公式
宣告

吾田の試
作地並其
監督者

を以て用途廣からず、多くは神幣物及玩具類に應用せらる。(「三山」日本百科大辭典第八冊 四六頁)

古事記に「糞になりませる神ハニヤスヒコノカミ埴安彦神、埴安姬神、尿になりませる神ユマリ罔象女神、稚産靈神、此神の子トヨウケヒノカミ豊宇氣毘靈神」とあり、其埴安彦神は日本紀に土の神埴山姫とあり、罔象女神は水の神とあり、稚産靈神の頭には蠶と桑と生じ、其臍中よりは五穀生じたりとあり、豊受の神は伊勢外宮に鎮座して五穀を守り給ふ神と信仰せられ給ふことはいふまでもなし、土神、水神、蠶桑五穀神は、共に糞尿より生れ給ひたる神なり、糞尿より神様の生れ給ふほど、日本民族は農を主とする民族にして、其農業は糞尿を以て重要な肥料として尊重せる也。

喜田博士の説かるゝ如くならば、日本民族の先住民族たる保食神に擬せられたる國土には、作物繁茂せりとは解せざるを可とすべし、然しながら、天孫人種が公式に日本を統治せらるゝ宣告式といふべき「豊葦原トヨアシハラの千五百秋チイホアキの瑞穂國ミツホノクニは吾が御子の治むべき國なり、汝皇孫行きて治め給へ、天津日嗣アマツヒの榮えまさんこと天壤と共に窮まりなかるべし」てふ天照大御神の詔を受け給ひて、天孫瓊々杵尊ニニギハヒ三種の神器や五穀の種子を御受けオホケになりて、葦原の中津國に降臨成り、此の五穀の種子を吾田アダに試作成りたることは、古學者の一致する所なるが、此試作地の監督者として渡りたるは、先住民たる出雲民族にして、天孫の妃木花咲耶姬コノハナサクヤヒメの父大山祇オホヤマツミなり、然れば出雲民族は農業に通曉し、既に水田稲作も心得居り、且つその稻も餘程以前より栽培せられたるものと察せらる(玉利博士の説)、之は

出雲民族
の農業

大山祇は天孫の妃木花咲耶姬の父なるを以ての故に、天孫の御依囑を受けて、此吾田に移り來りて、神田の試作を監督せるのみと解するは足れりとすべからず、蓋し天孫が堂々たる宣告式の下に、中津國に始めて農業を奨勵になりたる最初の事業なれば、其の重大視せらるゝと同時に、其成績の如何は大に注意せられたる筈なりと解せらるればなり、出雲民族は農業に通曉し居らずとも、少くも大山祇は之に通曉せられたるものなればこそ、神田の監督者を命せられたるならん、去りながら、喜田博士も先住民必ずしも絶対に農業を解せずといふにあらず、自ら簡單なる耕作をなせる場合もあり、天孫民族より習ひたるものもあるべしといはれたり、蓋し喜田博士の先住民は農事を解せずとの説にして眞ならば、大山祇命の農事試験場長も如何かと思はるなり、但し先住民絶対に農業を解せずといふにあらずといへば、玉利博士の説と衝突するとのみみるべからず、記して後日の研鑽を俟つ。

農事試験場長は農事に通曉するを、其資格となす可きものなれば、古代の農事試験場長も亦然りとなすべし。

古代民族
と神話

古代民族の歴史はいづれも神話 (Folk-tale) を以て始まる、尠くとも多少の神話的色彩を帯びざるはなきもの也、蓋し神話は古代民族及原始民族の信仰、人生觀の結合なりといふを得べし、彼等はその之を以て自己の起原と光輝とを語らんとすれば也、是故に古代文化史研究に當りては神話はその第一の地位を占むるものなりとす、先づ神話學の知識即ち神話の性質、起原、發展、種類等に就

大山祇命
の農事試
験場長

古代文化
史研究上
の地位

て、一般概念を得ざるべからず。

Lewis Spence: *An Introduction to Mythology*, London, 1921.

Lewis Spence によれば、神話研究に當りては言語學派、人類學派乃至太陽神話學派、植物神話學派等の一方にのみ偏すべからず、あらゆる合理的方法を用るざるべからず、何となれば、言語學派は凡ゆる神を言語上より説明し得るとなし、太陽神話學派はすべての神を太陽神に關係せしめ、植物神話學派は一切の神を植物に起原せしめんとする危険に陥らしむればなりとせり。

神話及神話學の見解は、從來人により時代により區々として一定せず、Xenophanes (B.C. 540-500)より今日に至るまで幾多の變遷をなし來れり、Max Müller, Sir E. B. Taylor, William Robertson, Smith, Andrew Lang, Sir James George Frazer 等の神話學者の見解に就て之れを知るべし、然れども、今日に於ては、言語學派の見解は最早信すべからず、又人類學派の見解と雖も悉く是認せず、神話はその性質に於て大部分宗教的のものにして、又神話は其起原に於て儀式に先立ち、唯副次的意義のものは儀式より由來せるものなるを信せり、神話學は比較的宗教學、民俗學と密接なる關係を有し、往々彼是混同され、其區別も曖昧となり易きものなるが、Spence は神話學を以て嘗て行はれたる信仰にして、原始的若くは初代の宗教研究なりとなし、民族學を以て今尙行はれる原始的宗教及風習の研究となしたり、從て神話學は宗教學の一部を爲すものとなす。

泰西に於ける神話學の發達は最近殊に著しく、盛に論議を聞はせり、例へば、ギリシア神話の戀愛と美との神 *Aphrodite* (ローマの *Venus* と同神) は *Dr. Roudel Harris* によれば、本來はマンダラゲ草なりしと云ひ、之に對して *Professor Elliot Smith* はその原形は子安貝なりとし論駁せり。

又或る論者によれば、*Apollo* 以來林檎、*Paedrus* は常春藤の小枝、*Nyx* は燧石の物神なりしと言ふ。

我上代の風俗並思想に關する研究の繁

Rationalism
ism
Mythology
及び
Mitthen

民族心理學の試み

我が上代の風俗並に思想に關する研究は、未だ甚だ莫然たるものに過ぎず、近頃は考古學や人類學の研究發達し來たれるも之は主として遺物や遺跡によりて、有形の方面のことに限りて、宗教、制度、習慣等の無形的方面、或は思想上の問題は餘り進歩せざるなり、之れが原因として指摘すべきは、近來の科學研究が餘りに實驗を重んずるがためによること、及び日本人の知識上の傾向より一種の *Rationalism* が行はれること、即ち日常經驗に適合せる事實として考へられることにあらざれば、價値のなきが如く思ふ、故に事實らしからざる事柄、例へば *Mythology* とか *Mitthen* とかいふものは、始めより價値なきものと排斥し去ることなり。

然しながら、近來上代の風俗や思想に關する研究、例へば、宗教・制度、習慣などの方面には、心理學的見地より歴史的組織的に之を研究するヴントの如き民族心理學の試あり、ヴントは時代を原始時代、*Totem* の時代、英雄及神の時代、*Heroic*、*Heroic* の發達時代の四に分けて述べたるが、此等西洋の學者の集めたる材料によりて導かれると共に、我邦上代の信仰の對象を對照比較するときは、上代の信仰に關する思想の一斑を知るに足るものあり、此神様に關する思想明かなるときは、今尙我民間に都鄙を問はず凡て行はるゝ幽靈「マジナイ」等に關する風俗、思想の由來、性質までも遺憾なく了解するを得べし、是れ尙に學術上生活上興味あることなれば、茲にエピソードとして稍長文に過ぐるも、津田左右吉氏「我が上代の風俗に對する一二の

我が上代の
信仰思想

其一
信仰の對
象
神様と幽
霊マジナ
イ等の關
係

觀察—中上代信仰の對象、死者に對する恐怖心、神の觀念、神に對する人の態度を採録して讀者の感興を惹かんとす。

『古事記などにはやゝ文化の發達した時代の信仰も現はれてゐるが、極めて原始的のものも含まれてゐるので、其の著しいことは、Animism 即ちあらゆるものが精霊である、spirit であるといふ信仰である、さうしてこの精霊が恐ろしいものとして考へられたのである、延喜式にある出雲國造神壽詞の中に晝はさ蠅なす皆わき夜は火瓮の如く光る神あり木あり木も草も物を言ふといふことがある、晝はがや／＼する、木も草も物を言ふ、さうして夜はちか／＼光る、晝も夜も氣味の悪い恐ろしいもので充ちてゐるのである、大祓の詞にも同じ意味のことがある、神が此の國を支配されて靜かになつたが、その以前には草も木も物を言つたといふのである、これは普通に Animism といふものであつて、spirit が夜は光り、晝は物を言ふことは、原始人に於ては何處でも普通な考である、特に夜光るものは上代の日本人にはひどく恐れられたので、星も悪い神、恐ろしいものと考へられた、星のちか／＼するといふ事が、如何にも氣味悪く見られたのであらう、今でも小供等は同じ心理を有つてゐる、それから動いたりざわついたりするものもまた恐ろしい、幽霊の正體見たり枯尾花といふのは、後の思想だが上代人は實際枯尾花を生きたものとして考へて居たのであらう、動物でも同様で大祓の中に昆虫の災、高律神の災、萬津鳥の災といふことが、列擧してあるが、上代人には此虫や鳥が恐ろしいものと思はれたらしい、後世から考へると、虫や鳥が人を害することがあるので、それを災といつたとも解せられ、宣長などもさう説いてゐる、宣長などは自身で古い時代の思想で解いた積りであるが、實はやはり後代の思想である、自分の考へでは、これは虫や鳥そのものが、spirit として恐れられて居たものと思ふ、速く動くものを恐れるのは未開人の共通の事で、鳥などは此點で靈妙の物と考へられてゐる、虫特に蛇の類も同様である、高律神の災といふものと、宣長等のいふやうな雷のことでは無くして、空中に spirit があつて、それが怖れたのらしい、要するに草木が物を言ふといふのと同様な思想である、上代に神といはれたものには、先づかういふ風なものがある、大祓詞などには、草木や虫や鳥を神といつてゐないが、其他の文獻では明に神としてある、例へば三輪のオホモノノシの神は蛇である、延喜式の神名帳を見ると、木が神とせられてゐるところが多い、大木神社、御木神社、大槻神社等に木そのものが神社となつてゐる、石が神になつてゐるのもあそ、石の崇拜は出雲風土記 播磨風土記にも出てゐる、一體延喜式には神社が澤山

列擧してあるが、實際はそれよりも未だ多くあつた、出雲風土記に郡々の神社の名が載つてゐるが、それを延喜式の神名帳に比べるとすつと多い、全圖みな同様であつたらう、其の様に多くの神があるが、其神がどういふものであるかといふは、後世になつて考へてゐるやうに *Resonance* を具へたもので無さうである、古事記などに見えるオホナムチとかスクナヒコナとかいふものもあつて、それはまづ人格を具へた神であるが、全體から見ると、さういふのは甚だ少ない、それは神社の名のみでもわかるが、其の名は第一に例へば三輪神社の如く地名がついて居る、第二にはヤマトの神とかミクマリ神とかいふやうに、山や水のある所、寧ろ山や水そのものが、神社の名となつてゐる、それから第三には前に云つたやうに、木とか石とかいふ名が神となつてゐる、それで見ても、神の性質が知られる、もつとも延喜式時代の人には、さういふ祭神を人格を具へた神として考へてゐたかも知れないが、其の起原はさうでなく、*Animism* の發現であるといふことが、前に述べたところで知られよう、さうして其神が人に恐れられるもの、人に害を與へるものとして考へられた點から見ると、それは則ち *Demon* であり、*Demon* の領分に於て考へらるべきものである、*Demon* と神 (*God*) との主要なる區別は、第一に *Demon* は人格がない *Resonance* が無いのに、(ここにはそれがあつた)、第二には *Demon* は人に災するもの、人を害するものであるのに、(ここは人間を保護するのである、だから前に述べたやうな神は、*God* でなくして、*Demon* である、我國の上代の文獻にはかういふ低級な宗教思想が現はれてゐるのである』

『尙原始人は一體に死者に對しても大なる恐怖心を抱いてゐた、生きてゐるものが、自分の上に將に來たらんとする死を、恐れるのでなく、死者に對して、寧ろ屍骸に對して傍のものが恐れるのである、それは其屍體から *Demon* が現はれると思ふからである、すつと未開の時代には、屍體を葬るといふことが無い、屍體が恐ろしくてたまらぬから、それを捨て、別の所に行つて住む、これが原始人の死者を取扱ふ方法であつたといふことは、普通に知られてゐることである、ところが、日本の上代にも幾らか其の形が残つてゐるらしい、かの歴代帝都のうつされた事は、穢れた場所を捨るといふ思想から、來たものだといふ解釋を、古人もしてゐる、穢れといふのは後の思想であるが、之はやはり死者を恐れて居を移したといふ原始的風習がその精神に變りながら、形が残つてゐるのでは無からうか、朝鮮でも同じ風習があつて、魏志の畿(今の江原道地方の住民)

の風俗を書いた所を見ると、人が死ぬと遺族は別の家に移るとある、文獻に現はれてゐる日本の上代は、そんなに甚だしい未開時代ではないので、立派に葬送の習慣も出来、大きな墳墓さへ作られてゐるが、古い思想はなほ残つてゐる、死んだものの屍骸をひどく恐れ、そこから Demon が現はれて来て、人を害すると考へてゐたことは、かのイザナギの命のヨミの話でもわかる、屍骸が腐つて蛆がたかつてゐるのを見て、大に恐れて逃げだした、さうするとヨモツシユメが追つかけて来る、それは即ち屍から Demon が現はれて人に害を加へるといふ思想である、大きな石をヨモツヒラ坂にすゑるといふのも、此の Demon を防ぐのである、後の世の人の考へるやうな靈魂といふ觀念の、未だ無つた時代の思想である、魏志によると、辰韓では葬式の時に大きな鳥の羽を持つてゆく、それは靈魂を天に送るのだといふのであるが、それはイザナギの命のヨミの物語に現はれてゐる思想に比べると、一步進んだものである。』

『次にかういふ低級な思想の時代に於て、其の Demon を如何にして防ぐか、色々の spirit の災を如何にして避けるかといふに、それは禁厭 (Magic) によるのである、Magic には種々あり、かういふことはかりては無いが、原始人の間に於て最も重んぜられたのは、矢張り此方面の事である、ところが、其痕跡も日本の上代に残てゐる、イザナギの命がヨミから歸られて橋の小門といふ所で、ミソギをせられたといふのも、それである、大祓といふのも其なごりである、大祓の觀念は罪と穢とを去るといふ事であつて、其れば餘程發達した思想であるが、其方法は矢張り一種の Magic である、魏志の倭人傳に、かういふ話がある、筑紫人が船に乗つて樂浪部にゆく時、一人の人の人を選んで肉を食はせず、女を近づけさせず、非常に謹慎させて置く、さうして風が吹いたり、浪が荒くなつたり、航海が危険になると、其男を殺すのだといふ、これも Magic である、平安朝の頃迄も行はれた風習に、旅をする時、ねさ袋といふものを持つて行つて、ところ／＼の神にぬさを手向けると云ふことがある、其頃には意味が變つてゐるが、其方法は矢張り Magic の變形したものではなからうかと思ふ、到る所の山川草木に恐るし spirit あり、Demon がゐるから、其災を避ける爲の Magic であつたらしい、支那から來た追難の儀式も亦 Magic であらう。』

『然るに記紀及其他の文獻には、かゝる低級の信仰ばかりでなく、それよりもずつと發達した思想が現はれてゐる、神に就

ても Tenon の外に、普通に云ふ神 God も現れて居る、Dann は人と考へられて居るものではないが、神は Personality を具へてゐる、大祓の詞に、天つ神國つ神が耳をそばだて聞くといふ事があるが、それは既に人格を具へた神としての觀念であつて、最早 Tenon ではなく、亦 Tenon は恐しいもの、人を害するものであるが、神は少くとも其の一面に於て人を保護するものである、大祓の詞のうらに見える神力が穢や罪を吹きはなら、流し去るといふ如きは、即ちそれである、もつと進むと人文的の神、人間の生業の保護神が現はれる、神代史に見えるオホトシ、ツカトシの神等がそれで、此等は何れも農業の保護神であらう、墨の江の三神と云ふのも航海の保護神として考へられてゐる、かういふ神の内には新しく生れた神もあるが、又昔の *Ymir* 又は Tenon としての神が進化したものもある、延喜式の月次祭の祝詞を見ると、農業のために色々の神を祭つて居るが、それは特別に農業神として現はれたのでなく、古い時代の神が性質を變へ、或は新しい屬性を加へられたのである、例へば、ヤマグチの神、ミクマツの神が農業の保護神として祭られて居るがこればもと由や水そのものを *Ymir* として考へ、神として見たものであつて、木石を神としたものと、同じ意味のものであつたらうが、後に農業を保護する神となつたのである、又同じく自然界の現象に *Ymir* を認めて、太陽のやうな明るい温かい、人に幸福を與へるものを神として考へるやうになり、而してそれが農業國に於ては、農業の保護神とも考へられて来る、又死んだものも恐ろしい *Dann* では無くして、祖先神として考へられる様になるこれは社會組織の發達、家族制度の整頓を相伴ふものであつて、所謂祖先崇拜がそれであるが、此の祖先崇拜は國家の結合が出来ると、一層盛になつて来る、それから、人智が進歩して神話が作られる様になると、神が又發達して来る、神代史に見える種々の神は、即ちそれであつて、それが又諸氏族の祖先神とせられた、さうして此等の祖先神も矢張り古い時代から傳はつてゐる *Ymir* 崇拜と結合せられるので、蛇であつたらしい三輪の神が、オホタタネコといふものの祖先になつたり、石が延喜式の神名帳に見えるやうに、オホナムチ、スカナヒコナの神となり、それが出雲に關係のある家柄の祖先神として考へられたオホクニヌシの神とも、結合せられたりする、太陽神が皇祖神として考へられるのも、これと同じことである、だから、後世には所々の神社等が、多く何の家かの祖先神とせられるのであるが、それは餘程後世の考へである、從來多くの國史家が神社によつて氏族の分布等を考へるやうなことをしたのは、此點から見るも餘り正當な方法とも

考へられない、神代史が出来て後に其神々を祖先とした諸家の系圖等は、固よりあてにならないのである、系圖は大部分が、こしらへものであるといふ事は、昔も後世も變りはない。

『さて神が斯く進化して來ると、人間のそれに對する態度も改まつて來る、Deiun の時代は *Deiun* であつたものが、*Yai* に對するやうになると、所謂祭祀となる、延喜式の祝詞などにも、神に山海の種々のものを、供へるといふことがあるが、これは神を人と見て、其れを歡ばせるために、供物をするのである、神に物を供へるといふことは、宗教思想の發達の上から云ふと、大分進歩した社會に行はれることであつて、多くの民族では其前に *Yai* の階段がある様である、といふことであるが、日本の文獻に於ては、さういふ儀式なり習慣なりは、現はれてゐないやうである、*Yai* は多く家畜を以てするのであるが、日本には家畜が無いと云ふ理由もあらう、しかしアイヌの熊祭り等は矢張り一種の *Yai* 的性質を帯びてゐるのであるが、日本には見えぬ、又犠牲には往々人間を以てすることがあるが、日本の古代には其の風習があつたか、どうか、これも *Yai* だともいはれる、ところが、獸獵の盛に行はれたる日本の上代には、それに類する習慣が残つてゐなかつたらしい、少くとも文獻には見えぬ、又犠牲には往々人間を以てすることがあるが、日本の古代には其の風習があつたか、どうか、これも研究問題である、ヤマトタケルの尊の妃タチバナヒメの、身を海中に投ぜられたといふ話、又は前に述べた魏志倭人傳の記事などは、人身の犠牲と解くべきであらうが、人柱といふ話も書記の古いところに見えてゐるが、これもどう解くべきであらうか、また殉死なども、其の起原は矢張り一種の *Yai* だとして説明せられてゐるが、これは我が上代にも往々行はれてゐるらしいから、こゝらに人間を犠牲とする古い習慣が微かに遺つてゐると考へるべきであらうか、さすれば、野獸などを *Sacrifice* の意味に用ゐたこともあつたものと、想像すべきであらうが、此等の問題については、まだ私は確な考へを持つて居らぬ、ただここには上代に於て神に物を供へ、即ち賄賂を上つて、それによつて神の保護を求めやうといふ後世の考と、大祓などのやうな *Magical* 的思想と、この二つが混じてゐる、といふことをいつて置く、さうして、それは恰も神其ものに於て、發達した神と恐ろしい *Yemon* との二つのものが、混在してゐるといふ事實と相應するものである。』我が上代の風俗に對する一二の觀察、津田左右吉早稻田叢誌第一輯 P. 114-120)



Ancient Society

or Researches in the Lines of Human Progress from Savagery through

Barbarism to Civilization. By Lewis H. Morgan.

5 sources of human food.

1st 2 originated in the period of savagery, the last 3, in the period of barbarism.

I. Natural Subsistence upon Fruits and Roots on a Rstricted

Savagery } Habitat (The natural abode or locality of a plant or an animal.)

II. Fish Subsistence.

III. Farinaceous Subsistence through Cultivation.

Barbarism } IV. Meat and Milk Subsistence.

V. Unlimited Subsistence through Field Agriculture. (p. 20-26)

Several forms of the family.

I. The Consanguine family.

II. The Panahaan family, derived from the Hawaiian relationship of Panaha.

III. The Syndyasmanian family, germ of the monogamian family, germ of paternal

power, from syndyazo, to pair, Synlyasmes, a joining two together (without an exclusive cohabitation).

IV. The Patriarchal Family, Special family of Hebrew pastoral tribes. (1夫多妻家族)

V. The Monogamian Family (1夫1婦) p. 27—28.

Periods.

Conditions.

I. Older Period of Savagery.

I. Lower Status of Savagery.

II. Middle " "

II. Middle Status " "

III. Later " "

III. Upper status " "

IV. Older Period of Barbarism

IV. Lower status of Barbarism.

V. Middle " "

V. Middle " "

VI. Later " "

VI. Upper " "

VII. Status of Civilization.

I. Lower status of Savagery, from the Infancy of the Human Race to the

Commencement of the next period.

II. Middle status of Savagery, from the acquisition of a fresh Subsistence

and a knowledge of the use of fire, to etc.

III. Upper status of Savagery, from the Invention of the Bow & Arrow, to etc.

IV. Lower status of Barbarism, from the invention of the Art of Pottery, to etc.

V. Middle status of Barbarism, from the Domestication of animals, in the

Eastern hemisphere and in the Western from the cultivation of Maize plants by Irrigation, with the use of abode—brick and stone, to etc.

VI. Upper status of Barbarism, from the Invention of the process of Smelting

Iron Ore, with the use of iron tools, to etc.

VII. Status of Civilization from the invention, of a Phonetic Alphabet, with the use of writing, to the present time.

“ Family ”

In its primary meaning the word “family” had no relation to the married pair or their children, but to the body of slaves and servants who laboured for its maintenance and were under the power of the “Pater familias.” Familia in some testamentary dispositions is used as equivalent to “patrimonium,” the inheritance which passed to the heir.

It was introduced in Latin society to define a new organism, the head of which held wife and children, and a body of servile persons under paternal power. Mommsen uses the phrase 'body of servants' as the Latin signification of 'familia'. (pp. 477—478)

第三章 農業の推移

人類の進歩と生存の源泉との關係

食物供給の遷移

米國人 Lewis H. Morgan (Ancient Society, 1877) によれば、社會は Horde (Nomad), Clan, Family を State の階段を経たるものにして、人類進歩の此等 Great epoch は直接的に生存の源泉 Sources of Subsistence の擴張と殆ど同一なり、而して Horde が Clan となり Family となりたる此大時期は普通農業 (Field Agriculture) の輸入と俱に止みたり、當時其食物の供給は之を如何なる方面に採りしかといへば、順々に果實及び根莖 (Fruits & roots) より魚に移れり、之は野蠻の度と漂泊とに關係せり、次には穀類 (Cereals) の發見の間に於ける關係、肉食習慣 (Cannibalism) の廢止、肉食及乳食 (Meat & milk diet) への依頼、家畜の馴化 (Domestication) と放牧社會 (Pastoral Society) の關係而して終に Heculture or Hackculture (Morgan は之を Horticulture とす) より Agriculture に移れり。(p.20—26).

此間に私有財産の成長と共に遊牧民 Horde は Clan or gens (Morgan は Clan を Gens と言へり) に進化せるが、既に財産あれば其間相續起るべく、茲に gens の制度に伴うて相續に關する最初の大法則起れり、即ち死者の財産 (動産) を同族 Gentiles 中に配分すること是なり。(Ancient Society,

同族相續制

其反抗
理由

女子相傳
より男子
相傳へ遷
移

p. 528) (Patriarchy) とは祖先を同うして共通の族名を有し頭飾などによりて他と區別せるものなり。)
 家畜を多數馴養せるより、從て生活資料の源泉並に個々財産の目的物を生せる後に至り、及び耕作が家屋及土地の所有權を個別的ならしめたる後に至りて、同族相續 (Gentile inheritance) の常習形式に對する反抗起れるは確實とすべし、如何となれば、同族相續は父の子たること (Paternity) により財産相續權の保障ある其所有者の小兒を除外し、而して所有者の同族親戚に財産を附與するものなればなり、此死者の財産を同族間に、配分する新相續法に關する紛争には父も子も俱に與かりたるが、是れ十分に變化を遂行せしむる有ゆる動機を供せり、蓋し財産の量 (Quantity) も集積し其永久の形式を具備するに至り、個々の所有に移轉せる財産の比例も増加せると俱に、之れがため女子傳統の轉覆 (Overthrow) 確實となり、男子傳統の制等しく保障せられたり。

此女子相傳を男子相續たらしめたる變化は、同一の民族 (Nation) に相續を傳ふること、從前の如くなりしかども、子供を其の父の氏族中に置き而して父方親族 (Paternal kindred) の頭目に仰がんとするものなり。(Ancient Society p. 345—346)

財産の増殖と、之を子供に移轉せしめんとする希望とは、實に正統相續者を確保し及相續者の數を夫婦間の眞の子孫に制限するために一夫一婦制を生せしめたる實際上の動力となりたるものなり、一婦家族は子の父の子たる權を確實にし、動産不動産の共同所有權を個別的になし、而して父

方親族相續の代りに子供の獨占相續を樹立せしめたり。

斯の如く、女子相傳を男子相傳たらしめたる變化によりて、早き時代 *Early stages* に女子社會 *Early uterine society* ありたるを知るべし、此の *Uterine society* は非常に農業の變遷發達に關係あることは、後段に述べべし。

同族 *Clan or (gens) (gentile society)* より家長家族 *Patriarchal family* 出で及び多婦家族 *Polygamic* より一婦家族 *Monogamic family* 出でたるものなるが、*Kinels (Origin of Family, 1881)* に依れば、同族社會 (*gentile society*) の變形は最初の大なる社會分業 (*Social division of labor*) に起因せるものなり、是れ即ち放牧種族 (*Pastoral tribes*) が社會の他のものよりの分離なり、(*Separation of pastoral tribes from the rest of society*) 此放牧種族の分離よりして自ら經濟生活に於ける永久因子としての種族間の交換 *intertribal exchange* 起れり、而して久しからずして此種族間の交換よりして、個人間の物々交換 *Barter between individuals* 起りたり、主として家畜及自然産物の物々交換なり。(*Barter in cattle and natural products*)

斯の如く動産が共有 (集合財産制) より、私有に移ると共に、一方には奴隸制起る素地を作り、他方には母長權の覆亡 (*Downfall of the matriarchate*) を來す準備となれり。(母長權に就ては後に *Cunow* の説を述べ)

同族社會
と最初の
社會分業
第一の分
業

私有財産の増加に従うて分業は第二の大なる發展をなせり、即ち農業より手工業 (Manual industry) の分離是なり、今や交換は商品の交換となり、而して男子の經濟的優越權 (Economic supremacy of the male) に伴うて家長權 (Patriarchate) 起り、而して次に一夫一婦家族 (Monogamic family) 生れたり。

(註) 家長權とは家長の有する權をいひ、家長家族 (patriarchal family) とは、家僕及奴隸は家長 (Patriarch) の下に家畜群を管理し、土地の耕作をなし、相互の保護及生存を計る一組織なりと約言するを得べし。又一夫一婦家族は一夫多婦家族 (polygamy) より出でたるものにして、財産の發生及子供に財産を移轉せんとする欲望は、一夫一婦を輸入せる實際上有力なる動機にして、之を以て正統相續者を保障し、及び相續者を配偶者の實の子孫にのみ限定するためなり (Ancient society, p. 171)

遂に分業の第二段來れり、金屬貨幣の使用を伴へる商人社會 (Merchant class) の發生是なり、資本は (元來の家畜資本 (Original cattle capital) に對して) 商業資本 (Mercantile capital) なれども、その増殖、往時の同族組織 (Tentile organization) にては最早到底こなし、切れぬほど多端にして、新しき事務 (Business) の幅轆を來せり、斯くして茲に政治組織の起原を見る、是れ國家 (State) の核子 (Nucleus) なり。

希臘、羅馬及 Teutonic races の早き中世時代に於ける此推移 (Transition) は、所謂記錄事項 (Matter of record) なれども、之れが起原を Morgan 及 Engels に先だつて誰れとて明知し得ざりしなり。

Chunow (Die ökon. antischen Grundlagen der Mütterherrschaft, 1898) によれば、人類經濟發達の段階

を示せる今日通常の分類たる Hunting, pastoral and agricultural stages は其論據に弱點あるを免れず、(F. List, 1789—1816: Das Nationale System der politischen Ökonomie, 1841. 參照) 狩獵時代と俱に起りたる最古の組織形態は、男子の優越 Supremacy に存せり、之は決して父の優越と同一にあらず、何となれば父長權組織 Patriarchal system の基礎たる polygamie or monogamie family は著しく其後の發達なればなり、然るに Early stage には婦女社會 Matriarchate ありたり、是れ母に依る血統傳承の證據あればなり、此婦女社會は或る事情の下に遂には母長權 Matriarchate 其のもの發達を招ける程、經濟的重要を認めらるゝに至りたり、(原始時代には Matriarchate はなかりしなり) 而して早き時代の農業と婦女との關係を見るに、家の内外に於ける其重要な程度増進して、早き分業の上に決裁的影響を行ひたるものなり、要するに母長權は主として經濟的產物なること甚だ明瞭なり。

Cunow (Arbeitsbildung und Frauenrecht, Zugleich ein Beitrag zur materialistischen Geschichtsauffassung, 1901, "The Division of Labour and the Rights of Women") によれば、通常農業を以つて遊牧生活 Nomadic Life の消失に先だつ情態なりとするは誤れり、定着的活動 Stationary settlement は或る度迄は、農業への推移に先立ちて起るべき情態なれども、然れども農業は放牧時代よりも、將た狩獵時代よりも、孰れよりも發達し得べく、而して各場合に於て婦女の活動は根本的重要

男子と女子との最も早き分業

婚姻は労働關係

なり、婦女は原始的耕作者 Primitive tiller of the soilなるのみならず、尙又最も早き家内工業の創設者 (creator of the earliest home-industry) にして、原始的交換上特殊の任務を行ひたり。(pp. 121-122)

最も早き分業は婦女は野菜的食物、男子は動物的食物に意を用ふるを主義として行はれ、此根本的差別に基きて、其他の社會的排置建設せられたるものなり。

(註) 婚姻は久しき間は男女の理想的利害の倫理的交驛 An ethical community of ideal interests にあらずして、却て大部分經濟的若くは労働關係なり。(p. 276)

第四章 農業の發展

農業の發展と經濟的變化

經濟的變化と生産方法の變化

生産方法並組織の社會關係の變化

農業推移の結果は資本の蓄積を促し、貧富の別を生じ、貧富の別は自由民と奴隸との別を増加し、従つて各種の社會階級を生せしめ、資本の蓄積は物々交換經濟を生じ、通貨の成立を促し、生存資料の源泉の發達及集積は餘裕を生み、従つて各種の智力の開發を促せるものなり。

抑も此の如きは、主として經濟的變化にあらざるはなく、而して經濟的變化は畢竟生産方法の變化に外ならず、生産方法の變化は生産組織の變化を惹起し、從て社會關係變化す、手工曰 *Hand mill* は封建諸侯との社會を創造し、蒸氣曰 *Steam mill* は産業的資本主との社會を創造す。其有形的生産に一致したる社會關係を造れる同人は、其社會關係に一致したる主義思想及範疇を造る、故に凡て斯の如き思想及範疇は歴史的にして一時的産物なりとす。(Marx: *Misère de la Philosophie*, pp. 99—100)

而して斯の如き經濟變化は、徐々に漸次的步調を辿りて、社會を變形するものなるを知るべし、即ち封建社會の發達には數百年を要し、私有資本が封建制度を今日の産業社會に變形せるには、數百年を要したり。

古代社會
封建社會
市民社會
皆生產關
係の集合
的成果

社會の技
術上の切
要と大學
の効果

古代社會 Ancient society, 封建社會 Feudal society, 市民社會 Bourgeois society, 皆生產關係の集合的成果の例證にして、孰れも人間の歴史的發達に重要な階段を刻み、人類及其生産力の特定の變化 Definite changes に相應せるものなり、要するに社會の生産力の顯現せる諸關係に外ならず *Historio* の意義に於ける地代は商業的産業に變形せる家長的農業に外ならず。

Engel's 曰く社會の感せる技術上の必要 (Technical want) は科學を刺戟すること、十の大學より效遙かに大なるものなりと。

„Hat die Gesellschaft ein technisches Bedürfnis, so hilft das die Wissenschaft mehr voran als zehn Universitäten“ — *Letter of 1894 in „Der Sozialistische Akademiker“* (1895) p. 273.

技術上の教育は其生産技術に對する新らしき需要を喚起する可能を有せざるにはあらざれども實は社會生活の方面の切實なる需要あるにあらずんば、教育の効果殆ど言ふに足らざること、斯くの如し、蓋し歴史は人間の作る所なれども歴史亦人間を作る、農業發達史亦然りとす、予は此見地に立ちて我が農業發展の經路及所由を左の年代順によりて敘述せんと欲す(比較便宜上西曆を用ふ)

- | | | |
|-----|------|----------------|
| I | 原始時代 | 原始より六四四A.D迄 |
| II | 上古時代 | 六四五A.Dより九三〇迄 |
| III | 中古時代 | 九三一A.Dより一六〇二迄 |
| IV | 近古時代 | 一六〇三A.Dより一八六七迄 |
| V | 最近時代 | 一八六八A.D以來 |

人類社會
の同族制
より家族
制への變
遷

此變遷と
我大和民
族

1 原始時代 (原始—644 A.D.)

既に前段に於て人類社會の發達は食物源泉の擴張に伴ふものなること、而して其進歩の大時期は食物供給の擴張行はれたる證蹟なること、私有財産の成長も食物供給の數量増大及永久的形態を具備せるによること、財産相續制より女子相傳、次に之れが男子相傳に移れること、同族より家長家族制・家婦家族制より一婦家族の起れること、同族社會より最初の社會分業起れること、婦女社會の農業上大任務を働けること、工業が家内仕事の形式に於て起れること、狩獵よりも放牧時代よりも農業の發達し得ることは、婦女の勞働之を證すること、最も早き分業は女子と男子との間に行はれたること、人類社會の族制 (Tribe) より家族 (Family) に至る變遷を概述したり。

以上家族、氏族制度、所有權法に就て述ぶる所は、希臘に於ける、及チウトン種族 Teutonic race の早き中世時代に於ける推移なり、而かも Morgan 及 Inghel 等に先立ちては、誰も之を明かに説明し得ざりしものなり。

今之れを我邦の上古史に見るも大差なきが如し、但し大和民族の祖先崇拜の念の強き事は歐洲人と異なる所なり、之は日本民族の唯一血族團體が天浮橋アマノウキハシに立ちて高天原に降臨以來外婚 Exogamic を主とせずして、内婚 Endogamic 行はれたるに主因するものゝ如し。

尙異なれる所ありとすれば、我原始社會には *Prominent* なかりしこと、妻の共有時代なく、母權時代なきことなり、(日本經濟史論 pp. 215—23) 然れども我が日本にも母權時代は久しく持續したるものなるが如し。

日本神話に於ける二つの大きな代表的の女神はアマテラス大御神とトコウケ大御神とである。前者は太陽と一致し、後者は穀物と一致してゐる、トコウケ大御神が農業神であることは、私達の間に殘つてゐる傳統的説話や信仰によつてそれを確めることが出来るのみならず、言語學的にも其名稱それ自身によつて知られる。エナプトのラーを始め、どの國でも太陽神は皆男性であるが、日本人とアイヌばかりは之を女神と見立てゝゐる。こゝに日本の婦人尊重、懷妊崇拜、ナ、(女神) 信仰が窺はれるのである。

日本神話を見ると、アミノミナカマシの神を別として、それから次々に高天原に現れた神々は、それらが獨一神であらうと配偶神であらうと、いづれも皆生々繁殖を意味する産出力の象徴と見られる神名を帯んでゐる、日本人が餘程古い昔から農業生活を送つて居り、従つて地の女神のナ、ヲ信仰してゐたといふことが是で解る、日本の大典學者はイザナギ、イザナミ兩神の八尋殿の神話を引いて、日本人が昔から男性を尊び、女性を卑しんでゐたことを證據立てやうとするけれども、あの神話の筋は支那思想の影響を受けてから記述せられたものであつて本來神話に於いてはあのやうな筋を持つてゐなかつたと思はれる、支那から輸入した日本語では「男女」といひ「夫婦」といひ、男性をすべて女性に先行せしめるけれども、純粹の日本語に在つては「めをと」といひ「いもせ」といひ、すべて女性が男性に先行する。これは日本の古代の社會制度の痕跡で、かうした言葉から私達の祖先の社會組織を跡づけることが出来るのである。

ナ、信仰は一つは婦人家長制度^{マトリアーキ}からも来る。我邦は久しい間、男子よりも婦人が家長であつた時代が続いた、女性を中心として社會を作り、家族はすべて母親をめぐつて生活し、従つて家族の支配權は母親の握つてゐた時代が長く續いてゐた。それらの日には父親はあつても無きが如く、子供らはどれが父親であるかを知らない代りに、母親のみは十分にそれを知ることが

出来た、それ故に母親が家族の主長であつたのであつた。此婦人家長制度は恐らく私達の祖先が大陸から日本海或は對馬海峡を過て日本群島に移住してからも、何年となく續いてゐたことであらう、さうしたことは神話の上でも、言語の上でも、土俗の上でも、十分にそれを證明することが出来る。

日本に母權時代の存立してゐたことを證明する近道は言語の分解的研究に限る、金澤博士は其方面の權威であるが、博士は「母親」を意味する日本の古代語はオモであつて、鮮語の Onnu と同一語源から出た語であり、それから「重要」を意味するあらゆる品詞が生成せられたと説いて居る、即ちオモは副詞語尾ニがつけば「重に」といふ語が出来形容詞語尾ナルがつけば「重なる」といふ語が出来「處」を意味する古代名詞ヲがついて複合語「おもて」が出来たといはれた、それらも面白いが私の考へでは、もつと重要なことが逸されてゐる。即ち私はオモに動詞語尾ヒがついて「思ひ」といふ動詞或は動名詞が出来たと信ずるのである。

日本語に在つては、かるが故に「心」といふことは、母親といふことと一致する。母親の意識作用がすべての意識作用となつた譯である、日本の古代史に於ける母親の影響は實に偉大であつて、どんな古い頭の男尊女卑論者もこれをどうすることも出来ない、かうした婦人の優勝性は勿論、前述の如く懷妊といふ任務を持つてゐたことにも依るが、他面に於ては母親こそ總ての文化の母であつて、「母」が「思ひ」と一致する如く、一切の精神文化並びに物質文化は皆母親から出て來るのである、ナは單に肉體上の母であつたばかりでなく精神上の母であつたのであつた、これは獨り日本ばかりに限られた譯ではなく、世界を通じてさうであつたと思はれる（週刊朝日第二卷十二號「婦人とこども」號「婦人の神性」三〇三頁 西村貞次）

凡そ婚姻の進化發展の順序を見るに、妻共有時代——母權に従ふ婚姻時代——父權に従ふ婚姻時代を經、奪掠——購買——單純なる合意によりて妻を得ることを通則とす、或は、一夫多妻若くは一妻多夫より蓄妾を經て一夫一婦に到達することあり、(Weipert の説、日本經濟史論 二〇一) 然る

に日本にては既に神代に於て婚姻が一人の男子と一人又は數人の女子との間に行はれたること史實にあり、所謂妻の共有時代を経たる痕跡なし、又夫が妻を自己の父の家に伴ひ歸らずして夜、妻の父の家に通へることあり、殊に上古には普通の風習なり、併し此場合は妻は其屬する氏の上の權力下にあり、夫の屬する氏の上の權力下にあらざるのみにして、別に其の家族が家母の權力の下に立つ母權的支配にあらざりしなり。

皇后は必らず皇胤より選び、兄弟姉妹の婚姻すらあり、異父異母の兄弟姉妹間の婚姻甥と伯叔母伯叔父と姪との婚姻は多し、今其御名を例に引き奉るは、畏こき業なれども、*Indigamie* の實例を擧げんとす。

御血縁近
き妃の御
身柄系圖

エ
ン
ド
カ
ミ
ー
の
實
例

古代に於ける天皇と皇后との御關係を主とし、崇神天皇後（天皇は御肇國天皇として、我が大日本帝國の上に一大部分を劃し給ふたる最初の大帝なり）御血縁近き妃の御身柄を示したる御系圖によると御三十六對の御配偶の中

御兄弟姉妹の御關係のものが四、御叔(母)姪の御關係のものが九、御叔母と御甥との御關係のものが一、御從兄弟姉妹の御關係のものが九、之等よりも稍關係の遠き御親族のものが一三と云ふ數を示して居るのである（民族と歴史第七卷第三號、妹背島(喜田博士)13)

藤原氏を通じての、御近親間の御配偶に至つては、御兄弟姉妹の御配偶最も著しく、引續き繰返された、光明皇后は聖武天皇には御叔母にましましたのである、左の通りである。

文武天皇

藤原不比等

宮子嬢(夫人)

聖武天皇

孝謙天皇

光明皇后

最も甚しき御近親の關係

斯の如き御近親間の御關係は、平安朝初には尙一層甚しく、引續き藤原氏擅權の時代に及んで居る。中にも桓武天皇の如きは、同母妹酒人内親王を妃と遊ばされて、朝原内親王を生み給ひ、其朝原内親王は御兄平城天皇の妃となつて居られるのである。此外平城天皇の又の妃大宅内親王、嵯峨天皇の妃高津内親王、淳和天皇の妃高志内親王は孰れも桓武天皇の皇女で、異母御兄弟姉妹の御間柄を以て御配偶をなして居られるのである。

平城天皇

嵯峨天皇

桓武天皇

淳和天皇

光仁

同母妹

酒人内親王

高津内親王

大宅内親王

朝原内親王

御兄弟姉妹の御配偶は茲に至つて最も著しく現はれた、藤原氏擅權時代になつては、後宮多く此の家から出てゐる、御兄弟姉妹間の御配偶は少くなつたが、母方の叔姪或は従兄弟姉妹、再従兄弟姉妹等の關係が甚だ多く繰り返された。(以下略)

(民族と歴史第七卷第四號 p. 11, 20)

異姓の間の結婚を忌まぬ

尤も我國では太古以來勿論異性の間の結婚を忌まなかつたのである、傳ふる所によると、天孫降臨以來御三代間の祖宗は常に國津神即ち先住土著民族の側から妃をお立てになつたとある、神武天皇御即位後も、華胄を求めて國津神なる大物主神の御女を皇后に選給ひ、垂統、安寧兩天皇亦此の御系統から皇后をお立てになつたとある、然るにそれが後には御近親の間からのみ皇后を御選びになり、妃となすお方すら内親王でなければならぬとなつたのは、一は皇室の御威光が殊に御盛になり他の氏族との間の懸隔が、非常に著しくなつたが爲であらうが、一は勿論太古以來近親間の結婚を忌まぬ風習であつたが爲である。(民族と歴史第七卷第四號 p. 11)

皇后は必らず皇胤より選び、兄弟姉妹の婚姻すらあり、異父異母の兄弟姉妹間の婚姻、甥と伯叔

母、伯叔父と姪との婚姻は多きが、*Exogamic* 即ち他の人種の血を雜交せる事少なりしこと、是亦日本民族の祖先崇拜の強くして固き所以なり。

然しながら、君民同祖といふは、「我も亦高皇產靈タカムスビの裔スエなれば其中程はともかくにも」の歌の意義に於て、我等國民は天孫民族なりといふものにして、其實日本民族は複雑なる民族なること、次に示す所の如し。

『太古我日本の土地は無人島でありまして、そこへ恐らくアイヌ系統の民族が、何處からか渡つて各地に廣がつて居ました。其後恐らく朝鮮半島等から、彌生式土器即ち赭色素焼の土器を使ふ民族が入つて来て、先づ我中部地方に勢力を占め、其地方に居た從來のアイヌ族は或は之に同化融合し、或は僻陬の地に退去し、一部は九州南部に比較的濃厚に其種を留めた外は、主として東北地方に繁延することになりました。そこへ更に古く朝鮮半島に住居して居た漢民族も入つて来る。新たに高天原から降つたと傳ふる所謂天孫民族も渡つて来て、從來既に其地を領して參つた所謂地主神から統治權の譲り渡したを受ける、其の後へ更に漢人なり朝鮮人などが復少ならず加はつた（今日の朝鮮人の如きは日本民族と幾分か様子の變つた者であるけれども古い時代の事を尋ねたら、よく相似たもので、遠からず同化融合して一の者たるべき運命を有つて居るものであります）斯くて古い時代に於て、既に從來の地主神の系統の民族は高天原から降つた神の系統の民族と渾然融合して一つになりました。双方の人民は極めて平和に幸福に同じ土地に棲息して互に血が混り區別の無いものになつて居るのであります、尤も其中でも地主側の或る者は、同化の機會に遅れて農民になり損ひ、或は土師部系統の民と認められつゝ後世に遺り、或は僻遠の地に山人、海人となり、何時も發生を免れ難い世間の落伍者がこれに流れ込んで、幾分一般人民より區別せられ、時に輕蔑される様な事にはなつて居たものもあつたけれども、之れも本來は同じ日本民族で、もつと天津神と國津神との間には、互に輕重を立て、居ない。これが古い日本の習慣である。系圖の上、よしや其家系に就て種々の別を傳へて居ても、實際の血統上に於て

一個の複
合民族な
る現代の
日本國民

我が日本
民族の大
なる所以

は、全く一緒になつてしまつて居る。』

我等現代の日本國民は、實際上考古學者、土俗學者、人類學者、社會學者などのいふ如く、一個の複合民族なることを疑はす、併しながら其複合民族たるや決して單なる寄合世帯の類にあらす、我等國民は我が記紀の古傳説の數ふる所に隨つて、我皇室の御先祖と共に高天原なる祖國より、此島國に渡來したるものの後裔、若しくは其皇室より分派したるものの後裔なり、即ち數千年來の經歷を同うし、互に錯綜したる血縁を有し、思想と信念とを一にせる一大民族が、數千年の歴史によりて互に結合し、相互に宗家の家長にまします天皇を元首と奉戴せるものなり、其臺木がよしや柚子たり橙たり枳殼たるは、深く問ふ所にあらず、齊しく温州蜜柑を以て之に接木するならば、悉く温州蜜柑の甘味ある果實を結ぶ、其培養の方法、臺木の性質、氣候の異同等に依て果實に多少の相違あるを免れずとするも、要するに、温州蜜柑なることは何人も之を否定する能はず、此意味に於て我等は同じく天孫民族なり、之を換言すれば、我が日本國民中には甚だ多くの接木されたる天孫民族が混在し居るなり、之を總稱して「日本民族」の語を用ふと、詢に宜なりとす。(民族と歴史第一卷第一號「日本民族とは何ぞや」文學博士喜田貞吉)

『日本民族は異民族の血を混することを嫌はず、社會的にも繼子扱にし、之を疎外し、排斥することなく、悉く之を抱容して全く一緒になつてしまふべき特性を有して居るもので、是れ實に我が日本民族の大をなした所以であります。

賤職に従事した部族を繼子扱にした事の如きも、決して民族的の意味から來たものではなかつたのである、殊に近時新たに加はつた一千七百餘萬の朝鮮族といふものは、世人は往々御互に違つた民族の様に考へて居るけれども、本來は日本の民族も朝鮮の民族も、さう區別のあつたものでは無く、全く長い間國家からして別の社會をして居た結果として、斯かゝ有様になつて居るのでありますから、過去の沿革から推して必ず遠からず一緒になるべきものであります、臺灣に於ける三百數十萬の移住支那民族とても、亦同様でありまして、彼等は支那人と申しまして、皆南方民族であります、南方民族は古の吳越の民で我が國で熊襲とか牟人とか呼ばれた民族と、極めて近いものと認められて居りました。そこへ漢人の血が多く交つたのでありませうか、日本民族中にも漢人の血は甚だ多いのでありまして、隨つて其出來上つた民族は、彼は頗る相近いものなのであ

我が國民
思想の根
柢を固む
る最も有
力有效な
事實

ります、彌生式民族はズット大昔は支那大陸に住んで居たので、それが漢人に中原の地を譲つて、或は東北に進み或は南下して滿洲方面にも、馬來地方にも、廣がつたのではないかと考へられます、彌生式土器やこれに伴ふ石器が、ひとり我國のみならず、朝鮮滿洲臺灣其他南洋諸島からも發見せられ、或は其の系統のものと認められる土俗品が存するのを見ますれば、此の憶説は必ずしも全然根據のない説とは申されませぬ、然らば古への九州人なる倭人が吳越人に近いと言はれた事も解せられ、是等は或は南方から北進したのであつたかも知れませぬが、孰にしましても、皆違ひ親類であります(文學博士、喜田貞吉「日本民族の成立」民族と歴史第五卷第四號)

、此事は我國思想の根柢を固むるに最も有力にして、有效なると、世の徒らに皇室の尊嚴を説くのにあらず(假令、國津神の後裔にても外蕃諸氏の末流にても、其姓氏の示す家柄は如何なるとも、如戚關係を辿り、其の遠き親族を求むるときは、國民中に蹟を沒せる多數の皇胤諸氏との關係を何處にか檢出し得べし、我も高皇產靈の裔なれば其中程はともかくにも)の歌の意義に於て、我等國民は天孫民族なり。

大寶令の規定によれば、皇兄弟、皇子を親王とし、其以外を諸王とするが、此諸王は親皇より四世までを限れるものにして、第五世は王の名を得と雖も、皇親の限りにあらず、即ち第五世王は直ちに諸臣の列に下られたるものなり、然るに實際には當然親王にして臣籍に入れるもの、桓武天皇の皇子にして良峯安世、長岡岡成などの姓を賜はり、其皇孫には平高望あり、又平城天皇の皇孫には大江音人、在原行平、在原業平などあり、嵯峨天皇の皇子女に至りては源姓を賜はり、臣籍に下られたるもの、實に皇子十七皇女十五の多きに及び、其後其例を襲ふこと益々多く、源、平、藤、橘諸家其數甚だ夥しきに至れり

清和天皇の御代には貞觀十二年二月公卿奏して諸王の手祿を減せんことを請ひ、之に與るもの四百二十九人を限れり、其理由は「王氏蕃昌曩日に萬倍す、其祿賜を計るに費す所支へ難し」とあり。

是等多數の王氏代々除籍せられて臣下に列し、而して其後裔者として聞く所なし。

我が日本民族に就ては文學博士喜田貞吉氏は曰く、

我が日本
民族の複
合民族た
る内容

日本民族
と言語

日本先史
人類論

『我が「日本民族」は我が天孫民族以外に於いて、所謂毛人衆夷なる先住土著の諸民族を始めとし、秦漢百濟等海外歸化の諸民族をも、合せて打つて一團となした鞏固なる複合民族である』(『民族と歴史』第一卷第一號大正八年一月一日²⁶)

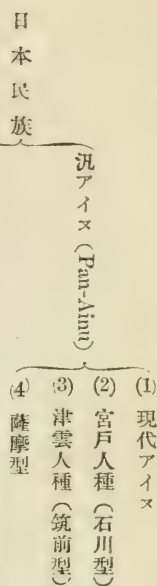
「近時の言語學者の一致する學說によると、我が日本語は其語系に於て支那語とは全く違ふ、南洋地方の諸民族乃至印度地方又は印度支那方面の地方に於ても、毫も其の類似を見出すことが出来ない、單に其の單語のみを比較したならば或は支那語に近いものが少くない、併しそれは日本民族が多數の支那民族と支那文化とを收容した結果であつてそれが爲めに根本の語系には毫も關係を及ぼして居らぬ、若し東亞の大陸に於て、我が國語の語系と類似したものを、求めたら、朝鮮滿洲蒙古地方に行はれて居る言語がそれである、勿論現代の朝鮮語に現代の日本語とは甚しく違ふ、内地人は通譯なしには朝鮮人と談話を交換する事は出来ない、併しながら朝鮮の諺文即ち假字を交へて書き下した漢字使用の文章を取つて、單に其の漢字ばかりを拾つて讀んでも、我等は略其の意味を理解し得るまでに、彼此の語系は類似したものである、而して滿洲蒙古地方の言語亦略之に似た關係を持つてゐるさうである、然らば彼等の言語は日本語と遠い親類關係に居るものである、何時の時代にか同一語族として言語上共同の祖先を持つて居つた事があつたに相違ない」(『民族と歴史』第一卷第二號「日本民族と言語」文學博士喜田貞吉 pp. 48-49)

『兎も角も現代の日本語は遠い親類を朝鮮滿洲蒙古方面に有するものである、而して其の親類たるの關係は過去に遡るに従つて近かつたものである、恰も再從兄弟の親が從兄弟同士であり、從兄弟同士の親が兄弟であつたが如くに、勿論同一語族必しも同一民族とは斷定し難い、併しながら余輩は他の種々の條件と相俟つて、此の言語の遠い親類をたどる事によつて、何時かは民族の遠い親類を尋ねる便宜を得べきものと信ずる、我天孫民族は悠久の古へに於て、其の遠い親類に手を別つて此の海島に降臨し、先住土著の民族を同化融合せしめて、我が日本民族をなした、而して我が日本語は我が日本民族の發展と共に此の海島に普及し、發達變遷して今日の國語をなした』(『文學博士喜田貞吉「日本民族と言語」民族と歴史第一卷第二號 p. 50)

文學博士松本彦七郎氏は其日本先史人類論に於て曰く、

第四章 農業の發展

「子」の見る如くれば、現代日本民族をその成分に分解すれば、左の如くなるのである。



第一は現代に於て日本民族化の途中にあるものである、第二は上古乃至中古に於て日本民族化されたものである、第三は原史時代乃至上古に於て日本民族化されたものである、第四はこれが若しも隼人に該當するものであるならば、上古に於て日本民族化されたものである、第五は原史時代に於て、恐らく韓土及び日本兩國に跨つて、殆ど日韓同邦の一團をなして居た民族である、當時の日本國土に最優秀の文明を齎し、而して逆に他の諸人種を同化するに至つた民族である、第六は時折亡命し來たり、移住し來たりして、日本の文化に貢獻した民族である。

日本民族の血管内には亞細亞人種群の血液も流れて居れば、歐洲人種群の血液も流れて居る、吾等は東西の文化文明を融和消化し得るの天資を稟けた甚だ幸福な多望な民族である」(『日本古代の文化』歴史と地理第三卷第二號 pp. 30-31. 尙讀者の爲めに圖りて松本博士の右論文より左に抄録する所あるべし。

宮戸人種型は松本博士が、陸前國宮戸島里濱介塚に於て發見したものに於て、其材料によれば甚だ矮少人種なり、身長は五尺乃至五尺一寸位と見積らる、頭蓋の長廣は中頭なり、頭骨も下顎骨も凡ての方向に甚小さし、アイヌは勿論普通の日本人の頭骨にも比較にならぬ程なり、兩肢の長骨は皆甚だ短かく、アイヌにさへ比較にならぬ程なり、醫學博士長谷部言人氏が嘗て身長の地方的差違より見て、アイヌよりも短身なる人種型か、日本人の要素の一を成せりと云はれたるは、今や當れりといふを得べし。

日本人の短身なるは、疊や座布團の上に座する故との想像説もあるが、之は大部分承認し難く、短身なるは疊や座布團の上に座するものの天稜なりとす、又日本人、又恐らくはアイヌの蹠の形は、下駄や草履を穿つにより、その重さが拇趾に苛重に懸るを以て、この拇趾の一系列に關聯したる爲めとなすは、古人骨の研究より之を見るときは、この蹠の形は下駄や草履のためにあらず、下駄や草履の上に乗るものの天稜にあるものなり。

津雲人種型亦松本博士が、初めて備中國津雲介塚より紹介したるものにして、此様式によれば、長身人種にして五尺六尺前後と見積らる、頭蓋の長廣は頭骨としては八十を越えて、廣頭の部に入るが、生體に引き直せば廣頭に近き中頭の部に入る、頭骨は大きくアイヌのにも劣らず兩肢の長骨は皆長く、アイヌのよりも著しく長し、上膊に對する比例として、下膊長く、大腿に對する比例として脛長し。

津雲人種は實際脛の長き人種なり、土蜘蛛及び長脛彦の種族に當るべし、土蜘蛛の別名八束脛も長脛彦の名も共に脛の長さ事を示し居れり。長谷部博士は現代日本人中に岡山縣型及び石川縣型を區別し居れり、前者は長身廣頭凸顎の人種型にして、後者は短身中頭直顎の人種型なり、而かも後者はアイヌよりも短身なる人種型なり、長谷部博士の石川縣型は松本博士の宮戸型に當るが如し、現代民族中に於けるこの型は、栃木縣群馬縣地方より以東の東北に甚だ廣く分布し居れり、但し岩手縣は例外なり、是れ往時鎮守府の所在地なりし故にあらざるか。

岡山型

岡山型は朝鮮人類似の人種型にして、中國畿内及東海東山兩道の畿内に接近せる地方等に甚だ多く分布せり、此型の人種は主として汎アイヌ人種群の連鎖を絶ち切たるものにして、又恐らく他の諸人種を同化したる日本民族中の系統ならん。民族及文明の流れは、西國より東國へ向ひたるなるべきことは、種々の點より之を信するに足るもの如し、我邦に於て遺跡に見らるる上下新古の變遷は、西國に於て甚だ著しく、東國に於て寧ろ著しからず、兩者の推移地帯は關東地方なり、然る時は西國に於てより著しき人種型の混和顯はれ、東國に於てより單純に近き人種型の顯はれ得べきを豫期せざるべからず。

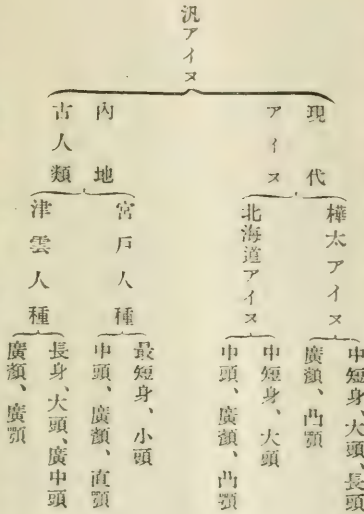
宮戸人種及津雲人種の、アイヌと異なる點は、主として身長及顎の構造にあり、是等の異同を全體として考察すれば、假

民族及文
明は西國
より東國
へ向ひ流
れたり

令彼等が全然はアイヌと合はぬ迄も、アイヌの近縁人種なることは、殆ど疑ふの餘地なし。

現代に於けるアイヌは全く孤立の人種なり、第一次的分布状態を今日に見せて居るものとしては、斯かる孤立分布は到底出現すべき性質のものにあらず、渡島蝦夷が今日、見らるゝアイヌなればこそ、之れを以て最も古き頃の内地の蝦夷がアイヌなりとはする能はず、事實は恐らく蝦夷の名稱は漸次東へ又東北へ推移され、最後に此名を蒙れるもの今日見らるゝアイヌでありしならん。

而して史上に古く蝦夷と呼ばれたるものは、宮戸人種乃至津雲人種との混和人種なりしならん。松本博士は斯かる連鎖的分布の全體を汎アイヌ人種群 (Pan-Ainu) と命名せり。



多くの人類學者、就中體質人類學者は、アイヌが歐洲人種群に屬し、又下では濠洲人種にも或る類縁ありとなす、元來歐洲及附近に於ける歐洲人種群は北部又は淡色歐洲人種群と南部又は暗色歐洲人種群との二大別をなす、而してその暗色歐洲人種群は、遠くアイヌと類縁を保てり、この人種群は歐洲の側より始めて、印度迄は明瞭に追跡され、南部支那交趾支那及馬來地方に於ては、此人種群の上に、更に北方より南下せる亞細亞人種群の色彩加はりて、北程著しく南程少なく、明瞭を

缺き居れども、尙多少は追跡され得べく、斯くして我が汎アイヌ人種群に聯絡するの形勢を示し居れるなり、汎アイヌ人種群は換言すれば極東に於ける歐洲人種群なり。

西村眞次氏は其『上古に於ける文化移動と船舶との關係』に於て英國マンチエスタア大學解剖學教授エリオット・スミス氏の論文『古代文化移動の證據としての船舶』(Ship as Evidence of the Migrations of Early Culture)を抜き、世界の文化移動を説き、船より觀たる日本文化を論ぜられたるその結言に於て曰く、

『世界の文化が何う擴がつて何う影響してゐるかば、一朝一夕で説くことが出来ない、予は主として日本船舶の歴史的研究に従事してゐるのであるから、かくの如き大問題を決定する能力があらうとは思はない。併し日本といふ狭い限定を置いて、船舶の發達を研究してゐる丈でも、尙且つ世界各地の文化の波が我が國に押し寄せて來て、此處で一つの小世界的文化の建設せられたることが分る、普通の歴史家の考に依ると、日本の文化は三韓を経て支那から輸入せられたるものが主になつてゐるが、これは餘りに形式的な觀察である、吾々日本民族の生活の基調をなしてゐる信仰、思想、習慣の中には、古代の純粹な——支那文明、印度文明の輸入せられなかつた時代の、單純にして素樸な文化が宿つてゐる、併しその單純素樸と思はるゝ文化の中にも、大きな二つの流れと、小さな幾つかの流れが、走つてゐることは否定が出来ぬ。

文化は血液を超越してゐる——怎う多くの學者はいふが、それは物質的文明について云はれることで、精神文明から觀ると、血液は文化を支配してゐる場合が多い、血液を以て日本民族を觀るならば——勿論古代の航運を考察の根柢として、予は先づ吾々の血管に通つてゐる血液は、多數の異つた種族のそれが、滲つてゐることを指摘しなければならぬ、人種學者が南ツングースと呼ぶ出雲族、歴史學者が隼人族と呼ぶインドネシアン、稍々後れて來たアライアン、古代の支那人によつて倭人と呼ばれたインドチャイニス、吾々の祖先が毛人或は蝦夷と呼び慣らしたアイヌ族、黃河の溪谷に住まつて世界で最も古い文化を樹立した支那人、それから今日では比律賓群島に跼踏してゐるネグリエトなどの血液が、その固有の文化を持つて、吾々の血管の中に多かれ少なかれ走つてゐることを思へば、吾々は世界でも多數の混血人種ではないか、人はよく云ふ、吾々は單純な血液の民族であると、併しそれは歴史時代に於ける觀察である、史前に眼を放つて吾々の祖先の日本群島

船より觀たる日本文化

古代に於ける人種の文化の移動の急速

我が日本民族の祖先崇拝の念の強固なる所以の他の事實

移住時代を憶想したならば、吾々が決して包容性に富んでゐない人種でないことを、認めずには居られまい。早稲田文學第百六十四號 *Chittenden* 西村眞次「上古に於ける文化移動と船舶との關係」

古代に於ける人種文化の移動の力の急速にして甚大なりし事は、殆ど現代人の想像も及ばぬ所なり、現代人の航海といふ觀念の裡には、安全といふ事が大部分を占むるを以て、それに支配せられ掣肘せられて古代に於ける遠距離の交通を否定せんとする僻見に囚はるゝもの多し、然るに太古の航海は安全よりは寧ろ危険多かりし、而してその危険普通なりし丈に、現代人の思料の外にあるが如き航海を敢行せるものなり。(Ibid. p. 30)

エリオット・スミス教授曰く、

海上の航行に就て觀察すると、古代の人類とて何も好んで、當てのなき快楽や、無用の冒険やのために、航海の危険を冒しはしなかつた、彼等(埃及人)は強大なる刺戟の力に壓せられて、海上に出たのであつた、即ち彼等は死者を生前と等しく扞護保持するために、必要なる材料として、木材と香料とを得るために、航海の冒険を企てたのであつた、此の目的のために第三王朝の頃には、埃及からシリヤの海岸に出て、紅海を下るといふやうな大探險をした。(Ibid. p. 32)

西村氏は其研究に係る船舶より觀たる日本の文化中に述べて曰く、日本と支那、印度、朝鮮、西伯利亞、メソポタミヤ、南ロシアなどの土俗學的關係は、明らかに一線を劃して、その系統を連絡することが出来るといふ曙光に接した、此點に就ては新刊の「砲航考」(“Goukai Ship”)を参照され度い。(Ibid. p. 29)

我が日本民族の祖先崇拝の念の強固なることは、此の如き天孫民族なるが故にして、是れ歐米人と特異なる所なるが、尙他民族の發展にこれありて、我民族に之れなきは、我原始社會には *Prominent* なく、妻の共有時代なきことなり。

我が古俗一夫多妻にして、男子は其隨次第にて、各地に妻を持つ習慣ありたり、嫡妻、本妻、妾妻の稱あるにて之を知るべ

我が古代に女子に定まれる夫なき關係が存せざりし（勞力的）經濟的（勞力的）理由

し、併し嫡妻は一人に限れるもの如し、大國主神即ち八千矛神ヤチホコノカミの嫡妻須勢理比賣スセリヒメの歌に、

八千矛の神の命や我が大國主こそは男に座ませば、打ち見る鳥の崎々、かき見る磯の崎落ちず、若草の妻持たせらめ、我アはもよ女メにしあれば、汝ナ除きて男ヲはなし汝ナ除きて夫ヲはなし

とあるは、男子は到る處に妻を持ち得るも、婦人は一夫以外に他の夫を持つを得ざる公認の習慣あることを示すものにして、又婦女が豫め之を覺悟せる趣を十分觀取し得べし。

右の事實は以て *Promittent* 即ち女子に定まれる夫なき關係が、我が古代に存せざりしことを知らしむるに足るものにして、それは婦女の覺悟によるものなれども、更に有力なる經濟的（勞力的）理由としては、女子の不足せることは是なり、此女子の當時不足せることは、日本民族の船隊にて渡來せることに主として基くものなり、（此事は後に直ちに出づ）従つて又我原始社會に妻の共有時代無きを證すべし。

現代の文明國にては一夫一婦の家族制度を原則とするが、最近五十年以來、家族及婚姻制度の發達史の研究によれば、それは原始時代には雜婚行はれ、其結果母權時代ありとなし、或は之に反して、如何なる野蠻時代にも、或る期間繼續的の關係を保つ所の家族あり、是れ婚姻の初めなりといふ、前者は之を *Tandentheorie* といひ、後者は之を *Familientheorie* といふ。

今婚姻の進化發展の順序を見るに、妻共有時代、母權に従ふ婚姻時代、父權に従ふ婚姻時代を經、奪掠、購買、單純なる合意によりて妻を得るを通過とす、或は一夫多妻若くは一妻多夫より、

蓄妾を経て一夫一婦に到達することあり、今日本にては既に神代に於て、婚姻が一人の男子と一人又は數人の女子との間に、行はれたる史實あり、所謂妻の共有時代を経たる痕跡なし、又夫が妻を自己の父の家に伴ひ歸らずして夜妻の父の家に通へることあり、殊に上古には普通の風習なりしなり。

花嫁を購ひ、又は奪ふことの出來ざるもの、夜其父母の家に通へるなり、其折、家の外より花嫁を呼びたり、是れヨバイ（呼びはり）なり、夜這にあらず。

「呼びはり」は又婚姻が勞働關係に出づるを證するものなり、是れ娘父母の家にあらざれば其家の勞働力に重大なる關係あり、同時に女子が農業上重大なる位置にあることを、我上古史亦示すものなり。

古來の歌垣は花嫁賣買の媒介となれり、今日の盆踊り亦男女野合又婚姻の媒となすが如し。

又歌垣は後來の市の起原なり、歌垣は妙齡の男女相集りて相纏ひて歌を唱ふる遊戯なりしが如く、從つて遊戯そのものを意義し、又其場所をも示すもの如し。

斯くて夫が夜妻の家に通へることは、妻は其屬する氏の上の權力の下にあり、夫の屬する氏の上の權力の下にあらざるのみにして、別に其の家族が家母の權力の下に立つ所の母權的支配にはあらざりしことを示す事なり。

母權を一家の支配權が家母の手にあることを解して、斯く我原始社會には母權時代なしと云ふなり。

氏は氏の上の家父權の下に立つ一の單位なれば、其始めより父權に從へるものなり。

『上代の日本人は近親結婚を盛にやつた、叔姪や從兄弟姉妹の間は勿論、兄弟姉妹でも母が違へば、其の間の結婚は自由であ

つた、かの聖徳太子なども、兩親は異母兄妹であるのみならず、其兩親の母親二人も亦同母姉妹であつて、甚だしい血族結婚から生れたのである。一體之は文化の幼稚なる時代に於ける一般の風俗であらうか、或は又特殊の事情から起つた特殊の風俗であらうか、それで先づ日本の附近にある諸民族の有様を考へて見るに、新羅に於ては血族結婚が一般に行はれ、三國史記の新羅記を見ると、其例は甚だ多いが、丁度我が繼體天皇ごろに當る法興王の弟の葛文王といふのが、法興王の女即ち姪を妻にして居り、其葛文王の孫の銅輪と云ふのは、葛文王の女即ち叔母を妻にしてゐる、三國史記は支那思想によつて書いたものであるが、その論の内に此の習慣を批評して、是れば同姓妻らずと云ふ支那の例で論じてはならぬと云つてゐる、それ程、當時の新羅には普通の事であつた、ところが百濟や高句麗にはあまりかういふ例が見えぬ、それは史料の少い事から來てゐるかも知れぬ、三國史記は多く新羅の材料から出來てゐるから、新羅のことは比較的詳しいが、百濟高句麗の少い部分に於ては、王室のことも母方の關係などは一向書いてない、しかし滿洲方面の民族から類推して見ると、高句麗や百濟の王室では、近親結婚をなしなかつたかと思ふ、滿洲方面の民族は大抵異族結婚であるらしく、金となつた女眞もさうである、金史によれば金が滿洲の南部を征服した後、其の地方の民で近親結婚をしてゐるものは離婚せよといふ命令を出してゐる、それからもつと西方の契丹でも、同族を娶らないのが、普通の様である、遼史は支那思想で書いたものであるが、同姓を娶らずといふ支那風の思想に背いた事實を、史上に認めてならぬ様である、支那は勿論異姓で無ければ結婚しない、だから其思想をうけついでゐる我國の儒者には、我が上代の風俗を評して禽獸に等しいなどといつてゐるものがある、かう考へると、大陸から出た百濟高句麗の王室もさうであつたらうと思はれる、しかし百濟についていふと、これは王室の事で一般人民のことは分らぬ、新羅では人民と王室とは同民族であるが、百濟に於ては人民は韓民族で、王室とは違つてゐるから、かういふ風習も同じで無いかも知れぬ、ことによつたら民間では近親結婚も行はれてゐたかも知れぬ、そこは曖昧であるが、新羅だけば明かに日本と同じことである、もつと廣くいふと、血族結婚はギリシヤなどにもあり、又西南アジヤ地方でも多く行はれた、エジプトのプトレミ一家などはそれが最も甚だしい、これには王族の血の純粹を保つためだといふ様な解釋があるが、果してさうか、どうか、判斷される、だから血族結婚が普通か、異族結婚が普通かといふことは、むづかしい問題である。」

『さてこれは人類のみならず、一般生物の状態について、生物學の上からも研究しなければならぬことであるが、それは且らく措いて、今日では異族結婚の風習は Totem といふ觀念の、行はれてゐる時代の社會に於て、確立せられたものであつて、其れより前の原始時代では血族結婚も許されてゐたと考へられてゐる、Totem の觀念と異族結婚の風習とは、各々其起原を異にしてゐるけれども、Totem は Clan に屬するものであり、從つて Clan によりて組織せられる社會に行はれるものであるから、異族結婚の風習を形つくるに適してゐる、しかし Totem といふ觀念の行はれる時代でも、異族結婚が却て最も近い血族結婚となることが出来る、母系の社會組織では父の方、父系の社會では母の方は、別の Totem を有する別の Clan に屬するけれども、血族としては近いものがあり、別の Clan のものと結婚すべきものたる以上、其近い血族のものとも結婚し得るからである、同じ Clan に屬する兄妹の結婚などは、如何なる場合にも許されない、これは文化の發達した時代でも同様で、支那でも異姓であつて而かも血族を娶ることがある、母の生家は、自ら近親でも異姓だからである、一例をいふと、漢の高祖の後の呂后が、其子の惠帝に呂后の姪を娶らせた、異姓ではあるが血統は近い、女眞や契丹でもこれである、皇帝が從妹を皇后とした例が金にも遼にもある、けれども兄妹は固より父方の血統と結婚することは絶對にないので、こゝに近頃の人類學者のいは Totem の時代の狀態と似た點がある、此等のアシヤ諸民族の遠い過去に Totem といふことがあつたか、どうか、從つて此の風習と、さういふ未開な時代の社會組織と考へられてゐるものとの間に關係があるか、どうかは別問題として、兎に角、かゝる事實はある。』

『ところで、我が上代の血族結婚は父方のもの、異母兄妹の間に行はれてゐたのであるから、それは Totemism に於て起るものとは性質が違ふ一體日本民族の過去に Totemism の時代があつたかどうかといふに、これは問題である、動物を人間扱ひにしたり、祖先と考へたりしたことはある、しかしこれは極めて遠い過去の Totemism の痕跡と見られるかどうか、かういふことはトルコ人が狼の子孫だとか、猿がチベット人の祖先だといふやうな話とも、又世界のいろ／＼な Aethiopia とも参照して考へねばならぬ、ともかくも Clan によつて、それ／＼の Totem を有するといふやうな思想の痕跡は、少くとも我が國の文獻の上には見難いやうである、たゞ上代人の名に鳥獸特に鳥の名が非常に多い、タカとかワシとかハヤブサとかサ、ギとか

ツクとかいふ名がある、又はクマとかワニとかシビとか云ふ獸類の名も見える、これは今日に知られてゐる時代では、最早
Cianに關係の無いものとなつてゐるが、或は昔の Totem の名残として考へられることも知れぬ、けれども是も其他の方
面からの解釋が不可能であるまい、だからこれには慎重の研究を要する、よし非常に遠い過去の Totemism の時代を經過した
としても、さういふ痕跡は消えて亡くなつてしまつたかも知れぬ、たゞ前に述べた如く、宗教的思想に於いて、殆ど原始時代
の思想ともいふべきものの痕跡があることを考へると、もし過去に Totemism の時代を有つてゐたならば、やはり之れと同
じ程度に何等かの痕跡が、今日から知ることの出来る上代にも、残つてゐてよからうとも考へられる、従つて結婚制度に於て
も之れに伴ふ異族結婚、もしくはそれから變化した風習があつて、よさうにも思はれる、ところがそれとは全く反對な或は
それとは無關係な血族結婚が盛に行はれてゐたのは、どういふものであうか、何か特殊の事情があつて、新にさういふ習慣を
生んだのであらうか、或はずつと遠い原始時代の習慣が (Totemism といふやうなもの) の行はれる社會組織を經由せずに) 持
續せられたのであらうか、問題はおのづから他の方面に向けねばならぬ。』

『我が上代には一夫多妻の風習が行はれてゐて、而も其の妻は各々別の家(多分其生家)に住んでゐた、従つて子供も父と
は關係なしに、名々の母親の家に住んでゐた。異母兄妹の結婚が、かういふ状態に於て成立し易いと云ふことは、古人も述べ
てゐる、ところがかういふ生活は、家族組織がまだ十分に成立しない、可なり原始的のものであると共に、極めて未開の時代
の状態であつたといふ母系時代の面影をしのばせる、勿論我が國の上代でも、文獻に現はれてゐる時代には、最早そんな母系
時代といふやうな社會組織の状態では無い、祖先神が尙はれるやうになつては、最早や母系時代とは思へぬ、一般文化の状態
からいつても、母系時代といふやうな幼稚なものではない、しかし、さういふ時代の痕跡は残つてゐたらうと考へられる、古
事記に御祖ミコノといふのは大抵母を指してゐる、父をミカヤといつてゐる例は無い、たゞカミムスビミカヤの神といふ稱呼がある
が此神は性に無いけれども、タカミムスビ、カミムスビと并稱されてゐて、どちらかといふと、女性的に考へられてゐる。か
ういふ有様であつて、古事記などのいろ／＼な話を見ても、子供に影響を與へることの最も多いのは母親である、又子供の名
をつけるのは母であるといふことが、古事記の垂仁天皇の巻に出てゐる、かういふ事は母系時代の痕跡が残つてゐるのでは無

いかとも思ふ、もつとも文獻に見えることは、一人で多くの妻を有し得る、いはば上流社會の風俗の反映であるから、かういふことも其方から説明すべきものかも知れぬが、結婚に於て所謂妻どひといふ習慣、即ち女が生家にゐて、男が夜な夜なそれを訪づれる、さうして生れた子も母の家で育てられるといふのは、必しも一夫一妻の場合に限らないことであつたらしい、だからこれは一族の風習として、従つて又ずつと古い時代の面影が残つてゐるものとして、考へてもよからうと思ふ、しかし、是は一面には父を本位にした家族制度が成立つてゐる、前に述べた如く祖先が神として考へられたのは、其證據である、なやといふ語についても、「遠つ祖」といふと、それは父系の祖先でやはり男を指してゐる、一夫一妻の場合には、初めは別の家にあるた妻も子も、或る時期の後に男の家にひきとられたらしい、要するに、こゝでもずつと古い時代の幼稚な状態の名残りとして、社會組織の發達につれて、新しく生じた家族制度とが混在してゐる。』

『そこで前にいつた血族結婚の問題に返へるが、子供が父とは關係なしに母親の家に住み、母親の家で育てられるといふ習慣が、もしずつと古い母系時代の習慣の殘痕であると考へられるならば、兄妹結婚などの由來も、そこまで溯つてゆかねばならぬのでは無からうか、さうしてそれはおのづから Totemism の時代を経過したか、どうかといふ問題にも、觸れて來なければなるまい、私は今のところまだそれに就いて明確な説を有つてゐないが、兎も角も、かういふ方に研究が向けらるべきものと思ふ。』(津田左右吉氏「我が上代の風俗に對する一二の觀察」家族制度と結婚、上代の血族結婚「Ethnology」)

我が日本民族は古來幾多の大氏に分る、其最も高貴なるは天皇氏にして、皇別氏(天皇の皇子女より出づ)神別氏(天神及地祇より出づ)之に次ぐ、而して同一族即ち同一氏中、其家族を大氏といひ、支族を小氏といふ。

氏とは内ウチ生筋ウミスチ又は生地ウミナの義なり、これ凡て血族關係を意義するものにして、天浮橋(盤隊)に乗艦せるものは、大氏と稱する一大單位を形成し、各船舶の乗組員はそれ〴〵血族關係の頗る近邇せるより成り、幾多の小單位を形成せるものならん。(法學博士福田徳三、日本經濟史論 p.16)

天浮橋ハ天ノ字讀テ阿麻トイフ即海也浮ハ連レ岸チイフ也、コ、ニ天浮橋トイヒシハ連レ海之戰艦チイフナルベシ
(新井白石、古史通)

天孫民族が天浮橋にて豊葦原瑞穗國に來ませりといふ其船隊は如何なる船舶より成りしか、西村眞次氏の「日本古代船舶研究第一冊熊野諸手船考」A Study on the Ancient Ship of Japan, part I: The Kumano-no-Moto-Buneに依れば、出雲の美保神社——祭神事代主神——に保存せられたる祭典用の諸手船は、「日本書紀」に現はるゝ「熊野諸手船」と山緒を同するものにして、其系統は朝鮮の城津に残存する原始的なる三角船クメイと同一に出づ。クメイは黒龍江の櫓と共通點を持つるものなりといふ、即ち之によりて、日本民族の一部と見らるゝ南ツングース族が、南下し來たれる道程を、窺知することを得るものなり。

諸手船は三箇の木材より成立せる釘着船にして、其上に舷部を補つてあるが、主部は明らかに古代の刳舟の形を残存す、而して副部なる兩舷も亦明らかに古代の防浪装置を窺はしむ、若しその釘着を縫合に變するならば、アイヌの用ふる漁船と大差なきなり、又朝鮮のクメイは三個の丸太を寄せて造れるものにして、一箇は底をなし、他の二箇は舷部をなし、之に艦板を補ひて、三角形を呈せる點に於て、諸手船と殆ど同一手法なり、クメイの語意は分明せざれども、多分「クンモイ」ならん、クンモイは孔を意味し、「刳」を意味する所より之を考ふれば、朝鮮のクメイも亦古代の刳舟形と名稱とを傳ふるを思ふべし。黒龍江の櫓は、その底部が一端に於て、凸出せる點に於て、我が古代の石棺、滿洲の舟形木棺に類し、それ等が皆同一の系統を辿れることは、確實に證明せらるる所なり。

西村氏更に曰く、予は印度支那の籠舟を提出すべし、これは英人の「Basket boat」と呼ぶものにして、竹を編みて卵圓形の籠となし、それに椰子油と牛糞とをこねたるものを塗りて、水密を與へたるものなり、現今我邦にては此種の水上運搬具を見る能はず、然れども古事記に現はるゝ「日無堅間小舟」といふは、確かに此の系統に屬するものと思はる、日本書紀には「無日籠」の文字にて現はれ、「竹籠」の註を付しあり、竹籠は水上に泛ばすとて、昔時より學者は之に多くの牽強附會の解釋を付したるが、塗料を以て之れに水密を與ふれば、十分に浮泛力と積載力とを保持するなり。

一時支那に用ひられたる皮船、現にメソポタミヤにて用ひらるゝ(P. 100) 或は(P. 101)は矢張同一系統のものにして、英國のウエールスにて用ゐらるゝ(P. 102)は、羅馬人がブリトンを征服せる時、輸入したるものなりといへば、佛蘭西に用ひらるるコレイクルと同じく、矢張リメソポタミヤのクファアと系統を同うするものなり。

印度支那の籠舟は明らかに古代より踏襲せる古き製作法にして、或る時代にはそれが同一の起原より、一トシヤンは我邦に入れりと見るを得べし(西村眞次氏「上古に於ける文化移動と船舶の關係」早稻田文學第百六十回號「ミヅノ」)

史學者に據れば、氏とは内(ウチ)生筋(ウミスヂ)又は生地(ウミヂ)の義なり、これ凡て血族關係を意義するものにして、天浮橋艦隊に乗艦せるものは大氏と稱する一大單位を形成し、各船舶の乗組員はそれ々血族關係の頗る近邇せるより成り、幾多の小單位を形成せるものならん。(日本經濟史論 P. 16)

大和民族は幾多の大氏に分る、其最も高貴なるは天皇氏にして以下順次左の如し。

天皇氏

大 氏 皇別氏 (天皇の皇子より出づ)

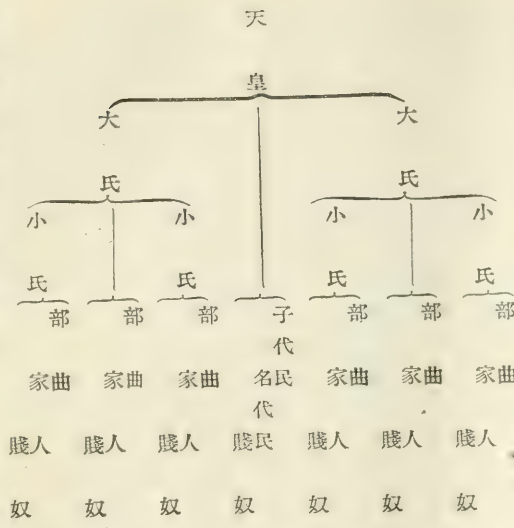
神別氏 (天神及地祇より出づ)

各個人は必ず此等の大氏の何れかに屬せるものにして、後には元來皇族關係なきものを入れたり、大氏は更に幾多の小氏に分れ、小氏は更に幾多の戸より成れり。

戸は單に夫婦と其直系より成れる家族(今の家族)とは異なりて、一家に同棲せる全員、即ち兄

弟姉妹、從兄弟及其子孫を包含す、之を家屬共産體といふ。

大氏は一族中唯一あるのみにして、天皇に直隸し、以て數多の小氏を統率し、大氏小氏皆各部曲の民及家人、賤奴を有せり。其關聯するの狀次圖の如くにして、以て各氏世襲の職（即ち官）に従事したり、即ち上古は我國民皆世襲の職を以て天皇に仕へたり、故に職名は即ち官名にして、又移して以て氏名となし、官と職と氏とは常に同一の名稱に出でたること、例へば、中臣の祭禮を司るは、其神と人との中に立ちて、事を行ふの義より出で、中臣なる語は朝廷に對しての官名なり、自己の一身よりいへば職名なり、人民相互に對しては氏名なるが如きなり。



賤奴、家人、部曲之民は共に賤民にして、中に於て賤奴最下位にして、家人は賤奴の上であり、家人は賣買を許されざれど



も、良民と結婚するを許さず（後世武家時代の家人^{ケニン}とは異なれり、之は其字を音讀したるものにして、賤民にあらず）家人（ヤケヒト）の生じたる原因は、族人中猶自立する資なくして、世々其宗家に附屬せるが、年を経て茲に主従の關係を生じ、遂に一種の賤民となりたるなるべし。

賤奴は畜類若くは資本と同一視せられ、生殺賣買の權等は一に其所有主の手中にあり、富者は多く賤奴を有し、以て農業に使役せり。

部曲之民は純粹の賤民にあらず、又尋常の良民にあらず、寧ろ良賤の間に立つべきものにして、氏人は之を役して、其定職に従はしむと雖も、其他の事に驅使するを得ず、賣買生殺等、素より其權内にあらず。

後大化改新の時廢せられて、良民の中に入れたり。

斯かる仕組にて上古我國は氏族を以て基とし、各氏人は之に従屬する部曲の民を使役して、其世襲の職を營みたり、即ち各個人は必ず孰れかの大氏に屬せるものにして、後には大氏は更に幾多の小氏に分れ、小氏は更に幾多の戸より成れり。

大氏——小氏——戸

戸は既に述べたるが如く、單に夫婦及其直系より成れる今日の家族とは固より異なりて、一家に同棲せる全部即ち兄弟姉妹從兄弟及其子孫をも包含す、是れ所謂家屬共産體なり。

今日歐羅巴南スラフ族、殊にセルビアのツアドルガの如き家屬共産體あり、埃地利インスブルグ地方のコレテコの如き大家族あり、瑞西には兄弟が土地を共有する *Communität, Paternement* あり、我邦にては飛驒白川の大家族の如きも、亦此等と同じく、原始的社會狀態の面影を存せるものなり、白川の大家族は三十餘人の家族員の同棲狀況、其同棲の大家屋、男女の關係、戸主家屬員の關係、動産の共有、産業の經營狀態、宗教心、教育等頗る研究に値すべきなり。

今参考として大正十一年七月大阪毎日所載「飛驒白川の大家族」を掲ぐ。

戸籍 謄本

戸主遠山靖輔	明治十五年生	父前戸主喜代松	文久元年生	繼母	みわ	明治八年生
妻とみ	明治二十六年生	長男敏郎	明治四十二年生	二男森造		大正三年生
四男清造	大正十年生	弟國太郎	明治三十八年生	妹ひで		明治四十一年生
伯母とき	安政元年生	叔父莊太郎	文久二年生	叔母り		文久三年生
父叔松之助	慶應二年生	叔母すみ	慶應三年生			
遠山とき	私生子從姉ちよ	明治十五年生	遠山すみ	私生子從弟梅助		明治二十年生
遠山とき	私生子從弟彌市	明治二十二年生	遠山り	私生子從弟榮助		明治二十六年生
遠山り	私生子從妹やす	明治三十三年生	遠山り	私生子從妹つね		明治三十七年生
遠山り	私生子從妹たよ	明治四十二年生	亡大叔父文八	二男再從弟吉助		天保十三年生
亡從兄遠伊助	三女再從妹はや	明治九年生	遠山はや	私生子再從弟遠久助		明治三十四年生
遠山はや	私生子再從兄遠兼助	明治十一年生	遠山はや	私生子再從弟遠定助		明治四十四年生
遠山はや	私生子再從弟遠周助	大正二年生	遠山つね	私生子從妹遠とよ		大正十一年生

右の驚くべき尨大な戸籍は岐阜縣大野郡白川村の役場で「裁付」を穿いた助役サンから貰つて來た同村きつての舊家御母衣みほろ百二十五番戸の遠山家の戸籍面から除籍者をのけた現住戸口である。正行が如意輪堂の扉に彫り付けた程の數であるが一族でなく一家だ、雄大な茅葺き四階建間口十五間奥行九間の大廈一軒の中に住む一家である。これが所謂白川の大家族で遠山家の他に、御母衣に一戸、同村長瀬に三戸の代表的大家族があり、家族制度初期の吾人の祖先の生活をさながらに寫して居る。そしてエルツド流に家族生活を第一集團とすれば直系尊卑二等親以下を包括して成る我等の家族生活と三世代以上及傍系屬をも加へた此大家族生活とは正しく別の世界である。我等は此別世界を探しに山に這入つた、山の中は昔ながらに別天地であるが文化の勢ひは山を越えて滲透し別世界は日々に破壊されて行く、大家族の戸口も著しく減少し脱走者あり婚姻するものあり昔日の戒律行はれず互解の日も遠くはなからうと思はれるばかりであるが、それでも尙我等小家族組織から純然たる個

人本位組織に移つて行かうとするものどもを驚かすに足る數字と屬柄關係である。今十年前の調査を擧げて見やうなら更に驚異をまさう。

白川村長瀬中谷家

戸主中谷藤太郎	長男	幸作	姉	すき	弟	三藏	妹	と
弟 長之助	妹	こん	妹	すゑ	伯父	織右衛門	甥	二之助
姪 やき	甥	三之助	甥	助太郎	姪	みつ	甥	六左衛門
從姉遠く	に	從兄遠平	四郎	從姉遠み	き	又從弟遠市之助	甥	又從弟遠仙太郎
又從妹遠や	つ	妻	すき	長女	ふく	妹	みよ	甥
二女	か	つ	甥	清之助	助	三女	なつ	甥
甥	清次郎	姪	ちづ	弟妻	いよ	甥	兼太郎	四女
姪	しづ	甥	四男	義盛	再從姪の子	はる	姪	りつ
甥	長太郎	甥	市藏	姪	きく	姪	りつ	五男
								幸四郎

別天地に極楽どころでなかつた自然が最も多く外部との接觸を隔絶し、内部に於て最も少く其惠を垂れて居る、有加利の蔭で自由の戀をさゝやくのでなく、燒畑に稗を作つて營々辛苦して居る、此自然條件を見れば大家族の養生と殘存の理由は直ぐに呑み込める。

白川郷四十二箇村と昔から云ばれた、尤も一村と云つても戸數にしては五戸か三戸で、今でも御母衣は六戸、長瀬は十戸、もつと小さな字もある。四十二箇村を明治八年分割して内十八箇村は莊川村になり、一箇村は清見村に合せ、残り二十三箇村で白川村が出来た、白川村を村の人ば三ツに分けて中切、大郷、山家と云ふ、大家族は村の中でも中切地方に特有、殊に中切の御母衣、長瀬に行はれて居る。

所が、世間で白川と云へば、莊川、白川をひつくるめた白川谷全體、昔の白川郷そのまゝで、村などあると考へて居ない、九里へだてた隣りの高山で『白川へ牛追ひにやる』と云へば子供は啼き止める。自然はそれだけ外部との交通を絶つて居るの

である。

先づ高山から山には入るとする。川上嶽から龍峰、森茂山に連る山また山が清見村、上枝村あたりから険しい坂になり、坂道は清見村夏厩なつまいより森茂峠を越えて白川村御母衣へ六里、六厩峠をよれば莊川村新淵あらぶちへ五里、縣道はあるが車は、車夫より、乗る者が、遙に疲れる程度である。人間の効用に完全に適應させられた犬は、特別の装置で車を押す、人は車を曳き車上の客は、押す犬、曳く人より、一層の懸念と苦勞で白川谷に入る。南北十三里の峽谷が白山々脈と龍峰山脈との間に介在する山脈と山脈との間を無理に白川が流れて居ると云ふが適當で、山あひに文字通り猫額大の水田と燒畑があり重に稗を植ゑて居る。山の崖に茅葺屋根が『ダニ』のやうにくつゝいて居るので、峽谷と云つても觀念は得られない。鎌倉の谷々は、平地で谷でないが、こゝのは狭くて谷でない、土地の人は洞と云つて居る、洞がほんたうだ、洞は美濃境から西洞、釜洞など地名になつて居るのである。

洞へは、美濃の高鷲たかすから、御田界山みけがいと鴛ヶ岳の間を切つても這入れる。ドシヤ降りの雨の中を高鷲で仕度して間道を選んで峠に掛る。勿論、登山常習者の眼から見れば何でもない坂道である、然し登山家は道樂で、文明の傳播者でない、吾人は此自然の險阻が白川に特殊の境地を生んだと見る社會研究者の眼で、山に山の重なる千年斧鉞のは入らぬ天成の關所を見たい。國境の西洞高鷲は云はずもがな、長良の源流とこれに加はる枝川の合流點で危く土堤に支へられて居る白鳥しらとりなども白川に劣らぬ交通不便の土地だ、美濃町から郡上の八幡町まで堤に沿つて八里、その八幡と云ふのが例の板葺きに石を上せた家を山の間に建て込んだ珍しい町だ、それから白鳥へ五里である、文化は御田界山、鴛ヶ嶽によつて絶たれず、美濃の北邊も随分と文化に分れた世界であるが、此世界と更に山坂へだてゝ杜絶されるのである。高山方面にしてからが、岐阜との間、危険な物ともせず突進する三十六里の自動車が唯一の文明の通路で、昔は仁齋、東涯の堀川塾へ來つて學ばぬ土地は、高山他二箇所と云はれた、他二箇所と云ふのは多分琉球と松前だつたらうとのことである。尤も文化の滲透作用は自然より強い、新しい世界は長良川を逆流して此險阻に自然に滲み込んで行く、馬市と公債賣出しと花柳病治療の廣告が一所に山の間、川の岸に立つて居るのである。

峠の茶屋で濃茶をすゝつて雨の霽間を急ぐもの、山上の壯大な高原的景色に打たれて、しばし足も動かぬ、遙か右に見えるが鷲ヶ嶽であらう、左に出たのが御田界山の峻峰である、直径十里とも思はれる高原が濶達に其間に横ばつて道は代々木の原のやうに草を分けて廣々と折れて行く、兩側の小茅の中に鬼薊と白百合と杜若が色鮮かに咲いて居る、風に白裏見せる瀾犬な椽の葉が雑木に交つて、鶯が中で『谷渡り』を囀る、高原の眞中で山の緑を洗つた水が渦巻きして右せんか左せんかとためらつて居る、右に流れては飛驒に落ちる、左に落つれば美濃に入る、美濃に入るのが長良川になり、飛驒に入るのが白川である、出發點における瞬間の相違が永劫の運命になる、我等は運命の飛驒に導いた上白川に沿つて洞には入つた。

洞に入つて、山と水の秀景は、まさしく別天地である。今は昔、諸國行脚僧、山で道を間違へて、大きな瀧の簾を掛けたやうに落ちるのを通り過ぎて、人里に来て泊めて貰つた。主、美食を興へて町噺に饜しらつたと云ふんだから坊サン名物の鱒でも喰つたらしい、白川では鱒の新しいのが食へる、宿に客があると川に走つて突いて來ると云はれる位に新しい、他に魚ではアマゴ、岩魚がいゝ。坊サン頗る恐悦で『此處ばいと樂しき地なり、思ふことなく豊かに暮し玉ふらん』と奥の襖を偷視して云ふ、『苦勞がなくこんな所で暮せたら』てのが、町の者が田舎へ行つたときの口上だが、主は正直で氣が早い、『幸に我に一人の女あり妻はせて、我家をながせ申すべし』と來た。

綺麗な娘と汚い茅屋を見較べて坊サン何處に行つても雲水の身體だ、山の中から佛さんの御眼も届くまいと暫く女犯をおかすことになつた。其後月日を経て、此里の習に美麗の女を神へ年々生贄に供ふることを聞いて、『我こそ我妻にかわらめ』とかり染の契を坊サンだけに本氣になつて、生贄となり山神の祠へ行つた、然し坊主が女になるのは百人首の作品でも一寸六ヶ敷い、神様も坊サンでは喜んで召し上らず、坊サン大猿小猿を擄つて歸つて來て、『神様ぢやない神と云ふ虚名告する此猿丸ぢや』と云つて舅と共に大領へ訴へ出た、そこで出來たのが今の猿丸字だと後風土記に書いて居る。簾のやうな瀧と言ふのが白山にかゝる白水瀧で白川村平瀬から二里許り那智や華嚴より遙か雄大だと云はれて居る。

別天地では『思ふことなく』暮し給ふであらうが、土地の生産がかう貧弱では如何に働いても『豊には』暮せない。山林の大部分は官有地であるが、これが民有地であつても雑木ばかりで駄賃を掛けて切り出しては算盤が持てぬ、持つて行つた所で

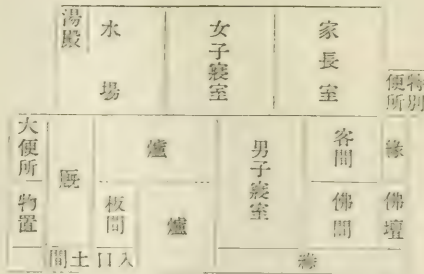
八里の山を越えた先が大抵白川郷に劣らぬ寒村では購買力がない、水力を利用しやうにも白川は筏も通ぜぬ厄介な川、田畑は前申す通り猫の額程であり其大部分は稗田で、最良田の收穫が米一石足らずだ、自然の斯くの如く瘦せた土地に人の住むが不思議な位であるが此經濟條件で大家族の發生殘存の理由はエルンスト・グロッツセをまたすとも説ける。

然らば何故白川全體が大家族でないかと云ふ反駁は社會進化の理法を心得ぬ亂暴である、一度白川に行つて御覽うじ、今は大家族の痕跡もないと思はれる莊川村の中野や白川村の鳩が谷で新株舊株の間の激しい争ひがある、新株と云ふのは分家した戸で、從來共有林に這入る資格のないものとされて居たのが、近頃新株の増加と共に入林要求を持ち出しての争ひである。戸の分離は、一切分化の法則と共に、社會進化の道程だ。一體家族生活の觀念を一對男女の婚姻から出發して定めやうと云ふのが無理で、氏族制度の統制が緩んで、これと重複して居た家族組織が制度になつて其中から逸脱して來たときは、一般に大家族で住んで居た、日本でも氏族統制直後の生活は、大寶合に依る一郷の戸數の制限がなくとも、可成り多數にして複雑な戸口で暮して居たと見る方が歴史的である。残つて居る昔の戸籍を見れば分かる、尤も此戸籍謄本は「裁付」を穿いて居ても白川村の助役サンは持ち合せぬ、洋服を着た喜田博士の所にでも行つて貰つて來るより仕方がない、喜田先生の所なら死に絶えた戸籍や役に立たぬ古證文が山程ある筈。

グロッツセは、家族形態と經濟條件との相關々係を、極めて、綿密に説いて居る。吾人の祖先に於ける大家族生活が、白川村に殘存した事實は、偏に經濟條件である。こんな生産の貧弱な土地で他所と孤立して居る以上、分家は愚か別房戸と雖も許されない、宅地にするだけの地面でも惜しい。それに土地が不毛であればある程人手が要る、故に分離は共倒れだ、生存の第一要求が大家族を制度付けたのである、然し分化は人性に必然である、個人の自覺と共に發展する、個性の自覺發達せず反對に生存の第一要求の集團生活を要求すること益々大なるの境に於て大家族が殘存したのである。これは大家族の成立を內的だの外のだに分けて考へて見ずとも、白川の土を踏めば直ぐに成程と背づかれることである。同じ白河谷でも比較的廣潤な莊川や白川村でも大郷地方に行はれず、また他郷と最も多く接する機會あり従つて分化作用の刺戟に富む越中境、美濃境、高山地方に隣接する兩端にも此風なく、中切即ち白川谷の中間で而も土地最狭小の御母衣、長瀬尾神が本場になつて居るのを見て

知れる。

大家族 家屋の間取 (二階以上を「ツシ」と呼び全部敷居に使う)



大家族では、男が幾人居ても戸主と總領息子以外縁を貰はぬ、他家の女と通じて子供は生ますが、子供は女の私生子となるので、女は生涯其男の妻にならぬ。また娘が幾人居やうが、原則として嫁入りしない、他家の男と通じて子は生むが、生んだ子は私生子として届出る、自分は生涯、妻にならず子と共に生家につく。戸主嫡子以外に婚姻権なく、戸口に分家する権利のないのが大家族制の特徴である。

然し私通ではあるが亂婚ぢやない、相手方は定つて居て大抵は、まあ、一生生涯繼續する、勿論相手の變ることもあるが、これは小家族制にもあり、個人主義に徹すれば尙多くあり得ることである。全體日本の法律で婚姻と私通との違ひは届出の有無だけだ、同棲關係や三三九度では婚姻にならぬ、法律の眼から見れば、悉く私通であるが、白川の私通は、内縁の妻と云はれる私通の、更に同棲關係を缺くものである。求婚と其許否は自然の園で行はれ、全然當人同志のこと、他人の窺知を許さぬ「縁織と、アハヨイホイ

よいてけんたい振やおきやれ、深山奥山の岩に咲いた躑躅、なんば縁織と、咲いたかとても、人が手出さじや、その身その儘に果るようアハヨイホイ」てなことを谷の水に和して歌つて居る間に戀にもなれば私生子にもなるのである。夏も谷間に残る雪解の水のせいであらうか一體に白川の娘は縁織がよく「裁付」の脇にこぼれる緋のものゝ風情、大和屋少女連、安來節の男衆位には踏める。

配偶男女、別々には暮すが誰と誰との仲と云ふのは村で誰知らぬものなく「こんなのが公然の祕密と云ふんでせう」とのことである。近頃では、家長の許可を得た公休日比夫妻ならぬ夫妻が打ち連れて、自分達の焼畑を耕して居ることも珍らしくない。

家族は家のために無賃で働く、稗田を作るのと、養蠶が重なる生業であるが、これを一家多勢打揃つてやるんだから、仕事は捗る、近親多数の力で仕事の勞苦を忘れ面白可笑く作業が出来る、これは仕事の分量を直に勞銀に換算する個人制度では出て來ぬ味である。遠山家は御母衣の曲つた谷合に代官屋敷のやうに、きちんと建つてあたりそこいらの田圃を持つて居るが、折柄田草取りに豊島箕着てぞろ／＼田の畦を辿る一列の男女悉く賃銀制を超越した近親團體だと考へると一寸オツ魂消る。尤も全然戸口の私有財産を認めぬわけではない、家のために働く以外に、家長は戸口に自分の日を興へる、其日は寢て遊ぼうが、燒畑を開墾して稗や豆を植ゑやうが、其者の勝手だ、自分の時間に自分の仕事をしたものば、其果實を自分に收める、それが煙草錢になり、酒を買ふ金になり、子供を生ました女に貢ぐ金、自分の私生子に着物の一枚も毒へてやる金になるのである。郵便局で預金簿を調べて見たら、家長や家長に最近親な戸口の貯金額より他の戸口の貯金額の方が遙に多かつた。

家の財産は家長が支配する、米や稗は一家で喰ふだけにも足らぬが、藪は全部賣る、これが唯一の一家の収入であるが、處分は全然家長の專斷である、概して大家族制では家長權が強い。と云つても、モンセンやクランジユの傳へる羅馬の家長權のやうな絶對無限のものは滅多にあるものではない、羅馬の家長權は家長權發達の頂點である。元來家長權は後の發達に屬するもので大家族團體生活の便宜上設定されたものだ、家長權が大家族制成立の原因の二に數へるなど因果關係を顛倒して居る。大家族は何所までも近親團體で生存の第一要求から來たもの、「一所に働いて一所に喰ふ」と云ふことが眼目である。權利團體でなく同情團體だ。一家の動作は命令服従の關係に依つて營まれず談合的である。白川の大家族でも家長は中々「ケンタイ」なものである、家長の下に男の戸口に年齢と家長への近親の度合から選ばれた「鐵頭」あり、女に「茶頭」があるなど云ふと服従命令の八釜しい嚴然たる制度を想はせるが、未だ個人主義思想制度に達せぬ近親團體はそんな七面倒なものでない、且仕事は簡單々純で課長だの助役だのと格式に依る支配關係を必要としないから家長も鐵頭も指揮命令するのでない、云はず語らずの間に、仕事はひとりで行はれて行く。

仕事は喰ふだけにやるんだから如何に不毛の地を耕して居ても、至極呑氣である、所有慾の飽くなき貪婪と、得られぬ不満に、靡靡するものに解せられぬ呑氣さだ。一日の仕事が終り飯を喰つて終うと、てんでに廣い家内の其處此處でくつろぎ寢や

べる。飯時には茶漬が門口に釣つた板をうら鳴らすところから、此處からも集まつて来て打ち揃つて稗飯の食膳に就く、家長だけ米の飯を喰ふことは事實である。食事は一日六回乃至七回やる。

家長權と、一所に、祖先崇拜を持ち出す學者がある。これも可笑しい。家のために個人を没するんだから家本位、家の先祖を尊ぶところから、こんな制度も出来たといふんだが、個人を没して崇拜すべき先祖が見付かるまい、崇拜は宗教的事實だ、先祖といふ抽象的觀念で崇拜といふ宗教的情緒は出て来ない、崇拜の對象には具體的個人が要る、少くとも神化された一個の人格が必要だ。大家族制と祖先崇拜とは如何も結びつきが悪い、家の尊信から直に家を生んだ祖先の尊信と理窟を押して人間が頭を下げるものと思ふのは、學者先生、人性を無視し過ぎる、理窟を崇拜するのは學者だけである。

事實白川の大家族で系圖を持つてゐる家は一戸だつてありやしない、家風といふやうな第三期家族制度即ち武士の家で見るとやうな八釜しいものも全然ない。且佛教殊に眞宗の信仰偏く行はれて、教義の性質上、祖先の觀念を全然佛の思想に置換して了つて居る。白川地方の御同行の盛んなこと、大家族の家には何れも佛間がありお寺のやうに大きな立派な佛壇を持つて居る。寺院數は莊川白川通じて十八ヶ寺莊川村中野には中野御坊といはれる東派の別院がある位である。尤も貧寒村のことで、廉米では稗も食へぬから、坊サン、大抵傍ら百姓も養蠶もやる。

眞宗がこんな同地方へ弘通したのは中野御坊即ち照蓮寺の開基嘉念坊善俊の人格と努力の結果だ、嘉念坊は御鳥羽院の第十一子、見眞大師の高弟といはれてゐるが、大師から「白川へ法を弘めよ」といはれた。大師は都白川の積りでいたのが、嘉念坊は飛驒白川と間違へた。こんな間違に間違はない。嘉念坊は餘程の傑物だつたと見え直に山の中に這入つて猿丸などを退治せず當時専ら行ばれて居た眞言か天台かの古宗を辭くうちに驅逐して眞宗の天下を拵へ別院を起したのが照蓮寺である、本堂は御手のもの、飛驒内匠ナクミが一本の杉の樹で建てたといふ。

尤も天下を席捲したといつても小さな谷合のことである。其後幾代を経て金森氏飛驒入のとき照蓮寺を高山へ移した、金森といふ男多少宗教政策を心得て居たと見える。權勢に阿附した御坊の住持は早速高山へ驅せ參じたが、如何しても行くを肯じないのが本尊阿彌陀佛と梵妻サンといま堂の前にある千夜の躑躅とだつた。この阿彌陀佛は誰の作か判らない頑強に高山行き

を拒む程の面魂に出来て居る。千夜の鷲踏といふのは何處を如何曳いたか高山へ運ぶ積りで十里の道を千日夜曳き續けたが結局もとの場所を動かかなかつたといふ由緒付きだ、千日といへば小三年だが車へ積まれても枯れなかつたは法力であらう。梵妻サンの方は坊サン如何でもよかつたと見え到頭置いて行つた。移住した照蓮寺が今の高山別院である。

家長權説や祖先崇拜説と共に特殊發生説も怪しなもんだ。平家の落人だとか、徳川時代に追放人が來住して出來たとか、南朝の遺臣だとか、いろ／＼いばれて居る、村に行つて見るとそんな傳説も澤山あるが、無論採るに足らぬ。平家の落人、南朝の遺臣といふのは弘法大師の奇蹟と共に民衆が説明に困つたときに必ず持つて來る假説で科學者のエーテルみたやうなものである。

追放人の來住や兎狀持ちの逃げ込みなら、今の炭坑のやうに、當時の分離社會たる白川郷へば、案外、多數に這入つたかも知れない、現に小白川を出ると越中の赤尾町であるが此邊一體を五箇山といつて加州藩の流刑場であつた、流刑人の子孫も残つて居るといふ、百萬石の加賀サンは大きなものゝ例になつたが、大英帝國とは比較にならぬ、大英帝國の流刑場濠洲は大聯邦に發達して流刑人の子孫は今日黃禍論白人濠洲説を主張するが五箇山は流刑人の獨立國にはならなかつたけれども、隨分と大槻傳藏など白川あたりまで鱒や『裁付』娘を追ひ廻したかも知れない。

要するに、大家族の發生殘存ともに經濟的條件一つである、人間の智慧や工夫ばかりでこんな組織が出て來るわけがない、自然の要求だ、喰ふものがすくないから、家内分れず、一緒に働いて一緒に喰ふ、個性の要求が弱いから此狀態に辛抱出來るといふ、これだけで謎は立派に解ける。珍しい制度を持續するから特殊の家柄だなど考へる根據がないばかりか特殊の家柄なら夙くに大家族は失はれる。大家族の家々も矢張り多數の日本人のやうに何處の馬の骨か分らないのである。第一白川には石器時代から人の住んだ痕跡がある。此太古からの人間生活の發展に於いて、家族生活の或段階が四圍の事情から今日に殘存したと見れば澤山である。既に分化して小家族生活に移つたものと未分化の大家族とが、まるで別の人種でゝもあるやうに思つて居るものも居るが、これも進化の理法を知らないからだ。

徳川頼倫侯に扈從して白川に來た或人類學者は遠山家の家族の頭の周圍や直径を計つて歸つたさうであるが、頭のダイヤメ

一ターでは家族制は説けぬ、せいゝ、飛驒人アイヌ説位が出て来やう。

人種が違はないばかりか、根本制度以外、生活様式、風俗慣習何一つ違つて居やしない、道德的調子にも差等がない、それでないといふ小數團體たる大家族側に立つ瀬があるまい、婚姻権のない戸口の配偶關係に過不及のないなども、而も絶対に近親相姦の避けられて居る慣習に於いては、男女道德に大家族と小家族との間の差等があり大家族は排他或は被排斥團體だつたら、到底圓滿に維持される道がないのである『夜這ひ』といふことが近年まで慣習より寧ろ制度と思はれる位に流行した同地方にして初めて大家族に於ける非婚姻慣習も行はれる。

別天地も年々に開けて行く、開けるにつけて大家族は崩解に急ぐ、高山地方及美濃越中に貫通する縣道の出來たのが白川の發展を長足に進めた、文明は道を踏んで來るのである。道に左側通行の立札のあるに一寸面喰つた、無論青年會のやつた仕事である、普天の下率土の濱、藝者と青年會のない所がなく、青年會があれば必ず立札する。然し白川の左側通行だけは奇抜である、一里に一人二人出逢ふ人のための左側はまだいゝが雨あがりにも此の立札の規則を勵行して崖道を傳つては先づ一命が危い。農村、山間部に理解のない縣廳の役人あたりが指導すると、こんな青年會の仕事が出て來る。草鞋の緒の奉仕箱の方は遙に氣が利いて居る。

男女間の風儀も頗る改善されて居るといふ、小學教員が兒童教育以外に村の教化に骨折る努力も買はなければならぬ、中切分教場など人里離れて避病院のやうに建つた茅屋根の汚い校舎の宿直室で暮す夫婦の教員が、裁付穿いて吳産の雨具を提げて通ふ子供に國定教科書で日本語を教へ傍ら村の青年に『夜這ひ』を止めるやうに教へると云ふ。

文明の侵入と共に個性の自覺が始まる、それに養蠶と稗田を作る以外に金を儲ける機會があり、自分に金を儲ける所有の欲望は私有財産の確立を要求する。即ち經濟上分家の可能性が増して來る、附近に嶺山の盛んに試掘されることがどれだけ大家族の戸口を減らしたか分らない位ださうだ。男子戸口が兵役に服して二年三年の個人的命令服従の訓練を受ける結果も恐ろしい、前戸主時代遠山家の二男なども軍隊から歸つて遂に家を脱走したとのことである。それに昔は脱走者を遠くまで迎へに行つて連れて歸つたものであるが、今日では去る者を追はない、また分家も絶対に禁止しない。

地方の男女風儀の改善と共に従来の慣習を維持しては男女共に配偶を得られぬ恨みがある。そこで漸次正當な結婚をやる。大家族の娘で嫁入りするものが大分出て来た、現に遠山家でも現戸主の妹一人は同村鳩谷の大家族中の名家で養産家である高桑氏に嫁いで居る、また従妹一人は私生子であるが隣村の相當の所へかたづいた。男が庶子認知をやることも大家族制の根柢の破壊を迫る、これに對して何處迄も昔からの制度を維持して行かうといふ意識的努力はない、家長と雖も従来の情性で制度を是認する丈で之でなければならぬとの信念を持つて居るものでない。だから事情の許す限り、どしどし、家は分解されて行く、今日では最早戸口各人の心に以前のやうな緊密な一致即ち類似性はなくなつた。家の經濟に自給的部分は減少し貨幣に依る交換の度數分量が段々増えて来ては、制度は心理的根據を失ふ。裏の如に麻植で、一家で育て、一家で續つむで「アサツナギ」を着たことも昔の話になりかけて来た、今日そんなことをやつては引合はぬさうだ。共同食事にも個々人の好物や經濟が出て来た。自分で酒を買つて来て一人だけで食膳に付けるものも出て来た。雨の降る日、出し合つて酒を飲むこともあるといふ、飲むで酔ひ興到れば男は三昧をとり女は歌つて和しさんさめくば昔に變らぬが、出し合ふといふことは純粹の大家族制には認められないことではないか。

茲でもう一ツ理窟をいばなけりやならないことは、大家族生活をやつて居る人達を、進化に後れた未開人と見る考への間違つて居ることである。大家族制は進化の段階に於いて過去の或時代のものであるが、今日に残存してこれを維持して居るからとて決して未開人とはいへぬ、白川の大家族は文化人中に残存した原始的制度であつて、原始人の原始的制度とは違ふ。一體日本人は全體として文化人に進んだもので、新しい世界に對する順應性は臺灣の生番社とアイヌ族を除けたら、民族全體が相應の分量で持つて居る筈だ。日本人中に未開人は居ない、だから巡禮者にホヘミア生活なく、山窩と雖もジプシイでない、學校で聞くと大家族の子供は成績が悪いといふが、飛驒人アイヌ説なら知らず、新文化に對する順應性は小家族制を採るものと大家族制を採るものとの間に大差ない、隨つて大家族制に經濟的條件の解除と共に、瓦解の殺到することは容易に考へられる。

そして文明は左側を通行して、夜を日にいつて侵入して來るのである。高山へは途中困難ながら人力車が通ふ、白鳥へも無

理に行つて行けないことはなからう、荷馬車なら高山、美濃、越中何處にでも通ずる。近頃また電氣索道の計畫があるさうだ、川には立派な釣橋があつて昔の「籠渡」なんか見たいたつてありやしない。楓に似たハトノキと云ふものを十文字に藤蔓で搦み、首尾を曲げつなきて籠骨にし、下の方を鳥巢と名づけ藤を經緯に延べ、鳥籠の隔子のごとく編み、上の方にトラといつて木をくり抜き藤蔓で籠に幾重にも繋ぎ留て、數條なへ合せた藤の大綱をトラに貫き、川の兩岸に張り渡し留株につなぎ、籠に引綱と控綱を兩方に付け、一人で手繰つてわたるかたちは蜘蛛が糸を傳ふやうだといふんだが、こんな籠渡しては文明は一寸躊躇するだらう、『神の代のまなしかたまの小舟すら水なき空をわたりやばせじ』と無論飛行機のない時代の歌である。

一度這入りかけた文明の風は所謂『傳播倍加の法則』で山々谷々を席捲するか如何か。別世界が忽ち雜沓の巷に化し、大家族が瞬くうちに縣道に沿つて土崩瓦解するとは考へられない。大家族を殘存させた自然條件はさう易々と取り除けられない、且積習恐ろしく情性抜き難い。瓦解條件と共に維持條件が儼存するのである。それに前にも云つた通り村の殘された大家族と分れた小家族との間に經濟上、道德上、社會上の生活に差等がない、却つて大家族の方が制度の利を占めて、經濟的には豊に暮して居る。遠山家なんかは戸數割特等で之と對抗出来るのは大家族を脱して宿屋をやり出し、また木材請負をやつて居る平瀬の某だけだ、某は最初に公然制度に反抗した開拓者である。爾餘は大方、小家族側が却て、稗わいだいの飯いならら舌し鼓こ打うつ程に貧しい山で目星しい樹はもう切つて了つた、試掘した鑛山は大抵駄目だつた。そこで戸數にして白川村三八一戸、人日男一、四八六人女一、三八七人が田九一、八町畑一一三二、五町に、それも他所の田の四分の一五分の一の收穫しかない、此貧弱な土地と養蠶に衣食するのである、五萬圓の産繭が唯一の財源だ。經濟上の貧弱は小作の發達しないのを見て分る、小作制度はこれに伴ふ弊害も多く、制度の可否は俄に定められないが、其發達には土地の生産が耕作者の生活以上に餘剰あり、また土地の所有者が耕作以外の仕事に従事する餘地があると云ふことだけは云へる。白川では自作地田八一、七町畑一一〇七、九町、小作地田九、八畑三三町、戸數三八一戸中農三一七、中自作農二五一戸、自作兼小作農六四戸小作農二戸の比例で、小作で稗を作つても引合はないことを示し、それだけ土地生産の貧弱を語つて居る。小作騒動など近代的農村問題がないと喜んで、猫の額を分け合つた所有權を確立したんでは仕方がない。

貧寒の村落は依然近代文明と縁遠く僻陬に偏在する、随つてそれだけ大家族も残存出来るわけである、文化の平準作用は執拗であるが徐々だ。宇保木脇（はぎわき）の合掌造家屋など正しく太古の面影がある。木を組み合せ藁でしぼり茅で屋根を葺いたので、柱と云ふものゝ一本もない九尺二間の『茅屋』だ。あたり一體草蓬々で、蛇や蝮が屋根までのたくる一軒屋である、一里も行かれば人家がない、「この中で差し向ひに子供四人でやす」と村の人まであきれける生活はまことに太古の民だ。一度焼けたがまたもとのやうに建て直した、「これだと大工が要らない」からださうだ。これを太古の遺風でなく經濟上の要求だと説いた學者がある。大神宮サシが太古の遺風、ニコライ堂がヒザンチン傳來など云ふ意味の太古の遺風でないことは明かであるが、柱の入つた家は家屋建築後代の發達に屬する、白川など、もとは深山合掌造りが其所此所に見られたに相違ない、それが漸次柱が入り遂に四階建と云ふ此様式中發達の頂點に達したので、經濟的餘裕のないものは昔ながらの合掌造りに甘んじた、うち最僻遠の場所で一軒残つたのが、いま見る保木脇の合掌造りで、經濟史的資料である。經濟的要求から來たから昔ながらのものでないと云へない、大家族制の残存でも經濟的要求である。

『茅屋』で全く世を隔離し、子供も村の子と遊ぶでない、親も村のものと話らぬ生活は一寸想像出来まい、冬四箇月雪に閉ぢられるときなど全然人の顔を見ずに爐を燻べて居ると云ふ。然し、寂しくないかと考へるのは都會人だ、寂しいのは熱沓の巷に住む都會人だけである、昔最も寂しかった人は近侍扈從に取巻かれる諸侯大名だつたとのことだ、今の『寂しい人々』はハ
ウプトマンにでも聞いて見るといふ。合掌造りの人達は親子六人で世界を造つて寂しからずに暮す、大家族の戸口も一年兩三度盆と正月とお祭に村に出るが關の山、其他は一家中で生活して外出しない。尤も大家族戸口の戀は家内でないが、これは別もの、我等の思案の外にある。

合掌造りでないものも、かなりな『茅屋』揃ひである、それに苟くも稗でも作れる所は稗を作るに使ふから宅地は山の崖や石ころ畑ばかりをとる、その山が危険千萬で山崩れば年廻りを勘定するモンスーンのやうに起る、歴史的大崩壊は今に村の傳説に残つて居る。夏も雪を戴く『三方崩れ』の崩れたのは天正十三年で當時白川を支配した島氏の歸雲城を埋め三百餘家を倒したのは幽討餘録に出て居る。『千軒崩れ』はもつと傳説的である、村に窓の深い男が居た、何處にも居るが此の村にも居たん

だ、それが白山権現を盗み出さうと企んだ、さて盗みにかゝると黄金像の権現サマ、兩眼くわつと見開いて中々素直に出て来ない、任方がないから美濃の釜洞の婆サンに相談すると『てんなら何でもないわたしが行つて上げる』と引受けた、こんなとき卑賤な人情から割り出した術で智慧を付けるのは大抵齡をとつた女である『悪いことは云はない妾に任せてお置き』てなことして若い娘など大抵口説き落される。釜洞の婆サンの権現サマ連れ出し策は、女の腰帯で日匿しするんだつた。金の権現サマは久米の仙人より意氣地がなく、婆サンの汚れた木綿の腰帯に目が暗んでまんまと盗み出された、其夜山鳴りして千丈の谷へぐわらくと大山が崩れ落ち千軒の家屋敷を埋めたのは権現サマの罰だと云ふんだが腰帯でグニヤグニヤになつた権現サマが罰を當てたものか如何か考證は行き届いて居ない。何にしても村の傳説の因果觀念は近頃の精神分析學の博士のやうに自由闊達である。

『千軒崩れ』を過ぎて白川はやゝ平野みたやうな氣のする所へ這入る、鳩谷飯島等所謂六郷である平野は東の間に消えて、小白川に通ずる道は狭く、川は千尋の谷底を流れて、狭い道に岩石、鳥の正に飛ばんとする貌に覆ひかかつて居る、小白川あたりは村で云ふ山家である、斯くて天然の險阻は再び越中との交通を絶ち切つて了ぼうと云ふのである。

既に家屬共産體なるを以て、其耕作地は大氏の共有に屬し、別に特殊の所有權あることなかりしが、蓋し共通に占有したる土地を所持し、之を開墾し使用収益する亦共同の力に依る外なかりしなり、當時個人は何等の意義なく、家族、戸、氏と雖も獨立して其職分を盡すことを得ず、唯團體(氏)として活動するのみ、此の制度に於て最も重んじたる祖先の崇拜は、血縁者の全體を結合する必要ありて生せるものなり。

家屬共産體を率ゆるものは即ち、氏の上にして、之に従ふは氏人なり、此等は凡て良民にして姓を有す、姓即ち株根カネネは、上古人民の高下を分ち家格を上下して、世々各相傳へて渝ることなく、問々

上古貴賤の階級
良民と賤民
家人
賤奴
部曲
大氏
小氏

非常の勳功あるを以て姓を進むるあり、或は犯罪によりて之を除くことあるのみ、今上古中古の社會階級制度、官制爵位制度、人民の種類等級等重複を厭はず大綱を掲げんとす。(三浦菊太郎著「日本法制史に據る」)

上古良民と賤民とあり、賤民に、(1) 賤奴(ヤツコ)、(2) 家人(ヤケヒト)、(3) 部曲(トモベ) 三民あり、賤奴は最も下等にして、家人は賤奴の上であり、家人は賣買を許されざれども、良民と結婚するを得ず、(後世武家に云ふ家人とは異なり、之は其の字を音讀したるものにして、賤民にあらず) 家人の生じたる原因は、族人中猶自立する資なくして、世々其宗家に附屬せるが年を経て、茲に主従の關係を生じ、遂に一種の賤民となりたるものなるべし。

賤奴は畜類若しくは資本と同一視せられ、生殺賣買の權等は一に其所有主の中であり、富者は多く賤奴を有し、以て農桑に使役せり。

部曲之民は純粹の賤民にあらず、又尋常の良民にあらず、寧ろ良賤の間に立つべきものにして、民人は之を役して其定職に従はしむと雖も、其他の事に驅使するを得ず、賣買生殺は素より其權内にあらず、後大化改新の時廢せられて、良民の中に入りり。

上古我國は氏族を以て基とし、各氏人は之に従屬する部曲の民を使役して、其世襲の職を營みたり、部民の首領を伴緒といふ、其數甚だ多きを以て、或は八十伴緒といひ、又百八十部といへり。

上古は我國臣民皆其世襲の職を以て天皇に仕へたり、故に職名は即ち官名にして、又移して以て氏名となし、官と職と氏とは常に同一名稱に出でたること、例へば、中臣の祭禮を司るば、其神と人との中に立ちて事を行ふの義より出で、中臣なる語は朝廷に對して官名たり、自己の一身よりいへば職名たり、人民相互に對しては氏名たるが如きなり。

而して一族即ち同一氏中其宗族を大氏といひ、支族を小氏といふ。

大氏は一族中唯一あるのみにして、天皇に直隸し、以て數多の小氏を統率し、大氏小氏皆各部曲の民及家人賤奴を有す、其關聯するの状左の如くにして、以て各氏世襲の職(即ち官)に従事したりき。

上古の職官中主なる者を記すれば左の如し。

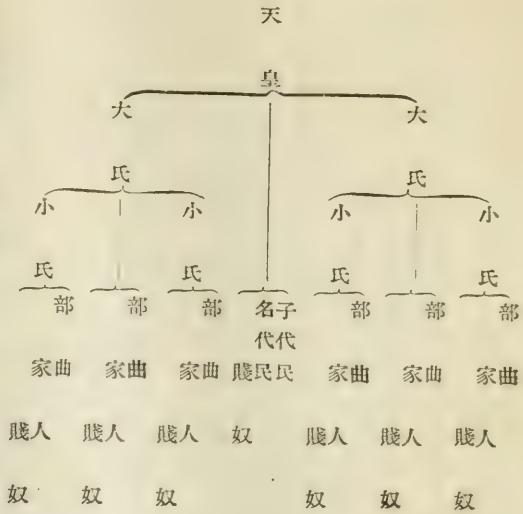
第一、祭官 官吏中高等なるものなり。

中臣連 神と天皇との中を執事し、祝辭解除占卜を司り、中臣部下部の兩部曲を帥ゆ。

齊部省 諸般の祭具製作を司り、各地の忌部、玉作、倭文以下の部を帥ゆ。

第二、政官 特に政治にのみ參するものを申食國政大夫又單にマヘツキミといふ、天皇の御前に侍するの義なり、之に二官あり。

大臣 皇別の蘇我氏、平群臣、許勢臣中より任命し、臣姓の諸氏を統轄す。



地方官及
其他の官
職

阿曇連

山部連

屯田司

武大元帥
大伴元帥
久米直連
物部直連

大連 神別の裔なる物部連、大伴連中より任命し、連姓の諸氏を統轄す。
第三、地方官及其他の官職

地方官には、國造あり、各其地に封ぜられ、王化を傳へ、其保安に任ず、縣主ありて御料田を掌る。
山海の官には、阿曇連あり、山部連あり。

阿曇連に屬するものは凡海連、吉備海部直、但馬海直、紀伊海部直、阿波海直、青海直、韓海部首、(歸化人の海部を司る)吾甞海人、磯鹿海人、淡路御原海人、淡路野島海人、淡路海人、阿波長邑海人等にして漁獵を司る。

山部連に屬するものは十月之山君、春日の山君、佐々紀山君、宇治山守連、長谷山直、山部、山守部等にして、山林の事を掌る。

天皇の御料地(御田、屯倉といふ)を司るものを屯田司といふ、屯倉首、田部連、白猪史、縣、犬養連、春米連、田部、鑿丁、春米部、等皆此種の官也。

官物の收藏保管を司るには齊藏、内藏、大藏あり、
大膳の職には大鳥膳臣、膳史部、主水部等あり。

衣服の職には長幡部連、服部連、衣縫造、狛染造等あり。
記録の官には史部、文部、等皆之に屬す、文學の傳はりてより後諸國に置かれたり。

舞樂には猿女君、彈琴等あり、祭葬其他一般の禮儀に參す。

土工には土師連等あり、遊部、石棺作、陸守等之に屬す、土器の製作及喪儀等を掌る。
工匠には木工、鍛工以下あり。

第四、武官 大元帥は即ち天皇にして、天皇の命を受け、諸軍を部署するもの、之を大伴連、久米直、物部連等とす、三者の別は、大伴久米二氏は部人を帥めて、天皇に従屬し、物部氏は兵器を帶び、皇居を警衛す、但し有事の日、軍に従ひ、兼ねて常時刑罰を司るは三氏共に同じとす。

第四章 農業の發展

將 軍
太 宰

上古爵位
の制度

中古賤民
の部類及
等級
大化改新
の時

陵 戸
官 戸

是等の將帥に從屬するものは、大伴部、久米部、五部造、天物部、二十五部、十箇品部等とす。

將軍（イクサノキミ）は臨時の官にして、事の必要に際し、之を任命す、崇神帝の朝に四道將軍を派したるが如き是なり。
太宰（オホミコトモチノツカサ）は大詔を奉じ、國疆にありて四海を統轄し、併せて外蕃（三韓）を鎮す、府は筑前御笠郡にあり。

上古人民の高下を分つには株概カゲネ即ち姓を以てせり、是を以て家格を上下し、世々各相傳へて渝ることなく、間々非常の勲功を以て姓を進むるあり、或は犯罪によりて之を降すことあり、今の爵の如きものなり、姓の種類左の如し。

臣、連、伴造、國造、別、君、直、縣主、稻置、村主、以下

天武天皇白鳳十二年姓の數を八と改め舊來の臣連等には眞人朝臣等の姓を賜ひ、別に臣、連、稻置等の卑きものを置かれたり。
眞人、朝臣、宿彌、忌寸、道師、臣、連、稻置

然れども後世猶、君、縣主、首、村主、史、王、勝、祝、使主、等の姓残れるありき、

姓を稱するは後世まで行はるれども、推古天皇の時より始まりたる位階の制の行はるゝに及び、漸く公の區別たるを廢して唯源平藤橘等の門閥の區別たるに至れり。

推古天皇即位十二年支那の制を參酌して冠位十二階を定め、諸臣に賜ふ、朝廷より當色の冠を賜ひて、以て表彰したるが故に、冠位といへり。

大化改新の時、主として部曲の民を廢し、之を良民中に編入せしが、令出づるの後、賤民を分ちて五種となせり、是れ併せて其等級をも示すものにして左の如し。

第一、陵戸 山陵を守るものにして、一戸をなす。

第二、官戸 官府に屬して、其使役に服し、一戸をなす。

以上二者は等級略相似たるものにして、公奴婢六十以上の者、官奴婢中の癡疾者、家人奴婢にして、其主人若くは主人五等以上の親族と姦して生みたる男女子の没官せられたるもの、或は良民の罪ありて没官せられたるもの、若くは叛逆人の家人の

家人
公奴婢
私奴婢
當色爲婚
中古より
近古賤民
の名實空
し
大化後の
官制

没官せられたるものより成る。

第三、家人 一戸を有せず、其主に隸す、既に述べたり。

第四、公奴婢 公に屬する奴婢にして、一戸をなます、從來の官屬の賤奴なり。

第五、私奴婢 一人の資産にして、從來の私有の賤奴なり。

公私奴婢は其等級略同じなれども、多少の高下ありて、公奴婢の口分田は私奴婢よりも多し、而して是等賤民をして其階級を没し、或は良民と混するなからしめんがために、令中特に賤戸、官戸、家人、公私奴婢、皆當色爲婚の規定あり、又其他の令を以て良賤の區別を正しからしめしが、後朝綱漸く弛みて、律令の效力薄きに至り、良賤の區別混淆し、中古より近古に至り、賤民の名實共に空しきに至れり。

大化以後官制（養老まで）

大寶令の定むる官制によれば、祭政二官を設置し、祭事は神祇官之を司り、政事は太政官之を總へ、八省官皆之に屬す、に彈正臺あり、五衛府、馬寮、兵庫あり、左右奉官場儲宮あり、地方には國司あり、邊陲には太宰府あり、鎮守府あり、系統相承け首尾相次ぎ、其制最も備はれり、即ち左の如し

中央政府に屬するもの

神祇官、太政官（中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮内省）、彈正臺、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府、左右馬寮、左右兵庫、内兵庫

地方官

左右京職、東西市司（以上二職京都の市政を司る）、攝津職、太宰府、國、郡、軍團（長は大較といふ）、外に後宮職員、東宮職員、家令職（親王に奉侍する官司）

斯くの如き制度組織を、上古の我社會の特色となすが、神武天皇東征當時の日本住民は、史家に

據れば、左の如かりしといふ。

神武天皇
東征當時
の日本住
民

神武天皇東征當時の日本住民

(イ) 天孫……皇別(皇系) 天照大神の直系

(1) 大和民族

(ロ) 天神

神別(神系) 同傍系

(ハ) 地祇

此等名稱は嵯峨天皇の弘仁六年(815)萬多親王の編したる姓氏錄に始まる。

(2) 梟民族

(3) 穴居民族

神田試作
地の考證

天孫が神代に、天浮橋にて豊葦原トヨアシハラの中津國ナカツクニに御降臨、五穀の種子を天の狭田長田アサダオサダに播かれたる處、非常に穰れりとあり、此試作地は孰れなりや、之は高天原タカマツヒの近傍なるに相違なく、而して高天原とは何處なるか、新井白石は豊前の中津といひ、或は常陸の多賀郡或は又大和の國にありとの説もあり、農學博士玉利喜造氏に據れば、「今の大隅の南端佐多村の東部高原地の部落なり」といふ、以下同博士の説を掲ぐ。

大隅の南
端佐多村
の東部高
原地に降
臨

「其理由は (1) 佐多の岬は勿論、東南海岸には、南方より黒潮の分流の衝き懸り來る所にして、南洋より黒潮の流れに浮びて漂流すれば、佐多に漂泊する筈なり、若くは最南端なれば此に到着上陸し得べし。(諸手船の古事參照)

(2) 佐多、小根占の兩岸は、海岸より屹立千尺餘、その上は數千町歩の高原にして、(中に大川に落つる川流あり、天の安川とは是か、又は原野淺く、清水の流るる小川あり、或は是か) 西方一葦帶水を隔てて、南薩地方の山野を眼下に見る所なり、此高原地より下りて南薩に移りたるは、即ち天降りならん。

佐多を根
據として
大隅の南
端十里内
外に定住

佐多より
對岸薩南
に船にて
渡る

大山祇神
木花咲耶
姫

天孫民族は佐多を根據地として、大隅の南端十里内外の間に、久しく住居し、漸次に發展擴布し、神武天皇御東征後は、地勢險惡交通甚だ不便なるを以て、多くは地方に移住して、此處を放棄なされたるものと思はる。

證 (1) 田代村には鷓鴣草ウガヤアキアヘ不合尊御養老の皇居宮殿の跡なりと傳ふる鷓鴣窟の神祕地域あり。

(2) 田代村より三四里の鹿の屋村には、彦波瀲武鸕鷀草ヒコノキサガウツクキアヘ不合尊を、奉祀せる吾平の山陸官幣大社あり。

(3) 其近傍には后妃玉依姫の御陵あり。

今日に至る迄此等の土地に就き、學者考證家の研究未だ至らざるものあるは、位地南方に偏在し、地勢險惡なる故なるべし。

佐多より船にて對岸薩南に渡られたるものと思ふ、されば次に出で居る地名は、笠狭カササの岬にして、此處は日照のよき處として、宮殿を造營し給へり、今の川邊郡加世田の港なりとあり、加世田の野間の岬を一名笠狭の岬ともいふ、此岬は南薩の西方に突出せる高峰にして、何方よりも最も目標となり易き所なり、又野間岳ともいふ、高千穂より二十餘里、陸上より此處にゆくに、他の地名を云はずして、直に西方海中に突出せる野間の岬をいふより見れば、愈々陸行説は訝かしく、實は海路より到られしものと察す。

殊に此附近に大山祇神オホヤマムチノカミありて、その女木花咲耶姫の美容を禱はして、吾が妃に成れと、結婚の御申込あり、此は今和泉村の大山郷の人物なりと察せらる。

霧島火山系活動時
代と陸路
迂回の非
認同時に
霧島御降
臨非認

試作地は
加世田村
か大字新山

霧島降臨説を採らざるは、陸路迂回非認説と同時に、此頃は霧島火山系非常に活動せる時と察せらるゝが故なり。

證 (1)天孫と咲耶姬の間の三人の皇子の御名は、

皇兄

ホノタヒリホノミコト
火 團 降 命

第二皇子

ヒコホホテミノミコト
彦火々出見尊

第三皇子

ホラノコノミコト
火日月命

(2)天孫降臨前には高天原の諸神數々中津國に御降りあり、偵察ありたる處、中津國非常に亂れ居りたる様子あり、出雲民族にも餘程御注意ありたらんも、其噪ぐ様全然人事のみとは認むべからず、時猶草昧に屬し螢の如く輝く妖魔あり五月蠅の如く聾しき邪神あり草木ばざわ／＼水の沫ばぶく／＼と物言ひて鼎の沸くが如くなりしかば云々」とあり、是火山活動して、噴火や、鳴動や、沸泉温泉を形容したるものにして、櫻島や指宿、山川、瀨姪地方の光景ならん
(3)其他種々あれど略す。

高天原は佐多の高原地方たる推斷にして、當を得たりとすれば、天の狹田長田サダ オサダは大泊オサダより島泊りに行く道路に沿ひたる丘陵間にある細長き水田なるべし、天孫瓊々杵尊が天照大神より三種の神器や五穀の種子をお受けになつて、葦原の中津國に御降臨になられ、尊始めて加世田、(阿多、即ち吾田、田布施を含む)の平坦部をみこなはして、

ここは朝日の直刺國スラスタクニ、夕日の日照國ヒテルクニなり

と賞讃せられたるは、農作相地上の御評言にして、何處に下種せられたるやは、興味ある研究なる

「古事記」に土蜘蛛は土雲土籠り即ち穴居人民の義

が、玉利博士は、加世田村（阿多即ち吾田、田布施を含む）大字新山こそ、それならんと云はる。

當時（原始時代最古より A. D. 544 に至る）に於ける日本人は、漁獵（神代の傳説が海と魚とに關する事實に満てるによりて之を推知すべし）狩獵にして、次第に幼稚農耕に移れり、之は戦争と戦争の間になしたるものなり、米は當時より既に重なる農産物にして、外に魚類と多少の獸肉を用ゐたり。（*Chamberlain, 古事記 Records of Ancient Matters, Introduction XXX.*）

蠶は古事記に記録を存するもの一箇所あり、普く行はれたるや疑はし。

家畜は馬（馱馬にあらず乗馬なり）鶏、鵜（漁用）のみ。其後犬及牛の記事あり、然れども羊、豚、猶未だ明かに輸入されず。（同上 XXXII.）

水田は自然に濕潤なる地を其儘用ゐしものにして、人工的にあらず。（佐藤信淵、農政本論卷之一、一丁以下）

天孫民族の高天原に降臨せる當時の上古の情態は如何といふに、所謂蝦夷及土蜘蛛等が素朴なる原始的生活を営み居り、一般に狩獵等を以てその主要なる生業となし、肉を食し毛を衣て生活し、未だ農耕の術を知らず、冬は穴居し、夏は樹蔭に住みたるものの如し。

伊吉連博士書（「日本記」卷二十六齊明天皇五年七月の條に之を引く）に曰く、唐の天子、我が使人に問ふ、蝦夷の國に五穀ありや、我使人答ふ、これなし、肉を食ひて生活す、唐の天子また問ふ、其國に屋舎ありや、我が使人答へて曰く、これなし、深山の中、樹木の下に住すと。

又「日本記」卷二十六齊明天皇の四年四月の條に云ふ。

阿倍臣舟師を率ゐて蝦夷を伐つ、アキタ 齋田、スエロ 淳代（齋田は今の羽後國南秋田郡の邊、淳代は其北方なる山本郡の邊なるべし、今山本郡には能代湊町あり）二郡の蝦夷降を乞ふ、是に於て軍を勒へ船を齋田浦に陳ぬ、齋田の蝦夷チムカ思荷進で誓つて曰く、官軍の爲めの故に弓矢を持たず、たゞ奴等性肉を食ふが故に持てり云々と、此等の記事に據るに、蝦夷はもと多く狩獵に従事し、之により其生を營み、未だ農耕の術を知らざりしなり。

土地は或一小部分を除き、一般に未だ殆んど全く開拓を経ずして、天然の儘になり居り、獨り東北の邊境のみならず、本州の中部西部及筑紫の地等に至りても、鬱蒼たる森林と沼澤沮洳の地とは國土の大部分を占め居りしに相違なし。

道路は其通せる所にありても概ね極めて險惡にして交通甚だ不便なりしこと疑なし。

「魏志」にいふ、對馬國は土地山險にして、深林多く、道路禽鹿の徑の如しと。

又同書に未盧國即ち肥前松浦地方のことを記して、草木茂盛行くに前を見ずと云へり、對馬松浦地方の如きは、上古にありては他に比し割合に早く頗る開け居りしこと思はるるが、尙此の如し、其他また推して知るべきなり。

此の如きを以て、上古は我邦人一般に主として天然物の採取により其生を營み居りて、我天孫民族といへども、初めは専ら狩獵漁撈等の採取業を、主要なる生業となしたるものと思はるるなり。

東北の蝦夷の外に常陸、大倭、及筑紫等の各地に於て、ツチクモ、ヤツカハギ又はクズなどと呼ばれたる穴居の土蠻が、棲息し居りしことは、「古事記」「日本紀」並に諸國の「風土記」等に見ゆ、此等のツチクモ等は一般に蝦夷と同じく主として天然物の採取を以て生を營み居りしことなるべし。

クズは「日本紀」に國權に作り、「古事記」には國集或は國主に作れる所もあり、又國栖とも書す、歴史上最も顯著なるクズ

は即ち吉野の國權なり、「古事記」應仁天皇紀」十九年の條に、天皇吉野宮に幸せし時、國權人來朝したることを載せ、且つ其人格の一斑を記して、國權は其人と爲り甚だ淳朴なり、毎に山菜を取つて食ふ、また蝦蟇カヘルを煮て上味となす、其土毛は栗菌及年魚の類なりと云へり。

天孫民族も亦、其初めに當りては、狩獵と漁撈を其主要なる生業となしたりしも、然れども天ツ神種の優等民族は、早く既に耕耘の術を知り、農業を營みたるものの如し。

「古事記」「神代ノ卷」に天祖ニギノミコト瓊々藝能命ヒコホホテミノミコト（瓊々杵尊）の御子の中火ホテリノミコト照命は漁業に巧なるものとして、鱈ハタノヒロモノ廣物、鱈ハタノサネ狹物を取り、又火遠理命ホテリノミコト（即ち日子穗々手見命「日本紀」には彦火火出身尊と書す）は山佐知昆古にて狩獵に長じ、毛鷄物ヤササチビコ毛柔物を取り給ひしと云ふ傳説あり、「日本紀」にも同じく海幸ウミノサチ、山幸ヤマノサチの傳説を載す。此傳説には自から當初山邊に住みしものは、専ら狩獵を業として、河海のほとりに住みしものは、漁りして其目を送りしことの、反映せられ居るとみるを得べし。

而して上古農業の未だ充分に開けざりし時代にありては、漁業人民が國民の頗る重要なる一要素たりしや疑を免れず、農業の稍發達したる後に至りても、海人は別に農民の外に一の階級を形成し居りしが如し。

「日本紀」應神天皇三年の條に、處々の海人騷擾して命に従はざりしかば、阿曇連の祖、大濱宿禰を遣はして之を平げ、因て海人ミコトモチ之を宰と爲したることを載せ、同五年の條には、諸國に命じて海人部アマベを定めたることを記せり、又「古事記」に孝靈天皇の後胤ツヌガノアアタヘに角鹿ツヌガノアアタヘ海直あり、「古事記」仁德天皇の段及「日本紀」雄略天皇七年の條等には、吉備海部アマノアタヘ直見えたり。

我邦に於ても、職業の分化は先づ男女の性に從て起り、女子は専ら衣服の材料等を製することを知り、男子は主として狩獵を業とし、相互に家族を養ふといふが如き有様なりしを知るに足るべ

し。

崇神天皇の時に調の制を定められしに就て、「日本紀」に曰く、始めて人民を校べて、更に調ミツギ役シメタチを科す、此れを男之弓ユハメ調ミツギ、女之手メノテ末調ミツギと謂ふなりと。

然れば、上古に於ては河海の濱に居を占めたる人民、魚具藻草を採取し、生を營めると共に、林野が今よりも一層多くの面積を占めたる時に當り、一般に狩獵の頗る盛に行はれたるべき事、殆んど疑を容れず、但し四方環海、最も魚鹽の利に富む我が日本國の場合にありて、漁業が夙に開け居り、農業未だ後の如く盛ならざりし上古の時代に於ては、特に重要な度大なりしものありしと解すべきなり。

我が日本にありては、昔に内地の山間に於てのみならず、例へば、淡路若くは多織タネ（種子）鳥の如き島嶼に於ても、亦狩獵が多く行はれたりしなり、淡路常盤草ミケムカフに曰く「萬葉集」に御食向淡路、又御食津國ミケツクニとあり、此島は海士魚取て天子の御食に持向ひ奉る故なりと、蓋し「淡路は海邊鱗介に富む、故に上古より漁業頗る行はれ、應神紀」二十二年の條に、淡路、御原の海人あり、「仁德紀」前紀に淡路之海人を以て水手と爲すこと見え、「履中紀」前紀及「萬葉集」卷六、淡路、野鳥之海人見ゆ。同時にまた淡路は上古に於て狩獵に適する地として知られたり、「應神天皇紀」二十二年の條にいふ、天皇淡路島に狩りし給ふ、是の島には鵜鷹雁多し、故に乘輿屢々遊び給ふと、履中天皇并に允恭天皇も今淡路島に獵し給ひしこと、「履中天皇紀」五年九月及「允恭天皇紀」十四年九月の條にあり。

其初め人民は主として天然の恵與に依頼して、其日を送り、狩獵と漁撈とを以て主要なる生業としたれども、狩獵漁撈の獲得は憶に之を豫期することを得べからず、其結果不安にして且つ不定な

るを免れず。

我古語に狩獵及魚撈の獲得を幸サチといへるは之を徵すべし、又彼の神功皇后が松浦の地に於て釣を試み、果して財國タカラノクニを求め得べきや否やを卜し給ひしといひ、又虜坂忍熊カゴウカオシクマの二王は斗賀野トカマに出て、宇氣比獨祈狩ウケヒガリを爲したりと傳ふ、是れ狩獵及魚撈の獲得は人意のまゝならざる天幸にして、豫め料知すべからざるを知りたるを示すものなり。

然るに人口次第に繁殖するに従ひ、單に天與に依頼すること能はざるに及べば、牧畜若くは農耕の業漸く興らざるを得ず、是れ蓋し自然の勢なれども、我邦に於ては所謂牧畜時代なる段階を經過したる形跡なく、至つて早くより農耕種藝の術を知り、夙に國土の開墾を務めたるを見る。

所謂牧畜時代は、何れの國民も、其經濟進化の過程に於て、必ずしも經過せざるべからざる一段階には非る也、我邦の場合の如きは、狩獵及漁撈の時代より、直ちに農業時代に移りしことなるべく、羊ばもと存在せず、而して牛馬早くより我邦に傳來し、飼養せられ居りしとしても、其數は至て僅少にして、人民専ら乗用及農業用等に供せしに過ぎざりしことなるべし。

斯くて、上古に於ける國富の増進と、經濟の發達とは、大體主として此の土地開墾及農耕の進歩の結果に外ならずと謂ふべし、而して此發達の徑路及其の遲速は一には其土地の情況により、二には其人民の性質により、三には外よりの影響感化の有無によりて、一樣ならず、頗る異同あるを免れざる也。

經濟狀態、特に生産の有様は、天然の情況風土氣候の如何によりて相違し、又社會の秩序邑居的生活と遷徙的生活との差異の如きは、もと經濟狀態の相違に基因するといふことを、新井白石など

も述べ居れり。

大抵國處ニ晝夜平線寒暑中和之地ニ者其民多良善、地肥美宜ニ五穀桑麻ニ民務ニ稼穡ニ力作爲レ生、邑居相保親、父子嚴、君臣固ニ信義禮讓ニ以自固、亦自然之勢也、如ニ韃靼蒙古ニ其地偏北、境域廣漠、五穀不レ生、不レ得レ不レ射獵奔走遂ニ畜牧ニ而遷徙、斯以爲レ生、則其忽聚其忽散如ニ野獸菴禽ニ然、宜矣信義禮讓無レ所用焉

【日東行程考】 新井白石

【日本經濟史の研究】(1905)

最初國內各地互に殆ど孤立の有様なりしもの、國土統一の進むに従ひ、道路開通し、交通の便漸く増進し、人民の往來及移住容易となり、而して斯くして開かれたる道路に従ひて、漸く遼遠の地に至るまで、拓殖開墾のこと盛に行はるゝに到りしことは、容易に窺はるべし。

但し拓殖移住の進歩は固より頗る遅々たるを免れず、其の最も都合好き場合にても、道路は頗る險惡、且土着に先立ちて、通常其方面の土民を掃蕩し、若くは降伏せしめ、所謂荒夫琉神を討平するを要したるべければなり。

東國の開墾の如きは、定めて崇神天皇、景行天皇の御世の頃より漸く盛になりしならん。

韓半島の服屬來貢は特に重大なる結果を生せり、即ち日本と大陸との關係は、是れより一層親密を致し、支那の文物は先づ主として韓の媒介によりて輸入せられ、國人特に上流貴族の好尚發達し、生活の程度上進し、且つ韓地よりの續々歸化來住するものあり、應神天皇の御世に、秦漢二氏

が各其部衆を率ゐて百濟より歸化したる事は、團體移住の最も顯著なるもの也、秦氏の祖弓目君は百二十餘縣の民を率ゐて歸化し、其部衆の子孫雄畧天皇の時に九十二部一萬八千六百餘人ありしと云ひ、又倭漢直の祖阿知使主は其子部加使主と共に七姓十七縣の民を率ゐて歸化し、大和國高市郡に居り、後には同郡に此歸化人の種族住民の大部分を占むるに至れりといふ、爲めに人口頗る増加したるのみならず、學藝由て起り、新なる産業發達し、大に國富の増進をなせり。

「日本紀」の神代の卷の一書に曰くとして、

素盞鳴尊曰韓鄒之島是有金銀若使吾兒所御之國不有浮寶者未足佳也云々

と云ふ小文あり、茲に浮寶といふは、船のことなる事は本居宣長が「古事記傳」卷五鳥之石楠船神の條にいへるが如し、韓鄒之島といふは勿論、韓半島の事を指したるものなり、即ち此傳説は韓國は早くより金銀等の珍寶に富める國として、我邦人に知られ、而して此等の珍寶を得んが爲めに船に乗りて、我邦より彼の地に往來する事は、余程早くより始まり居れるものなるを思はしむ。

上古の時代に於て、韓國が金銀に富める國として、我邦人に知られ、又實際當時我邦は彼地より金銀を得たといふことは、右の外「日本紀」の中に所々に其徵證となるべき記事あり、

金銀のみならず鐵をも、彼地より輸入したることは、同じく「日本紀」の中「神功皇后紀」に見ゆ、又支那の歴史の書物即ち「三國志」の「東夷傳」に記述しあり、

それから絹の類をも輸入したること「日本紀」の中に其徵證あり。

右の如き事實を、我が古代の歴史の書物及支那の古史の記事に據りて考定することを得、而して之によりて早き時代の經濟狀態は、大體に於て、自給自足の狀態なるを思はしむるも、海外より貨物を輸入するといふことは、上古の世より既に行はれ

居り、少くも當時の貴族上流の人々は、此等舶來の貨物をも使用して、其欲望を満足せしめたりとの結論を得べし。(日本經濟史の研究、文學博士内田銀藏著『The History of Japanese Economic History』日本經濟史研究の材料に就て) 拔萃)

初めは大倭國に根據を定め、年を逐ひて一方は多少東の方伊賀の方面に進み、他方は河内(往古和泉は河内の内に屬したり)、攝津より、更に淡路などにも移り住み、次第に拓殖の功を遂げ、それより一方は吉備即ち山陽道の方面に、一方は丹波の方に、又他の方面は越國即ち北陸地方並に、東國にも次第に勢力を及ぼして、土地を開きたることと思はる。(日本經濟史の研究) The History of Japanese Economic History.

斯くて世を逐うて人口次第に増殖するや、其結果として從來存在せるムラの戸口の増殖、並にも舊村の區域に包括せられし地内、若しくは其近傍に於て、それより分離し獨立せる新村の發達を來したるのみならず、又多くの場合に於て移住拓殖の現象を生じたるなり。

蓋しその初めに當りては、國中に存在せる聚落即ちムラの數は尙至て僅かにして、而して各ムラの戸口はまた概して甚だ少かりしに相違なし。

當時既に人民の團集群居せる所をば最も普通にムラと稱し居り、又漢字にては村と書すること、頗る普通に行はれ居りしなり。

ムラはムレと云ふ語と同じく、もと群集の義なり。

「日本紀」には村と書したる例の外に、邑と書しムラと訓むべきもの頗る多し。

「古事記」に熊野村(紀伊)河内之美努村、筑紫國之伊斗村、木幡村、河内之古市高屋村など見ゆ。又「日本紀」には紀伊國熊野之有馬村、丹波國桑田村、八代、駿豊村、輕村、磐餘村、攝津國來狹狹村、山背國內村、備見村、伊勢國藤形村、倭國淳

村の位置

上郡山村、石川百濟村、石川大伴村、下百濟阿田村、甘羅村、沃田村などあり。
「日本紀」に名草邑、菟田、穿邑、磯城邑、高尾張邑(葛城邑)、忍坂邑、鷺邑、餘余邑、來目邑、猛田邑、倭笠縫邑、近江國吾名邑などあり。

今日最も地味膏腴と稱せられ、開墾よく行届き、人口最も稠密なる沖積層の低地は、其卑濕なるの故に、未だ人の住居に適せず、當時の人民は好んで此低地に臨める丘陵の端などに住めるならん。

大和地方の如きも飛鳥川其他の河流の水董は、今日より一層多かりしなるべく、其の所謂平坦部は大分沼澤等の占めたる所なりしならん。

磯城及飛鳥の地の如きは、歴代天皇の多く都し給ひ、比較的村里の存在したりし所の如くなるが、此の地は何れも中央なる平坦部を圍繞せる高地の端にあり。

村の形態は種々ありしなるべく、農業人民として道路に沿ひ延長して發達し、所謂街道村 *strassen-dorf* を形成せるものあるべく、漁業人民の住所即ち漁村も、河海若くは湖沼の濱に沿ひて、自然に發達せるもあるべし、その生業の性質と其の土地の自然の形勢とに従ひて、自ら散居式の形態をなし、所謂一軒家或は三軒家などいふ單獨占居もありしならん、聚落といふとも、實は多少相隔りて散在せるもあるべく、又或る豪族即ち首長の居室を中心とし之を圍繞して、割合に密集せる場合も起りたる筈なり。

屯倉、田莊等の建てられたる所にありては、其屯倉若くは庄家は、自ら集團の中心點となりたるべし。

村の氏神の社は、もと村の近傍なる幽邃森嚴なる林野等に於て、多く建てられたるものなるべければ、住所發展の中心點とはならざりしなり。

屯倉は御宅ミヤケ即ち官舎の義にして、朝廷御料の田、即ち屯田より收納する穀物を貯藏する倉庫をいひ、それよりして兼れて其穀物の出る土地、即ち御料地をも意味したり、されば屯倉の在所には即ち御料地のありしなり。

田莊は後代の莊園と大體其性質を同じくせるものならん、其の起原は豪族等膏腴なる未墾の原野を點定して之を占有し、其所屬の人民を役して之を開墾せしめしに、基くもの多きことなるべし、去れば此二者の増加は、即ち土地の拓殖、耕作段別の増加を意味するものといふを得べし。(『日本經濟史の研究』(三) 1913)

上古の村の原始的形態に就ては、古史に殆ど何等の微證資料なしと、内田銀藏博士の記する所の如くならば、上述の村の形態は今日の村より推して述べたるに過ぎずと謂ふべし。

村には在來の土人の既に多少團集して住居せる所に、天孫人種族來りて二者の合同融合せるよりして、發展せるものあるべし、或は異なりたる氏族の人は、其初め相接近せる地に於て、各々獨立に小村を作りし處、漸く年緒を経て双方合併せるもあるべく、或は氏若くは部の首長が、其族人若くは部民を率ゐて、開墾をなして新たに村を建て、村人は其首長及其後繼者を村の首(オビト)と仰ぎ之に服事し、共同一致して部の祖神を祭りて、團結を堅めたるもあるべし、その内部の組織は、必らずしも悉く一樣に非らざりしなるべしと雖も、今日の村とは異なりて、其居所の關係に主因するにあらず、事實に於て血族團體より發生せるもの、否らざるもの、少くとも血族團結を以て模範

とせる同一部民の團體より生じたるもの、普通なりしなるべし。

内田文學博士（日本經濟史の研究 pp. 100, 101）によれば「隋書」及「北史」の「倭國傳」に、

八十戸過ニ一伊尼翼（翼恐らくは冀の誤）如ニ今里長也、十伊尼翼屬ニ一伊尼

とあり、伊尼翼は蓋し稻置のことなるべし、此れによれば我國の上古の邑里團結は一般に凡そ八十戸より成り、稻置を以てその首長となしたるものにして、其制度は既に頗る劃一のものなりしが如く考へらるべし、然れども數の多きを云ふため八、八十又は八百など稱するは、我國古俗にて極めて普通なりしなれば、されば此八十戸一伊尼翼に屬すと云ふは單に數多の戸が一稻置に屬したりと云ふことに過ぎざりしなるべし。

蓋し上古のムラは、自然の發達のまゝの結果として其戸數は場合によりて甚だ多かりしことあり又極めて少かりしこともありて、大化以後中古の里（後に郷と改む）の如く一定の戸數より成るものには非ずと思はるゝなり。』

村の範圍

村の範圍の大小廣狹は一樣なることなかりしなるべし、或る場合には殆ど後世の郡にも當る程の廣き區域を汎稱したるに非ずやと思はるゝもあり、又他の場合には單に或る同族團體、若しくは同一部民の占居より發達せる聚落其ものを、指したるが如きもありしなり。

今日村と云ふ語は、單に人家の集合せる所を指すのみならず、また之に屬する近傍の土地をも包括し、一の地域團體なり、自然に發達せる一の住所 *Wohnplatz* を指すのみに限らずして、多くの場合には幾多の住所を包括し、又ある場合には一の住所を分割して設けたる法制上の區劃たるなり。

國內には當時たゞ村あるのみ、固より市は既に所々に開かれたりしも、僅に樹蔭に品物を置き、需要者を待つといふ位に過ぎず、去れど、例へば、難波の地の如き、西國より大和に到る交通

上最も重要な津頭にして、仁徳天皇此所に都し、此所より河内の丹比邑に直通する道路を修め給ひ、其の後も此所に蕃客（「姓氏錄」序に大漢三韓之族謂之諸蕃）のための客館などありしことなれば、夙に多少市町の性質を帯び居たりしものと、解して可なるべし。

人民生活の方法は、其の現に占居せる國土天然の状況によること、固より多く、他の一方には民族本來の風習、其觸接せる他民族の慣習、其他種々なる歴史的、社會的、經濟的因由に基くこと少なからず、我邦人は其の初め、主として狩獵漁撈をなしたる時代もありしなるべしとはいへ、又天然の形勢適當なる所に、最も簡單なる方法にて、田作りて稻を植ゑたるものなるべし。

陸田は早くより全くなかりしに非らざりしも、其發達は水田よりも遅れしが如し。

陸田は早く開け其發達水田より遅

農業の發達進步の趨勢

「諸國の百姓陸田の利を知らず」といひ、麥粟等の栽培を獎勵せり、元正天皇靈龜元年十月の詔。日本の土五穀に宜しきも麥少なし「宋史」日本傳に見ゆ。

佐藤信淵（「農政本論」初編上）曰く、大國主神の時代は實に國土の草造にて、人民尙少く諸事大簡にして、田地開發等の仕方未だ精しからず、故に大抵人力を以て墾したるは少く、唯自然窪漬なる沼田、湖田等、深田のみ多かりしならん、其後瓊々杵尊降臨し給ひたる頃に及んで人民も益蕃息し、漸く農事に串練して、土地高隆なる處にも、地勢を考へ河水を引揚げて水田となせし趣、その實徴となすべきは、皇孫降臨の時に弘め給ふ稻種ありて、齊庭の種とも笠縫種とも稱せり、今日日向種と呼ぶ或は大西國小西國などと稱する者は也、所謂日向種の稻は、肥良の眞土なる高田に植る時は、皆能く豐熟すれども、淳溜の泥深き下田に作るときは、繁榮する能はず、以て證すべし（中略）、皇孫降臨の後ば、人民を養ふに足らざるが故に、漸々陸地に水を揚げて、水田を開くことの始まれるなりと。

稻はもと南地より傳播し移植せられたるものなるべきことは、固より疑を容れず、蓋し専ら肉を食ひ狩獵を業とするは、寧ろ寒地に適する生活式にして、水田を耕し稻米を常食とするは、暖國の生活式なりとす、支那上古の農業は専ら陸田の耕作を主としたるものにして、而して古代支那人が以て五穀の長としたるものは、稻にあらずして、實に稷なりき、支那の農業發達の趣、我國のそれと頗る異なる所あるを見るべきなり。

支那の文化はもと源を西北に發し、其上古夙に開明に赴きたる地方は、地勢及氣候概ね稻よりも寧ろ黍稷等に適したるなり。

龜田鵬齋著「黍稷稻梁辨」参照すべし。

耕作の方法は『上古農業の法得て考ふべからずと云へども、中古の如く稻種を苗代に浸し萌生の後、移植せしには非るべし、素盞鳴尊天田に重播す、これを天罪とす、蓋し農を害するを以てなり、按に上古は今所謂摘田にして、水田の水を去り、耕墾して稻種を播種し、生じて後に水を淺く入れしなるべし、故に天罪のうち槌放をも、殊に田の害とせしものなり、摘田は方今猶これを行ふ土地あり。』

(權原芳野氏の説「國史案」卷一第二百七十六頁)

稻 Oryza Sativa 穀の中に、晚く熟するが故に、祝詞に之を奥津御年といふ。

農業に關する罪を天津罪といふ、昨放、溝埋、槌放、是れなり。

山田を作るに、山の高くて水のかゝり難き故に、地下より樋を通して取るなり（古事記傳）とあり、田にはくぼ田（地が低くて水多き田）あげ田（地高くてよく燥く田）（神代紀記）などあり、斯かる田は馬耕をなし、鋤もて田打をなし、手肱（たなひぢ）にて水沫（ミナツ）かき垂り、向股（ムカモ）に泥かきよせて作りたるものなり、農具として樋を用ゐたるは前述の如くなるが、鋤は田打に用ゐる、本鏝（コヅク）（許久波）は畑に用ゐたり、又加那須岐（金鍬）布具志（鍬）あり、又犁（からすき）あり、須岐は手もて耕すもの、犁は牛の力を用ゐて耕すものにして、蓋し外國よりの輸入に係る。

「古事記」仁徳天皇の御歌に許久波あり、本鏝の義なり、雄略天皇の御歌に加那須岐あり、金鍬なり、萬葉集同天皇の御歌布具志あり、布具志は鍬なり（國史案卷一、三百十一頁）

犁等の圖に就ては沼田鳳輔氏「日本農業小史」を見るべし。

插秧に際しては田歌を唱ひ立騒ぐは神代よりの古事なるが如し。

たらちし吉備の鐵、さ鋤もち田打つなす手拍て子等、あれはた舞はむ

播摩風土記

支那の古史には我邦もと虎、豹、羊、鵲なきのみならず、牛馬も亦これなかりしといふ、牛馬はもと我邦固有の産に非ずとするも、其傳來は頗る古きこととすべし、我が古傳記には牛馬のこと屢々見え居ればなり。

素盞鳴尊は天兜駒ソノチコマを放ちて、天照大神の御田を害したりと云ひ、八千茅神（大己貴命）は馬に乗りて出雲より倭國に往かん

としたりることを傳へ、

「古語拾遺」には神代に營田の日、牛の穴を以て田人に食はしめたる爲め、神の怒に觸れたりと云ふ。大己貴命は人民及畜産のために療病の方を定めたりと傳ふ。(「日本經濟史の研究」p. 732—733)

家禽としては鶏は之を食することを避けたり、鶇は漁用とせり、祈年祭に御正神に献る白鷄なども、生贄としてにあらず、時を告げる料として備へ奉れるものなり。

肉類は家畜即ち、「げもの」の肉を食ふを忌むを例とし、「けだもの」即ち、野獸の肉は、之を食用に供せり、鳥類中鴨は食用にしたること明かにして、雉、味臈、雲雀、雁、鳩、鶇なども食用にしたるものの如し。

蠶は「古事記」に記録を存するもの一箇所あり、普ねく行はれたるやは疑はし。

(Chamberlain, Records of Ancient Matters, Introductions. XXXII.)

而して其初めは重にも韓國よりの歸化人が多く蠶を飼育したるものの如し。

古事記仁徳天皇の卷に、山城國の筒木即ち綴喜の地に住せる韓人、奴理能美は、奇異なる蟲を飼育して居つた、其の蟲は一度は匍蟲となり、一度は殼となり、一度は飛鳥となりて、三色に變る奇き蟲である、といふことが見えて居ります、この韓人奴理能美といふのは「姓氏錄」に應神天皇の御世、百濟國から歸化したとある、奴理能美のことであつて、其の飼養して居つた奇異なる蟲といふのは、即ち蠶である云々。(「日本經濟史の研究」p. 505)

土地制度に就ては未だ信憑すべき充分の材料なし、況んや耕作制度に關するものをや、然れども

其初めは（大化以前）耕地共有制によれるものの如し、但し之は所謂廣義の共有制度の行はれたるべきを想像することなり、蓋し當時人口少なく個人性の發達固より著しからず、土地に對する純平たる權利の要求なく、幼稚農耕にして、而かも移動農業の行はれたる、或は大家族共產制の跡ある時代に於て、而かも此の如き血族的關係が特殊の意義を有せる時代に於ては、耕地共有制度の存在を想像する難きにあらざればなり。（舊加賀藩地割制度」二、農學士柄内禮次氏）

内田文學博士曰く、

『上古の社會組織は氏族の制を以て本となす、而して聚落はもと大抵血族團集若くは之を模範とせる部の團集より發達したるもの如し、多くの場合に於て村は或る氏族が其の地に居を占め、族長の指揮の下に族人協力して地を開きしより起れるなり、村人は通常同一の氏族若くは同一の部に屬し、同祖の觀念の下に結合し、社を建て、其祖神を祀り、其族長若くは部長に服従し、團結極めて堅く、最も共同一致の念に富みしもの如し、されば、其の田はもと族若くは部に屬するものと考えられ、族長若くは部長之を其族人若くは部民の各戸に適宜配當し、之を耕作せしめたることならん、上古の社會組織の下に於て、田がもと未だ族若くは部を構成する各戸の各別所有たらず、族若くは部に屬する共產たり、而して族長若くは部長により、之に屬する各戸に定期班給せられたるべきことは、事理に於て最も有り得べきことなりといふべし。』

然り而してかく族若くは部の團結内に於て班田行はるゝ場合には、之に屬する各戸の口數に比例して田を給すること、最も單純にして且つ自然なりとす、思ふに上古の世、各地聚落内の土地制度は、凡そ此の如きものなりしなるべく、而してかゝる習俗が中古班田制度の基礎となりし』ものなり。(『日本經濟史の研究』p170-171)

II 上古時代 (A. D. 645—930)

上古大和民族は其來住に際し、凡ての血族團體が集つて大氏と稱する一大單位をなし、血族關係の頗る近邇せるより小氏と稱する幾多の小單位を形成せる所謂家屬共産團體なり。

既に家屬共産團體なり、凡て土地は大氏が團體として占有する所たり、而して其生活維持の計をなすものは、氏の事業にして、決して戸の爲すべき所にあらず、又固より各氏人のなすべき所にあらず、大氏小氏の氏の上は各其絶對的權力を以て、大氏小氏に臨み、小氏亦等しく戸に臨みたり、即ち家長は絶對的家長權を以て、其家屬共産團體に屬する全員をして、共同に土地を使用收益せしめたり、是れ即ち土地の共同所有共同使用なりといふべし、詳しく云へば、當時未だ土地の特殊所有權なく、現存せる土地の或部分の分前を占有し、之を使用収益せるなり。

大氏小氏の上は、各大氏小氏に對して、絶對的權力を有するものなれども、小氏は固より大氏の下に立つものにして、而して小氏は戸より成り、凡ての經濟的行爲は小氏の内にて共同的に行はれ、生活維持の計をなすは氏の事業として、決して戸の事にあらず、又固より各個人の事にあらずとすれば、大氏は法律上の單位にして氏は經濟單位なり。

然り而して、一方當時「姓の制」ありて凡ての官職は一定の氏が位の高下に從つて世襲的に掌る

「農天下
之大本也
民所恃
以生一也」

所にして、氏の上は氏の上たる資格に於て、同時に官吏として、株（一族の長）即ち氏の代表者として其職務を行へり、即ち政治上の職業は任意に一個人をして之に當らしめず、一定の官職に就くべき権利を有する一定の氏をして當らしめたるなり、然れば氏は正しく政治上の單位なり。

水田陸田ともに稻を植付けたれども、陸田を耕すことは始めより存せるにあらず、後世の天皇（天正天皇靈龜元年 A. D. 715 の詔）にして、諸國の唯水田の稻を耕作して陸田の利を知らざる故に、陸田を耕して麥黍を種ゆることを勧め給へるに知るべし、是れ一には水旱に餘穀なきを憂ひ給ふに出でたり。

日本書記崇神天皇の條に「農は天下の大本なり、民の恃んで以て生くる所なり、今河内狭山埴田水少し、是を以て其國百姓農事を忘る、其れ多く池溝を開きて以て民業を寛めよ」

とあり、我國古來瑞穂の國と稱し、或は穴居時代（既に出づ）に於て漁撈狩獵と同時に幼稚農耕若くは移動農耕を營みし時代に、米穀の産出ありて、之を常食とせると如斯は、當時既に農業を以て國家存立の基礎とするの思想ありしや知るべく、爾來歷代農事の發達を以て最大要務となし、或は池溝を開きて灌漑に便にし、或は拓植移住の策を立て發達を促す等、農政に力を須ひ給ひたること決して少しとせず、上古より中世、中世より近世に至るまで農は事實上國家の根本にして、王政の要、生民の基、農を中心としての政策上に築かれたる政治經濟に外ならざりしなり。

當時は畑の字が「火」田の二字より成るにてヤキハタ最も行はれたるを知るべしと、云ふものあれども果して然りしや未だ知るべからず、陸田には粟稗麥及豆を作り、灌溉の設備をなさず、唯自然濕潤なる地を相して用ゐたり、乾畑に水を導きたる人工的灌溉は仁徳天皇の世に史に見ゆ、是れ A.D. 326 年なり。

天皇の大
氏以外の
小氏と漁
獵

田作法

天皇の大氏以外の小氏は、凡て殆んど漁獵と農業のみを営めり、而して凡ての水田及陸田は氏人によりて共同に耕され、其收穫物は各氏人の間に分配せられたるものゝ如し。

今此（原始）時代の耕作を窺ふに、山田をつくるに、山の高くて水のかゝり難き故に、地下より樋を通はし取るなり（古事記傳）とあり、農具として樋を用ゐたるは明かなり、尙次の農事に關する歌謠の中にある如く、鋤は田打ちに用ゐ、木鑿は畑に用ゐたり。

足引の山田をつくり、山高み下樋を走せ

允恭 記紀

田にはくぼ田（地が低くて水の多き田）あげ田（地高くしてよく燥く田）（神代記紀）あれば、天^{アツ}狭田^{イサナダ}、長田^{ナガ}又は天安田^{ヤス}、天平田^{ヒラ}、天邑^{ムラアワセ}并田^{ウラ}、天機^{クヒ}田、天川^{クナト}依田、天口^{クナト}銳田（神代記）などあり。

斯かる田は馬耕をなし、鋤もて田打をなし、手^{タナヒテ}腕^ミに水沫^{ミナワ}かき垂り、向^{ムカモ}股^コに泥かきよせて作りたるものなり。

ナツキ
藤附の田の稻 幹に這ひとほろふ 薺^{トコカブラ}

景 行 記

大君は神にしませば、赤駒の腹はふ田ぬを都と爲しつ

萬葉集十九大伴御行

たらちし吉備の鐵アハネ、さ鐵もち田打つなす手拍て子等、あればた舞はむ

播摩風土記

然れば插秧に際して田歌を唱ひ立騒ぐは神代よりの古事なるが如し。

五穀は米は貴賤を通じて主要なる食料たり、其他粟、小豆、麥、大豆、稗を作りたるが、就中、

粟は陸種之首として殊に多くつくれり、粟田豆田アハフ、アハフといふ語も神代紀に見ゆ。

食 物
五 穀

みつくし久米の子等が粟生アハフには、か菫ニラヒトモト一莖

神 武 記 紀

をち方の粟野の雉もよもさす

皇 極 紀

先づ皇軍大倭國に入坐てより、此彼あまたの敵等を平げ給ふには、年をも経たるべければ、その間許多の御軍士等穀をつくらすてはえあるべかられば、久米部の人々粟をも佃りたりけむ……さて穀の中に粟生をしもよみたまへることは、凡て古へは粟を殊に多くつくれることにて、この物の事を多く言へり

古 事 記 傳

新粟初嘗は「わせのにひなめ」と訓み當時粟は穀類の通稱と見るべし。

米の炊き方は多く甑にて蒸したるものにして、これを飯といひ、後の強飯なり、今の如く水と共に煮たるものは廣く之を粥と呼びたり。

植物には菘あをな、蒜ひる、薑はしがみ、藻、菫にら、蘘葛とこかつら、橘、粟、蓴、大根、水葱、芹ありて、副食物として蔬菜、藻類、果實ありたるを知るべし。

山縣に蒔ける菘菜も吉備人と共にし摘めば樂しくもあるか

仁 德 記

籠もよみ籠もち、ふぐしもよみふぐしもち、この岳に菜摘ます兒

萬葉一

いざ子ども、野蒜摘みに我が行く道の

應神記紀

みつくし久米の子等が垣もとに植ふし藪は疼く

神武記紀

空蟬の命を惜み浪にぬれ、伊良盧の島の玉藻刈り食す

萬葉一

摩附田の田の稻幹に這ひもとほろふ薺 葛

景行記

香ぐばし花橘は、上枝は鳥居枯らし、下枝は人とり枯らし、三粟の中つ枝のほつり赤ら少女を

應神記紀

水たまる依網の池の櫻杖打ち、菱殻のさしける知らに、蕨くり延へける知らに

應神記紀

つきねふ山代女の木鏝もちうちし大根、根白の白腕

仁徳記紀

つきねふ山代女の木鏝もちうちし大根さわ／＼に

仁徳記

引田の若栗栖原若く間にゐれてましもの、老いにけるかも

雄略記

水葱の下芹のもの、我は苦しむ

天智記

以上の植物は日常の食物にして、作物となれるものの如くなるが、食用に供せざる植物は、松、樫(かし)、梓、樫(まゆみ)、槻(つき)、榎(すぎ)、桑、榛(はり)、柀(いちさかき)、楓(そば)、烏草樹(さしぶ)、櫻、椿、山吹、花蓮、茜(あかね)、紫草(むらさき)、薄、菅、眞菰(まこも)、竹、小竹(ささ)、篠(しの)、玉葛(かつら)、實葛(さなかつら)、ぬば玉(射干からすあふぎの實)等あり、尚蒲の花を疵の薬用に供したる例神代記にあり。

魚貝類は鯨(之は魚類にはあらざれども、便宜のため茲に掲ぐ)、蟹、鮑、鱸、年魚、鰹、白

蛤(うむぎ)、蝦蟇あり、食用に供せり、而して其捕り方は釣りをなし、大繩を沖の方に引き張つて釣ることもあり、喉を狙つて衝いて捕ることあり、網をおろし又手を用ゐ、築(やな)を作り、鵜を使ひたり。

宇陀の高城に鴨羅張る

我が待つや鴨は障らす

いすくばし鯨さやる、こなみがな乞はさば、立楓梭の實のなげくをこきし聾ふれ、うはなりがな乞ささば、椀實のおほげく

をこきだひふれ

この蟹やいづくの蟹

百傳ふ角鹿の蟹

夏草のあひれの濱の蠍貝に足踏ますな、あかして通れ

清瀬の波折を見れば、遊び来る鮪か鱈でに妻立てり見ゆ

み吉野の吉野の年魚

年魚こそは邊島も吉き

火遠理命が兄火照命(海幸彦として鱈廣物鱈狭物を取りたる)より釣を借りて魚を釣りたることあり

桃繩の手尋繩打ち延べ釣らせる海人が、大口の尾裂(小鱈)鱸さわく、にひきよせあげて

大魚よし鮪衝く海人よ

大魚の鰹衝き別けて

神代記

清寧記

出雲風土記

神武記紀

應神記

允恭記

清寧記、武烈記

天智記

神話

神代記

清寧記

出雲風土記

鮓つく海人のともれる漁り火の

大伴家持の歌萬葉集十九

薦枕高瀨の淀にや、誰が嘗人ぞ鳴つき上る、潮おろし又手さしのぼる

神樂歌

我ばや飢ぬ、鳥つ鳥鶉飼が徒、今助けに来れ

神武記紀

こもりくの初瀨の川の上つ瀨に鶉を八つかづけ、下つ瀨に鶉を八つかづけ、

萬葉集十三

上つ瀨の年魚を咋はしめ、下つ瀨のあゆを咋しめ

其四 鳥類

鳥類は鴨、雉、味臈、雲雀、雁、鳩、鶉あり、此中鴨を食用したことは最も明かにして、其他のものも食用にしたるものなるべし。

ものも食用にしたるものなるべし。

宇陀の高城に鳴鶉張る

神武記紀

さ野つ鳥雉はとよむ

神代記、繼體記、萬葉集十三

あち(味臈)むらの騒ぎは行けど

萬葉集四、齊明帝御製

雲雀は天にかける

仁徳記

そらみつ日本の國に雁子産む

仁徳記紀

羽狭の山の鳩の下泣きに泣く

允恭記紀

鶉鳥領巾とりかけて……庭雀うすすまり居て

雄略記

家禽は之を食するを避く

千鳥、鶉鳥(魚狗)、鶉、雉、鶉鶉、鶉、鶉鶉、鴛鴦、鷗、呼子鳥、斑鳩、鶉、霍公鳥等は、

食料に供したるにあらざるが如し、特に鶉の如き家禽は之を食することを避けたり、祈年祭に御正

神に獻ぐる白鷄なども、生贄としてにあらす、時を告げる料として備へ奉れるものなり。

鳥を捕ふる法は網による外、網をも用ゐ、鴨の如きは衝き上げて捕へたり、又罟をつかつて網にて捕へたり。

天さがる夷つ女のい渡らす瀬と石川片淵、片淵に網張り亘し、目ろなしによしなり來れ

神代記

花桶を上枝ホツエに鶇エチ引きかけ、中つ枝に斑鳩シヅエかけ、下枝シヅエに鶇エチをかけ、しが母を取らぐを知らに、

しが父をとらくを知らに、いそばひなるよ、斑鳩シヅエと鶇エチと 萬葉十三作者不詳壬申亂以前の歌

其五
肉類

肉類は家畜即ち「げもの」の肉を食ふことは之も忌むを例とし、「げだもの」即ち野獸の肉は之を食用に供せり、野獸を獵することは早くより發達し居り、さつ矢さつ弓を以て射殺したるものなり、主として食用に供せるが、毛皮を剥きて敷物などにもなせり。

此等の食物は或は生のまゝ或は煮焼して用ゐたるが、その火は鑽キり火なり、即ち固き物を摩擦して發火せしめたるものなり、檜ヒノ（火の木）の板に孔を穿ちて、錐の柄の如き木にて、之を軋り揉みて、火を發せしむるは、今日伊勢神宮出雲大社等にて行ふが、原始時代の遺風なり、又燧石を以て金屬を打つて火を出したり。

火遠命ヒトホシノミコト（山幸彦として毛氈物毛柔物を取りたる）が、兄火照命に弓箭を借したり 神話

男之弭調オノミナシ（ウ）はすのみつき 崇神記

倭のをむらの岳にし伏すと誰かこの事大前に申す、大君はそこを聞かして、玉繩マキの胡床マキ（あぐら）に立たし、倭文繩シヅマキの胡床マキに立たし、しゝ待つとわがいませば、さ猪待つとわが立たせば 雄略記紀

安見し、我が大君のあまはし、しゝの病み猪のうたきかしこみ、わが逃げ登りしあり丘の榛の木の花

雄略記 紀

射ゆしゝをつなぐ河邊の若草の

齊明記

大校詞に生剥逆剥を天つ罪となせるは、やがて死せる歌の皮を剥くこと許されたるを示せるものと解すべし。

海布の莖カハラを燧カマ白モに、海蓐モモを燧杵カマに作りたること、神代記にあり。

倭建命は「以其火打打出火しせり

景行記

其五
調味料
飲料
酒
果實
酒

調味料としては鹽、飴あり、但し後世の飴と同じきかは詳かならず、飲料としては酒ありたり、材料には米を用ゐたるが果實よりも釀酒せるが如し、而して上下貴賤を問はず飲み樂しみたり、釀造法は、米を口にて嚼みて、酒槽に吐き入れ、その自然に醱酵するを待ちたるものなり、又飯を水に漬して臼にて舂きたゞらして釀せり、但し此れは醴酒にして、一夜酒に限れる法なるか知るべからず、夫の幾度も折返して釀せる精酒は之を八鹽折の酒と指稱せるなり。

枯野を鹽に焼き（仁徳記、應神紀に枯野といふ船の朽ちたるを薪として鹽を焼きたる時の歌）

網の浦アヅヲトメの海處アヅヲトメ女メらが焼く鹽の、食ヒひぞやくる我が下心タガネ

神武紀に天皇が丹生川上にて神に祈りて水無しに飴タガネを造られたること見ゆ

味酒ウマみわ（崇神紀、萬葉一の井戸主の歌等）豊御酒（雄略記、神代記の八十矛神の後の歌等）

この御酒は我が御酒ならず、日本なす大物主の釀みし御酒、いくひさし 崇神紀

この御酒は我御酒ならず、くしの神常世にいます、石立イハたす少名御神スナナの神壽ホキはぎくるほし、

豊壽トヨシほぎもとほし獻マツり來し御酒ぞ、あさず飲チせささ

仲哀記、神功記

八鹽折酒

須々許理(人名)が醸みし御酒にわれ酔ひにけり、事^{コト}和酒^{ワシユ}咲酒^{シメシ}にわれ酔ひにけり 應神記

新酒^{アラサカ}の神の御酒をたげくと、言^{コト}はかもよ我が酔ひにけむ

常陸風土記

新^{ニヒナリ}蠶^{ツカ}の十握^{アサラケ}の稻^{アサラケ}の穂、淺^{アサラケ}甕^{アサラケ}に醸める大御酒を、うまらになやらふるかね

顯宗祀の新室壽詞

素尊が脚^{タラシ}摩^マ手^テ摩^マ神^{カミ}に教^シへて「汝^ニ可^カ以^ヒ衆^{シユ}業^ノ醸^ル酒^ヲ八^ツ甕^ニ」と宣^イはれたること神代紀一書にありといふ。

この御酒を醸みけむ人は、その鼓^ツ白^ヒに立^タて、歌^{ウタ}ひつゝ醸^カみけれかも、舞^{マシ}ひつゝ醸^カみけれかも、
この御酒の御酒のあやにうただぬしよと
仲哀記、神功紀

衣服の料としては絹^{アシキス}繩^ヒを用^ヒふことは稀^メにして、多くは布^ヌ類^ノを用^ヒたり、その他^{ヨソ}眞^{マコト}麻^マより製^{ツク}せる苧^{カラムシ}布^フあり、之^ノは下^{シタ}のもの多^クく用^ヒたるものなり、其^ノ原料^ノは麻^マ及^ツ穀^コ(楮^コ)にして、最^モも古^コく栽^ウ植^ケせられたり。

天^{アマ}富^{トヨ}命^{ノミ}が天^{アマ}日^ヒ鷲^{シユ}神^{カミ}の子^コ孫^{ムコ}を率^ヒあて、阿^ア波^ハ國^{クニ}に麻^マ穀^コを植^ウゑ、更^ニに安^{ヤス}房^フ國^{クニ}、總^{ソウ}國^{クニ}にも麻^マ穀^コの種^{タネ}を播^ウきて織^{オリ}業^ノを起^ヒしたり。

古語拾遺

機織^{オリ}の事は早^{ハヤ}くより行^ユはれたるものなるが、漸^シ次^ジ發^{ハツ}達^ツして崇^{タカ}神^{カミ}紀^キには男^{オトコ}の弼^{セツ}調^{テウ}に對^シして「女^メの手^テ末^{スエ}調^{テウ}」の語^{コト}あり、朝^{アサ}鮮^{セン}支^シ那^ナとの交^{カウ}通^{ツウ}によりて製^{ツク}作品^ノの入^イ貢^{クワン}、技^テ術^{ジュツ}者^ノの來^キ朝^{アサ}頻^{ヒン}繁^{ハン}となり、養^ウ蠶^サ機^キ織^シの術^{ジュツ}の進^{シン}歩^ポと共に漸^シく絹^{キヌ}を重^{オモ}んずるに至^イり、(雄^{オス}略^{リョク}天^{テン}皇^{スミ}の頃^{トキ})綾^{アヤ}錦^{キン}等^ノの織^{オリ}法^{ホウ}をも出^デせり。
蠶^サも古^コより在^アりたるが如^{ごと}く、特^{トク}に仁^ニ德^{トク}雄^{オス}略^{リョク}二^ニ天^{テン}皇^{スミ}の如^{ごと}きは大^{オホ}に養^ウ蠶^サを奨^ウ勵^リせられたり。

天^{アマ}照^{テウ}大^{ダイ}神^{カミ}が齊^{サイ}服^{フク}殿^{テン}にて神^{カミ}衣^イを織^{オリ}らしめたり。

古事記、日本紀

天^{アマ}岩^{イワ}間^マ隱^{イン}の時^{トキ}に長^{ナガ}白^{ハク}羽^ウ神^{カミ}をして麻^マを植^ウゑて青^{アヲ}和^ワ幣^{ヘイ}を造^{ツク}らせ、天^{アマ}日^ヒ鷲^{シユ}神^{カミ}、津^ツ咋^サ見^ミ神^{カミ}をして穀^{カデ}の木^キ(楮^コ)を植^ウゑて白^{ハク}和^ワ幣^{ヘイ}を造^{ツク}

らせ、天羽槌神をして文布アヤを織らせ、天柵織姫神をして神衣ニギタヘを織らせたり。

古語拾遺

つねさばふ磐の姫が、おほろかにきてさぬうら桑の木、よるまじき河の隈々ころぼひ行くかも、
うら桑の木

仁徳紀

雄略天皇は少子部螺藏をして蠶を聚めしめられたり。

雄略紀、日本靈異記

神功皇后攝政五年の淡人應神天皇十四年の融通王、同二十年の倭漢直の祖、阿知使主父子、雄略天皇七年の錦部連の祖、定安那の歸化等。（我が古代文學に現れたる衣食住、文學士阪倉篤太郎、歴史と地理第三卷第二號第四號）

尚羽毛の類を着用せることあり、神代記の一書に少彥名命が鶴鷄の羽を衣とせることの記載あるは其一例なり、古事記に之を「肉剝鵝皮剝爲衣服」と記せり。

原始時代の住に就ては、その穴居せることは殆ど疑なき所にして、天石屋イハヤ、天石窟イワムロ、天石屋戸イハヤド、磐石イハト、天之石位ツラなどいふ語は記、紀、等に發見するのみならず、石巢比賣神イハス、天石門別神イハト、櫛石間イハマ門命などの神名あるにて見るべく、又土蜘蛛は即ち土隱（つちごもり）をなせる土民なり。然しなから木造建築も勿論ありたり。

下つ磐根に宮柱太しき立て、高天原に千木高しり

大殿祭祝詞

築き立つる葺室葛根ワカムロツナネ、築き立つる柱、此家長の御心の鎮シヅメなり、取擧ぐる棟梁は此家長の御心の林なり、取置ける椽椽バヘキは此家長の御心の齊トトホリなり、取置ける簾エツリは此家長の御心の平タヒラキなり、

取結ツナネへる繩葛ツナネは此家長の御壽イノチの堅カタメなり、取葺ける草葉カヤは此家長の御富アマリの餘アマリなり。顯宗紀、新室壽詞

即ち柱を地中の磐石の上に埋め立て、棟梁、桁、垂木を組み上げて、葛蔓拷繩の類にて繋ぎ固

め、茅葺にて屋根を葺き、堅魚木にて之を押へ、竈の上には烟出しの孔をも設け、又空高く千木を聳えさせ、床は高くして階をも付けたるを知るべし。

これの敷座す大宮地^{トコロ}は、底つ磐根の極み、下つ綱根は子蟲の禍なく、高天原は青雲のたなびく極み、天のちたり(屋根にある烟出しの孔ならん)飛ぶ鳥の禍無く、掘りかためたる柱、桁、梁、戸、扉^{マド}の錯ひ動き鳴る事無く、引結べる葛日^{ツナメ}の緩び、取り聳ける葦^{カヤ}の噪き無く

大殿祭祀詞

但し右の如き構造は神祇或は天皇の住居にして、日光のよくさす地に建てられ、中天に聳えたるものなり。

吾が宮は朝日の日向ふ處、夕日の日隠る處

龍田風神祭祀詞

纏向の日代の宮は朝日の日照る宮、夕日の日陰る宮……八百土よしい杵築の宮

雄略記

安見し、我が大君の隠ります、天の八十陰出で立たすみ空を見れば、萬代にかくしもがも、

推古紀

千代にもかくしもがも

一般臣民の住宅は大體に於て同じ構造なれども、甚だ低く規模も小さく、樓閣なども造らず、極めて粗末なりし。

神武天皇が伊須氣余理比賣命の家を「葦原の醜^{シメ}こき小屋」と詠まれ(神武記)又雄略天皇が堅魚木を上げて造れる志幾の大縣主の家を見給ひて、天皇の御舎に似せたるを咎められたる(雄略記)にて推知すべし。

殊に旅行のときの宿などは一層簡單なりしなり。

我がやしは假廬カリホつくらす、草無くば小松が下の草カサを茹らさね

萬葉一、舒明天皇の皇女中皇命の歌

秋の野のみ草薙り葺き宿れりし、宇治の宮所の假廬し思ほゆ

萬葉一、皇極天皇の時額田王の歌

家の周囲には垣を繞らしたり、古くは柴を編みて造ること最も普通にして、又土にて築きたる垣もありたるが如し、之は埴土をよきほどの大きさに堅めたるを、次々に許多並べ積み重ねしなりといふ。

大君の心を寛ユラみ、臣の子の八重の柴垣入り立たすあり

清 寧 記

大臣の玉ミコの柴垣、八節ヤフジマリ結しきり廻マドほし、截れむ柴垣、焼けむ柴垣

清 寧 記

臣の子の八重の柴垣下とよみ、地震ナホキか震りては破れむ柴垣

武 烈 記

諸モロに築や玉垣つき餘し、誰タにかもよらむ神の宮人

雄 略 記

又門ありて宮門は眞木(檜)にて造られたり、檜は木の中にて最良とせられ、門のみにあらず廣く建築材に用ゐられたることいふまでもなし、然るに金物をしげく打て堅固にせるものか、又は鎖トヂを鐵もてさし堅めたるものか、金門の名稱あり。

大前小前宿彌が金門陰かく寄りこね雨立ち止めむ

允恭記、安康記

更に室内の設備調度を見るに、床の上には多くは薦コモ(菰)にて造れるもの(を敷き、又は菅壘コモを用ゐ、その他皮、例へば海驢の皮、繩などを用ゐたり、(繩などは幾重も重ねて)而してその上に坐

し又は寝もし、寝るときには布帛獸皮の類を以て身を蔽ひ、枕は菰、菅などを束ね結ひたるを用ゐたり、又あや垣といひて床の周圍に帷帳を用ゐ、又立薦を用ゐたり、あや垣は綾垣又は物の形を畫きたる彩色したる文垣なるべし、立薦は莖をつぎあはせて屏風の如く造り、郊野に宿るときの防壁たり、その他室内の隔てとし、又は日光を遮るための簾あり、席障子あり、席障子は莖を用ひたるものなり、座の傍に置きて臂を掛ける脇息あり、腰を掛ける具もありたり。

葦原シゲの醜シゲけき小屋に、菅ツグ疊ツグいやさや敷ツグきて

疊ツグ菰ツグ平ツグ群ツグの山ツグの

いなむしろニゴ(寢席皮)川ニゴそひ柳ニゴ

あや垣ニゴのふはやが下に、むしぶすま柔ニゴやか下に、栲オクフスマ衾オクフスマさやぐが下に

草ニゴ枕ニゴ旅ニゴにしあれば

神武記

景行記、紀、雄略記

顯宗紀

神代記

萬葉一、舒明天皇の時の軍王及同二、齋明天皇の時の有間皇子の歌

多治比野タツヒノに寝むと知りせば、防壁タツヒノも持ちて來ましも、寝むと知りせば

履仲記

君待つとあが戀ひ居れば、我が宿の簾動かし秋の風吹く

萬葉一、天智天皇の時額田王の歌

安見しつ我が大君の、しし待つと吳床アケラに座し

雄略記

大君はそこを聞かして、玉繩アケラの胡床アケラに立たし

雄略記

倭文繩アケラの胡床アケラに立たし、しし待つとわがいませ

飲食物を盛る器は土製あり、金屬製あり、植物製あり、飯を盛り水を盛り酒を醸し酒を飲み、酒を注ぎ入れ、菜魚を煮るに用ゐたり、而して名稱には筒(淺筒、平筒、水筒)あり、これらは後世の皿

のやうに淺く平らかな器なり、盃モヒあり、甕ミカあり、平次ヒラスキあり、高次タカジ（高杯）あり、大鍋あり、匳ホヅリあり、秀罇ホヅリ（後の瓶子銚子の如く用ゐられたる）あり、嚴瓮イツン（いつへ）忌瓮イミ（いはひべ）あり、手扶テ（たぐじり）あり、缶フシ（ほとぎ）あり、皆孰れも土にて製したるものなり、金椀カナマリは金屬にて製れるもの、葉盤エフシ（平手）葉椀エフシ（窪手）は植物シヒ（推カシ、檜ヒノ、三角柏ミツノ、朴ホホ、青榕エゾリハ等）の葉を縫ひ綴りて作りたり。

此れ等の器に飲食物を盛りたるを、机シの上に載せて、神にも人にも供へたり、机は「かなぎ」（筵）即ち細き木の枝の本末を切りたるを並べ集めて、葛などにて繋ぎ合せて作りたり。

玉筥タマコには飯さへ盛り、玉盃モヒに水さへ盛り

新甕アサラケの十握稻の穂、淺甕アサラケに醸める大御酒

櫛八玉神化鷄入海底、昨出底之波過、作天八十毘良迦ヒラカ

甕ミカの上高しり、甕の腹満て並べて

嚴瓮イツン黒まし、天の甕ミカわに齊みこもりて

みなそゞぐ臣の少女秀罇取らすも、秀罇取りかたく取らせ、下堅くや堅く取らせ、秀罇取らす子

家ウチがあれば筥タマコにもる飯イヒを、草枕旅クサマクにしあれば椎シヒの葉ハに盛る

武 烈 記

顯宗記の新室壽詞

神 代 記

新年祭祝詞等

出雲國造神賀詞

雄 略 記

萬葉二、齊明天皇の時の有馬皇子の歌

天つかな木を本打切り末打斷ちて、千座チクラの置き座イハに置き足らばして

大 祓 詞

樂器ガクの中ナカにて最も重んぜられたるは和琴ワゴにして、之を彈ヒキきて神託カミタトを乞ひたり、神代記カミヨにある天詔アメノミコト

琴コトこれなり、其材料は木乃至竹を用ゐ、絃の數は七絃八絃ありて一定せざりしものゝ如し、琴の外に笛もありたり。

琴がみに來居る影媛

武烈記

枯野(船の名)を鹽に燒き、其が餘に琴に造り

仁徳記、應神紀

こもりくの泊瀬の川の流れ來る、竹のい組竹、節竹ヨ、本方へをば、琴に造り、末方へをば笛に造り

繼體紀

い隠る山の御尾の竹を、木かき薊り末押靡かすなす、八絃琴をしらべたること

清寧記の弘計王の詠言

(我が古代文學に現はれたる衣食住、文學士阪倉篤太郎、歴史と地理第三卷、第二、第四、第五號)

既に原始時代に於ける、衣食住を、述ぶるに方りて、朝鮮支那との交通によりて、農事機織の術など大に發達したるを説きたり、是れ從來史家の傳統的説明にして、何人も之を疑はず、本論亦之を記載したり、又從來の史家の説に従へば、西曆紀元前六百六十年を以て日本民族の成立となし、久米邦武博士其他新思想を懷く史學者に従へば、凡そ耶蘇紀元の頃なるべしといへり、本書亦此説を採りて年代を紀せり、然るに文學博士内藤虎次郎氏の所論によれば、日本開國の紀元は寧ろ崇神天皇より先立つこと七八十年にして、此頃を以て日本の統一的國家の發端と見るべく、是れ後漢の初めなりといふ、又日本は海中に孤立せるも、其國力の強盛、人民の智能の發達も、既に三韓諸國等の上にあることとて、決して三韓の文化を輸入したる爲め、日本の發達を促したるが如きこと

日本開國
紀元は崇
神天皇よ
り凡七八
十年前の
頃

なし、久しく支那文化の感化に依て、適宜に國家の成立を成せるものにして、書契の採用の遅かりしは、寧ろ國家強盛なりしたためと解すべきなりと云はる。

内藤博士は從來日本史家の研究は、何れの時代を問はず、本國の側より觀察するを常とし、外國の材料に依て、之を研究するを避けたるを不満足となし、その得意とせらるゝ支那史の側より、日本の上古史を推究せられたるなり、外國の材料に依りても日本史を研究すべきは固よりの事にして且つ記録の確實なる支那の歴史より之を研究するは、其結論の正しきものあるを信せざるべからず、依て今左に内藤博士の日本上古の状態に關する結論を掲録する所あるべし。

(日本上古の状態文學博士内藤虎次郎歴史と地理第三卷第二號 (1911))

日本が倭國として支那に知られたるは支那の戰國の末にして、此末年は東洋全體の各民族にとりて重要時期なり、支那史が東洋史となるべき基礎を形成せる時代なりといふを得べし、支那は春秋戰國時代に於て疆土分裂し、内亂是れ日も給せざりしなり、然れども之れがために支那民族の發展著しく擴大し、春秋の末年には既に南方に、吳若くは越の如き蠻夷國を成し、北方には燕國を成し、而して戰國に入るに従つて、數十の國々漸次併合されて、其末年には僅かに十箇國内外に減ぜり、而して互に富國強兵の術を競うて國力の發展に移めたるがため、内部にありて四面強國に限らるゝ國の外は、皆外部に向つて發展せり、楚は益々南嶺山脈の隘間に棲息せる苗族を追放し、秦は巴蜀北方を併合し、趙は北方の匈奴と戰端を開きて、其境域を擴めたり、戰國の諸國中最も強國と云はれたる燕の國も、遼東よりして遙かに朝鮮の半までも侵略するに至れり、漢の時代には大同江附近より燕に至る間、同じ言語を用ゐたりといふに依て、其發展の状態を知るを得べし。

斯くの如く戰國時代よりして既に支那の域は、全體に於て外に向つて膨脹しつゝありたるに、秦が天下を一統して其力を一にせるがために、益々其膨脹力を増加し、遂に東朝鮮の半位より、北は河漢の南、西南は安南地方に至る迄を併合して、絶大

漢の疆域
外の建國
と支那流
漢人

扶餘國高
句麗國
の出現

如斯狀勢
の日本へ
の波及

倭人百餘
國は日本
の西部全
體

國を形成せり、此膨脹は一時秦滅び漢起るまでの間の内亂の爲めに頓挫し、殊に秦の膨脹の刺激に依て匈奴大國を形成して、逆に漢に攻入る程の抵抗力を現出せるために、漢の初めには其の膨脹繼續せられざりしかども、此の時漢の疆域の外に在りて、國を建てたる國々は多くは戰國以來、秦に至るまでの間に、外國に流れ込める支那人に依て、形成せられたるものにして、即ち越の尉佗國、朝鮮の衛滿の國の如き是なり、蓋し恐らくは當時支那人の流浪者が到る處強外に流れ込み、而して其久しく國家的に訓練されたる生活狀態を、猶未開にして部落生活を脱せざる土着民族に浸漸せしめて、以てそれらをして各體に進みて民族的國家を形成せしむべき素因を作らしめたるを疑ふべからず。

斯くて前漢末までに、其の効果顯はれて、他の部分は之を措き、支那の東北に當る地方に於ては、既に扶餘國の出現を見、又王莽時代に於ては高句麗國の出現を見たり、恐らくは濊國なども此頃形成せられたること疑ふべからず、朝鮮南部に於ける韓民族は、當時猶數十の部落に分たれたりしが如けれども、後漢に至て馬韓、辰韓等は漸く統一に傾けるを知るべし、漢書地理志に據れば、最初此等の國には皆住民は土着民族にして、其統治者は漢人なり、高句麗若くは三韓の一部分の如きは、明に漢の郡縣と認められたる土地に、既に土着民族中より一種の統治者を出したるものなり、即ち王莽時代の高句麗侯、漢の封爵を受けたる濊王等は其實例なりとす。

如斯狀勢は當時日本にのみ波及せざりしとは想像し得べからず、勿論日本は海外にありたるため、漢書にも樂浪の海中に倭人あることを説き、高句麗、濊、韓諸國の如く、漢の郡縣にはあらざりしかども、已に朝鮮の海上を傳來せる支那の植民は、日本にも絶えず入込み來り、茲に最初の交通開け、而して倭人百餘國漢と交通するに至れるなり、勿論此以前戰國の末に、既に倭國と燕との關係ありたるが如けれども、其交通の狀態明白となりたるは、矢張り漢の武帝が朝鮮を郡縣になしたる以後なること疑ふべからず。

支那の記録によれば、此時代の倭國の狀態は百餘國といふが如く、單に部落的の生活を營みたるに過ぎずして、明白に統一されたる形迹明かならず、勿論此倭國は少くとも日本の西半部全體を意味するものにして、單に倭人を九州に居りたる民族或は更に卑人種族と限るが如き見解は、自分の取らざる所なり、當時交通の實蹟は近來の發掘物等に依て益々明確となりつゝあ

發掘物に
よる支那
文化の傳
來系統

部落的倭
國の統一
化と王莽
時代の漢
壓力の衰
亡

委奴國王
の封號

委は倭

り、現に九州の北部、大和等に於て前漢時代の形式と認めらるる古鏡等を發見し、又九州北部に於て其形式の古鏡と共に存在せる銅鐸銅劍が、中國、四國、紀州邊までに於て發見さるる所を見、殊に王莽鏡といはるるもの、美濃に發見され、玉莽の貨泉が丹後、筑後等に發見せらるる所を見るときは、朝鮮の南部より一方は對馬壹岐を傳うて、九州北部より瀬戸内に入り、或は又時には四國の南方の海流によりて紀伊に達し、一方は山陰を傳つて越前地方迄達しそれより然るべき港々より漸次内地に入り來り、例へば、但馬邊より中國を横斷して瀬戸内に入るもあり、越前より近江を経て畿内に入るあり、又美濃より東海に出るありて、到る處、支那の文化を驚らせること分明せり、殊に今日最も歴史上の疑問とせらるる銅鐸は、支那文化の傳來と重大なる關係を有すること疑ふべからず（此の事に就ては別に意見を發表する機會あるべし）。その分布の迹は近來に至りて益々明瞭となり來れり。

恐らくは戰國末より前漢に至る間、即ち支那に於て周代の文化の系統を受けたる銅鐸と、漢代の文化を代表する鏡鑑とに依つて、其久しく繼續して日本に浸漸せる支那文化が、部落的生活を營める土着民族をして、漸次統一に赴かしむるに至り、殊に銅鐸等に於ては古くより支那製のものばかりにあらず、支那製に倣うて新たに日本の地方色を加へたる遺物が、多數發見さるる所より見るときは、是れ統一的国家を形成するに先立ちて、既に文化に於て多少の獨立を示したるものと思はるるを以て、恐らくは、王莽時代の頃に於て、即ち對岸の朝鮮滿洲等の大陸諸民族等も、漢の壓力の衰へたるに乗じて獨立の形態を成せるが如く、日本の島國に於ても亦同時に、統一的国家を形成する運命にまで進みたるものならん、而して後漢の初め建武中元二年に至り、支那と交通せる此統一的国家の首領は、即ち委奴國王の封號を受け、漢の印綬を領するに至れるものと思はるるなり。

此の委奴國王は從來色々に解釋されたるが、やはり倭國の倭の字と同じ言葉に當てたるに相違なく、昔法隆寺に藏せられ、現今御物となれる聖德太子の法華經疏は、其本文は六朝風の書にして、其の表題は稍時代に於て後れ居るが如けれども、恐らく、白鳳期を降るものにあらず、其表題に大委國上宮太子と書せる所を見るときは、委と倭と同じく用ひ、同じく大和の音に當るものにして、傳統的に太子時代の前後まで用ゐられたること明白なるを以て、初めて漢に交通せる委奴國なるものも恐ら

くば太子時代には大和の朝廷と解釋せられ居たること疑ひなし、此最初の解釋が本國中心主義の國史家によりて、故なく曲解され來りしは、予の不當なりと斷する所以なり。

又此委奴國王の印、筑前の志賀島にて發見されたるが、之は尙後代に於て足利氏が受け居たる日本國王の印を、大内氏預り居りて明と交通せる事と思ひ合すれば、怪むに足らず、三國志の倭人傳にも、博多の地方に、倭王の宰領たるべき職務の者控へ居りて、輸出貿易品の審査をなせりとあり、此三國志の倭人傳は恐らく、魏畧に依りて書かれ、魏畧は後漢以來三國の前半期までの記事なれば、後漢の時に於て矢張り同様の狀態なりしこと推測するを得べし、即ち大和に統一せる朝廷ありて、其の派遣官、即ち後世の太宰府類のものが、筑紫に出張して、海外交通の文書を司り、併せて國王の印をも預り居れりと、解釋するの當然なるを知るなり。

兎も角も、此時は日本の西牛部を統一せる國家成立し、其國土相當に大にして、文化も亦相當に進み居れるを以て、漢の之に對する待遇も頗る鄭重にして、其國王印の如きも、海外の大國に與へる形式のものを與へ居りたるなり。

恐らくは後漢の初、日本の統一的國家の發端とも見るべき此の時代は、日本の西牛部より朝鮮の南部まで跨り領有し、當時已に三韓の未だ國家の形態を成さざる諸部落に對しては、大なる勢力なりしに相違なし、それは日本の傳説的の歴史に於て、何の時代に當るか充分に明かならざれども、寧ろ此頃を以て日本開國の紀元と略ぼ定むる方正當なるべし。

それより後七八十年を経て、日本に於ては崇神天皇の代、即ち後漢にては桓帝靈帝の間に、内亂ありたるに原由して、所謂卑彌呼時代を來せり、之は予が嘗て考へたる如く、日本に於ては倭姫が天照大神の御靈を奉じて、諸國の土豪より領土民を寄附せしめて、再び統一の基礎を開きたる時に當れり。

兎も角も、後漢以後の交通は餘程頻繁にして、其時代に於ける支那の鏡鑑は、到る所の古墳に發見せられ、而して支那に於ても各時期に亘る所の形式を、我が古墳出土の鏡鑑に於て、始ど悉く具備せりといつて可なるべし、殊にその頃よりして、既に支那式模製の日本鏡鑑の發達を促し、銅鐸等に於ても盛に日本製のものを出す様になり、古墳の構造は益々發達して、支那石造埴造家屋を模せる棺槨すらも具へるに至り、これより以後六朝にかけては、古墳より出づる遺物としては、鏡鑑の如き當

後漢以後
の交通類
繁且つ重
要の證

當時日本
の生活狀
態

後漢以後
六朝時代
との交通
上名分正
りしから
ざりし以
聖德太子
の功績

時の信仰に關係ありと認めらるもの外、玉石器に於ても漢代に盛なりし玉器の模製と思はるるもの、益々多く、殊に又支那地方の生産品にして、恐らく日本人の愛好せるが爲め、特別に製造して輸入せりと思はるる琅玕の勾玉等を見、甲冑、馬具、刀劍、杵等の類に至ては、支那に於ても後漢より六朝に互りて、最も進歩したる工藝たる塗金の精巧なるものを多く發見し、是等に附着し、又は鏡鑑を包みなどせる痕跡等より考ふる時は、支那の絹帛が盛に輸入せられたるを考ふべく、當時恐らくは日本人は之を以て和栲と稱したるかに思はるなり。

如斯美しく綺羅びやかなる遺物は、西は九州より東は兩毛奥州の南部に及び居れり、又斯の如き古墳も決して少なからざる實蹟より之を考ふる時は、當時日本の生活狀態は部曲民賤民等の如き低級の者は、或は單に荒栲即ち木の皮の纖維等より作れる、今日のアイヌの厚子（アツシ）の如きものを服し、少しく上級民にして、麻苧類の服を着せる位に過ぎざりしなるべけれども、少くも殆ど後世の一部平均に一家乃至二家位ありたりと思はるる地方貴族等は、皆支那輸入の絹帛を服し、塗金の甲冑を着し、金覆輪の馬具を置き、刀環の着きたる刀劍を帶び、頗る豪奢の生活をなし居たるを思ふべし、勿論大和朝廷等は當時よりして既に、高句麗扶餘等の王にも寧ろ過ぐるも及ばざることなき、立派なる生活をなされたり、と思はるるなり、日本の古代史の考證家若くは畫家等が、動もすれば古代の帝王其他の生活を畫くに、無闇に簡朴なる狀態に、之を表現するは、全く誤にして、存外支那の王侯と餘り異らざる生活をなし得たりと考ふ、必要上書契こそば自ら使用せざりしかども、是等は歸化人の通譯官の家柄の者に任せ、其他の點に於ては、其生活其思想聽て聖德太子の如き偉人を産出すべき素養は、久しき前より漸く具へられたりと思ふなり。

去れば後漢以後六朝時代の交通には、書契を自ら司らざる爲めに、名分といふ觀念充分に發達せざりし所以なるが、其他、國內に於ける統治の機關或は海外貿易を取締るべき機關として、歸化人の史等を使用し、それ等が漸次に記録を作りつつあることは、即ち聖德太子時代に於て、國史編纂をなすべき基礎となりたるものにして、聖德太子は之に加へて、外國に對する名分の觀念を明白にして、從來通譯官並に史が自由に取扱へる統治機關を、明確なる自覺に依りて自ら之を總攬するに至れるなり。

當時日本國力の強盛人民智達能の發達と三韓

氏崩壞の動機人口の増加大城の擴大と氏の結合弛緩

事情右の如きが故に、日本は海中に孤立しながらも、其國力の強盛、人民の智能の發達も、既に三韓諸國等の上によりたるものにして、三韓の文化を輸入せるがため、日本の發達を促したりといふが如き事は、決して之れなし。久しく支那文化の感化に依て、適宜に國家の成立を致すに至りたるものにして、寧ろ如斯國家が強盛なりし爲めに、高句麗、百濟、新羅等よりも書契の採用遅れたりと解すべし。

(聖德太子の内治外交、文學博士内藤虎次郎、歴史と地理第二卷第一號 P. 116. 11 参照)

斯くて其後に至りて、

(1) 人口の増加は大和民族の領有せる地域を大ならしめ、從つて在來の氏の制度は之を維持する事、盛々困難となるに至れり、是れ地方の氏は其政治の中心より隔りたること遠きに從ひ、其當に屬すべき大氏の結合より漸く分離するは自然の數なればなり。

(2) 文化の發達は土地より生ずる收穫の増加必要なるに、收穫の増加望むべからず、蓋し耕作土地は大氏の占有する所にして、小氏が其の氏の上の指揮の下に耕作せるものなれば、一方に於て土地を開墾するには共同的方法によるの外なく、從て他方に於て此共同占有、共同耕作の行はるゝ限り、開墾せられたる土地の利用自ら十分ならず、非常なる疎放的耕作の行はれたるは必然なりしなり。

註 大氏 政治上の單位にして

小氏 は其下に在る經濟上の單位なり

氏の上の長者 凡て氏人の上に立つ專制的支配者なり、生殺與奪の權を有し、奴隸に賣ることすら其權内にあり、氏の上の家長權には何等の制限あることなし。

戸 法律上經濟上獨立の人格を有せず
個人 況んや個人をや

是に於てか、小氏に許すに永久的の占有權及使用收益の權を以てする要あるに至れり。

證

(1) 「姓の制」に於て多くの氏にそれ／＼官職を授けたり、弓削部、矢作部、大郎部、楯部、鞍部、服部、鍛冶部、縫部、木工部、漆部、等の如し（横井時冬著日本工業史一頁以下）此等は農業を主として傍ら之を營みしものなり。是れ工業が家内の仕事の形式に於て起れるものなり。

(2) 加之、戸の分裂に際し、土地の使用收益權の相續に關する詳細の規定大化の改新にこれあり。

固より大氏は其占領せる土地の所有者として認めらるゝも、此土地に對して永久に占有權を有せるものは小氏なり、而して各小氏に屬する戸は之を共同的に耕作せるものなり。

(3) 宗教の思想の變化、佛教の傳來によりて起れり、從來日本人は神として崇拜せるは唯其祖先の、然るに佛教は人の上に立ちて之を支配するものあることを教へたり、此個人を相手として氏を相手とせざるは特に注意すべし。

元來日本人共同の祖神は大和民族全體の代表者たる天皇によりて祭祀禮拜せらるゝのみ、之に反して佛教は佛陀を信仰することを以て、各個人の直接の義務とせり、則ち個人を覺醒して個人的特殊存在の思想を喚起せり。

斯かる動機の醞熟して大化（大化二年 702）の改新來れり、茲に「姓の制」廢止せられて

佛教の傳
來個人の存
在觀念喚
起個人並
人並氏

大化改新

後、氏と官職とは全く分離し、今や氏は悉く其政治上及法律上の職分を失ひ、天皇の下に在て戸は法律上の單位となり、土地の使用收益の權は氏に屬せずして、戸に屬することとなれり、但し固より公事軍事、戸と戸との爭議裁決等に關しては、氏之に當りたれども、(是れ氏戸より高き地位にあればなり)之に反して、一家の私事、殊に經濟上の事は各戸獨立して之を行ふこととなれり。

大化改新は共產的基礎の上に立てる氏の制度を打破し、直接に臣民を統治する君主の政治、即ち個人的思想に基く政治を以てせんとするにありたり、之を他の語にていへば、君權を大に擴張したるものなり。

其精神は大寶律令(大寶二年頒布 A. D. 702)てふ法典にあり(中の大兄皇子及鎌足のなす所なり)此法典は唐制を摸倣せるものなれども、當時既に存せる制度を參酌して編みたるものなりといふを正當とすべく、此寶典は實に七世紀より十九世紀に至る十數世紀に互りて行はれたるなり、大寶律令中律(刑法的規定)は唐法を摸倣變形せるものなれども、令は之と異なり、實際の民情に應じて改變せるものなるべく、戸及相續權に關する規定は殊に然りとす、明治の法典改正の際律には殆ど手を觸るゝことなかりしといふ、(日本經濟史論 25)以て見るべし。



聖德太子の憲法十七條中第十二條に「國司國造、勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦斂百姓」とあり、是れ當時に於て重大なる意味を

有す。

大化改新は日本の制度に於て非常なる大革命にして、國造政治、氏族政治を一變して、大一統の王室直轄政治となせしものなり、改新以前に於ける日本の政治は、日本臣民は多くは氏族に屬し、直接朝廷の公民たるもの至つて少なく、大化改新の時臣、連、伴、造、國造の所有せるもの並に皇族に附屬せるものにして子代、入部、皇子等に屬せるものにして御名代、入部等悉く收めて朝廷に附屬せしむることとなしたり、此事實は改新以前に於て朝廷直轄の人民少なかりし事を證據立つるものにして、恰も明治維新の際の版籍奉還と同一の状態にありたりと謂ふべし、此一大改革の實行は勿論當時の孝徳天皇並びに其實行の任にあたり給へる天智天皇の功績に歸し奉るべきものにして、これ以前に於て、天に二日なく國に二主なしとの主義を公表して、大統一の基を開き給へるは、實に聖徳太子の憲法第十二條の賜に外ならず。

當時は已に氏族政治の世にして、かゝる時代に於て、十二條にある如き主義を發表せられたることは、其識見の時代に超越し高邁なる規模を有せられしを知るべく、嘗に大化改新は聖徳太子の理想によりて、之を事實に顯はせる計りにあらず、其大統一の思想は常に國民の心底に潜み、其後藤原氏が權力を壟斷すれば、後三條院白河院の如き英主出で之を回復し給ひ、武家が權力を執るに及びては、後醍醐天皇の建武中興となり、最近明治維新も遠く大化改新を模範とせるもの

なれば、其根本は實に聖徳太子によりて描かれたる政治的理想に發すると云ふべきなり、日本の政治を統一に導きたる偉績は之を太子に歸すべきに異論ある筈なからん（聖徳太子の内治外交、文學博士内藤虎次郎歴史と地理第二卷第一號 PP. 11—12）當時聖徳太子が寧ろ時勢に若くは必要に先んじて當時中央集權的政治の基を成したるは、内藤博士のいふ如く何人も異論なからんが、その茲に至りたること及び其後の時代に於ける同類の出來事、則ち藤原氏の權勢跋扈を抑へたること、武家の跳梁を制せんとしたること、明治維新の興れることを、凡て聖徳太子によりて描かれたる政治的理想に發するとなすは如何あるべきか、尙當時の社會の政治的經濟的情態と權力階級相互との間に於ける諸關係の然らしむる所といふを當れりとすべく、聖徳太子の描かれたる理想も其 Initiative とは爲りたらんも、少くとも直接の動因とすべからず、但し偉人的歴史觀よりすれば、斯く聖徳太子に基きて斷論することの正當なる立場を有すべしと雖も、之を社會的經濟的唯物史觀の立場よりするときは、内藤博士の論斷は之を第二次乃至第何次の間接的動因と見做さざるべからず、政治は勢也との語はよく這般の消息を道破するものにして、此勢を解したるは聖徳太子にして、其後の後三條白河院將た御醍醐天皇は其中央集權的政治統一理想を抱かせられたるべきも、不幸にして政治の勢を解せられざりしものなり、當時の社會は漸次封建化しつゝありたるなり、聖徳太子の當時には二者とも太子に可なりしに、後の時代には思想は兎も角も勢は其

等の各英主によからざりしなり、明治維新の革命を處理したる人々も、亦其根本的性質に對しては殆ど盲目なりしも、たゞ幕府の權力の維持し難きことは知り居りしものなり、之は時の勢なりしなり、此の根本的性質は經濟史よりいへば、市民階級、財力階級の勃興といふ事實なりしなり、今日の流行語を以て思想史上の觀點に立ちて之をいへば Democracy の勃興にして、政治的從て社會的權力階級を平民階級に引降ろさんとしたるものなり、若し聖德太子にして、當時の社會が中央集權的統一の政治を創むる必然的情態にありたりしを、全く解したりしや、予の無智なる未だ其邊の證左を知るを得ずと雖も、恐らくは太子學問識見勝れ且海外の事情に通じ給ひしによるものならん、内藤博士の云はるゝ如く、太子以前の外交は一言以て之を掩へば通譯外交にして、朝廷は外交より生ずる物質上の利益は受けらるゝとも、その如何の關係に於て外交が行はれつゝあるかは、全く不問に附せられたりしに、此通譯外交のいたく國家の體面を毀損せるに氣付かせ給ひ、遂に外交の權を朝廷に收められ、隋の煬帝に對して發せられたる使者は、單に従前の如く歸化人の譯官、史等にのみ委任せられず、小野妹子の如き皇別の名家を使節となして派遣せられ、而して其國書の如き恐らくは太子親ら筆を執られしものなるべく、有名なる「日出處天子致書日沒處天子」の示す如く、全然彼と對等の辭を用ゐられ倨傲なる隋の煬帝をして從來例なき無禮の國書に驚愕せしめられたるは、日本開闢以來新たなる外交上の紀元といふべし（聖德太子の内治

外交、文學博士内藤虎次郎、歴史と地理、第二卷第一號一〇—一一頁)。

斯の如きは海外の事情に精通せられたるによるは明かなれども、予の不敏なる、亦太子が強く従前の通譯外交の國家の體面を毀損せることを慨せられたる史實を知らず、唯其儀禮典範を重んぜられたるは、冠位十二階の創設、憲法十七條の制定によりても之を明かにすべく、是れを以て茲に云ふ所は單に著者の思附きに過ぎざるも、まづ煬帝をして驚愕せしめたる倨傲的對等的措辭は唯立派なる漢文の當然たる措辭にてあらざりしか、太子の御作に成る憲法十七條を讀むに、其文章は實に漢文として立派なるものにして、其内容には佛教、老莊、論孟、詩書、史記等の思想が驚くべく縦横に使ひこなされあり、又太子の御述作に成りたる法華經、勝鬘經、維摩經三經の註疏の現存するあり、太子自ら勝鬘經を宮中に講せられた事實に之を見るも、太子の御造詣が佛學の方面にも如何に深かりしかを知るを得べし、斯くの如く太子は内典外典凡ての方面に互りて精通せられたり、以て如何に太子が大陸文化を入るゝに積極的態度を執られたるかを窺ひ得べし(文化史上より觀たる聖德太子、文學博士黑板勝美、歴史と地理、第二卷第一號一〇—一一頁)。斯の如くは以て太子の支那文化心酔者にあらざるも(其證はあり)。(黑板博士によれば、近頃發見せられたる翰苑といふ唐代の書物に、大徳を「マヒトキミ」と訓したることを知れり、是れ太子が國語をよく保存せられたるなり、「文化史上より觀たる聖德太子」歴史と地理第二卷第一號、一〇—一一頁)少

くとも其摸倣者たりしことは、否むこと能はざる所にして、茲に於て「日出處天子致書日沒處天子」の措辭のあるを知るべし、是れ政治上對等國たるを以ての故よりは、文學上對等の體裁を備ふるを要すと考へられたるの致す所にあらざりしか、此時隨よりの返書は勿論十分なる對等の體裁を具へたるものにあらざりしは、亦以て其傍證と倣すを得ざるか、支那文化は豫想の外に典禮儀範を重んずるものにして、其實質内容は如何にあれ、修辭巧言以て外形を粉飾するを是れ事とする思想習慣は凡ての人事政事に顯はれざるを得ず、明治維新後朝野の間に瀾漫せる西洋崇拜の歴史は深く著者の心を刺戟せしむるものなり、伊藤博文氏の如きは國史に例なき公侯伯子男の階級制度を輸入せるが如き最も甚しき例なり、蓋し支那文化に精通せられたる太子亦自ら斯かる弊竇に陥ることなかりしと謂ふ能はざらんか、左れば單に對等の辭令のみを以て、深く其内容を察するは、或は真相に觸れざることなしといふべからず、然れども斯くいふは素より太子の徳を傷けんとするにあらず、又其之を證する史實を擧ぐるに能はざるをや、是れ單に著者の思附きに過ぎず、但し思附きに過ぎざるを公言する所以のもの、亦偶々深く之を信するのみ、斯く言ふと雖も、著者固より聖德太子の功績その永き間海外の蠻夷として支那に對して屬國の禮をとれると思はれたる（其實通譯外交にして朝廷の知らざる所なりとせよ）我國が、自ら儼然たる獨立國を以て自ら任ずることを、支那の天子に知らしめたるは、全く太子の功績にして、日本開闢以來新

たなる外交上の紀元たるを否むものにあらざることは幸に讀者の諒解を請ふ所なり。

大寶令にては氏は氏として最早や單位にあらず、戸は法律上及政治上の關係に於て單位たるに至れり、但し氏は社會上の關係に於て尙より高き單位として、多少の意味を有せるのみ（殊に家事と分家との關係の如き存續すればなり）。

大寶令は統一的の行政を行はんとせり、則ち京師と地方の行政區劃を立てたり。

（日本經濟史論 p. 79—80）

京師 京師にありては八戸を以て行政の單位と定め、之を行といふ、四行毎に更に大なる單位を成し、之を町といふ、四町を坊とし、四坊を條とす、即ち一條は二〇四八戸より成り、一坊に長一人を置き一條に令一人を置く。

地方 地方にては五十戸を以て里となし、里毎に長一人を置く、戸の人口數は戸主の養子、弟、伯、從兄弟姉妹甥姪等並に戸主以外の家屬員の妻子等を併せて廿四口より成るも尙審かならず、長は里内戸口の調査、農業の勸奨、不正者の檢察、賦役の催促を掌り、百姓中清廉強壯の者を採り之に充つ、若干の里を合せて稍上級の行政單位となし、之れを郡といふ、一里の戸數六十以上に及ぶときは之を二里となす、郡は其包含する里の多少に従ひて之を分ち、二十里以下一六里以上を大郡、一二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡となす。

此區劃は支那の制に則れること疑ふべからず、但し里は後世に起れる村と同じからず、唯行政上の目的のためにせる人爲的結合に過ぎずして、地方生活に於て大に重要な意味を有せることなかりしもの如し。（日本經濟史論 p. 80）

五保の制大寶令にて布かれたり。

五保の制

此「里」と後世の「村」

「五保」とは相隣の五戸共同監視保護の結合なり、保の組合員たる戸は政府に對して互に共同擔

保の責を負ふ、保亦一の行政單位なり、例へば、

保内の戸主公課を免がれんがため、又は其他の理由にて逃走すれば、五保は共同擔保團體として之を搜索する義務あり、若し三年間にして見當らねば、逃走者たる戸を五保より除き、其土地を政府に返還す、其逃走期間三年間は戸員の中尙残れるものあるときは、残存者其戸に屬する土地を耕やし、五保に對して共同の責を負ふ、又若し残存戸員に耕作せしむること能はざるときは、(例へば老幼者なるため若くは残存者なき亦然り) 其五保の他の戸員代つて土地を耕し租(稻にて納むる田租) 調(物土の産物にて納むる租税) を代納す。

之と同じく逃走戸主の三親等以上の血縁者にして、同里に居住するもの亦均分して佃食し、租調を代納する義務あり、但し庸(勞役) は共同擔保者之に任ずる限りにあらず、新たに保内に加はれる者若くは脱退せる者は之を保内各戸に通知す。

五保は氏が單位たる性質を失へる時に起りたるものなり(日本經濟史論、*五保*)、蓋し氏の下に多數の人を一人の支配に屬せしむることは、時勢の許さぬ事情あるよりして、氏既に倒れ戸なる小單位獨立したる以上は、政府は直接に戸を支配すること論莫けれども、實際上には戸より稍大なる單位五保の如き共同擔保制度を設くるを便とする事情あるべきによる。

五保の制度は後世^テ地方生活^カに就て、番に領主權(公權)との關係に於けるのみならず、又私經濟

上の關係に於ても、重大なる意義を有するに至りたるものにして、徳川時代の五人組の制度として存せるものなり。

土地は既に述べたるが如く、初めは大氏に屬し、小氏之れが使用收益權を占有せるものなり、氏の制倒れし後、土地所有權は依然大氏の主宰者たる天皇に存し、各戸亦同じく之を占有し、使用收益せり、今此土地を其戸口數に應じて斑ち授く、此土地分配こそ所謂斑田の制なり（支那の井田の法より採れるものなり、井田の法は伊東東涯制度通卷八に出づ）。

斑田の制は單に之を口分田クブンデンの制ともいふ、これ此制度の要部を占むるものは口分田なればなり、口分田は一人一年の食料に足る田積なり。（帝國農業史要 P.151）

1 斑田は六年に一度收授す、此年を「斑年」といふ、其の收授は一般班田授與の基礎たるべき戸籍計帳に據る、茲に注意すべきは口分田の權利主體は個人にあらずして戸なることなり、即ち使用收益權は戸全體に屬し、戸主之を代表行使するなり、口分田は六歳以上の男子には二段を授け、女子は男子の三分の二即ち一段三分の一を授く、田は三六〇歩を一段とし十段を一町とす。（大化二年田一長三十歩廣十二歩即三六〇歩を一段とし十段を一町と定めたり、豊臣秀吉の檢地に至るまで變ずることなかりき。）（法學博士有賀長雄講述日本法制史 P.126-28）

(1) 大賣令の制、凡そ田は六年に一たび班受す、六年一班とはまだ口分田を給せざる人に就きて云へるにて、其一旦給せられたる者は更に收公し、授與するに非るなり。

班年に至るまでは同戸内の人之を佃食し、租稻も代りて輸す。

(2) 人生れて六歳に至れば皆口分田を得、死すれば必ず六年内に收公せらる。

(3) 班田すべき年を班年といふ、班田とは班田使を遣はし口分田を一般人民に班授するをいふ、班年に至れば正月三十日内に兩京國の官司より太政官に申し、十月一日より田地と新給すべき人とを校勘して簿を造り、十一月一日に至りて田を受くべき人を招集して之に給授し、翌年二月三十日以内に其事を訖へしむ。

班田の事或は兩年に涉ると雖も、前年を稱して班年とするなり、其翌年即ち田を受けて耕種するを得る年を初班とす、例へば班年の翌年に生れたる子あり、次の班年に至りて六歳なり、即ち口分田を授く、其翌年を以て、此子の初班とす、即ち七歳なり、此者若し七歳にして亡せりとも次の班年即ち十二歳に至るまでは其の田を收公せず、戸内の人之を佃食す。

又班年の翌々年に生れたる子は次の班年に至りて五歳、其翌年は六歳なりと雖之に口分田を授けず。

若田水の爲めに侵食せらるれば班年に至り改め給す、然れども若し水流變化の爲めに新たに生じたる地にして、佃作に適當したる者ある時は、班年を待たずして之を侵されたる家に給す、但し郡界を界にするは此例にあらず。

又田地交錯せるありて兩主換へんことを求むれば本部判して之を除附す。

(4) 田を授くる先後の順序は課戸を先きにし不課戸を後にす、次に課不課の中に就きそれ〴〵田無きを先にし〔集解〕古記の説に據るに田無きものとは即ち受田の年齢に達し、未だ口分田を受けざるものを云ふ、田少きを後にし〔同上〕に據るに田少き者とは既に受けたる口分田の崩埋等により損滅せるものを云ふ、貧しきを先にし富めるを後にす。

(日本經濟史の研究 p. 148)

(5) 田は三百六十歩を一段と爲し十段を一町とす(一段は百代の半即ち五十代に當り一町は五百代に相當するものとす。

(日本經濟史の研究 p. 141)

2 瘠地にして毎年耕すことを得ず、隔年に耕すべき田地（易田）にて口分田を給するときは、定則の二倍（四段歩）を受く、人口稠密にして土地不足の地方（狭郷）にては必ずしも定量（男は二段女は其^き）に満たしむるを要せず、之に反して人口稀薄にして土地餘りある地方（寛郷）にても定量を超えて給することを許さず、餘りたる土地は剩田といひ、公田の一種にして政府は小作料（地子）を收めて之を賃貸し、或は之を直營せり。（國司政府の計算にて人を備ひて耕すことあり。）

3 死者の口分田は次の斑年に政府に返還す、逃亡者の口分田亦同じ、次の斑年に至る迄其戸内のもの之を耕やし、固より租を納むることを要す。

4 口分田は其戸の住家に成るべく近きものを給するを要す。

5 口分田若し不可抗力のため崩壞埋没する時は、次の斑年に改め給し、或は斑年を待たずして剩田を以て補ふ、戦役に出でて還らず、生死不明なる者の口分田は、五等以上の親族同居せる場合に限りて、尙十年間其戸に耕さしめ、尙還らざれば始めて之を政府に收む、一旦收めたる後と雖も還り來らば再び前記の口分田を給す、戦死者の口分田は之を其男子に傳ふ、女子又は他の親族同居せるあるも給するの限にあらず。

6 奴婢（不自由民）口分田を受く、官戸奴婢（官有奴婢即ち朝廷所屬の手工業者）は良民（自

由民)と同量を得、且つ租税免除の特権あり、家人奴婢(私有の奴婢)は郷土の寛狭に随ひ良民の三分の一を受け、納税の義務あり、官私に斯の如き差異を設けたるは、官有の奴婢は自ら獨立の家計を営むも、私有の奴婢は、主人の戸に隸屬し、從て獨立の家計を営む要なきによるといふ。

(大日本租税志卷三、p.12 日本經濟史論 p.22)

7 租税の種類及量を定めたり、大寶令の賦役令に詳かなり。

(1) 庸 勞役、一種の人头税にして一戸を正丁(二十一歳以上六十歳の男子)四人、次丁(十七歳以上二十歳の男子)壹人とし、正丁壹人賦役を十日、次丁を五日とす。

若し現役に服せざるときは庸布一丈二尺若くは米五升の割合を以て徴せり。

(2) 調 郷土の産物にて納む、戸税又田税の附加租とも稱すべく、率は田一町に付き繩二丈一戸に付き布一丈二尺の割合とす、外に副物とて絹、繩、絲、綿、布等其土宜に従ひ之を徴す。

(3) 租 稻にて納むる田租にして、田壹段の收穫稻を七二束とし(一束は一〇把に當り六束は玄米約三斗に當る)、内二束二把(一把の粃を一升とす)を租稻として之を徴す、其租率約百分の三に相當す、王朝時代には其税率は收穫の三分乃至五分に當り、多くは稻にて納めしむ、例外としては他の穀物を以てす。

封建時代には税率増して五乃至六割となれり。

8 口分田の外各戸は園地を受け、桑、漆を植うるを要す、戸絶家となれば之を返還す、戸は上中下の三等に分つ（之は口の多少を計りて臨時定む）。

桑 漆

根

根以上

上戸

三〇〇

一〇〇

中戸

二〇〇

七〇

下戸

一〇〇

四〇

住屋宅地及墾田の賣買は皆所屬の官司を経て申牒したる後聽し、賣買には公驗（國司郡司の判署ある賣買證書）あらずば有效とせず、宅地及墾田の賣買には必ず貨幣を以て價とすべしとせり（和銅六年 A.D. 713）。

園地は之に反して自由賣買を許さる、但し寺院に喜捨賣易することを得ず。

9 主として水田に就て斑檢をなせるものなれども、水田の十分に存せざるため（例へば山城、阿波）陸田を斑てり。

10 「山川藪澤」は之を共有地と認め、政府人民共に隨意に利用し得べきものとす、陸田も恐らくは共有地に屬せるものに似たり（日本經濟史論 P. 100）、水田不足せる所、陸田を斑つは例外たる如

く、特に明かに之を史に記載しあればなり。

11 森林牧野は、耕地の所有關係には大なる變遷ありしに拘らず、共有地たりしことは明かなり、此種の土地は領主がその上に絶對的權利を有せる徳川時代に至るまで、日本歴史の全體を通じて一種の共用地 *Allmonde, Allmande, Common (land)* なり。

12 口分田は他の種類の田と同じく之を賃租することを許したり（口分田以外の田地とは職田、位田、功田、賜田、神田、寺田、官田、公田（剩田））、但し其年限は一年を限る、租とは普通に所謂小作に當るものにして、賃とは豫め價を取りて將來ある時期の間の耕作權利即ち使用收益權を賣ることをいふ、中古の法令及官府の簿帳式に賣口分田といへるは賃田のことをいへるなり。

當時口分田の永代賣買若くは其耕作權の長期賣買は固より許されざりしことなれど、一年を限りての賣買、即ち賃は法令によりて公認せられ居りしものなりとす。

墾田も其初めは永世に相傳し得べき私有財産には非りき、養老七年の四月に人口漸く増殖し、田地不足を告ぐるを以て、天下に勸課し田疇を開かしたる時に於ても、舊溝池を利用し田を墾成するものには只終身の間之を利用収益せしめたるに過ぎず、新たに溝池を造り多く資本勞力を費して開墾を營むものには、僅に其田を三世に傳ふることを許したるに止まれり、即ち此時に當りては墾田と雖も永世の私財に非ずして、身死し若くは三世の後には收公せらるべき性質のもの

なりしなり、其後天平十五年五月に至りて、從來の制度にては農民土地を愛せず一旦開墾せし地も、漸くにして亦荒廢に歸する弊ありしを以て、自今墾田は永年收公せざることを定む。

是より墾田始めて永世に相續し得べき財産となれり、但し此の天平十五年五月の制に於ても尙墾田の額には制限を設け、郡司大領にして三十町、初位及庶人の如きは十町以内に之を限りしなり。

園地は任意に賃租し及び之を賣ることを得たるものにして、而して其賃租の期限に就ても更に制限なし（但し何れも所部の官司に申牒し其の聽許を経るを要す）、絶戸の場合に於ては園地は之を還公せしむ。

園地に就ては口分田と異り永賣を許されたるなり、因にいふ、宅地も亦園地と同じ所部の官司を経由して之を永賣することを得たるものとす、即ち一般の田地に就ては人民は唯法令にて許されたる時期の間、其使用收益權を有したるに過ぎずと雖も、宅地及園地につきては處分權をも附與せられ居り、所有權の實ありしなり。

今日大和吉野地方にては凡ての森林權は「森林の使用收益の權は個人に屬すれども、是れが占有の權は最近時に至るまで、地域團體たる莊、郷、又は大字に屬す」との思想あり（戸水博士「吉野山林」法理論叢第五編明治三十二年發行）、入會權なるものを認むる所以なり。

詳しくは大寶令の規定に就ては法學博士有賀長雄著「日本法制史」第九章人民及土地 pp. 251—253 第三章大化改新の法規、第七章大化改新以後の土地人民を見るべしと雖も、茲に一言すべきは法學博士福田徳三氏著「日本經濟史論」(三)に、

天皇の大氏以外の小氏は凡て殆んど漁獵と農業のみを營めり、今之に關する史的證左を缺くと雖も、凡ての水田及陸田は氏人によりて共同に耕され、其收穫物が各氏人の間に分配せられたるものと推斷して誤なかるべし、次の時代に至り大化改新により成文律となりたる耕地共有の制度は、單に支那の制度を摸倣したるのみにあらずして、支那の制を採用し、既存の制度を參酌して定めたるものと見ることを、當を得たるものの如し。

耕地共有
制度に就
て

と言へる此「大化改新により成文律となりたる耕地共有の制度」と耕地共有なる文字を用ゐたるは、農學士柄内禮次氏の其著(舊加賀藩田地割制度「*コト*」)に指摘せるが如く誤れり、曰く、

斑田制に於ける大化二年以來慣例として存し、大寶令によりて成文となりたる所謂六年一回の斑年には、凡ての人に新たに斑授せらるゝに非ずして、新たに收授すべき變動を生せるものの中に對し行ふにあり、即ち一度斑授せられたる口分田は其人の死に至る迄佃食を許さるゝものにして、所謂狹義の耕地共有制の定期割當とは類似するが如くにして、全く其趣を異にせるものなり、又斑田法にては一地域に對し其地域内の農民を一團として取扱ふものにあらず、即ち何等共

同的關係農民間に存せざるものなり、之等はシーボームが英國の村落共有制 Village Community を羅馬制度の影響を受けたる莊園制度に起原すとなせる所説に相通するが如くにして、事實は全く異なる組織なることを示す、即ち大化改新後に於ける斑田制はマイツェンの所謂廣義にも狭義にも耕地共有制度にあらざるなりと。

要するに大化以前に於ては廣義の耕地共存制有せしが如くなるも、未だ十分なる史料の徴すべさなく、大化以後所謂斑田の制に至りては、耕地共有制とは全く交渉なきものなり。

元來耕地共有制の起原に關しては二個の學説あり、一は Rosler, Hausen (Roscher, System der Volkswirtschaft: Hanssen, G., Agrarhistorische Abhandlungen) 等の唱へる所にして、土地財産が共同所有より今日の私有制度に移る間には必ず定期割替による共有制の時代 (Marksystem 時代) を通過せざるべからずとなし、耕地共有制は時期の長短こそはあれ、民族の土地財産制度の史的變遷上必ず通過すべき一般的制度となすなり。

他は Meitzen (Meitzen, A., Stellung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen etc.) の如く耕地共有制度は土地財産制度の史的變遷上必ず起るべき古代の制にあらず、土地が既に私有制度に移りたる後、更に割替制度の行はれたるものあり、耕地共有制度を以て領主又は國家の如き眞の土地所有者が爲せし——租税の共同負擔の如き——「司配」によれるものありとするものなり、

Meitzen が之を獨逸トリア地方の耕地共有制に就きて、農學士柄内禮次氏が之を舊加賀藩の田地割制度に就て研究せるもの、全く符節を合するものあり、今柄内氏の言を引かん。(舊加賀藩田地割制度 P.P.122—123.)

『Meitzen は獨逸トリア地方の耕地共有制に就きて研究し耕地共有制を以て新來農民の共同開墾に伴うて生じ、其團體が或る領主的關係を有するものによりて統一せられたるによれりとなし、一般の耕地共有制(狹義)に言及しては、(1) これ古代の遺制にあらずして新らしき事件に伴ひて生じ、(2) 専ら領主又は國家の如き眞の土地所有者が爲せし——租税の共同負擔の如き——「司配」によれりとなせるなり、今之を加越能三州の田地割制度に見るに、正に之と符節を合するものあり、(1) 先づ本制度が古代の遺制にあらざる點をいはんに、余(柄内氏)の既に述べたるが如く、本制度(田地割制の事)創始以前にありては、所有地の定期移動を見ざりしなり、上に引ける改作始末聞書に「田地割と申事は寛永の頃までは無御座由にて百姓毎に田坪大抵極り居體に相見候」とあるは之なり、故に當時の農民の土地に對する權利は、當時にありては、今日の土地私有制度と何等の差異を見ず、田地割制度起るに及び、初めて所有地の定期移動、即ち割替を見るに至りしなり、(2) 次に本制度の起因が領主又は國家の如き眞の所有者がなせし「司配」によれりとの點を曰はんに……本制度は實に全然加賀藩がなせる租税徴收の便宜に出でたり、蓋

し誘れて爰に至らしめしもの存し、爰に至りて而かも之を阻止せざりし他の條件の在りしは事實なるも、而かも起因として擧ぐべきもの、租税徴收の事あるのみ、斯く論じ來れば本制度は古代の遺制ならずして、其起因は租税徴收の便宜に出づ、之れ實に Mitzen の所説と相應じ、氏の所説を裏書するものにあらずや。』

因に曰ふ、我邦耕地共有制度（狹義）即ち地割制度は之を地理的に區分すれば、西南地方と東北地方とあり、今日まで知れる所にては、西南地方とは琉球及薩摩地方をいひ、東北地方とは關東（潮來地方）及北陸の諸地方をいふ。

琉球の地割制度に就ては俵孫一氏及文學博士内田銀藏氏の研究あり。（兩氏の所説は國家學會雜誌明治三十年度分に詳かなり。）

俵孫一氏は琉球地方に於ける定期割替による耕地共有制を左の如く云へり。

村内各人の資力と勞力とを考査し、能く土地の耕作に堪へ負擔を皆濟し得るの割合を立て、耕地を分配す、其分配を稱して地割といふ、而して資力と勞力とは、歳月を経ると共に村内各家の状況を異にし公平を缺くを以て、或る年限を過るときは、其現時の状況により更に分配の割合を變更して耕作せしむ、之を稱して地割替と云ふ。

琉球の士人は此地割替（又は代易法）を地割と呼ぶ、地割、地割替、代易法といふは、制度の性

質より名づけたるものなり。

内田博士によれば、百姓地の割(地割制)は四個の特徴あり。

- 1 土地を團體の共同所持とす
- 2 定期割換を行ひ團體員に斑給す
- 3 土地の永賣を禁ず
- 4 租税は團體の共同負擔とす

薩摩の地割制に就ては、農學士丹羽七郎氏の調査せるもの舊加賀藩地割制度 p.11. 9-14 あり。

東北に於ける耕地共有制度に就ては、地方凡例録中割地之事に、北陸地方の割地制あり、潮來地方は文學博士内田銀藏氏調査せりといふ、加越能三州の地割制は朽木氏調査あり、其他越前の地割は牧野信之助氏、土佐藩の地割制は農學博士小野武夫氏の調査あり、又法學博士中田薫氏は舊長岡藩領に就て研究せるものありといふ。

孝徳天皇の大化二年正月宣布せられたる改新の詔の其の三に於て、初めて戸籍計帳斑田收受之法を造るといふことあり、而して此詔ありて政府は遲滯なく斑田の實行に着手したるもの如し、同じ八月の詔に田を均しく民に給すべきことを云ひ、尋で六年を経て白雉三年に斑田を行へることを

傳へ、其後持統天皇の朝にも斑田大夫を四畿内に遣はしたること見ゆ、以て徴すべきなり、而して大寶の頃には最早頗る遠隔の地方にても戸籍の法と相伴ひて兎に角田の斑授の事實ありしこと正倉院文書中大寶二年の筑前國豊前國等の戸籍に既に各戸の受田を明記せるによりて之を察することを得べし。(日本經濟史の研究 p. 136.)

九州の南端大隅及薩摩に於ては最初斑田を行はず、大寶以後も久しき間其實行を見るに及ばざりき。

續日本紀卷十、天平二年三月辛卯の條によれば、此の兩國は昔より未だ嘗て斑田せず、百姓有する所の田は悉く墾田にして、各家永く之を保有利用し、割替及收授のこと更になかりしなり、是れ蓋し大隅薩摩は隼人の國にして、習俗自ら他と異り、其社會經濟組織の發達自から他と趣を同じくせざりしは疑を容れず、是の地の魁帥等はもと久しく半獨立の姿なりしもの如く、其人民はもと化外の民を以て目せられき。

此大隅薩摩の兩國にも遂に平安時代の初め延暦十九年(800 A. D.)に至りて百姓の墾田を收め口分に斑授したること傳はれり(「類聚國史」卷百五十九延暦十九年十二月辛未の條參照)、是れ實に大寶令の制度以後凡そ百年のことに係り、從來特別の事情ありしたため斑田行はれざりし九州南端の僻地にも、口分田斑授のこと正に實行さるゝに至りたる事は、偶々以て他の所にては是より以前に

口分田の制度頗る一般に實行せられ居り、當時の人其施行を以て當然の事と認め居りしことを示すものと云ふべし。

我大寶令の田制と支那の田制とを比較對照するに、支那にありては後魏より唐に至る間均田の法頗る沿革なきに非ざれども、前後常に各戸の勞働力に應じ、調の負擔と相伴ひて田を支給するを以て其主義となしたるものなりき、然るに我が中古の制たる、八年六歳以上に達すれば十六歳未満にして未だ調庸を負擔せず、又未だ勞働に堪へざる年齢に於ても既に壯者と同額の田を給せられ、年老ひて六十六以上となり、既に調庸の負擔を免せられ、又最早勞働に堪へざるも、尙死に至るまで依然として壯者と同額の田を保有することを許されたりき、又婦女子は我中古の制度に於ては不課なりしにも關せず、其受田の額は後魏北齊及唐に於ける支給よりも遙かに多くして男子の三分の二たるべき定めなりしなり。

去れば、我中古の斑田收授法は支那の均田法の如く、調の負擔と相對應して田を給授するものに非ず、又各戸勞働力の多寡に應じて田を授くる性質のものにあらず、専ら各戸の現口數を標準として其生活の必要に應じて田を給したるなりしといふべし、日本中古斑田制度の特色は、實に其の如此く當時行はれたる人頭課税たる調庸の負擔と直接の關係なきものなるにありとす。

日本中古の斑田制度は支那の均田法に比すれば、遙かに均分主義に近きものなりき、我が中古の

斑田制の
行はれた
ること凡
二百年間

斑田制の
行はれざ
るに至れ

制度の下にありては、後魏北齊等の場合と異なりて、牛に對し田を給する規定なし、私人に屬する家人奴婢には田を給したりと雖も、其額甚だ少くして良民の三分の一に過ぎず、後魏北齊等の場合は固より相同じからず、即ち多く家人奴婢を有する富者の受田は、其養子家眷の數に比して割合に頗る少き筈にして、從て此の制度は其本來の性質に於て富者に薄くして寧ろ貧者に厚きものと云ふべし。

且つ田を授くるに當り貧を先きにし富を後にすること、明に全條に見えたれば、其貧弱を憐み、富強を抑える趣意なるや、更に疑ひを容れざるなり。(日本經濟史の研究 p. 152 161)

大寶令の概要は之を述べたり、而して其頒布は大寶二年 (A. D. 703) に在り、其後制度に變遷あり〔延曆二十年 (A. D. 801) には六年を十二年一斑となし、大同三年 (A. D. 808) には之を六年一斑に復し、承和元年 (A. D. 834) には之を十二年一斑になし、又斑田を行はざる諸國も多かりしものの如し (其記録なきものあり) と雖も、約二百年間は部分的に且不规则ながらも行はれたるが如し、九世紀の末葉殊に十世紀の初葉即ち平安朝の中葉醍醐天皇の御代頃には全く斑田に關する記録なきなり。

今斑田制の行はれざるに至れる所以を察するに、此の制度の行はれたる時代に於ては、耕地共有の制行はれ、土地の所有權は個々の大氏に屬して、民族全體に屬したるものにあらずとすべきに、

今や土地の唯一の所有権者は天皇となれる制度（斑田の制）に改まり、土地の分配は大氏の上（天皇）の直接に行ひ給ふ所となり、全く異なれる維新的制度なり。

斯かる維新は實に中央集権の力大ならざれば実績を擧ぐることはざるものなり、從來政治上の單位たりし氏を廢し、天皇行政權を直轄し、實施を氏の上に委任するは、中央（即ち朝廷）の勢力範圍に於ては勿論、其理想の域を實現したるなるべしと雖も、當時交通の不便なる、中心力より遠ざかりたる全國に、其權勢を及ぼし得たりと思ふべからず、當時の經濟上及社會上許さざる所のあるに、況んや、當時の爲政者或は唐制にかぶれたる摸倣心の致す所なしとすべからざるをや。斯かる次第よりして中央權力の及ばざる所にては、固より斑田の制行はれず、其行はれざる事實は、則ち反面に事實上朝廷の行政權より獨立せるものあるを示す。

大寶令は土地を皇有とし、使用收益占有權を戸に委ね、收穫の一部を天皇（朝廷）に納めしめ、行政區劃を立て、全國を國郡に分ち、國內の人民より貢賦を收めたる、是れ皇權發展の致す所なり、然るに既に前段に述ぶるが如く、事實上獨立せるもの中央集権の及ばざる所に起れるを想像せしむるときは、則ち皇權衰頹の象徴なりと謂ふべし、然り而して其後、斑田の制が實際の事情と相容れざる制度となるに至れり、何ぞや、人口漸く増殖し、田足らず、新たに耕地を開くのを、政府自ら認め、人民にも之を奨勵實現したることなり、所謂公墾田私墾田是なり、墾田とは開墾せ

る田地、開拓せる荒野、樹木を切開ける森林等をいひ、公墾田とは政府自ら國費を投じて耕田を開き、之を附近の戸に小作せしめたるものなり、斯かる耕地（墾田）の地代は口分田占有者の租よりも高し、此場合の墾田の占有者は純然たる小作人なり。

戸が自ら墾田を開くときは是私墾田なり、一定の權利を認めたり、則ち永く其戸に使用收益を許可し、且つ免稅せり、養老七年（730年）には、私墾田は開墾後三代の間其戸に使用收益を許せり、但し既存の官有溝池を利用して耕田を開くときは、開墾戸主の一代限り其戸に上記の權利を認めたり、之を「三世一身の法」といふ（之は其後永く戸の私財となすを許したり）。何故に斯の如く永久の特殊權利を認めて以て、土地の開墾を政府は獎勵したりしか、いふまでもなく、人口増殖及經濟狀態の進歩に主としてよる、既に開墾のために勞働及資本を投ず、之に對して永久的特殊權利を酬ゆるは當然のことなり、而して斯かる權利は排他的にして利益多きものなり、茲に於て乎、當時及後世屢次新たに墾田を開くことを禁じたれども、實際に此禁制行はれざりしなり、是れ固より經濟上然る所なり。

天平元年（750年）國司は其現任地以外の地に墾田を有するを禁ぜり、是れ當時國司の大地主となるの危險を覺れるものと見らるべし。

聖武天皇の天平十五年（745年）には私墾田は其開墾せる戸に永く私財となすを許したり、是れ「三世一身の法」は權利消滅の期近づくに及んで、農民奪掠農業を行ひ、新開の地亦荒廢して收穫を生ぜざるに至るを防止する能はざるに出づ。

既に開墾者に永久的特殊權利を認めざるべからず、而して宅地及墾田に關しては、拘束的とはいへ、賣買に關する規定を設くるに至れるは、前述せる如し、畢竟土地に對する戸の特殊所有權の次

第に起れる經濟的理由は、則ち口分田の制を維持すること能はざらしむる所以なり。

而して又一方には人口漸く増殖し、田足らず、且つ人情浮薄に趨き、官司の檢勘亦甚だ行届かざるや、奸詐大に起り、實際之を禁斷すること甚だ難かりき、而して斑田の事務は之を村落人民の自治に任せず、官司自から其實行の任に當り、手續餘り鄭重に失して、敏活を缺き、動もすれば遅延徒らに時を過ぐすと云ふ如き有様なりしなり、其施行を以て不容易の事となし、二三十年又は五六十年を過ぐすに至ては實行愈々面倒となりて、而して假令斑授を行ふも、悉く法令の命ずる如く完全なることは、到底望むべからず、此の如くにして次第に壞廢に歸し遂に罷むに到れるなり。(日本經濟史の研究 p. 164)

斑田制の
壞廢

經濟史の研究 p. 164)

「續日本紀」卷四十延暦十年五月戊子の條にいふ。

先是諸國司等校收常荒不用之田、以斑百姓口分、徒受其名、不堪輪租、又王臣家、國郡司、及殷富百姓等、或以下田相易上田、或以便相換不便、如此之類觸處而在

されば平安遷都以前の時代にありても、既に貧弱の百姓口分田の斑給を受くとは云へ殆ど有名無實に近く、其受田は耕作に堪へずして、之が配當に與かれる爲め却て輪租に困むと云ふが如きこと、多くの所に於て珍しからざる所なるべし。

又實際交換等の名義の下に肥沃の美田は多く富豪の掌裡に歸したるを見るべし。

「三代實錄」卷二十四貞觀十五年十二月十七日の條にいふ。

「太宰府言、筑前國去仁壽二年斑田、其後歷十九年、死亡口分散入富豪」

されば三四十年若くは五六十年も斑田行はれざる場合に於ける弊以て見るべし(日本經濟史の研究 P. 161—163)

斯くの如くんば斑田の制の行はれざりしは、其行はるべからざる經濟的理由ありしなり、従て朝廷の權力の京都を距るに隨て行はれず、所在事實上獨立せる土豪（領主、莊主、大地主）の之に代はるに到れるを見るべきなり。

加之「寺田」あり、寺田は元と信仰心深き天皇の喜捨に出で、上流社會亦自己の墾田又は職田を喜捨し、寺院の僧侶自ら開墾せるもの亦寺田なり、寺田は租税を免除せられたるを以て、租税の負擔を免れんがため、寺院に喜捨して更に之を借り受け、寺院の小作人となれるもの多きに至れり。

（古獨逸のコムメンダチヨ）

之を弊害と認め、寺院に喜捨することを禁せる法令は、八世紀以來枚擧に違あらず、天平十八年（746）には百姓の墾田園地を買ひて永く寺地となすを嚴禁し、延暦十四年（795）には既に先に施捨せるを勘録して官に申告せしめ、以後の違犯は沒官に處するの勅あり、而かも禁令に拘はらず依然として喜捨行はれたり、是を以て寺田の頗る多き事、亦以て知るべし。

厩戸皇子の天王寺に施入せられたるもの實に一八六、八九〇代（三七三町一段三〇步）の田園なりき、而して土地には之に屬する奴婢あるを常とせり、孝謙天皇（天平勝寶天平寶字）の如き四〇〇乃至五〇〇〇町の墾田を大和の諸寺に喜捨せらる。

貴族及官吏のため例外を設けて、口分田の外に其位階の高下により、一定期內處分權を與へたるもの、之れ位田なり。

國家の特別功勞ある者に賜るもの功田なり、大功は世々絶えず、上功は三世に傳へ、中功は二世に傳へ、下功は子に傳へしめたり。

氏の制度に在ては、土地の分配は大氏の上の行ふ所に係り、斑田の制に在りては中央（朝廷）より行はる、従つて口分田の制は皇權の發展に伴ふものなり、然るに口分田の制をよく行はしめざる土地に關する特殊所有權を、政府は自ら認めざるを得ざる經濟上及社會上の理由あるに至れること、斯くの如くんば、斑田の制覆らざるを得ず、従て皇權衰へざるを得ず、而して之に依て土地を所有するに至れる領地主の世となれる、亦當然なりとすべし。

氏の制度は人口の増加、文化の發達、宗教思想の變化を動機とし、人口の増加は土地領域の擴大を促し、文化の發達は智欲の増進を促し、佛教の渡來は個人思想を惹起せるため、遂に氏の崩壞を來せること、而して其主たる原因は支那朝鮮と交通の結果、漸く増進せる欲望を濟充するため、土地より生ずる收穫増加を必要とするに、從來の共產的氏の制度にては、到底之に應ずべくもあらず、此經濟上の理由に加ふるに、個人的思想も加はるありて、氏の制度崩壞して小氏に永久的土地占有權及使用收益の權を以てせり、即ち大氏の上（天皇）のみ土地の所有者となり、之を他語にていへば、一種の土地國有制度となし、之れが使用收益を氏に屬せずして戸に屬せしめ、氏は政治上法律上の職分を失ひ、法律上經濟上單位は唯戸あるのみとなす、是れ大化改新の期する所にして、

之れが實行手段として大法典たる大寶律令出でたり、斑田（口分田）收受の法是れなり。

然れども斑田收受の法のよく行はるゝには、中央集權の強き力を要したり、何となれば、凡て中央（朝廷）にありて氏の上を率ゐて行政を行はしむるものなればなり、然るに當時京都附近五畿内地方にはよく行はれたるも、其餘の地方には動もすれば行はれ易からず、加之、斑田の弊續出し、從て早くも土地の特殊使用權（私有地の如き）發生し、其結果として土地兼併の弊漸く盛となり、醍醐天皇（*1532-808*）の御代には全く氏は崩壞するに至れり。

尚氏の制度壞れ、之に次ぎたる斑田の制是れ亦弛みたることは、大寶令の相續規定によりて更に其趨勢を明確に窺ふを得べし。

大寶令〔文武天皇（*702-710*）〕は土地所有權を獨り天皇に專屬するものとなし、唯之れが占有使用收益權を戶に附與し、統一的の行政を行はんため、京師と地方の行政區劃を立て中央集權の制となし、同時に帝權皇張の基礎を立てたるものなるが、之と同時に氏の共產的制度を打破して、個人主義に向つて歩を進むる勢を促進したるものなるは、疑ふべからず、大寶令の相續法規定は則ち之を證す。

大寶令は相續を分ちて家督相續財産相續となせり、之を相續の兩分といふ（今日我民法亦家督相續と資産相續とを別ち居れり、其他の點は之を歐洲諸國の民法に採りたれども、獨り此點のみは今

尙存續せり)、而して家督相續は長男子に限れり、是れは從來の家長選舉の制(戸の全員中最年長者を家長に選ぶ定めにして最年長者は通常前家長の長子なり)を成文になしたるものなり。

然れども、事實に於ては前戸主の弟が法律上前戸主の長子の家長權に服して共居するときは、前戸主の最年長の弟をして事實上の戸主たらしめ、前戸主の弟皆死して後始めて其最年長の甥(即ち前戸主の長子)が家長權——前戸主の死後直ちに繼承すべき——を完全に取得せるものなり、即ち長子は家督相續をなすときは戸主は固より其家の系譜、墳墓、並に口分田の全部に對する占有權を繼承す、即ち前戸主より其長子に傳はるものは祖先祭祀に關する戸主の職分及戸の對外代表權なり、之に反して、管理は直ちに長子に移らずして前戸主の最年長の弟の手に屬せり、是れ何故かといふに、家長は固より一戸の主長なれば、祖先の祭祀及對外代表の權を有すれども、戸の財産に對し所有權を有せず、所有權は寧ろ全家屬員に屬するものとせるによる、即ち戸が經濟單位たる間は財産所有權なく、唯家長權を繼承するを原則とせるなり。

家屬共產體の此原則よりして、大寶令は戸主死亡するも尙家屬共產體の存續すべきことを前提とし、戸主死するも財産の分配行はれず、戸の財産は依然として尙戸員の共有に屬し、事實上の戸主となれる長子の主宰の下に、共同に使用収益せらるものとせり、但戸員が「同財共產」を欲せる場合にのみ行はるゝものとせり。

尙養子の制（四親等迄の血縁者より選ぶ、非血縁者を養ふべからず）、隱居の制（戸主が生前に戸主權を讓るをいふ）をも定めたり。

家屬共産體分裂して財産を分配する場合には、遺言あれば其れに據り、遺言なければ次の規定によれり。

a. 各二分

1. 嫡母（再婚せざる場合に限る）

2. 繼母（同上）

3. 嫡子（正長子）父より先に死すれば其子其分を承く、即ち二分

各一分

長子以外の男子（長子の弟）

父より先きに死すれば其子其分を承く、即ち一分

各半分

1. 未だ婚嫁せざる女子

2. 繼嗣者に非る養子

3. 尙家に在る亡父の妻

b. 妻が婚姻の際齎らせる財産は分配の限りにあらず。

c. 一戸断絶して相続者なき場合は、全財産を四隣五保の管理に委し、家人奴婢は解放し、自由民となし、其他の財産は死者の供養に充つ。(但し死者が自ら處分法を定めあれば固よりそれによる)

d. 財産の分配に與かるを得ざるもの

1. 僧尼となれるもの

2. 不孝の子

3. 前の婚姻による妻の子

4. 再婚せる寡婦其の正妻と否とを問はず

5. 既に出でて嫁せる女子 (但し異説あり)

(日本經濟史論 117)

大寶令にては賤民家畜の如き動産の質入書入を規定せり、其の財産相續の客體となるもの左の如し。

1. 奴婢 (賣捌くことを得べき賤民)

家人 (賣捌くことを得ざる賤民)

2. 雜 畜
3. 墾 田

4. 其他の財産〔功田及功封（高官及三位以上の有位者が若干の戸より納むる田租の一部及調庸を世襲的に收得する所のもの）〕

戸が經濟單位たる限りは財産に對する相續權あることなく、其繼承するものは家長權のみ、是れ原則なり、然るに既に人口増加し、財産集積し、而して財産に對しては奴隸家畜の如き動産の質入賣買に關する規定（大寶令雜令）如此きものあり、然れば此等の物の特殊所有權を認めたるものとなすを得べく、而して住屋宅地及墾田の賣買は所屬官司郡司の判署ある公驗（賣買證書）を要し、而して宅地及墾田の賣買には、必らず貨幣を以て價となすべしとなし、拘束的手續ながら之れが賣買を認めたるは、既に述べたる所なるが、其殊に宅地及墾田の賣買は必らず貨幣を提供するを要する特殊的规定あるは、賣買を認めながら如何に之を成るべく抑制したるかを觀取すべし。

此の規定は和銅六年（A.D. 713）の事なれば、當時如何に貨幣の價貴かく、從つて賣買の取引容易ならざりしを察すべし。

（大寶令略）

土地の賣買は最も鄭重なる取扱を要し、沽券には四至、面積、代價等を詳記し、且保證人を立つるものなること、ワチガワ 拓植郷長の解文之を示す。（日本農業小史 P. 65）

鑿田沽却券

拓植郷長解 津常地賣買樂田立券事

神田染段上 限東紀寺田 限西石部大萬呂田（別筆）限南京戸敢朝臣梗萬呂田、限北物部廣萬呂田「立の下」

拓植郷戸主敢臣安萬呂之賣樂田者

付價錢捌貫 「天平勝寶三年歲次辛卯年始常地作料一年直米四斛」

古樂田・買得處元興寺三論衆

以前、樂田賣買人、依法式立券者如件、仍具錄、狀申送、以解

天平勝寶元年十一月廿一日

郷長桃尾臣井麿

田主 敢臣 安萬呂

證人 壬生 少梗 同姓

石部 石村

卯代 萬呂

筆取 壬生 淨足

稅長 石部果安麻呂

(註) 和銅六年(A.D.713) 天平勝寶元年(A.D.749)

上述する所によれば、如何に氏の制度壞れて、而して之に次ぎたる戸の制度斑田の制も、亦弛みたるか、而して之に次ぎて、個人主義の制度起らんとする潜みたる事情を知るを得べきなり、然れ

ども大寶令は斯の如き時代の個人的經濟的趨勢に順應せんとして、其所有關係（生産組織乃至社會組織）を規定せるものなりと雖も、政治は實際的ならざるべからず、其過渡の社會的經濟的の必要に迫られて、家督相續の長子權制限、養子の制、並に隱居の制を設定したるは、是れ大寶令が家屬共產的戸の實際の事情に適應すべく讓歩せるものなりと謂ふべし。

大寶令及大化改新に據て天皇の權力大に皇張したること、氏の共同所有に代はりて氏の上の特殊所有權起りたること、及次の封建時代に於て家督相續のみならず、財産相續も亦事實上長子相續たるを常例とするに至れるは、著しき事實なりと謂ふべし。要するに墾田（莊園の發生）と長子相續制は次の封建時代の前提となれるなり。

土地を國有（皇有）となし、之れが占有使用收益を戸に許可し、而して行政は之を氏の上に委任し、天皇（大氏の上）は帝都に在り、之を統治せんとするは、大化改新の根本的思想にして、而してその據れる法規は大寶の律令（近江律令ともいふ、天智天皇近江に都し給ひ位に即きて後大寶令功成りし故なり）なり、然るに是れ一は支那國制の崇拜者（中大兄皇子、藤原鎌足、僧旻、高向史玄理^{ノフヒトクロマロ}）の畫策せる所にして、固より時勢の必要に出でたるも、而かも當時朝廷と地方の情とは大に異なるものあり、而して又制度其もの之を促したる所以のものもあり、京師と地方は常に交通頗る不便なりしのみならず、思想上の交通なかりしなり。

詔勅法令が當時悉く漢文にて認められ、官廳語は地方農民の全く解せざる所なりし。(土佐日記、更科日記の其當時の旅行記をみよ)

朝廷にては唐制の文化に耽りつゝあるに、地方にて之を裏切るべき莊園、遂次増加しつゝあるは既に述べたり、況んや世俗を疎んずる佛教の勢力朝政を曠廢せしめたるの事實あり、地方民は朝廷の隙を窺ひたるが如し、但し隙を窺ふといふは天皇に向て反旗を翻し朝廷を奪はんとするの意味にあらず、實に經濟上の權力關係の變化自然に起れるをいふなり。

莊園とは不稅田(不輸租田)にして、始めは皇有地なりしが、特殊所有權を附與せるため免稅の私有地となるものなり。

「既に不輸なり従て徵稅のため來れる國司の入るを許さず、故に又國司不入の地といふ、後には徵稅のみならず一般行政權の外に立つ地となれり。」(日本經濟史論 P. 130)

文學博士栗田寛著莊園考

法學博士中田薫、日本莊園の系統(國家學會雜誌第二十卷第一號及第二號)

王朝時代の莊園に關する研究(同誌同卷第三號乃至第十二號)

文學博士吉田東伍著莊園制度の概要

今莊園(又庄園)の起因を尋ぬるに五種あり。

1. 墾田

2. 功田

3. 賜田（官田（朝廷直接の御料地）又は開田（餘剩の公田）中より天皇が寵臣に賜へる土地）

4. 神田及寺田

5. 名田

是れなり、此等五種の因子は、單獨に或は集合して土地の兼併となれり、大化以前氏の上（臣、連、伴造、國造等）にして、多くの土地を私有し、其大なるものは數萬頃（百畝を一頃といふ）の田と其地域内に住する人民とを私有し、往々其土地人民の爭奪をなせるものありたり、大化改新に至りて氏の上の手より奪ひて戸に使用收益の權を賦與したるも、尙廣き占有を放たず、茲に於て天武天皇（1692）の御代に至り、諸王臣並寺院の賜田（山澤林野藪地）を禁じ、之に代ふるに田祿を以てせるも、固より田祿にて既に繁榮驕奢に趨れる一家の尊貴を保つに足らず、益々自己の權勢を利用して土地を兼併せるもの多く、農民の側にありても更に其勢を助長せる風ありたり。

當時の法律に據れば、現位現職に在るものは固より、其父五位以上のもは、蔭として特赦の恩典其子に及び、父三位以上のもは其蔭孫に及び、之を蔭子蔭孫と稱し、體刑課役を免がれ、且贖罪等の特典あり、是等のものを當時王臣家又は王臣家の子孫と稱し權門勢家の一種たり、就中王臣家の子孫と稱する輩は概ね不羈放達にして、法を紊り殆ど制御を加ふべからざるの徒たり、故に朝廷

目して浮浪の徒と稱せり。(帝國農業史要 P. 61.)

されば此等の權門勢家に土地資財を寄託するときは、一朝其田宅資財に關し爭論の生ぜし時、權門勢家によりて勝を制し、又名田(モヨウデン)(領知する者の名を冠せる田地にして、身分あるもの、所有地なり)の名の下に、課役の賦課を免がるゝことを得るなり、是に於て一時の苟安を欲するの農民は、自己の田宅資財を擧げて權門勢家に寄託し、以て僅少の課税を免れんとするなり、然るに其利益は一時的にして、總がて其資財と田宅とは報酬として權門に奪はれざれば止まざりしなり。

斯くして其田地は權門勢家の莊園となり、彼等の富をして益々大ならしめたり、而して其莊園には其地の農民を莊官に補して莊園のことは行はしめたり、其莊園主は後の所謂豪族にして、之に屬する莊官は家の子郎黨なり、又後世に於ける莊屋名主の稱此に胚胎す。(帝國農業史要 P. 62.)

當時權門勢家に身を寄せ、資財を託したるもの多かりしには、經濟上よりするもあり、過重なる負擔より免がれんとするもあり、身を屈して權門勢家の家人となり、主家の威を藉り自己の權力を振ひ、且つは早く立身出世せんとするもあり、家人の多きを誇らんとするより、之を召し集めたるもありたり、其例をあぐれば、貞觀五年(清和天皇 ユダガハ)九月に左の如き太政官符あり。

凡て厥の下民の體たる、名の賤しきを恥ぢず、詐つて重課を遁れ、謀て輕役に就く、ここに知る、公民の輩媚を求めて婚姻し彼の族を讀すを忘れ、奸して此の賤となる、たゞに格に違ふ

のみにあらず、兼ねて課調を損ず、之を論するに政運の事公平にあらず。

(民族と歴史第一卷第四號 P. 178)

是れ政府の收斂遂に良民を驅て賤民に入らしむるなり、名を棄て、實を取る、恐るべき哉經濟の力や。

坂東八州を横領したる平親皇將門は太政大臣藤原忠平の家人として少年の折仕へたり、源家の嫡流兵家の棟梁と仰がれたる英傑源頼信は藤原道兼の家人たり、内大臣の顯官たる藤原宗忠すら關白藤原忠實の家人たることを甘んせり、而して忠實は己が家來(家禮)即ち家人の多きを誇らんとしたる人なり。(愚管抄)

有爲の士が身を屈して有力者の家人となり、權勢を張らんとするを自他共に憚らざりしこと、最も露骨なる説明は之を有國の例に見る。(民族と歴史第一卷第三號 P. 103)

有國名簿を以て惟成に與ふ、云々。驚ていふ、藤賢式太は往日一雙の者なり、何ぞ敢て以て此の如くなる、有國答へていふ、一人の跨に入りて萬人の首を超えんと欲す云々。(江談抄)

藤賢とは有國の綽名にして、其聰明より得たり、式太は式部太輔惟成の事なり、惟成有國共に圓融、花山、一條諸帝(A.D. 970—987)に至る平安朝中葉頃の御代ごろの人にして、惟成の方有國よりも十歳の年少者なるも、其才氣縱横は有國をして身を托するに足ると思はしめたるもの

ならん、名簿を捧げるは家人となる作法なり。

而して斯の如く良民が好んで賤民となれるは、如上の因由によるも、實は上古賤民の一に數へられて良民と對等の交際を爲すを得ざりし家人も、既に述べたるが如く、大寶令の制度により時勢の變に伴うて其實力を得たるに主囚せるが如し。是れ賤民の實際の解放、家人制度の崩壞なりとす。

今當時に於ける大地主即ち大莊園主の狀を觀るに、藤原氏の盛なるに方りては、彼等一門の有せし莊園は殆ど全國の半ばに互りしとは、古來史家の稱する所なり、其他聖武天皇〔1381(731)〕の御代、親王の一品及一位の墾田を五百町に制限せられしに徴しても、當時の親王及貴族社會の廣大なる土地を所有せしことを知るべく、又仁明天皇〔1491(832)〕の御代に於ける前の豐後國司中井王の如きは、肥筑の間に於て有せし私營田數郡に互りしといふ。

寺田のことは既に述べたり、斯の如く權門勢家及寺院が廣大なる土地を兼併せる結果は、中央集權の衰頽を招きしことなり、何となれば、土地の兼併は口分田（有租地）の減少を來し、口分田の減少は租調庸不輸の結果を生じ、朝廷歲入の減少の基となりたればなり。

其外尺寸の土地を有せざる賤農を生せる事、山澤の利を少數の大地主占領せることなり。（彼等は農夫が山林原野に入りて薪を採り、牧草を刈らしめず、又は粟及蓮の實を供御に上るに托して粟林

又は池沼の利を奪ひたり。

斯くの如くして十世紀乃至十二世紀以來、莊園は全國の土地の大部分を占めて純然たる私有地となり、國司の權力に服せず且つ租税を輸せざりしなり。

之に對して國司の支配下に立つ土地を國衛とす。

莊園の所有者を領主（三位以上のものである時は領家といふ）又は本所といふ、本所なる名は領主多くは莊園に住せずして京都又は其宗族の住地にありたる故なり、之を以て領主は其私有地を所謂莊司（莊長又は莊預 Rome の Villicus 獨逸の Meier）に委任せり。

多くの莊司は莊園内に裁判權を行ひたり、遂には國司の配下にある國衛も亦國司の私有地となるに至れり、是れ朝廷の中央權力地方に行はれざるより來る自然の勢なりといふべし。

國司は天皇の名に於て所管の地域を管掌すべく、大化改新の際從來の大氏の上に代へて置きたるものにして、租庸調の幾部分を任務に對する報酬となせり、而して多くは從來の大氏の上及其子孫之に任せり。（以上日本經濟史論 P.P. 132, 133, 135）

當時（七世紀中葉より十世紀の約中葉迄凡そ三百年 A.D. 645—930）時代にして王朝より鎌倉封建時代の起る迄をいふ、原始時代 A.D. 644 迄、王朝時代 A.D. 645—930、封建時代 A.D. 931—1602）に

於ける農民生活は人口の増殖、交通機關の發達、外國との交通（支那朝鮮）佛敎傳來（印度より）によりて耕作の方法も進み、耕地積も増し、工藝美術文學も併せて進歩せり、貴族社會の生活漸く奢侈となり、從て其私民及口分田占有者（農民）の負擔過重となり、之れがため口分田を捨て、領主の民となりたるもの多く、益々大地主を成したり。

奈良朝 1334（八世紀、A.D.724）聖武天皇の御代全國の人口 4,584,093（帝國農業史要）

平安朝九世紀 1470（A.D.810）嵯峨天皇の御代

口分田 65,677町（帝國農業史要 P.55）

剩田 10,910

計 76,587町

延喜延長（十世紀始め）の頃（醍醐天皇延喜 1583 延長 1596）

水田 862,796町 8段 329歩

外國交通

男女の貢
俘虜

歸化人

農具農術
の輸入

崇神天皇 561年（B.C.96）より垂仁天皇 632年（B.C.28）に互りて池溝盛に設けられたり、之れ三韓人に學びたる所多きに依れり、三韓征服後は毎年男女の貢あり、又續々俘虜の來るありたり。支那との交通開けたる後は秦漢の遺民逃れて歸化せるあり、其後隋唐と交通あり、農具を始め養蠶開墾其他農業發達上我を益せるもの甚だ多く、又各種の工業製造にて彼等の傳へたるもの、延て農業の發達を促せしもの蓋し少なからず。

三韓人より田を作ることを習ひしは、最初の田部の小氏名を歸化三韓人に賜はりしにて知るべ

し。

崇神天皇 564 (968.C.) 以來歸化人左の如し。

1. 應神天皇 930 (A.D. 170)

漢靈帝の後裔と稱する阿知の使臣父子の率ゐたる十七縣の民

2. 欽明天皇 1200 (A.D. 540)

秦漢の民 1533戸

3. 天智天皇 1692 (A.D. 732)

百濟の男女 2100 人餘を諸國に分屬せしめたり。

4. 天正天皇 1875 (A.D. 915)

高麗人 1769 人を東國に移せり。

5. 淳和天皇 1464 (A.D. 824)

口分田を賜ひたる新羅人 1615 人あり。

而して此等の歸化人は工人にあらざれば農業者にして、技藝の進歩、土地の開拓等に貢献せること多大なりとす。(以上帝國農業史要 P. 102)

最も早く開けたる交通機關は船なりき、是は尤もなる咄しにして、神代既に素盞鳴尊杉及楠を船材に定め給ひし位なればなり。

崇神天皇 564 (A.D. 96) 諸國に令して船舶を造らしむ。

孝德天皇大化五年 1305 (A.D. 745) の御代渡守に田を給ひて渡賃を徴するを止め給ひたり、僧道昭宇治橋を造れり、これよ

橋 梁

り僧侶の交通の便を開きしもの相踵げり。

桓武天皇 1442 (A.D. 782) 津橋を道路と共に毎年修理するの制を立てたり。

聖武天皇 1384 (A.D. 724) の御代僧行基諸國に造りし橋ハケ所に及び、外に江を掘り、津を通じ、波堤を築き、舟行を助けたり。

陸上交通

陸上の運輸交通は人烟稀疎にして、驛邑ある事なく、僅かに部落あるも、其間遠く隔たり、又部落間の道路も峻隘甚しく、運搬は固より旅行困難なりしなり。

孝徳天皇 1305 (A.D. 745) の御代に大化改新と俱に、

大路 (山陽)

中路 (東海東山)

小路 (以上三道の外)

を設け、概ね三十里 (一里は今の六町) 毎に一驛を置き、道路は毎年修理するの制を立てたり。

岐蘇の山道

文武天皇 1257 (A.D. 697) の御代に岐蘇の山道 (後世の御坂古道) を開通せり、僧侶河海の交通を助けしが如く陸路も多く開けり。

火燧袋

上古旅人必須の要具は火燧袋なりなり。

路傍の果樹

孝徳天皇の御代 1305 (A.D. 745) 僧普照の奏議により、路傍に果樹を植ゑたり、其後、醍醐天

皇 1458 (A. D. 898) 亦旅人飢を凌ぐの一端として果樹を栽ゑしめたり。

飯 米

當時玄米を舂きて白米となすこと、桓武天皇の御代 1412 (A. D. 752) に見えたれども、一般

人民は玄米の儘炙り、或は甑にて糲となして食せり。

酒は大古果物又は米を口にて嚙みて醸したり、今日の濁酒の如きものなるべし、後三韓より醸造術を傳へたり。

飴は神武天皇の御代に其方法を知れり、但し如何なるものなりしか知る能はず。

奈良朝時代に醬油として後世の味噌の如きものあり。

酢ありて亦調味の料となせり。

平安朝に至りて瓜の糟漬、醬油漬あり、又乾して用ふるあり。

餛飩、素麵、ちまきの類あり。

餅には米餅、草餅、大小豆餅ありて上下最も嗜みし所なり。

鹽は神代既に我國本土にあり、世を経て製鹽業盛となり、桓武天皇 HEIJI (A.D. 780) 以降は調貢物の一となれり。

年魚は川より捕りて食料に供せり。

狩獵は上古より盛に行はれ、獵器にも種々あり、天武天皇 TENMU (A.D. 672) の肉食禁制令出づるに及び、獵器に制限を布かれたり。狩獵のため農業を害するを禁する令、聖武天皇 SHIMMU (A.D. 701) 及醍醐天皇 TENMU (A.D. 808) に出でたり、以て貴人の生活情態如何を知るべし。

農民は水田の利多きに趨りて陸田を捨つるの風あり、歴代の天皇陸田を獎勵せり、其獎勵甚だ勉められたるものなり。

1. 持統天皇の御代 1847(A.D. 787)

天下に令して桑紵梨栗蕪薯の類の栽培を獎勵し、共に大小麥を栽培して稻米の補足をなすべきを勸めたり、是れ麥の夏早く熟して急を交ふるの力多きを以てなりといふ、以て當時食物の十分ならざりしものあるを見るべし。

2. 元明天皇の御代 1368 (A.D. 708)

農民一人につき陸田二段を賜ひて大小麥及粟を植ふしめ、且つ粟を以て租稻の代納を許したり。

3. 元正天皇の御代 1375 (A.D. 715)

毎戸人口の多少に従ひ一町以上二十町以下の陸田を賜ひ、其地子として段毎に粟三升を徴せり。

4. 嵯峨天皇の代 1470 (A.D. 810)

特に郡司中より恪勤のものを選び、大小麥の栽培獎勵を掌らしめ、併せて蕎麥黍稗胡麻の栽培を獎勵せり。

水田には稻、陸田には麥粟稗豆其他蔬菜更に衣服の料として楮麻を栽るたり。

米以下五穀は我邦原産植物なりしや、否や、分明せず、但し保食神の神話を正しとせば原産なり、楮、桑、漆は正しく原産の農作物なり。

又蔬菜には水葱、ネギ蓮根、香蒜、薑、大根、アヲナ菘菜、甜瓜、蕪菁等あり。

果實には橘、柑子、梨あり、橘と柑子は漢土の原産なり。

山には栗あり、菌あり、又筍、胡桃も食料に供せり。

奈良朝より平安朝時代
蔬菜

果實木實

草 棉

茶

耕作及收穫

犁

耕 耘

染料食物としては茜及藍あり、野生より採りて用ゐる栽培せざりしならん。

降りて奈良朝より平安朝時代には食用作物の數増加せり。

蔬菜には前記の外、漬菜、蔓菜アラナ、生瓜、茄子、疑冬、萵苣、莖、葱、蓼、芋、陂々古ハハコ、山薑、芥子、其他の雜菜及び五辛といふ大蒜等あり。

果實には在來の外、棗、李、柿、枇杷、柚、石榴、覆盆子(いちご)、椎實、通草(あけび)等あり。

草棉は漂流崑崙人より種子を傳へて南海及筑肥の諸國に植ゑたり(桓武天皇 1112 A.D. 782)、併し繁殖せず、氣候原産地と大差あるを以て遂に其種子絶えたり。

茶は支那より得て諸國に植ゑたり(嵯峨天皇 1170 A.D. 810)、同じく繁殖せざりしなり。

中古に於ける耕作法は明かに之を知ること能はざれども、十世紀延喜式内膳司に示されたる耕種園圃に於て略之を知る事を得るが故に、之に據りて當時に於ける耕作の一斑を記すべし。(日本農業

小史 P.P. 48—49)

田圃を耕作するには必らず牛ウシウマと犁ウシウマを用ゐたり、一人手綱を把りて牛を馭し、一人犁を持ちて田畑を鋤き起したるものなり。

大小麥大小豆の類は耕すこと凡そ一遍なるも、作物の種類によりては四遍五遍の多きに及ぶものあり。

かく鋤起したる土壤は更に塊を碎きて之を整地し、これに畦を作りたる後下種し、又は苗を植付けたるものなり。

大小麥大小豆の類は肥料を下さず、蔓菁、蒜、韭、葱、瓜等の類には大率肥料を施したるが如し、而して肥料は人糞を用ゐしものなるべし。

既に下種せる畠は時々雜草を抜き去りたり、作物の種類によりては除草二三回に及ぶものあり。瓜類の栽培は二度土壤を耕し畦溝を掘り（これは早魃の時水を漑ぎて耕地を濕潤ならしむるに備へしなるべし、今も瓜類を作るもの此の法を用ゐるものあり）、其後下種し其生長を俟ちて位を設く（位とは蓋し瓜の葉及蔓に土壤の附着せざらしめんがために置くものにして、今も麥稈などを用ゐて苗の四圍に敷くことは、一般に行はるゝが如し）、延喜式によれば、一段に付き位三百六十座とあれば、假りに一座を一株とすれば一段の圃に三百六十株を仕立てしものならんか。

今延喜式内膳司の條に見えたる耕作園圃の條を抄出して、左に穀類蔬菜の耕作法を表示すべし。

作物の種類	畠地一段に下す種子	播種より收穫に至るまでに要する人夫 <small>（牛）</small>	耕作に使役する牛	施用の肥料
大 麥	一五、〇〇	一四、五	一、〇	—
小 麥	一五、〇〇	一四、五	一、〇	—
大 豆	八、〇〇	一三、〇	一、〇	—
小 豆	五、五〇	一三、五	一、〇	—

第四章 農業の發展

芋	藎	蘇 良	藎 自	胡 葵	葵	韭	蒜	蔓 菁	大 角 豆	萵 苣	茄 子	晚 瓜	早 瓜	薊	薑	葱		
二〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三五〇、〇〇	一、〇〇	二五、〇〇	二、〇〇	五〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	八〇	八、〇〇	苗 一五、〇〇 三、〇〇 〇〇 把	三〇、〇〇	二、〇〇	四五	四五	三五〇、〇〇	二〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇 把	苗 一、二、四、〇〇 〇〇
三五、〇	三五、〇	三五、〇	二八、〇	二八、〇	三一、五	七五、〇	九三、〇	三二、五	一三、〇	三九、五	一八、五	四一、〇	三五、五	四六、〇	四四、〇	三四、〇	七八、〇	八七、〇
一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、五	三、五	二、五	一、〇	一、〇	一、五	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	二、五	一、五
	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	二一〇	二一〇	二一〇		一三二				七五	一二〇	一二〇	二一〇	二一〇

水	葱	苗 二〇、〇〇	五三、〇	一、〇	一一〇
芹		苗 五〇〇、〇〇	四四、〇	一、〇	一二〇

(備考) 肥料一擔は重さ六斤にして播種より收穫に至るまでの總人員は、犁を把るもの、牛を取るもの、畦畔を作るもの、種子を下すもの、糞を運ぶもの、收穫するもの等一切の人力を總括するものとす。

(日本農業小史 PP. 49—51)

養蠶

養蠶は農桑の語あり、食に次ぎて衣を重んじたり、絹は上古より貴族衣服の材料として需要せるものなれば、耕作に次ぎて獎勵せられたり。

手末の調

1. 崇神天皇の御代 564 (B.C. 96)
始めて女子に手末の調を課して布帛を徴せり、延て養蠶の業盛んとなれり。
2. 仲哀天皇の御代 852 (A.D. 192)
秦の遺民の歸化せるもの支那の蠶種を傳へ、之より我邦の蠶種改良せり。

支那の蠶種の輸入

3. 應神天皇の御代 930 (A.D. 270) 三韓征服の後次で雄略天皇の御代 1117 (A.D. 457)
百濟及支那より男女の縫工織工相踵いで來り、機にて帛を織る法を教へたり、又養蠶工來りて養蠶の術を教へ、併せて繭

機織 煮繭製絲

4. 天武天皇の御代 1332 (A.D. 672)
を湯に入れて絲を繰る法を傳へたり、從來は手にて布帛を繰り、繭を口中に入れ和らげて、絲を取りたるなり。

絹帛の貢

- 諸國貢する所の絹帛朝廷の庭上に滿ちしといふ。
5. 元明天皇の御代 1368 (A.D. 708)

出羽の國の養蠶

- 出羽の國にも養蠶盛に行はるゝに至れり。
6. 稱徳天皇の御代 1425 (A.D. 765)

即ち奈良朝の末には繭より取りたる眞綿を以て調に代納せしこと見ゆ。

7. 後冷泉天皇の御代 1706 (1046)

即ち平安朝の中葉頃に至りて農民漸く桑の栽培を怠り、隨て蠶蠶の業衰へしかば、蠶桑の業を勧め給へり、是れ漸く亂世に入れるを證するものなり。

上古馬は乗用としたること前に述べたり、後牛馬とも農耕に用ゐられたり、即ち耕作騎乗等専ら畜力を使用せり。

五世紀頃は野牛馬多かりしが如く、六世紀には之を捕へて貢せしめたり。

1. 顯宗 1145 (485) 仁賢 1148 (488) の御代 歳比りに稔りて牛馬野を被へりといふ。(日本農業小史 P. 11)

2. 推古天皇の御代 1573 (513) 諸國に令して良馬數百頭を貢がしむ、大化 1305 (715) の税法の調の種類中に馬あり。

初め一定の牧場なく、道端河岸等は農民自由に放牧し得べく、其他薪と共に牧草採收を許されたる土地諸國に多かりき。

七世紀中葉に至りて共同放牧場を設けたり。

3. 天智天皇の御代 1592 (632) 諸國に共同の放牧場を設けたり。

朝廷は特定の牧場を設け、牛を飼育したれども、九世紀の初めに之を煩はしとて牧場を廢し、而して御料の牛は民間より貢納せしめたり。

4. 仁明天皇 1494 (834) の御代 牧場を煩はしとて廢せり。

5. 醍醐天皇の御代 1558 (898) 命じて人民に野牛馬を捕へしめ、其大なるものを朝廷に獻せしめたり。

大化の頃 1305 (645) 牛馬帳ありて其頭數を記載せり。

牧地は毎年一月以後一面より漸を以て火を放ち嫩草の生ずるに至りて遍ねからしむ (日本農業小史 P. 70)

禁肉食の習

肉食用として牛馬を食ふを忌むの風習は早くより有りしもの如し。

神代に於て牛肉を耕夫に食はしめて御歳神の怒に觸れしことあり。

されど民間にては尙牛馬其他の獸肉を食するものありしが、佛教渡來後禁肉の風一般に盛となり、牧畜の勢阻止せられたるべし。

1. 天武天皇の御代 1388 (718) 始めて牛、馬、犬、猿、鶏を屠殺して其肉を喰ふを禁じたり。

2. 予は佛教は牧畜の發達を妨げたりとの説に左相すべき理由を見ず」(Ohta Nitobe, Japanscher Grundriss U.S.W. 261. 日本經濟史論 P. 10)

牛馬の賣買

牛馬の賣買は八世紀の初中葉聖武天皇 [1384 (724)] 既に諸道に於て盛に行はれたり。

1. 當時は甲斐信濃陸奥出羽大宰府管内等は良馬の産地なりし。

2. 甲斐の駒引 (毎年八月馬を貢したり)

3. 陸奥交易の馬は天覽 (代々の天皇駒引を御覽あり、交易の馬は時に御覽あり) ありたり。

牛乳

牛乳は七世紀中葉「孝徳天皇 1305 (645)」吳 (支那) の歸化人福常初めて牛乳を搾りて天皇に上りたり、其後諸國に令して牛乳を作らしめたり。

八世紀の始め「元明天皇の御代 1368 (708)」山城國に乳戸五十を置きて、供御の乳汁を掌らしめ

たり。

延喜年間に及び諸國貢獻の牛乳は蘇と稱したり、蘇を作る法は牛乳一斗を煎りて一升を得る割合とす。

養豚

五世紀の中葉〔安康天皇 1114 (411)〕山脊に猪飼あり、猪飼とは豚を養ふものをいふ。(日本農業小史 p. 19)

養蜂

六世紀頃〔推古天皇 1593 (593)〕既に養蜂を始めしものあり、百濟の太子余豊璋三輪山に放ちたり (日本農業小史 p. 30)、然るに七世紀中葉頃〔皇極天皇 1302 (643)〕始めて百濟人養蜂の業を起せしかども蕃殖せざりしなり。(帝國農業史要 p. 79)

工藝

奈良朝時代に於て最も著しき物質上の進歩をなしたるは工藝なりとす、其原因は支那の交通と佛敎の隆盛とに在りたるはいふを俟たず、歴代佛敎を保護助長すると俱に頻りに堂塔伽藍を起し、其中に安置せる木佛、銅佛、鑄佛、攝佛、乾漆佛、板佛等を始めとし、其他諸佛具皆大に進みたり、之を統ぶるに彫刻は佛像を作るに必要な技術なるを以て先づ當然發達せり、是等の佛像は推古時代を享け唐代の式を加味し、所謂天平式を代表せるものなり。

法隆寺の金堂に安置せられたる金銅釋迦佛坐像 (用明天皇の御代) 四天王立像 (孝徳天皇の御代)

聖武天皇以後長谷の十一面觀世音菩薩、東大寺の金銅盧佛、藥師寺の藥師立像 (天平時代) 法隆寺の夢殿にある木彫正觀音像、秋篠寺にある木彫技藝、天女立像、東大寺法華堂の乾漆製執金剛神立像等。

彫刻に次ぎたる發達をなせるは刺繡にして是亦佛像を刺繡するために起れり。

推古天皇十二年成れる銅繡丈六の佛像は其權輿なり。

同二十九年聖德太子の薨するや天壽國曼陀羅の國二十帳を作らしむ。

奈良朝に入りて、高さ五丈廣さ三丈八尺五寸の觀自在菩薩二帳を刺繡して、東大寺に安置せり。

大安寺には高さ二丈廣さ一丈八尺の大盤若四處二十六會圖像及び華嚴七處九會圖像を作れり。

興福寺内の寺院には彌陀落山淨土變及び阿彌陀淨土變を刺繡せしめたり。

此等は今多くは傳はらず。

其外從來の漆細工、玻璃器、染物、織物、染色の術等長足の進歩をなせり。

漆は奈良朝に於て之を以て繪畫を描き、螺鈿を嵌め、金銀平文に塗けるを出し、遂には蒔繪の術を創始せり。

七寶又聖武天皇の御代に創製せり。玻璃の水瓶、白色玻璃の碗、淺黃色玻璃の高杯、紺色玻璃の壺、紺色の盃、綠色の埴、白色の玻璃天等は今尙正倉院に残存せり、又硝子玉を製りて様々の裝飾に用ゐたり。

織物は孝德天皇の御代漸く發達に向ひ、文武天皇の御代には錦綾の織人百十戸、錦襪の數三十ありて織部司に屬せり、元明天皇の御代には諸國に花草を織り出す法さへ傳へたり。

染色術は纈纈、蒨纈、夾纈の類精巧なるものを出すに至れり。

既に此の如く物質上の進歩大なり、從て國民生活上の向上亦之に伴へり、衣服の如きは漢土と交通の結果、隋唐の制を學び、大化三年冠位改定以來屢々制令あり、官位により男女によつて夫々の區別詳かに定められ、又禮服平服の制細かに規せられ、一般左衽の風を改めて右衽となしたるは養老三年にして、支那に學びたるものなり、要するに服制一般に華麗となれり。

一般に華麗なる衣服を纏ふに至りたれば、其材料も亦精華なるものを用ふるに至れり、既に述べたるが如く、原始時代には専ら布を用ゐ、其中にも楮布麻布等を最も重んじ、葛布苧布等を用ゐたるものなるが、今や中流以上は多く絹を用ゐたるが如し、但し太き絲を以て織りたる鹿絹（絶アシキヌ）なれども、衣服以外の裝飾用として、羅縠、綾、錦、氈、蜀等の精華なる織物ありたり、又衣服の幅長漸く濶大となれり、是れ漸く奢侈に趨れるものなるも、實は國民生活の進歩せるの證なり。

蓋老の頃には文武の官人雑仕以上のものにして、表に輕羅をまとい、裡に彩綾を重ねるものありたり。寶龜元年の令に「袍衣を製するに匹を以て限りとし、未だ狹窄なる事を聞かず、比來意に任せて裁つて寛大なるを好み、袍を裁するに更に平正を加ふるに至る、費まことに深し、自今以後更に然る事を得ざれ。」

食物に至りては先づ麥、黍、粟、蕎麥等を始めとし、鯛、鮪、鮫、和布、昆布、濱菜、水葱、蔓菁、莖立、葵、田葛、梨、棗、栗、橘子瓜、菟實、山菅實等あり。

調味料としては醬油あり、酢あり、醬油は後世の味噌に近きものにして豆醃あり、肉類蔬菜は膾となし、羹となし、食せり。

鹽、雜類（刻乾魚）醬、鮓、鮓、堅魚、烏賊、螺（ツヒ）、熬海（イワコ）、紫菜（ムラサキノリ）、海藻、雜海藻、滑海藻（アラメ）、海松（ミル）、凝海藻、海藻根、未滑海藻、澤蒜、烏蒜、鮓、鮓、貽貝、鮓、白貝、菹、頭打、後折、海細螺、甲贏、近江鮓、煮鹽、年魚、煮堅魚等は太寶令賦役令に掲ぐる調の雜物中にあり。

新らしく傳來せるものに牛乳、柑子、茶等あり。

茶は平安朝即ち桓武天皇正暦年間に始めて輸入せりと稱するを常とすれども、又一に奈良朝時代既にありたりと云ふ。

柑子は聖武天皇の御代、播磨の弟兄唐より之れが種子を齋來し、佐蟲麻呂之を植ふ爾來蕃殖せりといふ。

牛乳は孝德天皇の御代百濟の美那使主の献上に始まる、爾後藥餌として必ず用ゐられたり、典藥寮中に乳戸を置き（大寶の制度）諸國をして牛酥を獻せしめたり、又元明天皇の御代山脊の乳戸を點ぜられたり。

但し以上は富有なる者の主として攝れる食物と見るべく、彼等は「水葱のあつもの食ふもの」に對して、「醬酢に蒜搗き合せて鯛の膾を食ふ」を大に誇りたり、去れば貧民に至りては「堅鹽を取つづしろひ糟湯酒うちすゝろひて」の粗食程度なりといふべし。

此時代に特筆すべきは肉食の事なり、佛教は殺生肉食を禁せり、而して上下殆ど佛に淫したる時代のことなれば、此佛教の思想の影響を被むるべきは、何人も想像する所なり、況して屢々漁獵を禁じ、天下の殺生を禁じ、佃獵を禁じたるをや、然れども實際には佛教の影響は案外少なかりしが如く、僻遠の地方に於ては殊に然りしが如し。

天武天皇の御代、漁獵者が檻穿を造り、又は機槍を用ゆるを禁じ、四月より九月まで築を置く事を禁じ、又牛馬鶏猿の肉を食ふを禁じたり。

聖武天皇の御代、此等の禁令を重ねたり、是れ禁を守らざるものあるを示す。

孝謙天皇の天平勝寶四年には天下の殺生を禁じ、海に依る百姓の困却するものには狼を給せり。

稱徳天皇の御代には鷹狗を養うて佃獵をなすを禁じ、諸國より魚肉を獻することを停めたり、佛教信者自ら好んで精進を

なしたるものあり。

果して然らば稻渡戸博士の佛教は牧畜の障害となりたりしを見る能はずとするもの、寧ろ事實に近邇せるものといふべし。

奈良朝の國民生活の向上ありとも、尙一般の國民は低く矮き疎鹵の家に住みたるが如く、高貴のもの尙黒木の家に住みたる例あり、宮殿寺院の屋根を瓦を以て葺くことは、奈良朝以前よりありたれば、京師の如きは一般に瓦葺行はれたるならん、家屋を塗るに丹堊を以てすること行はれ、又楡皮を以て屋根を葺くこと行はれたり。

齊明天皇の御代、大倭小墾田の高闕を悉く瓦葺にせんとする企てありしも成就せず。

持統天皇の御代、制令を發して瓦を以て官舎を葺かしめたり。

聖武天皇神龜元年太政官の奏を聽して、五位以上及び庶民の富有にして營むに堪ふるものは、瓦舎を構へ塗るに丹堊を以てする事を許されたり。

稱徳天皇神護景雲年間に、春日神社を寧樂に建てられたるとき其柱を塗るに丹堊を以てせり。(奈良朝時代の文化、文學士清原貞雄、歴史と地理第三卷第四號)

古來農民は田園と俱に必ず山林を有したり、蓋し上古は到る所森林あり、巨樹林あり、荊蒺の原野あり、必要の薪材用材は皆隨意に切出したるものならん、然るに其後權門勢家の經濟上及其勢力維持上、山林原野を占領して利を奪ふに至りたり、茲に於て之れが (1)造林を勧め、(2)又亂用を防ぎたり。

1 文武天皇の御代 1594 (694) 百姓居住の周圍二三十歩を限り、樹を植ふ林となすことを許して、薪炭材木の用に供せしめたり、是れ防風林の用もあるべし。

2 桓武天皇の御代 1466 (766) 椽板、箕子、杉丸太等の長短厚薄を定めて樹木の亂伐を防ぎたり。

農具中最も早く用ゐられたるは鑿（鋤に作る）にして木鑿コツハといへり、四世紀の初迄「仁徳天皇の御代 512 (612) 頃迄」使用せられたること見ゆ。

其後三韓より金工來り、金鑿、鎌、金鋪メキの類作られたり、それより後鋤の原料たる鐵は調物の一となれり、始めは鋤は朝廷にて作りて之を頒ちたり、これ民間に製作する能はざりしためなり。

皇極天皇の御代 1302 (612 A.D.) 武内宿禰の後裔に巨勢荒人あり、葛城長田（カツラギノナガタ）を佃らんとす、其地丘山にして水利に乏し、荒人長槓ヒメアツキを作り河水を導きて之に漑ぐ、天皇巨勢槓ヒメアツキ田朝臣の姓を賜ふ。（日本農業小史 p. 15）

高麗の僧曇徴水車を貢せるより「推古天皇の御代 1453 (753 A.D.)」人民水力を以て之を轉じ米麥の穀を去り又粉となすの法を知りたり。

大和國宇陀郡地方の農夫は夙に稻機により穀を乾かし來たれり、仁明天皇「1194 (834 A.D.)」其法を諸國に教へ且その使用を奨勵せり、爲めに穀の空しく腐蝕するを免るゝに至れり。

蝗虫の害は既に神代に見えたり、蝗の驅除法としては風を起し、食鹽を用ふべきを教へしこと、神代に見えたり。人皇の世には蝗害又は螟害常に絶えず、又野鼠の害ありたり。

光仁天皇 (758 (T. O. A. D.)) の御代に畿内に野鼠あり、農作物を害したり。

他日の凶歉其他の不慮に備ふるため、朝廷の御料田に成れる稻を屯倉トヤウに藏する制創められたり、
〔垂仁天皇の御代 632 (28 B. C.)〕是れ貯穀の初めなり。

諸王臣も亦之に倣ひて屯倉を設けたり、故に諸國に朝廷及其他の屯倉起りたり、而かも尙貯穀其他の獎勵〔宣化天皇の御代 716 (536)〕をなしたるは、災厄頻至せるの證なると同時に、人民他日に備ふる事を知らざる幼稚時代を脱せるを知らしむ。

食は天下の大本なり、黄金萬貫も飢を療す可らず、白玉千箱も何ぞよく冷を救はんや、と勅して天下に貯穀を奨め給へり。(宣化天皇の御代)

文武天皇の御代 707 (607) 奈良朝の中葉、民に稻及粟は九年、糶は二十年貯藏力あることを教へて、貯蓄をすすめ、併せて絲、綿、布の儲蓄をも奨めたり。

義倉とは富めるを分ちて貧しきを賑はすため常に穀類を蓄積して其備をなすにあり、情義に合へるより名あり。

大化二年 707 (547) 義倉の制を創めたる時の定めは國內一般臣民を貧富の度に應じて九級に分ち、上々戸は二斗出穀とし、以下遞減して下々戸一斗に至りしなり、貧戸に穀を出さしむる安からずとなし、改めて中々戸以上に限りて出穀せしむることとせり。文武天皇大寶六年 737 (697) 〔大寶三年 隱岐國造〕 又出穀の類を代へたり、初めは粟なりしも、稻、麥、大小豆を以てするを許し、田租と同時に徴收

せり。

出穀を怠るものにして官位あるものは其封祿を留むる制を設けて怠納を防げり、其後（陽成天皇の御代 1531 (771) 平安朝の初めまでは義倉の制存せり）義倉の制は廢絶に歸したり。

義倉の制創まりしは大化の改新と俱に屯倉を停廢したるを以てなり、其何故かは蓋し任意にては貯穀するものなかりしならん、故に義倉の美名を藉りて強制せるものなり。

義倉は元と賑恤を旨とせるものなるが、常平倉は穀價を調節せんために出づ、是れ凶歲ありて穀價暴騰せる事實ありしことを證するものなり、常平倉は淳仁天皇の御代 1110 (750) 國の大小に従ひ公廩稻を割きて蓄へ置き、穀價の貴賤に従ひウリコネカイコネ糶テウ糶テキし、人民の飢餓を救ひ、併せて諸國の穀價を調節する機關とせられたり。

常平倉を掌る所を平準署といふ、醍醐朱雀の御代 [1553 (893), 1561 (901)] まで存せり。

義倉常平倉は時に従ひ之を變せしも、不動穀は粃粟の貯藏に堪ゆる限り之を保存し、保存に堪へざるに至れば新舊詰替を行ひ、國家遠年の儲、非常の備となすにあり、併し時ありて義倉と同じく水旱飢饉の際之を頒ちたることありたり、貯穀減すれば力めて速かに之を復舊するものとす。

元明天皇の御代 1368 (708) 創設せるものにして諸國一定の額を定め大税を割きて之に充てたり。

陽成天皇の御代 1531 (771) 陸奥出羽及西海道を除き其餘の諸國にて不動穀の額三十七萬餘石ありしといふ。

不動穀又は
遠年穀

常平倉

淳和陽成の兩朝〔1151 (XII), 1155 (XIV)]或は特殊の農資として給與し、或は出舉として貸與せ

るものに急救稻あり、始終審かならず。

出舉とは利子を附することをいふ。

節儉令の初めて見ゆるは、繼體天皇の御代 1167 (XV) なり、後、孝徳桓武嵯峨〔1305 (645),

1442 (782), 1470 (810)]の諸朝にも見ゆ。

一年穀稻大に實りしかば天皇民の之に依て俗をなし驕を生ぜんことを恐れ奢侈を禁ぜり。

民の豊作の月に方り美食と酒とを用ゐて農事に怠るなからんことを戒む。

上古大地主は多くの僕隸を驅使して其田園を耕作せしめしも、後に至り春農民に貸し秋に至りて稻其他の物を致さしむるの制起れり、土地賃租の法是なり。

田より官に收納する所は租の外に地子あり、諸國の田地を人民に斑與し、別に官に残れるを剩田といふ、この剩田を春時其租に相當する價を收めて一年間百姓に貸與するを賃といひ、春特別に價を收めず稻を收穫するの後租を輸せしむるを租といふ。(日本法制史 P. 66—67)

斯く或は賃し或は租するもの則ち地子にして、其田を輸地子田といふ。

地子は田品によりて率に差異あれども概ね五分の一を準となす。(P. 67)

地子田は或特例の外は一般に地子の外又定制の租を輸するものとす。(P. 67)

輸地子田は地子を輸するもの即ち民に賃租し、其小作料を收むるものにして、位田、職田、國造田、采女田、簀力婦女田、賜田等の未だ授けざるの間、及び遙授國司公廩田、役官田、出家得度田、逃亡除帳口分田、剩田等なり。

不輸租田（租を免じたる田）及輸地子田に屬せざるもの、則ち位田、職田、國造田、郡司職田、采女田、口分田、墾田等、年々其租を納むるものを（*P. R. 1-19*）輸租田といふ、其徴する稻を地子とし其田を地子田といへり、地子は今日の小作料なること既に述べたる所なり。

桓武天皇（*794-823*）の御代、一町の賃租一萬錢に當るものありしに、之を以て不當となし、上田の賃租を四千錢となし、以下中下に應じて遞減すべきを命せり。是れ我國小作料制限の始めなり。

仁德天皇其他の御代〔*592-645*〕開墾移住を奨励し之を實行せり。

筑紫の田部を召して播磨及河内國に於て開墾をなさしめ、河内國にて開墾せしもの田四萬餘頃に及べり、又諸國の國司に命じて開墾を促したり〔孝德天皇（*645-654*）の御代〕、これ班田の制を布き、口分田として水田の多きを要せるためなり。

文武天皇（*672-697*）の御代、大寶三年に人口稠密なる本莊（京師を云ふ）の地を去て稀薄の地に就くに日程十日程のものは租調を免すること三年、五日以上は二年、二日以上は一年、且一度移りしものは復び歸ることを得ざらしむる制を設けたり。

元正天皇（*724-746*）の御代に朝廷より役夫の糧食及器具を給與し、之によりて十日間に全國膏腴の地百萬町の地を開墾せ

しめ、併せて百姓の土地を開きしものあるときは、收穫雜穀の數量に應じて位勳を給ひ、役を免する等の特典を設けて、荒野閑地の開拓を奨めたり。

又國郡司に命じ又は褒賞條例を設けて民に開墾を勧めたり。

文明天皇 1368 (1369) の御代に相模、上總、常陸、上野、下野、武藏六ヶ國の富民千戸を陸奥に移して、其地の開拓に従はしめたり。

當時の田制に據れば開墾田と熟田（口分田）たるを問はず、水田は總て斑田せらるゝ制なりし、是を以て農民は自己の開墾せし地の斑田せらるゝを厭ひ、爲めに開墾尙十分に行はれざりしかば、溝池を造り自ら水利を開きて開墾を營むものは、其地を三世に傳へ、在來の溝池に水利を得て地を墾くものは、其地を一身に給ふ制を定めたり、是れ墾田三世一身の制なり。

聖武天皇 702 (704) の養老七年に墾田は凡て永世民の私財たるべしとせり、是れ墾田所有權を確保せるものなり。

墾田に對しては永世所有權を確保せるに反して、口分田（熟田）は斑田せらるゝ制なるを以て、是より熟田漸く顧みられざるに至りしかば、墾田制限令を設けたり、即ち親王の一品及一位を五百町とし、以下遞減して庶人を十町とし、且つ國司をして在任の日開墾したるものは舊の如く三世一身の制によるべしと定めて、墾田に伴ふ弊害を防止せり、然れども莊園は益々大となり、公田は逐年荒蕪に歸せり、茲に於て稱徳天皇 780 (781) の御代爾後の開墾を禁せり、但し農夫の一二町を

墾田三世
一身の制

墾田の永
世私有

墾田制限
令

新たに開墾するは之を許し、特に寺院を此の制限外に置き、光仁天皇（770-810）の代此禁を解きたり。

嵯峨天皇の御代（810-824）墾田するものは、其四域を明示せしめて濫りに墾田を擴張するを防ぎ同時に閑廢の地は之を請ふものに與へて開墾せしめたり。

人々閑廢地を請ひて開墾すれば、國司隨て租を課するあり、又其地の舊所有主之を奪ひ利を食る等ありて、閑廢地の開墾を嫌ふに至れり、依て淳和天皇（824-829）の御代に至りて右閑廢地の墾下年期を六ヶ年とし、其期間に開墾主死せば更に六ヶ年内其子孫に免租し、且つ其地は終身耕食するを許すの制を設けて閑廢地の開墾を奨めたり。

前に述べたるが如く陸奥の地には元明天皇（702-710）の御代に相模上總常陸上野下野武藏の六ヶ國の官民千戸を移したるが、光仁天皇（770-810）の御代再び坂東八ヶ國の民二千五百人を移して開墾に従はしめたり。

當時出羽の國に勢家の土地占領の弊行はれ、農夫の業を失ふものあり、依て之れが土地占有を禁ずる勅令、桓武天皇（782-806）の御代に出でたり、次で嵯峨天皇（810-824）の御代にも陸奥出羽兩國に於ける百姓又は浮浪の開墾せる土地を國司の公收するを禁じ、以て兩國の開拓に便せり。

田租は稻を以てし、其他は布米又は土産を以てせり、元明天皇の代（702）和銅七年（716）奈良朝

中葉)に調庸の錢納を許したり、又租税減免の法あり、是は農民のために大なる權利なるが、水旱蟲霜害に罹りて五割を損したるものは租を免じ、七割以上は租調を免じ、八割以上は租調庸を悉く免じたり、後世の檢見法蓋し此に濫觴せり。

今大化前の租法を推算すれば左の如し。(三浦菊太郎著日本法制史 p. 61)

一步(高麗尺方六尺)	穫稻二把(成斤)	春得米一升(同前一升)
一代(五步)	同 一束	同 五升(中略)
五百代(250步即ち一町)	同 五百束	同 二十五斛
此租 稻十五束		此米七斗五升

二十五斛の穫米より七斗五升の租米を輸す、百分の九十七を所得として其三を公に輸す、租法薄きに過ぎたるが如しと雖も、此他に貢(ミツギと訓す、「ミ」は尊稱、「ツギ」は朝廷國家の費用を人民より續きて供し奉るの意にして、家々より種々の物品を奉ることをいふなり)、調(弓弭の調、手未の調の如し)、徭役(エタチと訓す、人民の朝廷のため其身を役して兵役及宮城、池溝、道路、橋梁、堤堰等の修繕營作の務に服するをいふ)の事あればなり。(p. 61)

大化二年の詔に曰く、

其三曰(中略)凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町段租稻二束二把町租稻二十二束(下略)

右に云へる一段とは 300 步にして、一步は高麗尺の方五尺(今大尺の方六尺に同じ)なり、量

は減大升にして、令の大升に同じく、所謂唐の大量なり、而して一步の稷稻二把春得米減大升の一升を得るとすれば是れ京升の四合〇五八に相當すべく、一段の稷稻七二束春得米減大升にして三斛六斗の租稻は二束二把京升四升四合六勺餘に當る、即ち租は收入の約百分の三を以て準としたるなり。

一步(高麗尺方五尺)

稷稻一把(小斤)

春得米一升(減大升)

一段(300步)

同 72束

同 三斛六斗

此租二束二把

此米一斗一升

一町(3000步)

同 720束

同 36斛

此租23束

此米一斛一升

(p. 64)

大寶令租法

和銅租法

大寶令租法は大化改新の時と大體に於て異なる所なし。

和銅租法(元明天皇和銅六年)は上田、中田、下田、下々田によりて租率に大小あれども平均租率約百分の五なり。(p. 65)

以上の外、調の副物として魚貝其他郷土の出す所に從て之を課し、又戸數に從ひて朝廷に仕ふべき采女及諸司に仕ふべき仕丁を各一里一人の割にて出さしめ、其人なきときは布及米を納めしめ、仕丁及采女に對する一戸の庸布を一丈二尺とし、庸米を五斗とす、此後時により租額其他に異同ありしも大體右に標準をとれり。

後には租を納むる毎に一俵（現今の二斗入）に付き二斗以上一石に付き五斗以上の粃を、江戸時代に於ける缺米の如き名義にて増徴し、此他歳役の如きも常に制限外に徴發して、國郡司の私役に服せしむる等、其負擔漸く過重となれり。（帝國農業史要 p.11-12）

平安朝に至るまで、交易は主として物々交換なりき、奈良朝を経て平安朝末に至る間、主として京師の市場にて交易若くは賣買せられたる物資中、農産物には一般の米、麥、木綿、油等の外諸國の名産としては阿波絹、美濃八丈、美濃柿、常陸綾、紀伊紵、甲斐斑布、石見油、但馬紙、伊豫紙、同簾、出雲蕪、河内味噌、長門牛、陸奥駒、同檀紙、同漆、信濃駒、同梨子、同木賊、丹波粟、近江餅、越後漆、山城茄子、大和瓜、飛驒餅、鎮西の米を主なるものとす。（帝國農業史要 p.100）

欽明天皇 1200 (540) の朝、貿易船長の任命あり、當時外國貿易の行はれたることを知るべし、平安朝時代に外國品として市場に扱はれたるものには、奇木、珠玉、織物、香料、器具、竹類等あり。（同p.100）

上古長短を度るには大指と中指とを擴げたる長さを咫と云ひ、四指の廣さを握といひ、左右の肘を張りたるを尋といひしのみ、後高麗尺傳はりて始めて尺あり、現今の吳服尺は高麗尺の少しく變化したるものとす、楯は崇神天皇 564 (B.C. 96) の御代吳より傳へ、次で欽明天皇 1200 (540) の御代斗升斤兩を定め、文武天皇 1327 (697) 奈良朝中葉の御代、天下に度量を頒てり、後ち後三

條天皇 1139 (1069) (平安朝中過ぎ) 自ら榊の制を定め給ひ、從來の二升を一升とせり、一升の容量は現今の約八合に當る、後世此勅定の榊を宣旨榊といふ。

III 中古時代 (931—1602 A.D.)

大化以前の武官、大伴久米二氏は部人を帥ゐて天皇に従屬し、物部氏は兵器を帶び、皇居を警衛するの別あれども、有事の日軍に従ひ兼ねて常時刑罰を司るは、三氏の武官とも同じとす、是等の將帥に従屬するものを大伴部、久米部、五部造、天物部、二十五部、十箇品部等とす。

(日本法制史(一)五)

斯の如く大化以前世襲の武官(大伴連、久米直、物部連等)あり、又農民も自由に刀劍を帶ずることを得しが、大化改新と俱に農民の武器を藏するを止めたり。

持統天皇 MEIJI (767) の御代、諸國の壯丁四分の一を徴して兵となしたり、是れ徴兵の始めにして後大寶年間(文武天皇 MONMU (709))に至りて徴兵制益々備はれり。

其制によれば全國壯丁の三分の一を採りて兵となし、諸國に軍團を置きて之に入れ、三年を以て交代し、其中より入りて京師警衛の任に當るを衛士と稱し、毎年交代して出でて邊陲衛戍の任に當るを防人と稱す。

征討の役あるときは更に軍隊を編成するものなり。

其後驕惰漸く風を成して諸國の兵士にして弓馬の任に堪ふるものなかりしかば、(是れ王朝時代に

め
徴兵の初

幾十年かの間に偶々兵役ある位に過ぎざる故に、自然徴兵の要なきに至れるなり（光仁天皇（一三三）（一三〇）の御代（奈良朝の最後の帝）に至りて殷富の農民中弓馬に堪ふるものを徴兵となして後、世襲の武官あるに至れり。（帝國農業史要、280）

然れども是れ別に侍と稱する一階級をなしたるにはあらざるべく、前述の理由により此制も其必要なきより、何時の間にか廢したるか續きたるか、知るべからずと雖も、要するに、鎌倉開府以前は我國も亦支那と同じく「寓兵於農」といひて、兵農の別を立てず、兵士は皆農民より徴發したるものにして、一朝事ある時は倔強の百姓を選拔し、以て攻守の備に充てたるものなれば、當時別に侍サムライと稱する一階級のなかりし事は明かなる事實なり。

然るに、承平天慶の亂「平將門藤原純友の亂、朱雀天皇（九〇七（917 A.D.）」後、世の中は漸く封建の萌芽を發し、將帥の職は皆藤原氏若くは源平二氏の譜代を以てすることとなり、所謂世官世祿となりしかば、其に隨從する兵士等も亦譜代の屬兵となるに至れり。

夫の鳥羽帝（一七五（1125））の時屢々制符を下して、兵士の源平二氏に屬することを禁せられたるは之れが爲めなり、然れども此時代に於ては兵農の區別未だ明確ならず、歴々の武將には平素其左右に若干の武者の侍サムライ居たること疑ひなきも、多數の武者は皆夫々其知行所に住居して農業に従事し居りたれば、當時諸方に割據したる豪族は取りも直さぬ百姓の頭領にして、眞に所謂土豪たるに

過ぎざりしなり、其後頼朝の天下となり、鎌倉を以て中央政府の所在地と定めたる時に於ては武將は特別の任務を帯びて他地方に駐屯する者の外、大抵鎌倉に邸宅を有して都住居を爲しつゝ、ありしも、其配下の武士は矢張り其知行所に在りて農民と雜居し居たるものなり。(譜代の大名和田、畠山、三浦、佐々木等の外は皆鎌倉に居らず、在國なりし由室鳩巢の猷可録に見ゆ。)

徂徠等の記する所によれば士農の分岐を來したるは北條時頼以來のことなりといへり。

(經濟論叢第六卷第五號、瀧本誠一、徳川時代に於ける封建都市の發達 p.p. 310—321)

斯くの如く、大化改新後大寶時代より凡そ八九十年間、徴兵制行はれたれども、王朝の權力衰ふると同時に徴兵の制行はれず、人民は平素其田畑を耕し、一朝事あるに臨んで鋏を棄て軍に従ひたるのみ、而して一方には之より先き莊園の勃興と俱に兵農分岐の端を開けり、則ち新らしき社會組織に移る端緒を開けり、兵の階級に屬するものは領主の家に郎黨と稱し、日常軍事上の勤務及尊敬を拂ふ關係の下に、扶持米を受けて領主に事へたるものなり、農の階級に屬するものは領主の保護の下に土地を耕作し、年貢賦役を納めて、領主の士卒を養ふ資を供したるものなり。

此の二種階級に屬せる人民は、初めは不自由民なりしが如けれども、其後は等兵農の多數を配下に置くこと、多ければ多きほど勢力を大ならしむるは、言ふを俟たざりしを以て、領主は單に其目的を以て土地を占領し、其上に住する自由民を強制して臣屬たらしむること、往々にしてあるべ

く、莊園發生の初期には此等臣屬的關係よく發達せざりしなれども、莊園の制度漸く發達して後、初めて自由農民亦自ら安んじて領主の或は隸屬的士卒となり、或は臣屬的農民となるに至れり、是れ等の領主其勢力範圍の争をなすに方りては、孰れにも屬せざるものは、各迫害を受くべく、寧ろ孰れかに投するに若かず、剩さへ領主は之れが投降を勧誘する手段に出でたるは明かなればなり。

平治の亂〔一條天皇 1159 (1159)〕に、源義朝亡びて平清盛遂に權力を振ひたるが、當時（平治役後）平氏一門の莊園五百餘所に互り、全國の半を領せり、是れ源氏の莊園諸家諸寺領をも侵奪したる結果にして、以て領主の所有地及所有民の如何に大なるかを見るべし。

源平盛衰記 卷一（清盛捕化鳥云々の段）

「サレバ六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云ヒケレバ花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ並ル人ナカリケリ太政入道ノ小舅ニ平大納言時忠卿ノ常ノ言ニ此一門ニアラヌモノハ男モ女モ尼法師モ人非人トソ申サレケル」

源平盛衰記 卷六（小松殿教訓父の段）

「就中此一門ハ悉クモ桓武天皇ノ御苗裔……刑部卿殿備前守ノ御時……家ニ久ク絶タリシ内ノ昇殿ノ許サレケル時ハ萬人唇ヲ反シ侍ケルトコソ傳ヘ候へ……加之國郡半ハ一門ノ所領トナリ田園悉ク一家ノ進止タリ是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ」

それ斯の如く一族郎黨跋扈し大なる一門をなすに於ては、幾多の分家を出し、以て其同族の權勢を維持擴張するに至るは自然なり、此等は居宅を分ち、特別の家計を立て、共通の氏族名の外に特別の苗字を以て別家を創設するものにして、之は獨り領主の家のみならず、一般人民の家にも行

はれたり。

此等の分家別家は血縁の關係なきものも、其永き忠義に愛で、又同時に權勢を張るため、同族の結合に加へたること屢次ありたり。

平氏は桓武天皇 1112 (783) 第五皇子葛原親王より出で、源氏は嵯峨天皇 1170 (810) の諸皇子より出でたり、平氏の源氏に先立つこと凡そ三十年、平氏先んじて全國の政兵二權を掌握せり、平清盛仁安二年〔六條天皇 1123 (1166)〕太政大臣となり、後壇浦の海戰 (1183 A. D.) に亡びて頼朝權勢を樹立してより權力の中心點は京都及西南を去りて關東に移れり。

政權武門
への推移

都市の發
達の徴

建久三年頼朝征夷大將軍となる、是れ明かに政權の武門に移れるなり、それより足利氏の季世織田氏時代に至て (元龜天正後) 愈々茲に兵農分岐は完成の域に達せり、此頃より武家武人の住所と其領地たる知行所とは全然別となり、戰爭を職とする侍と農業を事とする百姓は、殆ど完全なる分業を來し、其結果一方に經濟的進歩の一大要件たる都市の發達を促したり。(經濟論叢第六卷第五號 P. 111)

斯くの如く、戰爭を職とする侍と農業を事とする百姓と、殆んど完全なる分業の結果、今や、曩きの家子郎黨は武家となりて其の主將と結合せり、然れども其關係は血族關係にあらず、其血縁者あるは勿論なれども、而も主將との關係は孰れも扶持を給せらるゝを以てなり、即ち恩顧主從關係は此扶持關係に主因すれども、尙人爲的に血を啜りて縁者たる意義を有せしめたり、そは主君と新參

の非血縁者と血を交へて啜るの殿めしき俗ありたるによりて之を知るべし。

非血縁者の主君を戴けるもの獨り武家に限らず、農民も亦然りしなり、是れ久しきに互る戰國時代に於て、社會幾多の不安は農民を驅りて權力者の保護を仰がしめ、其保護に俗するに對して、農産物及勞役を以て酬いたる一種の經濟關係に外ならず、此農民の年貢によりて將軍は武臣を養ふことを得たるものなり。

貞永式目〔貞永元年八月十日後堀河天皇 1093 (1233)〕は身執權の職にありて事實上の主權者たりし北條泰時時房二人が主として評定衆等と共に (1) 賴朝時代の慣例 (2) 律令によりて専ら武人の習儀に適するを主として、兼ねて幕府の維持を目的として制定したるものにして、總て五十一條あり、之を御成敗式目といひ、或は貞永元年に成りたるを以て世人之を貞永式目といふ、新編追加は正安時代 1092 (1303) 後伏見天皇に至るまでの判決例法令を以て貞永式目の缺を補ひたるものにして、總て三百六十一條あり。

貞永式目、新編追加の二法律は獨り北條時代のみならず、室町幕府江戸幕府共に之を則りたるものなれば、此二法は武家法律の基礎といふべきものなり。(日本法制史 p. 173—174)

室町時代の法律は主として北條時代の貞永式目及其追加條目にして、大抵は此によりて處決したりしが、猶時勢の變遷に従ひ多少の増補斟酌を要するを以て、別に又建武式目十七條を制定し、以て足利氏の憲法となせり。

然れども此式日は大略政務官の訓戒に過ぎざるを以て、後次第に鎌倉式目の追加補正の條文を造れり、是れ今日建武以來式日追加と稱して畧二百十條を存するものなり、而して此中數條は北條式目の混入せるものあれども、其他は皆正確に當時の條文を傳へたるものと見て不可なかるべし。(日本法制史 p. 210)

貞永式目にては土地を分て四種となす。曰く、

1. 領地又は知行

2. 神領及佛領

3. 公田

4. 間田

間田一名餘田といひ、不輸地たること名田と同じく、水旱卑濕利用し難き繩外の地なり。

茲に注意すべきは領地又は知行即ち封地ホウチなり。

然らば封地とは何ぞや、封建時代に於て武士若くは「侍」の受くる所の土地なり、抑々氏族膨脹して二形式をつくる、一は戸主の弟の分家獨立、一は非血縁者の結合にして、此非血縁者には士卒(家子郎黨)と農民とあり、而して家の子郎黨は所謂扶持米を受けて主君に仕ふるものなること既に述べたり、今や扶持米を受けずして土地を受けて主君に仕ふる武士(侍)と化して出でたり、抑も封建制度に二大基礎あり、土地は其一大骨子にして、侍は農民と俱に他の一大骨子なり、

然れば莊園變じて封地となることは、封建制度の基礎の成れるものなり。

蓋し封建制度 (The System of Fiefhold Tenure) の一般の徴は、(徳川氏の封建制度政治學經濟學論叢第一卷第

一號)

(1) 忠義を竭すといふ條件(殊に軍事的忠勤)の下に、各々其の臣下たるものが上級主權者より封土を受けて領有すること

(2) 封土の領有は世襲なること

(3) 領主は其封土内の臣下に對して生殺與奪の權を有すること

(4) 領主は總て上級主權者の監督の下に立つことに在り。

今此土地所有權と軍事的勤務とを基礎とする新たなる社會組織の發生し來れるは、兵亂無秩序の後を承けて、領土の防禦及耕作並に人民を一の自覺ある社會に結合することは、當時の二大急務なりしこと明かにして、之に應ずるには、實際上土地が唯一の富源たりし時代に當つては、能く各人に向つて、社會的秩序の眞實なる人生、其處を得せしむる地位(身分)を配與するより外なかりしなり。

而して當時土地尙豊富なりしかば、土地を與へられず、隨て領主を有せざる階級を生ずる要なかりし、後都市漸く發達するに隨て土地を有せざる新らしき階級發生し、封建制度は爲めに變革を蒙るに至れるなり、是れ足利時代に始まりて徳川時代に殆ど完うせり、然るに此軍事的、社會的、經濟

的組織は同時に政治的制度となるに至れり。

莊園を變じて封地となせるは源賴朝なり、續いで北條義時也、賴朝は其功臣に所謂御下文（封地狀）を授けて其占有權を認めたるは、既に莊園を占有せるものには、何等の痛痒損得なきが如けれども、然れども當時の權勢より其占有權を認められたるものにして、固より法律上政治上重大なることなり、何となれば元來莊園の占有者は其莊園地内に裁判權を有せるものと有せざるものとあり、裁判權は元と國司の手に專屬せるものなりしかども、莊園成立後莊園占有者自ら之を行使せるものを生せり、是れ當然赴任すべき國司の京師に止りて國に下らず、在應官吏に事務を委任せり、之を遙任といふ、一旦赴任せるものも故ありて上京せしものは再び歸任せず、實際の國務は小數の卑官によりて行はれつゝあり、後には赴任するもの一人もなく、其地の豪族を代官として國務を執らしめたり、所謂目代是なり（日本農政史 75頁）。是れ奈良朝の末葉よりの事なり。

斯かる始末に乗じて平氏滅亡後、賴朝は文治元年十一月（朝廷に請ひ翌二年三月勅許あり）諸國國衙に「守護」を置き、莊園に「地頭」を配し、己れの家人を以て之に任せり、其の所有主の權門なると勢家なるを問はず、每段五升の兵糧米を出さしめて叛逆に備へしむ（大江廣元の議に出づ）。斯くして地頭が地行主として其權力益々重きをなしたるに加へて、朝廷及其官吏は行政權の全部を承久の亂（順徳天皇の御代 1156—1159）失敗のために失ふに至れり、從て司法及行政の權地頭

臣僚國家
の基

に移り、地頭は知行主たると同時に司法行政の機關たるに至れり、而して此地頭は將軍の家臣なり、然れば即ち土地所有權と司法及行政高上權との結合によりて、我が封建制度の家士制度は發達せるものなり、而して家士の制の發生は變がて後世起れる臣僚國家の萌芽なりと謂ふべし。

斯かる莊園占有者には頼朝猶豫なく「御下文」を授けて封地となし了せり、承久の亂(二に二一)後鳥羽上皇皇權擴張をはかりて成らず(朝廷の御謀叛)と稱せらる、從て領主なき土地(沒收地)を出せるを以て、北條義時之を封地として地頭に與へたり。

自己の爪牙たらしむる目的を以て、苟くも機會あれば封地を造り(北條氏は其利益上貞永式目の定めたる土地共有の原則を破り、又地頭は將軍の許可の下に森林牧野をも收めて領有する權あることを定めたり)、以て頼朝の創めたる封建の制度を完成したり。

封地は當時行はれたる主たる土地占有の形式なり、頼朝が關東及東北地方に多く封地を授けたるは、固と同地方に未墾の地多きの致す所もあれども、頼朝は西南地方を制せんとするには武力に頼るの外なきを以て、自家權力を確保するの必要あるに因れりと謂はざるべからず、是れ頼朝の植民政策なりと謂ふべし。

一種の植
民政策

斯の如く土地を與へられたる侍に二種あり、一は自ら多くの從臣を有し、己の封地に更に其從臣を封じて開墾せしめ得るものにして、他は斯の如き從臣を有せざるものなり。

第一種の植民により所謂「名田」生ず、名田は莊園と多くの類似點を有し、名主之を管掌し、侍の從臣農民に化して之を耕作す、而して名田の農民が莊園の農民に化し遙かに獨立の地位を有せるは、兩者を分つ唯一の差異なるが如し。

之に反して更に其地を封すべき從臣を有せざる侍は、勢ひ外部より農民を移住せしむることを要す、而して此の如き移住を企てたるものの中には、東北にて獨立自由を認めらるゝこと多きが爲めに、西南地方の莊園より來れる舊日本の農民亦在り。

此種新來の農民によりて起されたる新耕作方法あり、新田耕作即ち是なり。(日本經濟史論、1130)

(1) 大化改新が全國の土地人民を公地公民と做し、天皇の最高所有權を確立したりしこと、莊園の發達に従ひ一度は忘れられたるが、今や再び封建國家に於て賴朝によりて呼び起されたるが如しと雖も、今は事實上土地の封主は將軍にして天皇にあらず、政治上の實權を握れるは賴朝及北條氏なりしなり、此情勢は後世の史家をして當時(明治維新)關東の武士百姓は將軍あるを知つて天子あるを知らざりし(幕府衰亡論、113)なりと謂はしむるに至れり。而かも此點國情の相違に於て最も注意を要する所なり。

夫の英國ウイリヤム第一世(戰勝王)は諸侯と其臣下との關係、即ち陪臣が國王に叛しても直接の領主の爲に戦ひし習慣を打破せむと啗く決心し、紀元一〇八六年八月一日國會を召集せり、此國

會には全英國の土地所有者は其何人の臣下たるを問はず悉く來りて王を拜跪して其臣下となり、如何なる他の人を敵とするも王には忠順なるべき事を宣誓せしめたり、即ち英國の地主を國主と直接の關係に聯結せるなり、我國に於て斯かる不臣なし。

國會はソールズベリイ、アレインに開き、集まれる地主の數六萬人といへり、有名なる出來事なりとす。

賴朝及北條氏は日本封建制度の創建者にして又大成功者なり、當時賴朝は關東及東北地方に多くの封地を授けたるは、固と同地方に未墾の地多きの致す所又自家住居の關係もあれども、賴朝は西南地方を制せんとする武力に賴る外なきを以て、自家權力を確保する必要あるに因れりと云はざるべからず、是れ既に陳べたる所なり、而して北條氏足利氏權力を收めたる凡そ三百七八十年間北條氏百二
十四年足利氏二百五十年三百七十五年或三百八十九年氏二百五十年三百七
十五年或三百八十九年に封建の制度は更に著しく發達し、豊臣秀吉時代に至れば森林原野等の共有地以外の土地は悉く封地と化し、甚しきに至ては森林原野を共有地より除くの傾向さへ實際に存せるを見る。(日本經濟史論 p. 159)

封建制度に於て農兵分岐は最も忽にすべからず、今武士(侍)の起原は之を述べたり。

(2) 封地は知行主自ら之を耕作せざるを特色とす、彼等が土地を獲得するは、之を權力の基礎となすにありて耕地を欲するにあらず、唯之より年貢を收むれば足るのみ、従て土地の耕作は之を「莊司」に委したり。

莊司元來武人にして農民にあらず、而かも時の經過により次第に農民となり、地主に對し獨立の地位を有する一種の小作人たるに至れり、是れ後世郷士の起原ならん。(日本經濟史論 p. 111)

(3) 封臣の封主に對する義務に就ては、主として其軍役にあるは言を俟たざるべし、然らば若干の軍役を負擔したるかといふに、尙未だ審らかならざるものありと雖も、北條氏の世、知行を計るに「貫高」を以てせり、貫高は軍役の定めを田地の坪に割付しより起り、田地千坪を一貫と定め、六千坪を六貫とし、此六貫の地より軍役一騎を勤めたるものにして、此貫高の制は鎌倉幕府の末(北條時宗時代)、室町將軍(足利尊氏の頃)の始めより行はれ、知行領地など此貫高を用ゐ、東國西國一統に行はれたるものなり。(時井時冬、大日本不動産法沿革史 p. 281—100)

而して六貫一騎の貫法は「中上地の田にて一町、此收穫米廿石、内十石知行主の取る所、十石は小民(小作)の受くる所、良民其十石を我物として其十分一米一石を一貫文と唱へ、軍役に充つ、是を六つ合せ六貫文にて、騎馬匹此胴勢十五人(但我家奴隸佃作人)を、直に若黨槍持其外胴勢を引き連れ、飼ふ處の馬に騎て出陣す、六貫の地は中上地にて六町なり、上地なれば五町、下地は十町餘にも及ぶ」(古今田制通考)(大日本不動産法沿革史 p. 100—101)と、以て軍役の一斑を知るべし。

尙、高は即ち田畠收穫の多寡を以て直ちに其地の廣狹を示すものなるが、貫高と永高とは異なりて、石高(豊臣氏の制)以前、専ら關東諸國にて年貢の總計を永樂錢にてつもりて知行領地などに

直ちに用ゐるしに始まり、其濫觴は多分應永以後（1500）後小松天皇室町時代中葉）と察せらる。（日本農政史 マ 155）

要之、永樂錢が通用するや、田畑の段別に永樂の納め高を直ちに付け、其貫數を合せて永高と稱し、一村の高に用ゐたるものなり、但し當時の檢地には土地に段別の制もあり、大、半、小（大、半、小は 150）歩一段の小割にして、半は 300 坪の半即ち 150 歩、大は其の三分の二即ち 100 歩、小は其三分の一即ち 33 歩なり）の割もあり、又田畑上中下の品位もありしを以て、永高とて別に檢地せしにあらず、唯上田一段に永何程中、下も夫れぞれ永高を極め、畑に同じく、其永納の高を全部合計して一村の高となしたるものなり、是を以て永高も土地の位に隨うて高下あり、壹貫文の地所も廣狹ありて定數なかりしものなり。（日本農政史 マ 155）

備考 錢貨は王朝時代より久しく鑄錢絶えたと、十分使用に慣れざるとにより、鎌倉時代の交易媒介に尙布を用ゐたり、後布を禁じ宋錢を輸入して使用せり、建武の中興の時錢貨楮幣を作りしも行はれず、専ら外國錢に仰げり、殊に明の永樂錢は最も輸入せるものなり

ふ 永高、永勘定の稱ありたり、永高とは永樂錢にて田地の高を數ふことを云ひ、永勘定とは永樂錢にて取引勘定をなすをいふ

豊臣秀吉全國を戡定するや、封地の測量をなせり、其著手したる年代は正確ならず、天正十七年（1590）或は十八年に始め文祿四年（1615）に了りたり、之を世に「天正の石直し」又

「文祿の檢地」といひ、或は「太閤檢地」ともいふ。

此秀吉の田積統一は方六尺三寸を一步となし、三十歩を一畝となし、十畝を一段となせるものにして、一步の面積は従前に異ならざれども、一段三百六十歩を改めて三百歩となせしを以て一段の面積縮小したり、尙畝の名稱茲に初めて出でたり。

豊臣氏が斯く段を三百歩となして面積を統一したるは、應仁 ONIN (1411-1426) 以降天下擾亂戰爭止む時なく、諸國の領主財用に窮して竊かに濫制を設け、國々種々の異制ありしを豊臣氏四海を統一するに及んで、偶々此制を執りて天下の公法となしたるものならん。

一段歩を三百歩となしたるは豊臣氏より始まりたるにあらず、其故は美濃、飛騨、越前、近江、伊勢、紀伊等其他諸國民間に天正 TEISEI (A.D. 1573) 以前認めたる水帳に一段三百歩となしたるもの、往々之れあるを以て察すべし、謂ふに應仁以降天下擾亂戰爭止むことなく諸國の領主財用に窮し竊かに濫制を設け國々種々の異制ありしを豊臣氏四海を統一するに及んで偶々此制を執りて天下の公法となしたるものならん「農政本論、佐藤信淵」(日本農政史 p. 136)

石 高
取 箇
豊臣氏は又従來の貫高永高を廢し總て石高となし、田畑を上中下、下下の四等に分ち、上田の石盛即ち收穫を一石五斗となし、上畑及屋敷地を各一石二斗として取箇即ち租額を定むるの標準となしたり。

斯くして秀吉 SHUJI (1582) の檢地したる日本全國の總高は二千六百六十九萬七千二百四十二石にして、足利義輝の時に於ける日本全國(壹岐對馬を除く)の總高に比し實に八百十萬三千五百四

十六石を出したり。(帝國農業史要 p. 113)

然れば六十年間に八百萬石の米産増額ありたるものなり(帝國農業史要 p. 113)、是れ固より檢地に伴ふ制度的結果に出づるものなりと雖も、一面農業の進歩なりと見るを得べし。

足利時代の
租米

足利時代

天文の檢
地

足利氏の政漸く整頓するに及び大略四公六民を以て準とせり、後奈良天皇天文廿二年に(一) (二) 足利義輝諸國に令し、自領私領を論せず、一國毎に檢して全石高を擧げしめたり、之を天文の檢地といふ、其石數千八百六十八萬三千六百九十六石あり、此の租は四公六民の法により且五合摺として計算すれば、略左の租米あるべし。(日本法制史 p. 516)

總石數 18,683,696.0石

租 粟 7,473,478.4石

租 米 3,736,739.2石

之を全國を通じたる租米の標準額となす。

豊臣時代

豊臣時代の
租米

正親町天皇天正十四年正月十九日關白秀吉令して米穀三分の二を公に納め、三分の一を私有となさしむ。是に於て前時代四公六民たりしもの俄かに増して二公一民となりたるもの、如きも、

實は群雄割據の時代に於ては大抵此類にして、時には間々之に超越するもありたるなり、而して此時代には他の課役の減少したるもあれば、之を平均すれば略通例の稅率なりき。(日本法制史 p. 215)

文祿中令して全國の田畠を檢せしむ、其法曲尺六尺三寸を一步、三百歩を一段とし、田畠各其地味の高下によりて租の多少を三等に分つ、則ち左の如し。(日本法制史 p. 215) 略す。

右の表を以て慶長三年 2259 (1599) 全國總石高に充つれば全國田租の標準額、略次の如し。

全國石高	18,509,043.774
租 穀	12,339,362. 4911
租 米	6,169,681. 2447

(日本法制史 p. 217)

慶長三年は天文廿二年より四十五年を隔つ。

江戸時代

江戸時代の租米

江戸時代の稅率は四公六民、五公五民、六公四民或は更に之より重きあり、各地方若くは各領主により相同じからず、併し直轄地は大抵五公五民を以て率となしたり。租米を課するに一步の初高を知り、其半を租とし、五合摺を以て準となす、是れ貞亨三年 2350 (1690) 將軍綱吉の時

の定なり。

東山天皇の元祿年中 2317 (1704) 全國總石高を右の率を以て課税すれば、略左の如し。

田	164,334,688畝 1601	} 296,055,169畝 0680
島	131,710,300畝 2079	
總穀高	25,788,322石 56559	

仁孝天皇天保年中 2504 (1814) に改正せる全國石高によりて得る所の租、左の如し。

總石高	30,558,917石 8393
租 穀	15,279,458, 9188
租 米	7,639,729, 4574

(日本法制史 p. 241)

(4) 農民は其耕地に隸屬したるものにあらず、其領主に對する義務は年貢として米穀を納め、時に又他の産物をも納めざるべからざりしが、其割合は收穫の五分の一に當る、此外賦役に任せざるべからず。

農民對領主

熊澤蕃山の集義外書、大石久敬の地方凡例錄等の説によると、當時の租率は四公六民で、四分を年貢に六分を作徳とさせた

ことは確かであるが、上中下の各田品に對するそれ／＼の率は明確を缺くのである、然し大體上田は六分地頭に、四分農民、中田は四分地頭に、六分農民、下田は二分地頭に、八分農民の作徳たる、ことが、略想像される。(日本農政史 pp. 332-333)

而して其領主との關係は往時の自由なる口分田占有者消滅して、凡て臣屬的となれるものなり。

(5) 封建時代は亦都府建設の時代なり、David Humeの「陣營は都市の母なり」といへるが如く、封建時代の都市は軍事上の目的を以て生れ出たるものなり、領主、地行主（大小名）はよく敵に對抗して其領地を守り得べき要害の地に「城」を設くるは戰國時代最も必要なることにして、通常城を繞らすに其從臣の住家を以てし、此從臣の繞圍の外部に臣屬的關係の農民を住ましめたり。而して農民は自由なる口分田占有者の資格消滅して、凡て臣屬的關係に立ち、領主の保護に對して年貢、賦役輕減の利に與りたるものなり。

斯くして城の圍りの住民の間に次第に工業起れり、蓋し城主の必要品殊に武器を造る工業民に保護を與へたるべきは明かなるを以て、先づ其等の手工業者は勢力ある城主の周圍に集まり來り、城主の權力愈々強うして、城下の工業民從て商業民の數益々多く、遂に町を發達せしめたり。

都市の成立に關しては種々の説あり、或は都市の濫觴を羅馬の遺制に歸し、宗教上の元素に重きを置くあり、（之は専ら佛國人の立場より看察したるものにして Flach, Origine de l'ancienne France）或は農村の自治體より發達したる行政團體となすあり、（之は主として獨逸の都市を論じたるものにして Von Below, Der Ursprung des deutschen Stadtwesens）或は英國の學者の如く多くは市場組織に淵源するものとなすあり、皆各其説を異にして更に歸一する所なしと雖も、吾人（瀧本誠一氏）を以てみれば都市の濫觴に關しては、他の凡ゆる大制度のそれの如く元來一般に通ずる一定の原因なるものなく、個々別々に依て其成立を異にするものと、認むるを以て穩當なりとすべし（經濟論叢第六卷第五號 P. 607）

斯くの如く我邦の封建時代の都市は軍事上の要害位地を擇み、所謂大名の居城、即ち大小都市なり、勿論自然に商業地として既に多少の發達をなしたる地點を選択して、それに城廓を築きたるものなきにあらず（大坂の如し）、又神佛の所在に基因し（伊勢山田の如し一に神都といふ）、或は商業上の便利に依り（泉州堺、美濃の岐阜、伊勢の松坂、四日市、近江の大津及長濱等の如し）、或は行政官衙の設置に伴ひしものあるべし（筑前の福岡の如し）と雖も、賴朝以來武門の世の中に新たに成立したるものは、特に軍事上の目的に出たるものにして、商工の必要に應じたるにあらざることば、我經濟史上最も注目を要する特徴なりとす。

上古村落經濟の時代に於ては、一般農民の需要は其居村若くは近傍に開かれたる時々の市場に於て供給せらるゝか、又は行商の手に依て供給せられたるに過ぎず。

伊勢の四日市其他全國處々に二日市、三日市又は七日市、八日市、十日市等の名稱ある市街地は、上古は皆各々其名の日に於て定規の市場を開きたるものが、段々發達して、今日の如き市街地となりたるなり。

又此時代には各地方に行商あり、村々を巡廻して農民の用ゆる必要品を販賣して又大工細工師なども其道具を携へて村から村を巡廻し、或は一ヶ所に數十日を滞在して仕事をなしたるものなり。

元龜天正以後大名の城下（凡そ三百ヶ所といふ）全國到る所に成立して漸く都市の形を具備するに至りて、農民の需要は一般に其附近の城下に於て濟充することゝなり、隨て農産物も亦其城下に搬出して金錢に換へる状態に推移せるものにして、是れ即ち我邦の經濟史上重要な都市經濟の濫觴

なりとす。

然れどもこの變化の最も著しく現はれて、大名の城下が眞に分配消費の中心となりたるは、徳川氏の中葉元祿以後の事なり。(徂徠の「政談」に詳かなり)

(一) 民間爲替事業は寛文十一年大阪江戸商估等各自銀百枚を醸したる手板組を初め漸く國內に行はるゝに至れり。

(二) 寛文中三都の商估相謀り町飛脚問屋抱宰領を設け、東海道行程六日を要せるより定六と呼び後毎月二の日を飛脚發行日とせしかば、三度飛脚と稱せり、尤も其以前元和年中に三度飛脚ありたり。

(三) 江戸時代に至りて始めて營業税あるは其證なりとす。(同上 120, 614-615)

西歐に於ける都市經濟が、古代の村落經濟と近世の國民經濟とを、聯結せる中間の鎖となりて、經濟史上重要な地位を占むることは、疑ふべからざる事實なるが、徳川時代に於ける大名の城下に、一種封建的の都市經濟が發達したるは、古代の村落經濟と明治維新後の國民經濟との中間に、介立する重要な現象たりしことは、是れ亦我が經濟史上否認すべからざる事實なり、西歐の都市と我が大名の城下とは、其根本制度及沿革に於て多少の相違なきに非るも、農産物消費の中心となり、製造品供給の源泉となり、同時に一般進歩の要件たる欲望を向上せしむるの媒介となりたるに

至りては、彼我全く同一の効果を現はしたるものと謂はざるべからず。(同上 p. 123)

仁井田好古曰く「御城下在中(在中とは郷村をいふ)其主と仕候處兩様に相成、在中は貨財を生ずるを主と仕、御城下は百貨輻輳する處にして、これを國中に融通し、又他國に交易するを主と可仕儀と奉存候、御城下繁昌して百貨國中に融通仕候へば山中僻遠の地までも其餘澤及び候て、自然と暮らし易く、御城下在中相待に相成候儀富國の御政と奉存候」云々(富國存念書)(同上 p. 643)

古き田法書の一として傳へらるゝ「地方一様記」の著者葛間勘一曰く「商人多き村方は免相高くとも不衰微者也」此言よく産業經濟の眞理を道破したるものなり、又以て當時商業の繁榮なりしを推知すべきなり

鎌倉は日本の都府中始めて司法と行政の殆ど完全に分離をなしたる都市なり、將軍の任せる奉行鎌倉の市政を總轄せり、奉行に二あり、一は保安警察及裁判の事を掌り、保檢斷奉行といひ、一は行政の事を掌り地奉行といへり、此事は西歐の都市に於けると分つ所なし、其廓壁を以て明かな限界を繞らさざるは歐洲の都府と異なる所なり、農民は此廓壁に當れり。「人壁 *Mauschhammer* の話 日本經濟史論 p. 112 にあり。」

然れども北條氏の時代には都會生活未だ發達するに至らず、商工業未だ勃興の機運に際會せず、都會生活の急速なる發達は實に足利氏の時にあり、此間支那より輸入せられたる鑄貨は貨幣經濟を發達せしむるの因となる、堺、兵庫、山口、小田原、大阪の如き農業都府より起り、主として商工業を營む都府を生ぜり。堺は内地商業の中心點たると同時に支那との外國貿易の中心點たり、又堺

には特殊なる都府自治制起れり、即ち富豪より成る集會所たる所謂「會合衆」ありて、行政及司法を掌り、又伊太利の諸市殊にミラノに於ける如く、貨幣を給して浪人を備ひ、之を市の常備軍となせり、之と相併んで發達せるを京都となす、京都には市開けて貴族は其年貢として收めたる物、就中米穀を茲に販賣せり。(日本經濟史論 pp. 167-168)

商工業者の團體亦既に北條氏の時に起れり、建保三年(A.D. 1315)北條義時鎌倉に於て商業を營むの特権あるものゝ數を定め、寶治二年(A.D. 1248)時頼亦鎌倉商人の式數を定む、所謂「式」とは商人の團體にして幾ばくもなく之を「座」と呼ぶに至る、當時亦手工業者の團體あり、鎌倉にて市籍に登録せられたる手工業者團體凡そ三十を數へたりといふ、手工業者團體に就き始めて記録の存せるの時、商人の團體は既に存し、手工業者團體も亦商人團體と等しき特権を與へられたるものゝ如し。

座以外のものゝ商業を「脇賣」又は「振賣」と名づけ、嚴罰を以て之を禁ぜり。

座の團體員たる地位は法律上世襲的のものにして、遂に賣買の目的物となり、他の動産と同じく賣買質入せらるゝに至れり。

座の成立の原因二あり、一は領主の利益にして團體員の過失に對する共同擔保團體たること、單に租稅總納者に代位せるのみにあらず(是れ五保になくして座に特有なり)、領主に對し納稅單位となりしこと是なり、二は商工業者の利益なり、是れ世襲的にして獨占的商業を營む特権を與ふればなり、而して實は是の如きは獨り座の團體員の利益なりしのみならず又領主のため好財源となりしものなり。

日本の座と歐洲の Guild と異る所あり、日本の座は宗教上及政治上の意味を有せざることはなり。(以上日本經濟史論 pp.

169—172)

(6) 知行は長子相續にして、家督相續と財産相續とに分つ。

家督相續は長子之を承け、財産相續は長子相續を採らずと雖も、其關係不可分なること、恰も大寶令に於て、相續の客體は口分田其物にあらずして、之れが管理權なりしと同じく、知行の相續は家督相續と認められたるものなり。

知行は即ち原則として長子之を相續す、但し長子を廢して、其他の子に家督相續をなさしむることとは認められたり、此の場合には長子は家産の五分の一を分與せらる、即ち長子を廢嫡して次子に家督相續をなさしむるときは、長子は家産の五分の一を分與す。(貞永式目第二十二條)

封地即ち知行の賣買は之を禁止せり、但し封地權以外に立てる私領(武士の所領に屬せざる土地)の賣買は之を認めたること、北條氏も足利氏も同様なりし、但し北條氏時代中(A. D. 1339) 延應年間(四條天皇)の自由賣買を制限せることはありと雖も、尙土地の質入及賣買は事實上行はれたるものの如し。

(7) 鎌倉以降室町の前半迄は財主に男女子數人ある場合には、處分又は遺言を以て彼等の「面々」に財産の分配をなすことを通例とせり。(國家學會雜誌第三十卷第五號 中田薰、中世相續法の研究) 而して財産分配の歩合は嫡子分最も多く、次男以下庶子分次に次ぎ、女子分に至つては或は庶子分に等しく、或は之よりも遙かに下り、而して庶子又は女子が數人ある場合には、各自の得分は略均一なり

し、而して此分法は獨り處分又は遺言の場合のみならず、未處分且無遺言の場合に於ける母又は嫡子の處分にも適用されたるものと想像さるゝが故に、當時の財産相續法は處分未處分にも通じて、諸子分割主義を以てその原則となすものといふべし。(同上 p. 251-252)

處分とは財産の生前又は死因讓與(今日の法律語によりては死因讓なれども、日本固有法の言葉としては死後讓なりといふこと適切ならん)をなして死亡せる場合をいひ、之に反して、財産の生前又は死因讓與をなさずして死亡せる場合を未處分といふ。(中世の處分狀又は讓狀中、往々處分者が其財産を相手方に讓與するに拘らず、自己の一生間は猶之を自身に領掌すべしとなし、若くは處分者の死後に於て、其財産を相手方に讓與すべし、との特約を記入するものあり、是れ死因讓與なり。)處分には必ず處分狀(讓狀)の形式を以て爲すことを要するものなるが故に、未處分は常に財主の讓狀が存在せざることゝ前提とす。

(8) 鎌倉時代並に室町前半期の財産相續法は、諸子分割主義を以てその一般的原則となせしと雖も、他方に於ては已に鎌倉時代以來、成るべく家産の散逸を避け、諸子の中一人をして之を相續せしめんとする傾向が、發達しつゝありしことを看過すべからず、女子得分を一期分イブシに限りしが如きも、實に此傾向の一面に外ならざるなり。

而して當時此の家産永續の目的を達するがために、利用されたる手段方法には、二種類存在せり、その第一は總領相續の制度是なり。(國家學會雜誌第二十七卷第七號)

詳しくは同號にあるも、抑々鎌倉室町時代に於ける總領とは佛蘭西の中世法に於ける Parage と

全く同一性質の制度にして、一の所領を數子に分與するに拘らず、所當公事勤仕の關係に於ては、依然不分の一體と看、その大部分の知行者たる嫡子を以て、全部の總領知者と看做すの制なり。

而して此制度に於て總領と庶子との關係は、家督と庶子との間に生ずるが如き人的關係にあらずして、所領分割知行より生ずる物的關係なり、即ち總領が總領として有する權利は、單に外部に對して自己と庶子とが分領する所領全體を代表し、内部に對しては唯所領全部の上に賦課さるゝ所當公事を庶子分に支配（分配）し、自ら之を徵收して主家に致すことに止まるものとす。

從て此權利は中世法の意味に於ける職、即ち不動產物件なり、故に屢々之を總領職と稱せり。

時としては、處分者は遺命を以て庶子が總領以外のものに其所領を讓與することを禁じ、或は其讓渡には總領の同意を得べきことを命じ、或は又庶子に子孫なき場合には、其所領は總領に歸屬すべき旨を定め、又女子分庶子分が一期分に止まる場合には、總領を以て未來領主に指定せしことあり、何れも家産の逸散を避け、成る可く一人の手に之を集中せんとその目的に出でたるものなり。（以下同號 p. 829 - 830）

その第二は單獨相續の遺命是なり、處分者は讓狀又は置文に於て、自己が讓與せる所領の分割又は沽却を禁じ、將來必ず子孫の中一人に限りて之を讓與すべき旨を命令し、時としては相續順位をも併せ規定する例多し。（同號 p. 832）

此等の遺命は處分者の子々孫々を拘束するの力を有す、故に處分者の子孫は、必ず父祖の命に従て、自己の子孫一人に對してのみ、其相傳領地を讓與すべきものとす、此の遺命は日本に於ける

Familienfideikommiss なりと云ふべし、獨逸の *Familienfideikommiss* も初めは遺言に依りて設定されたるものなり。(p. 833)

右第一第二兩種の總合相續中第二種のもの、即ち單獨相續は室町時代の後半には漸次一般的慣例となるに至りしもの如し、然れども此單獨相續と總領相續との區別は、必ずしも常に明確なるにあらず、その形式は單獨相續にして而かも事實は總領相續と殆ど相異なる所なきもの多きを知らざるべからず。(同號 p. 833)

分割相續主義(同號 p. 833)が原則たりし鎌倉時代に於て、已に兩種の總合相續法が發達し、室町時代の後半には却て前者を壓倒するの現象を見るに至りたる此變遷は、如何なる理由に依て惹起されたるか。

先づ第一に純然たる單獨相續の起原なるが、こは大地主殊に武人が自家の勢力(*Ständliche Familie*)を永遠に維持せんがために案出せるものに似たり、抑々武人等主家に奉公するものは、其官職身分の大小高下に隨て、主家に對する恒例臨時の公事を負擔するものなるが故に、自家の名聲と勢力とを維持せんがためには、此等の負擔に耐ゆるに充分なる所領を有せざるべからず、然るに今其所領

を男女子數人に分配せんか、家の代表者たる嫡子は父祖時代と同一の公事を負擔すること困難なるが故に、勢ひ家の名聲を保有すること能はざるに至るべし、當時武人社會に於ける家督相續人は、分割相續の結果として、父祖時代よりも減少せる家産を相續せるに拘らず、猶ほ父祖傳來の地位と家名とを維持するの必要上、父祖と同一の公事を負擔せんとして、却て益々窮乏に陥りつゝありし狀況にありたり(改定史籍集覽第廿七冊三九七頁)、而して此弊を救ふの道は、唯だ斷然單獨相續の遺命をなすの一方法あるのみ、現に公事勤仕を充分ならしめんが爲めに、單獨相續法を設定すること
を明記せるものあり(新編常陸國誌卷十四 二二二 寶治元年十一月二十四日平朝秀讓狀)、而かもこ
は自家の勢力を永遠に維持するがために、必要不可缺の手段なりしことを忘るべからず。(同號 四二)

總領相續
の起原

第二に總領相續の起原に關しては、二個の假定説を提出し置くに止めんとす。

其一は此制度を以て、分割相續より單獨相續に移らんとする過渡期の產物なりとする説にして、前記單獨相續發生の理由は移して以て此總領制發生の動機を説明するに用ゐることを得べし。

其二は王朝時代に於ける莊園内所職不可分の原則と、普通財産の一般的相續法たりし分割主義とを調和せんがために案出されたる特別相續法なりと、解するの説なり。

抑々王朝後半の不動産法は、莊園内部に於ける預所職、下司職、公文職、田所職、案主職、地頭

職等の所謂職務的収益權を中心として發達せるものなることは、中世不動産又は不動産物權を稱して所職或は所帶と云へることに依て、之を推知し得べし。(詳しくは國家學會雜誌第二十卷第六號三六頁以下第七號一〇頁以下參照)

此等の所職は、鎌倉以降に於ては、一般に分割相續を許容せしと雖も、元來は職務に外ならざりしことの、事實より考ふるときは、少くとも莊園制度發生の初期に於ては、子孫一人に限て之を世襲することを許せしものと、解すべきに似たり。

然れども其後此等の所職が漸次財産化せられ、不動産物權の一種と看做さるゝに及んでは、勢ひ他の財産と同様之にも分割相續主義を適用せんと、希望を生ずるに至りしなるべく、其結果は遂に外、單獨相續の形を存して内、分割相續の實を取るの總領制なるものを案出するに至りしものにあらざるか。(日本の總領制に相當する佛蘭西の *seigneurie* の如きは封土不可分の原則と、分割相續主義とを調和するの手段なりき) 假りに日本の總領制も亦同一手段として案出されたりとするも、鎌倉以降家産維持の手段に利用されたることあり得べし。

斯くの如く解するとき、此制は分割相續主義より單獨相續主義に移る過渡期の現象にあらずして、反對に莊園内所職に固有なりし單獨相續主義を破壊して、之にも普通財産の相續法たる分割主義を適用せんとする過渡期の產物なりと云ふべし。

此見解は又鎌倉時代に至て更に發生せる前記普通財産の單獨相續法が、その事實に於ては總領制と相去ること遠からざるの奇觀をも説明するに充分なりとす、蓋し律令以來我が國民の間に深く根柢を生ぜし財産分割相續主義は、曾て一度び莊園内所職の單獨相續主義を破壊して總領制に變態せしめしが如く、鎌倉時代に新に發現せる普通財産單獨相續主義に對しても、その潜勢力を發揮して、遂に之を事實的總領相續に軟化せしめたるものなりと、解し得べければなり。(國家學會雜誌第三十卷第五號 p. 833—837)

前記單獨相續制が處分未處分に通じて一般的原則となりし室町の季世以後に於ても、昔時の分割相續主義は決して絶滅せるにあらず、室町の季世以來恩給地に至ては、父祖の自由分割を禁じ、單獨相續法によらしめたりと雖も、私有地に至ては尙舊に仍て分割讓與の自由を許容せしものに似たり。恩給地分割相續の禁令は鎌倉時代は勿論、室町時代の前半迄は之を見出すこと能はず、恐らく室町の季世戰國時代の立法なるべし、從來専ら家勢維持の爲めに利用されたる單獨相續制は、此時代に至りて、主家の利益を主とする恩給地不可分の原則と結合し、愈々其の基礎を固くするに至りしものといふべし。(同號 p. 810—811)

(8) 大寶令に據れば、妻の實父は其女婿に與へたる財産に對し、何等の權利を認めず、之に反して貞永式目は(式目第十八條)妻の實父は一旦與へたる嫁資を悔返しすることを得る場合を規定せ

り、所謂嫁資の悔返しは同時に婚姻の解除を意味し、婚嫁したる女子も嫁資と共に實父母の家に復歸することなり。

此の知行を知行として取扱はざる規定は、實に戰國時代の習として、武門の父子何時戰陣に相見えることなきを計られず、此時に女子が其夫の家に在るは子たるものの道を盡さざる所以とせらる。(有賀長雄日本古代法釋義 232以下、増訂日本古代法釋義 232以下、日本經濟史論 716) 蓋し封建の思想が牢固として當時の社會組織に現はれたるといふべし。(日本經濟史論 716)

(9) 既に述べたるが如く、莊園變じて封地となれる以來、所在社會上經濟上軍事上の勢力を扶植せる地方の豪族は、平安朝の末葉に於て益々強大となり、東國西國共に是等の豪族諸方に割據し、互に勢力を競ひ、争鬭を事とするに至れり、承平天慶年間に東國南海に於ける平將門、藤原純友の叛逆、長元年間東國に於ける平忠常の亂、天喜年間より寛治年間に互りて陸奥出羽に於て前九年後三年の兩役あり、終に保元平治の亂を以て源氏失墜して平氏天下に覇たるに至る、次で頼朝起りて以來、殆ど全國に互りて兵馬倥傯生民其堵に安んぜざりしが、頼朝遂に平氏を西海に討亡ぼして幕府を鎌倉に開きたり、其後殆ど九十年海内稍平靜となり、從て農桑時を得、商工業城の周圍に集り、領主の保護によりて町を發達せしめ、都府と商工業益々發達するに從ひ、其領主は他の領主に對しては勿論、最高主權者たる將軍若くは執權に對してすら、事實上獨立の地位を確保するを得て、益

商工業を奨勵せり、然れども北條氏の時代には都會生活未だ發達するに至らず、商工業未だ勃興の機運に際會せず、足利氏に至りて急速なる發達をなせり、王朝時代、錢は三韓征服後之を三韓に取り、後唐と交通するに及び、唐錢を輸入し使用せり、其他には金銀銅錢あり、天武天皇一三三(一三三 A. D.)の御代、始めて鑄錢司を置きて貨幣を鑄造し、外國錢と併せ通用せり、されど平安朝に至るまで、尙交易は主として物々交換にてありき、斯くて平安朝時代より錢貨はありたれども、久しく鑄錢のことなく、未だ使用に慣れざりしを以て、鎌倉時代にても交易の媒介には尙布を用ゐたり、其後宋錢を輸入して漸く錢貨の使用に慣れ、殊に明の永樂錢最も多く輸入さるゝに至りては、租税にも之を用ふるに至れり、是より永高永勘定の稱起れり、永高とは永樂錢を以て田地の高を數ふるをいひ、永勘定とは永樂錢を以て取引の勘定をなすを云ふ、當時永樂錢に比し錢質粗惡なる錢あり、之を鑑錢ビタセシと稱し、人々之を用ふることを嫌ひたり、金貨には正長小判、天文小判あり、其他赤松小判、駿河小判、甲州金等ありて、處々に通用したり。(帝國農業史要マニロ)

北條足利兩氏時代には元寇の國難(弘安四年一三三二 A. D.)後宇多天皇、北條氏の京師侵犯(元弘元年 1334 A. D. 後醍醐天皇)、それより南北兩朝の争鬭を経て、室町時代の末葉に至るまで、干戈動かざるの日殆どなく、中にも應仁(1468 A. D.)以降、百餘年間を最も甚しとなす、それ然り、農商工業概して戦亂のためによく發達し得ざりしものあるべし。

さりながら頼朝の植民政策(既に之を述べたり)、北條氏の民政(時頼時宗貞時の仁政、青砥藤綱の如き廉吏)あり、足利尊氏亦民政に意を致せるあり、室町時代の季世に於ける秕政ありといふも、甲斐の國主武田晴信、土佐の國主長曾我部元親、中國の大内義隆、熊本の加藤清正、陸奥の伊達氏の如き勸農の政舉れるを見るべし。

1. 源頼朝は諸國浮浪の民を招きて、安房上總下總等の未墾地又は荒蕪地を開墾せり、又關東水利の便乏しく隨て水田寡なりしが、延應年間工を起し多摩川より水を引き、多くの水田を武藏國に開きたり。

2. 源頼家は新田の開拓を促し一方には荒蕪地不作の故を以て、年貢を減免するの制を廢して、熟田の荒廢に歸するを防ぎたり。

3. 文永(1195 A.D.)年間に幕府は諸司の農事に民を使役するを禁ぜり。

4. 青砥藤綱は乾元(1302 A.D.)年間鎌倉市内五人組に令して、農民の市中に住居するを調べ、歸農せしめたり。

5. 武田信玄は治水に最も意を用ひ、釜無川の氾濫を憂ひ、河流の通過を利し兩岸に堤防を築けり、之を信玄堤と云ふ、土地の質入を十ヶ年とし、止むを得ざるものは尙十ヶ年延長し、其期を過ぐれば金主の任意なるべしとなし、又隱田を禁じ、併せて罪科の跡と稱して地頭が濫りに人民所有の土地を沒收する等を禁じたり、武田氏は米錢を借るに田畑を書入になすことを許し、且親の負債は其子辨償の義務あるも、子の債務は親に辨償の義務なしと定めたり。

6. 長曾我部元親は田を畑又は屋敷となすを禁じたり、又領地に於て竹木は一本たりとも無斷に伐取るを禁じ、且吏を督して植林に意を致さしめたり。

7. 足利尊氏は民政に意を致し、國に守護を置くは治國安民のためなり、宜しく良を選ぶべしとて、守護選任の資格を定め、又令して家人等が農民の稻を刈取るを禁じ、之を犯すものは所領三分の一を沒收するの制を定めたり。

8. 加藤清正（慶長年間）は心を民政に用ゐ、堤防を築き、溝渠を通じ、河流を開浚して漕運を開き、池堰を設けて灌漑を便にし、水利を完うしたり、地を拓くこと二萬餘石に及べり、忠廣亦父業を克く繼紹せり。

9. 寶徳年中會津の豪族輩名盛信は領内の漆樹を農民に時價にて購入せしめ、栽植を勧めたり、其後米澤城主蒲生氏郷も同様漆樹の栽植を領内に勧めたり、後世此地方に漆器製蠟の業大に起りたる所以なり。

尙之を事實に就て見んと欲す。

耕作法一

戰國時代の農耕に關しては知るべきもの殆どなし、今日本農業小史 (p. 93 — 99 — 100) に載する所を左に掲ぐ、之は永祿七年頃（正親町天皇永祿十二年 1595 (1595 A. 1)）伊豫國宇和島立間の城主土居清良キヨナガの重臣松浦宗案（通稱傳次）其主清良のために言上せる「農談」に據りたるものなり。

宗案は軍事の傍心を經濟に留め、農事に通曉すること深く、其言上せる「農談」の如きは實に我國農業書の初めといふべきものにして、實に永祿七年一月にあり、農學者として著名なる宮崎安貞（貝原益軒の我邦農書の權輿なりと稱せる農業全書の著者）の元祿九年に先立つこと百三十三年に當る「農談」は宗案が弱冠の頃より郡國巡檢の際に觀察したるものに係れば、先づ當時に行はれたる耕作法とみて不可なきものとす（日本農業小史 p. 100）尙宗案著「親民鑑」なる意見書十五卷中六、七、八の三卷は我邦農政を詳かに論ぜりといふ。

肥料に二種あり、草木の葉を肥料とせるもの（カリコ肥）、糞肉類糠類（ミコ身肥）なり、而してカリコ肥には蕨ワラビ、センマイ、萬年青、カハラトクサ、蓬（ヨモギ）、葛葉（クスノハ）、浚勃（ウツギ）、海藻類等を用ゐたり。其他植物中肥料に供すべきものを選ぶには、まづ食物として其味の甘きものを上等とし、たとへ其

施肥

味は宜しからざるも其葉の柔かなるものを中等とし、其味の澁氣あるものを下等とせり。

右の外桑、柳、榿、粉榆（ニレ）、樅（ムクゴ）、藤等の葉は殊に上等とし、常緑樹の葉は宜しからざるも、夏月中其葉の柔かなる時は用ふべし、栗、柿、檜、櫟（クスギ）の類は宜しからざるも、肥料を入れざらんには勝るべし。

身肥には肉類、魚類いづれも用ゐたり、油糟酒糟をも用ゐたり、身肥の作物に及ぼせる機能は四季によりて長短あり、春は三十五日夏は二十五日冬は五十日を要す、苜蓿は如何に柔かなるものを用ゐるも、右の日數より五割遅かるべし、されば苜蓿の剛きものを用ゐて肥料を入れたりと思ふは愚なりといふべし、是等の肥料は直接に其作物に功能なくして、其後に植うる作物に利益ありとす。又作物によりて田畑にて日數を経るものあれば、時として其作物の實入り時によく當ることあれども、從來肥料を含有せる耕地に作るに若くはなし。

すべて肥料を含有せる耕地に於ては、種を蒔くにも苗を伏すにも或は之を植うるにも、其發育極めて宜しくして、根ざし宜しく莖太く鮮綠色を有し、株幹もまた強固に且結實も亦從て早しとす。種子は如何なる種子を問はず、能く時季を圖り成るべく其の子粒の宜しきものを選び、之を貯ふるにもまた乾燥に失せず、濕滯に過ぎず、或は冷熱其度を失はざる様、貯藏すべし。

また寒漬とて、冬日冷水に種子を浸し置き、これを蒔くときは、其作物に蟲つかずして、結實宜

しとす。

苗床は豫め其土を肥やして其上に早く利くべき肥料を施し苗地を廣く構へ、種子を薄く伏せて、成るべく苗の平み太き様に仕立つべし、すべて苗は短きを植うるを宜しとし、長きを惡しきものとせり。

松浦宗案の「農談」茲に掲ぐる所、寔に尊むべき經驗學說にして、以て戰國時代の農耕の一斑とみることに、日本農業小史著者に賛して可ならんも、蓋し此老農のいふ所は當時の百姓の一般に行ふ所にあらざりしとする方實際なるべし。

當時馬は關東を推し、牛は西國を宜しとす、筑紫牛(壹岐の島牛)、御厨牛(肥前國宇野御厨貢牛)、淡路牛、但馬牛、丹波牛、大和牛、河内牛、遠江牛(相良牧白羽立牛また相良牛といふ)、越前牛、越後牛の十種あり、其他出雲石見伊賀伊勢より亦良牛を産せり、中にも筑紫牛は上古より上牛駿牛を出したるも、蒙古の來襲に逢ひ、全島數を盡して掠奪されたりしが、延慶の頃(花園天皇一二三〇年 1308 A. D.)漸く舊に復したりといふ、南北朝以後、足利氏の時代を経て戰亂久しく牧畜の事、史之を見るべきなし。(日本農業小史 p. 108)

室町時代には水田二毛作行はれたり、貪婪なる地頭は之を奪ひて自己の所有となすものありたれば、文永年間田麥は永く農民の所得たるべしとせり、併し實行されず、田麥の栽培はより衰へたり

といふ、文永は龜山天皇一九二五年より十一年續いたり、鎌倉時代の中葉なり。

農具は王朝時代にありたるものの外、鋤、犁、馬把、細攪等コマサラヘ主なるものなり。

農作物には在來のもの外、百合、棘共子ラッキコ、牛蒡、豌豆、唐瓜等あり。

其他茶は鎌倉時代の初め、僧榮エ西宋より種子を持來りたるものなり、以來漸く全國に普及して今日に至る。

草棉は室町時代の季、既に關西にて盛んに栽培せられ、同じく大永年間 2181 — 2187 (1521 — 1527 A. D.) 關東地方に種子を傳へ、漸く盛んになれり(三浦木綿)、木棉は桓武天皇 1112 (782 A. D.) の代傳來せるが、其後絶えしが如し。

漆は上古より有りたるは既に述べたるが、室町時代の末葉、米澤の城主芦名盛信領内に奨勵し、諸國に廣まれり。

甲州葡萄は鎌倉時代に初めて栽植せる如し、文治年中甲斐八代郡祝村に雨宮勘解由あり、野生の葡萄の美味なるを知り之を栽培し繁殖の方法を講究せり、是れ後世の甲州葡萄の基を開けりといふ、其後天文年中勘解由の後裔に織部正といへるあり、亦よく葡萄を栽培せり。(日本農業小史 p. 104)

紀州蜜柑は紀伊有田郡中村の人伊藤仙右衛門、肥後より移植せるもの國産となりたるものなり。
(徳川氏以前?)

鎌倉時代より室町時代の季に至るまで、山林濫伐盛んにして林制殆ど見るべきなし、但し土佐の林制の長曾我部領地に於けるが如き、又意を致せる領主ありたり。

交通は政治の中心鎌倉に移りて、京都との往來繁き爲めに、海道大に開けたり、諸國渡津ある地には地頭に命じて渡船を備へしめ、行旅に便せり、且船賃及費用は幕府所領の收稻を以て之に充てしめたり、然しながら一方に戰國の習ひ交通の閉塞を利とするあり、或は濫りに役錢、津料、關料等（山手河手）を通行人より徴するあり、往來を困難ならしめたり。

土佐長曾我部領内にては道幅を二間（一間は六尺五寸なり）とする制あり、當時他に之ありしを知らず。

農民は衣服に麻布又は楮布を着せり、綿布の製作せられしは天文年間〔後奈良天皇2187（1555）〕以降なりといふ、貴族社會は綾羅其他の諸織物を纏へり。

食物は上下等しく強飯を常食せり、農民の副食物は糠にて作れる糗ヂュンクミツ味噌なりし、貴族社會は蒲鉾あり、刺身あり、膾あり、調理法も進歩せり、淺漬の香の物、豆腐あり、羊羹、饅頭、心太ココテンあり、餅あり、果實には林檎、柚、温州橘、杏、銀杏あり、蕨、薯蕷は山より採食せり。

室町時代にては貴族社會は玄關、書院、床の間を設け、又座敷一面に疊を敷きたり。

燈火は燎火、松明進みて燈油を用ひたり、行燈行はれたり、火爐ありて煖をとり、蚊帳ありて蚊

教育

金融

徳政

賭博禁令

商品としての農産物

都會附近農の發生

土地賣買

を防げり。

教育は主として僧侶之を掌れり、所謂寺小屋なるものなり。

鎌倉時代には貸借期限を一ケ年、利子を半倍とし、且時効を十ケ年に制限せり、室町時代には普通貸借期限を十ケ年乃至二十ケ年とし、利子は十ケ年に二倍、二十ケ年に三倍を限りたり、又請人辨償の義務を定めたり。

鎌倉時代より無盡錢又は替錢と稱して錢の貸付を營み、又土倉とて質物を取り金錢を貸すを業とせるものあり、利益甚だ多きを以て重税を課すること酒戸と同じかりし、徳政（或年月以前の貸借を棄てしむること）行はるゝに及び貸業は衰へたり、永樂錢のことは既に述べたり。

民間賭博盛に行はれ往々田地を賭するものあり、依て之を禁じ、且地を賭くるものは其地を官沒するの制を布きたり。

商品中農産物としては王朝時代に述べたる外、宇治信濃の布、加賀絹、丹波精好、常陸紬、手島筵、大原薪、小野炭、東山蕪、讃岐檀紙、播磨杉原、土佐材木等なりし。

鎌倉繁榮を加ふるに従ひ、野菜類の需要盛にして、商人は路に要して之を糶買せり、今日の都會附近の農業を彷彿せしむ。

土地の賣買は總て地頭の公認を受けしめ、且賣買證文を授受せしめたり、是れ頼朝のなせる所な

り、當時沽券又は沽却狀といへるは、田地賣買證文のことなり、券面には華押^〇を用ゐ、且口入請入等の連署を加へしめたり。

土地の質入期限は二十ヶ年とし、其以後は錢主の所有に歸せしめたり、實際は行はれず、一度入質すれば金主之を奪ひて返へさざるを常とせり。

貧賤のために又は人身賣買を業とするもののために、年期なく奴婢となるもの絶えずありたり、此人身賣買の禁制は鎌倉時代の始めに制定せられたるもの如し、蓋し戰國時代人生困苦人心荒廢せる結果ならん。

人身賣買は之を嚴禁（之を犯すものは其顔に烙印す）したれども、所領内の田地に屬する農夫の子又は所従のものを、奴婢雜人として自由に使役するは、鎌倉時代より之を許したり、又一時權宜として幕府は無年期奴婢を許したることあり、宣喜二年（後堀河天皇）1391（1331 A.D.）天下の大飢饉に餓孳途に滿ちし時の如し、當時斯かる婢僕を無祿の非人といへり。

租税は鎌倉時代に上田六分中田四分下田二分平均四分に當り、四公六民の稱茲に起れり、去れど一段には米五升、此外に兵糧として課せられたれば、其率四公六民より高かりしなり、後亂れしも室町時代に舊の四公六民に復せり。

尙其外課役及雜役あり、課役は内裏社殿の造營、道路堤防の築造、驛傳等の費用として米錢又は勞

人身賣買
の禁

奴 婢

租 税

役にて徴收せるものなり、始め段別に課せしを以て段錢米と稱へられたるが、後高に課するより、高掛米錢と稱へらる、雜役は戸又は人口に課し、例へば堤防修築に要する空俵又は五節句の供御調進の如き雜役なり。

又從來なかりし宅租課せられ、更に將軍上洛費として田畑段別に人馬を課したる事あり。

尙外に所領を有する武家は其幾分を將軍に献ずること成り居りたるが、此武家役は農民に轉嫁せられたり。

斯くの如き四公六民より稍重かりし負擔勞役は、皆鎌倉時代より農民に課せられたり、其過重なりしや知るべきなり、然しながら鎌倉室町時代に於て農具の發達、都會附近農の發生、水田二毛作の進歩、教育の組織、金融の開通、農産物の需要増加、農作物の改良進歩、武家の農民政策等、皆以て農民の之に堪へたるの證跡にあらざるはなし、之を要するに王朝時代鎌倉時代の物々交換が室町時代の貨幣經濟に移りたる一事、固より都市附近に限れりとするも、其産業上の進歩を疑ふべからず、世の所謂足利氏末葉の秕政は必ずしも善政にはあらずとするも、時代の趨勢たる意義に於て強ち義滿(一)一三三三(二)を咎むべからず、彼れが積極的奢侈生活は反面に却て當時の産業をして一步を進めしめたるものといふを得べし。

- (10) 當時戰國時代として、群雄割據防守のため諸所に關所を設け、開けたる道路も閉塞し、架橋

足利時代
に於ける
支那貿易
の動機

も撤去し、或は一所に五日以上の滞留を禁じ、或は夜行を禁じ、又た寺社の如きも領内に新關を設け、又は要津を鎖して通行人より役錢、津料、關料等を徴する等（帝國農業史要マニ、二）、内地の交通運輸を梗塞不便ならしめたり、殊に日本文化の輸入先たる支那との交通の如き、十三世紀の末葉に於ける政治上の葛藤（保元平治の亂、源平二氏の葛藤を云ふ）より延て弘安四年（ノ・ノ・一三三二）元寇の來襲及擊破により殆ど絶えたり、是より先き朝鮮との商業は有名なる倭寇により妨げられたれども、支那との交通は通商以外精神的及物質的に佛教僧侶及有名なる日本海賊の手によりて行はれたり、當時（鎌倉時代）支那及朝鮮との通商中心點は筑前博多港にして、唐錦、唐綾、唐墨、茶碗具、唐筵類を主に輸入せるなり。

北條氏衰へて再び戰爭の巷となるや、戰爭の人足たる侍と食料供給者たる農民とは、諸大名の自由に願使する所たりしとするも、他の物質的機關を供する錢貨は、之を通商によりて得るより外なかりしなり、而して之を獲得するの多寡は、則ち當時に於ても尙勝敗の因て懸る所なりしが如し、足利時代に於ける支那貿易の盛なりしこと及商工業の勃興、都市及商工業團體（座の如き）の發生亦宜なりと謂ふべし。

諸大名將
軍の貨幣
獲得熱

斯の如くして當時大名並に將軍の貨幣を得んとする欲望の大なる、足利義滿（ノ・ノ・一三三二—一三五八）の如き商業上の利益のために名義上の主權を犠牲に供して憚らざりしを見る、彼以後數代の將軍は

巧妙なる
外資輸入
法

外國貿易
と飛道具
の傳來

支那の皇帝(明)より、「日本國王」の封冊を受け、「日本國王臣某」と稱し、義滿の如き明使に接するときは、明人の装束を着け、明輿に乗り、明人をして舁がしめたりといふ、是れ當時の日本に行はれたる思想より見れば、國辱の極なり、將軍は所謂「進貢船」を支那に遣はし、其搭載品は進貢物の外また所謂「附搭品」より成れり、而して横柄なる支那の朝廷は一方に於て、日本の進貢物を傲然として受納するの權を有し、他方に於ては恩恵に富める日本の上主權者として附搭品に價を附けて、盡く之を買入るゝの義務を有せるものにして、蓋し賢明なる「日本國王」は莞爾として進貢船の歸着を自國の港に迎へ、其外資輸入法の巧妙を心窺かに誇り居たるなるべし。(日本經濟史論 p. 170)

天文十年(1542 A.D.)後奈良天皇「葡萄牙人三名支那船にて暴風に逢ひて鹿兒島に漂着せしを始めとし、後幾ばくならずして數多の葡萄牙人通商の爲に種子島に來れり、是れ Youtin 人 Mirao Polo より Zapauiger の名にて歐洲人に知られたる後三百年なり(日本商業史 pp. 182 - 183) 而して天文十八年(1553 A.D.)西班牙人亦始めて豊前國八屋浦に上陸して通商に加はれり、彼等の齎らせる小銃は戰國武士の最も珍重せる新武器たり、此飛道具は日本の戰術に於て始めて顯はれたるものなればなり、此歐洲人との交通開けてより筑前の博多港に代はりて、肥前の平戸港外國貿易の主たる港たるに至れり、元龜元年(1576)には長崎港も亦貿易場となれり。

豊太閤の朝鮮の役（文祿元年（一六一二）—慶長二年（一五九七））は其豫期の目的を達すること能はざりしと雖も、未開なる日本武士遠く故國を去りて遠征し、其緊張せる心身を以て文明なる朝鮮人支那人と直ちに接觸せることは、縦し平時の如く胸襟を開くことなしとするも、其の交通上産業上日本の文化及經濟に及ぼせる影響大なるものありたるを否む能はず。

IV 近古時代 (A. D. 1603 — 867)

斯くの如くして鎌倉時代足利時代の封建國家に於て、外國商業先づ支那と朝鮮との間に起り、筑前の博多港其中心たり、凡そ十六世紀の中葉に至り、歐羅巴及南部亞細亞國との交通開け、始めて平戸、長崎を重ねる開港場となし、次に堺の兵庫を初めとして、幾多の都府獨立の地位を得、一種の自由都府となるに至れる所以は、大戰は其首將にとりて常に多くの兵糧を必要とするのみならず、又巨額の貨幣を必要とす、而して外國との交通は此の貨幣を得んがために獎勵せられ、之れが負擔者たる沿海都府の發展を來せるものなり。

頼朝鎌倉に幕府を建設し、北條氏亦此の地を政治の中心として全國を支配し、此間京都には「六波羅探題」(六波羅奉行又は六波羅管領)を置きたり、之は承久亂以後のことなり」家士中有力なる者を遣はして、第二の中心地となし、西國を統轄せしめたり、是れ東國の武士西國を制するなり。

探題の職とする所は京師及畿内は勿論、更に關西諸國の政を統べ、兼て三河、伊勢、志摩、尾張、美濃、加賀の諸國を管して文武の權を握り、權威極めて大なり、蓋し一には朝廷を押へ、一には關以西を控ゆることなれば、其人物門地共に選ばざるべからざるを以て、常に北條一家の中才幹の者を以て之を任ぜり、探題の名は元來僧侶の課試に任ずるものの職名にして武家中にて政務を裁決すること、彼探題の課試を判斷するに似たるより自ら其稱の移れるなりといへり(日本法制史 二二七頁)

然るに足利氏は之に反して、政治の中心を京都に移し、東國には所謂「管領」を置きて之を治せ

しめ、自ら日本文化の中心に於て文藝の風に感染せり、是れ恰も東國の武をして西國の文に酬ゆるを得るの時を與へたるもの、加之、足利氏は皇室を疎んずること其極に達せり。

一天萬乘の御身を以て日常の御調度にさへ差支給ふに至れり(太平記參照)

利さへ所謂應仁の亂(應仁元年(二二二))より文明九年(二二二)に至る山名、細川兩家の久しき私闘あり、足利氏の將士相踵で死し、足利氏の權力衰頽の結果は、管領の職次第に京都の管轄を離れて、獨立の權力を樹立せり、然れども管領固より東國地方の全部を征服するの實力なし。

是に於てか、先づ關東及東北の大名、次で其他の諸國大名漸く微力なる京都の羈絆を脱して獨立するに至り、有力なる武門の間に覇權を爭ふに至る。

斯かる間に立ちて、從來士卒の軍に従ふや、血族關係若くは人爲的に結べる血族同胞の義と、軍役の義務に對する土地の給與とに基きたりしと雖、今や社會混亂の極、如上の結合は自ら弛み士卒の其首將を選ぶや實力克く勝を制するに足り、之に與みせば以て自ら權力を張る期望、最も多しと信するものを求めて、之に附けり、又苟も劔戟を執り得るものは、何人たるを問はず武將の從臣として歓迎せられたるを以て、農民社會に屬せるものにして、自己の武勇に依て成功せんとするもの、殊に一家相續の權なき弟の身分にあるもの、家を捨て、軍人に身を投ずるもの多きに至れり。

軍隊組織
の變遷

封建國家
の破壞

但し東國地方と西國地方とは此程度を異にせり、東國に於ては武士の階級に屬せるもの、却て農民と化せるものありた

り、此等は徳川時代に於て自己の私有地に於て殆ど自由なる農民として存せり。

之に反して、西國にては封建的結合事實上存続し、ただ莊司若くは庄屋は其領主に對して大に獨立を有するに至れり。

此の軍政上に於ける組織の變遷は經濟上の變遷を伴ふに至れり。

I. 武將は部下の士卒頗る多數となるに及んで、悉く之に土地を給與して其役務に酬ゆる能はず、況んや相互の主従關係は常に動搖せるをや、是に於て寧ろ扶持米を給して、此等の士卒を養ふの外なきに至れり。

茲に於てか、當時諸大名の農民政策生れたり、是れ農民負擔力の増進を養成するに在り、農民より多量の米穀を徵貢せしめんとせば、農民の經濟狀態の進歩を計らざるべからざるは言を俟たず、此目的を達せんには耕作技術の改善に力を盡すと俱に、農民の社會的地位を上達せしむるは第一策なり。

今當時の諸大名の家法なるものを見るに、殊に農民が陪臣的關係より解放せられ、大名の直接配下に立ち、而して土地所有權確保せられたるもの少なからず。

東國地方の大なる大名の領内に於ける農民は、之を小なる大名、殊に封建制度の尙普く存続せる西國地方の小なる大名の領内に在るものに比すれば、其地位遙かに良好なるを見る理由茲にあり。(日本經濟史論 1, 189)

是れ恰も中古獨逸の領主制 (Grundbesitz) と地主制 (Futzeveschaft) の差異を聯想せしむ。

II. 戦亂の屢次相踵ぐは武將の費用をして巨額を要せしめ、又大戰は益々此必要を感せしむ、士卒

戰時人心
興と宗門勃

耶蘇教の
傳來

日本羅馬
字の紀元

III. の多數を給養するは扶持米の能くし得る所なりといへども、大戦費は之を主として貨幣に仰がざるべからず、是れ軍隊組織の變遷に伴ふ經濟上の第二の變遷なり、而して此物質の補給は之を外國貿易に求め、開港場の創設より延て其沿海都府の獨立を招致するに至りたるは、既に述べたり。

III. それ國に統率の將なく、規律なき軍隊徒らに無用の交戦を事とし、尙未だ他の諸勢力を壓して優越の地位を占むるものあるに至らず、今や混亂の極、普ねく社會各階級野生的狀態に滿てる結果、而して死生の間に入出入する職業に就くものに於て、殊に然るものあるべきが、地方及都府の經濟上の變遷に伴ひ、革命的宗門日蓮宗、一向宗、眞宗の勃興を來せり、是れ第三の勢力なり。

此等の宗旨は足利氏の保護せる禪宗（じんそう）の複雑神秘なるに似ず、教旨類る簡單にして、衆俗の取入り易きものあり、清新の氣と戰時人心の活力とを鼓吹せるを以て、一般公衆及將士の多大なる歸依を得たり

耶蘇教の傳來の普及は電光石火的にして、上古第六世紀に於ける佛教に比して、更に顯著なり。耶蘇教は天文十八年（1553年）（1549 A. D.）（御奈良天皇）足利義輝のとき、*Franciskus Xavier* の傳道せるものにして、其の日本を去れる天文二十一年には、既に牢手たる根柢を培ひたり

日本にてローマ字の初めて綴られたるは、*Xaver* (1549 A. D.) のキリスト教に關係ある色々の書物を書き換へたるに在り、名高い「平家物語」は文祿二年 1593. の出版なり、天明二年 1812. (天明二年は一七八二年なり原文には一七六五年とあり) 江戸の名高き本草學者後藤梨春「紅毛談」二冊を著したるが、其中にローマ字二十六文字を馴込みたるため、幕府は直ちに江戸奉行に命じ、其全部を沒收し、版本を毀ち、梨春に譴責を加へたり、時は西暦一七六五年(?) 家治十代將軍の天明二年なり、然るに時勢の變は著しきものなり、慶應二年前島來輔(今の男爵前島密氏)の「韓字御廢止の儀」といふ國字改良の

建白書出たり。(大正七年十二月二十一日東京朝日新聞「羅馬字の今昔」川副佳一郎)

斯の如く社會上若くは政治上に於ては封建制度の崩壞を來し、經濟上に於ては農民の地位上進と沿海都府の獨立あり、精神界に於ては從來の思想を其根柢より覆すが如き宗門の勃興を見る、是れ十六世紀の中葉に於ける日本の發展の狀態なり、而して此間に處して時世の潮流に棹し、中央權力を鞏固ならしむるため、新舊の勢力を糾合利用したるもの、遂に函嶺の西琵琶湖の東、即ち中部日本に起りたり、其東國にあらず西國にあらず、東國の武力に攝ぬるに西國の智力を以てせるもの、起れる宜なりといふべし、當時織田、今川、上杉、徳川等の諸家の主長は、事實上足利氏に對し獨立の地位を得たる武將にして、既に實權を失へる將軍に對して何等の義務を負はず、是等諸家の中に於て獨り最も有力なるは織田氏なり、織田氏霸業半ばにして倒れ、家臣秀吉逆臣を誅して人心を收攬し、遂に一躍豊臣氏となり、豊臣氏朝鮮征伐にして成功したりしならんには、其支配權復た爭ふ可らざりしや必然なりしなり、不幸偉業半ばにして死せり。

徳川家遂に全國の實權を掌握せり、慶長八年(一六三二) (後陽成天皇) 徳川家康征夷大將軍となる、是れ信長創め秀吉の進めたる事業を繼承せるものなり。

徳川三百年の治を開きし徳川家康の經國策は、其根本の一原因を彼が財力の豊富なる點に歸せざるを得ず、何となれば、當時に於ける彼は武田氏の遺臣大久保長安を信任して伊豆、石見、佐渡に

於ける金銀山を獨占せしを以てなり。

當時我邦にありし基督教の師父が本國に送りし報告中に、

内府（家康）は日本に於ても、京都に於ても、關東に於ても、歴代の中にて最も富裕なる君にして、巨額の金銀を蓄積し、之れがため到る處頗る人々に恐れられ、内府の京都方面にある時の住居なる伏見の第に貨幣を所藏したるに、數箇月前其重量の爲めに梁折れて一室陥落したり、此の莫大なる財寶は獨り諸人よりの數多の豊富なる獻上物に依るのみならず、重に日本にある處の數多の金銀鑛山より來るものにして、内府は悉く之を獨占す、加之近頃再び發見せられ、毎年非常の高を掘出すことなれり。

(*Littera annua Scritta dal Giuffone al. p. Clavideo Argvaviva della Compagnia di Gesù dell' Anno 1603. p. 4*)

家康は金銀を獨占せし故を以て、慶長六年銀座を伏見に設け、大黒常足に命じて白銀の品位を定め、金銀貨を改鑄せしめし以來、慶長十三年には伏見の銀座を京都に移し、次で慶長十七年には江戸に銀座を設け、又大阪及長崎にも之を置きて、専ら異國への渡銀に對する用を辨せしめたり。

斯くの如く自己の權力の擴張につれて、務めて統一的貨幣制度の實績を擧げしことは、マルコ

ポロ以來貴金屬に富むとの我國に對する傳説を實際にし、家康の商政をして當時に於ける歐洲諸國の商業政策と密接の關係を有せしむるに至り、併せて家康が政治的基礎を鞏固ならしむるに至れり。(徳川家康の商政とメルカンチル・システムとの關係を論じて彼が通商獎勵の動機に及ぶ、

阿部秀助、史學雜誌第十四編 p. 1210—1216)

(以上 近世資本主義と地代説、阿部秀助)
(三田學會雜誌第七卷第三號より抜粹)

抑々徳川家康三河の一武家より身を起して二百六十有餘年(徳川氏の祖先(當時一小名主)は一人の僧を養子とせしが徳川氏之より出でたりといふ)

(1603—1867 A. D.) の間、全國の最高權力を掌握せる國家組織は如何、法學博士福田徳三氏

(日本經濟史論 p. 111 以下封建國家の崩壞と警察國家の建設) に據れば、頼朝の起せる國家組織の

再生ルネサンスと相去ること遠く、寧ろ鎌倉の國家組織を打破したるものなり、封建國家倒れて五百年來の發

展によりて當然到達すべき國家組織之に代りたるのみ、あらゆる封建武士的の外形を維持して、諸

大名は其の嘗て中央政府に對し獨立反抗の態度に出ることを敢てし得るの能力を有せる貴族の列よ

り下りて、恰も諸星の太陽に於けるが如く、一人の支配者の周圍に聚る公卿の光輝燦然として而も

重要な意味なきの地位に到れり、而して既に倒壊せる封建的ヒエアーキー (Hierarchy) の外形を維

持することは、却つて此新中央權力を擁護する具と成れり、蓋しあらゆる生活關係を嚴密に規定す

る朝儀の細かなる諸法制は殆ど法律に等しき拘束力を得て、之を徳川氏の權力の下に置きたればな

り。(日本經濟史論 p. 206)

封建的ヒ
エアーキー

然れば徳川氏の國家は封建國家と稱すと雖も、巧に封建國家より其特異の精神を抜き去りて、しかも其外形に於ては依然として唯封建國家を繰り返せるに過ぎざるが如き觀を呈せしめたるなり、然り而して其國家組織の主目的は其日本全國に及ぼせる支配權を永久に維持するに在りしを以て、國家機關及社會制度の各部分を恒に確定不變の状態に綜合したるものなりとす。

今足利氏封建國家の崩壊せる原因及其情態は既に之を概述せり、然れば徳川氏は如何にして封建國家より其特異の精神を抜き去りて、其所謂世界歴史中最も完全なる封建的警察國家を建設したるか、今之を概述せん。

(詳しくは日本經濟史論 二二二 以下参照)

(1) 武家諸法度 武家諸法度は元和元年(後水尾天皇 ゴトウノミチ (1601)) 將軍家の永く諸大名に對して支配權を確かむるため制定せるものなり、當時徳川氏に屬せる地域は頗る廣大にして、其重心點中部日本にあり、石高を以てすれば其直領地は日本全土の殆ど三分の一を包括し、之に加ふるに其家臣の所領地を以てす、而して大名所領地中一半は所謂譜代大名(即ち徳川氏の家臣たる諸侯)に屬し、他の一半は外様大名(多くは關ヶ原の役客將として家康に與せるもの)に屬せり、此の他徳川氏は又全國各地に散在する多くの土地を有し、或は自家直接の支配下に置き(天料)、或は譜代大名に封地として與へたり、而して樞要の地には奉行を置き、其他は代官を置きて支配し、勘定奉行

之を統轄す。

大名に親藩(將軍家の血族にして所謂御三家是れなり)譜代と外様とあり、譜代大名は幕府最要の職に就き、旗本其下にあり。

譜代大名は亦將軍直接の家臣に非ざる外様大名制馭の任に當る、即ち譜代大名の領地と外様大名の領地とは犬牙錯綜して相隣り、前者をして常に後者の領内に起るあらゆる行動事件を嚴に監察して、一々幕府に之を報じ得る地位に在らしめたり。

大名領内の行政は之を其領主に委ねたれども、重大なる立法權に至りては將軍家全國に發せる法令を施行せざるべからず、之は外様と譜代とを問はず。

大名失政あれば幕府は忽ち之に容喙し、其忠誠を缺かば將軍家に對して責に任せざるべからず、此點に就て三代將軍家光の立てたる大名の罰則あり。

大名の罰則

1. 處罰すべき大名に、例へば、大工事を營むが如き特別なる財政上の負擔を命ず。
 2. 大名の地位を其繼承人に譲らしむ。
 3. 石高少き地に貶す。
 4. 領地支配權の喪失、御家斷絶、改易若くは切腹。
- 參覲交代の制は大名は江戸に邸宅を構へて、妻子を止めて人質となし、強て將軍家に忠誠を缺かざらしめ、且つ成るべく大名をして財政上餘裕を生せざらしむ。

大名の婚姻、養子、知行の繼承、皆將軍家又幕府の認容を経ざるべからず。

新たに築城又修理は許可を要す。

幕府に一定の貢物を納め、石高の多寡に應じ士卒を養ひ有事の日に備へざるべからず。

幕府の手を経ずして外國と交通すべからず。

大船舶を建造することは殊に嚴禁する所なり。

(2) 公武法制は朝廷と幕府の關係に付き頗る詳密に規定せり、又公家諸法度は京都の朝臣を拘束する詳細なる規定なり、則ち京都に在て將軍を代表すべき京都所司代の下に、「禁裡付」を置きて、朝廷と大名との直接交通を絶てり、大名と朝廷との關係に至ては殊に嚴重なり。

國々諸侯は勅命と雖も宮中參内仕の間敷候、西國諸大名往來の御洛陽往來停止せしめ候、密に往來候事露顯に於ては何程大祿の家成共絶家致すべし、若し洛外見物致度は其趣相届け申すべく、其御沙汰に及ぶべく候、差し免し候共三條橋の中に限り申候（公武法制第九條）

(3) 斯くの如く政權を、永久に維持せんがため、綿密に規定せる家康の諸法度は、各將軍其職に就くに當りて、大名を集めて之を自己の法制として、襲用することを誓ふべきものとせらる、是れ實に政權維持のため、他の凡てを永久不變の法則を以て律せると等しく、亦自ら己を拘束せるものにして、此國家組織の特色とする所なり。

(4) 中央官職として將軍補佐の宰相又は顧問官あり、是れ御老中なり、五人より成り、徳川氏一家

の宰相なれども、亦毎月一人宛交番にて國政百般を掌る。

内閣の職員（御用部屋、大老、老中、若年寄）

御用部屋職員—奥御祐筆（長を組頭といふ）祿四百俵の卑位の者なり、下に數十人の祐筆を率ゆ、初めは單に幕府の書記に止まりしも、後世老中政務の下調べをなし、多くの機務に與かり、實際人民より大に憚られたり。

補助機關として老中の下に若年寄あり、六人より成る、此權力大なる顧問官（老中）は、最も狹義に於ける徳川氏の家臣（三康が單に三河の武將たるときより、其侍として仕へ、後に譜代大名とされる家康の忠臣の家）より之を補せり。

若年寄は之を譜代大名若くは旗本より任せり。

但し此等の職務の衝に當るものは單に其有職者一人なるに非ずして、其大名の一家及其從臣なり、此の總體を稱して藩（*Fan*）といふ、是れ遙かに上古の「姓の制」を聯想せしむ。

老中若年寄の權力は頗る廣大にして、將軍を督して輕卒に政治上の改革を企て、新例を開くことなからしむ。

同時に各老中は常に他の同役によりて監察せられ、國の實情を始め、事細大となく絶えず其下役、竝に殊に多く全国各地に遣はせる諜者より、報告を受く。

當時政府は一家の内房に起れる事すら之を知悉する重なる機關として牒者を用ゐたり（日本經濟史

論 pp 207-208)

奉行は實際行政の局に當り、寺社奉行三員、勘定奉行四員、江戸町奉行二員とす、寺社奉行は譜代大名より補し、勘定奉行、江戸町奉行は旗本より之を任せり、旗本は將軍を護衛し一萬石未滿三百石以上の土地を與へらるゝものなきにあらざるも、多くは幕府より定額の祿米を受けたり。

中央役人の職掌

一、寺社奉行 社寺僧尼及社寺附屬の御朱印地に關する事及之に關する訴訟併せて關八州の私領旗本知行所の訴訟裁判。

二、江戸町奉行 武家を除き江戸市民の行政司法警察消防。

三、勘定奉行 勝手方―幕府奥表の金穀の出入及采地の分割祿米の支給。
公事方―直轄地人民及關八州内の訴訟並に一般人民の訴訟の紛糾せるものの裁斷。

地方役人

一、幕府 I 直轄地―江戸町奉行、町年寄、名主

町役人 (1)五人組、(2)月行事、(3)家主、(4)地主、(5)大屋

II 地方直轄地 (1)勘定奉行―代官―手付、手代等、陣屋。

(2)名主、村方三役 (組頭、名主、百姓代) 五人組

二、旗下知行所―名主―三役―五人組

三、大名領地―藩主―郡奉行―名主 (代官)―(大庄屋)―名主

1. 幕府 勘定奉行―代官―手代

關東には特に關東郡代 (寛政年間廢す) あり、代官は地方 (司稅、行政、司法、警察、教育、宗教) 一切の事を掌りたり。

2. 藩 郡奉行若くは代官

奉行の職に在る旗本以下のものは祿米並に貨幣を給せらる、寛文四年(1664)に十萬石以上の大名(紀伊尾張水戸の御三家を除く)四十三あり、其他の大名(實は小名なり)百七十四あり、旗本は其下に在り。

I 秀吉時代の領主 (Territorialher)

1. 國主 少くとも一國を領す

2. 領主 一國一圓を領せざれども十萬石又は其以上の土地を領す

3. 城主 一萬石以上十萬石以下の地を領す

大 名
小 名

(日本經濟史論 p. 159)

II 徳川時代(采地の上より)

1. 國主 一國内外を有する諸侯(三十萬石以上)

2. 准國主 領地大ならざるも家格高く國主に准ずるもの(十萬石以上)

3. 城主 五萬石以上一城の主たるもの(五萬石以上なるも時として之を缺く)

4. 領主(或は邑主) 城を有せざる小諸侯(一萬石以上)

(日本法制史 p. 255)

以上にて徳川氏の建設せる警察的國家の一斑を叙したるも、尙徳川氏の警察國家の社會政策に移りて、農工商業其他自由職業及個人に對する用意周到なる保守的干渉政策を窺ふべし。

(5) 徳川氏の警察國家の社會階級は所謂士農工商の順なり、左の如し。

最高の地位を占むるものは武士階級にして、之を分ちて、

1. 大名
2. 旗本
3. 陪臣（各大名の家臣）
4. 將軍の從臣（御家人）及大名の從臣
5. 足輕

となす、而して、

神官、僧侶、學者、美術家、醫師、所謂自由職業者は武士の階級に次ぐ地位を有せり。

其下に位するは所謂營利の業に従ふものとす、即ち、第二 農、第三 工、第四 商なり。

士農工商の外に尙醜業者（河原者の類）及び不淨の民（穢多即ち製皮者の類）あり、特殊の階級たり。

斯くの如く、國民階級相互の關係を規定したるは、既に存在せる等族及階級の制度を在來の關係に於て永く維持し、以て凡ゆる不平及内部の動搖を阻止するに出でたるものにして、其士を第一階級に置きたるは説明を要せず。

その農業者階級を營利業者の第一に置きたるは、蓋し經濟上の理由に出づ、その多數の旗本及其他の從臣に多額の祿米を給與することは、農業の食糧生産に俟たざるべからず、茲に於て、農民を

尊重することを原則として、干渉獎勵努めたるものあり、その天領と稱する日本六十八國中の二十一國を除き、爾餘の四十七國に散在せる將軍の直轄地に於ては、大に農民の地位を保障し、大名亦其領内に於て農民に壓制收斂を行はざるの責を負ひたり。

徳川家康は百姓ムザと殺し候事御停止たり、假令科ありとも搦取奉行所にて對決の上可申付候事と制命して、農民の生命を重んじ且之を保護したり、又農民徒黨して強訴するは天下の法度として嚴禁する所なるも、正當の手續を以てするは敢て妨ぐる所にあらず、又地頭代官若くは庄屋等の不法を以て訴訟を妨ぐるときは直に幕府の評定所に訴ふることを許し、郷中立退は禁する所なるも地頭、代官不法のため其郷中に居を占むること難きときは、年貢未進なきに於ては他村に移住を許す等、農民のために冤枉を解くの道を聞き、且權利の主張を許したり、又功勞あるものには名字帶刀等を許して、社會上に於ける位置上進の途をも開きたり。(帝國農業史要、110頁)

然れども其眞意は農民を斯く重んずるにあらずして自己の國家を確保するに出でたるは、後に述ぶる所の如し。

農を勧め商を退くべし、百姓は國の本なれども、工商はなくても濟むべし、——農民は一人にても増すことを圖るべし、商人は一人にても減すべし(山片蟠桃夢の代卷五、國民經濟雜誌第二十五卷第四號徳川時代に於ける商工階級)などといひ、工商は農に比し更に一等下りたる卑賤のものと看

做され、苟くも爲政家たるものは此工商の數を出來得る限り減少するを以て、其本務と爲さざるべからざるが如く思惟したるは、徳川時代に於ける一般の思潮なりしなり。

其の農の次に工を置きたるは太宰春臺の經濟錄(卷七)に、

百工は國の寶也、古より國家を經營する人は百工を招來するを務とす、武備のためには百工の軍器を作る者を多數蓄ふべき也、兵革の起るときは隣國の道路も絶え、百工を招ぐこと自由ならず、其時に攻戰の器械を修理し、城廓を築き、舟車を作り、甲冑を繕ひ、兵刃を礪く類のこと、常の人の能はざる所、夫々の工人なくては不叶、常に其國に蓄へ置くにあらずしては、軍用辨じ難かるべし、是亦武備の一事也、今の諸侯にも能く百工を集て常に蓄へ置く國ありと聞けり、何れの國も然有るべきものなり、云々。

とある思想に淵源するものにして、實際當時にありては工商を町人として一概に之を擯斥しつつ、百工は國の寶といふ思想より、工は商人より重んずべきものと信じたるものなり。

東蒙散人と云へる戯作者、曾て徳川時代に於ける商人が侍のために散々の取扱に逢ひしを悲觀しにくいやつとて切り倒され

あまいやつとて借り倒さる

と評したるは、眞に穿ち得て妙なり、侍の商人に對する時は借金を返さず、買物は代金を拂はず、

若し機嫌を損すれば忽ち「無禮者め」の一言の下に切棄てるといふ情態(國民經濟雜誌第二十五卷

第四號 1. 263 徳川時代に於ける商工階級)なりし、當時の諺に「侍は農に似るとも商に似る勿れ」

などいへり、又農村の入口に「商人入るべからず」などの建札を立つるあり、商人が一般社會に於ける地位甚だ卑賤なりしこと疑ふべからず。

徳川時代に於ける農本主義は、其根柢に於て之れが時代的政策として最も當を得たるものなるや、言ふを俟たず、そは一國の富強は其國農業の盛衰に依て定まるべく、一國の治否は農民の興廢消長に依るべきを論じたるものにして、

「民の業に本末といふ事あり、農を本業といひ、工商實を末業といふ、四民は國の寶にて、一つ缺ても國といはず、然れども農民少ければ國の衣食乏しく成る故に、先王の治めには殊に農を重んぜらる」(太宰春臺、經濟錄卷五食貨篇)(日本經濟叢書第六卷 p. 107)

「本を重んじ末を抑ゆること、是れ古聖人の道なり、本とは農なり、末とは工商なり。(荻生徂徠、政談)
人民の生命は食物を以て保續し、食物は耕種法を修て作り出す者なり、故に百姓は國家の根本にして政事の基原なりと知るべし。(佐藤信淵、農政本論)

其他 熊澤蕃山(大學或問)、本田利明(經世祕錄)、藤田幽谷(勸農或問)、賴山陽(新策正本、窮悉地力論)、白川樂翁(政語)、三浦安貞(梅園)(價原)等、當代の儒者たると國學者たるとを問はず、孰れも皆農本主義論者ならざるはなし。

是等農本主義者皆農を本とし、商工を末とし、之れが膨脹を忌みたること同じと雖も、然しなから太宰春臺の如き全然商工業を否認せるにあらず、此點は徂徠に比し稍穩健なるものあり、春臺は、

「農民漸々減少すれば米穀乏くなる、工商多ければ種々の貨物を出生し、四方よりも聚る故に、人の奢侈の心を引起し、金銀を重寶する風俗に成て、國用漸々に廣くなり、上下の端となる、國家の大なる害也（經濟錄）」

といひ、農を本とし、工商を末とし、之れが膨脹を忌みたるが、又曰く、

「四民は國の寶にして一つも缺けては國と云はず」（經濟錄）

「衣食備りて飢寒を免がる程ならば、外に求むることはあるまじけれども、衣食計りにてもすまず、上に云へる如く、平生に無くては叶はぬ物も數多くあり、又衣食を作るにも夫々の器物も有らで叶はず、又天下の土地一同ならざれば、其地に生ずる物と生ぜぬ物とあり、されば古は聖人農作の道を人に教へたまひて、其上に又交易して有無相通すると云ふ道を教へ玉へり、有るものを以て無きものに易ふれば此方も融通して用足るなり。（經濟錄食貨篇）」

以て見るべし、春臺の此點は蕃山及び梅園相似たり、蕃山は曰く、

「五穀ある者は魚なし、魚ある者は五穀なし、交易する時は互に用を達す、農業を事とする者は鋤、かまを造るいとまなし、鋤鎌を造るものは耕作を兼ねること能はず、故に農人は易るに五穀を以てし、鍛冶は農具を造りて互に交易して、各其所を得たり、萬物皆如此、又農人職人自來て易ふるに暇なし、商人之を買取て相通す（集義和書）」

更に之を考ふるに、徳川時代の尊農論は支那思想の影響を蒙るものあるを知るべし、野尻清隆氏（徳川時代の尙農論に對する支那思想の影響、三田學會雜誌第十二卷第二號）は、

徳川時代に於て學者爲政治家の異口同音に主唱せし農本主義は、其根柢に於て支那學說の影響の存するありて、益々農本主義論の根柢を固めたるの事實を看過するを得ずとて、左の如く之を指摘せり。

熊澤蕃山は曰く、

「本を務むる百姓多く末を追ふ町人少くなければ權威己へ取戻すべし」(大學或問)

荻生徂徠曰く、

「本を重んじ末を抑ゆることは是れ古聖人の道なり、本とは農なり、末とは工商なり」(政談)

又曰く、

「武家と百姓とは田地より外の渡世は無くして常住の者なれば、只武家と百姓との常住に宜しき様にするを、治の根本とすべし、商人は不定なる渡世をなす者故……商人の潰るる事を嘗て構ふまじきなり」(政談)

本多利明曰く、

「農業は國の本なれば、王侯といへども手自耕耘して農苦の百分の一を知給はざれば、國家の大本たる政事に齟齬すること多く、況んや庶士に於てをや」(經世祕錄後篇)

藤田幽谷は曰く、

「古の英雄豪傑富國の術さまありと雖、皆其務とする所農に本かざるはなし」(勸農或問)
然るに此等の點に於て支那は如何なる思想を把持せるやを見るに、漢の文帝の詔に曰く、「農天下

之大本也民所恃以生也」(漢書食貨志)と、之を法學者流の學說によるも、或は一農不_レ耕民或爲_レ之飢、一女不_レ織民或爲_レ之寒」(管子輕重甲)と云ひ、或は「百人農一人居者王、十人農一人居者強(商子)と云ひて、民生の生くる所以のものは蓋し衣食にして、衣食の足る所以のものは蓋し農に在る旨を示せるなり、されば尙書(堯典)に於ても、既に義和に命じて、敬して民に時を授けしむるの記事あり、是れ民をして農時を知らしむるの意に外ならず、又古來支那には籍田、親蠶の禮の存するあり。

「天子親耕_レ於_二南郊_一以_二共_三齋盛_一王后蠶_三於_二北郊_一以_二共_三純服_一(禮記祭統)

本多利明の云ふ所(前掲)茲に出づるに非るか。

II 荻生徂徠曰く、「農民の商賈に變ずる事、國貧くなる本にして、國政の上にて嫌ふ所なり」(政談一)

「當時諸國民耕作を嫌ひ、米の食を悦び、百姓を棄て、商人となる故、衰微したる村々多き事、度々承る也」(政談二)

頼山陽の如きは商工者を以て游手徒食の徒となして曰く、

「昇平之俗貴末而賤農重金錢而輕米粟、相習相率不知其不可也(中略)、其求爲商賈百工技藝之人、游手浮食大平於天下之籍」(新策正本、窮悉地力論)

春臺は曰く、

「農民漸々減少すれば米穀乏くなる、工商多ければ種々の貨物を出生し、四方よりも聚る故に、人の奢侈の心を引起し金銀を重寶する風俗に成て、國用漸々に置くなり上下の端となる、國家の大なる害也。(經濟錄前掲)

此點に就ては韓非子は商工を以て五蠹の一に加へ、明王治國之政使其商工游食之民少而名卑以寡趣本務而減米作(五蠹篇)と云ひ、漢の時賢良文學の士は、

「國有沃野之饒而民不足於財者不務民用而淫巧衆也(鹽鐵論本議)といへり、又漢の高祖が賈人の絹を著け、車に乗るを嚴禁し、重税を賦課して之を困辱せるが如き、最も明白に這般の思想を表せるものなり、而して其の斯かる思想を起せる理由に至りては、商工は勞せずして農夫の利を奪取するのみならず、奢侈遊惰の氣風を助成せしむるが故なり、是れ徂徠及春臺等の述ぶる所なるが支那に於ては晁錯は、

「今農夫五口五家、其服役者不下二人、其能耕者不過百疇、百疇之收不過三百石(中略)四時之間亡日休息(中略)勤苦如此、尙復被水旱之災、惡政暴虐、賦歛不時(漢書食貨志)

とて農苦の至難なるを説き、反之、

「商賈大者積貯倍息、小者坐列販賣、操其寄贏、日游都市、乘上之急、所賣必倍、故其男

不_二耕耘、女不_二蠶織、衣必文采、食必粱肉、亡_二農夫之苦、有_二仟佰之得、因其富厚交通王侯方過_二吏勢、(漢書食貨志) 是れ商賈の傲奢極りなきに其勞苦少きを云へり。

茲に於てか、農民は其生活の壓迫に堪へずして、其郷を棄て、其業を去りて商賈となる者多し、されば晁錯は尙語を繼ぎて曰く、

兼併農人

「此商人所_三以兼_三并農人_一農人所_三以流亡_一者也」(漢書食貨志)

其 三

III 太宰春臺曰く、

「四民は國の寶にて一つ缺けても國と云はず」といひ、之を敷衍して「衣食備りて飢寒を免る程ならば外に求むることはあるまじけれども、衣食計りにてもすまず、上に云へる如く、平生に無くて叶はぬ物も數多くあり、又衣食を作るにも夫々の器物も有らで叶はず、又天下の土地同一ならずれば其地に生ずる物と生せぬ物もあり、されば古は聖人農作の道を人に教へたまひて其上に、又交易して有無相通するといふ道を教へ玉へり、有るものを以て無きものに易ふれば、此方も彼方も融通して用足るなり」(經濟錄食貨篇、前掲)

熊澤蕃山も曰く、

「五穀あるものは魚なし、魚ある者は五穀なし、交易する時は互に用を達す、農業を事とする者は鋤鎌を造るいとまなし、鋤鎌を造る者は耕作をかぬる事能はず、故に農人に易るに五穀を以

てし、鍛冶は農具を造りて、互に交易して各其所を得たり、萬物皆如此、又農人職人自來て易るにいとまなし、商人これを買取て相通ず」(集義和書、前掲)

今此思想は孟子管子の道破し是認せる所にして、孟子は曰く、

「市塵而不_レ征法而不_レ塵」(公孫丑上)

と述べて商人を保護する事を以て王政の一とせるより見れば、必ずしも商工を排斥せざりしを知るに足る、又曰く、

「一人之身而百工之所爲備、如必自爲、而復用_レ之、是率天下而通也(中略)固不可_レ耕且爲也」(藤文公上)とて職業の分業を認めたるもの如し。

管子は曰く、

「國有_レ沃野之饒、而民不_レ足_ニ於食_一者、器械不_レ備也、有_ニ山海之貨_一而民不_レ足_ニ於財_一者、商工不_レ備也(中略)養生送_レ死之具(中略)待_レ商而通待_レ工而成」(鹽鐵論)

IV 都市の膨脹と地方の荒廢に就きては、徳川時代の學者の最も憂慮せる所にして、其の如何なる救済を策せるかといふに、農民土著論、游民禁止論、兵農説あり、今先づ農民の郷を去り家を輕んずるに對しては、春臺は農民の轉業を禁すべしとなし、都會の膨脹に對しては徂徠は之を制限し、都鄙の分割を限定し、以て人返しの法を唱へたり。

春臺即ち曰く、

「聖人の教には天下の戸籍を正しくして四民の家數、人制を度々改て農民より妄に他の業に遷ることを禁ずる也、當代には此禁なき故に、工商の輩日々に數多くなり、在々所々に偏滿して人の用を辨するは便利なる様なれども人の侈心を引起し、金銀の貨悉く賈人の藏に納まる、歎しきことに非ずや」(經濟録食貨篇)

徂徠は即ち曰く、

「關八州より出る米穀にて、御城下並に關八州の人の一年の食事の足る積を準合して、御城下の人數を定むべし(中略)、此限を以て御城下の人數を限り、其外は悉く諸國に返すべし」(政談一)

と云ひて、一方に戸籍を整理修査し、他方に於て路引(旅券)の法を立て、人民を土著せしむべきを説けり。

「三代の古も異國の近世も亦我國の古も、政治の根本は兎角人を地に付るやうにする事也、人を地に付る仕形と云ふは戸籍路引の二なり、是にて世界に紛者なきのみならず、是にて世界の人に統轄を付る故世界萬民悉く上の御手に入て上の御心儘になる仕方也。」(政談一)

「井田の法は農民を土著せしめ、郷黨の法を以て民の恩義を厚くし、風俗をなほす術也、萬民

土著せざれば政教共に行はれず、故に是を政道の本とす」(政談二)

春臺は曰く、

「民を治むる道は土著を本とす、土著とは天下の人を皆土に着る也、又地着とも云ふ、異國は勿論なり、吾國も古民皆土着也、(中略)先海内の人民を悉土に着けざれば、戸籍を立つべき様なし、是國を治る一大策也」(經濟錄第九卷制度篇)

「國家の治めには土民を土著するを本とす、(中略)諸侯は一度國を建てより其地を去らずして久住するを以て磐石の固めをなす者也」(同上)

頼山陽は通議に於て述べて曰く、

禁_下背_二於鄙_一而嚮_中於都_上不_レ禁_下背_二於都_一而嚮_中於鄙_上。(通議)

正司考栞は曰く、

風俗を亂し富潤の害は四民雜居にあり。(經濟問答祕錄)

斯く徂徠春臺始め諸儒者の唱へたる農民土著論は、都市の膨脹と地方の荒廢を救濟する政治の一法と思惟し、尙幕府の當時諸侯を動かしたる所謂「所替」は諸侯を困惱せしめ、土民を疲弊せしめ、仁政に背き武備を忽にする制度なれば、斷然之を廢棄すべきを述べたるは、學者幕府の眞意を解せず、幕府の諸侯を一代中に數度轉勤を命ぜるが如きことあるは、元來諸侯を困窮せしむるを以

て其目的の一としたるものなり、之に加ふるに、此所耕のため各地の文化經濟を進捗せしめたる動機の大なるものあることを知らざるべからず、此事は他處にも之を注意せる所なり。

遮莫、蕃山、徂徠、春臺初め山陽、考棋等の唱へたる農民主著論は、支那に於て晁錯、班固、管子等の唱道せるものなり。

「理民之道、地著爲本、故必健步立疇、正其經界」(漢書食貨志)

是れ班固が井田の法を以て農民主着に須ふべきの策なることを云へるなり。

「士農工商四民者、國之石民也、不可使裸處、裸處則其言讒、其事亂、是故聖王之處士必於間燕、處農必就田野、處工必就官府、處商必就市井」(小匡篇)

此の管子の言は四民雜居の禁止を説くものにして、其意四民別處せば異物を見て遷らず、各自己の生業に安んじ、近隣互に相競ひて其業を勵むの風を生ずるを得べきが故なるべし。

農民主著論に次で擧ぐべきものは、所謂兵農説及游民禁止説なり、此問題は其根柢に於て農民主著論の一種にして、農本主義論と相俟ち、相携へて論すべきものなり、一は他の前提たり、又他は一の前提たると共に、之れが反對に前者は後者の斷定結論と云ふべく、後者は前者の結論なりともいふを得べし。

春臺は經濟錄五卷兵備篇に於て所謂兵農説を述べ、先王之世には「寓兵於農」と云ひて、兵をば

農より出せり、而して漢の代に趙充國出で屯田の法を採用し、爾來此の制度を採用せしが、唐の時
代より兵農を分つ事を始め、後世此例に倣へりとして、支那に於ける其由來を述べ、更に筆を轉じて
日本にては昔より唐の風に倣ひて兵農之を分ちしも（此事は中古時代の冒頭に之を述べたり）、中古
以來は武士たる者皆農夫也、然るに當代は然らずといひ、當代の兵數少きは其因兵農を分ちたるに
よる、而かも昔日大名と稱せしは在所に名田を多く有したるものにして、新田足利等の一族も皆之
に屬するを説き、兵農説の根據とする所を述べ、更に兵農分割のために兵數減せることを述べ、當
代の武士の柔弱に流れしこと概ねこれ、只治平の久しき失政のみにあらず、都下に住める故なりと
せり。

「されば其世には百姓といふ者皆武を務めし故に、軍の出るに及で兵數甚多かりしなり、近世
戰となりてより當代に至て武家は武家、農人は農人と分れて、農人は一向に軍賦に入らず、僅に
只人夫を出すのみなる故に、今の世には兵の出る數甚少し」（經濟錄卷七武備、日本經濟叢書第六卷 117. 205
-206）

「騎馬の法も養馬の法も、治平の日も、陣に臨む時も二つの道ありて不_レ同、今の世には馬に
騎るも馬を養ふも、皆治平の日の用に立て、觀の美を務むるのみ也、若騎戰をなさんとならば、
今日の養法騎法にては馬も人も用に立まじき也」（經濟錄卷七武備、日本經濟叢書卷六 17. 206）

「日本の武士の風、上代は如何ありけん考へ難し、中古以來は武士たるものは皆農夫也、今の世の郷士といふ者の如し、常に郷里に住んで農を業とし、富る者は弓馬、武藝を心がけ、山野に遊んで禽獸を逐ひ、川澤に入ては龜鼈を捕り、或は馬を馳せ、或は水を遊び、險阻を涉り、勞苦に慣て、筋骨も固く、行歩も壯健也、貧きものは平日身を耕作に苦め、寒暑を冒て勤勞する故に、如何なる艱難をも能く忍ぶ、是世の風也、凡武士は本賤き業也、されば手足胼胝し、肌膚皴裂しても筋骨強く、行履健なるを上とす、今の世の武士皆世祿にて都下に聚り居て、數代を歴る故に、いつとなく武士の本を忘れ、心も身も風儀も、公家上臈の如くになりて、武事の用に立つべしと見ゆるものは、數十人中に一人也、是只治平の久しき故のみにあらず、都下に住める故也」

(經濟錄第七卷、武備、日本經濟叢書卷六 P. 2108.)

「夫國富粟多生_レ於農、故先王貴_レ之、凡爲_レ國之急者、必先禁_二末作之巧_一、末作之巧禁、則民無_レ所_二游食_一、民無所_二游食_一則必事_レ農、民事_レ農則田墾、田墾則粟多、粟多則國富、國富者兵彊、兵彊者戰勝、戰勝者地廣、是以先王知_レ衆_レ民彊_レ兵廣_レ地富_レ國之必生_二於粟_一也。(産語卷下、馬驪第八、日本經濟叢書第六卷 P. P. 348-349.)

游民とは如何、其範圍程度に於て學者の見解必ずしも一ならず、或は士農以外を以て游民となし、或は農民以外を以てし、或は四民以外を游民とせり(因に春臺は經濟錄卷五食貨に曰く、士農工商を

四民といへば士も民也、然れども農は五穀を作り、工は器物を作り、商は有無を通ず、此三つは其業を食む者也、士は國に仕へて君の祿を食む者也、さる故に士を除て農工商賈を四民とすることあり、商は行て物を賣る、賈は家に居て物を賣る、皆あき人也、要するに游民は無職者にして、游民禁止とは不生産者を促して生産に従事せしめんとするに外ならず、而して此目的を達するに游民に重税を賦課して之をば農業に歸せしめんことを希ひしものたることは、春臺の先禁末作之巧、末作之巧禁、則民無所游食、民無游食則必事農、民事農則田墾、田墾則粟多、粟多則國富、云々に徴すべし。

此游民禁止思想に就て、亦賈誼の「今歸_レ民而之_レ農、皆著_二於誠、使_三天下各食_三其力_二末技游食之民、轉而緣_三南畝_二則蓄積定、而人樂_三其所_二矣（漢書食貨志）なる思想と其根柢に於て同一なるものなるべし、然らば其淵源する所知るべきなり。



斯の如く、世俗習慣は何事も之を改めず、一たび成れるものは絶對に之を確定維持するは、徳川氏の政策第一の主義なり、而して此目的を徹底せんには事々物々進歩發展の傾向を抑止せざるべからず、而して其所有動産の經濟上の性質に應じて活動して止まざる商工業民の階級に對しては、先づ特に其停滯の秩序を紊亂せしめる道を杜絶せしめざるべからず。

そは如何にすべきか、外國に對し内國を鎖すに非るよりは、此商工社會の社會上經濟上の發展を抑制し得べきにあらず。

是に於てか拔根塞本的に新たなる習慣風俗及欲望の發生を嚴に抑制し、無慾と質素と之を最高の徳性として之を國民に教へたり。

家康の聖堂を起し、熱心に儒教殊に朱子學を鼓吹せるは、其教旨たる格式秩序 (Order) を以て、武士を初め其他の階級の思想を支配せんためなり。

(6) 徳川氏の政策の保守的傾向は、士農工商業者の子は父の官職營業若くは職務を襲ふを以て、一般の原則とせるに、之を見るを得べし、その斯の如きは畢竟經濟單位を成すものが家族にして、個人に非るの結果に外ならず。

蓋し「氏」の如き大なる共同團體が生産の單位たりし時代は、既に遠き過去 事に屬し、而してより小なる共同團體たる大寶令の「戸」が、生産の負擔者たるの時代も亦既に去れり、即ち今や從來の家族共産體たる戸は二方面の變遷を來し、一方にては分家が宗家より分離して、村落團體（次に述ぶ）を形成し、他方に於ては如上の分離よりして單に兩親と其父子とより成る家族となるに至れり、而してこの自然的家族は生産の單位となるに至れり。

去れば之を自由に放任せば、共產主義より個人主義に、更に一步を進めて勢、遂に當時現在の停

滯的秩序を崩壊せしめざれば、止まざるは明かなり。

是に於てか、徳川氏の制度組織には斯かる經濟單位の發展の進行を阻止すべき方法、至らざるはなし、今之を略述せんとす。

家族の内部に於て戸主の權力は殆ど絶對無限なり、凡ての法律行爲及契約は戸主の調印によりて始めて確認さる、調印なきものは何等の拘束力を有せず、是れ戸主が其家族全員の行爲に就て法律上の全責任を負ふが故なり、去れば家族員は父兄の家に止る限り法律上並に社會上何等認めらるることなし、財産を分たれ分家を立つる場合に、始めて社會上獨立の地位を有せるのみ。

家族の職業は世襲的にして確定不動なり、子弟は家族の一員として幼より其家族の職業に従事するを思へば、子に相傳ふるは技術上の理由よりしても當然なるに相違なけれども、元と是れ家族が經濟單位たるに必然伴ふ所の社會現象にして、要するに現在の秩序維持在來の關係の儘を永く維持するに出づ。

(7) 村といふ語は「ムレベ」より起れるものの如く、「ムレベ」とは若干の臣屬の群を意味す、ラテン語の *Famuli* の總稱を *Familia* と云ふに同じ。

大寶令の「里」は行政の單位として人爲的に設けられたることば彙に述べたり、里は五十戸より成り、里長之を治む、故に「里」は此の自然に成立せる地方住民共同生活の團體、即ち一の村落團體 *Dorfgenossenschaft* とは異なれり、里は又五十町一

村の起原

里の地理的尺度に用ゐられ、相混同するを以て、「里」に代へて「郷」を以てせることあるも行はれず。

村は如何にして起れるか、一の「戸」の戸員増加して最早一家之を包容する能はざるときは、自ら分家を生ず、又一の主家に屬したる體僕「*Mannekin*」は其解放後其主家の附近に定住せるが如し、而して此の二者ともに宗家の支配下に集りて村を成せるものならん、即ち日本の村は一の宗家と莊園とより分家の起れるによりて成れるものの如し。

其を推定せしむる事實としては、

- a. 村内名家の名と村名と同じきもの少なからざること。
- b. 村に同姓を有する家多き村多くあること、之は西南地方よりは比較的新らしく開墾せられたる東北地方に殊に多し。
- c. 殆ど何れの村にも今日尙「氏神」ありて村の各家は凡て其氏子なること。(日本經濟史論 151頁)

村の組織

莊園變じて村となるに及び、早くより耕作せられたる西南地方(莊園主として行はる)にては、莊司(莊園の管理者)より庄屋を生せり(即ち Villagers より Doughty's を生せり)、之に反し(先づ土地を開墾せざるべからざりし東北地方にては即ち)墾田の多くありたる東北地方にては墾田即ち(多くは名田といふ)名田(ミコウデン)の管理者たる名主ミヨウシユより名主を生せり、是西南にて村の頭を庄屋といひ、東北にて名主ナスシといふ所以なり、而して斯く庄屋と名主と其成立の因を異にすることは、村制上重要にして庄屋が村を支配する所には、村民の自治制など之を見るを得ず、之に反して、名主を村の首長とせる東北地方にては自治制大に發達せるを見たり。(政友會領袖故松田正久

庄屋と名主と自治制

男爵の言)

庄屋名主は其治むる村の年貢を徴收する義務を將軍若くは大名に對して有す、又刑法上の小事件に對し裁判權を有し、民事上の爭議の始審裁判を行へり、此判決不服者は其村を所轄する代官に控訴し得、代官は大名の代表者なり。

地方に於て庄屋名主は將軍又は大名に對し村民總體を代表せり、給料は村多くは之を負擔し、領主之を給する事稀れなり。

庄屋又名主の職は世襲にして、村内にて系圖最も古るき家之を繼承せり、茲に注意すべきは名主は時には村の地主の家より選舉されたることあり、此場合には代官の役宅にて選舉を行ひたり、然るに庄屋は必ず世襲的なりしなり、而して庄屋は又常に農民の利益よりも大名の利益を代表すること遙に多かりしが如し、是れ名主と庄屋の起原より推定し首肯さるべし。

名主選舉制享保元年(1718)を以て幕府勘定奉行より許されたり、而して選舉を代官役宅に行ふ習慣を廢して、組頭年寄若くは百姓代の家にて行ふことになれり、同時に代官は名主が其職を帶ぶる能力なき場合(其人を得ざる場合は)には農民に改選を勸告するのみ、其他には毫も此選舉に關與すべからずとせり。

是れ然しながら將軍直領地及東北地方に於ての事にして、西南地方にては依然として此庄屋の職

村民の代表者

は一定家族之を世襲せり、往々庄屋選舉せらるることあるも、其上役たる幕府の代官之を左右する事多し。

各村には組頭あり、副名主なり、五人組の長及名主之を選舉するものなり、組頭はもと五人組の長なりしも歳月の經るままに副名主となりしものにして、五人組の長は番頭又は組長と呼ぶ、此變遷は主として將軍直領地に起れり、西南地方の大名領内にては組頭は五人組の長たること依然たり。

組頭の職は世襲的なる場合にても、在職者其人を得ざれば、五人組の長及名主は新組頭を選舉する事を得たり。

百姓代（又長百姓）若干名あり、村の大小其他の事情に依り不同とす、村中大畠持中より之を選び、村民に代りて庄屋組頭を監視す、其職務現今の村會議員に似たり、給料又は引高（村費負擔を減すること）等なきを常とす。帝國農業史要 2, 111)

名主組頭百姓代を村方三役又は村役人と稱す。

西南地方にては庄屋組頭の外第三の役人ありて村の行政に與れり、年寄是なり、年寄の任務は庄屋によりて代表せらるる大名に對して農民の利益を守るに在りたり、是れ東北と西南と村の成立に差違あるの致す所にして、東北地方に年寄の缺けたるは當然なりとす、既に名主之を代表すればな

り、庄屋、名主、組頭、年寄は何れも佩刀の特権を有せり、尙是等村の職分は土地に依り例外ありたり。

村役人以外の農民を總百姓といふ、百姓とは田畑及家屋敷を所有するものをいひ、小作のみに従事するものは之を水呑百姓といふ、百姓の中に算入せず、小作農の中所屬關係により名子又は家抱等の名稱あり。(帝國農業史要 2113)

村の住民は、(1)郷士 (2)草分 (3)高持 (4)根生 (5)小作又は地借の五種に分たる。

(1) 郷士は一方には武士従て大名となれるあり、他方には地主たる農民となれるものあり、謂はば農的武士若くは兵的農民なり、徳川氏亦郷士より起れり、武士的特権の二三を有す、例へば、佩刀の權、姓を稱する權、の如き是なり、大名又は將軍より祿米を受くることなし、此點に於て一般の武士よりも多く獨立の地位を有せり、村内に於ても名望あり、最大の地主たり、西南地方にては特に廣大なる土地を有せるものなけれども、東北地方にては小なる大名よりも大なる土地を有せり、明治維新に際して大名はその封地を奪はれたれども、郷士の所有地は然らず、今日日本の大地主を代表するもの、此類に多し。

(2) 草分 郷士に次で最も古く、亦最も名望あるものなり、名主は多く草分中より選舉されたり。

之を江戸幕府の時代に見るに、名主の中には別に類別を立て四等となせり。

第一は草創名主にして江戸時代には廿九人あり、是等は其家の祖先が自から開きたる町々の名主として天正以前より居住せるもの、又は徳川氏に従つて三河遠江等より移住せるものにて、名主中最も權威を有するものなり。

第二は古町名主と稱せらるるものにて、文化時代には七十九人あり、草分名主に次ぎて古くより其町に居住せるものにて、此二種の名主は歳首及大禮の際、江戸城に登りて物を獻じ謁を賜ること、町年寄に同じ。

第三は平名主にして、地方より町方支配に屬せし新町家の名主なり。

其四は門前名主にして寺社門寺町家の名主なり。

歐洲中世のパトリチアト (Patrimat) は我邦の草分名主に類す、又「パトリチアト」は戰國時代に於て泉州堺の民政の中心をなせし納屋ナヤとも相似たる處あり、糸亂記によれば海岸に納屋を持ち之を貸して取得となせるものを上分の者と稱し、納屋貸衆とも稱し、其中大なるもの十人を十人衆といひて、公事訴訟の類は總て此十人衆によりて裁決せられたり。(近世資本主義

と地代説、阿部秀助三田學會雜誌第七卷第三號)

(3) 高持 石高を多く有す、從て大地主たり、小作によりて其土地を利用するを常とす。

(4) 根生 其村に生れたる農民にして、自己所有の田地を耕やす、村民の多數を占むるものなり。

(5) 小作、地借 以上三種の地主の借地人なり。

寄合は村の地主、家の戸主の集會にして、大名又は將軍より其村に課する年貢を、村民間に分賦する割合を協議することを主目的とす、土地を所有せざる農民は多分此集會に毫も發言權なかりしならん、共有地殊に森林原野の存せる村にては、寄合は其利用及管理に就て協議を行へり、蓋し凡ての村民は是等共有地の利用を許されたるものの如くなるを以て、各村民は全村民の同意を以て、例へば、共有林に伐木、其敷地に放牧するを得たるなり。

村の住民は郷士、草分、高持、根生、小作又地借の五種より成れるが、之れが村内に於て如何に組織せられ、如何なる社會的及經濟的生活をなしたるかは、次に起る所の問題なりとす。

村民相互救済及共同擔保のための團體制度あり、之を五人組となす、之は東北にも西南にも天領にも封地にも何れの村にも存在せる制度にして、一種特有の重要を有す、此團體組織の根本義は隣保相依 (Prinzip der Nachbarschaft) の原則に在り、五人組といふも五〇〇〇〇〇〇の數は必ずしも一貫して守られたるにあらず、一組に五家以上を包括せること稀なりとせず、又一組の家が他の組の家と混在する場合往々ありたり、是れ分家を本初の組合に入るより生ずる結果なり。

五人組は貧富に拘はらず、門地の高下を問はず、共に一組に包括せり、社會上及經濟上の情態を異にする各種の農民を組合せたるものにして、是れ農村特有の組織にして、都會には見るべからず、但し不淨民（穢多）は自ら特別の組をなせり。

一の五人組に屬することは世襲的にして、父の代に其家の屬せる組は子の代にも亦其屬すべき所なり、此の關係は原則上永久に保つべきものなり。

組合戸主中より一人の組合長を選定す、之を組長又は番頭といふ、但し直接に名主又庄屋より指名せらるる地方少なからず、莊園に於ては組合員の互選に依るを通則とし、互選の場合には通例組合戸主中名望最も高く最も富裕なるもの選出せられ、一に之を組親ともいふ。

組合長（伍長又番頭一に組親）は全組合員の實印を保管し、組合全般の事務を掌る、組合長の所謂印あるに非れば凡ての證書は法律上效力を有せず、斯く組合長は外部に對して組合を代表し、内に對しては其總主長たりしなり、即ち組合員の行動に就て常に組合戸主のためのみならず、又各個の家族員のために團體として責を負へり。

a. 窮乏せる組合員の救護は、若し宗家之に當るを得ざれば、五人組之に當る。

b. 組合員中病者の田は全組合員無償にて之を代耕す、五人組之に當ること出來ざれば村之に當る。

c. 新築若くは修繕には全組合員無償にて手助をなす、一組の力及ばざれば全村之を助く、此等手助人は建築主より晝食を供せらるるのみ、報酬を受くるは専門の大工のみ、但し火災のため家を失ひ大工に支拂をなす能はざるときは、全組合員

贖金を以て之に充つ、而して火災に罹れる村民は新築に必要な材木を共有地より伐り出す権あり。

五人組制度の起原は大寶令の「五保の制」と密接なる關聯を有せり、氏の制度崩壊して五保の制起り、家屬共産體たる「戸」崩壊して五人組の制度起り、重要なる意義を有するに至れり。

詳しくは法學博士穗積陳重「五人組制度」に就け、尙、文學博士三浦周行「五人組制度の起原」あり。

歐洲中古に於てギルドなる商工團體あり、此ギルドの起原亦五人組制度の起原なり、ギルドは血族團體將に崩壊し、地域團體の建設未だ鞏固ならざる中間の時期に於て、一方には血族團體の精神を紹ぎ、他方には地域團體の前驅たるべき過渡的の制度として成立せるものと見るべし、我邦の俚諺に「遠くの親類近くの他人」といふことあり、遠くの親族間の連鎖は著しく緩むに拘らず、「近くの他人」間の連結未だ之に代るべき程鞏固に發達せざる時、茲に一種の準親類準血族的連鎖、先づ成りて此缺陷を充したるもの、是れ五人組なりといふべし。

經濟事情の發達に伴ひ利害關係の差違、職業の差別、住居地域の懸隔は假令血族の親類と雖も、相團結して一團を成すと困難なるに及び、勢ひ住居の所を同するものゝ間に、却て密接なる關係を生じ、經濟社交の上に於て相集まりて一種の團結を成す傾向あり、是れ地域團體の血族團體に代りて起る所以なり。

上來「村」及「五人組」の組織に就て述べたる所によれば、既に從來の戸の經濟單位たる地位を

失して、自然的家族之に代りて最下級の經濟單位となり、五人組は其上に立ちてある一定の目的範圍を以て經濟單位となり、「村」は更に其上に立ちて大なる單位となれるものなり。

之を要するに、村の全體民は領主に對して共同擔保の責に任じ、納税の單位は村にして、各個の地主にあらず、村の全住民は氏神を共同の祖神として之を崇め、貧窮なる村民を救濟するの義務亦全村民の負ふ所なり。

(8) 五人組のことを陳べたるを以て、茲に都府に於ける組合に就て一言すべし。

既に述べたるが如く、日本の都市は其始め商工業地にあらずして、農民が城主の保護の下に集まれるに基けるものなり、而して村より發達して町なる地區團體となり、此町と村落の間に於ける經濟上の懸隔歲月を経るに従うて益々大となり、幾多の地區團體は相集つて一の都府（廣き意義の町）と成れるもの、既に封建時代に於て見る所なり、徳川時代に至りては此變遷は一般に普及し、都府に於ける農業的要素殆ど全く消滅し、獨り都府は商工業地として貨幣經濟及び動産の負擔者となるに至れりと雖も、固より未だ從來の共產的經濟組織の束縛より脱する能はず、個人の自由は固より都府に於ても未だ發生するに至らざりしと謂はざるべからず。

都府に於ける商工業者の密接なる團結ありたり、所謂「組合」是なり。當時鎌倉室町時代の商工業團體たる「座」の名義を有せるもの、尙之ありたり、然れども是等の座は其固有の性質たるべき

商工業的意義を既に失し居れり、例へば、權座、榊座、宋座、銅座などの如く、唯一定の政務に關する特權を與へられたものなり。」組合の重なる點は組合が營業を獨占するにありとす。

文化十年〔光格天皇 SHITSU (1813 A. D.) 徳川十一代家齊〕までは何人と雖も組合に加入することを得べく、如何なる職業も組合を立つることを得、未だ排他的の團體にあらざりしが、同年始めて幕府は各組合員に特許狀を與へたり、之を「株札」といふ、爾來新組合員を加入せしめ又は株札を血縁者以外のものに讓渡することを禁せり、但し法網を潛りて株札の賣買は非常の高價にて行はれたるものの如し、今その性質を述ぶるに、此の組合は從來の共同保護團體たる五人組と臣屬的仲間 (Imune) たる座との共同の產物ともいふべく、前者より道德的並に一般社會的職分を繼承し、後者より經濟上並に技術上の職分を繼承せるものに似たり。(日本經濟史論 p. 103)

(9) 徳川氏時代にては凡ての土地所有權者は天皇なること従前と異ならず、凡ての土地は封地たるのみ、法律上將軍も諸大名も天皇の封臣にして、將軍は皇室に代つて國政を行ふの義務に對して、天皇より封せられ、大名も亦同じく領内の政務を掌るの義務に對し、將軍より封せられたるものなり、而して將軍大名は自己の封地に更に臣下を封 (Subinfodation) することを得たり (此點瀧本誠「徳川時代の封建制度」參照) 此點に於ては封建國家の設けたる所有權法に未だ何等の變化を來さず。

農地占有
權の保障

但し農民の土地占有權は此時代に至て確定せり、封建時代の不自由農民は殆ど其跡を絶ち、年貢賦役の義務を負ふことは従前の如くなりと雖も、尙一片の土地を自己所有して之を使用収益する獨立の農民となれり、是れ時勢の進歩と、徳川氏警察國家の必要は、從來に比して集約的耕作を行ふを要し、而して集約的農業組織法を採るには、少くとも土地占有權鞏固なるにあらざれば、何人も之を敢てし得ざればなり。

斯く土地占有權は農民殆ど自己の所有權の如く使用収益するに至りたりと雖も、其土地を賣買することは嚴禁せられたり。

土地賣買
禁止

寛永十二年 1693 A. D. 三代家光の布告

田畑永代賣買致間敷候事

同二十年未十二月十一日田畑永代賣買御仕置之事

一、賣主、牢舍之上退放、本人死候時は事同罪、但賣りし田畑は賣主の御代官又地頭へ可取之

一、證人過怠半、本人死候時は子御構無之

一、質に取候もの作り取にして、質に置候ものより年貢役相勤候得ば、永代賣同前之御仕置、但是を頼納といふ

始めは收穫折半農 (Tollbau) 一般に行はれたり、然れども其後歲入額を一定せしむる必要増加よりして、年貢の高を一定するに至れり、一村全體に就き收穫石高を一定して、之を動かさず、之に對して納むべき年貢を定めて、之を村より納めしめたり、其率は天領にては收穫の五割、大名領地

に於ては多くは六割となせり、故に年貢上納の單位は全地域團體にて、各地主にあらず、各地主が負擔すべき實際の年貢高は、村の寄合に於て之を定めたるは、既に「村」に於て陳べたり。

10 土地所有權の發展は之に伴うて相續權並に土地處分權に關する法制の變遷を來さずんばあらず。

從來（大寶令時代）の家屬共産體たる戸は、今や分裂して一は村となり一は自然家族となりたり、去れば從來家督相續に於て長子相續を採用したるも尙、前戸主の弟の殘存せる場合には、種々の讓歩をなし、戸主の相續權に制限を附したり、是れ實際上の事情に鑑みたるものなりしなり、然るに今や封建制度は此等の讓歩をなさざるを利とする事情あり、家督相續には長子の權のみを認めたり。

尙財産相續に於ては大寶令は未だ單獨相續を認めず、遺産に對する諸子均分を原則とせり、是れ家屬共産體に重きを置けばなり、然るに今や財産相續に於ても封地は分配を禁じて、長子原則として之を相續すべきものとなしたり、此事農民に於て亦同じ。

農民の土地は十石の收穫ある土地（一町歩以上）を所有せざるものは、之を家督相續人以外のものに傳ふることを得ざるものとせり。（農民は所有地の分配を行ふには、少くとも二十石の收穫ある二町の土地を有することを要すとせるも、享保七年 1723 A. D. 以來、十石の收穫ある一町を以

て最小限とすることに改めたり、獨逸の *Minimum Besitz* (農民所有地最小限度) と對照)

1820 A. D. 九代家重將軍寶曆九年の布令

「田畑分配の儀は高十石地面一町より少くなく分くると停止なり、尤分ち方に限らず殘高も此定めより少くなく殘す間數、然る上は高二十石地面二町より少なき田地は、配分相成らざるに付、厄介人は在所にて耕作の渡世致すか或は相應の奉公に出すべし。」

農地相續は封地相續と異ならず、長子若し十五歳以下にて死せば、次の弟嗣子となり、若し子なければ養子を許す、養子は其始め必ず同姓(即ち血縁者)より採るべきものとせしが、寶永七年(一)以來血縁者以外より採ることを認めたり、又養子は被相續人の生前に定むべく、遺言養子は無効なりしが、寶永七年の改正によりて特に功績ある封臣に遺言養子を許可せり、進んで死後の養子すら認め、又入婿を許して相續女子の夫に長子の地位を與へたり、但し此等相續は將軍の許可を要することとなしたれば、事實上封主は封地の相續を左右し、結局將軍が相續人を命じたりと謂ふべし。

長子、養子ともに存せざる場合には、相續人を指定するか、若くは「御家斷絶」をなすか、二者其の一とす、御家斷絶の際は封地は將軍に返還すべきものなり。

家督は長子之を相續することは大寶令の規定する所なれども、今や長子相續の原則が財産相續に及べるは亦封建制度の結果たらずんばならず、之は農地が被相續人より相續人に不可分の儘移轉す

所謂浪人

分家、養子、隱居の制と祖先の祭祀

るは、農民の年貢賦課を納むる領主にも、利益なればなり。
封地不可分長子相續を勵行することを要するは、封建制度の特徴なるが、此原則は漸次變化するに至れり、是れ長子以外の子の不利より湧き來れり。

封建時代に於ては、嫡子以外の子は自ら其將來を作ることを原則とす、然れども、其受くる動産の分け前は自分に應ずる家計を立つるに足らず、茲に於て彼等は寺院に入るか(野心のなきものは)美術家若くは學者となるか、又所謂浪人となるか其一を擇びたるものなり。

特權獨占及び排他を以て基礎とせる徳川氏の警察國家を倒す因となれる者は、實に此等浪人の間より起れり。(日本經濟史論 p. 258. 259.)

分家、養子、隱居の制度は長子相續の原則を緩和せるものなるは知らざるべからず、此等制度の起因は祖先崇拜より來り、祖先の祭祀を絶たざらんために出づ。

弟に生れたる者も亦婿養子として相續權ある女子と結婚して、男子なき家の戸主たることを得、是れ長女の事實上相續權を得るに至れるなり。

富裕なる平民の家に生れたる弟も養子となりて士分に列することを得。

家産の所有權なきも分家となりて其使用收益の權を得。

更に嫡子を排して他人を養ふことを許し、家督を繼げる長兄が其弟、時には其末弟を養子とな

所謂
「總領の
甚六」

し、長兄早く家督を退きて隱居し、養子たる弟が之を繼ぐことありたり（寶永七年相續に關して發布せられたる法令による）、此事は長子が概して無能なること、所謂「總領の甚六」なる場合、從來の相續權を嚴に長子のみに限りて、有爲なる弟を排除するは、經濟上の進歩、戸主の有爲有能なるべきを要求する事、益々大なるに従ひて、遂に實際生活の必要と相容れるために出でたるものにして、養子の制によりて適材を適所に擧げて相續せしむるものと解するを得べし、尤も時には封建時代の事として政略上より出づるもありたるべし。

徳川時代には前にも述べたるが如く、土地の賣買及び分割は強く禁制せられたり、是れは家産の相續に於て次男以下を排除せる嫡子が、其家産を失はざれば從てよりよく家名を維持し得べしとの思想に應せるものにして、一旦存在したる財産額は永く之を世襲維持せしむべく、財産の増大並に減少の二つながら阻止すべき賣買及分割の禁制となれるものなり。（大日本不動產沿革史）

1693 A. D. 三代家光將軍寛永十二年布令

「田畑永代の賣買仕間敷候事」

1690 A. D. 九代家重寶曆九年

「田畑配分の儀は高十石地面一町より少く分くると停止なり云々」

然しながら實際に於ては土地賣買の禁を脱かるる假設の取引行はれたり、其方法は土地を質物として引渡し、質權者は其地を占有し之を耕作するものにして、事實上其占有權を讓受くるなり、名

土地賣買の禁を脱かるる假設取引

を質入に藉りて假設的取引を行ふ、之れを「頼納」又は「半頼納」といへり、英國の Common Law conveyance に似たり。

荻生徂徠「政談」參照

「田畑永代賣度候へば、賣主加判者迄牢舎申付、賣主は出牢の上江戸在所追放、買主は金子損失に致し、出牢申付在所へ相歸し、加判の者は過怠、牢舎のみにて構なく差戻す、賣主並に請人其親存生に候へば子構なく、親相果候へば親の代り子同罪」

一、質に取り候もの作り取りにして、質に置候ものより年貢役相動候得ば、永代賣同前之御仕置、但是を頼納といふ。
「譲りなどと名を付け」或は借金の手形を拵へ種々の偽りはより起る。

11 斯く土地賣買は之を嚴禁せるも、實際に於ては行はれたるものなれども、土地相續の最小限は一町たるべしと規定せる分割制限、亦分家によりて事實上脱かるることを得たるものなり。

土地の最小限（一町）以上の土地を家督相續人以外の諸子に分たんとする時は、村役の加印を要す、他の親族に讓渡すには之れが對價を受くるを嚴禁す。

遺産分配には遺言による土地の處分は、遺言狀に村の名主及組頭の加印あるを要し、之に違へば無効とす。

但動産は自由に遺言によりて處分することを得、遺言狀に家族内の男子の捺印あるを以て足れりとせり。

土地處分に對する束縛は明治五年二月二十三日(一)布告第五十號によりて全く釋放せられたり、然れども茲に記すべきは、一度存在せる制度は又之と應すべき民俗習慣を馴致せざる能はず、幾百年に互れる封建政治に養育せられたる此等民俗習慣は、其根柢たる封建制度の全く地を拂ひたる後尙、容易に一掃さるるものにあらず、今日封建制度は日本に之れなけれども、尙舊時の思想風俗遺制實際上に跡を絶たざるは怪しむに足らず。

ピヤーンソンの言へる如く、封建主義は當時人々の總ての思想、總ての言語、及總ての行爲中に深く浸潤して、其痕跡の及ばざる所なし(英國上古史 *History*)、英國猶且つ然り、我徳川氏時代の如く、此制度の最も完全に行はれたる時代に於て、政治經濟上の史實が概ね封建的なる事は固より怪むに足らざるべし、例へば、日本の學者、長子相續若くは養子の制を以て、日本に固有なる祖先崇拜の故俗のみに基くものなりとし、五反百姓なる過小耕作 (*Overagriculture*) を以て、一に其地形地勢のみに歸すべしと説く、皆茲に説きたる封建的所有相續制度に必然相伴ふべき隨伴現象たるを忘るるものなり、*Kateon* は日本の極度なる小農制度と、之に伴ふ小作制度の甚だ普及せる事實とは、他に多くの原因なきにあらずと雖も、其重要なる原因の徳川時代の所有法制の影響に歸すべきものなることを注意せり。K. Kateon, *Japans V. Landwirtschaft* p. 354.

五反百姓
の起因

12 徳川時代に於ける農民の地位は歐洲の世襲的隸農 (*Erbunterthanen*) と同じからず、既に述べた

る如く、制度上領主は名義的土地所有權(高上所有權 *Overownership*)を有し、農民は其作人たるに過ぎざれども、領主に納むる所の貢租は、地代といふよりは寧ろ租税の性質を有せる事實上、農民に土地私有の實ありたり。

而して領主も土地人民を私有するといふよりは、寧ろ強大なる權力を有する一行政官の權ありて、決して純然たる封建諸侯に均しからざるは數次、國替等の事あるによりて之を觀るを得べし。

(參照) 此點徳川時代の封建制度の歐洲と異なる處にして、徳川氏は武家諸法度其他に於て唯大體の心得方法を規定せるのみにして、各大名所領内總ての自治權を認め、更に干渉せず、其實利と自尊心を傷けず、殆ど獨立の國主たらしめたり、是れ當時勢の然らしむる所ありしと同時に、徳川氏の成功したる所なり。(徳川氏の封建制度、政治經濟學論叢第一卷第一號)

一方には村方名主(庄屋)、組頭、百姓代(年寄)の公選村役人あり、又五人組の制あり、幼稚ながらも自治制の形式を備ふるあり。

斯くの如きは歐洲の隸農に觀ざる所なりとす、去れば假令個人の權利は十分に認識せられざりしは論莫けれども、我が農民が歐洲の封建時代の隸農に比して、遙かに大なる人格の自由を有したること、之を疑ふべからず。

夫の職業の自由、契約の自由、居住移轉の自由は明治維新によりて始めて法律上政治上認められたる所にして、固より徳川幕府時代に於て職業並に居住移轉の自由は制限されたるものなり。

中御門天皇 （1155） 七代家繼將軍の享保七年十一月の御觸書に

「惣而百姓農業を粗略に致し商賈事に懸り候儀可停止候」

仁孝天皇 （1155） 十二代家慶天保十三年九月の御觸書

「農民等専ら耕作に力を用ゐるべき身分にて餘業に移り商業を始むる儀は決して相成らざるなり」

固より幕府時代には職業並に居住移轉の自由は「他行者を妄に村内に居住せしむる勿れ」との禁令及び關所制度と相待つて其拘束を有效ならしめられたり。

幕府は諸侯の關所を設くることを禁じたれども、幕府自身は關八州内街道の要所に之を設置し、以て防備警察に備へ、或は特に職員を派し、或は其地の諸侯代官等をして之を守らしめたり。

御西院天皇 （1433） 四代家綱、寛文元年八月朔（國々御關所の貢附勤番之案）によれば、關所は全國に十六ヶ所あり、其中相州箱根を最要とし、上使及繼飛脚の外夜間の通行を一切禁止せり。

今、明正天皇 （1629） 三代家光寛永十三年八月二日箱根關所通行の令を擧ぐれば、

定

一、往還之輩役所之前にて笠頭巾をぬぎ可相通事

一、乗物にて通候者乗物戸を開かせ可相通女乗物は女に見せ可通事

一、公家御門跡其外大名高家之衆往還之刻は前廉より其沙汰可有之間不及改但不審之事有之は格別之事
其他の關所も大抵相似たり。

關所通行者は一々檢せらるるものなれども、特に婦女は嚴重にして、其通行手形を受くる所一々定まれり。

一、關所忍通候ものは其所において獄門に行也

(地方落穂集、卷九、前々御仕置筋之事の中)

然れども實際に於ては職業の自由及居住移轉の自由は、實に據なき仔細なること村役人之を相糺し差支なき或る程度に於て認められたり、亦以て歐洲の隸農に對照して、遙かに我農民の人格の自由を有せること察すべし。

斯の如きは、亦以て安永六年にiss (1788) は徳川十代將軍家治の時代なれば、當時既に家族單位の經濟の個人發展を抑へ切れざる一端を示すものと見るを得べし。

安永六年(光格天皇 2138 (1778) 十代家治)幕府の令に

「近來村々の者共耕作を等閑になし、却て困窮等の儀を申し立て、奉公稼に出て、所持の田畑を荒し置くもの多くありと聞く、不埒の至りなり、以來村高と人別を割合ひ、何人迄は奉公に出るも、殘人數にて耕作は勿論、村方の差支無之きや、否や、村役人之を相糺し、實に據なき仔細にて奉公に度者相願ふ者之あらば、右割合の人數迄は村役人之を承認し、年季を限り奉公に出る様にすべし、若し村方の差支も願みず、奉公に出て所持の田畑を荒す等の儀之あらば、當人は勿論村役人共越度たるべし。(徳川政務秘録)

尙天保七年増訂出版五人組帳にも略同文を載せあり(那須皓氏明治年間我國農政の沿革)

獨逸農政の根本方針は國家生存に缺くべからざる資料及び殊に食料品の國家的自給にあり。

(Goltz, Vorlesungen über Agrarwesen & Agrarpolitik, p. 11)

因に之れが爲め獨逸の農業經濟學は英佛米に見るべからざる一種の國家的色彩濃厚を帶ぶるあり Agrarpolitik 即ち是にして、

他國の Agricultural Economics, Rural Economics, Economic rurale に當り、夫の Kritikskizze は食糧品產出方法の具體的組織を講究せらるゝなり。(E. Noorse, Agricultural Economics, p. p. 8—9)

斯の殊に食料品の國家的自給を圖る獨逸農政の根本方針を實現する方策としては成るべく小地主制度を行ひ農民階級の經濟的獨立を堅固ならしめ、其生産力を増進するを以て、第一の要務となし、爲めに盛に國內植民 Innere Kolonization を行ひ、農民を過剰の地より取りて大地主制の行はる過小の地に移植し、以て土地の配分を平均し、生活上分配上共に良好なる結果を收めんことを企圖しつつあり、然れ共此大方針に對して常に牽制的情態を結果すべき大地主制を主張するものあり、是れ云ふ迄もなく大地主を中心とする保守黨の面々にして、獨逸國家の精力を維持し國家主義の基礎を鞏固にせんが爲には、相當の範圍に於て大地主制も亦之を維持せざるべからずと主張し、小地主主義が餘りに優勢となりて大地主制打破の勢を強大ならしむるに至らんことを歡ばざるに出づるなり。

獨逸農政の此大方針に對しては誰一人として殆ど疑義を挿むものなく、如此相反せる二見解の消長につきては、理論上固より大地主制は小地主主義の敵に非すと雖も、實際に於て獨逸殊に普魯西の法制は國內植民の方法による小地主制の樹立をして頗る不便ならしむるものあり、爲めに折角の努力も十分其功を奏せざるなり、其證據は之を他處に於て述べんと欲するが、要するに獨逸に於て小地主制を樹立せんとして努力日も尙足らざるに反して、我邦に於ては小地主の過剩及其極度を以て

寧ろ農事進歩の痼疾となしつゝあるが如き、一得一失の嫌なきに非ずと雖も、是れ亦徳川幕府の所
有法制の好影響に歸すべきものなりといふべし。

以上にて徳川氏の政策の主義とする所、日本の國家組織の各部分を鞏固不變の状態に結合し、既
に存在せる階級及制度は、凡て之を其在來の儘の關係にて永く保存せんことを唯一の目的としたる
こと、而して本目的を達せんには、第一に經濟單位の發展、新たなる習慣風俗欲望の發生を、社會上
政治上經濟上凡ゆる方面に互りて、周密なる干涉政策警察的探偵政策を以て嚴に抑制せることの梗
概を捉へ得たりと信ず。

斯くして數百年間の久しきに互りたる内亂後、殆ど二百五十餘年間、一絲亂れざる平和の状態、徳
川氏によりて維持せられたり。

此間漢字の勃興（日本人が漢文の構造を一通り學ぶを得たりしは元祿以後の事實なり）と俱に、
日本人の尊王愛國も、日本人の神道説も、識者を動かすに足る形にて成立し、從て眞の意味の國民
的統一、日本の國産の各地に分布、譜代、外様轉封、參觀交代等の制度のため、個性的遺傳の地理
的分布も亦自然に實施せられて、國民統一を助くる結果となれり、是れ鎖國的保護なり、而して明
治維新の潛勢力亦養成せられたるなり。

此の平和と靜謐の新時期に於て、將軍及諸大名は主として自領の經濟上の繁榮に留意するに至れ

るは自然の勢なり、科學の發達と技藝の進歩見るべきものあり、美術的工藝及其他の工業勃然として興り、(殊に木、竹、象牙彫刻、木版彫刻の精巧、陶磁器、金屬細工殊に七寶を施せる銅瓶、合金の術、絹織物、染色、金銀刺繍) 三代將軍家光の日光廟、吉宗將軍(十八世紀)の甘蔗栽培業普及(彼は其廣大なる庭園を藍の試験場となせり)、歐書輸入の解禁、伊達氏の畜産獎勵、其他諸大名の物産振興(尾張の陶磁器、姫路の木綿織、長濱の縮緬、土佐の紙、加賀の漆器、上野下野の絹織物)によりて、手工業の階段より進みて家内工業の經營形態に移れり、農[○]業に至りては最も大なる留意と獎勵とが、既に述べたるが如く、多數の旗本及其他の從臣に祿米を支拂ふことの必要上、第一とせられたる所なり、從て其發達大なるものありしはいふを俟たず。

三四 農作物
草木

五穀に次いで幕府の獎勵せる農作物(廣き意義にて)は楮、桑、茶、漆、櫨、紅花、藍、麻にして、其中に就き桑、茶、楮、漆は之を四木と唱へ、紅花、藍、麻は之を三草と稱し、最も幕府の勸めたる所なり、但し煙草、甘蔗、桑、茶、楮、漆、藍、麻等の特用作物は地味適するも、在來の田畑(穀物を栽培し得べき水田陸田)に植うるを禁せり、是れ納税の關係上穀物を作り得べき水田陸田に他作物を植うることを忌みたるものなり、就中煙草は奢侈を禁ずる意味も加はりて畠に作るものは過怠として牢合せしめ(元和二年家康の頃の布令)、甘蔗も本田畑に植うべからず(文政元年十二代家慶の布令)。

米は國民生活の根本資料なるを以てその供給を成る可く豊富ならしむべく、幕府は斯くも常に農民をして其耕作業に努めしめ、開墾を奨励し、穀物以外のもの即ち煙草菜種等を本田畑に作ることも制限禁止し、其他米産額の増加を期すべく、種々の方法を採りたり、然れども産額増加のために米價の暴落を生じ、幕府諸藩の財政士農階級の所得の上に大影響を與ふことは、特殊の財政制度の上に立脚し、階級制度を維持せんことを努むる幕府としては、看過する能はず、故に或は反對に穀物以外のものの栽培を奨励したることあり。

享保十四年八月に「當年より相應に菜種作仕、修理肥し入念候様申付」(徳川十五代史第八編「トモ」)と命じたるが如きこれなり、前後矛盾撞着の政策なるが如く考へらるれども、これ各階級の利害を調和せんとする根本方針を貫かんとするより起れる現象に外ならず。

漆 樹

會津藩米澤藩肥前藩最も盛に栽培せり、肥前藩にては支那より漆の種子を傳へたり。

櫨

熊本藩福岡藩にて盛に栽培せり。

草 棉

前時代既にありしも栽培未だ一般ならず、九州には文祿年間(後陽成天皇 1656 (1696 A. D.) 豊臣秀吉)支那より種子を傳

へ次で慶長三年（文祿より三年）朝鮮より亦種子を傳へたり。

是れより全國に普ねく寛永二十年（慶長三年より四十五年）には旧地に草棉を植うるを禁するに至りたり、享保年間（凡そ八十年を経て）には重要植物の一となれり。

木 棉

寶曆年間（享保二十年より凡そ二十七年桃園天皇 ミチノ (1731 A. D.) 徳川家重九代）に交趾支那より種子を傳へて、之を紀伊伊勢駿河九州等に植ふたりしも、悉く枯死して繁殖せざりしといふ。

甘 蔗

慶長年間（後陽成天皇 ゴウヤウ (1629 A. D.) 豊臣秀吉）大隅の人直河智支那より種苗を傳へて栽培せるに始まれり。

されど内地にては栽培なかりしが、後吉宗將軍之を奨勵し、諸方に盛に栽培されたり、終に文政元年令して新開地若くは不穀不熟地の外、本田畑に之が栽培を禁するに至れり。

斯く栽培は盛なりしも、之を以て砂糖製造術知られず、始めて白糖及氷糖を製したるは安永年間なり、其功は吉宗と其他上下有志の苦心經驗に成れり、されど未だ世の需用を充すに至らず、その充すに至れるは、享保年間高松藩にて始めて製糖術を完うせるによる、平賀源内の名を忘るべからず。

甘 藷

元祿年間琉球より薩摩に傳へ、是より隣國に栽培されたり、享保十七年の蝗害に於て西國人民餓死するもの多かりしに、獨り甘藷を栽培せしものば免れたりしが、之より諸國に傳はるに至れり。

中國に傳はりしは享保の頃石見の代官井戸正明の奨勵によりしが如く、芋代官様といふ、井戸氏管内諸邑の屢蝗害に逢ひて農民食に乏しきを患て之を薩摩より移植したりといふ。

東國に傳はりしは同じく享保の頃にして、青木昆陽の奨勵に出でたり、武藏の人文藏といふ、世に之を甘薯先生といふ。藩薯考の著あり。(日本農業小史 p. 136)

馬鈴薯

我邦に傳はりしは和蘭人が瓜哇島を占領せる後にして、少くとも慶長以後にありとす、ジャガタライモ、オランダイモの名によりて斯くいふ。

九州地方は甘藷の栽培既に行はれしも、東國は然らざりしが故に、馬鈴薯は却て東國に蕃植せしものゝ如し。

(日本農業小史 p. 137)

煙草

室町時代の季世始めて南蠻人より傳へ、天正年間に至りて諸國に弘まりぬ、後ち更に其種子を傳へて諸國に播種せり、徳川家康有害無益なりとし、慶長十四年令して栽培を禁ぜしを始め、其後屢次栽培及賣買を禁ずること嚴なりしかども、終に行はれず、後には新開墾地に限り栽培を許せり。

菜種

燈油原料として必要なりしも、本田畑の之れがため面積を狭むるを恐れて、寛永二十年には本田畑に菜種を作ることを禁ぜり、然れども寛政三年田畑栽培植物を制限せる際、綿種と菜種の栽培は之を制限外に置けり。

玉蜀黍

天正年間 (1618 A. D. 頃信長秀吉時代) 西洋より種子を傳へたり、

蕃椒

慶長年間 (1673 A. D. 頃秀吉家康) 朝鮮より

南瓜 (かぼちや)

慶長元和 (1624 A. D. 頃家康) の頃南洋より

西瓜

寛永年間 (家光) 琉球より

隠元豆及菘 (いんげん)

承應年間 (1704 A. D. 家光の末) 明國より

落花生

元祿年間 (1704 A. D. 六代綱吉) 清國より

人參、玉藥花 (とけいしょう)

享保年間 (1726 A. D. 七代家繼) 或は朝鮮より或は清國より或は和蘭より

孟宗竹

元文年間 (1800 A. D. 頃八代吉宗) 琉球より

蒸菜 (ふだんしょう)

文久年間 (1874 A. D. 頃十四代家茂) 清國より

蒿苳 (たぐ)

文久年間（十四代家茂）米國より

菠薐草

文久年間佛國より

鬱金香ちゆりつぶ 泊夫藍さふらん

歐米諸國より文久年間傳へたり

蔬菜の促成栽培

文化、文政年間（仁孝天皇十三代家慶 1830 A. D. 頃）には初物又は萌物と稱して、季節外の胡瓜茄子隠元豌豆其他のものを嗜むに至りたり。

塵芥又は雨障子を懸け又は室中炭圍火にて育成せるものなり。

之より漸く各種蔬菜の速成栽培行はるゝに至れり。（帝國農業史要 p. p. 153. 154. 155. 156.）

陸 稻

陸稻の栽培せられしは安永七年（後桃園天皇、1840 A. D. 頃十代家治）旱地に試作せるに始まる。

西洋麥種

西洋麥種始めて寛政十二年（1801 A. D. 十代目家治の末）渡來し、幕府は之を各幕領地に頒ちて試作せしめたり。「光格天皇 2461 (1861) 十代家治の末」

今將軍及各藩に於ける其主なる施設並物産を擧ぐれば左の如し。

會津（保科正之）の漆樹栽植

施設並物
産

土佐（野中兼山）の物産（杉、檜、桐、松、漆、桑、茶、楮、柿、蜜柑、紫草、木綿、煙草、菜種等、男子には耕作、女子には紡績、裁縫）

吉宗將軍の砂糖製造、朝鮮人參栽植、甘藷（薩摩より）の凶荒豫防、外國種馬の輸入

熊本（藩主細川重賢と堀勝名）の農桑勸課、蠶製造、造林、力田孝悌、饑窮賑恤、利用厚生

出羽（米澤藩主上杉治憲と執政竹皮當綱及花戸善政）の荒地開墾、漆、桑、楮、蕎麥、菜種の栽植、養蠶（養蠶手引の板行）

將軍家齊賢相松平定信の節儉勵行、害虫驅除、農具代補給、開墾勸誘、粟、稗、蕎麥等の耕作、西洋麥種の輸入
和歌山藩の甘藷、桑樹

讃岐の製糖

十三代將軍家定の安政三年渡島七重村に藥草園の開設、松、杉、桑、楮の栽植、移住獎勵、牛馬飼養

天文年間の煙草の傳來、それより慶長十年の禁制、其效なく、それより國分、波多野、宮崎（四國）の煙草

近江の製茶、美濃、伊勢、武藏の製茶

養蠶製糸の復興隆盛

赤穂の製鹽

諸藩の造林砂防林（陸奥、出羽、出雲）

奥羽の牧畜（南部馬、三春駒、仙臺馬）

洋馬種の購入（吉宗）

牧牛

牧羊

酪農

鮭卵の孵化

斯の如く徳川時代の勸農は盛なるが如けれども其重要な意義は、

「百姓は天下の根本なり是を治るに法有。先一人一人の田地の境目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其餘りを年貢に收むべし、百姓は財の足らぬ様に不足なき様に治る事道なり」(本多佐渡守正信著來佐錄、百姓の仕置の事)

本多正信は佐渡守と稱し徳川家康に仕へて創業の功臣也、三河の人なり、經濟の才を以て帷帳謀臣たり。

(日本經濟叢書)

本多利明「西域物語」卷下(日本經濟叢書第九卷)に、

「若狹守神尾氏が曰、「胡麻の油と百姓とは絞れば絞る程出るものなり」といへり、不忠不貞いふべき様なし、日本に漫る程の罪人ともいふべし、如斯の奸曲たる邪事は消失かたきものにて、渠が時の尹たる享保の御取箇辻を以て當時の規鑑とするは歎敷に非や」

本多利明は越後の人、江戸に住し、天文算數の學に長じ物産學を善くす、北地の經營を以て自任す、經世秘策、西域物語の著あり、文化六年加賀藩に聘せられ、文政四年江戸に没す(日本經濟叢書)

「郷村百姓共をば死なぬ様生きぬ様子にと合點して收納申付けらるる事にて候……………」
 之は土井大炊頭その所領古河へ歸省の折、家老共を呼出して權現様御代には毎年代官衆をして其支配所へ御暇被下候節、何れも御前へ召させられ、御直の御上意なりとて、告げられたる所なり。

(地方落穂集、日本經濟叢書第九卷)

徳川實記第一編三五四頁に家康の談話として校合雜記に引ける「難儀にならぬほどにして氣まゝをさせるが百姓共への慈悲なり」の一句によく當時の農政方針と從て此方針によりて料理せられたる農民の情態を察するを得べし。

以て徳川時代の「農は國の本なり」「百姓は國の寶なり」など言ふは、經濟上重農主義を意味するにあらずして、生産器械とし年貢上納の器械として重んじたるものなるを知るべし、所謂農本思想は農業本位論にして農民本位論にあらず。

有名なる越中守樂翁公の政治中にすら、仁政の假面裏に百姓を器械視したる政策の存することを、觀破せざるべからず。

(經濟論叢第七卷第六號、徳川時代重農の意義 瀧本誠一)

徳川時代に於ける農民の地位は、歐洲の隸農に比して遙かに自由なることは、曩きに述べたるが如くなれども、併し根本に於て彼等は人としての個性の尊嚴を認められず、寧ろ食物の供給者として存在を必要とせられしのみ、農民は食料の供給者なるを以て最も重んずべしと雖も、飽かしむれば自恣に流れ、餓ゑしむれば濫する虞れあり、之を適度の空腹に置き營々として勞働せしむるを最良とすといふなり、此の施政の餘弊を最も早く享けたるは關東諸國なりき。

當時農氏の生活

重農の意義

慶安元年の御觸書にある農民一般の心得に、

朝早く起きて朝草を刈り、晝は田畠耕作に掛り、晩は繩をなひ俵をあみ、何にても夫々の仕事油断あるべからず茶酒を買ひて吞まざる様にすべし。

男は耕作をかせぎ、女房は芋機をかせぎ、又夜業を営み、夫婦共々に稼ぐべし。

續地方落穂集卷二（日本經濟叢書第十卷）

五人組帳前書之事

一 毎度被仰渡候百姓衣類之儀名主絹紬木綿布、組頭紬木綿、平百姓木綿布之外着申間敷候、妻子娘共等も右の積を以着可用爲仕候、食物の儀大小の百姓不斷雜穀を用可申候、惣て常々被仰渡候趣堅相守假初にも奢候體を不仕、身持大切に致し、田畑の儀少の所をも荒不申、作物入念仕付、肥手入おろかに不仕候様可致、若御年貢皆濟以前缺落仕候者有之者、御年貢御收納之儀組中にて相勤可申事、御年貢皆濟以前、米穀一切賣申間敷事

一 百姓屋作りの儀分限相應より軽く可仕候、日立候普請不致、衣類の儀名主妻子たりといへども、布木綿の外着用仕間敷候、惣て糸織太物の類襟帶等も不可用事、附男女とも乗物並乗鞍馬停止に候、惣て奢ケ間敷儀不致、尤斷なくして刀不可差事

一 家作の儀兼て御書出被遊候通を守り、猥に花廳成造作仕間敷候、縱有來家作たりとも、分限に過、或ひ者百姓に不似合候事に候はば、破損修復之節者、一應御支配人へ得御下知修復可仕候事。

一 他所へ罷越し一宿可仕候節者、名主組頭へ申合、其外の者迄五人組へ相斷、歸候はゞ其届可仕事、附江戸並何國にても用事有之罷出候はゞ其事相濟次第早速罷歸り、永遠留不可致事。

一 家舍之事縱身代能き爲百姓といへども土民の柄に不似合の作事可制之、納戸居間臺所客人の間、馬屋、牛屋、肥し灰屋、隠居屋、但二間に過べからず、小もの伏所、此外稼に付可入間敷雪隠、右の積を以可作也、離座敷玄關廊下亦次間圍所、武士の住居に似寄の儀曾て不可仕候然ども只今まで有來分者可差置之、自今禁止の庭は米穀かこなし候程明け

候て可^レ差^ニ直之、其外は田畑に可^レ作^レ之、四壁竹木格別の儀なり、坪構へなど仕り風流の庭木植込、土地を狭め候儀年々
の費へたる上は昨今迄有來分といへども向後は可^レ爲^ニ無用………(續地方落穂集卷三)

以て當時農民の生活の窮屈辛苦をみるべし。

四公六民の税率は本邦在來の制度なりしと雖も、

(1) 従來^{〇〇〇〇〇〇〇〇} 粃を被りたる四公六民なりしに反し、幕府の徴收せるものは^{〇〇〇〇〇〇〇〇} 粃を脱したる四公六民なるが故に、同一税率ながら農民の負擔は頗る大なりしこと。

(2) 在來無かりし附加税即ち一俵につき米二升、四百文に付き錢三文の附加税を課せられしこと。

(3) 嚴重なる檢地のため貢租の額一般に増加したること、況んや、年貢滯納者に對しては水籠、竹馬、木馬、手錠等の拷掠器械を装置して責問したるをや、滯納者を縛し來りて、收納期日を誓はしめ、此の期日を誤れば再び縛し來りて器械に掛け、更に期日を誓はしめ、再三再四效なくんば妻子を沒收して勞役に驅使せり。

四公六民正法之事

一升毛の粃一反は三石なり千減二割引(十二を以て除なり)て二石五斗と成を、五合摺にして一石二斗五升と成を四公六

民に取なり、依之公納四分を乗じて五斗と成、是一反の取米是を反取米則反に五斗なり、依之合毛へ五合を乗じ合毛限の

反取米と成、是古法至極の法なり(地方落穂集卷之三)

天正十八年家康の關東に入るや、人心動搖を恐れて檢地を嚴重ならしめず、悉く舊慣に據りし

重き税率
粃を脱し
たる四公
六民

が、關ヶ原戰後慶長六年より同十六年に亙り全國總檢地を行ひ、貢租課役の法を定めて四公六民を常率とし、慶長八年關東地方に三條の法令を布きたり。

一、年貢米升目の事、當初より一俵に付三斗七升に可相納事

一、年貢米一俵に付、口米こぼれ米共一升宛可相納事

一、錢方は永四百文の積に付同三文づつの積に口錢可收納事

口米とは村より城下までの運賃として徴するもの

こぼれ米とは運搬の際脱漏すべき米粒の補充に當てるもの

錢方とは金納のことなり

此法令は概して農民の苦痛なりしなり。

乍去、勸農は勸農に相違なく、農を社會階級武士の次位に置きしことなれば、農民の自覺も之に伴うて農業の發展と同時に、勢ひ農民の個人性の發展之に伴ひ、土地の賣買分割の嚴禁あるに拘はらず、之を事實に免がるること一般となり、而して土地の富豪に兼併せらるゝことも普通の事態となれり。

土地兼併の原因としては、新田開發の弊害、檢見法の弊害、代官政治、都市の膨脹等を擧げざるべからず（太宰春臺、經濟錄卷五。植崎九八郎、賤策雜收。室鳩巢、獻可錄。人見泰、康濟錄抄解。）

乍去、勸農は勸農

「新田開發の弊害を最も痛切に感せるは貧しき農民也、然れども彼等は富民を懼れ官權を懼るるが故に、言路を暢達せしむる能はず、黙して之に従ふ、富民は新田開發に由りて利益を得、新田は土地新しくして收穫多し、而して租率は百分の一か百分の二に過ぎず、利益を得ること大也、之を見取地として十年も過ぐれば、當局者に贈賄して、更に年限を延長し、三四十年の後新田の名目定りても、尙その租率は古田の半ばに及ばず、故に利益に利益を積重ねるに至る、既にして古田荒蕪して收穫減少するに至れば、彼等は之を賣却して、收穫多く租率少き新田のみを所有し、肥料灌溉共に勞少くして利を得ること大也。

貧民は凡て之に反す、彼等は古田を有し肥料灌溉共に勞多くして收穫少く、高き租率を負担して損害多く、益々貧窮に陥る、家財道具を賣り終に田地を賣らんとするに買ふ人無し、姦智ある富民之に乗じ、負せ高を條件として賣らしむ、五石の田の中二石だけ手許に保有しおきながら、三石相當の租率を負ふ類也。

是に於て、貧苦甚しく眷族離散して斃死するに至れば、その所有地は租率格外に高きが故に繼承するものなく、終に散田となる、散田となれば村中の家割にて耕すのみにして、強て貢賦を納めず、結局政府の損害也。(人見泰「康濟錄抄解」)

以て新田の開發が農村の生活を攪亂する所以を看破すべし、元來「新田開發は人口過剩にして生

活の方法困難なる場合の外、賢明なる政治家のなさざることなり、但凡庸阿附の政治家は政府の利益を謀る如くに見せて、自己の勳功を誇らんと欲し、常に好んで新田開發を爲しせるなり。(康濟錄抄解)

檢見法(又毛見法、視取法)が、地方政治の類敗農民の疾苦を甚だしからしめ、代官手代の手加減賄路によりて下熟も上熟となり上熟も下熟となり、從て收穫すれば從て徵收せられ、收穫少なければ徵收も緩なるが故に、農民は怠惰となり自暴自棄となり、風俗の類廢田園の荒廢を招きたる、已むを得ざりしこと知るべきなり。

檢見法の弊害は更に甚しかりき、幕府の田租徵收法に視取(檢見又毛見ともいふ)と定免とあり、定免とは(享保年中より始まる、昔は定免といふことなし、地方落穂集卷四、定免の事)十年間乃至二十年間の統計により、上熟下熟を平均して年々の租額を定む、是を定法にして年々定法の如くに收納するなり、故に上熟の時多く取ることなく、隨て下熟の時民上を怨みず、視取は毎秋代官並に手代等の官吏、郡村を巡行して年の豊凶を視察し、上熟には多く取り下熟には少くとる、俗に之を免といふ、代官巡行して見たる通りを其領主に告げ、領主より其年の免を定て、文書を民に下して租を徵す、是を免狀といふ、免狀下りて免狀の如くに收納する、故に是を視取といふなり。

その要旨は當年の租額を定る傍村民の貧富、田畑自由作の有無、耕作の勤惰、特産物の有無、肥

料の難易、運輸の便否、用水の潤缺、水草の影響、其他郡村百般の生活状態を視て民政の發達に資するにありたり。

然れども事實は此の如くならずして、弊害百出、徒らに地方政治紊亂の一因となりたり、太宰春臺經濟錄卷五を讀むべし。

視取は甚しく民に害あり、仔細は代官の秋成を視るを今の俗に毛見といふ、代官の毛見に行くとき、其處の民數日奔走して供具を營み、道を除ひ、館舍を洒掃し、前日より種々の珍膳を調へて其來るを待つ、當日には庄屋名主等云者人馬肩輿を率て境迄出迎ふ、館舍に到れば種々の饗應をなし、其上に種々の進物を獻じて其歡樂を極め、手代等は云に不_レ及、僕從の至て賤き者迄も、其品に應じて夫々に金銀を贈る、如_レ斯する其費幾許といふことを不_レ知、若しも彼等が心に滿ぬ事あれば、さまざまの難題を以て其民を圖_ね頼_{たり}て苦しめ、其上に毛見するに及で下熟を上熟なりとて税を高くす、若饗應を厚くし進物を重くし、從者の賤き奴までも賂を重くして、彼等が心に満足すれば、上熟をも下熟というて、税を下くする也、是に因て里民萬事を擺て代官の悦ぶ様に計る。

幕府政策として初めより各藩封疆を固くして人口の移動を禦ぎしことは既に述べたる所なるが、例へば諸侯は概ね藩士の領外に出づることを制止し、已むを得ざる場合には豫め届出でて許可を求めしめたり、湯治、社參等にて旅行する際には、往復日數を定めその遅延を許さず、百姓町人の領外出稼を取締ることに至ては殊に嚴重なりき。

一、御領分在々所々より他國に奉公人遣候事、最前に被_二仰出_一候ごとく、堅御停止、若隱遣者

於レ有レ之は、訴人に爲ニ御褒美ニ銀子三十枚可レ被レ下、請人死罪、代官給人存候ま、他所へ遣候者急度曲事可レ被レ仰付候、本人は五十日籠舎、其所の庄屋は科之依ニ輕重ニ或は死罪或は可レ爲ニ籠舎、組頭は爲ニ過料ニ錢五百文、惣百姓は家壹軒より代物三百文宛可レ出レ之

一、御領分之者他國に日傭に參候事堅御停止、但乗物荷物上下立歸は不レ苦、永日傭に參候訴人於レ有レ之は本人は籠舎、科の輕重によつて或は死罪、或は過錢、其村之（庄屋は）過錢壹貫文、組頭は五百文、惣百姓は家一軒より三百文宛可レ出レ之右之訴人に於ニ罷出ニは爲ニ御褒美ニ銀子貳十枚可レ被レ下

一、御領分江戸より他國へ永アキナヒに參候儀御停止、但他國に家妻子を持有付候者各別、唯今迄商用に參候者有レ之は其親類より呼返し、商内之様子センサク仕、道理に叶候者遣し可レ申候、自然訴人有レ之は本人は籠舎、科の輕重により或は死罪或は科錢、本人の親子兄弟は一人より過錢五百文宛、其村之庄屋は過錢一貫文、組頭は五百文、惣百姓は家壹軒より代物三百文宛可レ出レ之、右之訴人爲ニ御褒美ニ銀子貳拾枚可レ被レ下（中略）

寛永十七年辰正月十七日

〔名古屋市史政治篇〕參照「國家及國家學」第七卷第二號

「幕府時代に於ける農村の衰微」文學士中村孝也）

右は寛永年間尾州藩に於ける一例に過ぎざれども、徳川政府政治の初めに當りて、各藩封疆を固くして人口の移動を禦ぎたる狀況一斑として、之を看るべきなり。

後幕府の中世、享保時代頃（七代家繼 1736 A. D.）より都市生活が急速力を以て發達するに伴ひ、農村は著しき荒廢を呈し、農民は散じて四方に流亡し、殊に好んで都會に集中したり、安永天明以降（光格天皇時代家治時代）或る特殊なる地域を除き、殆ど全國の農村は荒廢の色を以て彩られたり、そは農民は、外には藩空の財政を補填するため重税を負擔せざるべからず、内には自身間に起れる生存競争によりて、小農は滅亡して大農に併せられ、小作人として勞働せずんば遊民として流離するを免がるるに由なく、偶々敗亡の身とならざらんがため、禁を犯して田地を賣買し、拔高又は負高と稱して、所有の田地を私かに高價に賣り、空名の地を擁して年々の租税を納むる能はざるに及べば、夜間出奔して踪跡を晦ましたり、農民戸數の減少、飼養馬匹の減少、農民人口の減少、斯くして起り、土地は兼併せられて田地は益々荒廢せり、是れ此事實の裏面には都市の集中を意味するを記すべし。

農民離村

享保十七年以來弘化三年に至る凡そ百十五年間に於ける人口増減を、數時期に分ちて記せるものを掲げて參考とす、但し蝦夷琉球及公家武士其他特殊階級の人口を入れず、（帝國農業史要 p. 133-134）

享保十七年（中御門天皇、二三九三年）
一七三三 A. D. 七代家繼

二六九二一八一六

延享元年 二六一五三四五六
 寶曆十二年 二五九二一四五〇
 明和五年 二六二五二〇五七
 安永九年 二六〇一〇六〇〇
 寛政四年 二四八九一四四〇
 文政元年 二五六二一九五七
 文政十一年 二七二〇一四〇〇
 天保五年 二七〇六三九〇七
 弘化三年(仁孝二五〇七年
一八四七A.D.家慶十二代目) 二六九〇七六二五

是に於て流民は「町奉公」と稱し、都會に移住して商工業に従事するもの、漸く多きを加へたり、彼等が口實を設けて農村を放棄し、城下町に移住すること多きに隨ひ、散田、荒蕪地等は次第に増加したり、勿論爲政者は之を防遏せんとして、移住民の發生地たる農村に就ては、村役人頭百姓等に命じて農民の流亡を檢束せしめ、その移住地たる都市に就ては、町役人に命じて之を檢束せしめたり。

江戸の繁榮といふ事實は、即ち此檢束の畢竟徒勞なるを證せしむ。

「江戸御府内の御繁榮往古より承及不レ申候、大家列國の大名多き事、開闢以來の御盛、是亦承及不レ申由も中々愚なる御儀に御座候、右列國の大名並小名共に江戸御城下に勝手住居仕候に

付、一々國之產物も用ゐがたく、或は諸工職手人をも難用、多分御當地町人より買上諸工職人は等雇入仕、是准諸事國之收納を以て江戸表にて買上の儀故自然と町家の利潤夥敷候、依之京

大阪は不_レ及_レ申、諸方より富有之町人江戸表へ入込賣買仕候に隨ひ、前代未聞の御大都府に相

成、諸大名諸方國元より米金到來仕候迄は、町家の金銀を借り置、用を達し、米金到來の節利分

を添、返金仕候、衣服飲食家老より始大小諸事町家の差引に成候に付、延寶天和の頃より寶永正

徳の時分まで、町家富豪に相成候儀是亦前代未聞に御座候(十一代家齊享和元年丙三月 植崎九八郎茂策雜收)

斯かる江戸大繁榮はその番に政治上の中心たるのみならず、聽て亦文明の中心たるに至りたるものなれば、當然のことなり、征夷大將軍八萬の旗下に擁せられて天下に勢を示し、各國の大小名は

所謂參觀として交互に江戸に集り來り、その附隨する所の武士其他の數も決して尠しといふべから

ず、從て此等多數の顧客を目的に江戸に集る商賈製造者の數夥しきに至る、固より言ふを俟たざればなり、天明七年の江戸は町數二千七百七十餘町、表店二十萬八千餘家、市中總人數百二十八萬五

千三百人(男五十八萬五千三百人、女六十九萬五百三人、盲人三千八百四十四人)市外吉原町一萬

四千五百人(男八千二百人、女六千三百人、此内遊女禿二千五百人)この外出家五萬二千四百三十

人(一向宗の女を除く)、山伏七千二百三十人(妻帶者の女を除く)、神職三千五百八十人なり。(蜘蛛

の糸卷に記す所にして天明七年五月のことなり、五月は天明の米騒動の起りたる時なり。)然れば當

の糸卷に記す所にして天明七年五月のことなり、五月は天明の米騒動の起りたる時なり。)然れば當

時江戸の人口は市の内外に百三十六萬三千四十人の定住者を算ふべし、而して御用達町人、能役者、諸家家來住居の者は右の計算外なりといへば、百四十萬内外の人口を包有せるものと見るべく、其の繁榮驚くべきものありといふべし。

斯かる全國に比類なき大都會たる江戸繁榮の裏面には、救ふべからざる不健全なる半面ありたるは争ふべからず、而かも是れ亦都會生活に必ずや隨伴する所の惡弊にして、已むを得ざる所なりとすべく、太平打續けば情氣充ち來るは自然の數なりとす、殊に戰亂の世に於ける緊張の時代後に來りたる江戸時代の太平は、多少不自然もありて、之れがために却て情氣を促したるものなり。

徳川時代の爲政家は何時も武藝と學問とを獎勵し、上下一般に奢侈を禁じて、質素儉約の命令を何年毎かに繰返したるものなるは、人の知る所の如し、斯かる時勢を解せざる施設の不自然は、徳川氏の制度の如く社會組織其他の法制の上に於て、極端なる束縛を受けたる輩をして、勢ひその向上性を専ら日常生活の方面に發揮し、纏てはそれが安佚遊惰に陥る第一歩とならしめしものもの如し、徳川中興と云はるる八代將軍吉宗の頃より幕府の政綱弛み、社會一般に奢侈に流れ、武士たる者に、その實質に於て何等百姓町人に優る所なきまでに墮落し、太平に狎れ、全然遊び暮らせるものすら尠なからざりしなり、然しながら此の遊び暮らすといふは、全く其辭義の通りのものもありしが武士階級より有名なる戯作者を輩出したることの意義よりしても、この趨勢は江戸時代藝術の

發展に好機會を與へたるものなること、隨つて今日の社會發展の根原をなしたるものなることは、既に述べたる所なり、然り而してその武士階級が何等百姓町人に優る所なきまでに墮落し切りたりといふは、一面には武士といふ職より之を觀ていふことにして、之を他面町人百姓よりいへば、武士の墮落は後者の向上にして、二者上下接近したるものと見るべく、武士も百姓も町人もそれぞれ既に封建社會より進みたる社會に、足を踏入れたる現象の發露なりと見ざるべからず、武士の所謂墮落は當時の爲政者よりみれば壓縮すべき非事なれども時勢の進運又社會の發展より之を見れば、喜ぶべきことならざるべからず、殊に被治者たりし百姓町人の徒より觀て然か言ふべきなり。

遮莫、龍居枯山氏の「江戸繁榮の裏面」(早稻田文學第百六十四號所收)によりて、その不健全なりし暗黒面を抄出する所あるべし、安佚を貪る惰民の事實、江戸兒氣質と射倖的傾向、隱賣女の取締困難等、皆今日の社會風俗民情氣質等の根原を窺ふ眞の資料たらざるはなし。

「享保の頃は町人甚奢つよく、物ずき出來、利倍なき故、有ものはへらし、なき者は身上をつぶし斷絶せり、依て心甚下品に成りたり」

「天文年中より象牙の櫛笄はやる、男女とも身の飾り奢事は享保以來甚し」

田沼時代に於ける水野出羽守忠友の臣土方縫助殿の驕奢なる生活等權門の賣合の實況など

女藝者の下駄、雪踏、煙管、半襟等文化文政より天保に涉る奢侈の情態

煎茶の流行のこと

後見草
浮世の有様
賤のただ巻

享保の頃の八百善の茶漬金一兩二分の話

寛天見聞記

藤枝外記の遊女との情死、外記は知行を没收さる

寛天見聞記

鬼切丸は身より拵が好い故、少くとも廿兩位は通用する名劍なり、若いかぬ時は是で算段すべしと云はぬ計の計略、兎角質一屋では身より拵の事だよ

四天王大通仕立(天明二年出版) 足齋齋作春郎畫

「江戸子の尻の穴をのぞき見れば、生上田の袴を質に入れて、一本で二分の初松魚を買ふ、また千兩の角屋敷を賣拂ふて、よび出しちうさんを身受する體あり」と見へる、仁田之を見て誠に江戸兒の尻の穴の廣き處を感じ、今迄己れが吝嗇した事をアキ
審らめ、今迄のお先まつくら餘程明るくなる」

富士の人穴見物(京傳著)

天明寛政の頃には年によりては、日本橋へ初めて船のついた日など、鯉が一本金三兩もしたさうである。

蜘蛛の糸卷

「高直は半年或は一年の事成べきに、御世話餘り行届し故に、却て下直になりしに、いかほど高直にても、江戸に於ては諸人の患はいさゝかなし、たゞ一日暮しの者のみ苦患なり、當時下直なれども卑賤の者悦べる色もなし、かばらず困窮する體也、されども産生神の祭禮、開帳佛の送迎に、喧嘩の中直り等の事に、新たにそろひの衣装をこしらへ、幼年者迄も對の衣装、對の手拭を持せ、或は歌舞伎役者藝人をやとひ、過分の金錢を費し、無益の樂みをなす云々」

塵塚談

「昔も博奕せしものありしが、つゝしみ隠す事とせしを、今は博奕をおもてとし、ばくち知らぬ者は野暮といふ」(これは恐らく寶曆十二年頃)

北早畿陽隣の痴氣

「また博奕は重き天下の御禁制なるに、年毎に霜月酉の日は大鳥大明神の御祭禮とて、千住淺草兩所の社頭、其路々所せくまで敷物をしき、筵をほり、丁半樽蒲一など云博奕の場所、一里あまりも建運ぬ、かゝる僻事好き給へる神の御心こそ不審なれ、夫のみならず御郭近き辻々にて、お花ひつかへしなど名付し博奕、晝もはばかり景色なく夜は燈火を照し、其所此所に其場所を設く、往來の人此に立寄、賤しからぬ者共迄も打交り、群居る事夥し」(天明年間の有様) 後見草

「此檢使(江戸市中神社佛閣の富興行ある毎に寺社奉行所の檢使立會ふなり)の奴僕地中川前抔へ筵を敷て富見物の者共と博

奕する事幾席となく見徳賣、札賣、お咄賣、札買の見物、第附したる者の見物、群集する事夥し」寛天見聞記

當時は上下一般を通じて賭博趣味を有つてゐたので、何をすることも賭で行き、賭物なしの遊戯は彼等に何等の興味も感じしめぬのであつた、今日私どもに分つてゐる賭博遊戯の名稱は可也多く、その方法の分つてゐるものもあるが、それ等を見ても當時如何に一般人士が射倖心に富み、濡手や栗の一擲千金を夢みてゐたかといふこと推察し得るのである、この種々の賭博は「我衣」や「博戯犀照」に一通り述べてあるから、ついで見らるるがよい、殊に三笠付のことなどは大分詳細に記してある、尤も今日行はれてゐる花札の如きも既に「博戯犀照」にその名稱は記されてゐるが「又花がるたといへるもあり、これも各四枚づつなり、梅と櫻とを役とするとか聞し」とのみで、判然とは分らぬが、諸書に記されたるめぐりとあるのは寧ろ天正かるた（四十八枚にて初まりの一枚に特に美麗に彩色して「天正金入楯上仕入」の八字があるのでこの稱がある）の打ち方の一種で花札ではないやうである。

この三笠付は彼の冠付から轉化したもので、正徳の頃から流行し出したが、これは前句付や冠付よりも容易で、誰にでも出来る、つまり元來は文字的遊戯の一たるものが、三笠付となると、純然たる賭博で、一種の當て物に過ぎぬ、即ち題を一つ記し、それに句二十一を書き付け、その二十一句中で、何れの句と三句とを合せて一組の句となるかといふことを當てさせるので、完全に當つたものを當選者として、褒美金一兩を與へるのである、この入花料が僅か十文であるから、恰度今日の一八のやうに大に賭博趣味ある徒の歓迎を受けたに違ひない。

所が後にはこれも面倒臭しとありて、全然賭博専門のものになつて了つたので、我衣に「夫の賽の目は一の裏は六合で七ツ、この裏は四合で七ツ、都合三七廿一なり、一より六迄さへ當らぬものなるに、まして廿一あたるとまじ、其上三句組合たれば凡五百六にもなるべし、當らぬは尤なり、當るは大に間違なり、今日本橋其他御高札場にも三笠の點は嚴敷御法度之由、別に御高札出しとみるべし」とあるのは、よくその實情を語つてゐるものであらう。

この他地口付、なぞ付、もじり、賣引の類も餘程廣く行はれたのである。

それから富籤の流行はいふだけ野暮であるが、「寛天見聞記」や「忘れ残り」等の記事を見れば、文政天保の頃には谷中感應

寺、日黒不動、湯島天神、淺草八幡、同觀音、同三社、同念佛堂、同太神宮、同閻魔堂、同團子天王、同第六天、本所同向院、深川靈岸寺、新川大神宮、芝神明、愛宕山、西久保八幡、麻布東福寺、本銀町一丁目白旗稻荷、杉森稻荷、下谷阿彌陀、白山權現、護國寺、根津權現、麴町平川天神、茅場町藥師、品川天王、同庚申堂等で、盛んに行はれたらしい、その回数も餘程頻々とあつたやうである。

かく富が流行したことは、賭博と共に射倖心に充ち満ちたることを證するのであるが、更に驚くべきことは、この富の當り番號を當て競らべする一種の賭博が流行した、即ち最初は富の出番と云つて賣り歩いたものであつたが、それが禁止されてから、お咄、と云つて一の富の番を記したる紙を賣つて歩いたので、恰度號外のやうに賣つたものらしい、この價は四文であるが、これは何のために買手があるかといふに、當時第附と稱して、一の富の番を當てくらする賭博が一般に流行し、一文かけて當れば八文にして取るといふ仕掛のものがあつたが、この賭をするもののために賣られたのであつた。

隱賣女の取締は早く三代將軍家光の慶安二年二月に「吉原町之外遊女禁制」といふ嚴令を發せられ、その後殆ど絶え間なく爲政者が苦心してゐるやうであるが、この大都會に於てそんな禁令が徹底的に行はれる筈もないのである。

彼等は恐ろしい法律を犯して、種々と手を變へ品を變へて、賣曆前後から愈々發展し、彼の田沼時代以後の如きは、猖獗を極めたものである、而して峻嚴なる寛政天保兩度の改革當時と雖も、ホンの一時的に姿を消したに過ぎずして、直ちに頭を擡げたので、それが先頭東京で行つた私娼取締の結果と酷似してゐるのである。

江戸繁榮の時代に於ける江戸の私娼の發展は、實に驚くべきもので、藝者といふものが世の中に現はれ、それが矢張り私娼の一として、私かに春を賣つたことも注目すべきことである、而して昔の藝者と雖も、ある人々が説くやうに藝一方を賣り物にしてゐては、逆も生きて行かれないかつたといふことを承知されたい。この種の私娼の有様を見やうとならば、洒落本、黄表紙、狂歌、狂詩の類を當時の人の雜筆などと對照して見ると、可也判然と解るのである。(「江戸繁榮の裏面」龍居枯山、早稻田文學第百六十四號)

都市の繁榮は獨り江戸然るのみならず、京も亦然りしなり、天保八年(1837)の序文ある都
 繁昌記中擔尿漢に曰く、

『平安大數十萬家、工商十居七八、蚤興遲寢』

『整頓其所、鬻街奴(俗稱番戶番太)亦已破曉清中街、不_レ留寸芥點塵、坦々蕩々似爲我
 都潔淨可_レ見於此者、爾時有_二賤夫一擔尿桶一雙及小籃、盛以_二時新菜蔬一公然高叫過、其言急且
 略_レ謂侏離馱舌、頗不_レ可_レ辨諦聽則小便干大根、小便干茄子、小便干菜等之語、而要_二以_レ之相
 換耳、所_三以其諸菜總同_二之換物_一』

『有_二一等差穩貼之擔尿漢一雅與_二其家一熟識斷_二定一年換物一每_レ經三四朝、必來汲_二甕尿一去待_二臘
 月前後一始輸_二送蘿蔔燕菁之類數擔一』

『至_二扞_一亦然以下尿糞貴_二干尿一故、或報以_二糯米一蓋供_二歲糕之用一也』

『此等皆都門外農佃之所_レ業、山城一州稼穡、概出_二此糞培一』

『如_二伏見左右村民一距_二京稍遠、搬_二屎尿一者托_二之高瀬川船漕之歸掉一滿載數十桶、臭氣起_レ風順_レ
 流而下』

『皆有_二京樣嫺雅之態一豈愜_レ爭_二口氣於半桶殘尿一哉是無_レ他都俗舊習節_二縮百費一之所_レ由、與_二江
 戶人隨處放_レ尿去、不_二敢願_二之豁郎氣象一大異』

その平安大數十萬家、工商十七八に居るの語は、以て工商の繁榮を徵せしめ、大根に小便、茄子に小便の語は、以て物々交換の經濟を知らしめ、屎糞尿より貴きを以て、或は報せるに糯米を以てするの語は、以て物々交換價値の差等を知るべく、山城一州稼穡、概出「此糞培」の語は、都鄙經濟交互相當の事情、高瀬川の歸船に滿載數十桶の語、以て水陸運輸の情態、今も尙相替らざるを知るべく、口氣を半桶殘尿に爭ふこと慚はぬ京嬢の節儉と、隨處尿を放ちて去る東郎の無經濟との對照、以て兩京社會事情の萬般を反映せしむ、要するに此叙説は從來に於ける本邦經濟關係の構成を指摘すといひたる（法學博士財部靜治、人糞尿の國益）（經濟論叢第九卷第一號 p. p. 321-33）もの洵に然りといふべし。

斯の如き江戸繁榮の狀況、而して都市集中の原因は農民町家住居の安樂を羨み及利を漁るの人情に出づ、亦以て時勢の趨く所を知るべし、賤策雜收に續き曰く、

「其繁榮に隨ひ諸國の農民貧富となく我も〜と江戸に出稼き候に付、農業よりは骨折少にて利倍を得、安樂の暮し相成候故、たとへ出府不仕候者迄も、商家を羨み田舎にゐながらも江戸商家の體に押移候に付、追々農の本業は自然と衰へ、末の商家は嵩候事に御座候、享保の頃より御上と共に諸家節儉を用ひ候て、町家法外の利倍を得候事も、よほど薄らぎ申候、素利潤、農は工にしかず工は商にしかず候、平常の丈夫に至候ては、商は工に不_レ及、工は農に不_レ及候。」

室鳩巢は獻可録卷の上中（諸大名參觀交替覺書）に江戸の人口を減ずる法を説けり。

獻可録は室新助が幕府の詰問に答へたる政事經濟上の意見書十八編を收む、卷の上中下あり、鳩巢は備中の入新井白石と名を齊うし、加州侯に仕へ、正徳元年江戸に出て、將軍の侍講となる、時に吉宗勵精治を圖り、屢々名儒碩學を延きて時事を詰詢す、鳩巢其職に在りて獻贊する所尠ならず、物價、金錢及社交問題に關する意見は「兼山秘策」にあり。

「漢以來□□考申候處に、勿論繁昌のことにて御座候得共、群臣の住宅不_レ殘城下にあるにては無之、帝城を取廻し或は二三里或は四五里（孰れも日本の道のりにて申上候）山野隔て候て方々に分散致し住居仕候、群臣住居仕候得ば、妻子童僕等不_レ及_レ申其外商賣杯も夫に付てすぎはいあり候故、都へ諸國より集申候共、五里七里の外へはぶき申道理に御座候、唯今江戸の繁昌、日本にては古今に無之事に御座候、然る所御城下に一同入込罷在候故、是ほど廣大なる武藏野に候得共、尺寸の地も残り不_レ申、人家に罷成候、夫に遊民惡黨共其間に紛れ居申候故、中々仕置も難_レ仕□□科人絶不_レ申候、是に依て奉_レ存候は、寄合組小普請其外無益の者共は江戸廻り五里三里、外八王子、葛西、戸塚、板橋區に百人貳百人程宛住居仕候様に罷成候はば、末々商人の類も夫に付て集り可_レ申候間、御城下自然と人少に罷成可_レ申候、第一諸士勝手手の爲にも宜敷、江戸風俗も改、又は火事の沙汰も靜り可_レ申と奉存候

徳川氏時代に於ける農村及農民保護手當は、恰も普通親族間に於けるが如き相互救濟の如きもの

あり、今其一例をあぐ、

續地方落穂集卷貳

五人組帳面前書の事

一、老て子孫なく、幼少にて親兄弟なく、近き親類もなく、或は後家嫁に成、又者片輪に成、病者と成、身衰へ相續難成もの有之者、其もの親類は不_レ及_レ申、庄屋年寄組頭申合、随分命_ニ介抱_一飢寒を爲_レ凌可_レ申候、もし百姓の力に不_レ及_スべ有之者、一應御注進御下知可相待事、附借地店借、水吞、遊民以下至迄、常々夫々の稼を承候て相續仕候様申付、後は困窮の餘り惡事仕出し候はぬ様に不斷可心掛事、並五人組合外れ候者有之候はば、早々申上、人數へ組入可申候、隱置脇より相聞候はば、如何やうの曲事にも可_レ被_ニ仰付_一候事(日本經濟叢書)

經濟上の
發展の勢
の然らし
むる所

斯く保護とはいひながら萬事壓抑保護の下にありて尙、經濟上の發展の勢の然らしむる所、農民の移動すら斯の如し、況んや都市の如き、足利時代に於て早くも商工業地として成れるもの、其進取的營利思想の趨く所、自然經濟の尙一般に重きをなせる時代に之を捨て去りて、一般に商工業地として貨幣經濟及動産の負擔者となるに至れるは、既に述べたる都市集中によりて之をみるべし、其然り都府に於ける動産の所有者は、其進取的なる營利思想を、動産の經濟上の性質に應じて、活動して止まざるべきは、固より其所にして、從て斯かる間に於て町人はよし幕府の拘束的保護政策

によりて、例へば、商工を社會階級最も卑しきものとなし、又商業の藩外發展及國外通商も、鎖國によりて經濟上の能力を遺憾なく發揮する能はざりしとも、時の經過に伴うて其現存の狀態の下に於て、よく自己の利益を計り其富を積みたり。

當時商人が一般社會に於ける表面上の地位は甚だ卑賤にして、世人の輕蔑を蒙ること甚しかりしに拘らず、元祿以後に至り所謂貨幣經濟の世の中となり、奢侈淫靡の風益々盛んに行はれ來りて、左なきだに常に貧乏に苦みたる大名は、何れも皆財政困難の救済を商人に仰ぐに至れり、大名共即ち武家方は陽に町人を擯斥して陰に之を尊重するといふ奇怪なる現象を呈し、町人の潛勢力は意外に強大となれり。

勿論商工業民に對しては周到綿密なる干涉政策を立てあり、商工は自身最も卑しきものとなし、にくいやつとて切り倒され

あまいやつとて借り倒さる

東家散人（國民經濟雜誌第廿五卷第四號）

と戯作者の評したる如く、侍が商人に對するときは借りた金は返さず、買ったものの代金は拂はず、罷り違つて御機嫌を損ずれば、是の無禮者めの一言の下に、切て棄らるるといふ、情けなき有様でありしなり。

政府は經濟上鎖國主義をとり、外國に對して内國を鎖し、商業上の發展を停止したりしなり。

a. 家康が和蘭商人に許したる通商の自由は、家康の死後制限せられ、寛永十八年（1641）和蘭の商人は平戸を撤退して、長崎の市街を離れたる海中の小島（出島）に移されたり。

b. 寶曆二年 (1752 A. D.) には國內の金非常に乏しきとて金の輸出を禁止せり。

c. 貞享二年 (1685 A. D.) には輸入品の代價として支拂ふべき銀の量を、和蘭人との商業に就ては一年僅に二千貫匁に制限せり。

d. 正徳五年 (1715 A. D.) には毎年入港すべき和蘭船の類を二隻と定め、其貿易の銀の額は舊の如く但だ其額内へ銅五十萬斤を限りて渡すこととせり。

e. 寛政二年 (1790 A. D.) 以來は銀の輸出高を 7000 貫匁、和蘭船の數を一隻に減ぜり。

f. 支那船の毎年長崎入港を許さるべき數を貞享二年 (1685 A. D.) 來七十隻に減ぜり。

g. 正徳五年 (1715 A. D.) には之を三十隻に減じ商品輸入額は之を毎年銀額 6000 貫匁に制限せり。(以上日本經濟史論 p. 218)

農工商民とも徳川政府の社會上政治上干渉抑壓的政治の下に於て、斯の如き經濟的社會的發展を遂げ、各獨立の地歩を占めつゝありし間に、殊に農民中多くの自由を得たる東北地方にありては、其個人的權利義務の負擔者としての能力を具備するに至れること、遙かに多かるべきを思はしめたるも、更に商工民にありては一層其動産の所有者たる特有的能力を發揮し、隨て社會上其勢力を擡げつゝありたる間に、一方には將軍と大名とは凡ての官職を世襲すること確實の事實たるに至り、必然の結果として「高官重職は」愈々尸位素餐となり「事實上の權力は重要ならざる官職に在る」「御側御用人」「御側御用取次」の手に移り、上は將軍及大名より下は武士足輕まで、次第に逸樂怠惰に耽るに至れり。(日本經濟史論 p. 270)

「御側御用人」は將軍に直隸し拾遺補闕を務となす、此職は其任する人によりて其格式を異にし、通常は諸大夫侍從にして老中の下にあれども承應中の牧野、元祿寶永中の柳澤、明和中の田澤等にありては、老中の待遇を受け、特に柳澤吉保は大老格にして、威權中外を傾け、老中は皆其頭使に甘んじたり（日本法制史 1. 290）。

「御側御用取次」は老中の配下なれども、將軍に侍し、政治上の諮問に應じ、將軍と老中には若年寄の取次をなし、互に諸大名旗本貴賓等に應接するを以て、極めて重要な職にして、其人才あり且將軍の寵を受くるものは、往々にして老中等を壓するごとあり。

「近來百姓共農業の本意を捨て、奢に長じ、少も有餘のものは耕作を召仕の男女に任せ、自分は美服を着し、遊興を事とし、江戸表へ一度出候得ば繁花へ心を奪れ、彌惡道へ落入、亦小百姓の中にも耕作を疎き事と心得、多くは出度心持に相成、女子杯は親心にても兎角江戸を見せ度、江戸へ奉公に差出せば、其當座は故郷忘じ難く、泣かなしめども、次第に江戸の風俗に染み、後には己が故郷を見下し、且見様見真似に各江戸へ出したがり、江戸の風俗を見ては田舎を疎み候もの多く成行、民の本業すたれ、おのづから粒米不足に成申候、自由自在に江戸へ出居仕候事になり候得者、江戸は諸國の掃溜と言傳へ、江戸表次第に人増繁昌を添候様見へ候得共、本すたれ末にはしり、喰人多く耕人少く、土地荒れ路ふさかり、安危の基第一大切之儀奉存候」（植崎九八郎上書）（天明七年

1818 A. D. 未七月光格天皇、家治十代將軍）

といへるもの固より宜なるべし、農民既に然り、武士の知る所のもの唯戰爭の術あるのみ、し

かも其は最早平和の持續する時に用なし、其生活上受くる所のものは唯定額の扶持米あるに過ぎず、而して一方には武士道は勞働を賤しむることを教ふ、然れば武士は經濟上の手段によりて其の受くる扶持米の増加を計ることを得ず、他方に於ては都人の安逸的生活をみて羨望の念を起さざるを得ず、是に於て武士は都人士に倣ひて自己の收入以上の支出をなすに至るもの、比々皆然るに至り、否彼等のなす所此の外に出づる能はざりしのみ、其結果、武士の階級は一般に巨額の負債に苦しまざるべからず、さては大名たると武士たるとを問はず武人の階級の全部を通じ品性の墮落を來すに至れる、畢竟已むを得ざる事なりしなり。

當時武士が大牛治平的武術のみに努むるを指摘したる太宰春臺の論之を證す、曰く、

「騎馬の法も養馬の法も、治平の日と陣に臨む時と、二つの道ありて不同、今の世には馬に騎るも馬を養ふも、皆治平の日の用に立て、觀の美を努むるのみなり、若騎戰をなさんとならば、今日の養法騎法にては、馬も人も用に立まじき也」(經濟錄第七卷武備篇) 是れ武士の柔弱に流れ奢侈優雅のみ事とするを語りたるものなり。

當時如何に貨幣經濟の武士階級に浸潤せしやは、徂徠、春臺の其著(經濟錄、經濟錄拾遺、政談、太平策參照)に於て、之を明かに知るを得べし、彼等は當時の武家生活を以て凡て旅宿の境涯に在るものとなし、而かも旅宿の境涯を脱却する能はざる結果、便利なる貨幣經濟の渦中に投ぜられ貴穀賤錢の實を忘れ、遂に貨幣を尊び、米穀を賤むの風を生じ、年貢米は食料を控除せる以外、悉皆之を賣却して貨幣と交換するを以て、武家の資産は皆商人に吸收せられ、徒らに商人の私腹を肥潤せしむるのみにて、武家は日を遂うて困窮に趨き、遂に其節操を賣るの止むなきに至る所以を説き、之れが救済法としては旅宿の境涯より脱却せしめ、「御買上」等を廢止せしめ、武家は之を田舎に土著せしむることとすべく、而此事は經濟上政治上風教上より

して大に可なりとせるなり。

武士階級の斯かる社會上當然なる要求の的となりたるは農工商なりしなり、重税の賦課、代官政治の弊害、新田開發の弊皆此に生れたり、既に田舎より搾り上ること能はざれば、之を商人に仰がざるべからず、是れ其止まざる經濟上の要求は武士をして甘んじて身を亡ぼすにあらざるよりは茲に出でしむればなり。

惣て遠國勤之面々、支配所之百姓町人より金銀等借用有_レ之間敷儀は、勿論之儀に候得共、萬一家來共當分の手都合のみに迷ひ、心得違之筋有之候ては、如何に候、彌右體之借入金は不_レ申掛様、精々家來等に申含置べく候、其外御役相勤候面々より權威を以て用金等申付候儀、是又決して有之間敷事に候、猶又忘却無_レ之様家來は勿論、組支配有之面々は組支配迄も得と可_レ申含候、尤前文之趣百姓町人も其旨相心得、若心得違金子調達之儀申懸候はば無遠慮可致出訴候

天明六年二月二十二日の布令

既に述べたるが如く農業の發達と富財の増殖と同時に、農民の個人性の發展之に伴ひ、土地の賣買分割の嚴禁あるに拘らず、之を事實に免がること一般となり、而して土地の富豪に兼併せらるることも普通となれり、徂徠其政談に曰く「譲りなどと名を付け」或は借金の手形を拵へ、種々の偽り是より起ると、以て當時の農村の情態を察すべし、殊に村民の多くの自由を得たる東北地方にありては其個人的權利義務の負擔者としての能力を具備するに至れるを見るべし。

此點に就ては茲に故政友會首領男爵松田正久氏の關東北及西南の黨員を評したる言を擧げて參考に供す。

關東北人は黨員より縣知事など出づるときは、郷黨相排してつとめて名をなさしめざらんとす、之に反して西南人は其名を成さしむべく相共に誓しむるものありと、思ふに此點の對照は蓋し關東北西南兩地方人の性格の相違を語るものにして、前者は獨立自由後者は相互團結の反影に外ならず、而して此の二の相異せる性質は既に述べたる村落成立條件の相異に淵源する所なりといふべく、而して維新來五十年間も西南人は治者的官僚の地位にあり、關東北人は野にありて被治者たる地位を占めたるよりも由來するを知るべし。

又一方は既に陳べたるが如く、當時商人が一般社會に於ける表面上の地位甚だ卑賤にして、世人の輕蔑を蒙ぶること甚しかりしに拘はらず、元祿以後に至つて、所謂貨幣經濟の世の中となり、奢侈淫靡の風益々盛んに行はれ來りて、さなきだに常に貧乏に苦しみたる大名は何れも皆財政困難の極に達し、或は取個を上げて收入の増加を計り、或は臣下の知行切米を半減若くは三分の一位に減削し、尙足らざれば米札又は銀札を發行する等、種々の手段を試みたるも、斯の如き繡縫策は到底永久的に財政の基礎を強固になすに足らず、一朝事ある毎に領内の産物を引當に京大阪の町人より借金を爲さざるべからざることとなり、遂に借金又借金を積みて、諸大名の中八九分通りまでは、皆町人に依頼せざれば、幕府へ對する公務すら、満足に勤むること能はざるが如き有様に立ち至りたれば、大名始め武家方は陽に町人を擯斥して陰に之を尊重する、といふ奇怪なる現象を呈し、町人の潜勢力は意外に強大となりたることは既に述べたり。

古は百姓より町人は下座なりといへども、いつの頃よりか天下金銀づかひとなりて、天下の金

銀財産みな町人の方に主どれる事にて、貴人の前にも召出さるる事もあれば、何時となく其品百姓の上にあるに似たり、云々。(西川求林齋、町人囊卷一)

と云へるを見れば享保の頃 (THOMAS A. D. 七代目家繼) に於ては既に斯くの如き氣風を生じ、士流一般に町人々と軽蔑しつゝ勢止むことを得ず、其勢力の下に屈從するの端緒を開きつゝありたるなり。

爾來武家武人は財政の困難愈々益々甚しきに至るに隨て、それと反比例に、町人の勢力は次第々々に増長し、遂に堂々たる大名の家老重役など大阪の町人を上座に引き、其前に手をつきて主家の借金談判を申込み、將た又何十萬石といふ大名の財政を、一町人の手に委ねて、整理を依頼するが如き、憐むべき状態を呈するに至りしかば、町人の實權は日を遂うて増長し、武家武人は如何に威張るとも、到底町人に向つて頭の上らざりしは寧ろ當然の事なりしなり、則ち經濟上自然の發達は、古今何れの國を問はず、皆同様の歴史を辿りて、無謀無計算なる舊式武人の勢力を失墜し、純乎たる封建的思想をして、資本主義の實現に調和せしめざることを能はざるを證明せるものなり。之れがため町人の勢力は徳川氏の季世に近づくに及び、實際意外に強大になりたるは明白なる事實なり、蒲生君平嘗て曰く、大坂の豪商一たび怒れば天下の諸侯皆慄へ上ると。是れ必しも誇張の言にあらざるが如し。(國民經濟雜誌第二十五卷 第四號、徳川時代に於ける商工階級 p. 1. 29. 30. 31.)

之と同時に一方には封地不可分、長子相續の原則の勵行せらるる限り、則ち世襲の制度と身分を固守することの確く命せらるる限りは、個人の能力を十分に發揮することを得ず、久しきに亙れる泰平の結果は、斯くして武士の品性の墮落を伴ひ、彼等は主君と同じく徒らに奢侈逸樂を競ふに至れり。

封建國家の領土的基礎は徳川政府の起ると共に失はれ、今僅に残存する個人的獻身服従は武士戰陣に立て忠勤を擡んずるを得べき時代なきとて、封建的結合の廢弛來れるなり。

然れども他方には封地不可分、長子相續勵行の結果、長子以外の子は（嫡子以外の者）自ら其將來を作らざるを得ざりしを以て、苟くも野心あるものの趨きたる美術家、學者若くは浪人（高野長英、渡邊華山、頼三樹三郎の如き）は安逸怠惰なる武家武人とは自ら趣を異にするものありたるは想像するに難からず、一は苟且偷安なり、一は進取活動的なり。

今や既に町人は武士の上に立ち、大名始め武士は其財政上及生活上の救助を、町人に仰がざるべからざるに至り、殊に大阪江戸に於ては、眞に生存の能力ある市民（町人又有産社會 Bourgeoisie）輩出せり。

Bourgeoisie（ブルジョワツ）は其前綴の Bourg は城堡の意にして、後に國王若くは領主より自治自衛の權を許されたる都市を意味するに至れり、蓋し都市は城堡を中心として生じたればなり、此 Bourg の語原を採るに、獨逸語の Burgon（保護する、

町人武士
の上に立

匪ふ)に基くなり、獨逸語にては山のことを *Berg* といふ、獨逸の都市には *Burg* 若くは *Burg* を語尾に付せるもの多し、*Hamburg, Württemberg* の如し。

要するに、アルシワジーとは市民階級若くは町人階級の意にして、元來は封建貴族及農奴階級の中間に置かれたるものにして、從て之を *Middle Class* (中等階級) ともいふ、然るに今日にては此同じ都市の住民が資本家階級と労働者階級との二つに分れ從て資本家階級のことを *Bourgeoisie* といふ、労働者階級のことを *Proletariat* といふ。

我邦にて此 *Bourgeoisie* を譯して或は商工階級、紳士階級、有産階級といふは適當にあらず、商工資本家階級とか或は單に資本家階級といふをよしとす、之に近來中産階級の名を付するものあり、蓋し *Middle Class* (中等階級) に因むものならんか、中産といつては大金持と貧乏人の中間といふ意義となりて、三井三菱などは *Bourgeois* にあらずることになりて不都合なり、現に前農商務大臣仲小路廉氏の訓示中に「富豪にあらず細民にあらずる中産階級」の語あり、嗤ふべきなり。

Proletariat は其前綴 *Pro* は小供或は子孫を意義す、昔時羅馬にプロレタリアスといふ最下等の市民階級ありて、此階級は無資産のため財物を以て國家に奉仕すること出來ず、小供を以て奉仕したるを以て、斯く名つしたり、*Proletariat* は今日にては商工労働者階級或は單に労働者階級と譯すべし。

之を平民階級と譯するは、蓋し *Bourgeoisie* の紳士階級に對するものなるべけれども、適當にあらず、平民の語は士族或は武士乃至貴族に對する辭にして、商工階級を聯想せしむるも資本労働兩階級の區別を示さざるなり。

因に *Bourgeoisie* のことを第三階級、*Proletariat* のことを第四階級といひ、第一階級を僧侶、第二階級を貴族として相對せしむ。(國家社會主義第一卷第二號 p. 36)

唯物史觀によれば、凡そ如何なる社會に於ても其經濟組織は社會の生産力に適應するものにして、從て一定の經濟組織は社會生産力の發展に應じて、絶えず變化し行く運命にあるものなり、一般經濟狀態が各地方に於ける自給自足の農業經濟なりし徳川幕府當初の時代にありては、其經濟狀

態に最も適應する生産手段及交通手段を有せる封建的社會、即ち封建的所有關係が最も社會の生産力に適應したる經濟組織なりしなり、然るに中世以後、今や農業と併立して家内工業起り、從て商工勢力の増進は政治的權力をも支配し得るの情勢に進み、其餘力の發生する所、拔荷商賣と稱して密貿易（加賀の豪商木屋錢屋密に舟を出して外人と洋中に貿易す）の行はるるあり、鎖國の維持し難きを示せり、されば此の町人社會の起りたるは、封建的社會即ち農業及工業に關する封建的組織（封建的所有關係）が已に發展せる生産力に對し、最早適應し得ざるを示し、同時に自由競争（私有財産）に適合せる社會的及政治的制度の、之に代るを豫報するものにして、又聽て今日の資本的制度の起れる所以なり。

斯の如くして起れる有産階級は其活動的及物質的性質の命ずる所、そのなすあらんとする浪人學者美術家と相結んで徳川時代に於ける個人覺醒の急先鋒となれり。

而して一方浪人志士學者美術家醫師は國學の復興を唱へ、西洋思想の浸漸には反對ながら、相俱に徳川氏の抑壓封鎖と衝突せざる能はざるに至れり、此徳川中世後國學の復興に於ては加茂真淵、本居宣長、平田篤胤の名を忘るべからず、特に本居宣長は本邦近世史學上重要なり。

王朝時代に於ける大なる莊園制度發達して幾多の獨立せる臣僚國家 *Yashikoukan* 成立せる以來、朝廷の支配權は皇室の親ら行はせらるる所にあらずして、唯皇室の御名に於て將軍によりて（頼朝より尊氏に至るまで）行使せられたるに過ぎず、實力

ある臣僚國家の之を倒すこと、一投足の勢に過ぎざるべかりしに似て、而かも加之皇室を廢して兩權併立の状態に終りを告げんとしたること、封建國家の存續せる間、常に企圖せられたる所なるや、疑を容れず。

今斯の如き企圖藏せられて、而かも之を貫徹する能はざりし事實は、やがて皇室が尙重要なる地位を占め給へること、を證す。

天皇は皇祖天神の直接なる後裔として、依然として一般國民の瞻仰し奉る所、而して天皇が國土人民に對し支配權を行ひ給ふは、當然合理の事と認めらるゝを思へば、皇室が外に對して單に一の虚飾に過ぎざるに似たりし地位は、尙政治上多少の意味を有せることを知るに足るべし。

苟くも人心を收攬して統治の權能を行使するものは、即ち必ずや皇室の威嚴を利用するの謀に出でざるべからず、彼は先づ此の威嚴を擁して以て自家の支配權に與ふるに想像的なる最高權力の批准を以てすることを缺く可からざりしなり。

是を以て、事實上政權を掌握せる者は、他の權力者が皇室を擁するに至らんことを防ぐに務めたるを見るなり、又封建時代に於て相反目せる幾多の臣僚國家の權力に均衡を來すの勢、益々大なるに従ひ、實力なき皇室の威嚴の何人の擁する所となるや、愈々重要なる問題となる所以にして、前者の例は之を徳川家康の公武御法度に於て見るを得べく、後者の場合は之を尊氏の北朝擁立に見るべきものなり。(日本經濟史論 pp. 183, 184)

蓋し國學の復興は、皇室の御名に於て支配權を行ふものの、克く其任に堪ゆべき實力を失はんとする境遇に立至りたるに乗じて、貨幣經濟の支配者たる町人と、活氣と有爲力を有する學者、武弁的浪人と、私かに朝廷側の權力を回復せんとする野心公卿と三角同盟を聯結せるものなり。

當時幕府並大名の財政紊亂は鑄貨を改造して其品位を粗惡ならしめ、帝に之を救ふを得ざるのみならず、却て益々困厄を大ならしめ、民衆の經濟生活を攪亂せしめ、民心を失望せしめたるもの甚だ

大なり、此物價革命の壓迫に加ふるに、他の經濟上の變遷壓迫が貨幣的方面以外に於て、亦之に伴へり、人口の増加は農業に依頼する必要を益々大ならしむ、而かも農村荒廢及鎖國の結果として、農業的特殊的金融の施設は固より之れなく、農業技術の進歩之に相應する能はず、益々劣等の土地を耕作するの已むを得ざるに至るも、耕作法の集約は只管勞働に關して増進するのみ、所謂資本的粗放勞力周約的農法行はるるを致したり、其結果として收穫一般に少なく、自ら米價の騰貴を致し、從て一般物價の騰貴を招ぎ、或は天候と相俟ち〔殊に天保四年（1833 A. D.）以來凶作屢々起り、弘化二年（1845 A. D.）以來凶作連續せり〕、或は單獨に或は當局の稅政と相俟ちて、所謂米一揆及百姓一揆を起せり。

今米一揆を見るに享保十七年七月（二二九五年中御門天皇七代目徳川家繼 1733. A. D.）西國中
國四國方面に起り、その最も熾烈にして、各地方に亙り、史上に著聞するは、天明七年五月の米騒動
なり（光格天皇 1788. A. D. 十代目徳川家治の末）。尙天明三年の打毀（光格天皇 1781. A. D.）
天明八年の打毀、此二者は京大阪に起れる小規模のものなり。

「江戸時代を通じて國民が自然の不可抗力に打ち負けて、悲しい叫を發したことは少くないが、彼の寶曆前後から天保前後にかけてはそれが頻々となつたやうである、まづ江戸にして見ても度々大火があり大風あり、洪水があり、惡疫が流行したのである、而して更に淺間山櫻島の噴火や各地方の凶作は、何れも江戸市民の生活を脅かすには居なかつた。

その中でも天明の米價暴騰は人のよく知る所であるが、これはこの天明七年に突如として起つたことではない、この以前か

ら数年凶作が續いたので、米の値段が暴騰し、窮民は益々窮地に陥り、爲めに死ぬ者も多かつたが、此の七年の春から又々高くなつて、五月中頃の相場を見ると、百俵二百十二兩であつて、豊年の百俵小判十七八兩相場に比べると十三四倍である。

爲政者も之を見て驚いたが、救恤の手段を誤つたので、却て諸民の困窮を甚しくし、終に同月二十日の朝赤坂の窮民が徒黨を組んで、附近の雑穀商を襲撃した、これが口火を切つたので、府内四里四方の中、彼所此所に三百五百と集合し、鉦太鼓を打鳴らして、晝夜の別なく、亂暴を働いたのである、これを當時の言葉で「うちこぼし」と稱してゐる、この情態が三日の間も放置されてゐたのを見ると、當局者も餘程面喰つたに違ひない、けれども二十五日には市中の店も開かれる様になり、いろ／＼救恤もやつてゐる、即ち四日市に小屋を設けて、一人に付支米二合五勺、豆二合二勺、銀若干づつを七歳以上に與へるになつたさうである。

天明の打擾しは餘り有名であるが、ズツト下つて天保四年にも、米價暴騰のために興味深き事實がある、それは曲亭馬琴の「異聞雜考」(天保四年から同七年までの事を記述したもの)といふのに記されてゐる。

即ち天保四年の秋、米價がだん／＼高くなつて、下層民の困窮は實に甚しかつたが、その頃芝の三田に松屋某といふ一種の成金があつた、この松屋は當時乞食松屋の稱がある程、吝嗇であつたが、この家に米が六千石圍はれてゐることが露見したので、その米庫は町奉行から封印され、主人は吟味中手鎖で町役人に預けられることになつた、所が九月二十八九日の頃に、芝高輪をはじめ、本所深川あたりの町々の、木戸や橋の欄干などへ、張紙をして「此の節米穀高値に付施しのため百文に付白米一升一合五勺に賣り渡し候、望之者は十日朝より三日の間可被參候芝三田松屋某」と記したものがあつた。

この悪戯は誰がやつたか解らぬが、兎に角その日になると、群衆が松屋へ押しかけて来て、米を賣れと強請するので、手のつけやうもなく、一人に付錢二百文づつを與へて辛うじて歸つて貰つたのである。

松屋では之で一と安心してゐると、今度は近所の貧民が承知しない、遠方の縁も無い者に金を與へて、我々近傍の者に呉れぬとは不屈であると、數百人で押しかける、其所へ遠方からやつて來た者も加はつて、その數幾千といふ程になり、終には亂暴を働くに至つたのである。

この翌日、今後かゝる心得違ひをす可らずといふ觸書が出てあるが、恐らくこれは事實であらうと思ふ、この時にも公儀で何とがして江戸中の窮民を救はうとし、裏借屋の者男十五歳以上五十歳で一人別に白米五升、女小兒、六十歳以上の老人、三升づつ、靱藏町會所で施與することにし、九月と十一月に之を實行してある。

これと同時に江戸の富裕なる町人が、その居所の裏借屋の者へ、それ〴〵施しをしてある、その中第一が鹿島清兵衛の近邊十八町の裏借屋の者へ、一人別に金二朱づつといふのである、その外店賃を負減したり、米金を悪む者も少くなかつたので、公儀ではその事實を調査して、それ〴〵褒美を與へてある、これは單に江戸のみならず大阪でもやつてある。

然るにこゝに惡むべきは不正を働く奸商の輩である、即ち同年十月窮民救恤のため、勘定奉行から米十四萬俵を、江戸中の春米屋へ百俵につき代金四十二兩で下げ渡し、それを精米として一升幾勺百文で、一人につき三升以内に限り賣るべきことを命じてあるのに、當時の市中の小賣相場で、白米百文につき五合五勺であつたのをよい事とし、この下げ渡された米を賣らずに、古米の安い品を二三斗も買取り、それを百文に付一升餘に賣り渡し、麴で「御拂米賣切申候」と張紙を出し、よい米は五合五勺の相場で平氣で賣つて、暴利を貪る者があつた、勘定奉行もこの不正を働く奸商共を取締らうとして、いろ〴〵調べてみたが、結局判明しないので、彼等は巧みに法網を潜つて了つたのである。

右の事實はこの馬琴の「異聞雜考」以外の書物にも記されてあるから、本當のことであらうと思ふ。

江戸繁榮の裏面中米價暴騰の騒動、龍居枯山早稻田文學第百六十四號 三二一—三二四。

以上は天明天保年中の米騒動に係る記事なるが、大正年間米價暴騰及七年の米騒動に對する當局の處置も其根本觀念亦茲に出でざるが如かりしは何たる事であらう、茲に此長き拔萃を敢てしたる所以なり、又斯かる民心不安の際に於ける我が民衆心理を示し、之と同時に一朝固定したる風俗習慣の容易に抜くべからざるを知らんとす、然れども大正年間米價騰貴及米騒動の際採りたる爲政者の處置は、大勢上時代錯誤たるを免れざるは云ふを俟たざるなり。

天保には凡そ二回あり、一は天保四年の播州一揆なり（仁孝天皇 2574 年 1834 A. D. 徳川家慶

十二代目)一は天保七年九月二十四日大阪暴動なり(仁孝天皇 3197 年 1687 A. D. 徳川家慶十二代目)。

慶應元年正月兵庫伊丹各地より大阪に及び、其他附近諸方に起りたる慶應の打毀あり(孝明天皇 2526 年 1866 A. D. 徳川慶喜十五代目)。

其米騒動にあらざる徳川時代に於ける百姓一揆は、全国各地方に屢々行はれたるものなり、中に就き承應二年の佐倉騒動(後光明天皇 2313 年 1653 A. D. 徳川家光三代目)は亂暴狼藉の行動なく公明正大なりしも、其他の要素(百姓一揆の)則ち密議訴願、範圍狹窄、脅迫を精神的に具へたり、寛永十四年(明正天皇 2304 年 1644 A. D. 徳川家光三代目)の天草騒動は或る點に於て百姓一揆に似たるも、寧ろ叛亂と稱するを適當とす、慶安三年の由井正雪事件(後光明天皇 2311 年 1651 A. D. 徳川家光三代目)は純然たる政治犯にして、百姓一揆とは全く性質を異にせり、其後七十餘年間絶えて農民の騒動なかりしが、享保十二年十二月作州津山領久世村外數ヶ村の農民八千人の暴動は、徳川時代に於ける純然たる百姓一揆なりとす(中御門天皇 2393 年 1733 A. D. 徳川家繼七代目)

享保十八年(中御門天皇 2394 年 1734 A. D. 徳川家繼七代目)に江戸米騒動あり、津山一揆を去る六年後なり、之は江戸町奉行の威信の衰へたるに乗じ、市中の窮民其鬱憤を洩らしたるに過ぎ

すして、尋常の百姓一揆とは少しく其性質を異にす。

其後五年を過ぎ元文三年（櫻町天皇 2339 年 1739 A. D. 徳川吉宗八代目）に奥州淺川の騷動あり、之は百姓過重の負擔を訴へて聽かれざるより、奥州岩城平の城主内藤備後守の七萬石領内各郡村の百姓八萬四千六百餘人結束して、例の竹槍蓆旗で平の城下へ押寄せたるものなり。

次は寶曆四年の久留米騷動なり、之は元文三年より十六年目なり（桃園天皇 2115 年 1735 A. D. 徳川家重九代目）其規模は一層廣大にして參加郡村八ヶ郡二百〇七ヶ村（伊久嘉郡二十八ヶ村、竹野郡二十四ヶ村、村山下郡二十五ヶ村、三井郡二十三ヶ村、三原郡二十一ヶ村、下妻郡三十ヶ村、上妻郡二十七ヶ村、水間郡二十九ヶ村）百姓の總數十數萬人にして、段々集りたる總數三十萬人に上りたり、其原因は久留米領主有馬中務大輔不身持の上に財政頗る困難にして、巨額の銀札濫發、年貢の引上げ、過分の御用金申付け、非道の扱ひ甚だ少なからず、中にも人別錢（人頭税）として、江戸參觀費用補助として領内の男女一人に付き、八歳より八十歳を限り毎日錢四文宛を無制限に上納せしめんとしたるにあり、百姓一同負擔に堪へずとし、屢次愁訴したれども一切聞達けなきより、遂に暴力に訴へたるものなり。

久留米騷動より十九年を経て、安永二年（後桃園天皇 2131 年 1774 A. D. 徳川家治十代目）飛騨國の郡代大原某支配所の農民等大原の苛政に反抗して立ちたることありたり。

安永六年（後桃園天皇 2438 年 1778 A. D. 徳川家治十代目）信濃高井郡及水内郡の百姓、年貢納期のことに付き騒動をなしたり、此二者（安永二年及六年）は百姓一揆といふも大騒動に至らずして事済みたり。

それより二十四年を経て享和元年羽州山形領の百姓一揆は大騒動なりき、之（光格天皇 1802 A. D. 徳川家治十代目）は尋常の百姓一揆とは異例にして、(1) 發頭人何處の何人なるや審かならず、(2) 米價の騰貴を理由とするが如くなるも明白ならず、(3) 御料と私領とを問はず何處へも押掛けて狼藉を働らき、米商富豪の家を打毀はし、到る所の代官所吏員の屋敷に押込亂暴をなしたり、察するに當局の秕政に對する百姓の不平爆發にして、天領私領の其境遇を同うする農民、相呼應して好機會を利用し、多勢を藉りて各其平生の鬱憤を洩らしたるに外ならざるが如し。

文政六年享和元年の山形一揆より後ること二十二年目にして、紀州領伊都郡賀名草三郡の老百姓一揆あり（仁孝天皇 2481 年 1821 A. D. 徳川家慶十二代目）、顛末は平戸侯の甲子夜話（第四十五卷）に詳かなるが、此百姓一揆に就ては特に記すべきことは、其中には浪人二百人許り加はり居りて、無智の農民共を指揮し居たる由のことなり。

天保十三年の江州一揆は紀州一揆より十八年目のことなり（仁孝天皇 2503 年 1843 A. D. 徳川家慶十二代目）、事の起りは老中水野越前守の執政中、安永の事業を紹ぎ、諸國の田畠を丈量せしむ

る計畫を立て、既に北陸道を終りて近江に入り、將に甲賀郡に着手せんとするとき、同郡一萬餘の農民蜂起して、幕吏市野某の宿所三上村に押し寄せて狼藉を極めたれば、市野は其徒數十人と共に身を脱して逃れ歸り、丈量は遂に之れがため其目的を達すること能はずして中止に歸したり、事は天保義民傳（河邨吉三氏著）に詳かなり。

其後徳川氏の末年に及び、一般に政綱の弛むに隨て、各藩各地方に大小百姓一揆の演出せられたること屢次なり。

安政（孝明天皇 2520 年 1860 A. D. 徳川家定十三代目）、慶應（孝明天皇 2528 年 1868 A. D. 徳川家茂十四代目、慶喜十五代目）の頃に至りては一揆の性質次第に複雑となり、往々政治上の目的を加味して純乎たる百姓騒動にあらず、徳川政府に慊らざる者が諸方に出没して農民を煽動し、以て己れが野心を遂ぐるの具に供せんとし、若くは又是に由て一時の鬱憤を晴さんとするもの尠なからざりしなり。

（以上、經濟論叢第七卷第四號、「米一揆」法學士本庄榮次郎「百姓一揆」法學博士瀧本誠一）
斯の如くして十九世紀の初め數十年間に於て、徳川氏の國家組織は内部より綱紀弛廢し、顛覆の凡ての準備殆んど全く成り、今や瀕死の國家、一撃にて足りたるに、嘉永六年（孝明天皇 2514 年 1851 A. D. 徳川家定十三代目）黒船の入港（米國水師提督ペルリの浦賀入港）は外部より此打撃を

尊王攘夷

明治維新

與へたり、之より諸外國との條約締結は、京都朝廷と密接の關係を有せる浪人の間に大物論を惹起し、尊王攘夷となりて全國に反響し、經濟生活上の諸壓迫と相結んで、遂に慶應三年（孝明天皇 1858年）年「1858年」徳川慶喜十五代目）徳川氏遂に倒る、將軍上表して政權を奉還し、天皇親政の令公布せられたり、是れ明治維新なり。

安政元年三月三日提督ペリー條約を強行せしむ（孝明天皇 1854年）
同年英國之に倣ひ
徳川家定十三代目

翌年露國亦之を締結す

安政五年六月十九日（孝明天皇 1858年）
徳川家定十三代目）米國新通商條約を結ぶ、米國總領事 Harris
同年和、露、英、佛亦條約を結ぶ

普魯西は文久元年

伊太利は慶應二年

奧太利匈牙利は明治二年

此等の條約は明治二十七年英國と改正條約を締結し、次第に他の諸國に及ぼし、明治三十二年以來實施に至るまで行はれたるものなり。

此等十五年間の假條約は歐洲人に從來よりも多くの權利を讓歩したるものにして、新たに幾多の港灣を外國貿易のために開き、治外法權を許可し、外國人居留地を開設するが如き、公使を交換するが如き、是れなり。

日本の開港は斯の如くなるが、直接には英佛聯合軍が支那を攻めて之を屈せしめたること、非常の壓迫を日本に與ふる所となりて、多くの讓歩を以て既述の如く米國と新通商條約（安政五年六月十九日）を締結せる所以となれるが、其實は單に外部の強制に出でたるにあらず、久しき以前より内部に鬱屈せる經濟上政治上の諸勢力の爆發せる所なり、殊に經濟單位の個人主義的發展の致す所ならざるべからず、而して此發展は今に至りて尙十分に其權力權利を發揮するに至らざるなり。

『産業の發達は封建制度を破壊して資本家制度を建設した、徳川幕府が倒れて、明治の新政府が起つたのには、種々錯綜した複雑な理由があるが、世界に於ける人類歴史の大勢の上からいふと、農工商階級の財力が武士階級の權力を奪つたものと見る事が出来る、然るに其財力階級が謂ゆる實業を振興させるに従つて、新たなる勞働階級が生じて來た、そして其勞働階級が段々に頭數を増大し、自然に團結の形を爲すに従つて、勞働階級の重要が生じて來た、日本の勞働階級はさだ團結らしい團結を作つてゐないが、多數の同僚が同じ處で同じ様な勞働をやつてゐる以上、矢張りそこに自然の團結の力がある、此の重要な勞働階級の力を如何に處理すべきか、それが如何に發展すべきであるか、そこが今後の問題である。

徳川幕府の權勢が衰へはじめた時、長州薩州などから公武合體論が起つた、當時の財力階級はまだ表はれないで、社會鬭争は幕府對雄藩の外形を取つてゐた、公武合體とは幕府と雄藩との調

和を意味してゐた、それを今日の情勢に充てはめると、資本労働調和論に相當する、所が志士浪人等の間には此の調和論に満足しないで討幕論が起つて來た、討幕論者は初めの間迫害を蒙り、處罰を受けてゐたが、長州では遂にそれが一藩の輿論となつた、其の結果として長州征伐が起つた、然し長州は中々負けない、幕府は却つて其の兵力の薄弱を曝露した、其中薩州も漸く過激化した、薩長聯合の力は遂に徳川慶喜をして政權を返上させた、此の歴史的事實を社會進化の必然と認める者は、亦おのづから勞資調和の將來を豫測し得る筈である。

維新の革命を處理した人々は、其根本的性質（財力階級の勃興といふ事實）に對しては、殆んど盲目であつたが、然し幕府權力の到底維持しきれないといふ大勢に對しては（幕府自身すら）、存外早く見切を付けてゐた、慶喜氏が土州の勸告に應じて政權返上を斷行したのも大奮發であり、勝海舟が西郷南洲との腹藝で、無事に江戸城を引渡したのも大出來であつた、維新の革命が比較的犠牲が少くて濟んだのは、實に之が爲である、今日の勞働問題に處せんとする諸紳士も、只だ此の心掛けが肝腎である。

労働組合の組織にせよ、労働黨の設置にせよ、産業の勞資共同管理にせよ、其他種々なる労働政策、社會政策にせよ、結局労働階級が社會の實力を握るに至るといふ、其の目安を明瞭に立て、おいて、努めてそれに適合すべき自治的、獨立的、民主的の施設を講ずる事が肝腎である。

若し之に反し、強ひて徳川幕府の命脈を延べやうとするが如き、姑息な陰險な公武合體論をいつまでも唱へる者が多いならば、其結果は誠に恐るべき事になりはしまいかと氣遣はれる。」(「維新革命の教訓」堺利彦「解放」大正八年七月號 pp. 86. 87.)

茲に足利時代以後織田氏(安土時代正親町 後陽成 2318 — 2347 凡そ二十九年間)豊臣氏

(桃山時代二十五年間) 二者合計凡五十五年を経て徳川氏(江戸時代)末に至る凡そ 301 年間

即ち正親町天皇 2218 (1573) より孝明天皇 2327 (1867) に至る間の農業事情を概述せんとす。

朝早く起きて朝草を刈り、晝は田畑耕作に掛り、晩は繩をなひ、俵をあみ、何にても夫々の仕事油断あるべからず。

茶酒を買ひて吞まざる様にすべし。

男は耕作をかせぎ、女房は苧機をかせぎ、又夜業を營み、夫婦共々に稼ぐべし。

これ慶安元年〔後光明天皇 2300 (1645) 家光將軍〕の御觸書(徳川禁令考)にある農民一般の心得なるが、當時の農民の日常生活を代表するものといふべし、尙御觸書(徳川禁令考五帙 242 以下)に、

一、百姓は分別もなく末の考もなきものに候故、秋に成候得ば米雜穀をむざと妻子にもくはせ候、いつも正月二月三月時分の心をもち、食物を大切に可仕候に付、雜穀專一に候間、麥、粟、

稗、菜、大根、其外何に而も雜穀を作り、米を多く喰つぶし候はぬ様に可仕候。飢饉の時を存出し候得ば、大豆の葉、あづきの葉、ささげの葉、いもの落葉などすて候儀はもつたいなき事に候。

一、家主子共下人等迄、ふだんは成程疎飯をくふべし、但田畑をおこし、田をうるゑ、いねを刈、又ほねををり申時分は、ふだんより少し喰物を能仕、たくさんにくはせつかひ可申候、其心付あれば精を出すものに候事、云々。

とあり。

斯く雜穀食を奨勵せしは、米穀の供給を多からしめんとすることのみにあらずして、農民の米食を以て奢侈なりとし、之が禁制の一方方法として、雜穀食を奨勵したるものなり。

幕府は農民に對して奢侈を禁じ、些細なる點に至るまで制限を加へたるものにして、衣服は木綿ものに限り、不似合なる家宅を作ることを禁じ、嫁とり等に乗物を無用とし、尙鞍に毛氈を掛けて乗用すべからざることを命じ、會々凶歳には酒造は勿論のこと、饅頭、素麵、蕎麥切、饅頭、豆腐等に至るまで、總て五穀の費として製造若くは小賣することを禁じたるほどなり。(地方落穂集等にある五人組帳前書に看て之を知るべし)

「難儀にならぬほどにして、氣ままをさせぬが、百姓共への慈悲なり」(徳川實記第一編 301)

校合雜記に家康の談話として引けるものなり)

といへる家康の談話はよく幕府農民の狀態を察すべく、唯租税を輸するための器械と同じくして、その日常生活の最も悲惨なる狀態にありしを知るべし、是れ徳川時代中を通じてのことなり。

寛永十七年には米價三十匁乃至三十六匁なりしものが、十八年には四十八匁五分になり、十九年には更に五十四匁乃至六十匁に及びり〔三貨圖彙物價部 (日本經濟叢書卷二十八) p. 65〕、諸國困窮甚しく飢乏に苦めり。

同年五月酒造制限と共に、

米食の制

「在々百姓食物之事、雜穀を用ひ、米多くなれば候はぬ様に可致申付候事」(徳川禁令考五帙

234)

と命令せり、其後數回に互りて同様の令あり、この制限は其後江戸時代を通じて、飢饉若くは節儉令の布かるる時毎に、屢次繰返されたる所なり、享保、天明、天保の飢饉の如きその著しきものなり。

(以下は主として大日本農政類編及帝國農業史要 p. 163 以下に據る)

江戸時代に於ける農民は住居及職業の自由なかりし、是れは獨り農民のみにあらざるは、既に述べたる所なり。

住居及職業の自由

1. 慶長八年〔2264 (1604 A. D.) 後陽成天皇〕代官領主に命じて非分あるにあらずして其地を立退きたるときは、容易く歸村を許すべからずとせり。

2. 安永六年〔後桃園天皇 2438 (1778 A. D.) 徳川家治十代〕村高と人數とを比較し人員に過剰あるにあらざれば出稼を許さずと定めたり。

3. 農民の他業に轉ずるは農臣氏の時既に禁せる所、江戸時代夙に之を禁せり。

4. 更に享保七年〔中御門天皇 2323 (1733 A. D.) 徳川家繼七代〕には農民の新たに商業に従事するを嚴禁せり。

5. 随つて歸農は頗る獎勵せる所にして、寛政年間〔光格天皇 2460 (1800 A. D.) 徳川家治十代〕には農民にして市府にあるものに諭し、且旅費なきものには旅費を給して、歸農せしめたり。農村に於ける人別改めは嚴密を極めたり。

之は寛永十四年〔2198 (1638 A. D.) 徳川家光三代目〕のとき天草一揆あり、耶蘇教の禁嚴重となりたる結果なり。

人身賣買の禁

人身賣買は鎌倉時代の遺制を承けて堅く禁せらる。

元和五年には人を誘拐して賣る者は死罪、之を買取りたるものは百日の牢舎に處し、且其身分

に應じて過料を課することゝせり。

爾後屢次命じて人身賣買を禁止せり。

且つ婢僕の年期を十ヶ年以内に制限せり、されど、

徒弟年期は双方の隨意契約によらしむることとなし、又飢饉災害に際し、双方合意にて救助せ

し者は無年期召抱を許せり。

○農○民○の○權○利○—百姓をむざと殺し候事御停止たりと、農民の生命を重んじ、之を保護したること
に關しては、既に述べたる所の如し。

左に享保十七年 1793 A. D. 以來弘化三年 (仁孝、孝明天皇 1807 A. D.) に至る凡そ百十五年
間に於ける人口増減を數時期に分ちて記せるものを再び掲げて參考とす。但し蝦夷琉球及公家武士
其他特殊階級の人口を入れず。

享保十七年 (中御門天皇 2333 年 1793 A. D.) 26,921,816 人
(家繼將軍七代日)

延享元年 > 134^年 26,153,450

寶曆十二年 > 18 " 25,921,458

明和五年 > 6 " 26,252,057

安永九年 > 12 " 26,010,600

寛政四年

△27年

24,891,440 (天明の飢饉
影響せしか)

文政元年

△10 "

25,621,957

文政十一年

△6 "

27,201,400

天保五年

△11 "

27,063,907

弘化三年

(仁孝天皇 2507年 1847 A. D.)
徳川家慶十二代將軍

26,907,625

右によれば百十五年間人口移動なし、却て減少せる傾向あるをみたり。

富みたる農民は、江戸時代の中葉には、家屋に長押を付け、杉戸を作り、書院を設け、雲形の彫物を施し、床の縁を黒漆にて塗り、襖に金銀箔を用ひ、玄關を作り、門を構へ、又往々茶席を設くるものありたり、是れ鎌倉時代の家屋の制、廳がて民間に移れるものなり。

新らしき風俗欲望は凡て之を壓抑して従來の型に推込むは、幕府の政策主義なれば、身分不相應の家作を營むを禁せしが、天保十四年には長押以下の設備を以て僭越の限りとなして、之を撤廢することを命じたり、天保十四年は今より凡そ八十三年の昔なり。

諸藩にては一般農家の庇を作り、又は瓦を用ひ、或は土藏を作することを禁じたり、之を作らんとせば冥加錢を徴して許したる所あり。

屋敷の庭をよく掃除し、且つ南向きにして、穀類收納に便にし、廻りには桑、茶、楮、其外年貢

の便になる樹木を植ゑしめたり、今日農家の家居の斯の如きものあるは、此の事毎に宅地の利用實用を尙びし徳川政府の面影なりとす。

江戸時代には白米は上下一般に用ゐられたるものの如く、農民の常食としては、所謂麥飯其他の雜穀用ゐられ、又種々の餅類あり、外に饅頭、切麥、蕎麥切、素麴、饅頭、豆腐等ありたり。

農村到る所に酒屋あり、清酒を鬻げり、士分には食器食物の制限風にありたれども、農民には何等の制限なかりし。

寛永十八年（明正天皇 2302. 1642 A. D. 徳川家光）の凶歉の翌年には、饅頭以下常食以外の食物を禁じ、且つ在々の醸酒を禁じて米の消費を防ぎたり。

豊臣秀吉すら庶民衣服の僭上を以て、風俗に害ありとなし、庶民の衣服に制限を加へたり、況んや節儉政策を採りたる江戸幕府は、寛永五年（後水尾天皇 2289 年 1629 A. D. 徳川秀忠二代將軍）に民間衣服制限令を發し、絹、紬、木綿、布を以て庄屋並に其妻子の衣服とし、爾餘の百姓は布及木綿とし、此以外のものは帶又は襟にも使用するを禁じ、又庄屋、總百姓も衣類を紫、紅梅に染むるを禁じ、且つ表代銀及染代銀を制限せしこと屢次あり、綱吉將軍のとき農民着用の小袖表代銀は二百目以内に限りたり。

江戸時代に於ける衣服の材料は綾、錦、絹、紬、羽二重、縮緬あり、降りては縞子、緞子、吳

絹、天鵝絨、更紗又は羅紗等の外國品あり、又模様には小紋あり、總鹿子あり、縫を施したるあり、色には紅紫種々あり、是等は何れも上流社會の用ひたるものにして、農民は多く布を用ひたり。

布には從來の楮布、麻布、苧布、葛布、質布あり。

然るに慶長年間（後陽成、後水尾 2250. 1629 A. D. 豊臣秀吉、徳川家康）以後綿布の製造盛なりしと、一方には幕府綿布の着用を強制する所ありしとにより、江戸時代の末には綿布麻布以外の布殆んどなきに至れり。

袴、襪は農民亦之を用ひたり。

各種の調度中蠟燭あり、硫黄の附木（元祿年中發明さる、東山天皇 2357. 1704 A. D. 徳川綱吉五代）の如きは必需品なれども、農民の嫁娶に乗物を用ひ又は鞍に毛氈を布きて馬に乗る習は既に寛永年間（後水尾天皇 2290. 1630 A. D. 秀忠）にあり、同時に農村に於ても冠婚葬祭に華美の風あり、爲政家の見て奢侈となすべきものなりき。

其後世を降ると、農村の婦女子も頭に玳瑁、珊瑚其他高價なる櫛、笄、簪を用ひ、又頭髮に縮緬類を用ひ、

男子は煙管、煙草入、紙入等に金銀又は金銀の金具を用ひたり。

下駄、雪駄、合羽、足袋、傘に勘なからざる代價を惜まず。

篋、幟、人形等又高價なるものを使用贈答せり。

農村に錢湯及床屋あるに至りたり。

是を以て寛永廿年（明正天皇 2304. 1644 A. D. 家光將軍）を始とし、元祿（それより四十五年を経たる）享保（元祿より凡そ三十年を経たる）寛政（享保より七十五六年を経たる）天保（寛政より五十四五年を経たる）の各期に於て、奢侈制限令或は禁止令を發布せり。

此時代の耕作法は慶安元年（後光明天皇 2300. 1649 A. D. 徳川家光）幕府より農民一般の心得に關して發せる所謂慶安御觸書（徳川禁令考、五帙）及元祿時代（慶安元年より凡そ五十年）の農學者宮崎安貞（農業全書、元祿十年出版一部十卷、自序（之は前年即ち元祿九年の著なり））地方落穂集等及小西篤好著農業餘話（文政十一年）によりて記述する所あるべし。

耕作に念を入れ、草の生えざる様になし、又屢々作の間へ鍬入をなせば、作物もよく出來、收穫も多かるべし、又田畑の境には大豆小豆など植うべし。（慶安觸書冒頭）

屋敷の廻りには竹木を植ゑ、其下葉を薪になして、薪を買はぬ様に仕るべし。（觸書）

萬種物は秋念を入れてよき種を選び置くべし、惡しき種を蒔けば收穫少し。（同前）

何卒致し牛馬のよきを持つ様に仕るべし、よき牛馬程肥を多く踏むものなり、牛馬を購ふこと能

はざる者は、是非に及ばざれども、斯の如く心掛け申すべし、春中の牛馬の飼料は秋さきに用意すべし。(同前)

作の巧者なる人に聞きて、其田畑に相應したる種を蒔く様になすべし、濕地に作りてよきものあり、又濕氣を嫌ふものあり、耕作に念を入るる時は下田も上田となるものなり。(同前)

百姓は肥灰調へ置くこと第一なり、雪隠を廣く作り、雨降の時に水の入らざる様仕るべし、馬をも持事ならず、肥溜作することも出来ざる者は、庭の内を三尺に二間ほどに掘り、其中へ掃溜め又は道の芝草をけづり入れ、流しの水を流し入れて作り肥をなし、田畑に施すべし。(同前)

「農業全書」は其著者少壯の時より日本諸國を周遊して遍く各地の農事を視察し且つ廣く老農の説を聞きて、其要を撮りて記したる純乎たる農書にして、殆ど四十餘年の辛苦より成れるものなるが、全部十卷にして、第一卷の農事總論は著者の凡例にも言へるが如く、耕作の意味を専ら述べたるものなり、されば農業全書の農術に關する大意は、第一卷の農事總論に於て之を觀るを得べく、詳しくば之を第二卷五穀の類凡十九種、第三卷菜之類凡十六種、第四卷菜之類凡廿三種、第五卷山野菜之類凡十八種、第六卷三草之類凡十一種、第七卷四木之類凡四種、第八卷菜木之類凡十七種、第九卷諸木之類凡十五種、第十卷生類養法凡三種藥種類凡廿二種に於て、記述せるものなり。

宮崎安貞は世の農民の農術委しからざる故、力を盡し農業を營むといへども、其功少なく、其利を得がたき事を知る。故に農業全書を記述して、民を導き、農家万が一の助とならん事を思ひたりとて、農の學問を尊び農民の之を重んぜざる不利を指摘せり。

又或國により、所により、氣運ながひ、地味異なるといふとも、必ず十にして七八はあたらすといふことなからんかといひ

て、農に關する術の如き、亦學問の大切なるを述べたり、是れ蓋し東西に遊歴して、各地の農事の比較をなしたる經驗の賜なるべく、比較農學の大切なるを知らしむるものなり。

抑々耕作には多くの心得あり、先づ農人たるものは我身上の分限をよくばかりて田畠を作るべし、各其分際より内になるを以てよしとし、其分に過ぐるを以て甚だあしとす。

又田畠は年々にかへ、地を休めて作るをよしとす、然れども地の餘計なくて換へる事のならざるは、植物をかへて作るべし、所により水田を一二年も畠となし作れば、土の氣轉じて盛になり、草生ぜず、虫氣もなく、實のり一倍もあるものなり、凡此田を畠にしたる地は物よく生長するものなり、さればよく土にあひて價高き畠物をうみて厚利を得べし、さて畠物にて土氣弱りたる時、又本の水田となし稻をつくれれば、是又一二年も土地轉じて大利をうるものなり、されども是は上農夫のなす手立なりと、安貞の農業經濟學と農業生産學とを述べたるものなり。

更に渠は進み、其換地作の學理を述べて曰く、凡土は轉しかゆれば陽氣多く、又執滯すれば陰氣多し、夫陰陽の理は至て深しといへども、耕作に用ゆる所は、其心を付ぬればさとりやすし、農人之を知らずばあるべからず、其理を辨へずして耕作をつとむるは、多くの苦勞をなすといへども、利潤を得る事少なしとて、土の性質を説く事詳なり。

更に耕作の肝要は奴僕と牛馬とにあり、奴僕牛馬の善惡にて植物の得失大さにかはる事なれば、多少下人をつかふものば心を懇に用ひて、仁愛を末とし正直信實を本とし、善惡を分ち賞罰を正しくして、己を和悦に心よくして人を遣へば、下人も又心いさみ、苦勞を忘れて勉むる故、其仕事にはかゆくのみならず、又五穀等の生成も自ら滯らずよく長じ、よく實のるものなり。

明る日の仕事を則夜より考へ定めおき、曉方おきて天氣の晴雨をよく見ばかりて、猶其日の手配りを定むべし、耕作のみに限らぬ事なれども、取分農事は万づ營む業の輕重と前後とをよく考へばかり、急ぐと重きとを先とし、事々皆心を懇に精しく用ひ、其備へを致すべし、牛馬農具糞灰等の貯へに至るまで、我作る田畠の相應よりも餘計あるほどに調置き、勝手にまかせて用ふべし、牛馬の力弱くして農具の類あしければ、農人精力を盡すといへども、仕事の驗はなきものなり、必ず少しの費を

犁一掘六

厭はずしてかねよき農具を用意し、思ひのまゝに働くべし、然る時は嘗む業心よくして覺えず知らずばか行きて、土地の心も自らよくなる物なり。

又犁一掘六といふ事あり、是は一度犁ては六度かきこなせといふ事なり、常にすくことの深きなのみ事として、かく事の精しきが肝要とすることを知らず、只幾度もかき熟したるに糞を入植れば、土よく和合して、細根よく生じ榮ゆる物なり、あらかししたるは土熟せざる故、種子を落して後苗を見るといへども、苗の根荒き土に痛み、土氣と思ひ合すして、日痛、虫氣、其他色々の病を生ずることあり、稔りのよからんことを思えば、本法の如く一度耕して六度までかゝすとも底まで塊なきを證とすべし。

種子

五穀に限らず萬づの物、種子を選ぶ事肝要なり、是れ生物の根源にして、則ち生理其中にあることなれば、慎んで大切にすべきことなり。

物だれを收め置所は土藏をよとす、されども濕氣に觸れざる心得すべし、土の氣を受る所にては生意早く萌す物なれば、窖藏ありて入置きたるは殊に宜しきなり、物だれを擇ぶこと、凡てよく實のり、一色にして大小なく、揃ひたるを收めて、折出し、日風に當て置き、蒔べき前取出し、能吟味して少しも損じたるをば必植ゆべからず、少しにても痛たる種子は一旦生じ榮るやうなれども、終にかけて死る物なり、尤雜りたる種子を植うべからず、春きて多く減りても精げになり難し、糶にはまじりありて見つきあしく、飯に炊てはむらになりて味までよからず、物ごと種子の選びあしければ色々の損多し、懇に擇ぶべし。

土地を見る法

其土地を見るに多くの目付あり、先陰陽を見分け、草木の盛長と色とを見、又石の色同じく、土の輕重、ねばるともろきとを見、日向のよしあし、雨霧風霜又は地の淺深と糞こやしを取る所の道路の遠近、都邑の運送、海河、船つきの便、牛馬の草飼等に至るまで、關くる事なきを上々の村里といふべし、此内かくることの多少を以て、段々と上中下の位をはかり定むべし、禹貢の土の位定は九段と見えたり。

是れ今日の土壤學と經濟學の觀點より土壤及土地の價值を判斷するを合併せるが如きものにして、用意周到なる學者の見な

りといふべし。

果樹の類は南向きの深く肥えたる地、取分け屋敷廻りに宜し、いかほど肥良の地にても、人煙遠き所には必みのらぬものなり、凡草木は人の助となる理りなれば、人氣をうけて其實よくなると思えたり、すべて五穀草木皆それと相應の土地あり、去ればよく其所柄を考へ、土地に合たる物を植立たらんには、五穀類に至るまで萬に不足あるべからず、天より人を助る道理、右にいふ草木の人煙によりて生じ易き理りなどよく推計り知るべし、其理一々に記しがたしといふは、稍解し難たけれど、も地目の利用選擇を忽がせにすべからざるをいふものなり。

上中下の農人

すでに種子を蒔き、苗をうゑて後、農人のつとめは田畠の草を去りて、其根を絶つべし、上の農人は草の未だ目に見えざるに中耕し、中の農人は見えて後莖る也、みえて後も莖らざるを下の農人とす、是れ土地の咎人なり。

除草

諺に云ふ、鋤すること八遍なれば、犬を餓殺すとて、田畠ともに數度中うちすれば、犬の食物になるべき税金などなくして、飢死す、といふ心なりといふて、其肝要を述べあり。

肥料

渠は農場肥料の拵方を述べ、凡農家秋場あきにはを收め、藁埃糠を始め枯草などに至るまで、有とあらゆるこやしとなるべきものを一所に集おき、毎日牛馬に敷かせ踐ひたさせ、よきほど高く成りたる時、脇なる糞屋に移し置くべし、農人は其分限に隨ひ、糞屋を調置くべし、糞屋なくしては肥糞を多く貯へ難し。

又田畠を肥すに苗糞・草糞・灰糞・泥糞の四色あり、先づ苗糞と云は、菜豆ブンドウを上とし、小豆胡床を其次とす、大豆蠶豆もよし、當年五六月田に厚く蒔き、よほどさかえたるを、七八月犁かやし、殺し置きて、春穀田とする時は、二年の取立も有物にて、濃糞を敷きたるには、遙に勝れり。

又草糞といふは、草木繁り繁えたる時刈倒し、屋敷の内或は近邊にても、日向の所にいか程も多く積重ね、雨覆をよくし、蒸せ腐り爛れたるを、細かに伐かやし、便溺をうちひたし、日に當て乾し、貯へ置て畠物を種る時の敷肥にして取分宜し、尤も種子に合せて蒔もよし、是れねばき土、堅き土に用て一入よし、初おはりよくきく物なり。

又火糞やこえと云は、萬の物を積重ねて蒸焼にし、其灰を濃糞に合せ、麥を蒔き、其外萬の物に用ひて、虫氣もせず、若こしらへ

なるべき所ならば、多くもしたゝめをき、深田、泥田に入れば取分よし、小麦を蒔肌糞にしてならびなし。

諸の菜をうづるには、必ず此やきごゑを用ゆべし、取分濕氣心には尙宜し、殊に此火糞は物の出来をはやむるものなり。

又場にはの一方の水の便りよき所にねりべいをつき、糞屋を作り、湯釜をぬりすへ、毎日掃除の塵埃其外あらゆる物をかきあつめ、又は外の仕事に出る者は、常に草がら何にても目の及びに取持來りて枯らし置き、此釜の下に火の絶間なく焼ぬれば、熱湯の絶ゆる事もなく、萬の用を造し、其灰焦土つもりて、限りなき糞となるべし、沐浴の湯、洗濯の湯水なば皆糞濁と合せて水糞となすべし。

又泥糞といふは、池河海などの底の肥えたる泥を上げ、よくく乾しくだき糞屋に入れ置き、久しく程をへて人糞灰など合せ、又は新しく熱氣のつよき糞と合せ用れば、其しるしつよし、此肥を用れば菜の類、その外作り物にくごのつくことなく、吹込の所に用ゆべし、物の鬱したる氣を解し、物をよばやかにし、萬に用ひて難なき糞なり。

此外腐り爛れたる物、又はげがらばしき物の類、濁水、沐浴の垢汁に至るまで、糞桶にため置きわき腐りたる時用ゆべし。又魚鳥獸の類、くさりつぶれたるを糞にして、よくきくものなり、若しくさりかぬる物か、或ば寒き時速にくさらさんとならば、其桶に垂を一握りもて入れば明る日くさるものなり。

又上糞といふは、胡麻や燕膏の油糟、木綿實の油糟、又は干鰯、鯨の煎糟、同骨の油糟、人糞等の色々方の及び貯へ、或粉にし、或ば水糞と入合せて、くさらかしおき、それく土地と作り物によりて用ゆべし。

黒土赤土の類には油糟を専らにすべし、砂地は鯛よし、濕氣埴り心なるには、木綿實の油糟よし、上糞の分は田畠にかざらず何れの物に用てもよくきくものなり、されども土の性によりて、少しづつの用拾はるべく、丁管指引して用ゆべし。

更に水利、穫收、蓄積、付儉約に及び、それより山林の總論に至りて、惣じて田舎屋敷の廻りに木をうづるに多くの徳あり、風害を防ぐのみならず、盜賊の防ぎとなり、或は隣家の火災の隔ともなり、枝葉は薪の絶え間を助け、新木は間をぬき伐て材木となし、落葉は殊に田畠の糞によきものなり、果樹を西北の方に植ふ、竹を東北の隅にうゑて、根を西南の方にいかするは、常のことなり、又家宅を始めて造り管む時に、杉、檜などの良木をうゑおきて、後年破損のためにそなへおくべし。

是のみならず、國に良材四木等の財となる物多ければ、それらの工人職人集りて、色々の器物を作り出し、或は商人其器物を交易し、諸民のすぎはひあるによりて、老弱かたはもの又はより所なき孤獨のものまで、各其細工等の手傳つとめに付て、空しく衣食を費す事なく、尤飢饉の難なものがれ易し、其上賣買の道も廣くなりて、民富國のたかになるばかりごと、田畠に續きては山林を専らにすべしと見えたり、されば深山の奥人の通路もなりがたき山林をも、無用の惡木等を拂ひ除き、世の助となるよき林木を選び、植立ぬればいつとなく榮え長じて、人遠き奥山にても俄て持出すに造作まげせずして、近き所の雜木には其利潤劣らず、まして太山には川流もあることなれば、運送の宜しきをばかりて、空しくおくべからず、前々より此ばかりごとなき故に、人里遠き奥山に雜木ばかり多くして、古今用をなさざる所多しと見えたり、此等の山中改めて運送の造作まげせぬ良木をうゑまほしき事也。

又山中に穀物を作れば、鹿鳥などにそこなはれ、利を失ふ事多し、農人其所のあしきならはしに従ひて利潤なく、地にあはぬ穀物を強て作り、誤りも所々にある事なり、かならず土地の宜しきを能ばかりて、四木（註、四木は桑、漆、茶、楮をいひ、三草は麻、藍、紅花をいふ）を始めとし、品々委しく考へて利の多き草木を栽べし、地の道は種ること尊ぶとて、五穀に次で冬春の間竹木をうゑ、生立置きて夏秋に伐ることは定まる法と記しおけり。

以上引援したる宮崎安貞の農業學説は、之を中古時代の代表者たる松浦宗案の學説と比較せんと欲したるに出づ、由來農學の學説は、主として化學及細菌學の發達によりて、初めて偉大なる特殊の發達をなしたるものにして、斯かる學問の存せざりし中古近古兩時代に於て、種藝上大なる發達をなし得べくもあらず、去れば兩者の説に左ばかりの徑庭あらざるが如しと雖、之を仔細に研究すれば、其間自ら之れあるを認めざる能はず、肥料の事に於て既に然りとす。（宮崎安貞再版農業全書農事總論）

宮崎安貞より下りて小西篤好あり、文化六年農業餘話を著はし、農業に關する著者の實驗を記述せり、則ち上卷は専ら米の事を述べ、下卷は綿、麻、蘿蔔、種菜、牛蒡、穀物、野菜種々（大豆、小豆、蚕豆、茄子、萹、瓜、葱）、牛馬に至るまでを述べ、最後に菓材の部ありて總論、接木、挿木、梅、柿、蜜柑、枇杷、棗、杉、榲（クスギ）、竹、耕作の論専ら樹木の事を述べたるものなり。

農業全書は一部十卷の大著作にして農事總論を始めとし、五穀菜草果木生類等の各條項に分類して詳論しあり、其の凡例には「我邦農書の權輿なり」と評しある所なるが、小西篤好の「農業餘話」は安貞の農業全書に後るゝ事百三十一年なり。

只原益軒は農業全書を「我邦農業の權輿なり」と評したるも凡百二十年前（永祿年中）伊豫に松浦宗案の「親民鑑」意見書）十五卷中六、七、八の三卷は詳かに我邦の農政を切論せり、且宗案の「農談」の事は既に述べたるが如し。

因に農業全書は自序一部十卷、附録十一卷あり、此附録十一卷は益軒の兄樂軒の著にして、農業全書の遺漏を拾集記述せり、安貞の全書は實に樂軒の加筆是正を待ち始めて始めて成書たるに至れるものなりといふ。（日本經濟叢書）

今中古近古に於ける農業者として松浦宗案、宮崎安貞及小西篤好の著書の現はれたる年代を見るに、間隔各百三十年なるは奇妙なりといふべし。

松浦宗案	永祿七年	百三十三
宮崎安貞	元祿十一年	百三十三
小西篤好	文政十一年	百三十三

今小西篤好の「農業餘話」によりて當時（小西篤好の農業餘話上下二卷より成り、其下卷の成り

たるは文化六年己巳年正月なり、然る時は宮崎安貞を距る百十六年とす）文化六年頃の農業の情態を窺はんに、五穀の中にも稻を第一とし、稻の莖すこやかにして株太きは、自ら秋の穂早く出で、實繁く秕少なし、遅く出る時は日の氣冷やかになる故、實おのづから熟し難く、籾皮厚くして實あしし、如何となれば早秋は日も長く温かなり、晩秋は日も短く冷氣なる故に、實うるはしく熟し難し、これを考ふるに、五穀の類を培ふには、陰氣陽を受る心得あること肝要とは爲るなりといひ、別に之れぞといふことなし、但し苗代の事に至りては、最も多きを盡くし、苗床は百穀の長たる米の生ずる原にて、農家の肝要なれば疎かにすべからず、然るに通例の業として、年ごとに其場所を替す、舊地に蒔き生立る事、大きな過なり、（然れども理なきに非ず、さるは苗床は水を入るものなれば、近邊の麥菜種子等の害となり、また他人の田畑の妨げともなるべければなり）年ごとに所を替る時は、苗肥て速かに生茂し、其根も繁きものなり、故に田に移して速かに根つきて、早くこえに進み、榮え易し、數葉早く出れば覆ふ故、雜草も尅せられ生せぬものなり、古き諺に茂木の下に繁草なしと云へり、稻榮えれば草榮えず、稻榮えざれば草榮えて、肥培を奪はるのみならず、修理の人力費え、彼是損失あるものなれば、必ず年ごとに改め替ふべし、然れども貧農にてはなし難き事も有ものなれば、一村の中にも村長たる大家の者より、床となるべき場所を選び、互ひに貸借し、村中一緒に心を合せ、苗代をばすべき事なり、然せむには隣田の構ひもなく、諸鳥の荒せるを

追ひ拂ふにも、互ひに交代すれば、人力も費えず、かたがた利潤なる事多し、村長たる人々は辨まへて必この術を怠るべからずといひ、それより苗代の術、害草を除く術、肥培を用ふる法、稻の病を避くる術、害蟲の生せざる術、種を選び蓄ふる事を、詳かに述べあり、此村中共同にて苗代を作るの利便を説けるは、恐らくは先人未發ならん。(小西篤好、農業餘話、日本經濟論叢書第十九卷)

而して其耕作法中苗代のこと及び、收穫の増加を計らんとするは、餘程食物需要の増大せるを示すものにして、村中共同して苗代を作る説の意の在る所以て見るべきなり。

渠は又苗代の地を替ふるを力説して、畑に蒔付を危ぶむの理なきを説き、その水を用ひず乾田の勝手に任せ、新床に生立せ、水田へ栽たるは、壯穀の豊かなるを見て利ある事を悟るべし、しきたりの苗代を見るに、皆舊地なり、因て其根少く、色さへざるなり、是を辨へざるは理にくらき故なり、總ての物年々舊地に蒔き植てよく榮ゆるものは一つもなしといへり。

之によりて見れば、整地耕耘の精しきこと、肥料の拵方、田畑に適せる作物を作るべきこと、牛馬の效能、其飼料の用意、種子の精選、間地の利用など、上古の焼畑式、中古の切替式、穀作式より一步を進みて穀作栽草組織に入り、輪裁式に至りたるものなり、隱岐の牧畑(牧畜の項に記す)の如き勞力的周約農法に入りたるはいふまでもなし、抑々周約的精耕及輪裁式の行はれざること、封建的所有相續制度に必然伴ふべき隨伴現象の一なり、元祿時代には「犁ハヤ一擺ハヤ六」とて一度鋤

かば六度之を擺き碎くべしといふに至れり、これ土塊のよく碎かるれば、肥料よく土壤に吸収せられ易きを知りたるなり、其他前述の如く育種の必要、作物の適否、施肥、飼畜の利益、精耕の要等を知れるは、農學の知識も餘程進みたるものといふべし。

米食國として灌漑用水の意を用ふべきは固より然るべき所にして、慶長以來 (1615 A. D.) 開墾疏水の成れるもの數多し、天和年間 (1703 A. D.) 四代家綱將軍の末(末)河村瑞軒出で河川壅塞の弊を防ぎ、併せて水源涵養の策として、山林濫伐の防止を建議せるなり、水源地及沿岸の山林樹木の保護一層厚く且嚴となれり。(帝國農業史要 2, 149)

慶長の頃關東に伊奈正次あり、常陸の千波湖を疏水し利根川、烏川の水を引き、七萬石の灌田をなせり、伊奈堀(備前堀)是なり、正次は通稱備前といへり。

同じ頃奥羽最上義光の臣北館大學キナダテダイガクは、最上領内東田川郡に堰を築き、渠を掘り四千餘町の灌漑をなせり、北館堰是なり。

水除の荒籠を創作して筑摩川の水害を除けり、肥前佐賀藩の臣成富兵庫其人なり。

慶安の頃武藏に玉川庄右衛門、玉川上水を開鑿し、江戸に飲料水を供し、兼ねて武藏野の荒原を豊沃化するに至れり。

寶曆の頃土佐の野中兼山、遠く物部川の水を引き、良田數千町を造り、亦仁淀川ニホドの西岸に渠

を鑿ち、諸村に灌漑せり。

嘉永の頃播磨には三木勘兵衛出でて鹽田八十三町を開けり。

安政の頃陸奥南部藩士新渡戸傳ツクワ隧道を穿つこと 2890 間、渠を掘るゝこと 4300 間、墾田 970 石を得、人民を移すこと百有餘戸、今の三本木驛是なり。(日本農業小史 p. 123-128)
其他數多し。

灌漑排水の設備宜しからざりし當時、用水論の絶えざりしは寧ろ當然なり、是を以て幕府は井堰分水工事をなすときは、川上及川下の郷村立合の上之を設くべきを命じ、後其工事に對し異議あるも、十二箇月後は出訴を受理せざるべしとせり、是れ享保九年 (1785 A. D.) のことなり。(帝國農業史要 p. 140)

斯の如くして、諸國灌漑用水の便開け水田の開墾せらるるもの多かりしが、當時關東には尙陸田多く、水田陸田相半ばし、上方には水田二陸田一の比なりしといふ。(帝國農業史要 p. 140)

農具には在來のもの改良せられたる外、耙、犁、鍤(こくは)、鍤(こすき)、木把、杵、臼、碓(かろうす)、礮(すりうす)、磨(いしうす)、後家倒、水車等あり。(帝國農業史要 p. 153)

唐箕(トウミ)は早くよりありしが貞享の頃 1687 A. D. 江戸小石川に釘屋喜兵衛といふもの千斛せんごくを創作せり、穀と稗とを選別する上に於て大に勞を省くに至れり。

元祿の頃 (1701 A. D.) 稻を扱くには繩を以て二本の竹を繋ぎ、其間に稻穂を挟みて扱きたる扱竹クサを用ひたるが、其後凡十五年を経て寶永正徳 (1715 A. D.) の際には稻扱セ(後家倒)の發明ありたり、此器の利は扱竹に勝り後家倒しの名ありたり、初めは竹を用ゐてその齒を作りしも、後には鐵を用ゐて作るに至れり。

寛政年間 (1802 A. D.) 白河藩主松平定信は龍尾車を用ひて灌水せしめたり、是れ前代になき所なり。(帝國農業史要 p. 149)

蝗害は一般にありたり、之れが驅除法として、所謂蟲送りとして、黄昏人々相集りて火を照らし、鐘太鼓を打鳴らし、田畔たのくろを巡り行きて、他村に蝗を送り遣る、然るとき他村亦同じく之を爲せり、是れ蝗蟲の好みて火に近づき自ら焼死するを知らるなり。

又稻の害蟲驅除に鯨油を用ゐたり、是れ世界中鯨油を用ゐたる始めなりといふ、其他毒荏、石灰を用ひたり。

享保十七年に大蝗害あり、其翌年に害蟲驅除法を發布せり、其文に、

「田畑に蟲の付たる所は、其巢残りて葭萱等の根にムカゴの如く成るもの取付、或は右の一二寸下に右の巢有之、段々生じ候も有之由に候間可心得、左様の處あらば葭萱は焼拂又は土を掘焼捨可申事」

其後夜間燈火の使用及毒荳を田に流して驅除せり。

寛政七年には田一段に付鯨油二三滴を注ぐべく、鯨油なき所は晴天に風上より石灰を撒布し、又根蟲なる時は水上より石灰を流し入るべく、若し石灰を用ゐるため地質固まる恐れあらば、冬より竹の葉を田地に入れ置き、翌春に至りて切返すべしと教へたり。(帝國農業史要 一五三)

江戸時代、幕府は栽桑養蠶は進んで之を獎勵鼓舞せざりし、其故は爲めに田畑穀作の縮小を忌みたると同時に、上下共に奢侈禁制を勵行したることによれり、然れども奥羽關東の耕作に適せざる所にては行はれ、又土佐藩及和歌山藩の如く財政上之を獎勵せる藩もありたり。

輕き身に重き御趣意の木綿もの

浦々までもきぬものはなし (日本農業小史 p. 116)

關東は相模、武藏、常陸、下總中にも、常陸、下總は古來の蠶業地にして、萬葉集にも筑波根ツクバネ廻新桑ノニヒクワマユなどの語あり。

但し幕府は安永二年 (1801 A. D. 十代家治) 奥州福島を蠶種の本場と定めて、以て蠶種製造業を保護せり (帝國農業史要 一五三)。之れがため今の岩代の伊達、信夫の二郡は養蠶最も盛に行はれ、文化年間 (1878 A. D. 十二代家慶) 伊達郡梁川村の人田口留兵衛は温暖飼育法を創めたり、其後同村人の某驗温器を利用し、之を蠶室に用ゐて實驗し、蠶當計といへり、これより養蠶其利を享くるこ

と多きに至れり。

清涼飼育も亦伊達領より始まり。

又蠶種の製法も進歩せり、所謂本場種として各地に販路多かりし、是れ始め幕府の蠶種の濫造を禁制したる趣意の顯はれたるものといふべし。(日本農業小史 1156 溫暖飼育法及清涼飼育法)

蠶種を貯藏して發生期を延すことは偶然に發見されたり、萬延年間(孝明天皇 1830 A. D.) 信濃國南安曇郡の前田喜三郎といへる人、その所有風穴に貯藏せる蠶種の期を過ぎて、發生常なきを知り、是れより蠶種の貯藏を行ふに至れり。(日本農業小史 1156)

前時代に木棉の傳來ありて、諸民之を競うて栽培したるに加へて、幕府の木綿服を奨励したるとは、養蠶製糸を衰へしめたる原因となれるが、其元祿以降驕奢の風行はれたるも、尙多くは其絹帛の原料(蠶糸)は之を清國に得たるを以て、爲めに未だ養蠶進歩の機運に向ふを得ざりしなり。

然るに嘉永 2514 (1851 A. D.) 以降外國交通益々開くるに及び、蠶糸の重要國産の一たるを覺り、文久年間には佛帝ナポレオン第三世に蠶種數萬枚を贈呈せり、是れ我が蠶種及生糸を世界に紹介せるものにして、爾後慶應元年以降引續き蠶種生糸の輸出を見るに至れり。

享和 2404 (1804) 中但馬の上垣守國は養蠶祕録を著せり、其後凡十四年を経て文化年中、近江坂田郡相模村の人成田思齋蠶飼絹節を著せり。



南北朝以後、足利氏の時代を経て戦亂久しく、牧畜の事史に見えず、天正十九年葡萄牙人布教のため渡來し、洋馬一頭を豊臣秀吉に献上せり、然れども放牧せざりしかば、未だ洋種の繁殖を見るに至らず。(日本農業小史 p. 108)

後、水戸藩主徳川光圀和蘭人より洋馬十二頭を購入し、之を飼養したり。

享保年間洋馬を吉宗に献せる外人あり、吉宗自ら洋種馬(波斯品種馬?)二十八頭を購入して、之を房總の諸牧場に放ち、且つ其産馬を地方に頒ちたり、是より和洋混合種あるに至れり。

文久年間に至りて佛國ナポレオン三世は牝馬二十六頭を幕府に献せり、是れ先きに我邦より贈進せる蠶種に報じたるなり、洋馬種益と多くなれり。

幕府の馬政は其尊農政策として殊に農馬の養成に意を用ゐたり、寛政三年農馬牧場法を定め、一村若くは數村聯合して共同牧場を定め、此に種馬を放ちて自然蕃殖を爲さしめ、牧場なく自然種付不可能なる地にては、二三ヶ村聯合して種馬を買入れて、時を違へず種付をなし、其種馬の不用なる時は他村民にも使用を許すべしとせり。

是れ、農家の牡馬は自家の耕作用又は運搬用に供せしのみならず、又驛馬用として徴發せられたるものにして、其徴發益と頻繁なるを致すや、得る所失ふ所を償はず、農家は馬を飼養せざるを利とするに至り、農作上農家に牛馬の飼養を獎勵するも(慶安觸書の如く)農家之を欲せざるに至れ

るを以て、之が繁殖獎勵並種付便法を定めたるなり。

又幕府は農家貧にして農馬を購ふ資なきものあるを見るや、種付馬購求法を定めて、農家の容易に農馬を手に入るの便法を案出實行せり、則ち江戸馬口勞町に馬市を設置し、農家をして直接此市に就て馬を買入れしめ、又資なきものには年七分利四ヶ年賦償還の方法を設けて購人に便せり。

斯くして農馬驛馬共に不足なからしむることを欲したり、然れども馬口勞が一手仲買を奇貨として不廉の價を貪るものありしを以て、天保年間（仁孝天皇十二代家慶）如何なる良馬も金三十兩以上に賣ることを禁じ、又慶長十六年を以て牛を殺すを禁じ、若し屠殺の恐あらば之を賣るべからずとせるが如きは、偶々以て農馬繁殖飼養を抑制する所以にして、愛農の趣意に出でたるは明らかなるも、牧畜獎勵發達を妨げたるものなるべきなり。

馬の去勢は吉宗將軍の時和蘭人之を傳へたり。

馬市（木曾福島）牛馬市（伯耆の大山）共に名あり、駄馬役牛の賣買所たり。

福島馬市は寛文年間開始され、其後寶曆年間に至る百餘年間、毎年夏至より小暑に至る間、定期市日とし、近國の馬商集まり來れり、取扱へる馬は主として南部産なり。

大山牛馬市は其目的位置よりして牧草豊富なると、山陰山陽に界せる處よりして、市場中々盛にして、六七千頭の牛馬集まるを見る、享保十六年日野郡大川村吉川右平太の創始なりといふ。（日本

江戸時代産馬を以つて鳴りしは南部、三春、仙臺等にして、南部産を主とす、又諸藩にて育成せるは、主として軍馬にありしもの如し。

東北に馬産地あるが如く關西には牧牛地あり、但馬牛、出雲牛、八川牛（備後神石郡より買入れて、松江藩領内仁多郡八川村の徳兵衛なるもの改良せるものなりといふ）、岩倉牛（備後國惠蘇郡比和村の人岩倉六右衛門の産せるもの）、隱岐の牧牛の如し。

隱岐の牧牛の名高きは其牧場制の宜しきに因れるものなり、牧場は之を牧畑と稱す、慶長以前に起れるものなり、其法一村の山野を四區に大別し、其一區には牛を放ちて牧場となし、其二區には大小麥を播き、三區には粟稗蕎麥類を播付け、四區には大小豆を播く、翌年に至りて前年の牧場跡即ち第一區に麥、麥跡即第二區には粟類、粟跡即ち三區には豆、豆跡即ち第四區には牛馬を放牧す、斯く毎年耕牧其地を代へるを以て、一種の輪轉耕牧法なり、選出されたる牧士あり、牧場一切の管理事務に任ず、選舉は毎年陰曆七月行ふ、牧畑は所有主任意に之れが作付を異にするを得るも、牛馬放牧は之を拒むことを得ず。（日本農業小史 pp. 178-180）

隱岐には鬪牛の習俗あり、多く島前に行はれ、殊に海士郡海士村最も盛なり、是の習俗亦隱岐牛の飼育上注意せしむる所以の一なり、傳説には後鳥羽上皇の無聊を慰め奉るに出でたりといふ。

享保年間安房嶺岡の牧に白牛三頭を放養し、其乳を以て牛酪を製し、薬用とせり、是れ將軍吉宗なり。

寛政三年（光格天皇十代目家治 1752 A. D.）幕府の醫官桃井寛「白牛酪考」の著あり、牛酪の效用を知らしめたり。

天保十四年（仁孝天皇 1804 A. D.）水戸徳川齊昭薬園及養牛場を醫學館の傍に置き牛酪を製せり。

文化の未年（光格、仁孝天皇、家齊十一代目 1817 A. D.）幕府、奥詰醫澁江長伯の建議を容れ、長崎奉行に命じて緬羊を支那より買入れ、之を江戸巢鴨の薬園内に飼育せり、其後大に蕃殖して三百餘頭に及びたり、幕府は年に二度剪毛を以て絨を製造したりといふ。

安政元年（孝明天皇 1854 A. D.）緬羊四十頭を北海道箱館に送りて飼育せり。

江戸時代には樹木の亂伐を禁じ、焼山を禁じ、開發し難き空閑地には樹木を栽ゑしめ、造林の奨勵山林の保護に意を用ゐたり、諸木の中、杉、檜、槻、柏、楠、松は六木と稱して最も愛重し、公私共に無斷伐採を禁せり。

私有山林にても伐木したる跡地には必らず造林せしめたり。

濫りに山林を伐採して家宅堂寺を造營することを禁せり。

用材林、水源涵養林は到る所之を見たるが、奥羽其他日本海に面する地方にては、其海岸砂濱多く、加ふるに風多くして飛砂甚しきを以て、特に海岸に樹木を栽植し、飛砂の侵入を防げる防砂林を設けたり。

土地には御料地あり、公卿領地、寺社領（御朱印地）あり、此等を控除したる其餘の土地は、幕府旗本諸大名にて領せり。

幕府領地（天領）は全國中四十餘ヶ國に互り、其高四百十九萬九千餘石（天保年間）にして、旗本領地（私領）は高三百萬石なり、私領には將軍交代毎に新將軍承認狀を交付せり。

民有地は罪ありて闕所に附せらるる外、容易に與奪せられず。

田畑永代賣買禁止、流質地の禁あり、是れ土地の兼併を防ぎ、流民の輩出を防ぐに出でたり。

入會地は江戸時代には益々縮小せり、是れ人口増殖し、從て分割所有自ら行はれたるためなり、從來用益者に制限なかりし入會地も、其地に對する歴史的關係を有する人々又は鄉村のみ、之に入りて用益することとなり、地元チモト以外のものは山年貢を出して用益する様になりたり。

享保六年質地の制を定めたり、質の價は時價の二割減とし、利子は一割半以内、年期は十箇年し、其年期後十ヶ年以内を質地訴訟有効期間となせり。

又享保九年土地の爭論は總て證據を以て判することとせり。

他人の田畑を切崩し、之を己れの田畑に加ふるものは手鎖又は過料に處せり。

要するに人口増加し、益々耕地の需要大なりしを知るべし。

小作人の次第に増加せる亦其證據なり、小作の種類多くあり、小作の事は當時請作又卸作ともいへり。

地主と小作人との關係、其他により種々の名稱あり、直小作は質入の土地を地主耕作するをいひ、地主以外のものを耕作すれば別小作といへり。

大地主の土地を小作するは之を名田小作といふ、當時の小作多くは此類に屬せり。

二十ヶ年以上連續して小作せしものを永小作といへり。

小作權は相當の事由なくば奪はれざりしなり。

小作料は概して寛なりし、其取立ては嚴重なりき、日限を過ぐる時は先づ諸道具を残らず地主に交付し、尙足らねば其額相當の自己所有の田畑を年期を以て地主に渡さしめたり。

但家屋敷のみは、如何に小作納めに不足するとも、地主に渡すことを禁せり、之れ流民の出づるを防ぐなり。

安土時代（織田信長）の交通道路に盡したる功績は左の如し。

天下稍靜平に趨きしを以て、在來の關所若干を廢止し、往來に便せり。

農閑を以て家臣に道路を修理せしめたり、又道の兩邊に松柳を植ゑしめたり。

大路は三間半、小路は三間と定め、諸道を修理し、又一里三十六町の制となせり。

江戸時代（徳川家康）に一里塚を築き、塚上に榎を植ゑ、且並木を道に栽植せり。

江戸日本橋を以て全國道程の元標となせり。

五街道を設けたり、東海道（五十三次）、中仙道（六十九驛）、甲州街道、日光街道、奥州街道、是なり。

其他北國路、中國路、長崎路、伊勢路、水戸街道あり、大に宿驛の制整へり。

但し往來には關所手形を要し、故らに河川には橋梁を架せざりし。

陸路の便、斯の如く開けたると同時に、河海の廻漕の便も亦開けたり。

大堰川、富士川、鴨川の舟行は慶長年間角倉了以幕命によりて之を成せり、寛文年間東海及北海の航路は幕命によりて河村瑞軒の開きし所なり、東北の地は由來不便なりしが、又奥羽米輸送の路を開きしも此時なり。

本多利明の經世祕策に、

羽州米澤及び秋田仙北郡邊の米、豐作の節は一升代錢五六文なり、交易の上、商賈の手に渡り、江戸に到れば豊凶の差別なく凡百文となる」

とあり、以て運輸の不便交通機關の幼稚なるを示す。

王朝時代に行はれし租税蠲免のことは、嘗て行はれざりしかども、水旱其他により收穫に減損あれば定率により其租を減免せり、賑恤救済の事跡は枚擧に遑あらず。

農民に對しては、水旱其他の災厄に當り、食米錢又は種籾の貸與、若くは米錢の賑恤、又は農具の給與など、主たり。

然れども賑恤救済の弊は之を認め、成るべく獨立獨行貯蓄を奨勵せり。

社倉法は會津藩主保科正之、山崎闇齋の説を入れたるものなり、一組合毎に貯穀倉を作り、米穀を醸出して之に納め、米穀不足のとき發して貸與し、其元利を收めて他日の用に充つ、凶作ある毎に上下社倉の要を覺り、幕末に至りて社倉の設けなき所は、殆ど之を見ざる所なきに至れり。

桃山時代秀吉は檢地を行ひ、田畑家敷の等級によりて、石盛を定め、石盛の三分の二を納めたれり、則ち前時代の四公六民の如くなれども、其實其率少しく重くなれり、一段の面積六十歩を減じたればなり。

又室町時代の末より織田氏の時代に於ては、免税地（餘田）なりし百歩以下の土地に對する恩典を廢せり、其他雜税ありたり。

山畑、野畑、山手、鹽濱等の諸税是なり、又臨時に川役あり。

要するに前時代より租率稍重くなれりといふべし。

江戸時代の税法は頗る複雑なれども、地租、小物成、課役の三種に分つを得べし。

課役は幕領にのみ課せり。

地租は田・畑、宅地に課し、歳入の大部分を成せり。

地租賦課徴収を大別して定免及検見の二法とす、定免とは五年、或は十年の收穫を平均して、税率即ち免を定め、一定の年限中豊凶に拘らず、其税率によりて徴することをいふ、凶歳には農民之を苦めり。

凶歉等により收穫の三割以上（時代により異なれり）の減損ある時は、其一部又は全部を減免せり、之を破免といふ。

検見は毎秋検見役臨檢して坪刈をなし、村内土地上中下の三所を選び、各一坪の收穫を調査して之を標準として、一村の全收穫を見積りて定額を定むるものなり。

定免法は一定の歳入を得、賦課徴収に便なれども、凶歳には農民の苦しむ所なり、検見法は農民凶歳の苦を免がるるも、検見役人の不正、農民の煩をなすこと往々ありたり、此法の税法としての缺點は歳入の不定なることなり。

二法多くは併せ用ゐられたり、而して租率は概して四公六民と稱するも、多くは五公五民に相當

せり（土地により高きは七公三民、低きは三公七民あり）、即ち右の外口米（口永）及缺米と稱し正税附加税ありたればなり、口米、口永とは納税の時の筆墨紙其他の雜費に供し、其額一俵に付き口米一升、金銀納なれば永百文に付き口永三文の常なりき。

缺米とは差米、込米、出目米等の名稱あり、正税の缺減を補充するものにして、率は一石に付き多きは米二斗、少きは一升あり、金銀代納となれば三十文乃至三文を徵せり。

小物成は山野河海の産物に課するものにして、其種類頗る多く、税額も不同なり。

課役は三役と稱し、(1)傳馬役入用、(2)六尺給米、(3)藏米入用金の三種をいふ。

1. は宿驛に於ける費用に充つるものにして、其率高百石につき六升を常とせり。

2. は幕府の輿丁庖厨使役人に給す、高百石に付き米二斗を常とす。

3. は貢納の際要する雜費にして、上方筋は高百石につき銀十五匁、關東筋は永二百五十文となせり。

三役は幕領にのみ課し、其他の私領にはなかりしなり。

以上地租、小物成、課役の外に國役（堤川修理、朝鮮來聘使費、日光街道修復費等の臨時費に充つ）あり、其率一定せず。

雜役（諸川の舟渡役を課し、幕府より諸侯に對して課する武家役又は御手傳役ありて、是等は廳

がて賦課用金其他となりて領民に轉課せられたりあり。

所謂御用金は主として町人に課せられ、時には農民にも課せられたり、利付返償を約するも、多くは獻金となれり、天明六年全國に賦課せるときの御用金は、村高百石に付き銀廿五分なりき、但翌年中止せり。

豊臣秀吉は天正十八年先づ陸奥國より着手し、文祿四年全國の檢地を了せり、其目的は全國の田積を統一し、租税を増徴し、傍施政に參考するにあるは言ふを俟たず、之を太閤檢地といふ。

方六尺三寸を一步とし、三十歩を一畝とし、十畝を一反となせり、畝の名稱茲に始まる、而して従前の一段三百六十歩を三百歩に改めたり、但し歩の面積は異ならざれども一反の面積は縮小せり。

從來の貫高永高を廢し、總べて石高となし、田畑を上、中、下、下下の四等に分ち、上田の石盛即ち收穫を一石五斗となし、上畑及屋敷地を各一石二斗とし、之を以て取箇即ち租額を定むるの標準となせり。

斯くて檢地したる日本全國の總高 25,697,213 石にして、之を足利時代（足利義輝）の時に於ける日本全國（壹岐對馬を除く）の總高に比して實に 2,000,000 石を打出したり。

徳川氏に至り四代將軍家綱檢地法を改めたり、是れ延寶年間なりしが、特に檢地を要する地方にのみ、新檢地法を施したり。

此時一步を方六尺一分となせり、故に租率少しく増加したるものなり（豊臣氏は方六尺三寸を以て一步としたるは既にのべたり）。

其後貞享享保年間兩度に檢地法の改正を施せり。

徳川時代を通じて二回檢地を行ひたるが、此の第一回の土地調査は元祿年間にして、全國の總高 *5,176,632* 石餘、第二回は天保七年にして總高三千四十三萬五千二百六石餘なりき。

但し土地により一段の面積に差あり、多きは九百歩、少なきは二百五十歩なるあり、又方六尺以上乃至六尺五寸を以て一步となすありて、廣狹一ならず。

且幕府への錄上高は内檢と稱する藩の調査高に比し頗る少なく、往々三分の一以上の差ある所あり、隨て右全國總高の如きも精確なりといふを得ず。

然し、漸く土地により面積を異にするも、檢地ある毎に或は面積縮小し、或は檢地精密となりて、餘地少なくなるに至るは明かなり、去れば檢地の際農民の騷擾を惹起せるは既に述べたる所ありたり。（帝國農業史要 pp. 142—148）

領主に對して忠順にして、よく納税の義務を果たし、家にありては孝悌の子弟たり、身を處するに質素勤勉なるべく、幕府の、

「民たるものはよく國法を守り、地頭代官を疎略にせず、又名主組頭を眞の親と思ひ、名主組頭の

申付は違背あるべからず」とし、又親によく孝行の心深くあるべしとせり。

是れ農民に對する要求にして、亦農民教育の趣旨なりしなり。

「少しは商ひ心も之ありて身上持上げ候様に仕るべく候、其仔細は年貢の爲に雜穀をうり候事も、又は買候にも、商ひ心なく候へば人に抜かるものに候」とは、農民にも多少市場の状況に通ずる要あるを認め、之を農民教育に加味したり、但し農民の業を轉じて商業に移るは、之を忌み且つ堅く之を禁せる所なり。

寺子屋、神官、師匠あり、書物は諸往來又は四書によりて、讀み書き十呂盤を教へ、同時に徳育を授けたり。

「五人組帳前書」は日常の行動を律したり。

心學道話は農民に感化を與へたること大なり。(享保元文年間石田勘平並其門弟手島堵庵のなせる所なり。)(帝國農業史要 pp. 168—170)

金融を述ぶるに先ちて貨幣物價を述ぶべし。

貨幣は豊臣時代大判小判及丁銀を鑄造せり、且新たに天正通寶(銀銅の二種)を鑄て通用せり。

徳川時代(家康)金銀貨は大判、小判、歩判、丁銀、豆板銀を新たに鑄造通用せり。錢は永樂錢又鐳錢ビタセンあり、兩種兼用せり、寛永年間寛永通寶を鑄造し、永樂錢の行使を禁絶せり、又寛永年間越

前福井藩の請により藩札の發行を許せり、銀札又は銀手形と稱するもの之にして、其藩内に限り通用せり、寶永年間一度之を禁じ、享保年間再び之を許し、幕末に至れり。

豊臣時代の錢一貫文は江戸時代の寛永通寶四貫文に當れり、當時永祿十年〔1673 (1568 A. D.)〕大和國にて米一石の價八百廿七文なりといへり、之を寛永通寶（永祿より凡そ六十年を経て寛永となる）に換算すれば、米は三貫五百文に當る、之は後の金一兩即ち錢四貫文（次に出づ）に比し、少しく低價なるのみ、江戸時代には常に金一兩を以て米一石の平準相場とせるにみれば、古今平時米價の價格に大差なかりしを知るべし。

慶長十四年金銀銅貨の比價を定め、金一兩を永樂錢一貫文、鐳錢四貫文、銀五十目に代へ、通用すべしと命せり。

農家日常の經濟は物品經濟にて行はれ、米其主たり、去れば米價の高きは農家の喜ぶ所なりし、然れども同時に財源を俸米に仰ぎて衣食せる幕府諸侯並士人亦然りしなり、是れ元祿時代頃より諸藩の財政上の都合より從來の知行制度は漸次所謂廩祿制度（切手渡し）となり、新たに召抱へたる侍は勿論のこと、先祖より代々其子に仕へたる譜代のものまでも、其俸祿は知行渡しを止めて、代ふるに切手渡しを以てする制となりたる故なり。（切手渡しの時期、經濟論叢第六卷第五號 P. 106）

此故を以て幕府は常に米價の調節に留意し、殊に低落の場合に於て甚しとす、米價引上策として

は買上米をなし、圍籾を命じ、標準相場以下に買入れたるものの差額を徴するの制を設け、時には酒造の増石額をも許したり、引下策としては官廩を發し、高價に米穀を糶らしめ、有餘米麥を廻送し、酒造石額を制限し、減食をも命じたり。

土地の質入、物品の質入、信用貸借行はれたり。(田畑永代賣買を禁せるより、實際は質入によりて一種の永代賣買を行ふに至れり) 不動産の質入法は双方ともに名主五人組頭の署名ある證書を授受し、質期限は十ヶ年とし、利子は天保年間二十五兩一分(年一割二分)の制を立てしも行はれず、民間普通の利子高かりしは明かなり。

物品質入(動産質入)は本人及保證人(請人)の印判を要し、利子一ヶ月二分乃至三分の制なり。(實際には尙多く高かりしなり)

信用貸借には普通加判人を立て、辨償の義務を負はしめたり、其利子年一割五分以内に天保年間制限せしが、遂に行はれず。

頼母子講あり、元と親族故舊等の有志醸金して相互災厄を救ひしに始まれるものなり、隨て利子低く又年賦濟崩法をとりしなり、後には種々の弊生じ、一種の富籤類似のものとなれり。

無盡講又は融通講あり、頼母子講の變形にして一層富籤に類似せり、之を禁せること屢となれども行はれず。

頼母子講、無盡講共に明治より大正時代尙行はるるを見る。(帝國農業史要 p. 175-176)
 度量衡は大寶以後改造せることなく、平安朝時代の末より政令下に及ばざりしを以て、民間隨意に度量衡を製して之を用ひたる有様なりし。

斯かる紊れたる有様なりしを以て、江戸幕府は其始め令して榧は京榧を用ひしめ、一榧の量口經五寸深さ二寸七分と定め、寛永年間口經を四寸九分に改めたり。

尺度は曲尺、鯨尺の二種となせり。

權衡は江戸及京都に秤座を置き、關東は江戸守隨氏の秤器を用ひしめ、關西は京都神氏の秤器を用ひしめたり、而して兩秤座よりは常に人を派して民間所有の秤器を検査し、且つ之を修繕する制となしたり。(帝國農業史要 p. 183)

V 最近時代 (1868 A.D. 以來)

政治と經濟とは人間生活上に於ける二大重要部門にして、之に思潮を加へて社會存立の根本基礎をなすものなり、此の三者の交渉接觸に種々の曲折變遷を経るが、思潮は姑らく之を措き、政治と經濟は然しながら常に同一なる步調と又同一なる速度とを以て進むものにあらず、概して之をいへば、政治組織は一度確定せられたる後は固定し易く、故に政治的權力は總て靜止的にして保守的なり、而して又經濟的財力は不斷に動的にして且つ進歩的なるを以て、政治的權力が一定の組織に固定して靜止的なるに拘らず、經濟的財力の發達は益々増進するものにして、遂に從來の政治的組織に革新の動機を與ふるものなり。

今や幕府倒れて我が國民は、政治的權力が少數なる治者階級に壟斷せらるゝ時代、經濟機關が常に治者階級に利用せらるる時代、生産は多數なる被治者階級によりてなされ、分配及消費の大部分は治者階級によりてなさるる時代、つまり全國民に自主自由なる經濟活動なき時代より、自主自由なる經濟的活動時代に進みたるものなり。

此時代に進むや、前時代の絶對無限なる政治權力は相對的なるに至る、其分配は廣く全國民に倚り而して自主自由なる經濟的活動は國憲によりて保障せらるるに至るものなり、斯の如きは立憲代

議政治の時代にして、政治の中心思想は治者階級にあらずして國民の安寧幸福にあり、此故に此時代には舊意義に於ける治者階級なく、又被治者階級なく、國民皆國政に參與し得べく、政治の目的は一般國民の利益なり、國民の犠牲なるものも畢竟すれば、一般國民の利益を自ら保護するに必要なる負擔なりとす。

此の時代の特徴は經濟的財力の著しき増進にして、政治的權力の如きも往々之れがために左右せらるることとなり、而して其然る所以は經濟的財力の増進に伴うてその分配が公平に行はれざるに歸せざるべからず。

徳川幕府の政治的組織が産業の發達に伴うて推移せず、政治的組織の靜止的なるに反して、動的にして進取的なる經濟的財力の著しき増進は、遂に之れが革新の動機を與ふるものなるに、加之るに尊王攘夷の標語 (Motto) といふ、思想とは言はず) は天下志士の血を沸騰せしめて、之に薪を添へたるより遂に幕府の倒壞となりたること、既に述べたる如くなるが、其行先は立憲政治の時代を顯出すべきは明かなりしも、當時の志士〔慶應三年六月頃後藤象次郎、坂本龍馬が西郷隆盛と會見して論策し實行を約束したるものによる (國民經濟雜誌第二十四卷第五號 P. 117)〕は政權の回復を主とし、その議事院の建設を唱へたることは新しき思ひつきなるも、封建制度を根本的に改めんとはせざりしなり、將軍慶喜の政權を奉還せる後 (慶應三年十一月九日奉還) にありても朝廷に定策なく、官

省を再興したるも、尙封建制度を維持する方針の如く、

「前略往古郡縣の通には難相成候につき封建の儘にて分明に相立ち候様被遊度候」云々の布令ありたり、是れ慶應三年十一月のことなり、以て當時に於ける趨向を知るべし。

されば「明治維新」は百般の制度組織の改革を意味すれども、當時多くは幕府の遺制を踏襲し、漸く明治四年八月の廢藩置縣後、實際に三府七十二縣を置き、郡縣の制全く成りたるは四年の十一月なり。

- a. 慶應三年（1867）十一月九日將軍徳川慶喜政權を奉還す。
- b. 明治二年（1869）新政府國都を京都より江戸に移し、東京と改む。
- c. 明治二年六月廢藩置縣の事あり。
- d. 明治三年九月庶民の氏を稱することを許し、武士町人の區分を廢し、全國民凡て對等となる。
- e. 明治四年路上騎馬を許す。
- f. 明治四年四月戸籍法を設く。
- g. 同 四年八月散髮の令を布き、武士及特權ある百姓町人の標徴なりし佩刀を廢す。
- h. 同じく八月穢多非人の稱を廢し、民籍に編入し、他の人民と同等たらしむ。

土地處分
權及經營
に關する
束縛の解
除

土地所有
權認
（地券交
付）

i. 四年八月藩を廢し縣を置く。

j. 四年十一月府藩縣を廢し、三府七十二縣を置き、茲に郡縣の制全く成る。

k. 明治五年四月庄屋名主年寄の稱を廢して戶長を置く、次で明治廿一年市町村制實施と共に戶長は村長となる。

斯くして農民は先づ藩籍奉還によりて名義上領主の支配を脱し、次で廢藩置縣によりて事實上藩主の手より脱したり、是れ領主の下に於ける隸屬的位置、舊制の下に於ける幾多の束縛より脱却せらるなり、同時に武士の主君に對する隸屬的關係亦終れり。

土地處分權及經營に關する束縛の解除

1. 明治五年二月十五日土地自由賣買の許可出で、土地所有權の移動全く自由となる、是れ寛永十二年幕府の「田畑永代の賣買仕間敷候事」てふ土地賣買禁止令の解除なり。

2. 明治八年五月土地分割の制限を解く、是れ寶曆九年 (1791 A.D. 九代家重) の「田畑配分の儀は高十石地面一町歩より少く分くる事停止なり……」の禁令を解除せるなり。

3. 明治四年九月四日大藏省令によりて從來の耕地利用の種々の制限撤去せらる。

明治五年二月土地賣買の禁を解くと共に、賣買の度毎に地券を交附し、同年七月更に地券交付を全國一般の民有地に及ぼし、人民の土地所有權一層確實となれり。

明治四年一月太政官達により、社寺領は其現域地以外を還納せしめたり、而して還納社寺領の一部は之を官有とし、一部は之を民有に拂下げたり。

官有地民
有地設定

官有地民有地の設定

明治七年十一月始めて官有民有の區別を設け、在來の官地は多く之を官有又は帝室御料地となしたり。

所屬判然たらざるも在來村の無稅用益地は概ね民有地となせり。

關西地方には官民有の區別比較的判明なりしも、東北地方にては後年種々の紛議を生じ、今に其弊殘れり。

地租改正事業は明治六年七月に始まり、十五年二月に至り漸く完了せり、地租改正の内容は次の三點にあり。

地租の改
正其三點

1. 土地の石高(收穫)課税を廢して、土地の原價(法定價格)に課税す。
2. 米納を廢して金納となす。
3. 課税程度を一定して、地價百分の三となす。

改正後五年間は据置き、其後五年目毎に改正する事となせり、然かも事情之を許さず、依て明治十七年地租條例を公布し、地目變換の事にあらざれば地價を修正せず、又一般的に地價修正をなす

ときは豫め其旨を公布することとなせり。

地租改正と共に幕府時代の各種雜稅賦役は皆廢したり、則ち明治四年五月を以て高掛り物（附加稅例へば夫米、口米、傳馬入用、六尺給米、藏米入用銀、小物成、諸課上等）を廢して地租に代へて稅目を劃一ならしめたり。

傳馬役入用は宿驛に於ける費用に充て其率高百石に付き米六升を常とす。

六尺給米は幕府の與丁庖厨使役人に給す高百石に付き米三斗を常とす。

藏米入用銀は貢納の際要する雜費にして、上方筋は高百石に付き銀十五匁關東筋は永二百五十文とす。

以上を三役といふ。

諸課上は村々の水車炭燒等各種の事業に課せるものなり。

夫米は藩領旗本領にて百石につき一石二斗を取るべきものとす。

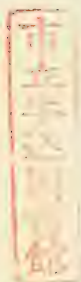
小物成は山林藪澤湖海、茶、漆、其他百般の天産物の課稅にして總名なり、年貢一山年貢、役一山役、

手一山手米

關所廢止
關所廢止
明治元年五月諸藩の私に關所を設けることを禁じ、次で翌二年正月諸道の關所を撤廢し、明治五年正月驛傳助郷の制を廢し、代ふるに陸運會社を以てせり。（帝國農業史要 2. 105）

官 制
關所廢止
罪科により財産を沒收するの制たる關所といふ、明治三年正月此制を廢止したり。

明治二年四月始めて民政部を置き、主として開墾物産等の事務を掌らしめたる以來、數次改廢ありて、七年一月内務省に勸業寮を置き、産業獎勵及種藝のことを掌り、十年一月勸農局と改め、十



一年一月農務局と改稱し、十四年四月農務局獨立し、農商務省となりて大正十四年三月に至り遂に分離して農林と商工の二省となれり、これ今日の農林省なり。

明治十四年大藏卿大隈重信産業社會の趨勢を察して農商務省設立の奏議を呈す、「從來施行せられたる所の農商政務は自ら製造を營み自ら物産を起し農商と利を争ふの弊あるを以て佛國の制に倣ひ農商務を起し専ら政務の區域内に止めんと、此議容れられ、從來内務大藏等各省に屬せる農工商に關する事務を舉げて、新設の農商務省に專屬せしむるに至れり。

今明治維新より今日に至るまで我が農業上の發達を見るに、之を凡そ四期に分つを得べし。

一、明治初年より同十四年農商務省設置に至るまでの間

明治維新は獨り政治的革命のみならず、國民産業的革新の動機を與へたり、開國進取の宏謨を遵行するには、先づ國民の富を増殖して、國力を強大にするを急務となし、主として産業獎勵策を定め、博く知識藝能を世界に求め、歐洲の文明を輸入して百事を改革せんとし、制度法律の制定は勿論、一國の物質的進歩を熱心に謀れり。

先づ政府の最も意を用ひたるは開拓事業にして最も保護獎勵を與へたり、北海道を初め（蝦夷の稱を廢し北海道となしたるは明治二年八月にして同時に北海道開拓使廳を置きたり）、内地の開墾に着手したり、下總國小金原開墾最も成績顯著なりしが、福島縣安積郡對面原開墾、栃木縣那須野の

開墾の如き、是に次げり。

明治二年八月移民規則を制定し、移民を募移民及自移農夫の二種となし、募移民は三年間米鹽農具等を給し、開墾勞費毎段別金二兩を與へ、自移農夫は單に每段十一兩を與ふることとせり。

明治五年十月更に北海道拓殖の進歩を速やかならしめんため、低價を以て土地を人民に賣渡し、地券を交付し、十年間其租を免するの規則を定めたり。

而して斯の如く開墾を奨勵したるは、蓋し當時封建制度の廢止と共に俄かに常祿を失ひたる各藩の士族を救濟するの手段となしたるものなり。

政府が如何に士族の處分に重きを置きたりしかば、民政部に開墾局を置きたる趣意を見ても明かなり（明治二年四月始めて民政部を置き、主として開墾物産等の事務を處辨せしめ、同年五月更に開墾局を設く、翌六月民政部大藏兩省を並置す）兵頭懿の手に曰く曩に開墾局を設けたる所以は、漸次全國の荒蕪地を開拓して、士族を土着せしめ、其産を授けて其家祿を廢せんとするに在り、其方法たる府藩縣の荒蕪地は擧げて之を民政部の直轄となすを、第一急務となすべしと。

されば政府は此等の無祿の士族を救濟するため、更に明治十一年開墾貸與方法を立案せり。

其概要は、開墾資金總額を貳百五十萬圓となし、其面積は約九千町歩、移住者壹千參百戸、先づ地を福島縣安積郡對面原に相し、之に投ずる資金を六拾五萬圓と定め、貳千九百七拾町を開墾することとす。

越えて十三年内務省は更に勸業資金貸與の内規を定め、勸業資金の貸與は士族授産及一般殖産の

二途に區別し、士族授産は無産貧窮の士族をして、恒産を得せしむるを以て主旨となし、一般殖産は其の族籍貧富を論せず國産増殖を以て目的とせり。

士族授産方案は大久保利通の發案にして、其目的は斯の如く維新後俄かに常祿に離れたる士族を處分する一種の政略に出でたりと雖も、一は從來徒食に安じたる種族をして産業に就かしめ、彼等の勞力を利用して産業の發達を謀らむとしたるにありき。

開拓事業に次で、牧畜事業に意を用ひたり、蓋し牧畜は開拓と稍々其の事業の性質を同うし、而かも其方法比較的に簡單にして、最も着手し易きものなるを以て、失祿の士族に職業を與ふるに於て、先づ開拓と牧畜とを審みたるもの如し。

明治二年租税司附屬員大武藤助の意見を納れて、安房上總の地方に牧牛の業を創始し、又開拓使をして膽振、日高兩國の牧場を策せしめ、

同三年には角田三郎なるもの建言を採りて其私設に係る協救社に囑し、養豚業を試ましめたり。

官業の模範牧場としては最も規模の大なる下總牧羊場及種畜場を設けたり、是れ明治八年なり。

明治四年二月牧畜掛員をして青森縣七戸地方に洋種の牛馬を牽致せしめ、良種を選で交尾せしめたり。

同六年四月に牛馬羊豚の良種を得んとするものには、牝を濫谷村の開拓地官園に牽致して孳尾を請ふべき旨を廣告したり。

同七年六月勸業寮出張所に於て、養畜者の請に應じ、少許の謝金を以て牛馬羊の孳尾を許すべき旨を廣告したり。

政府は官設牧場を設け、自ら經營せるのみならず、更に海外より牛馬若くは羊豚を輸入して、内

地の種畜を改良せんとし、外人を傭聘して牧場を管理せしめ、牧畜科を農學校に置き、特に専門の牧羊技師を養成して之を各地の牧場に派遣し、牧畜を保護奨励したるを以て、當時政府の保護若くは個人の經營或は村民の協同に依て成立したる牧場甚だ多く、實に一時の流行たる觀ありたり。

明治三年伊豆國賀茂郡岩科村の佐藤源吉なるもの村民を結合して本村共有原野四十町歩を開墾し、種牛二十頭を買入放牧したり、所謂田代牧場是なり。

明治四年十月舊斗南藩主廣澤安任牧畜の業を青森縣三本木野に起し、其事業漸く緒に就くや、獨力を以て英人ルセー及アキノンの二名を聘し、大に牛馬を飼育したり、明治九年明治天皇の東北に巡幸し給ふや、親しく彼を召して牧事を垂問し給へり。

當時彼の經營になれる牧場面積は約 2,000 町歩にして、彼は牛 1,800 頭馬 250 頭を三本木村に牽き來りて之を觀覽に供し奉り。

明治十年の頃、千葉縣安房郡嶺岡の村民協同して一社を結び、官營の嶺岡種畜場を拂下げ、更に資金を募集し、該場の牛馬を基本として牧畜を計畫し、漸次發達して今日に至れり。

普通農業に於ては特に勸農局に種藝掛を置き、頻りに外國の植物を輸入し、外國の農具を使用し、自ら之を築地、駒場野、霞ヶ關の農事試驗場に試採したるのみならず、又之れが種苗を各地に頒布して、之れが試作を奨励せり、又地方を十二農區（陸奥、出羽、岩代、關東、信越、東海、北陸、京攝、中國、四國、九州、西海）に分割して、勸農局員を派遣し農況を視察せしめたり。

明治四年の頃民部權少丞細川潤二郎が米國博覽會歴觀の途次、彼地の果苗穀菜の種子及農具を輸入して、之を本國に輸送せ

り。

明治七年米國カルフォルニヤ産胡桃、巴旦杏及落花生を輸入す。

明治八年米國産の煙草、甜橙、檸檬、園苺、蛇麻等の種苗輸入す。

明治九年佛國産の砂糖、甜菜の種子を陸羽諸縣に頒布試播す。

明治九年米國産葡萄苗 30000 本輸入。

明治十年清國及米國の蘆粟種子輸入、先づ勸農局にて試植す、是れ米國人ヒットマンが蘆粟を日本に移植するの利を述べたる意見を納れたるものなり。

明治十一年英國産モルト白小麦同赤小麦の二種輸入され、大阪府、静岡、愛知、兵庫、堺、岡山の五縣に試播す。

明治十二年清國産甘蔗苗 3000 本、印度ターゲリン植物園より幾那の種子及木材の標本、柴棍産の稻の種子等輸入さる。

明治四年東京府下築地織田信敏邸外五個所の土地を收用して、西洋農具置場となし、併せて之を種藝試験場となす。

又駒場野 8000 坪の土地及び霞ヶ關舊廣島藩邸地に農事試験場を設け、米國より購入せる農具を使用して、西洋の穀類及蔬菜を栽培したり、是れ洋式農業を試みたる権輿なり。

明治六年府縣に令して、農民をして土質に適する種藝をなさしめ、且つ漸次外國の植物を試植せんとするものに、勸農局より種苗を分與すべきを通告したり。

明治十年東京府下三田四國町勸業局用地を三田培養場となし、尋で之を三田育種場と改稱し、内外の穀菜果樹有用木材の良種を試植し、且廣く民間の需要に應じて之を賣り、又時々農産會市を開きたり。

又農業教育及勸農機關の創設にも努めたり。

明治十一年一月二十四日駒場農學校成り開校式を舉ぐ、明治天皇親臨勸語を賜はる、其後(十二年)に廣島縣公立農學校設立せられ、新潟青森等各地にも設立せられたり、駒場農學校は十九年七月東京農林學校となる、これ十五年五月設置の東京山林學校を合併したるなり、後二十三年東京帝國大學一分科となりたり。

明治十年始めて第一回内國勸業博覽會を東京府上野に開きたり、是れ一般人民の智見を擴め、同時に産業の鼓舞獎勵に出づ。

明治十二年始めて共進會を開けり、聯合共進會は二十七年より開けり。

農學博物館を内藤新宿勸業局試験場に設けて參觀を許したり。

大日本農會(十四年四月創立)東京談農會、東洋農會の合併より成る。

明治十一年頃内務省農務局より農事通信日報發刊せられ、農事の實況を知らしめ質問應答をなせり。

明治當初より輸出品中最も多きは生絲及茶にして、而かも逐年増加する勢にあるを以て、養蠶、製絲、茶業の保護には亦最も意を用ひたり。

又從來砂糖は多く外國より輸入したりしを以て之を獎勵したり、紋蠶製糖所の如き最も其著しき例なり。

明治十二年製糖器械を佛國より購入して(十三年設置十四年三月製糖)、愛媛縣に製糖所二三を設立し、佛國の器械を据付け、監督員を派出し、糖業有志者を召集し、製糖改良を示したり、又北海道膽振郡紋置村栽培地百二十町歩を郡民四百四十戸に割付け肥料を給し播種せしめたり、是れ十二年の事なり。

今明治十年十二月勸農局に屬する作業所は、下總牧羊場、富岡製絲所、千住製絨所、新町紡績所、新宿試験所、三田育種場、香取種畜場等ありたり、而して開拓使(明治二年八月創設、十五年二月廢止)事務の十五年三月を以て農務局の所管となりしもの、七重勸業試験場、札幌勸業育種場、同農學校、同附屬學校園、眞駒内牧牛場、新冠牧馬場、札幌緬羊場、根室牧馬牛場にして、又同年十

月葡萄園、及葡萄酒釀造所、葎艸園、札幌藥園及養蠶室等農務局の主管となれり。

而して更に十四年四月農務局所管の各作業所は左の如かりし。

駒場農學校、富岡製絲所、千住製絨所、新町紡績所、愛知紡績所、廣島紡績所、三田農具製作所、紋鼈製糖所及び下總種畜場。

而して此等北海道及び下總に於ける官營農牧事業は、歐米人を備聘し、歐米の樹菜牛羊を輸入し、歐洲式の設計及器械を使用して、全國に模範を示し、又開拓使及農務局に於て農藝殖産を奨勵するため、幾多の官園若くは試験場を創設し、養蠶製絲紡績製茶製糖の模範工場若くは傳習所を建て、歐洲の新式技術を傳習せしめ、又實業上の人材を養成するため、農藝工業に關する諸學校講習所を設立したる、産業上の智見を博め競争を促すため、博覽會、共進會等を開催したる、山林制度を立て、殖林事業の發達を期したる、漁業を保護して水産の利を増進したる、今日より之を見れば往々極端の保護主義に流れたる迹なきに非るも、其計畫及び指導は頗る其功を奏し、維新の革命によりて一時萎靡衰頽に歸せんとしたる各種の産業は、茲に再び勃興し、且又歐洲の新知識を應用したるがため、更に其面目を改め、種々の新事業を起さしめ、新經營を立てしめ、以て國力の發展を導きたるもの甚だ大なるものありたり。

如此、明治の産業發達に基礎計畫を遂行せる功勞ある第一人として故大久保利通（内務卿）ある

を忘るべからず、公は明治十一年五月不幸凶徒のために暗殺せられたり。

明治六年（一八七三）澳國博覽會參同の效果は、嘗に我邦の長所を列國に示し、其名聲を發揚し、隨て我貿易を増進するに止まらず、又此機會に於て歐洲の工藝技術を傳習するの便宜を得たり、當時の技術傳習生（農事に關する）左の如し。

養蠶二法 佐々木長淳

樹藝法 津田 仙

山林法 緒方道平

製 絲 圓中文助

園庭築造 〔内山平右衛門
宮城忠左衛門〕

現に政府の目的も亦此に在りしは佐野副總裁の政府に提出せる建言書に徴して之を知る。

「技術を傳習せんがために政府の執りたる方針は、第一傳習すべき科目の選擇、第二適當の教師若は工場を求めんとするに在りしもの如し、而して其科目は當時最も我國の爲めに急要なりと認むるものを選択せしが、其教師若くは工場を求むるは頗る困難なりしに拘らず、幸にして我國出品は歐洲人の好評を博し、爲めに彼等をして日本人を敬愛するの念を起さしめしが故に、我國人は到る處彼等に歡迎され、製造の技術の如きも喜んで之を傳授せんとするの人士少なからざりし」

「特に博覽會事務參與員として我政府の派遣員と同行せる獨逸人ゴッドフリード、ワケネルの如きは、多年我國に在留し、工藝技術に精通せるを以て、科目の選擇に關しては忠實なる注意を、我當局者に與へ、又教師の囑託工場の選定等に付きても、最も親切に斡旋盡力し、或は書を四方に贈り、自ら専門の人士に就き適當なる方法に依りて傳習生を各所に配置したりき」

彼れば澳國博覽會後も常に我國に在留して、我政府の爲に技師の養成工藝の發達に盡力したりしが、不幸病に罹りて長逝し

たり、1864年日本長崎に來り、1865年十一月十二日青山墓地に葬らる。

此等の傳習生は、維新の初期に於て歐洲の新知識新技術を輸入し、以て我邦の産業發達を助けたるの功没すべからざるものあり。

澳國博覽會審査官たりし故男爵田中芳男曰く、抑々此博覽會に於ける工藝技術の傳習及見聞等により、我邦固有の工業を改良發達せしめたるの外、新に起りし紙卷煙草、鉛筆の製造、各地工業に使用する踏鞴、轆盤、紋織機械機、飛梭織機、石膏型、硬版、油漆髹、眼鏡躰子、測量器、電機器等より輸出の第一位を占むる蠶絲の改良に至る迄、皆此會の賜なるは讀者其れ之を知らん、而して屑絲紡績の結果の如きは其世を益する最も大なるものなり、明治十年始めて屑絲紡績所の上野國新町に立つや、佐々木長淳氏は之を擔任し、歐洲にて講究自得せし屑絲紡績機械、及之を運轉する蒸氣機關水車の裝置、並に之を使用する要技を教示して、漸く成功するに至れるも、其事業最初は頗る支障多かりしが、現今に至りては屑絲の我國用を爲すこと莫大にして、屑絲紡績所相續いで諸方に起り、爲めに屑絲をして其價を騰貴せしむるに至れり、蓋し屑絲を工絲に製するの技術を知らざりし頃は、廢物の價を以て之を輸出し、外商は莫大の利を贏得しが、今は屑絲を内國用のみに充つるも、猶供給し得ざるが如し、屑絲の素と光澤に乏しく、又強力十分ならざる故、緯絲に爲すに止まらるに拘らず、内國人の嗜好に適應せるを以て、生絲は専ら外國に輸出し、屑絲を内國用に充つるに至

れるは、經濟上最も宜しきを得たるものと謂ふべし、又氏が傳習せし蠶體を解剖し顯微鏡にて其内
部を精査する法の如き、之を實施教示してより、我邦始めて蠶體の組織と病害等を辨別することを
得て、世に益すること亦大なり、當時歐洲より齎らし來れる長さ一尺五寸許の健蠶及病蠶の放大摸
形は、今現に博物館に在り、其健蠶形を開けば内部の構造を精細に見ることを得。

其他實驗上の結果に於ては、起立工商會社の我國會社組織の階梯となり、若くは固有の工藝を奨
勵改良せしめ、且新案を出して輸出品を製造増加せしめたと、明治九年米國費府博覽會參同出品
の整頓は、此博覽會の實踐あるに由ると、其他博物館の設立博覽會の開設に至るまで、皆此博覽會
に起源せざるはなしと。(明治三十年五月二十八日、田中芳男澳國博覽會參同記要抜)

以て澳國博覽會が我國の物質的進歩に貢獻したる効果の大なりしことを推して知るべし。

今因に同博覽會技術傳習員全部を掲げて參考に供す、詳しくは澳國博覽會參同記要を見るべ
し。

養蠶法 佐々木長淳

樹藝法 津田 仙

山林諸科 緒方道平

園庭築造

〔内山平右衛門
宮城忠左衛門〕

活字製法 藤山種廣

活字紙型製法

硝子製法

鉛筆製法

測量器製法 藤島常興

針盤製法

時錶製造 田中精助

電信機測量器及細小器製造

造船術 松尾信太郎

製絲 圓中文助

組織法 伊達彌助

染法 中村喜一郎

石腦油製法及洋蠟並に

セメント製法 伊東信夫

陶器 納富介次郎

製陶 河原忠次郎

「ギプス」複製法 丹山陸郎

製紙法 石井範忠

眼鏡製法 朝倉松五郎

寶石類及大理石磨琢法

齋藤正三郎

木器革類塗法及裝板細工

清野三治

卷煙草製法 竹内 毅

建築術 松尾伊兵衛

石 版 岩橋敬章

畫 術

地圖製法

工作圖學 平山英三

蒸餅製法 山田藤三郎

寫眞術 モゾロ

革手袋機械

莫大小機械

麥稈帽子製造機械

煉瓦製造器械

「農業三事」
1氣筒埋
伏法²樹
枝假曲法³
木花媒
助法

『農業三事』明治七年四月の出版にして津田仙氏の著なり。同氏澳國博覽會に隨行し、審査官の列に擧げられ、會務に執掌するの際、同國有名の農學師但以^{ダニエル・ホイブレンツ}理荷衣伯連氏に親炙し、氏が近時新發明の三大法を傳習するの機會を得、歸朝後是を實驗して著はしたるものにして、其第一は氣筒埋伏

法、即ち磚製の筒を地中に瘻通し、大氣を土中に吸入せしめ、地質を肥饒輕鬆ならしめて、植物の生育を助くる方法、第二は樹枝偃曲法、即ち樹枝を偃曲して本幹の勢力を増大せしむるの方法、第三は禾花媒助法、即ち人工を以て果實の増熟を助くる方法を記述せるものなり。(澳國博覽會參同記要、附録 P. 48)

津田仙氏記す所によれば (澳國博覽會參同記要下篇技術傳習 P. 33) 『農業三事』世に出づるや「世間争うて之を知らんと欲する者多く、忽ちにして數萬部を賣盡したるの結果、媒助法の傳習を請ふもの、日に益々多きに至り、遂に同志者と相謀り學農社なるものを設け、互に農事を講究するの便に供したり。

當時我國人未だ農學の何たるを知らず、農家に學問は不要なり、唯祖先傳來の遺法に違ふことなくんば足れり、との思想を懷き居り、農事教育に關する學校としては、固より全國に一もあることなし、予竊かに惟へらく、澳國に在りては葡萄栽培の事を専門に教ふる大學校の設けさへあるに、古來農を以て立國の大本とせる我日本國にして、未だ一つの農學を修むる蠻舎なしとは、實に嘆ずべきの至にあらずやと、是に於て明治八年一の學校を東京麻布に設け、之を學農社農學校と名づけ、全國より數多の子弟を募集して、農學の教授をなしたり、而して本校よりして普通農學の卒業生及修得生を出すこと、前後數百名に及べり、當時各府縣勸農課に職を奉ずる者は、概ね此學校に學び

たるものなりき。其卒業生中今尙農界にありて其學力と技能とを奮ひ居るもの尠しとせず、或は農科大學に教授の任を負ひ、或は植物御苑に主任たり、又農事試驗場に技師たるものあり、又或は開墾に従事し居るものあり、其後故ありて學校は今やなしと雖も、學農社農學校は抑々本邦農學校の嚆矢にして、我邦人をして農學の大切なることを知らしめたるの功尠少にあらずと信す。」

「明治九年『農業雜誌』を發刊す、當時農業に關する雜誌世に一もあることなし、宜なる哉、此雜誌の初めて世に出る其第一號の雜誌は忽ち三版を重ね、一萬餘部を印刷するに至れるや、初めは毎月一回の發行なりしも、後二回に改め、更に毎月三回の發行となし、現今（明治三十年）に至るまで、連綿として發行し來り、既に卷を積むこと二十一に及び、號數五百九十餘に達せり」（澳國博覽會參同記要下篇技術傳習 p. 36）

然れば津田仙氏が我邦に農學校を創設し、農業雜誌を創刊し、學農社にて穀菜果木花卉類の良種苗を輸入販賣したる事實は、蓋し其源を澳國博覽會に發したるものと謂ふべし、

尙明治十年の秋、津田仙氏宮内省より赤坂假皇居へ出頭すべき旨通達あり、早速出頭したるに、媒助法の儀に付き御下問あり、後御庭御茶屋に於て 天皇陛下玉座咫尺の所に召され、東久世侍從長を以て國家有益の事に盡力する段御満足に思召さるる旨の勅語を賜はり、且御前に於て酒肴を賜はり、最も優渥なる恩榮を得たりと。（澳國博覽會參同記要下篇技術傳習 p. 35）

以て如何に津田氏の『農業三事』の世に擴まりたるかを知るべし、其事柄の價値は別としても、勅語を賜りたるは津田氏の榮固よりなることが、之によりて農事の獎勵進歩となりたること大なるものありたるは明かなり。

老農

明治十五年三月政府米麥共進會の東京に開かるゝに當り、中村直三首として甄拔を蒙り 天顔に咫尺し特別名譽賞牌及金圓を賜はる（大日本農會成績書 743）

明治三老農 中村直三 林遠里 船津傳次平

故大久保内務卿の我邦農事の獎勵發達に盡瘁したるもの一にして足らず、明治十四年四月創立せられたる大日本農會も亦公の遺志を繼ぎたるものなり。

農會

本會の創立は明治十四年四月にありと雖も、其起因は尙之より數年の前にあり、故大久保内務卿は常に深く殖産の事に心を注がれ、曾て歐米を巡遊せられたる際、是等事業の實況を調査せられ、歸朝の後種々計畫せられたるもの多し、就中三田育種場を設けて種苗交換の便を與へ、農業市場を開きて物品の優劣を審査し、其優等なるものには賞品を付與し、又有志者を糾合し農會を興して、各地互に知識を交換せしめ、我國の農事をして速に改良進歩せしむること急要となし、企圖せられたりに、惜哉公は明治十一年五月不幸にして賊手に罹り、一朝の露と失玉ひぬ、嗚呼我農業の爲めに千載の不幸と云ふべし、其後有志者相謀り其志を繼がんことを欲し、同十三年の春東京談農會を組織し、毎月育種場内に會合し、農事に關する諸般の談話をなせり、同十四年第二回内國勸業博覽會を上野公園に開かれ、其權を以て全國の老農數百名を招集し、淺草本願寺に於て農談會開設の舉あり。

因て東京談農會と下總牧羊場内に設けありし東洋農會とを併せて一大農會となし、大久保公の遺志を繼がんことを議定し、

農談會員を紅葉館に招待して其目的を協議し、蒲場一致の賛成を得て、大日本農會となることの議整へり、是に於て兩會より創立委員十四名を選舉し、創立事務を取扱ふこととなれり、是れ本會起因の大略なり。(大日本農會成績書一頁、明治二十八年三月大日本農會印行)

明治當初より輸出品中最も多きは生絲及茶にして、而かも逐年増加の勢なりしを以て、蠶絲業及茶業の保護獎勵にも亦最も意を用ゐたり。

明治四年 皇后上州より蠶桑の事に熟せる女子數名を召し親しく其業を習ひ、後又禁苑中に養蠶所を設け、華族の子女をして之に従事せしめ、以て此の業を勸奨す。(渡邊修次郎著 明治開化史 p. 106)

明治八年頃蠶種の輸出頗る盛にして、其價格大に下落せるため、廢業倒産相繼ぐの悲境の起りたる際の如き、商人を開港場に遣はして幅湊せる蠶種紙四十四萬八千四百餘枚を買收し、之を燒棄せしめ、以て失敗者を救濟したることあり。

明治十年にも蠶卵紙三拾餘萬枚を招り潰したり。(明治開化史 p. 109)

又明治十年頃政府は資金二十萬圓洋銀三十萬弗を澁澤榮一等に貸與し、蠶絲商を救濟したることすらありたり、是は伊佛兩國養蠶不良を見込みて蠶種を開港場に送りたるに、洋商は故ごと買進まず、蠶絲商之れが持重に耐へざらんとして、救濟を仰ぎたるによれり。

蠶卵紙、蠶絲、屑絲、殼繭、眞綿等海外に輸出するものは、東京蠶絲改所(蠶卵紙生絲改所之は

蠶種紙燒棄並招潰し

茶業

蠶種其他
検査

江戸吳服橋内牧野駿河守邸にありたり)の検査を受けしめ、且つ此業務を監理するため鑑札を交付せり。

米穀改良
は舊弊

明治八九年の頃、蠶絲輸出の旺盛を極むるや、養蠶の外に帝國の富源を増大せしむるなきが如く思惟して、米穀改良の事を唱ふるを以て、舊慣を墨守して時勢の變遷を知らざる舊弊論となして世を諷するものあり、是れ福澤諭吉翁の有名なる論なり、此論流行して遂に米田變じて桑園となるの狀態を呈し、爲めに米穀改良等のことを放任せられしが、其後外國輸出の端緒を開きしより、米穀の改良は世の一問題となれるに至れるは記すべきことなり、茲に於て稻作試験起り、十四年來農商務省の外國米種の取寄試作及び本邦産の米種の試作となれり。

米穀輸出
解禁

徳川時代に於て外國米の輸入は慶應二年十月始めて之を認め、輸出の禁を解きたるは明治六年なり。(本庄榮次郎著「江戸幕府の米價調節」p. 50)

之を要するに第一期(自明治元年至十四年)は内務農商務兩行政の渾沌時代にして、畢竟舊幕時代に於ける一切の經濟狀態を繼承したると同時に、産業革新の序幕が開かれ、政府自ら進みて重要産業に對して之れが經營示範を試みたる時代なり、故に此意義よりして極端なる直接保護獎勵の時代なりといふを得べし。

二、明治十四年より二十七八年に至るまで

第二期は農業制度の建設時代といふべし。

明治二十三年には帝國議會も開設せられたる時代なり、而して此期間に於ては第一期時代に於て採りたる直接保護政策の却て民間に發達せんとする産業の進路を妨ぐるものありとの非難あり、從來政府の直接經營せる模範事業を多く民間に拂下ぐるに至れり（明治十三年十一月工場拂下規則發布）。斯く専ら民間独自の發達に委するに至ては、自ら其産業制度の建設の要を認めたり、況んや二十三年には帝國議會も開設せられたるなり、併しながら必要なる幼稚産業に對しては矢張り保護獎勵をなしたり、謂はば第一期に對して間接的保護獎勵時代といふべし。

政府は明治十四年六月諭告を發して此意即ち成るべく民間の發達に任さんとする意を明かにしたり。

先づ教育方面に於ては十五年五月東京山林學校を置き、之を十九年七月駒場農學校に合併して更に東京農林學校と稱せり。

明治二十三年には東京農林學校の組織を改めて帝國大學の一分科となし、農科大學と稱し、益々農業教育の發達を圖れり。

士族授産資金の貸與は二十二年迄繼續して、授産と殖産とに資せり。

明治十九年農商務省農務局所管の作業所は駒場農學校、富岡製絲所(二十六年三井家拂下)、千住製絨所、新町紡績所(二十年三井家拂下)、愛媛紡績所、三田農具製作所、紋監製糖所及下總種畜場なり(十八年六月宮内省に屬す、後借用して二十一年三月宮内省に還付す)。

十九年九月蚕種微粒子病(一名黒痔病)豫防のため蚕種検査規則を制定せり。

二十年十二月茶業組合準則を廢し、更に茶業組合規則を置く。

明治十四年十二月二十日農商務省第一號布達を以て各府縣に下せる農商工獎勵に關する諭告

農商工獎勵に關する諭告

「凡そ農工商の事業は尤も意を盡して之を獎勵鼓舞せざるべからず、其方法措置に至りては専ら法規に依り公平不偏洽く之を保護し、其利便を謀りて干涉其度を失ふ可らざるは勿論なりと雖も、深く民情慣習を酌量し、施爲其宜しきを得るに非れば、斷じて其効を奏し難きを以て、固より各地方其方法を劃一にすべからず、依て各地方官も亦當さに實地に就て篤く注目誘導を加へ、農工商に關する條規にして實際に適用し難き場合に於ては、府知事縣令其事由を具して當省の指揮を乞ふべし、干涉を厭うて委放に過ぐることなく、成法を株守して變通の實を失ふこと勿れ」

從來の極端なる民業干涉主義を廢棄し、漸次官業の縮小を企て、單に産業上必要なる保護獎勵を與ふる政策(即ち明治十七年農商務卿西郷從道の興業意見書は政府の殖産興業に關する根本政策と

紡績業の
長足の發
達

農工業衝
突の發端

輸入棉花
蠲免問題

なれり)を繼承せる此期間(所謂間接的保護獎勵時代ともいふべし)に於て普通農業上米穀種類の
進歩改良、殊に蚕業^{〇〇〇}牧畜^{〇〇〇}に於て施設せられたるもの多く、植林^{〇〇〇}水産^{〇〇〇}の事業も又多大なる發達をなし
たり、工業上に於ては綿絲紡績最も長足の進歩發達をなし、民間に於て大工場^{〇〇〇}の設立せらるるもの
比年増加し、原料たる棉花の如き内地產出額にて足らず、之を海外に仰がざるべからざるに至り、
之れがため印度孟買との間に日本郵船會社は定期航路を開始するに至れり。

斯く棉花紡績業の發展は、遂に明治時代に於ける農商工業衝突の發端となれり、而して兩者の間
に議會其他に在りて爭論ありたるが、遂に輸入棉花關稅蠲免は事實に於て行はるゝこととなり(二
十九年四月より免除せらるることとなれり)て、農業黨の敗北に歸せり、是れ特筆大書すべきことな
るを以て、今當時の紡績業の發達の狀況を述べ、蠲免問題に就て農業者の採れる意見を援かんと
す。

抑々輸入棉花關稅蠲免の論初めて起りたるは明治二十三年の頃にして、當時紡績會社の恐慌其
極に達し、當業者の困難は遂に免稅の請願となりしが、爾來機運一變し紡績の日に月に隆盛の域に
進み、二十九年頃には鍾數實に八千萬本の多きを致し、利潤の大なるや其資本家は二割内外の配當
を受くるに至れり、是を以て農業黨は棉花輸入稅蠲免を以て徒らに紡績業に施惠して、所謂貧に奪
うて富に資かんと欲するものなりとなし、之れがため我邦の重要物產にして而かも日々衰頽に陥り

つゝある棉花の耕作を撲滅し、以て無數の小農を悲慘の境に陥擠するものとせり。

農業黨の反對意見は斯の如しと雖も、畢竟斯案は政府の帝國議會に提出せるものにして、而かも事は戦後（日清戦争）經營上商工業の勃興を期待せんとするに係る、談農業黨の云ふが如くならざる固より當然なり。

棉花輸入税蠲免問題に關しては、大日本農會意見を發表して、朝野に其不當なるを唱へ、事農民の福祉の消長に關し、國家の盛衰に及ぶの虞あり、事黙止すべからずとなし運動せしが、之れが別働體としては農學者の團體たる農學會、亦反對意見を發表して、その勢援をなしたり。

棉花輸入關稅蠲免問題の起りて偶々農商工衝突となりたるは、第二期に於ける特筆すべきことなるが、本期には第二の農商工衝突問題起りたり、所謂足尾鑛毒問題是なり、朽木縣足尾銅山の澁良瀬川流域農地に及ぼせる所の銅毒問題にして、其世人の注意を喚起するに至りたるは、明治二十三年來なりしなり、爲めに政府は明治三十年鑛毒豫防工事を銅山に命じ、近傍の禿山に植林し、被害農地の免税をなせり、而かも當時未だ以て解決する所あらざりしなり。

足尾鑛毒問題に關聯しては有名なる田中正造翁の活動あり、朽木縣谷中村の農民のため大氣汚染を擧げたるは多くの人の快とする所なりし、而かも事は遂に谷中村民の立退、即ち祖先傳來の郷土を無慘にも退きて、政府の補助を以て被害なき他郷に移轉せる事實を以て終れり、農業及農民の着々敗北悔むべきものなりと雖も、社會發展の趨勢亦止むを得ざるなり。

今當時政府の採れる産業上の施設は、

農

務

1 農制を整理する方法

2 農藝の改進を助くる方法

工

務

1 工業の秩序を整理する方法

2 工藝の改進を助くる方法

庶

務

1 農工商施務の機關を整理する方法

2 農商工業者の精神を奨励する方法

3 北海道移住者を奨励する方法

にありて、

(1) 先づ農制整理としては

(1) 小作條例を發布して地主小作人の權利義務を規定せざるべからず、單に不完全なる契約若く

は慣習に安んずるより起る弊害の如きは、農業上に惡結果を來たさしむるものなればなり。

2. 虫害豫防規則を設けて、虫害豫防のため公共の義務を明らかにし、災害防遏の便を與へ、

3. 家畜傳染病豫防規則を發布して、病畜の豫防及び害毒の蔓延を防止するに勉め、

4. 獸醫開業試験規則を發布して、獸醫の養成に勉め、

5. 牛馬籍規則を設けて、牛馬の改良繁殖を圖るために、血統を明確ならしむる等のことを規定

し、

6. 種畜規則を定めて牛馬の改良を期し、

7. 家畜保護規則を發布して、家畜繁殖上過劇なる使役を禁じ、家畜愛護の精神を生せしむるを期し、

8. 鳥獸規則を改正して、有益有効なる鳥獸の繁殖を計ると共に、有害なる鳥獸を驅除する方法を定め、又獵區獵具獵期の制限を置きて、其繁殖を圖ることを規定し、

9. 漁業條例を制定せざるべからず。

其二

(2)

農藝改進を助くる方法としては、先づ農業に關する教育事業を振作して、舊慣固守の弊風を一掃せざるべからず、之れが將來の施設として、

1. 駒場農學校を漸次農業大學たらしむること。

2. 直轄獸醫學校を設置すること。

3. 農業巡廻教師を設置すること。

斯くして、一方學理を注入すると同時に、他方に於て亦實際的の施設を要すとし、

1. 農業試驗場を設置すること。

2. 蠶桑實驗所を設くべし。

3. 種畜場は下總以外適宜の地に於て分場を設置すべし。

4. 育種場を東西便宜の地に設くべし。

5. 農産陳列所を農業者の自然に輻湊すべき位地、例へば東京公園、伊勢神宮近傍、或は讃州金刀比羅社近傍に設くべし。

6. 農用分析所設置の如きも、漸次畿内九州北陸方面にも設置を期すべし。

(3) 農商工施務の機關整理としては、

1. 農商工上等會議の組織を處正すること

2. 農商工事の通信を敏捷整理すること

3. 農商工事の統計を確實整理すること

4. 農商工事公報を發刊すること

5. 府縣勸業諮問會の氣勢を獎勵すること

6. 地方勸業委員の事を改正獎勵すること

7. 地方勸業各會の事を改正獎勵すること

(4) 農商工業者の精神を獎勵するがために、

1. 褒章條例中、農商工事に係る部分を改正すること

2. 農工商有功者顯揚例及審査例を設くること

3. 諮問會員及勸業委員の身分取扱を定むること

を定め間接に産業上の進歩改良に資せんとす。

(5) 北海道移民を奨励するがためには、渡航保護の定額金の増加、移住地の交通機關の設備、及開墾地の排水工事を施し、永遠の大計畫をなして移住を擴張するの策を建てんことを期したり。

以上は農商工政策に對する政府施設の方針なり、(是れ興業意見書に記載するもの也、興業意見書は全部八篇より成り農商工の現況海外事情及國力其他を詳明精密に調査して、以て將來の方針を示し、併せて其精神を明かにしたるものにして、明治十七年農商務卿西郷從道の時に成る) 此方針は政府が將來産業振興の一大基礎をなしたるものにして、時運の變遷進歩するに伴ひ其施設上に變更を來したるものなきにあらずと雖も、其根本の大方針に至りては依然として繼承せられたりしものなり。

明治十四年農商務省は爪哇米の種子を取寄せ、各地方に頒布試作せしめ、十九年には米國カロライナ産の米種を東京府岡山愛媛福岡佐賀熊本鹿児島各縣に播種せしめ、更に良種の粳を伊太利亞米利加に注文したり、此の試作の結果、本邦の氣候に適し稍佳良なる成績を擧げたれども、稻莖太くして而かも軟弱なるより、風害並に虫害に罹り易きを發見せり、二十一年には伊太利より「ベル

トネ」ノストラノ」オステグリア」の三種到着し、東京府下荏原郡蓮沼村及南葛飾郡龜戸出村に試作したり、翌二十二年にも亦蓮沼村に試植せるが、兩年とも其抽穂非常に速かにして蘗芽を發し、再結實する等、成育甚だ不整なりしたため、十分の成績を收むることを得ず、故に二十三年には移植法を廢し實播法を行ひしに、成育佳良にして抽穂も亦一齊に出で、其本邦の風土に於ても、良品を産するの不可能にあらざるを認めたり。

獨り外國種の試植に勉むるのみならず、同時に本邦産の米種に對しても切に試作をなしたりしが、之と直接の關係ある農具は、全然舊來の使用者を踏襲せるは、我農事施設者の缺點なりといふを得べし。

明治十五年中農務局の一課たりし地質課を擴張して新たに地質調査所を獨立せしめ、米麥大豆菜種煙草の五種共進會を開きし以來、年々共進會或は聯合共進會の開催を慫慂し、又諮詢會、集談會及勸業會を開きたり、巡回教師の制度を定め、勸業資金を貸與し、農産陳列所を創設し、從來の三田育種場及下總種畜場は之を繼續して、農作物種子の選擇、家畜の改良蕃殖に勉めたり（三田育種場は明治十七年四月二十五日大日本農會に委託し十九年九月十五日委託を解き廢止せり）。

十七年中、地租從來の稅率を減じて百分の二箇半となして、農民の負擔を輕減し、茶業組合準則を發布し、各府縣に茶業組合並に取締規則を設けて、製茶輸出上の障害を除去するに勉めたり、種

牡牛馬取締法を制定して取締を嚴にして、良種馬の選擇を期し、獸醫免許規則を發布して眞成の獸醫を養成するに勉めたり。

十九年に至りては、更に獸類傳染病豫防規則を發布したり、是れ當時年と共に牛馬傳染病蔓延するの狀態にありしを以て、獸醫の養成に次ぎて家畜衛生の最も急施を要せるを以てなり、蠶業にありて微粒子病毒根絶のために、十九年八月蠶種検査規則を定め、一方には十二月東京府下西ヶ原に蠶業試験場を設け、各縣より傳習生を募りて、検査員及巡回教師を養成せり、北海道に蝗害起るや、延て虫害の各府縣を犯すを知り、各府縣に命を發して適宜田圃害蟲豫防規則を制定せしめたり。

二十二年には田畑地價特別修正法を發布し、東北諸縣の農民の負擔を減じたり。二十三年には農會法案と共に地方農事試験場設置法案も同時に議會（是れ第一帝國議會なり）に提出せられたるが、後者は議決せられて、各地に農事試験場を設置するに至れり、當時米穀改良に銳意したる結果、田區改正は米穀改良及增收の一策として、石川靜岡兩縣率先し改良事業に従ひ、好結果を奏し、他の府縣に於て續々田區改良を計れり、二十三年三月には西ヶ原蠶業試験場の教授方法を改め、蠶種微粒子病毒の検査員を養成するを變じて、地方巡回教師又は地方養蠶傳習所の教師たるべき者を養成する方針となせり。

二十四年には製茶試験場を設置せり、當時製茶は著しく輸出額を増進せるも、價格は却て低落の傾向を呈せるは、良製變じて粗製に陥りたる結果にして、茶業の前途に對し大に寒心すべき事實なるを以て、經費を節約して純良なる茶を製する方法を案出することに從へるなり。

二十六年に至りて農事試験場官制を公布す（農事試験場の創設は故農學博士澤野淳氏の盡力に與れるもの多し）。

1. 農産の増殖改良に關する試験

2. 巡回講話

3. 土質種子肥料飼料等の分析鑑定

等の事務を管掌す。農事試験場は大阪、宮城、石川、廣島、徳島、熊本の各府縣に支場を置きたりしが、二十九年度よりは東海、奥羽、山陰の支場三箇所を加ふる事となれり。

二十七年八月には府縣農事試験場規程を公布す、(1)講話、(2)種苗の配布、(3)報告の刊行、(4)模範園の設置等を行ふ。

又同月普通農事巡回教師監督法を定む、是れ農事試験場との間に相互氣脈を通じ、相提携して地方農事の改善進歩を圖り、併せて相當の監督を施さんがために出でたり、又二十七年中蠶茶業傳習所及巡回教師の設置を確實にし、及其監督法を定めたり。又同年同月農事講習所規程を定む、普通

農事、蠶業、茶業、獸醫、蹄鐵、畜産の講習所若くは傳習所を設置し、以て地方産業の改良進歩に力めたり。

全國農事會

二十七年十二月大日本農會全國農事會を開く、是れ今日の帝國農會の前身なり。

第三期

三、明治二十七八年より三十七八年に至る間

明治二十七年初春より、日清の外交關係甚だ危機を告げ、同年六月遂に出兵するに至るや、初めは戦争の前途を氣遣ひたるも、九月平壤を陥れ、十月十七日黄海敵艦擊沈の事あり、戦捷毎に一般の好況を來し、翌二十八年春戦局は我全勝に歸し、五月媾和條約を締結せり。

戦後政府は財政の前途を憂へ、之れが難局を救済するには、産業の奨励をなして國富の増進を計らざるべからずとし、盛んに奨励策をとりたり、殊に國富の増進は農業の進歩發達に待たざるべからずとなし、農業の奨励に苦心せるものあり、従て獨り農業のみならず、一般の産業は政府の奨励策により大に進歩したるも、一方公債の募集、増税の負擔、銀貨の低落等により阻害せられたる形跡あり、農民より重税苛斂を誅求して、農産物の發達を妨げたるが如けれども、政策としては飽くまでも斯業奨励の途に盡したり。

去れば前期に於ける官業縮小、民業放任の方針は二十七八年に至りて一轉したりといふを得べ

く、此期間産業上の激變は日清戦争前に見るべからず、二十八年末より三十一年に至るまでは、産業界は草の風に靡くが如く、諸事業勃興せり、其惡結果は三十一年より三十四年に至り財政を窮苦の境に陥らしめ、折角勃興したる事業を瓦解せしめたるもあるが、之を全體の上より通覽すれば、戦捷の好果は民間産業の發達進歩を誘ひ、日清戦役前に比し長足の進歩を遂げしめたり。

先づ今此期間農事上の制度施設の行はれたるを擧ぐべし。

先づ農事教育獎勵改良經營機關としては、

(1) 實業學校令 (三十二年二月勅令第二十九號)

農業學校規程 (三十二年二月文部省令第九號)

2. 實業學校教員養成規程 (三十二年三月文部省令第十三號)

3. 實業補習學校規程 (三十五年一月文部省令第一號)

4. 小學校令 (三十六年三月勅令第六十三號) を以て、修業三箇年以上の高等小學校に於て、男

兒のために手工農業商業の一科目、若は數科目を加ふることとなりたり。

5. 専門學校令 (三十六年三月勅令第六十一號)

(2) 農會法 (三十二年六月法律第百三號)

農會令 (三十三年二月勅令第三十號)

- 産牛馬組合法（三十三年三月法律第二十號）
- (3) 産業組合法（三十三年三月法律第三十四號）
- (4) 金融機關としての、
- 日本勸業銀行法（二十九年四月法律第八十二號）
- 農工銀行法（二十九年四月法律第八十三號）
- 臺灣銀行法（三十年三月法律第三十八號）
- 北海道拓殖銀行法（三十二年三月法律第七十六號）
- (5) 耕地整理法（三十二年三月法律第九十二號）
- (6) 害虫驅除豫防法（二十九年三月法律第十七號）
- (7) 種馬牧場及種馬所官制（二十九年四月勅令第三百三十九號）
- 畜牛結核病豫防法（三十四年四月法律第三十五號）
- 道廳府縣種畜場規程（三十五年四月省令第六號）
- 牛疫検査規則（三十年九月省令第十八號）
- 輸入畜牛結核病検査規則（三十四年六月省令第六號）
- 種牡馬検査法（三十年三月法律第十二號）

馬匹去勢法（三十四年四月法律第二十二號）

(8) 蠶種検査法（三十年三月法律第十號にて發布三十三年三月法律第四十五號にて改正）

(9) 肥料取締法（三十二年四月法律第九十七號）

(10) 森林法（三十年法律第四十六號）

國有林野法（三十二年三月法律第八十五號）

(11) 北海道國有未開地處分法（三十年三月法律第二十六號）

(12) 府縣農事試驗場國庫補助法（三十二年六月法律第二百二號）

實業教育費國庫補助法（二十七年六月法律第二十一號）

其外林野整理局（三十二年勅令百二十號）の制定、馬匹調査會開設（二十八年勅令第七十七號）

三十年農商工高等會議法の改正あり、生絲検査所（二十八年六月法律第三十二號）の制定ありたり。

尙地方穀物検査所は明治三十年山口縣防長米同業組合、滋賀縣近江米同業組合先づ米穀検査を始め、熊本縣肥後米同業組合、佐賀縣肥後米輸出同業組合等相次で之を開始せり、明治三十四年に至りては大分縣は縣事業として米穀検査を始めたり、是れ縣事業の嚆矢なり。

二十九年市俄古三十三年巴里萬國勸業博覽會の開設あり、我國出品の規模と成績とは、一回は一

回より其歩武を進め、人をして我産業の發達進歩の如何に著大なるものありやを知らしめたり。

其他内國勸業博覽會(第四回二十八年第五回三十六年)、共進會、聯合共進會の開催あり、又聖路易萬國勸業博覽會參同出品せるのこゝとあり、今第五回博覽會農業出品の審査報告によれば、前回に比して各類頗る面目を革め、改良の歩武を進め、殊に前會以來農會の組織、或は組合團體の設置、或は學理應用諸獎勵の機關は、此發達進歩に與かりて最も力あるもの如しといへり。

三十五年には十二月農會に於て農事に關する事項調査の件を定め、毎年其區域内に於ける米(水稻陸稻)、麥(大麥小麥裸麥)の作付段別及收穫高等に付き調査せしむ。

三十六年三月農事試驗場本支場管轄區域を改正し、同支場中東奧支場北陸支場山陽支場四國支場東海支場及山陰支場の六支場を廢し、更に畿内支場九州支場を置きて、其管轄區域を定めたり。

惟ふに此等の産業行政制度の制定は、其必要に出でたるものありと雖も、法令出でて後尙當業者之に依るものなく、又依らんとせせず、官僚の指導督促によりて僅かに其形式を存するのみのものあり、又形式は整頓して法の眞の精神なくして運用せらるるものあるを免れず、此等の法令は政府の手により天下りせるものにあらざるなく、而して其範は主として之を獨澳に採れるものなり。

本期間に於ける産業史上大體の傾向は此の如しと雖も、之を詳かにすれば、其前半と後半とは自ら發達の狀況を異にする所なきに非ず、日清戰役後は、直に戰後の經營に着手し、産業政策を革新

し、戰爭に依て被れる損害を填補するため、一層國富を増進し、國力を充實するを以て急務となし、主力を此に注ぎ、積極的に産業を奨励するの方針に出で、之れがため新に計畫を起し、新たに施設をなしたること多く、所謂天下りの法令施設ありたることは、既に述べたるがごとし。

而して斯の如くして、當時、當面の急務とする所の新計畫、若くは新施設は、殆ど之を盡したるの概ありしと雖も、同時に他面には終に歳計の膨脹を來し、延て其影響を民間に及ぼし、戦後金融の膨脹に連れ、世上奢侈亂費の弊風を醸し、銀貨相場の低落の影響として、輸入貿易の激増を來し、正貨海外に流出すること多く、經濟界を紊亂の状態に陥れたり。

事情斯の如きを以て本期後半期の急務は新計畫を起し新施設を爲すことに非ずして、政府としては大に政費を節約し、歳計の膨脹を抑制し、以て財政の鞏固を圖るに在り、之と同時に従來の計畫と施設とを繼續し、若くは多少加ふべきは加へ、減すべきは減じ、以て徐に其効果の舉り來るを待つて、所謂戦後の經營を完成するにありたり、之を以て後半期の産業政策は消極的にして、前半期の積極的なりしに反して、一の對照を示せり、然れども其消極的なるが如き觀ありしは外觀的にして、内實に於ては前期の積極的政策のために、諸産業は漸く其効果を顯著ならしむに至り、又此間日英同盟の締結、第五回内國勸業博覽會の開設、聖路易萬國博覽會の參同の事あり、産業の發達上絶好の刺戟を與へたり、三十六年開設の第五回内國勸業博覽會農業部出品審査報告は偶々此間の消

息即ち第四回（二十八年）との比較進歩を證するものと謂ふべし。

之を要するに第三期（日清戰役前後より日露戰役前後）は農業行政制度の整頓時代といふべく、日清戰役の影響を受けて前期の産業放任方針を一轉して、一層積極的方針となし、從て法令の兩下の時代にして、産業史上一新時期を劃しざるを特色となす、一方明治三十二年に至りては諸外國との新條約實施されて、治外法權撤去され、外國人内地雜居となれる時代なり、去れば本期を呼んで對外競争の準備に入りたる時代なりといふも不當にあらず。

四、三十七八年より世界大戰開始に至るまでの間

既に述べたるが如く、前期の末に於て漸く其成績を顯はし來りたる第二期末より第三期に通じて施設せる産業行政制度は、本期に至りて益々其成績を顯著ならしむるに至りたり、去れば本期は之を農務行政制度の成熟時代といふを得べし。

既に成熟時代に入れり、其内容諸方面に於て細胞分裂を意義す、即ち資本主義が分裂し、社會主義生れ、隨て次の時代を暗示するものなり。

米の産額は人口の増加に伴ふのみならず、それに比して遙かに多きことは其明證なりといふべし、然れども是は一は農業技術の進歩と、他は經營法の改良に歸せざるべからざるも、其根元の發

動力に至りては、之を今日の營利心の發動に由るものとなござるべからず。

最近農學會調査によれば、人口毎年の増加は人口一千人に付き十四人一七なるに對し、米毎年の増加は明治四十一年及大正七年に對する平年作收量によりて計算せる所によれば、米一千石に對し十七石三斗三升なり、之を以て一人當り消費額の増加なきに於ては、米の輪移入額は明治四十一年以後に於ては敢て之を増加せしむる要なき理也、即ち近來農業改良の結果内地に於ける米の産額は漸次増加し、其年々の増加率は人口のそれに比し遙かに多きなり、況んや現時に於ては一反歩當平均産額僅かに一石八斗餘に過ぎず。

品種及栽培法の改善及土地の改良等により現今の試験成績に基くも、三割以上の増收をなすこと敢て難からず、一反歩當收量二石三斗五升となるは試験成績の實行普及の曉實現すべきなり。

農學士柄内禮次著「舊加賀藩田地制度」P. 118 に曰く、

明治維新以前に於ては、保守的農民は益々保守的に傾き、社會は農民に多きを求めず、既存の制度習慣の内に埋没して、單に祖先の業を繼ぎ、比隣に倣ひ同一事を反覆するを以て足れりとせり、徂徠が「政談」に、

「百姓は愚なるものにて所にて前より仕きたらざることをばざりとせむものなり」と曰へる之也、焉んぞ進んで營利の策に出で、資本と勞力とを投入し、之を自然に配合して、大なる生産を見るの企業經營を試むるものあらんや。

田地制度の如き、一度起るや不便と不利とを伴ふに拘らず、特に反抗の意志を示すことなく、寧ろ其制度に應化して、却て益々營利心を没却し、私有制度の利を悟らず、悟ると雖も既存の制度に反抗するの意志に乏しく、比隣相率あて同一範疇に坐せんとせり、蓋し時勢の然らしむる所以かと。

今明治三十七八年に於ける日露戰役の不生産的出費は、之を日清戰役に比し、國家の産業發達に待つ所、數層倍なるものあり、大に積極的に産業を獎勵して、國富の増進を計らざるべからざりし

は、論莫きが如けれども、日清戦争後の覆轍に鑑みて財政上に關しては、所謂借金政略に依頼するよりは寧ろ租税を徴收して所要の財源に充つる方針を採らしめたり。

茲に於て、營業稅登錄稅砂糖消費稅等の増徴となり、又地租増徴問題の如きは、殆ど第十七、第十八、第十九の三議會を忙殺したるの觀ありしが、戦争開始後の第二十及第二十一議會に至て、地租を始め非常特別稅に附帶して更に幾多の新稅幾多の増稅起されたり（是れ臨時事件より生ずる經營を支辨する目的に出で、地租、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、醬油稅、登錄稅、取引所稅、狩獵免許稅、鑛區稅、飲食物、衣服及附屬品、石油、砂糖、糖蜜、糖水、絹布類、酒類、煙草類、繭、米及粃其他の輸入稅、毛織物、石油及織物の消費稅、民事訴訟用其他の印紙稅、砂金取地稅、通行稅を課し、若くは増徴せり、非常特別稅と稱し、一時的の稅務の如かりしも、今日尙一二を除き行はれ居れり）。

第二期以來、實業は之を民業に移す方針を採り來れるに、本期に至りて煙草及鹽を專賣となせり、是れ政府の收入を圖るに出でたりと雖も、之を戦争に托籍するに非ずんば、決して爲し易きことにあらず、葉煙草の專賣、臺灣に於ける諸種の專賣は、從來之れありたれども、是れ明治初年以來産業のために動されたる政策が今日初めて産業を動かしたるものといふべく、亦以て戦争の産業上に及ぼしたる影響の特殊なるものあるを知るべく、從て其影響の大なりしこと亦思ふべし。

國家が戰爭の如き不生産事業に従ふ以上、國民が生産事業に従事する力の分量を減じ、尙斯業の發達を阻害すること少なからざりしこと明かにして、加之國民の負擔加重斯の如しと雖も、又戰爭は産業の發達に至大なる刺戟を與ふるものなり、之れがため本期に於て特殊産業の發達をなせるを見る、その主なるものを擧ぐれば次の如し。

毛織物業、メリヤス業、製麻業、造船業、製鐵業、機械器具製造業、染色業、製革業、發火物製造業、精穀、製粉業、菓子殊にビスケット製造業、革皮製品業、石炭業。

中に就ては、折角原料を農業に仰ぐ製造業の發達にして、却て之を海外に仰ぐに至るものあれば、概して斯業の發達上好影響を及ぼしたりといふべし。

固より斯かる産業の發達には、政府積極的に之を獎勵保護せること與りて力ありたり、即ち日清戰爭の開始より明治三十四年頃迄、非常なる積極的産業政策は、當時暫らく差控へたる觀ありしもの、日露戰爭後即ち三十七八年後に至りて、再び新たにせらるるの緒に着けるなり。

此間煙草專賣、鹽專賣法の發布と共に、産業の振興を目的とする諸種の法規法則の、頻々として發布せらるるとありたり、鑛業法の如き、遠洋漁業獎勵法の如き、實用新案法の如き、擔保附社債信託法の如き、鐵道工場及鑛業抵當法の如き、輸出羽二重取締規則の如き、郵便貯金法の如き、貯蓄債券法の如き、極力國民の發奮力と勤儉とを促し、特に外國貿易の擴張には甚た念を注ぎたり、

聖路易萬國博覽會參同の如きも、國民亦其意を體して學國一致、其産業に對する熱誠の度は頂點に達するものありたり。

今農業に對する施設を擧ぐれば、政府は國帑を割きて耕地整理費、土地改良費等に支出し、從來の實業教育費、農事水産試驗場及講習所國庫補助を始め、其他各種法令制度の改正を公布せり、是時の宜しきに従ふに出でたり。

種牡牛検査法（四十年四月法律第四十二號）

獸疫豫防法（四十一年四月法律第四十四號）

畜牛結核病豫防法（四十一年四月法律第四十五號）

畜産試驗場官制（大正五年四月勅令第九十一號）

馬政局官制（四十三年六月勅令第二百九十號）

地方農事試驗場及地方農事講習所規程（四十一年一月省令第二號改正）

産業試驗費講習費國庫補助法（三十九年三月法律第九號）

蠶絲業法（四十四年一月法律第四十七號）

蠶業試驗場官制（大正三年六月勅令第一百三號）

肥料取締法（四十一年四月法律第五十一號）

耕地整理法（四十二年四月法律第三〇號）

從來の法律制度の改正は、斯の如しと雖も、新たに設定せられたるは、

輸出入植物取締法（大正三年三月法律第十一號）

植物検査所官制（大正三年五月勅令第九十號）

農業倉庫業法（大正六年七月二十日法律第十五號）

農業倉庫獎勵規則（大正六年八月省令第十六號）

是なり、植物の輸出入取締は害蟲病害の農植物に附着して輸出入するを防ぐものにして、亦一面該貿易の漸く行はるることを示すと同時に國際的産業としての觀念を示すものなり。此觀念は亦眞成に所謂輸出農産物之を證するなり、農業倉庫業法の發布は一面米價調節の如き舊思想の發露を示すものなれども、また農界に於ける將來の動産信用の一端を示すものにして、從來の農業金融固有の不動産信用に加ふるに、此動産的信用の必要起りたるを示し、同時に斯業の發達茲に至れるかを喜ぶに足らしめん。

既に地租改正事業（明治六年七月に始め十五年二月に完了）に於て言ひたるが如く、米納を廢して金納となしたるは、從來の自然經濟に慣れたる農民に、一朝不慣れなる貨幣經濟を強制せるものにして、兎に角爾來農民の頓着無頓着に關せず、治ねく貨幣經濟は農村に侵入せり、是れ纏て資本主義の

經濟組織を馴致せずしては止まらざるは言ふを俟たず。今明治四十一年より大正五年に至る九ヶ年間の統計を徴するに、年々耕地面積は増加するも、地主数は減少し、而して此減少地主階級は五反以上一町以下の耕地所有地主に最も甚しく、一町乃至五町以下の地主の減少之に次ぎ、五町乃至十町以下の地主最も少く、十町以上の大地主に至りては、却て年々其數を増加せり。土地を所有せざる小作人の數は累年増加し、耕作地の面積年々減少し、明治四十年自作地と小作地との比較五十、三十五に對し四十九、六十四なりしが、大正五年には四十八、六十七に對し五十一、三十三なり。亦以て我農村に於ける生産手段の集中の趨勢の顯著なるを知らしむ、之れに加ふに小作地主間の紛擾は屢次あり、從來の主従關係はよく兩者を調停するの力なく、個人主義の發展、農村にも亦之を見るに至れる例證とするに足るものあり、明治四十三年愛知縣海部郡永和村に於ける、及び大正四年愛媛縣新居郡に於ける小作紛擾事件の如きは、その一端の曝露せるものといふべく、是れ農村に於ける社會問題の發生にして、亦以て農界に於ける階級闘争の端を開けるものとみるを得べし。

大正三年十一月中、福岡縣絲島・糟屋、せんが遠賀、みつま三潁の四郡に對し、全部若くは其一部町村に生産米検査の實施を命じたるに、四郡農民團は相聯合して極力反對し、中止請願書を知事に提出し、或は農民大會を開き示威運動をなし、絲島郡前原町の町村長會場へ農民三百名押かけ暴威を以て取消決議を強要し會場の建物を破壊せり。

又農民の利を逐うて齟齬日も尙足らざるの概あるは、各地に見る所にして、一段歩何百圓の有利農業との廣告顯はるれば、忽ち之れが希望者を蠅集せしむるの事實は、今時の農民の徒らに貪慾を

示すに止まるものの如しと雖も、實は決して然らず。彼等の營利思想の然らしむる所の如し。

1. 「年四回の收穫ある果樹四周栽培」
▲二坪の地面と一圓の資金で僅か三鉢からでも
▲百圓の金儲 大正八年三月三十一日報知新聞一五二二八號)
2. 「大利益ある編羊」
牛馬一頭飼ふ飼料で年に六百圓以上の利益 大正八年三月二十七日報知新聞一五二二四號)
3. 畑一段歩一千圓もあかる藥草栽培
◎庭の片隅からでも大金が
◎儲かる(大正八年三月二十七日・報知新聞、一五二二四號)
4. 十年千倍殖法
無代進呈、利殖家の大福音、最低資金七圓、あゝ孫かと思はず是非一讀せよ。
(大正八年三月廿七日報知新聞一五二二四號)
5. 年六回の收穫ある蔬菜促成栽培
▲僅か二坪からでも百圓の金儲(大正八年三月廿三日報知新聞一五二二五號)
6. 一段歩から五百圓、千圓も上る有利藥草を栽培せよ
▲農商務省も大獎勵
▲今が春蒔の好季節(大正八年三月廿四日報知一五二二一號)
7. 儲かる椎茸

高尚で且面白い副業壹圓の資本と一坪の土地があれば何處でもすぐ出来る(大正八年三月廿八日東京朝日一一七七〇號)

8. 尻の方でころ／＼と金が産み出される

ウインド儲蓄するには最新方法を知れば二三坪の空地でも百圓以上は女手で楽に儲かる

(大正八年四月一日東京朝日一一七七四號)

9. 落てる金を拾はんか

女子供老人でもすぐ其日から金になる思ひも守らぬ大金儲

野生藥草發見

探牧新事業教授(大正八年三月十三日萬朝報九二五一號)

10. 農商務省へ發見報告

百發百中卵のメス・チス見別け方

應用せば三年千圓は廿四羽で充分(大正八年三月廿二日叢知一五一九號)

11. 惜むべし足下は無茶苦茶に地の中へ金を捨てて居るではないか?

實用肥料講義録三ヶ月卒業

西ヶ原農商務省試験場を駕かゝりたる一週間速成肥效約數割多く尚も風雨に係らず全然堆肥小屋を要せざる完全堆肥

の速成法を教へ其の醗酵素は會員に限りて一割引にて分譲し且つ又會員の希望によりては各地方の一手特約權を與

ふ(大正八年三月十九日報知一五一六號)

12. 廢物利用大金儲け

明治二年三年壹錢銅貨十五圓買入

明治三年(壹厘、半錢)銅貨三十圓買入

内外古郵便切手高價買入(大正八年四月二日報知一五一三〇號)

13. 副業 戰後益々有望なる輸出日用特許品の製造

誰にも手軽く出来収益多六年中無休原料貸與製品永久買受契約す(大正八年三月報知)

14. 五十圓で吳服屋の出来る特約店

日本全國一町一村に一名限り募集す(大正八年三月九日時事新報一二七九〇號)

15. 南米へ行く

在外同胞の羨ましく成功

我在外同胞にして裸一貫數十萬圓の財産を有する者は南米の我同胞である、話を聞くだに痛快ではあるまいか(大正八

年三月十六日報知一五一三號)

16. 一萬圓位の貯金は誰れにも出来る(大正八年四月一日報知一五二九號)

17. 安全確實に儲かる

◆四百圓で二千圓内外の利益◆

此期間僅かに三月間 事實か之を證明する

『疑ひ深い人は儲からぬ』(大正八年三月廿九日報知新聞一五二三六號)

18. 致富秘訣

余を殖やす法(無代進呈)(大正八年三月廿六日報知新聞一五二二三號)

19. 大膽なる發表! 天下一品! (忽ち三版)

米俵相場逆利用法

一五圓が拾圓でも出来る、安全確實(大正八年三月廿七日報知一五二四號)

20. 富の増進!! 貴殖の秘訣

▲時は今躊躇は成功の敵なり

▲弊社の確實なる斯界に冠たり(大正八年三月十六日報知新聞一五一一三號)

第四章 農業の發展

21. 月おくれの新しい雑誌

一冊の代で十冊と買へる経済的な試み

——白熱の大歓迎の中に今や五週年——（大正八年三月東京朝日）

以上は大正八年三月、四月に互る僅か數週の間、東京三四の新聞紙に屢次顯はれたる、所謂誇大に互るもの又は眞摯ならざる廣告の眼に觸れたるものなり。

尙予が博文館發行農業世界（明治三十九年四月第一卷第一號發行）編輯に従事せる中は、斯の如き誇大若くは眞摯ならざる廣告掲載に殆ど觸目せることなかりしなり、然るに偶々大正八年四月發行農業世界第十四卷第五號を閲するに、左の如き廣告數葉あり、而かも菊版全面に渉るもの多し、前述の新聞廣告も亦大なるは二段抜き若くは三段抜きあり、所謂大なる廣告に列すべきもの凡そ十を數ふ、以て如何に世間が普通人の謂ふ所の不眞面目なるかを知るに足らん、而かも世人は知らざるなり、是れ實にその時代思潮なることを、是れ實に世間のみならず農村推しなべてこの風潮にして、資本主義横溢の活現象たるに外ならず、農業世界大正八年四月號廣告欄にあるもの左の如し。

22. 西ヶ原蠶業講習生募集

▲西ヶ原の寶庫を公開し、蠶蠶の根絶を期す

▲勞費を半減し誓て二倍の收繭を得せしむ

23. 畑一反歩一千圓の利益もある藥草栽培

◎庭の片隅からでも大金が儲かる

24. 新日本植民地建設

五百圓の旅費を擲ちて南米に渡航する一介の普通労働者の純収入は其旅費を放資と見て少くとも十二割以上二十四割の利率に當る。

一町歩の田地を賣却して行く農夫は南米に於て少くとも百町歩以上の大地主となり現在の収入の約二百倍以上の収益を得るに至る。

植民事業の消長は一に其の經營の巧拙に懸る、經營宜しきを得たる植民地への放資は五ヶ年を出でずして其資産を十二倍に膨大せしむ。

25. 大利益ある緬羊

牛馬一頭飼ふ飼料で年に六百圓以上の利益

26. 平和後も有望で高尙な蜜蜂の飼養

◎日々給餌せず多大の収益

蜜源次第で一群四十圓以上の利益あり

27. 藥草の王サフラン

栽培説明書並に特約栽培種子年賦賣買規定、無代進呈

28. 最新研究

株式投機

是れから株式成金時代來る

29. 廣告

1. 本所は農商務大臣の許可を得、本邦農事の改善を目的として設立したるものにして、其目的を達する事業の一として、

第四章 農業の發展



優良種苗農具肥料及農家に關係する日用品を普及頒布可仕候間、御入用品有之候ばは御照會下され度候。

2. 本所友は名譽・特別・普通の三種にして、親友には本所報を無代配布し、又本所生産の種苗を無償配付すること有之候(本所友希望者に其旨御申込下さる候へば本所寄附行爲一部差上可申候)

右二件に就ての御照會に必ず返信料相添下され度候

財團法人……………農事研究所

30. 惜むべし足下は無茶苦茶に地の中へ金を捨てゝ居るではないか?

實用肥料講義録

西ヶ原農商務省農事試験場を驚かしめたる「一週間速成肥効約數割多く、而かも風雨に係らず、全然堆肥小屋を要せざる完全堆肥の速成法」を教へ、其醱酵素會員に限りて、割引にて分譲し、且つ又會員の希望によりては各地方の一手特約權を與ふ。

以上九廣告中六個は一頁大にして、二個は半頁大の廣告なり、而かも農業世界大正八年四月號一冊中に出でたるものにして、しかも其全廣告數中優に三分の一を占め居れるは、注目に値ひすべし。

更に其後のものを加へんとす。

31. 桑に優る蠶の給草(早生桑不用)

廣島縣立原蠶種製造所長

藤間先生發見(大日本蠶絲會發表)

草で蠶が飼へる

①藤間先生の實驗説明書栽培法一冊種子購入者に無料進呈

◆アキノノゲシ十大特色（霜害絶無）

①種子五百株分壹圓送料不用

②縣郡特約店行商員大募集（大正八年四月六日報知新聞一五一三四號）

32. 草で蠶が飼へる

原蠶種製造所技師養見大日本蠶絲會發表委託用アキノノゲシで二三眠迄飼へば蠶兒肥大繭質良好桑で飼ふより成績優る寒暑何地でも早春より繁茂し霜害なく早生桑無用收量段四百貫年中何時でも蒔ける大利益植物詳細説明書種子に添付種子八百株分壹圓三百株分五十錢▲一手特約店行商募集申込あれ（大正八年四月十四日報知新聞一五一四三號）

33. 年六回の收穫ある

蔬菜促成

僅二坪からでも百圓の金儲

時ならぬ時作るのが促成栽培である、此方法で大金儲をした人が少なく無い太陽を利用し楽しみ乍らして僅二坪からでも百圓位とるのは殆ど資本が要らずどんな田舎でも出来る………至急ハガキで申込ば見本進呈する（大正八年四月六日報知一五一三五號）

34. 一蠶二繭の收穫ある

二坪養蠶

■僅か四疊からでも二百圓の金儲

最近メンテル式で改良せられた蠶の雜種は一蠶二繭の收量がある殊に近日發見の桑葉代用野草を使へば安上りとなるされば僅四疊許りの室でも利用すれば二百圓位とるのは殆ど遊び半分、其上交配雜種をとつて賣れば思はぬ金儲が出来るから東京府下などで始めて始める者も多い現況である（大正八年四月十五日報知一五一四三號）

第四章 農業の發展

35. 藥草種苗及優良農産種苗發賣

目下植付の好季にして、秋期輸出の契約ある收益多大の有望藥草川芎及栽培簡易にして收益多きはとむぎ並に麥を栽培せよ、生産品は本社直ちに買受け契約す、其他有望藥草木の種苗多量にあり殊に特選改良一反三石大豆及一尋大長牛蒡の栽培を勸む何れも收益多六、資本金五十萬圓（大正八年四月七日東京朝日新聞一一七八〇）

36. 年六回の收穫ある

蔬菜促成栽培

▲僅に二坪からでも百圓の金儲

一寸とした町でも時ならぬ時小指位の胡瓜一本十錢もする殊に東京大阪などへ送ると夫以上の高價に賣れる是はほんの一例に過ぎぬが赤茄子などは僅か一斗からでも二圓の收益あり其他茄子、南瓜、露、みつば等の野菜も珍重され飛ぶ様に賣れる時ならぬ時に作るのが促成栽培である此方法で大金を儲けた人が少く無い太陽を利用し樂み乍らに僅二坪からでも百圓位とるのは殆んど資金が要らずどんな田舎でも出來て目下準備の最好期なり其方法は……（大正八年四月十七日報知一五一四五號）

37. ◎纖弱い女の時は今!!

▽片手間にも樂々大利が△

一婦の力……育雛一日四時間の勞

四坪の地資本二十圓年純益確二百圓……一日四時間の勞四坪の地資金二十五圓年純益確百三十圓

既に堀田伯爵家農事試驗場から農商務省養鶏講習會へ提出した柵飼百羽養鶏收支報告書を見ても一羽の純益七圓以上は樂な事であるに係らず……折角儲かるべき有利業を無限に損する様なやり方をして居る……今が好期春雛を作れ（大正八年四月十九日報知新聞一五一四七號）

以上數十種の誇大にして眞摯ならざる広告は、各種の新聞紙に顯はれたるものもあれば、又一種の廣告にして數回に及ぶもあり、聞く所によれば、此等の廣告は資本金五十萬圓（拂込四分の一）を擁する某合資會社の同一ならざる人のなすが如く粧うて、各所より出す所なりと云ふ、或は然らん、然れども苟くも莫大なる廣告費を償ふ見込なくして、斯る舉に出づる筈なきこと明かなり、以て世界戰爭以後に於ける農界の人心並營利思想の變化状態を看るべきなり。

特に投機思想の農村に横溢するは大小農の區別なし、投機思想は農業經濟學者の多くは鑿鑿する所なりと雖も、事實は農民をして常に營利上の思想よりのみならず、所謂「時局」起りて其都度農民は直接自ら投機をなすにあらずして、經濟上自然に之に關與せざるを得ざる境遇に置かれたること、一再に止まらず、實物教育は農民をして自然に商業の極致なる投機に慣れしめ、之を常に翹望せしむるに至れり、物價動搖し人心常ならざる時、既に明治の初年此事ありたり、爾來五十有餘年を経たる大正時代に於ては寧ろ當然の事なり。

投機者正路の商業を迂なりとし、萬一の僥倖を求め、物價に非常の動搖を生ずれば、人其利に迷つて破産すること少なからず、明治三年の豚、五年の兎、八年の蕎麥の如き是なり、就中兎の變動を甚しとす、其賣買東京に流行するや外國よりも輸入し、其價貴きは數百圓に至る、愚民其の本業を棄て、競ふて之を買ひしに、其價忽ち下落し、産を破り道に迷ふ者比々相踵ぎ、甚しきは自殺するものあるに至る。（明治開化小史 p. 170—171）

養蠶製絲所謂蠶業の獎勵は其業務の性質として、斯かる投機的社會生活を馴致せしむるものあり

し存す、殊に所謂養蠶村の如き是なり、然れども常に養蠶村のみに止まるにあらず、今や養蠶を主業とせざる普通の農村に於ても、苟も一時に多量の貨幣を手にするを得、而かも危険を多く有する業務に従事するものは、養蠶村の商工的性質の好悪兩面の影響を受け、自ら商人風を帯ばざるはなきなり、但養蠶村の如く其固有色彩ローカルカラーの濃厚ならざるのみ。

由來農業勞力問題は重大なる農業生産要素問題にして、其得喪は農業にとりて由々しき事件なり、既に日清日露兩役を経て、工業の發達、營利思想の普及、投機の「實物教育」は農村に及びて、思を農業以外に馳せしむ、之に加へて普通教育の普及は、動もすれば土臭き勞働を厭はしむるあり、彼等が勞力を投ずるを厭ふは、從來の如く普通作に於て堆肥を使用する量の少なきによりて之を證す、之に代はりて加里肥料の普及を獨國商人の企てたるは、此間の消息を窺ふに足るべく、又以て外商の機敏を賞すべし、農業者時勢に促されて、自ら勞働を節せんとするのみならず、他面には工業は經濟的理由を以て農村の勞力を誘引せり、各地に於ける農業勞働者拂底の聲是なり、殊に九州の鑛業地方に於て早くより之を見たるが、本期に至りては他地方にても工業の發達分布よりして、同一なる嘆聲を發せしむるに至れり。

今此點に關して左の興味ある記事を其儘援用せんとす。

私の地方では、今日でも、舊曆の十二月十五日を、俗に出代りと稱して、新舊雇人の入れ換へが、行はれる習慣になつてゐ

る。その日までには未だ多少の時日があるのだが、もう二ヶ月も前から某家へは某が定まつたとか、某の給金はいくらであるとか、こんなつまらぬことが、唯一の好話柄となつてゐる。古老の話にこの地方に於ける男女雇人の給金は、昔から米相場に比例して高下したからだ。近來米價が暴騰したので、今年度の給金は随分高い、昨年のに比べたら殆んど倍額になつてゐやう。私の處では雇人は毎年居据りに定つてゐたが、本年は四人ばかり交代することになった。給料の高いのは金を出すのを惜みさへしなければ、一向苦にならぬことだが、また一方から考へると諸物價の騰貴に比較して、必ずしも高いわけではないのだから、そんな事はどうでもいいが、佳い人間の見付からないのは閉口する、多少物のわかる役に立ちさうな人間は、農家の作男や飯炊女などには、容易に來て呉れない。田舎の勞力が工場地へ吸收されたことや、機業地の景氣が好いために、賃機を織る女の激増したことなどが雇人不足の有形的原因に違ひないが、彼等が漸く從來の雇主對雇人の關係を馬鹿らしいものと感ずるに至つたことも、與つて力あるのである。彼等の間に主従の美しい感情は次第に減却して、勞力を購入する者と勞力を賣却する者との關係、即ち資本主義勞働者の關係が出来るやうになつた。出代りの當日までにはどうしてか頭數だけは揃へることは出来るが、兎に角、今日まで問題にならなかつた雇人のことが今度は痛切に私の頭を悩ます問題となつたのである。

一體私のやうな百姓旦那の生活態度は不徹底極まるものだ。私を始め私の一族は肉體的勞働もしなければ、さうかと云つて精神的勞働も始どしてゐない。つまり毎日ぶら／＼遊んでばかりゐるのだ。假りに雇人階級の人間が私に對してホイホイと宣言し、作番頭にも飯炊女にも子守にも來て呉れないとしたら、どんなものであらう。恐らく私は溜捲ぎや流し尻の泣み取りをしなければならなくなるであらう。さうすると田舎の旦那としての私の假面は、忽ち綺麗に剝奪せられるに定まつてゐる。何故ならさう云ふことをしないのが、田舎では旦那の通り相場となつてゐるからだ。

こんど笑ふ可きか悲しむべきか、殆んど分らない悲喜劇の行はれる日が、早晚私の身の上に来るであらう。所が丁度これと同じやうな、比喩にもならぬほど大きい世界的現象が、大戦争の中途から早くも現れた。そして休戰條約の成立後に至つて、その色彩は益々濃厚になつた。それは外交と術策と、強壓と野心とを以て築き上げられてゐた一切の權威が、旦那

株が世界人類の抱擁から起らうとしてゐる、或る見えざるものの力によつて、滅亡に瀕するに至つたこと、是れである、茲に謂ふ所の或る見えざるものとは果して何か。

右の一文は大正八年一月三日時事新報第一萬二千七百二十四號文藝欄に、文學士石坂養平氏が「戦終れり」の大題目の下に「藝術の勝利」(一月三日、四日、五日の三回)と題して、大戦の終局を如何に觀らるる乎といふ時事記者の問に對して、當時雇人の給金の高き事、人不足なることを痛感せられたるが故に、冒頭に(一回分)あんな滑稽交りの記述したる次第にして、平凡ながら多少の眞理は含まれたるものと見へ、近視のもの女人などより笑ばれたり、質問されたり、面白がられたりいたし候とは、同氏の予に與へられたる書面の一節なり

養平氏は名ある文藝評論家なり、斯ることに縁遠き知識社會に、郷里に在りて乃ち感想せらるゝ所斯の如し、以て如何に地方農村に於ける農業勞力の實際急迫せるものあるかを知るに足るべし

農村工女
問題

之に加ふるに、工女問題起りて古來我農業勞力の重要部分を形成せる婦女を工業界に拉し去るに至れり、其の最も甚しきは之を北越地方に見る、由來北越にありて冬期勞働の分配、天然的關係の然らしむる所によりて、宜しきを得ず、之を農業以外に用ふるは、農村の婦女子にとりて、益ありて害なきが如し、彼等は二三月の頃より十、十一月の頃まで、都會の工場に出稼ぎをなして、嫁入資本として多きは數百金を懐にして歸郷するものなり、是れ甚だ賀すべき貨幣收得手段なり、然りと雖も此間、彼等は家庭外にありて所謂寄宿舎生活をなし、都會的及特殊的惡風に感染するの非經濟的害甚大なるものありとす、一時的出稼にありては、或は斯かる弊害も稀薄なるを得べしとするも、之を數次繰返すに至り、又是を以て農村の弱年婦女子の必ず踏むべき社會的過程となすに於て

は、彼等亦人なり、遂に免がるべからざる農村以外の社會的風習に染まざること難かるべし。

斯くて彼等農業の重要な勞力の一、その傳統的に綿密にして一心不亂なる勞力は、之を耕牧地に見る能はず、よし之を見るを得るとするも、その家庭によりて主婦たる教養を、大切なる時期に於て、父母の膝下より離れて、工場生活に逸したる彼等は、農村家庭の適當なる主婦たる資格に缺けり、既に農的勞力に於て效率少なく、農村家庭の主婦に適せず、斯の如きは第四期に於て各地、殊に工業の發達旺なる地方農村、到る處見る處の經濟的社會的現象なり、是れ特に本期に於て起りたるにあらず、漸次茲に至りたるものなり、亦是社會發達の然らしむる所にして、農業者自ら招きたる事象にあらずと雖も、その經濟上之を歓迎せざるを得ざる事情あるは、その今日の農業組織の資本主義的經濟制度なるに論莫きに於て、容易に首肯するを得べし、而して斯の如きは今日の農村の人、婦女子に至るまで、苟くも他境に出でて勞働する位のもの、孰れも自覺せる所なり。

M. Paul de Vuyss, *Le Rôle Social de la Fermière*, translated by Nora Hunter.

我國農產物輸入は慶應二年十月始めて外國米の輸入を認め、明治六年始めて輸出の禁を解きたるものなるが、今統計表を案すれば、穀菽及子實類（穀菽及子實類、落花生其他の豆類、其他の穀物亞麻子、菜子、胡麻子其他の種子其他の穀物及子實類をいふ）

明治元年より 十四年 176,408⁹¹ 十五年 1,706,714⁹¹

2	十四年より二十七八年迄	11十六年 5,147,172 ^円	11十七年 5,739,950 ^円	11十八年 179,571 ^円
3	二十七年より三十七年迄	31十六年 5,521,696 ^円	31十七年 5,390,146 ^円	31十八年 4,013,703 ^円
4	三十八年より世界大戦開始まで (大正二年)	明治三十八年 4,013,703 ^円	明治三十九年 4,725,806 ^円	
	明治四十年 4,851,923 ^円	明治四十一年 6,106,551 ^円	明治四十二年 7,080,940 ^円	明治四十三年 7,596,804 ^円
	明治四十四年 7,206,804 ^円	大正元年 6,853,555 ^円	大正二年 6,772,862 ^円	

之に加ふるに穀粉及澱粉 119,203^円 (大正二年) 酒類 1,237,217^円 (大正二年)、果實及蔬菜類 4,825,

701^円 植物及苗根類 1,114,918^円 製茶類 10,075,621^円 砂糖類 15,841,638^円 纖維類 157,219,017^円 蠶絲

類 201,093,631^円 畜産物類 2,010,386^円 藥材及染料類 471,923^円 雜類 276,351,891^円 を加ふれば概算

七億二千百五十七萬五千四百四十一圓となる。是れ大正二年の調なり。(農務彙報第四十九卷農業關係重要品輸

出入累年對照表大正三年十二月)

大正三年主要農業關係品貿易額は、

輸出之部 二億三千九百二十萬五千九百八十九圓

輸入之部 四億九十八萬六千三十四圓

239,305,989

400,986,034

合計 640,292,023

なり。

今便宜のため農商務省農務局編本邦農業要覽（大正六年二月）より掲出すること左の如し。

農業關係品の最近三ヶ年平均輸出額は二億五千五百六十九萬圓、輸入額は四億一千二百四十八萬圓にして、輸出額又は輸入額の總輸出額又は總輸入額に對する割合は輸出に於て四割、輸入に於て六割七分に當れり、而して輸出品の主要なるものは蠶絲類にして、農業關係品輸出總額の六割九分を占め、之に亞ぐものは真田、砂糖及茶とす、而して輸入品の主要なるものは綿にして、農業關係品輸出入總額の五割四分に當り、大豆粕、米、砂糖及獸毛之に亞ぐ。

輸 出

輸 入

品 目	價 額	品 目	價 額
	千円		千円
蠶絲類	一七五、八六二	綿	二二三、二九七
真田類	一四、七二三	大豆粕	三一、九一二
砂糖	一三、三九五	米	二六、〇六一
茶	一、七二九	砂糖類	二四、四六七
米	六、二四一	獸毛	二一、〇五八
果實及蔬菜類	四、四六〇	粗製硫酸アンモニア	一一、三八〇
薄荷	三、一〇三	小麥及小麥粉	八、五七三
花筵	三、〇五〇	大豆	八、〇五〇

以上の數字は極めて省略的なれども、以て本邦農產品の貿易產物となれる趨勢を窺はしむるに足る、若し夫れ世界大戰勃發以後の我農產品の貿易上大濶歩をなせる數字を掲ぐるを得るならば、最も此色彩を明瞭ならしむるを得べし、北海道に於て數多き小成金（農業的）を出せる亦其明らかなる證明なりといふべく、農業的成金といふが如きは殆ど夢想すべからざる性質のものなりしも、時局は之を生じて而かも人の之を怪しむなからんとす、農業生産の社會的として、又投機的として、世界的としての域に入りたること、益々明かなりといふべし。

抑、此の如く我農業界にして社會問題を生じ、勞働缺乏問題を生じ、國際的商品としての領域を益々擴大するに至りたるは、既に之れが生産に従事するもの、亦商業的國際的資本的ならざるべからざるを示すものといふべく、生産者其自身を各別に檢するときは、遂かに原始的經濟階級に入るべき生産消費を爲すものあるべしと雖も、其大なる雰圍氣 *Atmosphere* は資本主義の最高渦中に在るものならざるべからず。

若し夫れ精細なる明治産業の統計的發達及其他の概觀は之を他日に譲らんとす。

之を要するに、第四期（明治三十七八年戰役至世界大戰開始即ち大正五年）は前々期の制定施設せる産業行政制度の成熟時代にして又國際産業時代なり、蓋し日露戰役の結果として、急促ながら國際間に於ける國民的自覺を生じ、之れがため前期の對外競争の準備時代を受けて、國際的産業

國たらんとする念を強め、加之從來拘束せられたる關稅權の自由を回復し得たるよりして、關稅政策上に保護主義の加味するに至れり。而して本期の成熟時代なるは、其内容細胞の分裂を意義す、即ち之を例ふれば、資本主義分裂して社會主義生れ、隨て次の何かの時代を暗示するものといふべし。

「明治産業の開始に就きて」 石澤久五郎、國民經濟雜誌第二十五卷第三號 pp. 126 127.
明治三十七年十二月農學會にて會報號外として出版せる輸入關稅調査報告

上來明治時代に於ける農業發達の段階を、四期に分ちて其梗概を述べたるが、更に之を現代の資本主義の發達史上に於てすれば、明治時代は其第三期に在るものといふを得べし。

蓋し十九世紀は資本主義—資本主義 (Capitalism) とは資本家本位主義又は之に基づく社會組織の意に解す—の最大發達を遂げたる時代なるが、ブデン (Baudin, J. Villain & Wier, 1915) は資本主義的社會の歴史を好戰的傾向の有無を標準として三期に分ちたり、第一期は資本主義の猶幼稚なる時代にして、頗る戰動的なるを特色とし、幾分かの戰爭を重ねる間に、少年期より成年期に進み、資本主義の特徴も其間に明白に樹立さる。

第二期は頗る平和的なるを特色とす、其の全盛期に在りては、凡て國內問題にのみ注意され、内部を整へ、實業を盛にするを以て、國家隆盛の本と信せらる。

第三期には初期の好戦氣分を恢復せるを特色とす、即ち自由競争の原則に立脚せる社會（資本主義）が既に全盛期を經過して、下り坂になりたる時代なり。

ブデンによれば資本主義の右の三期の區別は、英國の歴史よく之を證明す。十九世紀の英國民は更に好戦的の氣風を現はすを見ず、其背武勇 以て有名なりし英國民も、過去百年間は極めて平和的なりし、即ち最上の資本主義的時代に於ける最上の資本主義的國民は著しく平和なりしなり。

エリザベス女王の即位（1714）より七年戦争（1756—1763）に至る二百年間は殆ど、絶間なき戦争の行はれたる時代にして、而して英國が世界商工業上の覇權を握るに至りしも、正に此の二百年の實果なり、然るに七年戦争終了し、其資本主義が成年期に入ると同時に、英國は平和時代に入り、實に今回の世界大戦争まで、其平和氣分を持續し來れるものなり、尤も此時期の初めに方つて、奈翁戦争に参加したれども、之に特殊の事情より出で、極めて例外的の戦争に過ぎず、少くも此奈翁戦争の終れる以來、今度の世界大戦争に至るまで、前後百年の間、英國は殆ど戦争といふべき程のものに關係なく、經過せるなり。（此百年間の歴史に於て英國が参加せる歐洲戦争と云へば、クリミア戦争のみたるが、之に戦争といふよりは、戦争に近き出来事たるに過ぎず。）

然るに七年戦争以後、少くも奈翁戦争以後十九世紀を通じて、斯の如く平和的なりし英國は、近頃その遂に資本主義發達の第三期に入ると同時に、急に帝國主義的となり、好戦的となれり、其時期を劃する者は實に第二回目のナポレオン戦争なり。（第一回目は1888 第二回目は1899—1902 年間に行はれたり。）

常に資本主義の本國たる英國内に於てのみならず、世界全體に就て觀察するも、資本主義の發達に伴ひ、最近に至るまで、世界は平和的なりしなり、所謂文明國即ち資本主義國は、奈翁戦争以來過

去百年の間に、嘗て一般的戦争を起すに至らざりしなり、又普佛戦争以來過去四十四年の間、曾て大戦争を醸したることなし、一八八七年の露土戦争は決して大戦役と謂ふべき程のものにあらざるが、それも既に三十六年前のことなり、資本主義的に發達せる歐洲の國民が、相互に戦ひたる最後の大戦争は、普佛戦争にして、其他の戦争は歐洲に於ては資本主義の最も後れたる *Prussia*（プロシヤ）の一角に限られたるものなり、然るに今回（一九一四年）に至りて、突如世界大戦争は世界の資本主義國の間に起りたり。

是れ畢竟するに、資本主義の發達の或る階段に於ては、國民が平和的になり、又或る他の階段に於ては好戰的になるものにして、此の如き態度の變化は、其が資本主義の經濟組織と離るべからざる有機的連結を有し、深く國民の經濟事情に根源するものなるを知るべし。

元來資本主義的組織の經濟社會が、發達を繼續するには、其基礎的事實として、常に労働者階級が自己消費する以上のものを生産するのみならず、社會全體としても亦其消費する以上のものを生産せざるべからず、此事あるを以て資本主義時代の最大特色たる巨大なる富の集積初めて行はるるなり。

畢竟資本主義の社會は常に剰餘生産物（自己の社會に於て消費するの必要な餘分の産物）を製出し、之を賣却して貨幣化することに依り、初めて其發達即ち富の集積を繼續し得るなり、されば

其健全なる發達の爲に常に「領外」の市場を必要とす。

茲に領外といふは必ずしも外國（政治上の關係に於ける）に限るにあらず、當該資本主義の社會に對し、經濟上の關係に於て、領外となるものにして、資本主義的發達に於て後れて居り、資本主義的社會の生産物を絶對的に吸收する状態に在る限り、それは即ち領外の市場なりとす。

元來資本主義の産業なるものは、如何なる國に於ても、先づ都會に發達せるものにして、從て最初の中は農村地方を以て、其剩餘生産物を賣却するための販路となすに依り、所謂「領外」の市場は之を國內に見出し得たるなり、併し乍ら農村地方も資本主義の發達に伴うて、何時しか自然經濟の域を脱するに至る、而して此舊式の自然經濟を脱するにあらざれば、「領外」として十分の資力を有し得ざるものなるが、而かも一旦自然經濟の域を脱するときは、産業的中心に對し從來顧客なりし者、變じて競争者となる、從つて資本主義が此點まで發達するときは、國民全體として剩餘生産物を有し、之を處分し得る領外の市場は、如何にしても政治的意義に於ける領外、即ち外國の市場ならざるべからざるに至る。

然るに此外國の市場たる所謂領外の市場は、永く領外の市場として、依頼する能はざるものなり、何となれば其等の後進國に於ても、資本主義的産業次第に發達して、自分自身剩餘生産物を有するに至ればなり。尤も他に全く資本主義に接觸せざる本開國ありと雖も、それ等の國民は資本主義

的產物（近世工業の產物所謂文明的商品）に向つて需要なく、又需要するも購買力を有せざるを以て、未開國其儘の状態にては、市場として頼むに足らざるなり。

斯の如くば、資本主義の世界は俗にいふ行詰りとなる筈なり、茲に於て彼等は此窮境を切抜くる策として、新たなる市場を創造する必要に迫らるゝなり、そは如何にして新市場を創造するかといへば、未開國の發達を刺戟し、未開國を文明化するため、種々の開發事業、例へば鐵道の敷設、運河の開鑿等を企圖し、以て文明的商品の需要者を製造せんとす。

此資本主義の先進國が未開國を開發して、自己商品の販路を開拓することは、二個の結果を生ず、一は遂に彼等未開國をば資本主義的發達の渦中に引込みて、以て新市場を創設すること、是れ窮極の結果なり、之に對して直接の結果としては、鐵道敷設事業そのものために、主として鐵製品に對する需要を喚起すること、是れなり、例へば、一億圓の費用を投じて支那に鐵道を敷設すれば、八千萬圓乃至九千萬圓の鐵製品は、資本主義的生産の國より支那に向つて輸出さるゝ、而して殘りの一千萬圓乃至二千萬圓は工事に使役さるる苦力等の手に落る、此金を以て苦力が襯衣、帽子、靴等を買へば、其等の商品も亦先進國より支那に向けて輸出さるべし、その主なるものは鐵製品（鐵及鋼鐵）の輸出なり、先進國より未開國に對する所謂「資本の輸出」は、現時主に斯の如くして行はるるものなり。

經濟上の先進國より後進國へ、資本が主に鐵及鋼鐵の形に於て輸出せられ、それが永久的の改良事業、主として鐵道に投下せらるる如き現象は、今日の資本主義の世界に生産上の分業行はるを示すなり。先進國は主として生産財（物を製造する爲の手段となる物、例へば織物機械は一の生産財なり）を製造し、後進國は主として消費財（消費財は又享樂財ともいひ、直接吾人の享樂の爲めに消費せらるる物、例へば織物は一の享樂財なり）を製造す、蓋し後進國は自國內に資本主義的産業を起すに至ると雖、最初は織物其他の消費財を生産し得るに止まり、機械其他の生産財は依然之を先進國より輸入する外はなし、而して後進國漸次發達するに従て、先進國の産業の重心は漸次動き、割合からいへば、消費財の生産減じて、生産財の製造に其主力を集中することとなる、則ち最も高度の發達を遂げたる資本國の主要産業が、其中心を織物より鐵に移すに至る所以を見るべし。

此の織物より鐵に移ることに依て、資本主義は其發達の第二期より第三期に進み、同時に平和氣分の時代より好戰氣分の時代に移れるなり、然らば何故に資本主義が鐵の時代に入るに及んで、急に好戰的となるか、綿絲や織物の如き所謂輕き商品を賣る場合と、鐵道用材料の如き、所謂重き商品を賣る場合と、全く其性質を異にするに由來す、前者は飽くまでも自由競争に耐へ得るが、後者は全く獨占的性質を有すればなり、前の場合には問題が單に商品販賣の競争に係るけれども、後の場合には其が資本放下の競争となるが故なり、前の場合には商品を賣付けて、その代價を取立つれ

ば罷事終れとも、何千萬圓乃至何億圓といふ鐵道用材を賣付けける段には、織物、帽子の如き消耗品と異なりて、代價を直ちに賣付けたる未開國より取立つること能はず、多くの場合には賣付けんとする資本國の資本家が、自己の企業として鐵道の敷設事業そのものを、自身に負擔することになる、即ち後進未開の國に對して、資本放下をなし、漸を追うて其元利を回收する方針を採らざるべからざるなり。

獨逸の商人がアメリカに行きて織物なり帽子なりを賣らんとする場合には、其所が獨逸領なること英國領なることは何等の關係あるにあらず、唯競争者より安く賣るならば、其市場は獨逸人のものなり、然るに軌道汽罐車其他鐵道の敷設并に經營に必要な鐵製品は、襯衣や帽子を賣るが如くに、之を土人に賣付けける能はず、賣手自らの手を以て鐵道そのものを敷設せざるべからず、茲に於て、如何なる國旗が現實に將た無形的に其地方に翻つて居るかは、非常に重要な問題となるべし。

獨逸人が英領植民地に入りて、鐵道の敷設をなさんとするも、それは英國の許さざる所にして、年來自由貿易を執り來れる英國の態度が、此問題になるときは全く一變して、彼れは常に其廣大なる植民地を通じて、鐵道を敷設するの機會を、自國の資本家に留保せんとするのみならず、假令所謂「獨立國」にても若し土耳其、波斯、支那の如き經濟上の未開國にあるならば、此等の國に於て他國が鐵道敷設權を得ることに對し、非常なる嫉妬を起すなり。

經濟上の先進國、即ち鐵及鋼鐵を其主要産業となす資本主義の先進國が、後進未開の國に對して、資本の放下（鐵道用材の如き所謂重き商品の賣付け）をなすときは、漸を追うて其元利回收の方針を採らざるべからず、多くの場合には之を賣付けんとする國の資本家は、自己の企業として鐵道の敷設事業をも、自身に負擔することになる、然るに未開國に於ける鐵道敷設は、現下に決して利潤を擧げ得べき見込なく、而して之を資本家の立場より云へば、如何に鐵道の敷設が、未開國の開發を早め、文明の普及に貢獻するも、自己の放下資本に對し、相當なる利益の配當なくんば、全く無意味の事業たらんとす。

茲に於て、此等の資本家は鐵道敷設の附帶條件として、當該未開國に對し所謂利權の獲得を要求す、即ち斯かる鐵道の敷設が、如何に其國の開發に貢獻すべきかを、詳細に説明し、更に斯かる極めて有利なる事業も、事業そのものとしては差當り、收支相償ひ難き事情にあることを、細密に説明し然る後之れが代償としての一定の利權を要求するなり。

此等の特權には種々あり、資本家は彼等が鐵道を敷設せんとせる國の政府より或は直接の補助金を得、或は廣大なる地域に亙りて、土地の租借殊に鑛山の採掘權を得、或は當該國の通商に關する獨占權、少くとも或る種の貿易に關する獨占權を得んとする如き是なり、資本家は場合によりては此等數種の特權を、同時に併せて獲得せんことを、敢て要求することあり。

勿論、此等の利權獲得にして達せらるときは、未開國に於ける鐵道の敷設、初めて割の善き仕事となるものにして、然らざる間は、實際に着手し得ざるなり。

資本主義の先進國に於ける鐵並に鋼鐵の主要産業が、其販路の獲得には斯かる事態の伴ふものにして、此場合後進國たる未開國に於ては、左程鐵道敷設の利益を感ぜざるものもあり、又は却て之に反感を有する者あり、況んや利權の割譲は決して容易なる問題にあらざるをや。

茲に於て、斯かる資本家は本國政府の後援を求め、武力を背後にせる其干涉を得、然り而して同じ利權を、數ヶ國の資本家が競合する場合には、本國政府の強きもの最後の勝を占むるを常とするの有様なり。

斯の如くんば、高度なる資本主義的發達を遂げたる國にありては、現代の貿易は最早や個人的に、經營せらるべき平和事業にあらずして、國民と稱する大團體に依て、經營せらるべき武力的事業と化したるものなり。

是れ吾人の名づけて現代帝國主義と稱する現象（資本主義の主要産業として、鐵及鋼鐵が織物の地位を奪ひしといふ經濟事實の政治上社會上に於ける反射的表現）の起る所以にして、聽て此度の世界大戰争を生ずるに至れる經濟上の一般的原因なりとす（以上「社會問題研究」第三冊 III. 10 10 所

載 *Boehm, S. ed. in & 774. 1915* の解説に 106)

第十九世紀は資本主義發達の第二期、即ち平和時代にして、此世紀に於ける先進資本國の主要産業は織物工業なりしなり、然るに二十世紀に入りて、最も高度の發達を遂げたる資本國の主要産業が、其中心を織物より鐵に移すに至るや、資本主義の發達は第二期より第三期に進みたるものなることは、既に述べたる如し、而して第二期より第三期に進むと同時に、平和氣分の時代より好戰氣分の時代に移ることも亦既に陳べたり。

扱之を我邦の歴史に就てみるに、元來資本主義なるものは如何なる國に於ても、先づ都會に發達するものなるが、上古村落經濟の時代に於ては、一般農民の需要は其居村若くは近傍に開かれたる時々市場に於て供給せらるゝか、又は行商の手に依りて供給せられたるに過ぎず。

伊勢の四日市其他全國處々に二日市三日市又は七日市八日市十日市等の名稱を有する市街地は、上古は皆各々其名の日に於て定規の市場を開きたるものが、段々發達して、今日の如き市街地となりたるものなり。

又此時代には各地方に行商あり、村々を徘徊して農民の用ふる必要品を負販し、又木工細工師なども其道具を携へて、村々を巡回し、或ば一ヶ所に數十日も滞在して、仕事をなしたるものなり。

建保三年（一一二二）北條義時鎌倉に於て商業を營む特權ある者の數を定め、寶治二年（一一二二）時頼亦鎌倉商人の「式」數を定む、所謂式は商人の團體にして、幾ばくもなく之を「座」と呼ぶに至る、當時亦手工業者の團體あり、鎌倉にて市籍に登録せられたる手工業者團體、凡そ三十三を數へたりといふ。

手工業者團體に就き初めて記録の存せるの時、商人の團體は既に存し、手工業者團體も亦商人團體と等しき特權を與へられたるものの如し。日本經濟史論 p. 103

鎌倉時代既に斯く商人の團體ありたれども、此時代には都會生活未だ發達するに至らず、商工業未だ勃興の機運に際會せず、足利時代に至りて急速なる發達をなせるものなることは、既に述べたるが如し。

降つて織田豊臣時代の元龜天正以後には、大名の城下（凡そ全國に三百箇所ありたりといふ）全國到る所に成立して、漸々都市の形を具備するに至つて、農民の需用は一般に其附近の城下に於て濟充することとなれり、隨て農産物も亦其城下に搬出して、金錢に換へる状態に推移せるものにして、是れ即ち我邦の經濟史上重要な都市經濟の濫觴なりとす。

然れども此變化の最も著しく顯はれて、大名の城下が眞に分配消費の中心となり、盛に所謂剩餘生産物を製造するに至りたるは、徳川氏の中葉元祿以後なり（徂徠の政談に詳かなり）。今之を證せんか、

(1) 民間爲替事業は寛文十一年（寛文十一年は元祿より古き、三十六年乃至三十二年なり）大阪江戸商估等各自銀百枚を醸したる手板組を始め、漸く國內に行はるるに至れり

(2) 寛文年中に三浦の商估相謀り、町飛脚問屋抱寄領を設けたり、東海道行程六日を要せるより定六と呼び、後毎月この日を飛脚發行日とせしかば三度飛脚と稱せり、尤も其以前元和二年中に三度飛脚ありたり。

(3) 江戸時代に至りて初めて營業税あるは其證なりとす。

鎌倉時代にては、

雜稅所謂小成物として、山林、原野、河海、池沼等に年貢と稱し、定種定額の物を年々に納めしめたり、其以前には其産物に調庸を賦せり。

足利時代

鎌倉時代と異ならず、唯次第に重くなれり。

豊臣時代

江戸時代にては

田租、雜稅、小物成、山年貢、山役、山手米、營業稅（運上、冥加、役、分一）、海關稅あり。

營業稅は商工、漁獵、運送、橋津等總て營業に賦する租稅なり。

運上とは所本に定率あるをいひ、

冥加は上請して納むるをいひ、

役とは夫役に基き現物若くは永錢にて上納し、

分一とは賣買幾分を納むるをいふ、(三浦菊太郎、日本法制史、第四章租稅の制度)

(4) 海關稅といふも江戸時代にては、初め英、葡、蘭、清等諸國に貿易を許し、尋で蘭、清國に之を限り、また之に關する稅

法を確定せず、唯賣買の運上に止まりしものなり、孝明天皇(安政四年八月)改めて和蘭と條約を締結し、翌年米國と修好

條規を交換してより海關稅を一定せり、是れ明治三十二年七月以前に行はれたるものなり。(日本法制史、p. 219)

斯の如く徳川時代に於て、大名の城下に一種封建的都市經濟が發達したることは、古代の村落經濟と明治維新の國民經濟との中間に、介立する重要なる現象にして、是等の都市が農産物消費の中

心となり、製造品供給の源泉となり、同時に一般進歩の要件たる欲望を向上せしむる媒介となりたるに至りては、西歐の都市と全く同一の効果を現はしたるものにして、我が經濟史上重要な事實なりといふべし。〔經濟論叢第六卷第五號、(1883)〕

徳川時代に於ける鎖國の日本は、世界の日本の過程に必要な階程として、現はれたるものなり、鎖國前の開國數十年の經驗を以てしても、日本は世界に乗り出すべき十分の資格なく、當時の日本には適當に漢文の構造を一通り學ぶことの出來たのは、元祿以後の事實なり。

日本人の尊王愛國も、日本人の神道説も、識者を動かすに足る形を以て、成立を遂げたるは、日本人の漢文を讀む能力の上達に並行し居れり、隨て眞の意義の國民的統一は、日本人が外國との交渉を成るべく稀薄にして、靜かに自ら考へる事の出來る境遇を得たる後の事實なり、亦日本の國產と稱すべき多様のものが、各地に分布されて各其特色を持つに至りたるも、此時代の特徴なりとす。(若宮卯之助「危險思想の中心としての帝國大學」、『新時代叢書卷第二號』)

徳川時代に於て、商工業の盛に興りしのみならず、文學技藝の興隆普及此の如きものあり、然れば徳川鎖國が日本の歴史に一大使命を有せることは、其平和的發達にあらずして何ぞ。

茲に至りて、之をブデインの所謂資本主義發達史の三時期に當てて考ふるに、我邦に於ける資本主義は徳川時代に於て、その發達の第二期に進みたるものと謂ふべく、第一期は徳川時代に先たつ

數世紀を占め、交々戦争相次ぎたる時代なり、而して徳川時代の第二期より明治時代の第三期に進みたるものなり。

明治時代は資本主義の發達史上第三期に進みたるは、即ち明かなれども、未だその高度の發達を遂げたるにあらず、今日の資本主義の世界に行はるる生産上の分業は、先進國は主として生産財を製造し、後進國は主として消費財（享樂財）を製造し居れるものなるが、現時の日本の主要工業は紡績にして、之に必要な紡績機械は外國より之を輸入し居れる現状なり、鋼板製造能力は尙到底造船上の需要を充すに足らず、世界大戦開始以來、日本の製鐵並に製鋼業は著しき發達を來し、今や是等製品の大部分は漸く自給の域に達せんとして、突如休戰條約成立の聲と共に俄然甚しき苦境に陥り、此儘放任せんか、其大多數は遂に破滅の運命に陥るを免れざるの狀勢に在り、果して然れば明治時代に入りて、資本主義發達史上第三期に入りたる我日本は、其主要産業の中心を織物の如き平和的産業より鐵並に鋼鐵の好戰的産業に移すに至りたるものと謂ふ能はざるべし。

然れども既に述べたる如く、現代資本國の進むべき途は明かなり、日本も亦遂に其仲間に入るべきものなり、況んや既に或は仲間入りしたる點なきにしもあらざるに於てをや、然り而して吾人の此仲間入りは決して吾人の自ら擇びたるにあらず、畢竟資本主義の發達の或る階段に於て國民が平和的になり、又或る他の階段に於て好戰的になるものにして、此の如き態度の變化は、其が資本主義

の經濟組織と離るべからざる有機的連結を有し、深く國民の經濟事情に根源するものなることは、既に詳論せるが如し。

吾人人類が其生活に必要な物質を社會的に生産するに當つては、吾々は其生産のため常に何等かの社會關係を結ぶのみならず、其社會關係は吾々の意志如何に係らず、社會の生産力の發展の程度に應じて、必然的に一定の關係に決定さる。

ゾムバルトの資本主義論

資本主義經濟組織の特徴

ヴェルナー・ゾムバルト (Werner Sombart) の近世資本主義論 (Die Moderne Kapitalismus) は資本主義の成立及本質を根本的に叙述せる點に於て、幾多の新見解を齎せるを以て有名なるが、近世的意義に於ける資本を解して、唯單に其所有者の生計を維持するといはんよりは、寧ろ新らしき資本を集積せんとするにありとなせり、然れども資本主義の概念構成に就ては

ワグナー (Wagner) の如きシモルラー (Stammler) の如き、エーレンベルグ (Ehrenberg) の如き、之を否定し、シート (Cride) の如き、マーシヤル (Marshall) の如き、セリグマン (Seligman) の如き、フヒリポビッチ (Philippovich) の如きは、此語の意義に就て何等の論をなさず、但し、ベーム・パウエルフ (Böhm-Bawerk) は資本主義を解釋して、資本財の適用せらるる生産の場合、或は資本の所有者、即ち資本家の指導の下に生産せらるる方法となせり (J. Conrad Handwörterbuch des Staatswissenschaften 2.A. 27, 25-26) 而してゾムバルト (Sombart) に據れば資本主義的經濟組織の特徴は左の如し

1. 經濟生活の中心が共産的經濟組織に存せずして、個々の私經濟的組織に在り、而して其運用者は單に消費方面のみならず、同時に生産方面の傾向及方法をも決定するものなること、之を換言すれば、資本主義的經濟組織の運用者は、經濟上の優越權を掌握し、業務遂行の前途に横ばる利益及損失を自己負擔すること。

2. 自給自足の經濟組織と異なりて、各自の經濟組織間には分化的職業を有すること。

ゾムバルト (Sombart) に據れば經濟組織左の如し。

第四章 農業の發展

經濟階級

經濟組織

經濟主義

- 1. 原始的血液經濟
- 2. 大家族經濟
- 3. 廣義の自己經濟

- 4. 廣義の自己經濟 (但し生産消費の分離せる場合)
- 5. 村落經濟
- 6. 都市經濟
- 7. 社會主義的經濟
- 8. 上古の奴隸經濟
- 9. 近世植民地の奴隸經濟
- 10. 資本主義的交通經濟

需要充足經濟

社會經濟

營利經濟

W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*. B. I. S. 67

3. 中世の所領經濟の如きものと異なりて、市場的 (交通經濟的) 組織を有すること。

4. 手工業組織と異なりて、生産要素が總て一人の手に存せずして、永續的に社會の種々なる團體に存すること。

5. 生産要素たる勞力に既に分化作用行はれて、指導的組織的勞働と、實行的勞働との間に、其人を異にするに至れること。

而してソムバルトは近世資本主義發展上最大要件を、(1) 貴金屬採掘、(2) 植民經濟、(3) 集積的地代に求めたり。

貴金屬産地を所領せる者、或は之を發見し經營するものにとりては、採掘事業が直接に各自の財産の集積的要素をなせること

は明白なる事實 (W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus* B. I. S. 274 - 275 參照) にして、又植民地産物の輸入と奴隸商賣が近

世資本主義の運動にとりて、極めて顯著なる意義を有すること、素より疑ふの餘地なし。(Fulke, *Die Geschichte des deutschen*

Handels. B. II. S. 20 : F. Hechsteter, *Die Abschaffung des britischen Sklavenhandels in Jahre 1806—1897* S. 2—9).

近世資本主義發展の三大要件

一、世より近世にかけて、西部歐洲諸國に幾多の富豪成立し、此等の徒によりて運用せられたる資金の集積作用は、即ち近世資本主義發生の根本的基礎となれるものなり。

然るにリムバルトは此在來の商業説、資本の人格的説明を排して、地代説を主張せり、彼の論ずる所に據れば、中世以來の商業は財産集積のためには、其販路餘りに狭少に、且つ運送費高額に失し、從て利益少く、其經營は全く手工的たるに止まりしなり、而して更に大企業家と稱せらるる金權的豪族は、職業的に商業を經營せるものより生ぜずして、寧ろ都市の内外に廣くなる地面を所有せし或は所有せるもの間より發生せりとなせり、則ち新資本主義發生の要素は都市内に自由に、或は強迫的に、移住せる地方の豪族及草分地主 *Patrician* となりとせり、則ち近世資本主義的經濟組織を築きたる資本其のものは、地方豪族及草分名主の收得せる地代の變化せるものなりといふなり、而して其史實的證據を舉げて、最も力を南獨逸 *Nieder-Rhein* 伊太利 *Lorenz* 同 *Venice* に就て史的實證をなしたり。(W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, B. I. S. 199—324)

然れども當時地代なるものが資本構成可能として必ずしも主要なる意義を有せざりし理由あり。

(1) 當時の都市には草分名主以外に大地主存在せしこと、則ち中世以外獨逸諸都市土着の町人が、自己所有地の一部を新移住の手工業者、或に營業者に貸與し、或は賣却せんとするや、大地主(寺院の如き)より激烈なる反抗を受くるを常とせり、蓋し土地の賣買は基督教の精神に背反するを理由とし、又それよりは自己の所有地より實益を得んがため、賣却又は貸付の際町人と競争したればなり。

(2) 土地貸借に關して法律的慣習あり、一時借地は極めて小範圍に於てのみ可能にして、永代借地は十二世紀の中期より十三世紀にかけて最も多かりし、而して一時的借地といふも、短きは八十年長きは千年に亘り、其實永代借地と相去ること遠からざるものなり、去れば土地價格の増減に從うて、地代の變化なく、地代によりて資本を構成すること、容易ならざる不可の事情ありしなり。

(3) 當時獨逸の都市には手工業者に對する保護盛にして、地代を貪ぶる地主に對して、大に障害と成れる事實あり。(Strieler, *zur Genesis der modernen Kapitalismus*, S. 43)

更に Sombart の提説に反對なる事實を示せるはフロレンツ (Florenz) なり、此の都市は金屬探掘の史實、極めて少なく、

(R. Davidsch, Forschungen zur Geschichte von Florenz, II, S. 308. 植民經濟の事實に至りては、全く之を缺けり、而して

地代の集積は如何といふに、所謂地代の集積作用は薄弱にして當時同市に於ける資金の充實は、寧ろ商工業の發達に歸すべきもの多く、地價の騰貴のため地代がフロレンツの資本力に大なる影響を與へしものとするも、其實地價の騰貴は同市に於ける資本充實、即ち資本的基礎の上に築かれたる商工業の發達の結果なりしなり、シュバルトは實に原因と結果とを顛倒せるものなりとす。(R. Davidsch, Forschungen zur Geschichte von Florenz, 4, I, S. 269, 270) 要するにフロレンツに於ける資本主義發生の歴史は、之を地代そのものに求むべきものにあらずして、寧ろ政治的關係より醸されし經濟上の變化に歸するを正當なりと信ず。(近世資本主義と地代説、阿部秀助、三田學會雜誌第七卷第三號)

又ヘニス (Henis) に於ても商業と海運とが同市に於ける資本主義發生の主要なる原因たりし史實之を證することを得べし (R. Meynen, Zur Entstehung der Kapitalismus in Venedig, S. 122.)

予は茲に當時の學術界並に思想界の趨勢を述べんとす、蓋し當時の社會的發展を窺ふ資となるべく、興味尠なからずと信ずるのみならず、又偶々農事に關するそれを反映せしむるものなくんばあらざるなり。

當時の學者といへば西村茂樹、津田真道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、福澤諭吉、杉亨二、箕作麟祥、森有禮の諸氏にして、此等の學者は相謀りて明六社を創立し、明六雜誌 (又は明六社雜誌) を發行せり、今其第一號を讀むに、表紙裏面に趣意書あり、曰く「頃日吾儕盍簪し、或は事理を論じ、或は異聞を談じ一は以て學業を研磨し一は以て精神を爽快にす、其談論筆記する所

積て冊を成すに及び之を鏤行し以て同好の士に頒つ、瑣々たる小冊なりと雖も邦人の爲めに智識を開くの一助と爲らば幸甚、明治甲戌二月、明六同社識」と而して其末尾の頁に曰く、「本朝ニテ學術文藝ノ會社ヲ結びシハ今日ヲ始メトシ而シテ社中ノ御賢ハ皆天下ノ名士ナリ人皆謂ハン卓犖奇偉ノ論千古不磨ノ説ハ必ラズ此會社ヨリ起ラント何事ゾ諸先生ノ卓識高論ヲ以テ愚蒙ノ眠ヲ覺シ天下ノ模範ヲ立テ識者ノ望ヲ曠フセザランコトヲ是祈ル」此文特に署名はなけれども、西村茂樹氏の文なるが如し、文中明六社のことを會社といへり、今日よりいへば奇なりと謂ふべし、明治八年二月一日明六社の第一年回にして、初めて社の役員を改選するの期に方りて、社長森有禮氏の創立以來の事歴の大略を陳述したるものに據るに、

明治六年七月余（森有禮氏）亞米利加より歸て、立社會同の事を謀る、諸君皆嘉して速に之に應じ、會談三回を経て、社則設立の議興れり、而して其議遷延、七年二月に及び、始めて一定す、その以前福澤諭吉君を社長に選ぶの議ありて、社、西村茂樹君と予とに委ね、其旨を同君に致して、之を請はしむ、君固辭して許さず、此に於て社之を予に命ず、余敢て辭せず、謹で之を承けたり、社又會計を清水卯三郎君に、書記を世良太一君に任ぜり、兩氏勉焉從事の狀は、諸君の親認する處なり、今兩君に社の謝詞を致すは、唯り余の喜びに止まらず、亦必ず諸君の嘉許する處たるを信す。

○立社の本員は總數十名、即ち西村茂樹、津田眞道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、福澤諭吉、杉亨二、箕作麟祥、森有禮、其中獨り箕作麟祥君は病に由て退社せり、此の博覽の名家を失ひたるは、實に社の不幸と云ふべし、然れども其少く瘳るに至り、同君再び來會の時あるを祈望するは、諸君皆予と共に之を同すること疑を容れざる處なり、立社の後之に加はりたるもの五名、通信員に選人されたるもの五名、格外員十名、渾て三十名なり、外に客員と目して社許を得、臨時に來り會す

る者は、其數定まりなし、然れども近時毎會増加するの勢にては、數月を出ずして幾百名に至る、亦計る可らず、是れ社の面目實に榮と爲すに足ると云ふと雖、還た之れが爲めに多少の雜沓を來し、且又聊社の費用を加ふるにより、何とか之が爲めに處分をなさざるを得ず、予が所考にては客員を許すには、票紙を賣るの法を設け、以て其費用を補ひ、而て其票面に番號を記し、之に從て席順を定めば、亦雜沓の患をも免ることを得べし、然れば則客は其票紙を買ひ、自由隨意に來り臨むを得、社亦從て弘業の便を進むるを得て、其幸榮を増すに至るべし。

明六雜誌
の發兌

○明六雜誌の發兌は昨年（明治七年）二月に始り、毎月凡そ二號づつ發行し、同十一月に至て三號に増し、昨年中の刊行都て二十五號、其冊數十萬五千九百八十四、其内既に賣出の分八萬百二十七冊、即ち每號三千二百五冊餘の割合なり。

○昨冬來社會演說の法起りてより漸クサエチーの體裁を得るに至れり、然れども未だ之を聽くの後、就て討論批評するの段に至らず、是れ畢竟多く漢字を用ひて、聽者明に之を理解することを得ざると、演說の法未だ能く整はざるとに歸すべし、須らく厚く意を此に注ぎ、その障礙を除くの手段を立て、愈會樂を増し社益を進むることを謀るべし。

○吾社にて論ずる處の件は、制規第一條に掲げある如く、専ら教育に係はる文學、技術、物理、事理等凡そ人の才能を富まし、品行を進むるに要用なる事柄にして、而かも期する處専ら後世に屬するを以て、或は今時の忌嫌に觸ることもあるべし、是れ止むことを得ざるに出るものなり、然り而して時の政事に係はりて論ずるが如きは、本來吾社開會の主意に非ず、且つ唯其勞して功なきのみならず、亦之に由て或は不要の難事を社に來たすも計る可らず、故に今聊將來の社益を慮て此に豫期す、願くば諸君之を諒せよ。

○社長改選に方つて新社長を名指して公選に附するは舊社長の任なりとす、今予之を辱ふするは眞に面目の至なり、而職に在るの同、終始諸君の寵惠特信を受けて、今日容易に之を解くことを得るに至りしは、予實に欣喜の至りに堪へず、再び茲に恭く謝詞を呈す、諸君願はくば之を受けられよ。

○社長は性質溫厚、能く凡事の情に通達する者を以て適任とす、予今箕作秋坪君に於て之を見る、由て同氏を名指して、今後一年間の社長に薦む、諸君の公選、亦此に出てば實に幸甚。

今明六雜誌(第一號より第二十五號)に至る凡て明治七年二月より凡そ一年二ヶ月間)に現はれたる
命題を順次掲げて、是等の學者及當時の選びたる思潮一斑を窺はんとす。

明六雜誌第一號所載

洋字を以て國語を書するの論

西 周

開化の度に因て改文字を發すべきの論

西村茂樹

第二號所載

福澤先生の論(學者職分論なり)に答ふ

加藤弘之

學者職分論の評

森 有禮

非學者職分論

西 周

學者職分論の評

津田眞道

第三號所載

開化第一語

森 有禮

陳言一則

西村茂樹

民選議院設立建言書の評

森 有禮

峨國彼得王の遺訓

杉 亨二

開化を進る方法を論ず

津田眞道

駁舊相公議一題

西 周

第四號所載

第四章 農業の發展

人民の自由と土地の氣候と互に相關するの論

アルンチエリ氏國法汎論

摘譯民選議院不可立の論

佛人シユルリノ氏國の衰微に赴く徴を舉る條目

教門論 一

煉火石造の説

第五號所載

保護税を非とする説

教門論 二

北亞米利加合衆國の自立

第四號中人民の自由と土地の季候と互に相關するの論續譯

米國政教

第六號所載

出板自由ならんことを望む論

教門論 三

米國政教 前號の續き第三章各邦の教道憲法

宗教

ヒリモア萬國公法の内宗教を論する章

第七號所載（明治七年五月刊行）

獨立國權義

箕作麟祥

加藤弘之

杉 亨二

西 周

西 周

津田眞道

西 周

杉 亨二

箕作麟祥

加藤弘之

津田眞道

西 周

加藤弘之

森 有禮

柴田氏譯

森 有禮

武官の恭順

開化の進むは人民の衆論に因るの議

南北米利堅聯邦論

拷問論の一

平假名の説

第八號所載（明治七年五月）

服章論

妻妾論

教育談

空商の事を記す

教門論 五

本は一つに非ざる論

第九號所載（明治七年六月）

運送論

リホルチーの説

教門論 六

政論

第十號所載（明治七年六月）

拷問論の二

眞爲政者ノ説

第四章 農業の發展

加藤弘之

箕作麟祥

杉 亨 二

津田眞道

清水卯三郎

津田眞道

森 有禮

箕作秋坪

杉 亨 二

西 周

津田眞道

津田眞道

箕作麟祥

西 周

津田眞道

津田眞道

津田眞道

津田眞道

杉 亨 二

津田眞道

西學一斑

質疑一則（日本文字言語改正に關する）

第十一號所載（明治七年六月）

政論の二

妻妾論 二

西學一斑續譯

質疑一則（バツクル氏開化譯に關して）

第十二號所載（明治七年六月）

教門論 七

政論の三

西學一斑續譯

第十三號所載（明治七年六月）

米國政教續

想像論

民選議院疑問

第十四號所載（明治七年七月）

知說

リホルターの說第九號續

貨幣の効能

天狗說

中村正直譯

阪谷 素

津田真道

森 有禮

中村正直

阪谷 素

西 周

津田真道

中村正直

加藤弘之

津田真道

阪谷 素

西 周

箕作麟祥

杉 亨二

津田真道

第十五號所載（明治七年八月）

妻妾論 三

西學一斑續譯

租税の權上下公共すべき説

政論 四

第十六號所載

政論 五

人間公共の説

西學一斑

愛敵論

第十七號所載（明治七年九月刊行）

財政變革の説

地震の説

知説 二

第十八號所載（明治七年十月刊行）

西洋の開化西行する説

輕國政府

人民公共の説 二

火葬の疑

情實記

第四章 農業の發展

森 有 禮

中村 正直

阪谷 素

津田 眞道

津田 眞道

杉 亨 二

中村 正直

西 周

神田 孝平

津田 眞道

西 周

津田 眞道

加藤 弘之

杉 亨 二

阪谷 素

西 周

國樂を振興すべき説

第十九號所載（明治七年十月）

秘密説

民選議院の時未到論

尊異説

人間公共の説 三

第二十號（明治七年十一月）

新聞紙論

妻妾論 四

狐説の疑

狐説の廣義

知説 三

第二十一號（明治七年十一月）

征臺和議の演説

三聖論

人間公共の説 四

女飾の疑

第二十二號（明治七年十二月）

知説 四

夫婦有別論

神田孝平

西 周

神田孝平

阪谷 素

杉 亨 二

津田眞道

森 有 禮

阪谷 素

阪谷 素

西 周

福澤諭吉

津田眞道

杉 亨 二

阪谷 素

西 周

津田眞道

政教の疑 一

化學改革の概要

紙幣引換懇願録

第二十三號 (明治七年十二月)

内地旅行

正金外出歎息録

西學一斑の續

第二十四號 (明治七年十二月)

内地旅行論

貿易改正論

第二十五號 (明治七年十二月)

知説 五

政教の疑餘

怪説

第二十六號 (明治八年一月)

内地旅行の説を駁す

貿易權衡論

紙幣成行妄想録

第二十七號 (明治八年二月)

妻妾論 五

第四章 農業の發展



阪谷 素

清水卯三郎

神田孝平

西 周

神田孝平

中村正直

津田真道

杉 亨 二

西 周

阪谷 素

津田真道

福澤諭吉

津田真道

津田真道

神田孝平

森 有 禮

森 有 禮

森 有 禮

森 有 禮

森 有 禮

民選議院變則論

第二十八號（明治八年二月）

民選議院變則論の續

政體三種説

第二十九號（明治八年二月）

網羅議院の説

自由交易論

教門論疑問第一

第三十號（明治八年二月）

明六社第一年回演説

人材論

教門論疑問第二

人民の性質を改造する説

第三十一號（明治八年三月）

夫婦同權の流弊論

修身治國非二途論

教門論質疑第三

男女同數論

第三十二號（明治八年三月）

ナショナルケレクトル
國民氣風論

阪谷 素

阪谷 素

西村 茂樹

西 周

西村 茂樹

柏原 孝章

森 有禮

津田 眞道

柏原 孝章

中村 正直

加藤 弘之

西村 茂樹

柏原 孝章

福澤 諭吉

西 周

妄説の疑

第三十三號（明治八年三月）

善良なる母を造る説

賊説

日曜日の説

貨幣病根療治録

第三十四號（明治八年四月）

想像鎖國説

貨幣四録附言

情慾論

第三十五號（明治八年四月）

支那不可侮論

天降説

夫婦同權辯

阪谷 素

中村 正直

西村 茂樹

柏原 孝章

神田 孝平

杉 亨二

神田 孝平

津田 貞道

中村 正直

阪谷 素

津田 貞道

以上總計百一篇中理化學に關する一篇、經濟財政に關するもの十二篇、（中經濟に關するもの一二篇に過ぎず）其他の八十九篇は政治、法律、教育、宗教、外交、修養、歴史、言語等に關するものなり、以て當時の學者の志す所を知るべく、經濟財政の思想の振はざる著しく、更に甚しきは理化學に關する知識の發露の皆無なる事を記さざる可らず、勿論學者は世に先んずるに論莫けれども、

總計百一篇中理化學に關するもの唯

當時政治法律問題急要なるものあり、學者亦其當面の問題に追はれたる次第なり、と解すべきか、然れども本草學者、醫學者、藥學者所謂蘭學者なるもの相應に存在したることも明らかなるに、偶々明六社同人中に斯かる蘭學者を缺きしを以つて、理化學に關する知識研究なかりし所以なるか、之を要するに、今日に於ても邦人中自然科學（農學亦其一なり）を學ぶもの尙比較的尠きは、斯る歴史的因子の與る所ありとなすも、敢て過言にあらざるべし。

今明六社雜誌明治七年二月より一年有餘の長き間に顯はれたる唯一篇丈の理化學的論説は抑々何人の論ずる所となすか、西村茂樹か、津田真道か、西周か、中村正直か、加藤弘之か、箕作秋坪か、福澤諭吉か、杉亨二か、箕作麟祥か、森有禮か、否、此等の諸先生にあらすして、清水卯三郎といふ人なり、同氏は當時日本橋區本町に藥種商、醫療器械商、洋書籍商を營みし人なりしが如く聞けり、此學商其業務の性質上自然。以上の諸先生と交遊ありしなるべし、否、理化學知識に關しては右の諸先生よりも先生なりしならん、清水氏の斯く理化學に關する稀有の論説を掲げて、讀者の一察を博し、兼ねて明治六七年頃の邦人の自然科學に關する知識の一斑を窺ふの料となさんとす。

化學改革ノ大畧

清水卯三郎

當時自然科學に關する知識一斑

學商と自然科學

西哲ノ學術ニ於ケル各其學派ニ隨テ社ヲ結ビ彼ノ學ヲ所ハ我が知ラザル所ヲ補ヒ我が知ル所ハ彼ノ學バザル所ニ充テ以テ相交換シ以テ相討論シテ而シテ其說ヲ定ム化學ノ如キモ亦又然リ數年以來ボトアシクソルフエート（即硫酸剝篤亞斯）ボトアシクヨテエート（即沃酸剝篤亞斯）ソヂクカルボナート（即碳酸曹達）等ノ名稱ヲ以テ舶載スル化學藥品アリ余初其名ノ相反

スルヲ疑ヒ或ハ羅旬ノ名トス後新書ヲ得テ始メテ其學ノ一大變革アレテ知ル余ガ此ノ事ヲ知ルノ遅キハ歐洲化學社中ニ入ラザルノ過チリス凡一派ノ學ニハ一派ノ社アリ其社ニ入テ其說ヲ求メサレバ新規發明ヲ得ルコト能ハズ今其名ノ相反スル理ヲ述テ此ニ其大略ヲ觀ス蓋電氣ノ化學ニ於ケル最要トスル所ニシテ原質卽元素六十四品(或ハ六十三トシ或ハ六十五トス)ノ如キ悉皆電氣ノ在ル有リテ各自孤陰獨陽ノ別無キヲ無シ孤陰獨陽ノ別アリテ孤陰ハ獨陽ニ配シ獨陽ハ孤陰ニ合シ以テ雜質ヲ生ズ即チ尋常ノ藥品ナリ然レドモ陰陽原質ノ多寡ニ因リテ其名ヲ異ニス假令ハ酸化鐵ハ酸素ノ多寡ニ隨テ鐵鏽ト云ヒ鐵紅ト云フヤ如シ然レドモ鐵ハ酸素ニ於テ獨陽ニ在リ故ニ今ノ化學ニ在リテハ鐵酸化ト云ハザレドヲ得ズ此ニ其順序ヲ列ス

孤陰ノ端 一

酸素

紅銅

硫黃

ウラニウム

窒素

ビスモツト

フルチリン

錫

コロリン

インヂウム

ヨゲン

鉛

セレンニウム

カドミウム

燐素

タリウム

砒素

コバルト

コロミウム

ニッケル

ワトゾウム

鐵

モルブデンニウム

亞鉛

チユングステン

マンガネス

第四章 農業の發展

硼素

炭素

アンチモネ

テルリウム

タンタリウム

コロンビウム

チタニウム

珪素

水素

黄金

オスミウム

イリジウム

プラチニウム

ロザウム

ルテニウム

パラジウム

水銀

白銀

ランタニウム

ガドイニウム

セリウム

シルコニウム

アルミニウム

エルビウム

エトリウム

クリュシニウム

マンガンニウム

カルシウム

ストロンチウム

バリウム

リチウム

ソジウム

ポトアシウム

ルビヂウム

ケイシウム

右ニ舉ル表ハ酸素ヲ孤陰ノ端トシケイシオムヲ獨陽ノ端トス其各箇質點ハ其上ニ在ル質點ニ孤陰タリ又其下ニアル質點ニ獨陽タリ譬ヘバケイシオムハルビチオム並ニ其以上ニ獨陽タリ酸素ハ硫黃並ニ其以下ニ孤陰タルガ如シ故ニ剝篤亞斯ハ沃酸ニ獨陽タリ沃酸ハ剝篤亞斯ニ孤陰タリ曹達的鹽酸フタツクワロリン、黄金的鹽酸オウソウオムワロリンノ如キ皆其相反スル孤陰獨陽ノ理ニ係ル水素ノ如キモ硫黃ニ於テハ獨陽タリ故ニ硫酸中ノ水素ハ底類ナリ是ヲ水素ヒドロゲン、硫黃ト云フ又水素鹽酸水素硝酸ナド皆此ノ理ナリ且夫質點ノ説ノ如キ粒々之ヲ掌ニ見ルガ如シ嗟呼化學ノ熟スル日又金牛ヲ見サラントス記シテ同好ノ未ダ之ヲ知ラザル者ニ告グ

清水氏の文は、所謂化學改革の大略を説きて、西洋に於ける明六社の如き學者の寄合は、各學問にそれ／＼ありて、苟も其仲間に入らざれば、落伍者となる恐れありとの事を、諷示し、明六社の會合の有意義を例證したるものなるべし、兎に角、如何なる時代に於ても學者は先立ちて憂ふるものにして、明六社の會合は學者の世に共鳴するもの、必ずしも本分とせざることもなきも、學者の眞の本分は世に先立ちて憂ふるに在る適切なる例を示すことは、茲に掲げたる清水氏の一文にも明かなるが、其他諸先生の「卓犖奇偉の論千古不磨の説」明六社より起りて、「愚蒙の眠を覺し天下の模範を立て」たるにあらざるはなし。

今其の一二を舉げんか、明六社雜誌第一號劈頭に掲げある西周氏の「洋字を以て國語を書するの論」は今日の羅馬字論者を瞠若たらしむること、四十七年前なり、箕作麟祥氏の「人民の自由と土地の氣候と互に相關するの論」は Buckle & Montesquieu の Physical (psychical) Interpretation of History を高唱せるものなり。

非保護稅

津田眞道氏の「保護稅を非とする説」は Adam Smith の自由貿易を力説したるものにして、其の自信の篤きを信せしむ。

「現今ノ儘ニ打捨置カバ十數年ノ後ニ我國內ニ金銀ノ影ダニモ見ルコト能ハザル様ニ成リ行カント憂フル人アリ余曰ク憂フルコト勿レ余斷ジテ其然ラザルヲ保ツナリ」

出版自由論

と云ふ、同じく津田眞道氏の「出版自由ナランコトヲ望ム論」は明六雜誌第六號に出づ、「出版自由ノ免許ヲ各人民ニ與ヘテ我國人民一層ノ眼目ヲ開キ不羈自由ノ瞻畧ヲ大ニセシメンコトヲ蓋是開明ヲ進ムル最捷徑ナリ」と、膽何ぞ大なるや、今日の爲政者當に愧死すべきなり、開化ノ進ムハ政府ニ因ラズ人民ノ衆論ニ因ルノ説」是れ Buckle の英國開化史よりの抄譯なりといふ、箕作麟祥氏の文、其趣意蓋し出版自由を望むの論と同法異曲のものなるべし、森有禮氏は五六回に互りて妻妾論を掲ぐ、之に非常に花咲きて「夫婦同權の流弊論」加藤弘之氏等、諸先生の論難あり、之に就て「夫婦同權ノ論加藤君等ノ説ニテハ余輩ノ首唱ニ出ヅトナセリ、然ルニ余曩キニ妻妾論ヲ著シ夫妻ノ間ハ同等ニシテ尊卑ノ差ナキコトヲ述べタレドモ同權ニ至テハ絶テ之ヲ論ゼシコトナシ乃ハチ世人余ノ述ブル所ノ同等ヲ認テ同權ト爲サンコトヲ恐レ此ニ附録シテ聊之ヲ辯ズ」の森有禮氏の辯解あるを見るに至れり、福澤諭吉翁の「男女同數論」は甚だ面白し、曰く、

妻妾論
(男女同
等論)男女同數
論

「余ガ考ニハ此事ニ就テハ強々シク是非ヲ述立テズシテ種々手近ナル處ノ一端ヲ掲ゲテ誰レニモ了解シ易キ工夫專一ノコト

リボルチ
ーの説
ナシオナ
ルケレク
トルの論

新聞紙論

ト思フナリ即チ其ノ一端トハ宗旨ニモ非ズ理論ニモ非ズ十露盤ツツノ話ニテ誰レニモ分リ易キ男女同數論ナリ先ヅ世界中ノ男ト女ノ數ハ大抵同様ナルユヘ男一人ト女一人ト相對シテ夫婦ニナル可キ點定ナリ若シ左モナクシテ此處ニ餘計ノ女ヲ引込メバ彼處ニ不足ナルカレ可ラズイロハカクルタノ娘ヒトリニ帯八人ヲ不都合ナレバ男ヒトリニ妾八人モ亦不都合ナラン今日ノ處ニテハ同權トドムツカシキ話ハ止メニシテ男一人女數人ノ交際ハ十露盤ノ勸定ニ合ハヌムハ宜シカラズトノミ云フ之ヲ同權ノ初段ト爲シ其餘ノ議論ハ學問ノ上達スルマテ延引ト定ム可シ或ハ此話モ尙早シトノ説アラバ妾ヲ養フコトモ妾者ヲ買フコトモ默シテ許サン唯コレナ内證ニシテ人ニ隱ス可シ人ニ隱スハ耻ルノ初ナリ人ニ耻ルハ自ラ禁ズルノ初メナリ此同權ノ初段世ニ行ハレテ數年ノ後ニ今ノ水掛論モ何レニカ落着ニ及ブ可キナリ

先生の斷案何ぞ面白く、而かも奇抜なるや、定めし渦中の諸先生をアツト云はしめたるならん。

「リボルチーノ説」(リボルチー譯シテ自由ト云フ)及國民氣風論トシヨリケレキアトの論其發音の奇なるを稱すべ

し、後者は箕作鱗祥氏(尙坂谷素先生ソウジはりベルチーと稱せり)、前者は西周氏なり、「嘗テ出版自由ノ論ヲ著シテ人々其言ハント欲スル所ヲ隨意ニ著述鏝行スルコトヲ得テ政府ノ側ヨリ掣肘セザランコトヲ冀望セ」る津田眞道氏、今度は「新聞紙論」を著はし、「又人ノ舊惡ヲ記載スルコト往々之アリ大惡シキ事ナリ夫レ舊惡ハ吾人ナベテ之ヲ言フコトヲ憚ル是人情ノ自然ニシテ人道洵ニ然カアルベキコトナリ夫ノ罪惡ヲ罰スルハ政府ノ職掌ナリ然レドモ律法猶舊惡減免ノ例アリ然ルヲ新聞紙ニシテ他人ノ舊惡ヲ記載シテ天下ニ廣告ス抑何ゾ人ノ忍ビザル所ヲ忍ブノ甚シキヤ假令怨家ノ或ハ投書スルアルモ宜シク注意シテ顧慮忌憚スル所アルベシ余ハ此論ヲ作ルヤ編輯者ノ或ハ聞テ悟ル所アランコトヲ冀望スト云爾」昔も今も變らぬは新聞紙の道德なるを知らしむ、社會の木鐸先生、何爲れ

ぞ愧ぢざる。

茲に意想外なるは西周氏の「内地旅行」内地雜居論に反對せる福澤諭吉翁の「内地旅行ノ説ヲ駁ス」てふ説なりとす、先づ西氏は「ソレデ内地旅行ト云フ外題ニ害ガ幾ツアルカト云フニ、

第一、外國人が遣入込ンダラ貿易チスルダロウ

第二、遣入テ成ラナイ處へ遣入ルタロウ

第三、保護シテ遣ルガ面倒ダ

第四、通辯ガ分ラヌニ困ル

第五、狗ヲ連ルト困ル

第六、練レガ出来タ時困ル

第七、マダ亂暴人カ居ロウモ知レヌ夫レ此間ノ函館ノ日耳曼コンシユルノ一件カ

(此内地旅行ハ明治七年十一月十六日明六社ニ於ケル西周氏演説ナリ)

ト害ト思フ箇條チ數ヘ舉ゲタ所ガ第一ノ貿易チスルダロウハ是ハ内外ニ諭告シテ禁シテ置テ其上テ仕タラバ仕タ者カ曲事ダロウ、第二ニ入テ成ラナイ所ヘ遣入ル天下ニ入テ成ラナイ所ハナイ譯但シ官府ダノ役所ダノ或ハ今無イケレド要塞ダノ城堡ダノト云フハ何處ノ國モ同様ダカラ内外人トモ同様トシテ犯セバ曲事ダ、第三ノ保護チ假ス一件既ニ當春ノ令デモ附添チ連ズトモヨイトアレバ是モ内外人同様デ濟ムコトダ、第四通辯是レハ連レヤウト連レマイルト勝手次第通辯ナクテ不自山ナノハ彼地^{アテ}ノ事ダ、第五狗ヲ連レル成程狗ハ道理ヲ知ラヌモノダカウ其嚙合カラ喧嘩ガ出来易イダケ是ハ禁シテモ憐ハヌコト、第六ニ練ガ出来ル是ハ向フノ約束面ニ略アル通シ金チ領事ニ預ケルトカ願書チ出シタ上下カ喧嘩ガ起ツタラ公使ノ判斷ニ任ストカ其通リテ大概宜シカロウシタケ茲ノ苦情ガ一番大切テ何チ言フニモ日本ノ人民ガ愚ダカラ馬鹿ダカラ又シテモ舉足チ取ラレルダロウト云フノダシタガ子供ニ將棋チ教ヘル様ナ者デ初手カラ對馬トハ何シテモ行カヌダカラ歩三兵カラ仕込ム積リテ掛ツタラ却テ復

々對馬ニナル基眞^{マサ}處内地旅行位テ年々百人モ五十人モ怪我ナスルコトモアルマイソコテ第七一番終リノマタ切レルト云フノダ是ハ外交小言ノ著者ガ言ツタ通り政府ガ元尊王攘夷ト云フ面ヲ蒙^{ウケ}テ居タカラマダ其芝居ノ餘黨ガ居ルテ困ルケロウト云フコトダ併シ函館ノ例モアリ誰モ命ハ惜シサウナ者ダ是モ政府ノ針路サヘ違^{スル}ハズ好和開交ト云フ誠心ガ徹底シタラバマダ二遍十三遍ハ有テモ構ハヌコト縣令ガ氣ヲ利シテ早速ニ下手人ヲ取テ出シサヘスレバ構ハヌコト又政府テ好和開交ノ誠心サヘ徹底シタラ我國ニハ山奥ニナルト命知ラズノインザア^ンガ居リマスカラ御用心ナサレト約束チキメテモ構ハンコトスレバ第七條モドウカカウカ防ギガ就ク手段テ何分ニモ是ハト思フ所ハ悉クスチツブレ^イシウシテ細カニテ條書チシテ條約ヲ結ンダラ所謂消極ハ消シ盡シテ無イ者ニナルテゴザラウスレバ跡ハ悉ク積極ニナルコトガ明白ダト云フ者、ダカラ此歸納ノ方カラ見テモ矢張り許スガ美イト云フ道理ダ

「併シ是デモマダ後ノ二條ハ氣ガ濟マナイ理窟ハ理窟ダ學者ノ理窟デ信用ガ出來ナイト云フ論ガアレバ又爰ニモヒケ^イシウシ即チ變通ノ法ト云フ者ガ幾ツモゴザル是ハ先シニモ好和開交ト云フ軌道ガアルト言ツタ通り其軌道ヲトス曲線ハ内地旅行ト云フ唯一ツノ曲線トバツカリ限ツタコトデハナイ此曲線チ又半分ニシテモ四分ニシテモ又ハ八分力十分デモ如何ニ小サク割ツタ所ガ曲線ハ曲線ノ性質ガ有ツテ如何シテモ直線ニハナラナイ

スレバ内地旅行モ其通りテ好和開交ト云フ軌道内ノ者ト見タラ必ズ一時ニセズトモ宜カロウ今年^{コトシ}ハ東海道丈ノ旅行ヲ許シ來年ハ山陽ヲ許シ其次ハ東山道ヲ許シテ例ノ曲線チ二分ニモ三分ニモシタリ又何レ好和開交ノ軌道ノ内ニハ内地旅行ノ曲線バカリテハナイマダ先キニ雜居ト云フ曲線ガアルト見ルトソレナモ混淆シテ或ハ東京ノ築地チ廣^ヒメテ朱引内トスルトモ其後年武藏相模ニケ國ニスルトモ其次ニハ東海道丈ハ雜居ヲ許ストカ此變通ノ仕祿ハ幾ラモ方法ガアルダロウ

スレバ強チニ斷ハラズトモ爰チ潮^シニ少シデモ許シタガ宜カロウスレバ豪斯太刺里亞^アへ行ク針路ガ眞直ニ無人島ヘ指サスノモ少シ琉球ノ方ヘ倚ツタマデテベ^ーリー^ンクノ海峽ヘ向ケタトハ宜カロウ

全體シユリスガクシウシガ違フ裁判ノ權管ケ^{アツチ}彼方ヘ届カヌダノタリ一フチ改正スル權ガナイノ彼奴等ガ專擅ダノ狡猾ダノト言ツタ所ガ此地カラ爲スベキ事ホド爲テ置テソウシテ獨立ノ權チオツ立テル様ニシナクテハ無理ニ抗衡スルコトハ出來マイト

思ハレルテゴザル

五二〇

西周先生の「内地旅行」に對して、福澤諭吉翁は「内地旅行西先生ノ説ヲ駁ス」に於て、先生一流の論法を立てられたり、曰く、

内地旅行ハコレマテノ外國交際ナ廣クスルコトニテ未曾有ノコトヲ新ニ始メルニハ非ズ、開港以來港ヨリ十里四方ハ外國人ノ旅行ヲ許シタル其十里ヲ今後百里トシ又二百里ト爲スマテノコトニテ別段ノ事ヲ始ルモノト云フ可ラズ先生ノ説ニ内地旅行ハ日本人ノ未ダ嘗テ味ヲ知ラザル南瓜ナバアクスガ持參シタルガ如シトアレドモ此南瓜ヲ持參シタル者ハ英ノ公使バアクスニハ非ズ亞ノ水師提督ベルリナリ其旨ヒ歟マズヒ歟ヲ吟味スルハ嘉永年間阿部伊勢守ノ役前ナレドモ當時伊勢守ハ勿論日本國中ニ南瓜ヲ鑑定スル者一人モナク八百屋ノ兵威ヲ恐レテ南瓜ノ旨否ヲ論セズ往生ヅクニテ之ヲ喰ヒシコトナリ先生ノ説當ラザリシガ如シ

八百屋ノ押賣リニテ南瓜ヲ買込ミ嘉永年中ヨリ今日マテ之ヲ喰ヒシニ南瓜ハ性無毒ナレドモ日本人ノ性質ニ相應セズシテ下痢ヲ始メ漸ク衰弱シテ全國ノ念力ヲ失ハントスルノ容體ヲ發シタリ故ニ此南瓜ハバアクスノ持參ニ非ズベルリノ土産ナリ但シベルリノ土産ハ十里内ニ用ヒバアクスハ之ヲ全國ニ弘メントスルノミ日本人ハ其味ヲ知ラザルニ非ズ既ニ之ヲ喰テ下痢マテ起シタルニ尙モコレニ喰ヒ足ラズシテ食ルコトアラバ南瓜ノタメニ命ヲ危フスルコト既往ノ實驗ニ由テ明ナリ然ルニ今ヨロ分析ナドトハ些ト手後レニ非ズヤ

愛ニ先生ノロジツクト雖モ必ズ終ニハ環線タルヲ知ルベシ即チ部分ヲ推シテ全體ヲ求ルノ法ナリ茶椀ノカケラガ一切レアレバ其茶椀ノ大サハ推シテ知ル可キカ如シ外國ト貿易商賣ヲ爲スニ彼我人民ノ智力平均セザレバ我ハ損ニシテモ彼ハ徳ナリサレバ今我國ノ貿易商賣ハ我ヲ損スルノ媒ニシテ我國民ノ智力愛ニ止マレバ我國ヲ滅スノ大害ト云ハザルヲ得ズ

我國空前のハイカラ福澤先生にして、外國と貿易商賣を爲すを忌む、斯の如からんとは、讀者の

或は豫期せざりし所ならん。

「其然ル所以ハ何ヲ以テ知ルベキヤ演繹法ニ由リ開港以來今日マデノ有様ヲ損亡ノ一部分トナシテ推シテ後日ノ全體ヲ求レバ損亡ノ全環ヲ得可キナリ即チ外債ノ嵩ミタルハ膏ノ明星ノ一寸見ハレタルナリ外人ニ元金ヲ借りテ商賣スル者アルハ茶梳ノカケラヲ見ルガ如シ明星ノ軌道ハ環ナラザルナ得ズ茶梳、全形ハ窪ク丸カラザルヲ得ズ二十萬ノ外債ハ五十萬ニ至ル可シ元金ヲ貸スハ不動産ヲ買フノ前徴ナリ余カロジツクハ斯ノ如シ然ルニ今従前ノ交際ニ由リ現ニ我國ノ富ヲ失ヒナケラ尙外人ノ旅行ヲ許シテ其交際ヲ廣クセントスルハ損亡ノ一部分ヲ推シテ其全環ヲ成スノ道ヲ促スニ異ナラズ何トナレバ旅行ハ雜居ノ訓練ナリ雜居ハ商賣ノ方便ナリ商賣ハ損亡ノ源ナレバナリ」

「福澤翁は又西周翁の説に、

「旅行ヲ許スハ尙早シト云フ可ラズ御一新後既ニ七年ニモナリ人身窮理ニ於テモ人ノ身體ノ骨カラ變ツタ月日ナレバ世ノ文明モ必ラズ進ミタルニ相違トシ左モナクバ御一新ノ針路ガ定ツタト云フ甲斐モナシ云々ト此説ニ就テモ余ハ疑ナキヲ得ズ」

として述ぶる理由頗る振ひたるものなり。

「抑モ御一新トハ何事ナルヤ幕府屋ノ看板ナ卸シテ天朝屋ノ暖簾ヲ掛ケ今ノ參議ヲ昔ノ閣老ニ比スレバ毛ヅ三本多イ位ノ相違ニテ等シク天保以來日本ニ産シタル人物ニ外ナラズ此參議以下ノ役人ヲ集メテ立テタル政府ニテ其針路ハ好相開交ト定ムモ唯政府一家ノ針路ノミニテ人民ハ則チ然ラズ此民ヲ舊幕ノ專制ヲ以テ行ハレタル無氣無力ノ瓦石ナレバ昔ヨリ今ニ至ルマデ針路モ方向モアル可ラズ假令ヒ七年ノ間ニ骨質ハ一新スルモ其氣質ハ依然タルコト疑ナシ西先生ハ御一新ノ功能ヲ大造ナルモノニ思ハル、様ナルモ予ハ少シク所見ヲ異ニシ御一新ハ唯政府屋ノ店先キナ僅ニ改革セシマテノコトニテ連モ天下ノ人心ヲ一變スルノ功ヲ奏シタリトハ思ハズ人心ノ方向ヲ定メ各内外ノ別ヲ知テ商賣ニモ公事ニモ外國人ニ後レテ取ルコトナキノ場合ニ至ルハ七年ノ星霜ヲ經テ能ス可キコトニ非ルナリ故ニ外國ノ交際ニ就テ全國ノ利害ニ關スル事ヲ論ズルニ當テハ此人民ハ矢張り幕府ヨリ讓受ケタルマ、ノ人民ト看做シテ説ヲ立テサル可ラズ

政府屋の
店先きな
僅に改革
せる御一
新

一段と高
き見識

ハイカラ
實際家と
其商業思
想

武藏坊辨
慶の入婚

此説明によりて、身體は七年にして一變すとの生理學上の説は、當時學者の間に一般に行はれたるを知るべく、然れども福澤先生は氣質までも一變することは信せられず、一段と其見識の高きを知らしむ、又「御一新」の解釋は最も適切痛快を極む、此比喻先生ならでは發し得ざる所なり、然れども「御一新ハ唯政府屋ノ店先キヲ僅ニ改革セシマデノ事ニテ逆モ天下ノ人心ヲ一變スルノ功ヲ奏シタリトハ思ハズ」是れ御尤もの御説なり、併し「人心ノ方向ヲ定メ各内外ノ別ヲ知テ商賣ニモ公事ニモ外國人ニ後レヲ取ルコトナキノ場合ニ至ル」を待らて、内國旅行乃至内地雜居をなさんと實際論は、學者に不似合なる議論にして、余輩の採らざる所なり、惟ふに福澤先生は非常なるハイカラ學者なりしも、其思想の根柢は非常に實際家なりし故なり、而して其實際家なりし所以は、先生は頗る商機を暗せられたるに在り、商業思想に長けたるに在りとせざるべからず、而して其損得を恐るる大なるに在り、先生進みて曰く、

「此人民チ以前同様ノ人民ト視做シ御一新ノ甲斐ハ未ダ人心ノ底マテ達セズトスレバ内地旅行ハ無據尙早シト云ハザルチ得ズ安ニ余ガロジツクニテ宵ノ明星ノ代リニ女子ヲ持出サン女子ノ性タル其婚ス可キハ生レ落タル其時ヨリ明ナリ其成長スル一日片時ノ間モ婚媾ノ時ノ一部分ニアラザルハナシサレ共婚シテ當人ノ利ト爲リ害ト爲ルハ年齢ニ關スルモノナリ然ルニ女子ノ性ハ婚スルニ定リタルモノナリトテ十二三歳ノ娘ノ子ハ武藏坊辨慶チ入婚ニ取リ雜居セシムルコトアラバ此娘ノ利ト云フ可キヤ如何ニロジツクノ理窟仕掛ニテ娘ヲ責ルトモ余ハ之ヲ無理非道ト云ハザルチ得ズ此娘ナル者決シテ石碇ニアラザレハ婚姻ヲ嫌フニ非ズ少シク時節ヲ待タントテ苦情ヲ述ルノミ西先生ハ此娘ノ苦情ヲ聞テ汝ハ女ノ道ヲ知ラザル片輪者ナリ兎角物ニ接セザレバ慣ル、コトナシ武藏坊テモ熊坂ノ長範テモ即刻婚ニセヨトテ之ヲ叱ルコトナランカ娘ノ身ト爲リテハ當惑ノ次第ナラ

利害打算
的早婚の
成非に不贊

眞の學者
的本能發
露

成る程娘の身にとりては當惑至極ならん、されども既に石婦にあらず、どうせ年頃にならば、婚媾するものなり、「其婚シテ當人ノ利ト爲リ害ト爲ルハ年齢ニ關スルモノナリ」とて、利害の打算を主とするは、果して娘の爲めてふ論者の目的を、必らず達成するを得べきや、寧ろ早くとも婚せしむるに若かざることあるべし、予輩は福澤先生の利害打算的早婚を非とする論に此場合賛成せざるものなり、大正の今日に於ても、學術的に商業的に其他にも、尙彼に劣れるは尙御一新七年後の當時と、或は大差なけん。

若し先生の説の完全を待たんには果てしなからん、武藏坊辨慶でござれ、熊坂長範でござれ、婚すべき娘には差支なかりしなり、當時の經濟時代は既に資本主義の第三期に入り初めたる程なりしなり、尤も一時は先生の主に恐れられたる商法の損或は頻至せん、併し之れがため倒産するが如き事は自然的にあり得べからず、此點に就ては當時西周及津田眞道兩先生の自由貿易主義は、其眞の學者的本能發露なりといふべし、福澤先生續きて曰く、

「右ハ粗末ナケラ余ケロジツク、演繹法ナリ以下ハ又先生（西周先生ヲ指ス）ノ歸納法ニ答ヘン先生ノ説ニ凡ソ事物ノ害ト爲ル可キ箇條ヲ計ヘ立テ、之ヲ防グノ術アレバ殘ルモノ、唯益ノミト爲ルユエボシチ一ツナリトテ第一ヨリ第七マデノ害ヲ述ベ又之ヲ防グノ術ヲモ示サレタレドモ其術ハ事實上行ハル可キヤ甚ダ不安心ナリ

先生の甚だ不安心にせらるるは、凡て事實に行はるる哉否に在ること、茲にも顯はる。先生は實

争はれざる天稟の發露

際的學者なり、世人學者を迂なりとする見地よりすれば、先生の如きは、決して斯かる批難に値せざる最も明敏なる學者たりしなり、而かも學者は斯かる實際的商機を窺ふものにあらざるべし、商機を窺ふは寧ろ政治家的なりと謂はざる可らず、惟ふに先生が維新政府に立ちて、その明敏なる頭腦を以て、商業的に長けたる手腕を振ひたらんには、見物なりしならん、然るに先生は常に政治家的立場に立つを凡ゆる方面に於て衷心避けられて、純然たる學者ならんことを心懸けられたるが如し、而かも先生の論述には常に實際的立場の見逃がされたることなきが如し、争はれざる天稟の發露なる所以なり、終りに先生は西周先生の變通論を駁して、曰く、

「終りに變通ノ處置ハ如何ニモ御同説ナレドモ變通トハ事ノ宜ニ從ヒ働ノ趣ヲ變ジテ其達ス可キ目的ナバ失ハサルコトナラシ、サレバ同シ針路ニ船ヲ向ルトモ變通ノ道ニ於テ必ズシモ前ニ進ム斗リト云フ理ハアル可ラズ進ムモ善シ止ルモ善シ或ハ時宜ニ由テハ退クモ亦可ナリ之ヲコソ變通ト云フ可ケレ事物ノ成行ハ一年又ハ數年ナ以テ其全環ヲ完ム可ラズ今外國ノ交際ハ正シク今ノマ、ニテ差支アルコトナシ或ハ少シク退テ内國ト外國トノ區別ヲ更ニ嚴ニシ内外人民ノ金銀貸借ナドニハ別段ノ法ヲ設ル方便利ナルコトモアラント思ヘドモ我政府ニ權威ナク我人民ニ智力アラサレバ之ヲ如何トモス可ラズ其如何トモス可ラザルノ事情ヲ其儘ニシテ早晚如何トモス可キノ時節ヲ待ツトテ船ノ針路ヲ改ルニ非レバ患ルニ及バザルナリ

如何にも、船の針路を改めざれば、時節を待つも患ふるに及ばざるなり、實際論なる哉、先生又曰く、

先生（西周）ノ説ト余ガ所見ト全ク相反スル所ハ此一段（スチプレーション簡條書ヲ頼ミニシテ弊害ヲ防ギ止メントスル西周氏ノ法）ニ在リ余ガ存意ニハ簡條書ガ事實ノ用ヲ爲ス位ナレバ初ヨリ何モ心配ハアル可ラズト思ヘリ宜シカラシ事ナレド

何處まで
實際家
なる先生

モバワ、イブ、ライト権力ハ正理ノ源ナリト云フ諺アリ之ヲ思ハザル可ラズ尙是等ニ就キ議論ノ詳ナルハ民間雜誌第六篇ヲ見ル可シ

何處までも實際家なる哉、福澤先生や、而して先生の實際論は商業の損得論に出でざるはなし、茲にも「宜シカラヌ事ナレドモ権力ハ正理ノ源ナリト云フ諺アリ」の語亦、先生の實際觀より進り出せるものなり。

余は福澤先生の事より亡父の事を憶ひ出せり、彼は名を喜平次といひ、先生の崇拜家なりしなり、彼は埼玉縣大里郡中奈良村に生れ、明治十五年六月六日五十三歳にて死せり、予が十六歳の時なりしなり、彼は「學問の勧め」「世界國盡し」「西洋事情」等を藏せり、その中々ハイカラなりしは村中第一番に散髪をなし、所謂乗馬にのり、ガンマクロを穿ち、帽子を戴き、第一番に子供を東京に留學せしめたり、而して三田慶應義塾に入學せしめたり、彼は書を能くし、計數に精しく貨殖に長ぜる方なり、彼れば農業の傍ら質屋を營みしも、多分その損得より打算して、新に金貨を始めたり、其の資金は刀劍其他金目の動産を賣却し、又は他より借金したりしことは母より聞けり、彼は株式會社などの思想幼稚なる折、否、村の人々の殆ど之を知らざるに方り、日本鐵道株式會社の株主となれり、併し是れは率先してなりしや、否恐らくは官憲の勧誘に出でたりしならん、その大株主の一人となりしは、當時相當のハイカラにして、無論守舊家は之を耳にも懸げず、其の無謀を嗤笑したりしなり。

彼は中々の漢學者なりしならんか、彼の平素用ひたりし牙籌の裏面には「徳不孤必有隣」の自書ありしは、常に予の忘るる能はざりし所なり、彼は怪力亂神を語らずとて、曲輪の石地藏の縁日に方り、自家の門柱に紅燈を點じ、地藏尊の由來性質を叙しその神にあらず尊敬するに足らざる理由を朱書して、近隣を驚かせり、彼は物貰ひの如き無職の遊民を嫌へり、或日の事表にて大聲相争ふが如し、立ちて之を見れば、彼は座しながら臺所（土間）を隔て、入口に立てる悪漢と相對して口論せり、彼は遂に立ちたり而かも憎むべき乞食は去りもせず遂に俗にいふ「封を切り」たり、蓋し彼を呪咀せるなり、彼は乞丐がそん

ならかうするぞといひながら、禁厭の手まねをなせるをみて、怒罵を緩めざりしなり、後彼の病に罹るや、彼乞食の怨みの爲めなりと母は子にいはれたり、茲に憎むべき惡漢とて當時子の此出来事を目撃せる際に浮び出し情なりしなり。

彼は區長戸長の職を奉じ、名績並ぶ擧れり、區長として地租改正（明治七年）事業は彼の最も盡瘁せる所なりしが如し、從て又此の際に於ける彼の名は最も廣く遠近に知られたり、又彼は洋服を着し、馬に跨り、臘虎のトルコ形帽を戴き、聯合町村を疾驅し、家に歸らざること數十日、以て事業を督勵せり、その終了するや彼は自家の二階に測量員を招き自費を以て自村改正圖を作製せしめたり、當時の一員たりし彼の甥（鯨井兵五郎氏）の子に會する毎に語れる所によれば、改正事業の際に於ける彼れの人を用ふるの手腕凡に非ずとて一々其適例を擧げ、且つその好績を擧げたる所以は、全く下員の信服を得たるによりとせり。

彼れの家は終日公私多數の人に見舞はれたり、客來れば乃ち酒肴を供し、時至れば飯膳を呈せざるはなし、故に用事なきものも來らざるを得ず、爲めに一日數十の來客あるは稀なりとせず、母の如きは己れの食をなすの邊なき時すらありしといへり、母偶々之を訴ふれば、乃ち曰く豈徒らに酒食を饗せんや、家の繁榮之を然らしむるのみと。

彼は意思の人なりし、そは既に世俗に媚びず、どうでもよき石地藏尊を罵り、乞食の徒と相争ふに見て、之を知るべし、此故に人を責むることの嚴なりしは固より然りし所なり、新律綱領等の存するを見れば、彼れは幾分支那法家的習性ありしならんか、然れども彼れの仁義を重んじたりしは常人の敢てせざりし所なり、吉田市十郎氏（當時大藏書記官にして地方名望家出身なり）の彼の病を訪はるるや、止むるを肯んぜず、病をつとめて床上より出でて、所謂仁義を果したり、之れが爲めに病勢を高むるに至れり、既に病篤きを以て、子女は醫師の注意により病床に侍りたりしなり、子亦その如何にも太儀なりしを目撃せりなり、當時子は吉田市十郎氏の東京富士見町の家に寄食したりしなり、既に餘命いくばくもなきを知りて、彼は亦妻子のために遺言書を自書せり、病中に於ける此書に見るも、彼は能書家の一人たるを疑はず、彼は斯くも遺言書を認めたるは、蓋し彼の尊敬せる一人太田卓之（元老院書記官、後會計検査院書記官）氏より贈られたるホアソナード原著「遺物相續史」に妻子に隱居分を分與するの思想を得て、之を實行せるものならんか、彼は四男四女あり、中一男は天し三女は既に嫁し、長子

(是れ石坂豊人氏現に家督相續者たり)は妻を娶り、二男一女は家に在りたり、而して各子女のために各數葉の遺言書を作成したるなり、其苦痛思ふべし、後母は特に此事を子に告げられたり、そが如何に子を刺戟したりしぞ、予は斯かる慘ましき因縁を以て、而かも尙予輩の懐しき此遺物相續史に於て、ホアソナード氏は佛國の相續地家子均分制の利弊に就て、衆子均分制が世上の想像するが如き害なきの例を掲げ居れるを、予は記せざる可らず。

そは兎も角も、初め彼の病を東京に養ふに至るや、先づ神田淡路町より後に錦町(今の法政大學地内)の一小家屋に移れり、彼は予を伴うて住めり、病症は胃痛なりしを以て、常に市街散步と食物療法は彼の日課の如かりしなり、自然書畫骨董の所謂掘出し物や、そのナレツタント(商人は來らざりしが如し)よりの齋らせる物の狭き座敷に陳列を見るに至れり、今僅かに記する所によれば、大日本史、通議、東萊博議、老子、莊子、農政本論、地方凡例錄、大橋訥庵の著書、先哲叢談、藩翰譜、佩文韻府、群書類從、益軒の懷思錄、藤樹の翁問答、鳩巢の六諭衍義、讀史餘論、西洋紀聞、採覽異言等あり、頼山陽、春水、三樹、藤田彪、渡邊華山等は彼の稱揚せる人物なりと見え、其書畫幅を藏し、谷文晁、高久微、佐藤一齊の書幅亦然り、維新の三傑は彼の屢次子女のために話頭に上せたる人物なりし、三條實美公の書額(千里之行始從足下)あり、大久保甲東亦ありたり。

彼は子女の教育を忽諸にはせざりし、予は小學校在學中四書五經を習はせられたり、是れ登校の往返、日を定めて當時松山中學校の教師たりし某從兄に就きてなしたるものなり、小學を出るや東京に留學したるは既に述べたるが如く、村中第一番たりしなり、是れ彼が常に語りたる學問の大切なことを實行せるものなり、而して彼自らは固より獨學せしものならん、何となれば彼の父の時代は固より富みたるにあらず、家を繼ぎたる時は妻と共に所謂野良仕事に従事したるものなることば、母より之を聞けり、併し乍ら予は親ら父母の野良仕事に従へるを見たる事なし、但し養蠶は母の之を監督し又自ら之に従へるを見たり、されば數百卷の藏書及書畫は彼の買入れたるものと見做さざるべからず、學問の趣味なく唯徒らに藏書の大なるを誇るものありと雖も、彼は斷じて斯かる dilettante にあらず、又 *Yokant* にもあらずしは、予の信ずる所なり、何となれば予の少時(予は十六歳の夏父を失ひたるなり)耳にしたるものと見え、今尙覺へ居る孔孟の語に就きて之を徴すべし、徳不孤必

有隣」の語の外「有友來從遠方亦不樂手哉」の語も亦覺ゆる所なり。

明治七年、彼の家焼く、是れ賊の内土蔵に入らんとして、腰厚板を焼きたる火の廻りて、火災となりたるものなり、當時西の蔵は地券證書類其他貴重物を保存せる所なりしを以て、若し此西蔵にして焼失すれば、一家悲惨の境遇に沈みしならんと、後に聞けり、去れば彼は危険を犯して、火焰の前額を焼き呼吸の窒することゝ顧みず、其扉を閉し全きを得たるなり、焼失せる土蔵は家財什具を藏せるものなりし、予等は火事と聞くや、各靴籠に置きある學校道具を携へて、長幼相率めて門前數十歩の如に難を避けたり、時偶冬季なりしも、予等は所謂「ゴロ寝」なりしを以て、曉の寒氣にも犯さることなかりしこと、及其日にも學校用具に事缺かず登校するを得たりしは、如何に彼の子女教養上用意周到にして、且學事に重きを置きしかを知らしむるものあり、之を聞くものの稱揚する所となれり。

火事のありし翌日には、既に村木は運送屋の運び入る所となりたる機敏なる處置、亦此黨の驚く所となれり、新築家屋は間口十五間奥行八間の瓦屋根總三階にして、其主目的は養蠶にありしなり、當時彼も漸く富みて従來の社會的位置より村中二番を争ふに至りたれば、斯くは新築も抄取るを得たるものなるべし。

彼は學問を尊びし如く、衛生を重んじたり、予の齒を病むや、直ちに當時神田旅籠町にありし渡邊良齋師に療治せしめ、近眼に罹るや麹町永田町の伊東方成師に就かしむ、兩氏は當時第一流の齒科醫眼科醫たりしなり、惟ふに予の今日齒の衛生の比較的保維されつゝあるは、彼の賜にして、獨り齒のみならず身體の健全に注意する習慣あるは彼の遺訓の致す所なりといふべし、彼は己れの病起るや諸の名醫に就きたれども、遂に日本橋某町の醫師大橋某の鑑定及療法自己の意に滿ちたりとて、専ら某の藥餌を仰げり、而して良藥良法の知らるるあらば、直ちに之を用ひたり、蓋し幼なき子女多きを以ての故なりとは、母に直話せられたるなりと聞けり、母は七十の高齡を保たれたるも（良人の十七回忌を了つて其跡形付中に頓逝したり）彼は五十二歳に於て逝げり、當時鄉村にて大普請として眼か障はりたる節無し總檜木造り方形式表座敷に於て死せり、而かも新築僅かに成りたる時なり、蓋し彼の胃癌となりたるは其原因飲酒にあり、彼は常にオレア油に煤りたる西洋風式半熟卵料理を嗜み又彼の舍弟の飼養せる豚肉をよく用ひたり、此の弟は葡萄、梨、豚は世人に率先して始めたるハイカラの一人なり、時折彼は

唯物的議論
に對して
唯心的乃至
宗教的思想

朝來酒に浸り生卵を嚥下するのみ、殆ど米粒を口にせざること、數日に及べることすらありたり。而かも酔ひ倒るゝことなく來客と談論せり、彼のハイカラの弟、予等は臺（村の名）の叔父と呼び慕へり、亦飲酒家にして、兩々屢次飲み明かしたるやに聞けり（飲みたるは予の知る所なれど飲み明かしたるは之を聞くのみ）されば既に述べたるが如く、如何なる來客にも酒食を供したるは、己れの欲する所亦人に施したるものと見るべく、其僻する所に遂に倒れたるものといふを得べし、淫するもの弊亦彼れに之を見る、是の點は母の常に傷みたる所にして今尙予の記して悲しむ所なり、然れども單に酒を好みて飲み又悶を酒に遣るべくして飲む、二者同じく飲酒の陋習に囚はるゝに至るべし、その孰れか、或は兩者を合したるか予の知る所にあらずと雖も、兎に角彼は飲酒の習慣を有せしなり、而して之を止むるも既に遅し、中毒は要するに彼を早く倒したるものと謂ふべきなり。

彼は色白く、額廣く、鼻隆く、眉濃く、眼尻は稍角味を呈し、稍下りたれども、頬は豊かに、身長五尺六寸あり、偉丈夫といふを妨げず、予の不肖は常に身體のみならず其意思の弱き深く愧づる所なり。

福澤諭吉翁が實際的唯物的學者なれば、中村正直翁は空想的精神的學者なり、西周津田眞道兩氏の自由貿易論に對しては、西村茂樹翁の「自由交易論ハ何事ヲ論ズル、自由交易ノ國ニ害アルヲ論ズルナリ、何レノ國ニ害アル、今日ノ我日本帝國ニ害アルナリ」の論あり。民選議院論に對しては加藤弘之、坂谷素兩先生の反對論あり、今一々之に及ばずと雖も、中村正直翁の「人民ノ性質ヲ改進スル説」明治八年二月十六日の演説は、福澤翁初め箕作麟祥翁の唯物的實際的議論に對して、是非とも茲に掲録して、唯心的乃至精神的宗教的思想の一斑を窺はざるべからず。

戊辰以來御一新ト言フコト新トハ何ノ謂シヤ幕政ノ舊ヲ去リ王政ノ新ヲ布ト云フコトナルベシ然ラバ政體ノ一新トイフマデ

ニテ人民ノ一新シタルニ非ズ政體ハ水ヲ盛レル器物ノ如シ人民ハ水ノ如シ圓器ニ入レバ圓トナリ方器ニ入レバ方トナル器物變シ形狀ハ換レドモ水ノ質性ハ異ナルコトナシ戊辰以後ニ人民ヲ入レタル器物ハ昔時ヨリ美キ形狀ナルベケレドモ人民ハ矢張り舊ト人民ナリ奴隸根性ノ人民ナリ下ニ驕リ上ニ媚ル人民ナリ無學文盲ノ人民ナリ酒色ヲ好ム人民ナリ讀書ヲ好マザル人民ナク天理ヲ知ラズ職分モ省リミザル人民ナリ智識淺短局量褊小ナル人民ナリ勞苦ヲ厭ヒ艱難ニ堪ヘザル人民ナリ私智ヲ挾ミ小慧ヲ行フ人民ナリ勉強忍耐ノ性ナキ人民ナリ浮薄輕躁胸中主ナキ人民ナリ自立ノ志ナクシテ人ニ依頼スルヲ好ム人民ナリ觀察思想ノ性ニ乏シキ人民ナリ金錢ヲ用フルヲ知ラザル人民ナリ約諾ヲ破リ信義ヲ重ンセザル人民ナリ友愛ノ情ニ薄ク合同一致シガタキ人民ナリ新發明ノコトヲ務メザル人民ナリ以上ノ諸弊ヲ免カル、人民固ヨリ少ナシトセズト雖モ押並テ大抵カクノ如シコノ人民ノ性質ヲ變ジ善良ナル心情高尚ナル品行ニ化セシメント欲セバタガ政體ヲ改ムルノミニテハソノ功績絶エテコレ無シタカ圓キモノガ六角トナリ八角トナルバカリニテソノ中ノ水ノ質性ハ改タマラズ故ニ政體ノ改タマルヨリハ寧ロ人民性質ノ變ジテ愈々美ク舊染ヲ去リ日ニ新タニシテ又日ニ新タナラシムルコトコソ望マシキナリ方今民選議院トイフコト世ニ喧ビスキコトハ吉兆トシテ慶スベシ蓋シコノ議院興ルトキハ日本國中人民總體ニテ有テ之ヲ守護スル心持ニ成ルベク政府有司ニ依頼スルノ心改マルベク奴隸根性日ニ減ズベク四方ヨリ人材輩出スルヲ得ベク人材ヲ一方ヨリ選舉スル弊次第ニ息ムベキナレバ民選議院ハ民心ヲ一新スルノ一助タルコトハ固ヨリ論ズルヲ待タズ。

斯の論を按すれば中村正直翁も他の學者と同じく民選議院を以て民心を一新するものとなす、但し他の論者と異なる大なる着眼點あり、是れ正直翁の翁たる所以にして大に尊むべき點なり、何ぞや。

「民選議院創立シコレニ由テ人民タトヒ幾分ノ政權ヲ上ヨリ分チ得タリトモ矢張り從來ノ人民ナレハ政事ノ形態少シク變ルマデノ事ニテ人民ノ性質ヲ改造スル主要ノ功效ハアラヌコトナリ」と

す、然らば人民の性質を改造するは如何。

「ソノ大分ニアルノミ藝術ナリ教法ナリコノ二者車ノ兩輪鳥ノ兩翼ノ如シ互ニ相資助シテ民生ヲ福祉ニ導ビクナリ藝術ノミ高妙ノ域ニ進ミタリトモタガ物質上ノ開化ニテハ古埃及希臘ノ時代ノ如ク風俗ノ壞患ヲ救正スル能ハズ必ズヤ教法ノ盛ニ行ハルルモノアリテ藝術ノ感化ノ及バザルトコロヲ助クカクテコソ人心ヲ一新スルノ道具ハレリトイフベケレコレ等ハ誰モ知リタルコトニテ高論奇談ニ非ズ然レドモ學士先生ノ中ニモ藝術ノミニ注意シテ教法ヲ以テ度外ニ置キ或ハ西國ノ教法ヲ嫌ヒ惡ムモノノアリ故ニ極メテ平凡極メテ尋常ナル説ヲ陳ジテ以テ高明ノ諸君子ニ就正ス苟モ此ニ外ニシテ我國人民ヲシテソノ性質ヲ改造セシメ歐亞諸國ノ人民高等ノ度ト平均ナラシムル方法アラバ愚願ハクハ安ンジテ教ヲ受ケン」

以上中村正直翁の「人民ノ性質ヲ改造スル説」は洵に高論卓説にして、その政體の一新は人民の一新にあらざるを叙し、所謂我人民の性癖弱點を諸方面より限定説明して剩す所なき、邦人の大に眷々服膺すべき所なり、而してこの人民の性質を改造する主要有效能力を藝術と教法となし、此の二者車の兩輪鳥の兩翼の如しとする點、最も傾聽すべく、先生の眞面目躍如たり、「學士先生ノ中ニモ藝術ノミニ注意シテ教法ヲ以テ度外ニ置キ或ハ西國ノ教法ヲ嫌ヒ惡ムモノアリ」となし、「苟モ此ニ外ニシテ我國人民ヲシテソノ性質ヲ改造セシメ歐亞諸國ノ人民高等ノ度ト平均ナラシムル方法アラバ愚願クハ安ンジテ教ヲ受ケン」と、何ぞ其の格言的なるや。

惟ふに人心改造に於て當時先生を措き、斯の如き征服的教法的確信を披瀝し得る資格ある者、果して在りしか、西村茂樹、西周の二先生も、亦識徳高き精神的學者ならんも、但し宗教心に至りて

は聞く所あらず、然れども敬宇先生も亦歐米崇拜熱に罹られたること、這言によりて明かに知る事を得べし、先生は「歐亞諸國ノ人民高等ノ平均ナラシム」と云ふと雖も、歐亞諸國と雖も斯く我國人民に比して高等なるものにあらず、剩さへ神儒佛耶の優劣容易に論すべからず、然れども之を平均して云ふに於ては、余輩亦先生の言を首肯せざる能はず、先生は當時の諸學者にありて形而上的宗教的方面の學術及言行に於て一頭地を拔けりと謂ふべし、予輩の此言、先生の當時に於てのみならず、今日に於ても尙も適應すと信するものなり。

敬宇先生の同人社(小石川)、三田の福澤塾(慶應義塾)、津田(仙)の學農社(麻布本村町にあり)各専門とする所、自ら異なるものありと雖も、其の西學の宣傳 *propaganda* をなすに於ては、皆一にして、唯其普及の功效及力を用ふる程度に於て異なるのみ、小石川同人社は敬宇先生の耶蘇教と漢學とを以て著はる、先生の西國立志篇は最も有名なるが、西洋格言の漢譯亦最も愛誦すべきものなり、左に同人社文學雜誌(自第一號至第九十二號)に掲げあるものを對録して讀者に示さんとす。

1 神ハ自カラ助クル人ヲ助ケ

2 怠惰ハ鑄サジノ如シ用ヒ勞スルヨリ速方ニ鐵ヲ耗ス故ニ屢バ用フル鑄カキハ常ニ光アリ

右富爾林ノ「プーリリチャルド」ニ出ツ
フランクリン

3 多ク聞クベシ但シ少ナク語ルベシ

4 畏ニ上帝ニ者、知識之本也、

- 5 知識而無公正。不_レ過_二狡猾_一耳。
- 6 酒之於_二少年_一。猶_二以_レ火加_二火_一。
- 7 貧困者。諸藝術之母也。
- 8 歡娛時短。悲悔日長。
- 9 飲食淡薄。兒子健康。
- 10 人或極_二匆忙_一而不_レ成_二一事_一。
- 11 勤勉之手者。造_二出富有_一。
- 12 善人之榮者。良心之善也。
- 13 宜_二善積_レ財_一而善_レ用_レ之。
- 14 邊_ニ尼_一朝_ニ薩_一ヲ謹_レベシ然_レバ封_レ度_一ハ必_レズ自_レラ整理スベシ
- 15 勤勉ハ好造化ノ母ナリ
- 16 勞苦ナケレバ贏利ナシ
- 17 汗ヲ出サザレバ、甘キモノナ得ズ
- 18 汝勞作スベシ、必ズ獲ルモノアリ
- 19 天下ハ勉強忍耐ナル人ノ所有ナリ
- 20 借債ヲ生センヨリハ、寧晚食ヲ喫セズシテ、睡ニ就クベシ
- 21 工業ヲ怠タル人ハ無益ニ財ヲ用フル人ノ兄弟ナリ
- 22 蟻ヲ觀ズヤ夏時ニ糧ヲ備ヘ穡時ニ物ヲ斂メリ彼ノ智ヲ師法トナスベシ
- 23 貧乏ノ至ルハ旅客ヨリモ速カニ武士ヨリモ迅シ

右所羅門ノ箴言ニ出ヅ

- 24 儀範之教^{フル}人多^{ナリ}于箴言^{コリ}。
- 25 不^レ可^下以^ニ利器^ヲ托^中小兒之手^ニ。
- 26 黑夜所^レ行^{ナフ}之事^ヲ必顯^ニ於青天白日之下^ニ。
- 27 人生^{レテ}而無^レ過者^ハ未^ニ之有^レ也。
- 28 使^レ錢^ヲ有^レ法則無^レ待^ツ于^レ外^ニ而當^ニ得大產資^ニ。
- 29 經鍊^ハ者使^ニ愚能^智。
- 30 愚者常^ニ至^ニ過甚^ニ。
- 31 有^レ勝^ニ於爾者^{ヨリ}宜讓^レ之^ニ以^中爾之地位^ヲ。
- 32 速^{カニ}熟^{スル}者速^{カニ}腐[。]
- 33 人者各^ハ爲^ニ己之故^ニ猛^ニ于獅子^{コリ}。
- 34 事務者造^ニ成人^ヲ。
- 35 偶然利達之事^ハ使^ニ愚者似^{タラ}智[。]
- 36 不^ニ多^ク語^ラ者智^{ナリ}矣[。]
- 37 言語者心之繪畫也[。]
- 38 寧^ロ甘^ニ損失^ヲ不^レ求^メ不義之利^ヲ。
- 39 貧困者百藥之母也[。]
- 40 脂^ニ其輪^ニ者助^ニ其牛^ヲ。
- 41 無^レ火則無^レ烟[。]
- 42 人之生者猶^ニ旅程^ニ也[。]
- 43 油與^ニ眞理^ニ後必占^ム上流^ニ。

- 44 汝所^ノ欲^{スル}隱^{サント}之事。汝勿^レ爲^ス之^ヲ。
- 45 慮^{ハカル}事須^レ緩^{ベシナル}。行^レ事須^レ速^{ナル}。
- 46 冬者。呈^ス露。夏之所^ニ隱^ル者^ヲ。
- 47 施濟越^{イヨリケレバム}多^ク求^ム者越^シ多^ク。
- 48 善德之路乃^{ハチ}和平之路^{ナリ}。
- 49 一言出^{レバ}口則決^{コリシテ}不^レ能^ク喚^ヒ回^ス。
- 50 蜜之所^レ在^ル則蜂必^リ在^ル焉。
- 51 人有^レ德^レ於^レ我[、]我當^レ報^レ之[。]
- 52 藏^{スル}惡^ヲ於^ニ心^ニ者、不^レ能^ク發^{スル}善^言。
- 53 祕密者。不^レ能^ク長^{スル}生[。]
- 54 積^テ跬^ヲ步^ヲ致^ス千里之遠[。]。
- 55 酒入^リ智出^ツ。
- 56 光陰不^レ待^レ人[。]
- 57 深淵之水常^ニ湛^{ナリ}靜[。]
- 58 勿^レ使^レ舌先^ハ心面馳^セ。
- 59 萬物皆有用不^レ可^ク闕[。]
- 60 謀^レ事在^レ人。成^レ事在^レ天。
- 1 God helps those who help themselves.
- 2 Sloth like rust, consumes faster than labor wears; while the key often used is always bright.
- 3 Hear much, but say little.

- 4 The fear of the Lord is the beginning of knowledge.
- 5 Wisdom without justice is but craftiness.
- 6 Wine of youth are fire upon fire.
- 7 Poverty is the mother of all arts.
- 8 Short pleasures, Long lament.
- 9 Simple diet, Healthy children.
- 10 Some are very busy and yet do nothing.
- 11 The Hand of the diligent maketh rich.
- 12 The glory of a good man is a good Conscience.
- 13 Spare well, and spend well.
- 14 Take care of the pennies and the pounds will take care of themselves.
- 15 Diligence is the mother of good luck.
- 16 No pains no gains.
- 17 No sweat no Sweet.
- 18 Work and thou shalt have.
- 19 The world is his who has patience and industry.
- 20 Better go to bed supperless than rise in debt.
- 21 He that is slothful in work is brother to him that is a great waster.
- 22 Go to the ant, thou slugard, consider her ways, and be wise.
- 23 Poverty shall come upon the idler, as one that travelleth, and want as an armed man.

- 24 Example teaches more than precept.
- 25 Trust not a sword to the hand of a boy.
- 26 What is done in the night appears in the day.
- 27 No man is born without faults.
- 28 Economy is itself a great in-come.
- 29 Experience makes fools wise.
- 30 Fools are ever in extremes.
- 31 Gives places to your letters.
- 32 Soon ripe; Soon rotten.
- 33 A man is a lion in his own cause.
- 34 Business makes men.
- 35 Success makes a fool appear wise.
- 36 The man is wise who speak little.
- 37 Speech is the picture of the mind.
- 38 Prefer loss to unjust gain.
- 39 Poverty is the mother of all arts.
- 40 He who greases his wheels, helps his oxen.
- 41 No smoke without fire.
- 42 The life of man is a journey.
- 43 Oil and truth will get uppermost at last.

- 44 Do nothing you would wish to conceal.
45 Deliberate slowly, execute promptly.
46 Winter discovers what summer conceals.
47 Much is expected where much is given.
48 The path of virtue is the path of peace.
49 A word once uttered can never be recalled.
50 Where honey is, there you will find bee.
51 Return a kindness.
52 He will never spoke well.
53 Secrets are never long-lived.
54 Step by step, one goes a long way.
55 Wine in, wit out.
56 Time waits for no one.
57 Still waters are usually the deepest.
58 The tongue must not run before the mind.
59 All things are necessary.
60 Man proposes, but God disposes.

予輩今此等の諸學者の思想及論述を、明治年間其後の社會發展に就て考究するに、純理學者の忌憚なき當時の政治、經濟、財政、社會、法律等を顧慮せざる而かも時代精神の趨く所に觸れたる議

論は、年緒を経るに從て其發露著しく、遂に今日の社會發展の基をなしたるを知るなり、自由民權の論、民選議院の論、自由交易の論、内地旅行の論、男女同權論若は同等論、教問論、皆固より多少の障礙を蒙らざるはなく、或は浮沈常ならざるものありしが如くなれども、其趨くべき所に趨きたるものなり。

由是觀之、學者として實際論を吐露するは世人の稱揚するが如く斯く重んずべきものにあらず、實際論は學者自らの實際觀に止まるのみ、學者として重んずべきはその純理論にあり、福澤諭吉氏の論はハイカラにも似合はず、西周氏の内地旅行を駁する論に於て之を見るが如く、内地旅行は内地雜居を招ぐものとして、之を尙早として排するは、甚だ思慮あるが如し、然れどもそれは五十歩百歩にして、當時之を許可するも許可せざるも、大なる民間に於ける變態を來さざるべし、來たさざることとはなしといふべからざれども、大なる社會的障害を來すに限らず、それを必然なりとして憂ふるは學者のなすべきにあらず、政治家の事なり、此意義よりいへば福澤氏は當時政治家に屬するものといはざる可らず、その學者たる價値は遙かに西周氏に劣れりとすべし、純理論を唱ふるときは之を迂儒の見といふ然れども迂儒の見は時代精神を解せざるときに於ていふべきのみ、如何に當時實行すべからざる見と雖も、時代の趨勢を解せるものたる上は、決して迂儒の見にあらず。

予輩は明治維新後七八年間に於ける學者思想界の諸方面の研究によりて、斯かる結論に到達せ

り、學者は宜しく時代精神を鼓吹すべく、現在に即すべからず、現在に即したる見解を以て得意然たるは、學者の資格なきものにして、斯かる際には政策的實際家に墮落したるものなり、而して實際家の見地を脱して、純理の域に入りて、時勢を達觀するは歴史的研究の外之をよくすべからず、自然科学は靜的觀察に止まるものなるを以て、動的社會情態によりて、始めて人生に活用を成すものなり、而して動的社會に於ける利用厚生は社會的發展の經路に就くより外なし、社會的發展の動力は經濟的關係なり、經濟的關係は社會生産方法の關係なり、社會生産方法の關係は社會組織の關係なり、社會組織は則ち人生の依て立つ所にして、その幸不幸の分岐する所なり、學を學んで苟も人生に貢獻せんと欲するもの、その自然科学たると文化科學たるとを問はず、此心懸なかるべからず、獨り自然科学のみを以て人生の直接的動力たらしめんとするは、妥當なりとすべからず、是れ我農界の學者の注意を要する所なり。

尙蛇足ながら一言すべきは、學者の經濟生活に與らざる實際的論述は、經濟生活に携はりたる農業者工業者商業者の事務的見解に若かざることなり、明六社同人たる學者の中福澤諭吉氏の實際意見の尊ぶべきは、其經濟生活に與りたる商業者としての立場の議論なればなり、福澤諭吉氏の議論たる故にあらざるなり、官僚社會の經濟的實生活に關せざる議論見解の世に嗤笑せらるる所以、又今日農林、商工省官吏の農業及斯界に關する議論亦多く然る所以見るべきなり、農商務技師にして

實業界に入れる予輩の知人中、京阪に往來して肥料界に携れる某氏の如き、其機敏銳利なる觀察、到底同一人と見るべからざるなり、是れ彼が實際に於て損得相關する生活に入りたればなり、學者社會、官僚社會に在りながら、到底商業社會、農業社會、工業社會の真相に立入りたる、真正の觀察は之をよくし得べからざるものなり、之をよくし得べしと思ふは、そは自ら思ふのみ、決して眞にあらざるなり、予は之を事實に證せんとするを無用の勞なりとす、唯予が十年間の純商人界にはあらざるも、學者以外官僚以外に於ける境遇により得たる體驗なりと見做して可なり、位階勳等なく社會的待遇の異なる社會にありて、其功效は其從事する營利の度如何によりて、之を判定する社會にありては、其の事に従ふや、實に一種の眞劍的行動にして、談笑の間恰も對敵するなり、焉ぞ其視察行動眞に入らざらんや、唯時日の經過が其人の位階勳等從て其社會生活の高低難易を來すが如きにあらざるなり、是れ實に實業社會に従事するものゝ心裡及行動を解するの鍵^キ鑰^カなり、此故に世の農學者にして農業黨のために貢獻せんとするものは、去て農業界に身を置くにあらずんば、或は最^ト眞^マの引倒しに終らずんば幸なりとす、是れ予が體驗に過ぎざるも、予は眞理なるを信せざる能はざる所なり。

第五章 結 論

既に述べたるが如く、徳川時代に於ては生産の單位は全體として家族なりしが、明治維新に至りて、戸主の全家族員に對する嚴重なる團體的責任、及全家族員が戸主に對する共同擔保の義務も、亦法律上廢せられて、個人の契約の自由、職業の自由、居住移轉の自由は、法律上政治上實際上認められ、特に憲法發布後、完全に法律上政治上行はれて、從來の不當なる拘束より解放され、從て經濟上の發達大なるものありたるは、既述せるが如し。

産業乃至
社會革命
の前提

然るに此産業革命（社會革命—社會組織の變化 1868 年以後）に伴ふ自由競争制は近年に至り所謂ブデイン（Boulin）の資本主義發達史の第三期の末に入りて、既に農界に於ても生産手段の集中、社會問題、勞働問題の發生によりて、今や新たなる「經濟上の拘束」に苦しむに至れり、法律上契約の自由は資本主と勞働者の間、地主と小作人との間にては、實際上認められず、斯の如き社會的經濟的強者の、公明正大に白日の下に公然と、弱者を壓迫する結果として、我邦に於ても亦穩密の裡に社會主義運動なしといふべからず、唯官憲の力よく之を社會の表面に表顯せざらしむるに過ぎず、所謂社會主義思想及運動は外國にては其極端なるに至りては Syndicalism 若くは Bolshevism 等過激派思想を生ずるに至れり。

我邦に於ては明治四十二年愛知縣海部郡永和村の地主小作紛擾事件

大正四年十一月福岡縣絲島、糟屋、遠賀、三潯の四郡に於ける米検査實施に對する反抗

此等は其一例に過ぎず、後段之を詳述せり。

今や世界大戰の經驗に徴し、勞働階級が國民の中堅たる所以を深刻に自覺せること、資本家の利得に對する反抗の累積、戦時中の比較的豊富なりし勞銀を以て當然の分配最少限と解釋し、戦後之を維持し且つ増進せんとする決心、ボルシエヰキ並に類似の思想の傳染、或は之に對する好奇の期待或は憧憬は、彼等を當然驅りて頻々直接行動(direct action)の戰略を活現せしめ、單なる經濟運動より明確に數歩を進めて、政治運動の根柢に接觸するに至れるは、歐洲に於ける現況なり。

而して此社會主義的運動を起せる無産階級には、今や無産的有識者を多數に網羅することを忘るべからず、然れども吾人が其生活に必要な物資を、社會的に生産するに當りて起れる、如上の經濟的社會的強者と弱者との關係は、マルクスの所謂、一定の必然的の彼等の意思より獨立せる關係(bestimmte notwendige, von ihrem Willen unabhängige Verhältnisse)にして、是れ吾人人類の物質的生産力(materiellen Produktivkräfte)の發展階段に適應する所の生産關係(Entwicklungsstufe entsprechen Produktivverhältnisse)なることなりとす、既にこの生産關係に入込むことは、今日の資本主義の發達史の第二期に必然免かるべからざる一定の結果なれば、之れがため決して強者を呪咀すべ

からざることなり。

Die bürgerlichen Produktionsverhältnisse sind die letzte antagonistische Form der gesellschaftlichen Produktionsprozesse, antagonistisch nicht im Sinne von individuellen Antagonismus, sondern eines aus den gesellschaftlichen Lebensbedingungen der Individuen hervowachsenden Antagonis,....

然るに、社會の實際に於ては、是れ強者の自由意志の致す所として、社會的經濟的弱者の大に之を呪咀するもの多きが如し、翻て他方強者より亦弱者側の反抗的運動を見て、是れ社會の秩序を亂るものとなすあり。皆等しく是れ今時の資本家的生産關係は、各個人の生活の社會的條件より生ずる社會的生產方法の敵對的形態なるを覺らざるものなり、之を他語にて言へば、個人主義的産業自由競争制の經濟組織は、今や今日の社會生産力の發展に適應せざる組織なるを知らしむるものにして、是れ纏て封建的社會組織が、その社會生産力の發展に適應せざるに至りて、倒れたると同じ理由を以て、早晚他の社會生産力の發展に適應するより、よき社會組織に交代せらるゝものと解するの妥當なるを信すべし、蓋し現時社會の生産力が、社會組織の爲めに一定の束縛を受けながら、尙其發展を繼續すること現状の如くば、而して是亦社會組織の進化として當然なりとすれば、現社會の生産力が發展すればする程、社會生産力と社會組織の間に於ける矛盾衝突益々甚しく、其極遂に社

會的革命、即ち舊社會組織の改造は免がるべからざる必然の勢なればなり。

之を社會組織の進化史よりいへば、「一の社會組織は總ての生産力が其組織内に於て發展の餘地ある限り、その發展を爲し遂げたる後にあらざれば、決して顛覆し去るものにあらず、又新たなより高度の生産關係（社會組織）は其ものの物質的存在條件が古るき社會の母胎内に於て孵化せられ終る以前に於ては、決して發生し來るものにあらず。

その如何なる主義のものが之に代るか、現時の經濟上の拘束を解放する所の、この新たな社會組織の如何なるものなるかは、現に今日に於て既に法律の社會化あり、企業の社會化的法律制度乃至非營利主義的國家施設の起らんとするにみて之を推すべし、一言之を蔽へば、「社會改革」の流行語之を示すに足るものあるべし（尤も社會政策は社會主義を意義せず）。

此の經濟（社會）革命は何年頃に來るかは、全體として測るべからずと雖も、吾々既に人類の歴史の前史の最後の社會組織（マルクスの言）に入れる以上、固より國によりて遲速はあれども、左まで遠からず孵化するものなるべし。此遠からずといふ證は二あり、一は現に「社會政策」の流行語あること、一は新たに有識階級が無産階級に入れる近時の状態なり、然らば則ち我農業も亦早晚其齋らすべき運命を免れざるべきは明かなりとす。

社會革命とは社會組織の變化のことにして、明治維新の如き其一例なり、革命とは根本的變化の意にして、暴力の使用を伴

ふことを意味せず、又必ずしも急激なる變化の意にあらず（社會問題研究第三冊 p. 233）

『凡そ貨物の生産過程に於て、人間は常に自然の上に働き掛くるのみならず、又人間相互に働き合ふものなり、彼等は或特定の方法に依りて共同に働き、且相互に彼等の働きを交換する事によりてのみ、始めて生産を爲し得るものなり、生産するが爲めには、彼等は相互に一定の連絡及關係に入込み、且此等社會的の連絡及關係に於てのみ、始めて彼等の力が自然の上に働き、始めて生産が營まれる。』

生産者の間に於ける此等の社會的關係、及彼等が依つて以て彼等の働きを交換し、且つ生産の總體の結果に與ふる所の條件は、自ら生産手段の性質の異なるに従つて相違すべし。

是に由て之を觀るに、各個人が、依つて以て生産に従事する所の社會關係は、即ち生産上の社會關係は、生産の物質的手段の、即ち生産力の變化及發達に伴つて、變更され變形さるるものなり、今此等生産關係の總和は吾々か名づけて社會と稱しつある所の社會關係を構成するものにして、又實に歴史的發達の一定の階段に於ける一の社會を、即ち特種特定の性質を有する一の社會を、構成する所のものなり。

古代の社會、封建の社會、素封（又は資本家）の社會は斯かる生産關係の總和にして、其各々が人類の歴史に於ける發達の特定の階段を劃する次第なり。』

斯くて人類の歴史の凡ての時代に於て、社會的關係諸々の制度及び法律は、經濟上の進歩と極めて密接なる關係を有す、富の生産及分配は社會にとり基本的且死活の問題なれば、社會の法律制度が此の如く重要にして缺くべからざる經濟機能によりて、甚しき影響を蒙る事なかるべしとは、想像する能はざるところなり、例へば、封建社會の法律及制度は、封建社會の經濟的生活の論理的結果なり、資本主義の時代を肇むるに至りし諸種の大發明は、封建社會の政治的及社會的形態の内において、到底其働きを發揮し能はざるものなり、新たなる經濟上の過程は彼等の性質と調和する所の、又彼等の十分なる發達到適應する所の、新たなる社會的及政治的形態を要求し、且つ產出するもの、之れが歴史に關する一般的且不變の法則なり。

Spargo, Social Democracy explained, 1918, p. 131. にありとして「社會問題研究」第三冊 p. 233 に載する所より採る。

要するに社會の生産力と社會組織との間には、密接不離の關係あり、既に此關係あれば社會の生産力にして變動するとき、之に伴うて社會組織も亦、必然的に變革さるべきものなり。

是れマルクスの唯物史觀論の主張なり、河上博士の之を説明する所によれば、一定の社會組織のライスヒストリー（一生涯の歴史）には、大凡そ二個の時期存す。社會問題研究 第三冊 95, 96, 97.

第一期は其社會組織が社會の生産力と正に調和し、之が發展の爲め最も都合好き關係に在る時代なり、然るに社會の生産力が或る程度以上に發展するときは、社會組織と社會の生産力との調和破れ、從來生産力の發展を助長し居たる社會組織が變じて、却つて社會の生産力の發展を害するに至る、是れ第二期なり。

去れば第二期に於ては、社會の生産力は社會組織のために一定の束縛を受けながら、尙其發展を續く、然れども社會の生産力が發展すればする程、社會の生産力と社會組織の間に於ける矛盾衝突は、益々甚しく、其極遂に社會的革命、即ち社會組織の改造は免がるべからざる必然の勢となり、而して既に社會的革命にして行はれんか、舊社會組織は之によりて終焉を告げ、新たな社會組織の第一期が始まる、斯の如くして社會組織は絶えず進化を續くるものなり、斯く言へば、舊き社會組織と新たな社會組織とは、木に竹を續げるが如くに連續するかに思はるる處あれども、實際に於ては「一の社會組織は、總ての生産力が其組織内に於て發展の餘地ある限り、其發展を爲し遂げたる後に非れば、決して顛覆し去るものにあらず、又新たなより高度の生産關係（即ち社會組織）は、其ものの物質的の存在條件が、古き社會の母胎内に於て孵化せられ終る以前に於ては、決して發生し來るものにあらず。

Eine Gesellschaftsformation geht nie unter, bevor alle Produktivkräfte entwickelt sind, für die sie weit genug ist, und neue höhere Produktionsverhältnisse treten nie an die Stelle, bevor die Materielle Existenzbedingungen derselben im Schosse der alten Gesellschaft selbst ausgebildet worden sind

一定の社會組織の下に於て、社會の生産力が、次第に發展するは、恰かも卵の殻の内にて種が漸次成育するが如きものなり、或程度以上に種が成育するときは、外殼は障害となるに違ひなきが、併し「發展の餘地ある限り其發展を爲し遂げたる後

にあらざれば」殼は決して内より破らるべきものにあらず、又勿論外より人爲的に破るべきものにあらず、而して一旦殼が破れ、同時に雛は産れ、且産れたる前の卵の状態と、産れたる後の雛の状態とは、一見甚だしき變化あれども、而かも「新たなるヨリ高度の」生物たる雛の存在に必要な條件は「古るき社會の母胎内」たる卵の殻内に於て、既に以前より次第に成熟しつつありたるものなり。

又人間の子に譬ふべし、人間の子は母の胎内に約十箇月間宿つて居るものなるが、其十箇月の間に於て母胎内に成育の餘地ある限り成育し、母の體外に出て獨立の存在を爲し得るだけの條件を具へ了へて後、始めて出産す、出産には必ず「産の苦み」を伴ひ、常に多少の犠牲を伴ふ、併し之に依りて新たなるものを生ず、是れ所謂社會的革命なり。

社會組織の變革は斯の如くにして行はるゝものなり、マルクスによれば、社會革命といふは社會組織の變化にして、革命とは根本的變化の意なり、暴力の使用を伴ふことを意義せず、又必ずしも急激なる變化の意に非らず、彼の亞細亞的、古代的、封建的、及現代の資本家的の生産方法は、社會の經濟的組織の進歩の階段なりとすべく、而して此中資本家的の生産關係は社會的生産方法の敵對的形態を採れるものの最後のものなり、之を換言すれば、現時の資本家的生産關係は社會組織の關係なり、社會的生産方法と敵對の關係に置かれたる最後のものなり、然しながら此資本家的社會の母胎内に於て發展したる社會的生産力は、同時に此敵對の解決に必要な物質的條件を作れり、されば此資本家的社會組織は人類の歴史の最後にして、これより以後に始めて人類の眞の歴史は始まるものなりといへり。

„Mit dieser Gesellschaftsformation schliess daher die Vorgeschichte der menschlichen Gesellschaft ab.“

茲に於て或者は階級闘争を主張すれば、他の者は之を排斥して、舊來の恩顧的主従關係を維持せんとす、然れども過去の歴史は皆階級戦争の歴史に外ならず。

内務大臣床次竹二郎氏、東京府知事法學博士井上友一氏の東京府の工業者を集めて此意義の會合を組織せるが如き其例なり、然れども此等は官憲の位置にある人々なれば、政治上より斯かる思想を社會のために利とするなるべし。

大正八年三月二十一日

東京府主催工場主協議會 府下に於て職工百人以上を使役する者にして、通知發送二百五十名中約百八十名の出席あり、目的は職工幸福増進協議なり。

歴史は皆階級戰爭の歴史に外ならず、希臘の自由民と隸農、羅馬の貴族と平民、中世の領主と農奴、同業組合の親方と職人と、古來常に相反目して是等各社會組織が各社會生産力の發展を妨害するに至りて、或は隱然或は公然、絶えず相争ひつゝ、或は常に兩階級の共倒れとなり、若くは社會的革命的變化を以て、結末を告げたることを記せざるべからず、是れ經濟史の教ふる所也。

或者は産業を人道上の主張の上に開發を計らんとし、社會生産力を最大限度に發揮せんためには、勞銀の最高標準率に同意し、雇主は被傭人の多感なる人々なることを承認し、互に協力すべく、而して勞働者が滿幅の誠心を以て支持する、より、善き原理の下に於てのみ、初めて兩者の協調を得べし、斯くの如くして國民の富を増し幸福を高め得べしとなす。

英國に於て最近創設せる産業同盟會 Industrial League に於て、無任所大臣ジョーシ・パランス (George Paunce) 氏の演説の一節、産業同盟會は英國に於ける資本勞働調和を目的とす。

大正八年三月十七日 時事新報 一二七九七號所掲

近者英國 Lord Leverhulme の「六時間勞働其他産業問題」出づ、勞働黨の機關雜誌と目せらるる「New Statesman」は、此書物を批評して曰く、勞働黨が嘗て社會改造案として提議せる内容に近きものなり、當時勞働黨の社會改造案が發表せらるゝやロイド・ジョーシ之を過激派主義として排斥せり、然るに今やレ卿がそれに近き意見を發表せるも、アルジョア階級が沈黙を

守るといふことは、社會の一大躍進——Social Democracy への躍進を語るものにあらずして何ぞと。

レ働は労働者にあらず、社會主義者にあらず、立派なる資本家なり、資本家の立場に於て、生産能率増進のために六時間労働の必要を唱へ、六時間労働は生産能率を最も増進する所以なり、又婦人小兒の労働に就ては、六時間労働制の必要は一層緊切なるものなりといへり。

Leverhulme, The Six-hour Day & Other Industrial Questions.

惟ふに有産階級の根本的大々讓歩を以て、此新社會革命の終りとなるべし、而して之を農業其ものに就て見れば、小農制廢れ大農制となるは其一なり、我農業の小農制の極端にして、而かもよく全國に普及せるは、徳川氏三百年の土地相續法制の馴致する所にして、既に徳川氏の警察的封建政治の倒れて自由維新、今日資本主義の時代に於ける五十年間に、冥々の裡に變改しつゝあるは、統計の示せる如く、且資本主義は到底其使命を果たさずしては止まず、更に農業者の側に在りては、人力を節約して器械を用ひ、堆肥を製せずして加里肥料さへ使用するに至り、今日彼等は饅飴は商人より之を買求め、麥搗き米搗きに都會に來り、電力又は瓦斯石油動力機にて之を精穀しつゝあり、萬事其基礎に於て此革命の成れるを證するにあらざるはなし、是れ既に述べたる如し。

其二としては農業は徳川氏に於て最も發達したり、尤も穀菽農に於て其發展を見、輪栽農に於ては然らざることは、徳川氏の穀物栽培獎勵に主力を注ぎ、他の作物は之を抑制（或は抑揚）したり、隨時抑揚的政策を採りたれども）したること、既述の如くなれば、自由農法（蔬果農法）の十分な

る發展を見る能はざりしなり、明治時代に至りて農學の技術及經驗相共に開けたるを以て、此點最も自由なる發展を遂げたり。

農學會の調査に據れば、我農業の生産は、今より二十五年間我國民の食糧供給に苦しまざるが如し、是れ實に信すべきものなり。

二十五年後に於ける米の生産額 現時に於ける一反歩當平均産額は僅かに一石八斗餘りに過ぎざるが、品種の改良及栽培法の改善及土地改良等によりて、現今の試験成績に基くも、三割以上の收穫を増加すること敢て難からざるを以て、之れが實行普及による増加歩合を假りに三割とせば、一反歩當り收穫は二石三斗五升となり、従つて現在の稻作 $21,000,000$ 町歩に對する産額は $12,800,000$ 石に達すべく、又本邦内地にて耕作に適すべき未墾地二百萬町歩中、八十萬町歩は水田となし得べき見込なりといふを以て、此等の開拓を完成せしむるに於ては、之れがため $18,800,000$ 石（一反歩二石三斗五升計算）を増加すべく、尙朝鮮臺灣に於ても内地と等しく米作の改良を奨励せば、其收穫の著しく増加すべきは勿論なれば、同地方に於て人口増加による米の消費を計算に加ふるも、現時に於ける米の移入力を倍加し、年々六百萬石（朝鮮四百萬石臺灣 $2,000,000$ 石）を内地に供給せしむること、困難ならざるべきが故に、以上合計供給額は $31,600,000$ 石にして次記需要額を充たして餘りあるべし。

二十五年後に於ける米の需要額 人口の増加は現時の統計により、毎年一千人に對し十四人一七を増加するものとして、一人當り消費額は毎年五合宛を増加するものとすれば、人口八〇八四萬人、一人當り、平均一石一斗七升五合なるを以て、米の需要額は $94,900,000$ 石に達すべし。

去れば一部の論者の如く我農業の前途の山は見えたり、最早發達の餘地大なる青年時代にあらす「既に成熟時代なり、前途農政の要は耕地整理、種子、農具、肥料等の改良及害虫驅除を努めて、耕作の精巧周密を圖るべき時運なり、米輸入税を以て地主を保護し、如何程あせりにあせればと

て、將來著大なる農生産の發展は、最早期すべからず、國民の公益に伴はざる政策に腐心せんよりは、寧ろ一日も早く目を覺して、農家副業の獎勵、及び近來農界に發達しかけたる信用組合、購買組合等の進歩を扶け、農家經濟の助長に努力すること肝要なれ、明治卅九年五月十五日大阪朝日新聞、農の前途」となすは當らず、殊に其農政觀はよろしからず、蓋し遠き將來は之を措き、近き將來に於ては決して英國の愛蘭土に於けるが如く極端なる食料輸入政策を採るべからず。

過去の極端なる食料自由輸入政策は農業國なるアイルランドの富を破壊し了り、茲に立國の礎崩れてアイルランドの大半は慘憺たる貧相を呈し、工業は無く、獨りアムスターの英人の手に存するのみなるを以て、英人は富み土着の民枯れたるなり。

若し之を敢てするならば、今や工業國に仲間入りして、實際は尙農業國を脱せざる我農業を挫折せしめ、立國の基礎茲に崩れて、慘憺たる貧相を呈するに至らん、徳川時代より傳統的に明治大正に傳はれる所謂官民呼應せる我農政は、國寶として之を尊重すべきものなり。

唯それ國寶たり、其眞の利害は最早や動もすれば高閣に束ねられんとす、亦止むを得ざるべし、大正六年四月二十五日調査の帝國議會衆議院議員職業別は明かに之を證す。

會社重役及商工業

八五

辯護士

五五

新聞雜誌社長及記者

四三

農業

三三

地主	六一
鑛業家	一四
醫師	一三
銀行家及金貸	一五
學者及教育家	九
漁業	六
公職に在るもの	六
船舶及運送業	三
雜	四
無職	六四

我が農業の現在及前途斯の如きものありとせば、その社會的、經濟的重要使命たる國民生活の安定、一國風教の維持、貧民の増加忌避、食糧並に原料の供給、國防の充實の要務は左なきだに阻害せらるるに至るものあるべし、甚だ寒心すべき現象なりと雖も亦已むを得ず。

然れども斯業と農學とは別問題なり、斯業は稍疎んせらるるとするも、之れが學問は同一待遇を受くるは、學問の性質として之を拒否すべきなり、但し其れエンゲルス (Engels) の云へる、唯物史觀の一たる、社會の感せる技術上の必要は、科學を刺戟すること、十の大學より效遙かに多きものなりと。

„ Hat die Gesellschaft ein technisches Bedürfniss, so hilft das die Wissenschaft mehr voran als zehn Universitäten.“

Letter of 1894 in " Der sozialistische Akademiker "

(1895), p. 373. Reprinted in L. Woltmann, " Der Historisch Materialism " (1900)

p. 248.

斯學の教育方針として、此言趣味津津たり、著者は食糧政策上、畜産よりも農産を重んじ、之れと同じ理由を以て水産を重んずるものなり、人の榮養に適する原料品・主として穀物及馬鈴薯は、吾人が之を飼料となして、肉類及乳産物に變ずるときは、吾人が直ちに人の食物として用ひる場合に比し、其養はるる人の數遙かに少なし、此原料品を飼料となすときは、最も良好なる場合に於ても、之によりて生ずる動物性食品の人の用に供せらるるもの、其攝取せられ得べきエネルギーの五十パーセントに過ぎず、吾人は一頭の豚が食する乳汁穀物及馬鈴薯にて、之により生ずる豚肉を以てする場合の、二倍の人類を養ふを得るなり。(「食料政策に於ける畜産の價值」石坂橋樹 大日本農會報第四百二十八號 pp. 19 — 22)

技術は主として科學の状態に是れ依るものなれども、科學は技術の状態及必要に是れ依るものとする方、尙遙かに實際なりといふべし。

„ Wenn die Technik, wie sie sagen, ja grösstenteils vom Stande der Wissenschaft abhängig ist, so noch weit mehr dieses vom Stande und den Bedürfnissen der Technik.“

Engels, *Utid.*

然るに農界には精神的思索家並に學者ありて、動もすれば淺薄にも自己の思想より社會の事實は生ずるものとなして、事物を思索するが如し、而かも實際に於ては人の思想は社會生活 *Social life* の事實より生ずるものにして、是れ *Technik* なり *Wissenschaft* にあらずるなり、蓋し人類が其生活に必要な物質を、社會的に生産するに當りて、所謂人類の生活の社會的生產に當りて、倫理的及精神的勢力を固より無視すべきにあらずと雖も、凡そ一定の共同團體には無數の承認されたる自由代表者の決意ありて、之を組成するものなるが、其決意中にある一般的傾向若くは一致を有する活動を發見するを得べし、而して或る他の決意ありて此一般的傾向の活動の軌道を逸することあるも、其は一般的規定の必須有効性を害せざるほど、無力なるものなり、斯かる或る一般的若くは一致を有せる活動を意義して、社會法 *Social Law* といふ、蓋し吾人の前きに淺薄なる精神的思索家及學者を難するものは、此社會法に抗する能はざるをいふなり。

社會的意識形態、即ち社會に行はれ居る思想上精神上の主義思潮等、凡て人間の意識に關する状態は千差萬別なるが如けれども、元來社會を支配する考慮は社會的考慮に外ならず、此社會的考慮

によりて社會的配置生れ、而して此社會的配置は人間の配置に過ぎず (Social arrangements are human arrangements)、人類は右に指示せる意義に於て決意をなし、並に其社會的選擇をなすべく自由なれども、尙其決意や選擇や、遺傳及境遇に依て轉移せられたる思想及印象の總和に必ずや指導せらるべきなり。

農民社會に社會的意識形態なし、否なきに非ず、彼等は人類の意識がその存在を決定するにあらずして、寧ろ彼等の社會的存在が其意識を決定するものなるを知らず、人類の生活の社會的生産に當りては、必ずや一定の社會的關係を結ぶのみならず、其社會關係は吾々の意志如何に拘らず、社會の生産力の發展度合に應じて、必然的に一定の關係に定まるものなるを知らざるなり、斯の如き彼等の社會的意識形態を知らざるも、彼等に其意識存在の成果なるを明瞭ならしめざるべからず。

機械の發達せる今日に於て、昔の如く自給自足の經濟を維持することの、全く不可能なることは、彼等は事實に於て之を示し居れり、今日都市の眞中に於て自耕自織して生活せんとするも、其不可能なる事を事實に於て知り且つ示し居れり、無産の小農は其勞働を地主に賣り、一定の賃銀を得、斯くして得たる貨幣を其必要とする衣食住に交換し居れり、而して斯かる生活をなすは、何故なりやを知らざるも、斯くせざれば食へぬ故なり、尙之を適切にいへば、斯くするを以て儲けありとなすなり。

是れ恰も封建社會の倒れたる所以、家内工業の工場工業組織に變轉せる所以、地方市場の國內市場、國內市場の世界市場と相伴的變化をなせる所以、古代社會に於けると、今時の經濟生活に於ける、古今資本の重要な差別ある所以、十九世紀の中葉の政治上變化は、主として經濟的因子 *factors* によるものなること、國民的進歩の基く所は、經濟的因子なることと、同理由に出づるなり。

Marx は初めて封建社會より現今の社會の轉移は、十七世紀に於て資本が優越なる産業的因子として核子となしたること、及び十八世紀に於ける産業革命に歸因するを明かにしたり。蓋し經濟的勢力 *economic forces* は封建社會より現時の社會への轉移を形成する機械 *instrument* なりしなり、*Marx* は初めて家内工業組織 *domestic system* の性質及吾々の時代の工場工業組織 *factory system* に其變形せる所以を指摘したり、此轉移に伴うて地方市場 *local market* より國民市場 *national market* 及國內市場より世界市場へと相伴的變化 *attendant change* を説明せり。

Marx は又 *class antagonism* の經濟生活と、今時の經濟生活との間の、必須なる差別に注意を惹起せしめたり、往時にありては資本は決して著しき重要な作用 *role* をなさざりしこと及び希臘羅馬の歴史の多くは此事實の光りに依て解説さるべきものなることを示せり。

Marx は十九世紀の中葉の政治上の變化は、主として經濟的因子によるものなることを始めて摘發せり、今日に於ては十八世紀に於ける英蘭土の政治的轉移 *political transition* 並に佛蘭西及亞米利加の諸革命は皆之を經濟的措辭 *economic terms* によりて説明すること殆ど普通となれり、更に十九世紀の民主政治 *democracy* は大いに其産業革命の結果なること、内亂に關する北米合衆國の早き歴史は其根柢に於て二個の經濟主義の間の爭鬪横ばりしこと、西班牙に對せるキューバ *Cuba* の反旗及び間接ながら西班牙と亞米利加との戰爭は、砂糖問題 *sugar question* の結果なりしこと、將た終りに現今に於ける國際政治の情態は經濟的考慮によりて支配せらるるものなることは、疑ふには餘りに明かなりとす。

要するに近世歴史的研究によれば、政治的及社會的進歩上、經濟的因子は他を壓倒するが如き重要さを有すること、何處にも之を認めらるゝに至れり。

Edouard Guouti は希臘及羅馬の奴隸制度の起原及發達を研究し、此根本的事實と全體の政治及社會的歴史との關係を證せり。Frane-tie 及 Pöhlmann [Francotte, L'Industrie dans la Grèce Ancienne (1901); Pöhlmann, La chute des Antiques Sozialismus und Kommunismus (1901)] は詳しく希臘の經濟的位置及其國民並國際的條件に於ける影響を更に論究せり。

羅馬の歴史にては Mitsch 及 Mommsen の如きは早く經濟史觀派の出でざる前に、既に土地問題と國民の進歩との關係を論じ、近時白耳義の著名なる歴史家 Des Marez は其確信を披瀝して、いへり。

「Rhine と北海との間の人民を感化せる深き原因に就ては、就中經濟的條件を措きて之を研究する能はず、人種の言語的將た他の因子は之を顧みざるも、其國民進歩を決せるものは經濟的因子によれり」とせり

G. Des Marez, Les Inttes Sociales en Flandre au moyen Age, 1900, p. 7.

既に産業革命 (1868 年以後) の洗禮を受けたる我農業なれば、縦し從業者はよく之を體せずとも、産業革命の使命より毫も免がるる能はず、我が徳川氏三百年の用意周到なる土地並相續法制的の浸潤的因襲の、今尙之を抑制するは之れありと雖も、而かも既に資本主義の特徴、色彩は農村至る所、之を見ざるなきことは、曩きに陳べたる所なり、無智なる農民尙儲けるには斯うせざるべからずといふもの、滔々是なり。

果して然らば、我邦に於ても現時農民社會に、所謂社會法は行はれ、社會的意識形態これあるも、唯自覺的に其徹底せざるのみ、之を徹底せしめてよく彼等をして、時代に行はるる思想上精神上

の主義思潮に通せしむるは、嚮て彼等をして其必然的に免がるべからざる一定の生産關係（社會組織）に層一層努力せしむる所以にして、是れ彼等を精神的に技術的に指導する任にあるもの、宜しく爲すべきことなること、是れ農業革命の成果の第四なりとする所なり。

事情前述せるが如し、國民的進歩の基く所は、經濟的因子によること明かなりとせば、農業發達改良及農民指導提撕の最大要件としては、從來の不徹底的形式的官僚政策を惜む所なく撤去し、行政上主從恩顧的舊思想を以て農界に臨むことを廢すべきこと、是れ農業革命の第五とする所なり。

最近の官僚政策の一例を挙げれば、私立大學基本金供託のとなり、私立大學の基本金及專任教授に關する規定の如き、宜しく之を公定すべきなり、然るに迎合式的内規となせり、更にいふべきは實際に於ては三十萬圓の基金を有せずとも、他より有價證券を借入れ之を供託し置くも、文部大臣としては其公債の所有權に立入りて之を拒否する能はざるべく、供託金は事實有名無實に終り、單に既設大學に尠なからざる煩累を加ふるに過ぎず、是亦一種の私立大學苛責に歸す、是等を官僚政策となす。

官公私大學を平等に取扱ふ所以として、官以外の大學に設備其他に關する劃一の方針を以て、帝國大學の模倣を強要せんとするは、私學各特色を沒せしむるもの、是亦 *Teubnik* と *Wissenschaft* との混同なり。

要するに官僚政治は事を企て徹底なく、劃一あるが如く、亦行政上の考慮を加ふ、是の如きは官僚政策及其弊害なり。

人類は自己の歴史を作る、然れども自ら用意したる或は自ら選びたる状態の下に造らず、却て與へられたる而かも傳承的情態の下に之を造るものなり、凡て過去時代の傳説は生存者の腦裡に山の如く集積するなり。

„ Die Tradition aller toten Geschlechtern lastet wie ein Alp auf dem Gehirn der Lebenden.“

斯の如きを以て社會の健全なる發達を求めんと欲せば、個人の獨立自治を重んぜざるべからず、但し獨力を以て生活を全うする能はず、生活するも文明國民の維持すべき生活を全うし難き一部の國民には、國家自ら援助を與ふるの要これあり、然らざる者に對しては其獨自の能力に依て生活せしむるの計を講じ、その個人の孤立に依て不可なる場合には、個人間に於ける團體の力に依て、生活上の目的を達せしむるを要す、勞働者の自治的救助を行ふべき團體存在せず、斯る團體の爲すべき職分をも、政府之を爲さんとするは、官僚的社會政策なり。

農界に於ける産業組合の設立の如き、之を南方獨逸の模範に則りて設立以來、既に（明治三十三年産業組合法發布せらる）二十星霜を経たり、而して其組合數は相應多數に上れりと雖も、今尙 revision は政府自ら之に當る、斯の如きは組合の自治を蹂躪するものなり。

農會は（農會法明治三十二年六月、農會令明治三十三年二月公布）設立來亦二十年餘、而して其爲す所未だ一として農民及社會の實生活に觸るる所なく、漸く頃者日用品販賣の企あり、斯くして初めて其會費公徴權の如き之を認むべし。

農業倉庫法は大正六年七月公布され、九月より施行せられたりと雖も、是亦從來の官僚式筆法を改めずんば、よく其任務を遂ぐべきや、疑なき能はず。

我國に於ては資本家と労働者、地主と小作人との間に、主従間に於けると同様の、情誼恩愛の掬すべきものあり、此場合に濫りに職工組合を立て、小作組合を設け、労働者に権利思想を注入するは却て在來の美風を破壊すべく、隨て斯かる組合を設立するも、其職分は之を組合員の共濟を眼目とするものに限るべしといふ。

果して此説の如くんば、例へば不景氣の起りて事業を縮小する場合には、資本家は妄りに労働者を解雇せず、凶年にも進んで減免を計り、自ら奉ずる所を節約して、尙労働者の爲めに衣食の資を豊かならしむる筈なり、又一朝商工業好景氣に際して、資本家の利益増加したる場合には、自ら此利益を收めず、先づ之を労働者に願ち、少くとも主従共に慶福に浴すべき筈なり、又労働者が老境に向て身心衰耗するも、従者に對する年來の情誼を重んじて、斯かる老人は之を優遇して、餘生を安んせしめ、恰も封建君主の臣下を待つが如くせざるべからざる筈なり。

然れども實際に就て之を見れば、各都市及農村に見る所の所謂家族主義、温情主義の労働組合、小作獎勵會、地主會（後に其例を掲げたる所の如し）の如き、資本家を主とし労働者を従とするの組織にして、而かも事實殆ど何等主従的恩愛情誼の發露の如きは、主として之を求むる能はず、互に酷烈なる自由競争の關係に居らんとす、歐洲に於ける資本家と労働者との、純然たる雇傭關係の下に、權利義務の遂行に重きを置きて、他を顧みざるの率直にして、自治的なるに如かざるなり、

既に斯かる對等的關係を規定する民法の存在あり、何を苦んで封建社會の舊思想を存續する、寧ろ害ありて益なきなり。

是れ農業革命として齎すべき其五なり。

國家の法治國たらんとする間は、大小の官僚苟くも法律に精通するのみならず、之れが立法的組織及活動の才能なかるべからず、是を以て法律經濟政治を修めたるものを以て、之に任ずるための任用令の要甚だ大なるものありたり、然れども既に儼然たる法治國となり、諸制度諸法令秩序整然たる後に及びて、尙昔時の任用令を楯として、苟も行政官たらんとする政法の學を^{二三}せざるべからずとなすは、事務に通せざるものなり。人才を登庸する所以の道にあらざるや、知るべし。

農學博士上野英三郎「技術者の重用は成績を擧ぐる所以」參照、農業世界第十二卷第十六號大正六年十二月

今や行政官は法律の學習なくとも、常識あるものよく諸法令の運用に苦しまず、其れ然り、法文を解釋し條規を執行するは、何人も難しとせざる所なり、而かも何がために斯かる法文の規定を要し、斯かる條規の執行を求むるかの技術觀に至りては、唯技術をよく會得するものに於て、初めて之を能くすべし、法政の學に通ずるも、之をよくし得ざるなり。

現行官制によれば、行政官は技術官の學識技能に依倚して、以て其行政任務を行ふを得るを以て、己れ自ら技術的學識技能なくとも、其政務の運用に法律上形式上固より支障なきを得べし、然

れども法律は常識を以て之を解して、よく正鵠を得べしと雖も、産業技術に至りては之を常識又は傳聞によりてよく之を理解する能はず、深く技術の由て基く所を講究するにあらざれば、よく其真相に觸るる能はず、從て技術の客體の處措に於て、宜しきを得ること能はざるに庶幾し。

斯かる例證は、今日諸官省に於て行政長官の職に在るもの、下僚の說に聽きて技術上の施設を二三にする事實に之を見る、是れ彼等は法文を能くするも、其條規の由て來る所の産業其者の理解を缺くにより、之を誤りなく理解せんと欲せば、農業にありては農業の技術に通せざるべからず、技術に通せざるもの、此條規を運用すれば、技術官の說によりて左右せられざるを得ざるなり、今日的高等行政官の弊竇。今や漸く明かとなりて、技術官亦行政官に就くを容易ならしめんと、運動をなす者あるに至れりと聞けり、此事果して行はるゝに至らば、蓋し政務の成績を著大ならしむるに與かりて力あるべきなり。

然りと雖も、籲りて之れを想ふに、今日の技術官たる者の法制經濟の知識の皆無なるを如何せんとする、その政治學の何たるを知らず、その動かざる天然を相手とし、動きて止まざる社會人事を怠りたるもの、其れ焉ぞ行政百般の術に當りて宜しきを得ん、私かに憂ふ、技術を知らざる行政官に劣るなからんかを、是に於てか、參謀官たらんものは少くとも參謀學を學ばざるべからざるが如く（決して其參謀學の學力如何に拘らざるなり）技術官にして行政の衝に當るものは、法制經濟を

學びたるものならざるべからず、技術者にして此參謀學を學ばゞ「愛媛縣新居郡に於ける地主小作紛擾事件」の近因となれる技術者の沒常識態度など、夢にも起るべからず、則ち今日の農學教育組織の革命を叫ぶ所以なり。

若し技術官にして行政の局に當らざれば即ち止む、苟くも行政官として其手腕を振はしめんと欲せば、必ずや技術的教育にのみ止むべからず、農業に關する社會的經濟的法制的知識を、最も十分に授けざるべからず、此事は啻に農業教育に於ていふにあらず、林業教育、工業教育、亦素より然らざるべからず、則ち農政學科、林政學科、工政學科は各學部中他の分科の上に立つべきものなり、之を是れ成さずして、從來の教育組織の下に在りて唯行政官たる途を開かんとす、抑々難い哉、難きに否らず、不條理なり、技術者は其れ遂に技術者か。

教育は社會に追隨すべしと雖も、亦社會に率先せざるべからず、既に彼の行政官にして産業の技術觀に缺くる所あり、之を補はんとして單に技術者を以て之に代へんとす、乃ち此の行政的學識の缺如妨げざるが如し、且從來専門的業務のみ多くして、法理的頭腦を要すること、比較的少なき技術行政に於て、斯の如き法制經濟上の知識なきも、苟も非常識者にあらざる限り、之れが長官として何等支障なきと、從來行政長官の職に在りたる技術官（例へば鐵道院總裁副總裁等）之を證明せるものありと雖も、専門的技術者が更に其行政的權威を増進するものなるは明かなり。

明治當初の産業は、農業及手工業、家内工業時代より工場時代に入らんとする過渡期に在る徳川時代の工業を其儘繼承せるものにして、今や此の農業と併立せる家内工業時代は去りて、明治の新しき様式をとれる資本主義的工場制産業となれり、乃ち舊時代家内工業より新時代の工場産業に推移せる産業上の急激なる變化に、明治の工業の際會したるは、言ふを俟たず、然らば我農業界に在りても亦、斯く産業革命に際會したるものと、認めざるを得ざるべし。

既に陳べたるが如く、原始時代の「氏」の如き、大なる氏族共同團體が生産の單位なりし時代は、既に遠き過去の事にして、而して次で王朝時代の「氏」よりなれる共同團體たる「戸」も亦、近き過去の事となり、今や戸の家屬共產團體は二方面の分派をなし、村落團體と自然家族と生れたり、而して家族は生産の單位となれり、是れ徳川時代の事なり、而して明治維新に入りては、則ち戸主の全家族員に對する嚴重なる團體的責任及全家族が、戸主に對する共同擔保の義務も亦法律上廢せられ、個人の契約の自由、職業の自由、居住移轉の自由は、事實上認められ、從て五人組の制度は早く廢れたるが（明治廿一年四月市町村制實施と共に全く其跡を絶ちたり）、殊に明治二十二年の憲法發布によりて、如上の個人的對等的權利は萬世不滅に確認せられたり。

斯くの如き經濟單位の發展は、共產主義より個人主義に向て、更に一步を進めたるものにして、而して自然家族の發展は、更に一步を進めて、其内部に於ける各個人が、經濟上完全なる獨立を有

し、全責任を負ふ個人完成の時代に入るべき筈なり。

既に徳川政府の政治的權力の固定靜止的なるに拘らず、經濟的權力の動的進取的勢力は益々増進して、遂に政治的組織に革新の動機を與へて、明治維新を惹起せり、之を經濟上よりみれば、從來の農業及工業の封建的組織が、既に社會の生産力に適應せざるを以て、社會の生産力の發展に順應すべき一定の經濟組織を、喚起せるものなり、此の經濟組織は個人主義的資本主義的經濟制度にして、所謂自由競争的及私有財産制的政治的經濟制度なりとす。

明治維新の産業は實に此の如き政治的經濟的革命に入りたるものにして、我農業亦其産業の一として其齎らすべき運命を免れざるは明かなりとす。

然るに實際上、世人をして之を首肯せしめざる幾多の社會現象あるは、之を否むべからず、それは殊に多く田舎に於て之を見る、先づ、

1. 家族の社會的重要徳川時代に比して大なる變動あるを見ず。

今日の戸主の嚴重なる家長的支配は、家族の内部に存し、「戸」の社會上の重要は遙かに個人を凌ぐものあり、個人は社會生活上未だ完全獨立なる單位と見るべからず、家族内に在りて個人
人の地位甚だ輕し。

家族が經濟單位たる必然隨伴の現象たる、職業の種類が、世襲的にして、且確定不動なる家

我が農業
が齎らす
べき運命

之に反す
る幾多の
事情の存
在

族、今尙甚だ多し、固より法律上の關係に於ては、家族は單位たる性質を失ひ、家族共同擔保の制は存することなけれども、社會上の關係により之をみれば、習慣の勢力は尙「戸」をして單位ならしむ。

2. 殊に田舎に於て然りとす、家尊重の習甚だ旺なるものあり、長子相續を原則とするは尙「戸」の永續を保障する唯一の手段にして、今尙一般に之を見ざるはなし。

3. 今日日本に於て經濟上の自立容易なるの事實は、近時著しく減少したれども、分家並に養子の制度は今日一般に行はるゝ所徳川時代と異ならざるものあるなり。

斯の如き個人主義の發展に、障害を與ふる慣習思潮あり、一般に行はるゝと雖も、其經濟上の關係に於ては、個人の發展は之を社會上の關係に比すれば、遙かに進歩するを以て、經濟上當然の發展は、常に社會上の發展に先立つものなり。

されば一家より獨立して、個人的營利行爲に従ふは、「戸」を分立するに比すれば、遙かに容易なるを忘るべからず、以て家族が經濟單位たりし時代の遺物尙多く存する間に於て、着々と個人完成の時代の進みつゝあるを知るべきなり。

まして現に我文化は如上の傾向を幫助しつゝあり、抑々文化なるものは何ぞやといへば、人類生活の表現にして、苟くも社會生活を完全ならしむるに與かりて力ある事象をいふ、政治經濟思想の

三界に交渉を有する萬の事象是なり。

1. 政治法制に於ては、現今の我が法制は、個人主義に則るものなるは、私人間を規定せる法規たる民法、商法、親族法等に就て之を認むべし、勿論若干古來の慣習を斟酌せるはあれども、立法の精神は個人主義に出づるものなり。

2. 思想に於ても從來の家族制度的傾向、今尙行はるるは勿論にして、社會も政治も之を善良なる習慣風俗として重んずるも、是れ政治の性質又社會人の人並を欲し、強て奇を衒はざるに出づるものにして、其實根柢に於ては個人本位の獨立獨歩の思潮旺盛するものあるを觀取すべし、此事は社會生活の現實を見るものの首肯する所なるべし。

3. 經濟の點に於ても、表面には從來の共同經濟的現象行はれ、殊に地方に於ては五人組の制度既に全く廢滅に歸して、新たに組合起れりと雖も、各人の特殊の權利が個人的に守らるべき完全獨立なる個人の自由なる結合に基けるにあらざるは、之を否むべからず。

此點、聊か所論を首肯せしめざる資料を供するも、日本人中最も個人性の發達せる部分（商業及都市）にありては、寧ろ近世の個人主義的基礎に基づく團結起れるは、吾人の認めざるを得ざる所なり。

去れば商工業及都市に於て資本主義的個人主義的傾向の數字は之を得易きは論なけれども、我農

界に於ても生産手段の集中は（帝國農會報告による統計結果より歸納して）益々旺なる傾向ありとす。

1. 年々耕地面積増加するに拘らず、地主數減少す、即ち明治四十一年より大正五年に至る九ケ年間に、耕地面積は四十五萬九千餘町歩の増加を示せるに反し、地主數は即ち七萬七千九百餘戸の減少を示せり。

2. 減少せる地主階級は五反以上、一町以下の耕地所有小地主最も甚しく、一町乃至五町以下の地主の減少之に次ぎ、五町以上乃至十町以下の地主最も少なく、十町以上の大地主は却て年々其數を増加す。

3. 全く土地を所有せざる農業經營者、即ち小作人の數は累年増加す、即ち明治四十一年に小作農家の戸數百四十九萬千七百餘戸なりしも、大正五年に於ては百五十二萬四千九百餘戸にして、三萬三千二百餘戸の増加を示せり。

4. 小作地面積年々増加するに反し、自作地の面積年々減少す、即ち水田面積に付て比較すれば明治四十年自作地と小作地との比は 50.36 に對して、42.64 ならしが、大正五年に於ては 48.67 に對する 51.33 となれり。

（帝國農會報第八卷第十一號村上林藏氏論文）

以て耕地は大地主の爲めに併合せられ、中産階級は漸次崩壞し、下級階級者の數、逐年増加するの事實、並に其程度を知るべし、是れ「我農村に於ける富の集中の趨勢」なり。

我邦の小農制は極端なる小農制にして、而も其能く全國に普及せるは、徳川氏の土地相續法制の影響與かりて大なるものあることは、曩きに述べたるが、今日明治大正時代に於て、此の小農制なる土地生産手段の集中の趨勢、斯の如きものあり、之を獨逸國に於て生存に必要缺く可らざる資料、而して特に食料品の國家的自給を大根本として、之を實現する方策として、成る可く小地主制

我が農村
に於ける
富の集中
の趨勢

度を樹立せんとし、盛に國內植民を行ひ居るも、事實の示す所を見るに、獨逸特に普魯西の法制は、國內植民の方法による小地主制の樹立をして、頗る不便ならしむるものあり、之れが爲め折角の努力も十分其功を奏せざる歸趨と好對照をなすものといふべし。

1894 年制定の家族世襲財産制度 *Familienfideikommis*も、今尙行はれ、家族世襲財産として年々取引關係より除去せらるる土地は國內植民により土地の配分行はるゝに比して、甚だ少なからず、一年間に國內植民の行はるる土地一萬ヘクタールに對し、家族世襲財産は二萬六千乃至四萬八千ヘクタールを示せり。

1900 年には普魯西國內の家族世襲財産は 5,177,100 ヘクタールなりしも、1909 年には 2,278,000 ヘクタールに達し、其増加は實に 201,600 ヘクタールにして、一年平均 22,400 ヘクタールなり。

1907 年より 1908 年に至る一年間の増加は 48,300 ヘクタールにして、其次年度は 30,600 ヘクタールの増加を示せり、又 *Open* 行政區に於ては家族世襲財産は今や全面積の二割一分二厘となれり、*Steuernind* に於ては二割一分一厘に當れり、而して國內植民の狀況如何を見るに、1888 年以來二十五年間に於て、八億萬馬克の巨費を投じ、漸く 250,000 ヘクタールの土地に植民を行ひ得たるに過ぎず（普魯西統計年報に據る）

斯の如き家族世襲財産の増加は、大地主制維持のためには、最も有效なるものなれば、獨逸の小農主義者は、熱心に家族世襲財産制の撤廢を主張せざるを得ざる境遇にあり、北歐の諸國即ち瑞典に於ては 1809 年來、諾威に於ては 1814 年、丁抹に於ては 1819 年來、新たに家族世襲財産を設定する

を禁じ、其結果、今や此等の諸國に於ては、殆ど大地主制と稱すべきものあるを見ず、即ち丁抹にては 50 ヘクタール以上を經營する者の土地は三分五厘、瑞典にては 100 ヘクタール以上のもの僅かに一分、諾威にては 200 ヘクタール以上のもの、實に七毛の割合を示すに過ぎず、而して此等北歐の諸國が農業生産に於て頗る盛況を呈し、世界の欣仰する所となれるを見ては、益々獨逸農政の根本方針を確立せんと欲して、小農主義を主張するもの、耐へ得ざる所なるべし。

小農主義制と大農主義制との、獨逸農政の根本方針確定より見て、此の二見解の消長に就ては、理論上より土地の配分を平均し、生産上分配上共に良好なる結果を收めんとする上に於ては、後者固より前者の敵にあらずと雖も、事實の示す所、家族世襲財産制度の國內植民による小農主義に對し、常に牽制的態度を採り、獨逸國家の勢力を維持し、國家主義の基礎を鞏固にせんがためには、相當の範圍に於て大地主制を保持せざるべからずとする、大地主を中心とする獨逸保守黨の、衷心快とする所ならん。

獨逸の家族世襲財産制度は、其設定せらるや、 1807 年にして、多く年緒を経由せるにあらず、我が極端なる小農制度、徳川氏三百年の長年月を経て、確立せられたるに比すべくもあらず、而かも資本主義の大旗の下に於て馴致せられて、小地主主義を牽制し、其有效なる結果を齎らしめざる、如此きものあり。

翻て我小地主制は、今や資本主義の大旗の下に掀翻せらるるに至らんとす、獨逸にありては大を小となさんとして人爲を盡しつゝあり、我邦に於ても小の大となるを、自然に放任するにはあらずも、之を抑制するの法制を採らざるを主義とす、其歸趨豈察すべきにあらずや、理論上然るのみならず事實の示す所、既に前述せる如き統計（生産手段集中の趨勢）を呈せるをや。

夫のアーサ・ヤング（Arthur Young）は佛蘭西大陸を踏査し小農制の偉功を驚嘆したる

“The Magic of Property turns sand into Gold.”

の辭句を以て佛國小農制の特徴を永遠に残したるが、而かも彼は大農にあらざれば、よく農業をして發達せしむる能はずとなしたるが、是れヤングが當時の個人主義經濟學をよく理解したるの致す所に外ならず、彼は其著 *Applimetic* に於て此理を道破せり、今日英國に於て諸種の法制を發し、小農制を設定せんとして日も尙足らず、世界大戰に際し、特に其然るを見たるが、其勞して效なき事、恰も獨逸の家族世襲財産制を設定して、今日尙其生命を有せしめ、而して一方獨逸農政の大方針を實現するため、國內植民を行ふも、其效果思はしからず、前途遼遠の觀あるの轍を履むに過ぎざるべし、或は其效あらんとするも、時や既に遅く、世は非營利主義的社會組織に推移し去り、現時とは異なる所有關係の時代に遷りて、其甲斐なからんを憫まんとす。

既に述べたるが如く、農業の生産手段の集中趨勢の行はるる事實は、即ち冥々の中に我農業組織

社會生産力の發展に順應せんとする我農業組織

農村地主小作紛擾事件其一部郡永和村の事例
小作減免の請求

地主同盟會と小作同盟會

宅地明渡の請求と小作側の示成運動

も亦社會の生産力發展に順應しつゝあるを知らしむ、是れ農界の或部分に對しては悲むべき現象な
るが如きも、亦社會の發展上已むを得ずして、却て喜ばざるを得ざるべし。

又既に述べたる各地の地主小作紛擾事件の如き、個人的思想、權利義務對等の觀念の發展の結果
にして、從來の主従隸屬的關係の温情、最早や崩壞せんとするを示すものに外ならず、是れ農村に
於ける社會問題なり。

1. 明治四十三年愛知縣海部郡永和村大字中一色に於ける事例。

四十一年、永和村大字中一色の小作人減收の故を以て、掟米減免方を申出たるに、地主は一應檢見をなして其要求を拒絶せり、
翌四十二年は作柄不良ならざりしに拘らず、小作人は從來當大字の小作米の高は、他地方より高く、小作人の不利少なからずと
て、再び減額を要求せり、地主は當地方の地價高く、且地味肥沃なりとの理由を以て、之を斥けたり、茲に於て小作は地主實際の
收穫高を知らざるため、斯かる拒絶をなすものなれば、試に地主に自作せしむべしとて、試作方申出たり、一方地主は四十二年の
春、豫め地主同盟會を組織し、公正證書によりて小作人が返地を申込み、同盟地主全體は他の小作人に貸付の土地をも引上げ
ざるべからずとの規約ありと告げ、小作人の再考を促したり、之に激して小作人も亦同盟會を組織して、兩々相對して下らず、地
主側は團體の力によりて共同耕作をなすの議を進め、小作側は地主同盟會に加入せざる地主の所有地を稍均一に分配小作する
こととし、青年男女の勞働に堪ゆるものは、名古屋京都地方に出稼ぎする準備をなせり、地主側は同盟加入者二十四名、此所有
地六十二町歩を返地せしめ、小作人は同盟以外の地主の所有地二十町を基本とし、七十五人に斯くは分配せるなり。

如斯して、兩々益々相對抗するに至れり、地主は愈々宅地明渡を請求せり、小作人は祖先以來住慣れたる郷土の地を離れる
こと、家長として之を耐得るも、婦女老人の忍び得る所にあらず、去りとして減免要求を撤回せんか、小作米減免の希望を抛棄
し、又小作團體を廢せざるべからず、彼此荏苒決せざる中に、地主は遂に公に明渡請求の訴訟を提起せり。

事此に至りて、小作人側は必至の覺悟を定めて、地主の邸宅を包圍して、示威的運動を起し、地主子弟の通學を途中に脅迫せり、地主は請願巡查を備うて警護せり、而して一方小作人側は自己の犠牲者たる被立退請求者に對し、勞力と金錢とを以て、損害の幾分を補填するの策を定めたり。

此事件勃發當時より、調停の機を待ちたりし郡當局者は、明治四十三年七月二十五日愈々調停に着手せり、兩者の感情熾烈を極めしかども、一度は双方無條件にて一切の仲裁を委任することになり、調停に力を致したる中、地主の明渡請求訴訟取下げの手續をなさざりしを以て、公判開始せられ、直に執達吏をして宅地立退の請求をなさしめたり。

茲に於て、小作人の反抗心を再び高めしめ、仲裁者は一時手を引きたりしも、翌年一月左の條件を以て仲裁纏りたり。

仲裁案成立

- 一、掬米高は此際變更せざること。
- 一、各地主は明治四十四年度作に對し、農業資金として田一反歩に付金六拾錢を、掬米納入の際小作人に給付すること。
- 一、明治四十五年度作以後は、種子料として各地主は田一反歩に付米五升宛を、掬米納入の際小作人に給付すること。
- 一、小作人は地主に對し小作證書を差入ること。
- 一、中一色住民は戊申詔書の御趣旨を奉戴し、信用購買組合を設置し、各自の幸福を増進すること。
- 一、小作人は農業資本及種子料として受けたる金品を信用購買組合に預け入ること。
- 一、信用購買組合の成立に關しては、仲裁者に於て充分助力を與ふるを以て、相當協商すべきこと。
- 一、中一色の土地所有者は、別紙基金設置規程を設け、基金の積立を爲すこと。
- 一、地主及小作人は諸般の訴訟を絶止し、又繋續中のものは直に之を取下げ、又は解除を爲すこと。

以 上

基金設置規程

基金設置規程

第一條 本大字は地主小作人の福利を増進するため基金を設置す。

第二條 基金は田畑反別一反歩に付毎年金拾五錢宛、土地所有者に於て醸出し、元利金を合し一萬圓に達したる時之を停止す。

第三條 本基金を本大字産業組合に低利を以て、貸付するものとす。

第四條 第二條の限度に達したる後は左の事項を實行するものとす。

1. 無利息を以て本大字産業組合に貸付すること。
2. 農業資金の低利貸付をなすこと。
3. 基金より生ずる利子を以て左の事項を行ふこと。

(イ) 耕地の改良 (ロ) 農業資金の給與

第五條 基金の管理を爲す爲め左の役員を置く。

理事長 一名 理事 二名

第六條 役員は第二條の賦課を受くるものの互選に依る。以上

2. 愛媛縣新居郡に於ける小作紛擾の顛末。

大正四年の苗代播種期に際し、新居郡西部六ヶ町村の小作者團結して、小作料一石に對し報償米一斗を要求せり(産米検査施行に付東豫四郡は協議の上一石に付き報償米五升と定めたり)、地主は其要求を拒絶せるため、小作人は苗代の播種をなさず、一切耕耘を中止し、要求を容れざれば耕作をなさずとの態度を示して嚴談をなせり、而して一面に於て小作人は多數の誘説委員を選び、小中地主及び比較的溫和なる地主の各戸訪問をなして、主人又は家族に對し甘言哀訴をなし容れざれば脅喝する等、凡ゆる手段を盡して其要求を容れしめたり。

斯くして承諾を得たる時は、直ちに耕作に従事することとし、遂に大部分の地主が説伏したるが、一部分の強固なる地主に對しては、正面より嚴談したり。

此對抗中、地主は從來の小作者の境遇及個人的關係上の觀察を以て、結局小作者の屈服を豫想し、小作者は又既に大部分は解決せるを以て、一部分の土地を作らざるも、非常なる窮境に陥らざるを豫想し、且つ愈々未耕作の決心を示せば、地主は全要求を容るべしとの豫想を以て、互に種々の方策を施したり、結局縣郡當局者及有志の仲裁により、一年限り報償米の外三十七錢

五厘を小作に與ふる事として、全部解決を告げたり。

翌大正五年に於ては、苗代播種を終りたる後、小作人は前年同様聯合團結して、昨年通り一石に對し、一斗の報償米を要求せり、尤も前年は六ヶ町村の團體なりしが、本年は内一ヶ村は、村内の地主小作相互の談判にて早く解決したるを以て、五ヶ町村の聯合なり。

時恰も麥の收穫、本田の耕耘、整地等重要なる野外作業多き時期なるにも拘らず、一切の作業を中止して地主に嚴談を始めた。

前年は無責任者の煽動援助あり、且小作人の委員中には、自作農、自作兼小作農等も加はりたるが、本年は全く小作人のみに於て、總てを畫策し、行動し、其交渉の方法及誘説等巧妙を極め、殊に組織的にして團結決心の強固なることは前年の比にあらず、即ち小作人間に規約を設け、

(1) 自己の要求は一步も托げざること、(2) 要求に應ぜざる地主の土地を耕作せざること、(3) 個人にて單獨に地主と交渉して、耕作をなす者に對しては、團體的制裁を加へ且積立米(又は金)を沒收すること、(4) 要求に應じたる地主の土地は之を耕作して、聯合町村の小作人の共通とする事等を、或は文章に或は精神に約束して之を嚴守したり。

右の如き事項を總て成文となすときは、治安警察法に問はるるを以て、法律に牴觸するが如き事項は、成文となさず、斯等のことは毫も他の力を借らず、小作人の中間にて計畫したるものなり。

聯合村の各小作は昨年得たる三十七錢五厘、若くは其以上一段に對し金五十錢或は米五斗を積立て、一人にても規約に反せる者あるときは、其部落全部の積立を沒收することとせるを以て、互に相戒め、一層結合力を鞏固ならしめたり。

一方地主は前年の經驗に鑑み、本年亦小作の要求を容るるが如きに至らば、前途如何なる要求をなさるやも圖られざるを以て、本年は地主の側に在ても一層團結を強固になし、

- (1) 五升以上は如何なる名義方法を以てするも支出せざること。
- (2) 小作者と個人交渉を以て耕作を許さざること。

(3) 未耕地生じるときは、其損害は所有地に按分して共同負擔となすこと。

を規定して、強固なる態度を以て、小作人の要求に對したり。

小作者中の過半は、一應地主に要求するも、容れざれば五升の報償米にて耕作せんことを希望せるも、規約に束縛せられて作業に従事するを得ず、頗る苦悶し其結果、地主に依頼し、何等かの口實を設けて、耕作に着手せるものも出てたるが、他の小作人は巧妙なる壓迫をなしたり、之れがため遂に耕作を中止せる狀況なりし。

一方地主中にも亦小作者との抗争が不快となし、其要求を容れんとするもの、尠ながらざりしかども、規約に束縛せられ、任意行動を取ることを能はざる狀況なりし。

此間警察側は非常なる苦心を以て、日夜犯罪の檢舉につとめたるも、其罪跡を捕捉すること能はざりしなり、斯く双方抗争を續くる間、小作者は前年の經驗により、多數の誘説委員同道にて地主各戸訪問をなし、凡ゆる手段を以て懇請し、順次承諾を得るに至りたるが、結局六中小地主十七八名、其所有地面積四百六十一町歩餘は双方共一步をも譲らずして對抗狀態をなせり。

新居郡は愛媛縣下に於て大地主の最も多き地方にして、農家戸數に對し自作農は、自作兼小作農は、小作農に當り、尤も自作兼小作農は總ての事情小作者に類似し、地主對小作問題に對しては、小作人と同一行動に出づるを常とするを以て、農家の九割強は小作農の如きものなり。

此地方の小作料は生産力に比して、又縣下各部の割合に比し、安き方にて稀には二石内外もあるが、又一部分には一石七八斗のもあり、之を平均して一石一斗内外に過ぎず、従て一般に小作權の賣買行はれ、段當最高百五六十圓、最低二三十圓普通七八十圓の相場なり、如此小作權の賣買は公然地主の承認を經たるものにあらずるが、多くの地主小作は毎年小作證を授受して、其文面には地主に於て任意に土地を引揚げ、又は小作料を増減し得るが如く認めらるも、事實に於ては殆ど永小作權と同様の状態にて、地主は容易に小作料の増減を爲さざる風あり、又自己の所有地にても地主に之を小作人より引揚げんとするときは（自己使用の目的のため）略小作權の賣買價格と同等の金を支拂ひて引揚げ居たり、又一面には地主自作土地を小作せし

小作權の
賣買

新居郡の
小作狀態

警察の檢
査

むる場合も小作権の賣買と略同額の金をとりて小作せしむる等の慣行あり、自ら地主に於て永小作権を承認せるが如き事實なるを以て、地方の法律家等亦永小作権の獲得と認め居れり。

以上の如き情況にして、多くの小作農は相當の資産を有し、經濟上小作権賣買なき地方の自作兼小作農に匹敵する實力を有せり。

然れども町村役場を始め、其他の機關の組織運用及び村治上社會上の事は、地主の意思によりて左右せられ、小作農の權利人格は常に輕視抑壓せられたり。

一方地主の状態をみるに、大地主は毫も農業を營まず、單に契約せる小作料を嚴重に取立て、資産の増殖に餘念なく、頗る消極的にして、直接には村治や農業の改善發達に貢獻する所なく、年來の習慣上、其小作人に對しては内心之を輕視し、自由に駕馭し得べきものと、考へ居れるが如し。

即ち地主と小作人とは、互に精神上全く隔離し、地主に小作愛撫の念なく、小作に地主を敬慕するの情薄かりしが、幸ひ今日迄地主小作の紛擾の如き極めて稀にして、小作米の如きも、他の地方よりは良質良俵裝のものを納め、毫も苦情を聞きたることなかりしなり。

然るに大正四年度より縣に於て産米検査を施行する事となり、施行準備として縣令の主旨徹底を圖り、其方法を周知せしめんため、主任技術者出張講話をなせり、當時小作農は産米検査の苦痛を實際以上に感じ、不平を懷きつゝありし際なりしを以て、種々反控的質問を試むるものあり、之に對し講話者特に頗る不謹慎なる言動ありたるため、小作者は激怒し、騒然として退場し、講話は遂に中止するに至れり。

斯くの如く當初産米検査講話の際、意外にも突發したる誤解と、憤怒の鎮靜せざる時、折悪しくも新居郡大町村の出身在京の某歸郷して小作人に迎合し、産米検査は小作農に苛酷なりとて、當局者を罵倒し、小作者を率ゐて該縣令撤廢の運動をなすに至れり、此煽動は小作農をして連合團結して行動するの端を開きたり、加ふるに某郡の野心家は縣會議員改選に際し、郡内の有志が自己を候補者に推選せざりし故を以て、自ら單獨候補者となり小作人側より人氣を揚げんため、産米検査の不都合を

地主と小作の間柄

紛擾の近因

産米検査撤廢運動

鳴らし、其の撤廢を標榜して盛に運動せり。

又一方には産米検査施行と同時に、地主會を組織せしめたるが、地主會は其名稱に於て小作者の誤解を招く恐れありとなし、農事獎勵會と稱し、地主の團體を組織したり、然るに獎勵會は農事の獎勵、小作の保護等に限して、何等の活動をなすの選なく、差向き目前に迫れる産米検査に關する報償米の決定、若くは小作者に對する對策を講ぜり。

之れがため、小作者より地主自身の利益を保護する團體と誤認せられ、小作者側にも小作者會を組織して、地主に對抗せんとするに至れり、是等は今日の葛藤の原因をなせるものなり。

前述せる如く、新居郡には地主小作の中間に介して、有力なる自作農の一團なきを以て、此際双方に對し説伏する方ある働を爲す能はず、又村長を始め村役場は従事殆ど地主の意志によりて行動せること多く、此場合に臨み双方に對し有力なる活動をなすこと能はざりし、尤も最初調停に全力を注ぎたるも、双方共に重要視せずして何等の效果なかりしなり。

所管の郡長亦當初双方を説諭したれども、共に讓歩の見込みなきを以て、之を中止して、暫らく放任し、其双方窮するを待ちて調停せんとの方針を採れり。

右の如き事情を以て、何れの方面よりも調停に着手せずして、六月中旬に至れり、然るに双方の意向益々固く、此儘に放任せば四百六十餘町歩は或は荒廢に歸するやの形勢を呈せり、茲に於て縣農會奮然立て、郡長及縣當局と會議の上、仲裁案を製作し、仲裁を試みたり、其案左の如し。

一、報償米は小作料一石に對し五升とし外に肥料代の補給として、一反歩に對し五十錢を支給す。

二、右は大正五年六年の二年間支給す。

一、本年より各機關聯合にて（地主小作も加名）調査會を組織し、右ニヶ年間の産米検査に對する小作者の検査程度を調査し、其結果により報償米額を定め、双方之に服従する事。

右仲裁案に對し、神戸村を除く他の村々の地主は、之を承諾せり。

神戸村に耕地の事情佳良なると、中地主多くして其團結堅きたため、他の町村と同様の條件を不適當とし、別に左の如き案を

提出して、調停を要求せり。

一、小作米の要求は産米検査の結果、小作の損害は一石に付き一斗以上なりとして、一斗を要求するものなれども、地主は一斗の損害なしと認む、乍然假に小作者の主張の如く一斗を支出し、其内五升は小作者に與へ、五升は郡長に預け置き、二年調査の結果により、五升以上を要求するならば、郡長より所要量を支給すべし。

仲裁者は全部同一調停案の成立を希望せるも、神戸村は事情他町村と異なり、且同村の地主の提案は正當の理由あるを以て、他と別案を以て、各小作人を説きたるも、何れの小作人も頑として一步を枉げざりし、尤も小作人の眞意は平素快よからざる三四の大地主（地主會の首領）を屈伏せしむるにあるが如く、従て此等の人の土地は之を耕さざる決心をなし居れるもの如かりし、而して是等三四の大地主亦己れの怨恨の焦點となれるを察知せるがため、己れの所有地のみ荒廢に歸せんことを恐れ、地主會の規約を楯として、他の地主を拘束して、小作の要求に應ぜざらしめたり。

斯の如くにして調停は全く行き詰りとなり、六月二十八日（挿秧最盛期）に至り、縣廳より内務部長農商課長等出張して、双方を説諭せり、地主は仲裁案に應じたるも、小作人は少しも讓歩をなさず、當時の狀況は小作人の頑冥殆ど度すべからざるが如かりし、従て小作の要求全部を許すは、今後惡習を遺すべしと思はれながらも、此の場合四百六十餘町歩の良田を荒廢に歸せしむるか、將た一時解決をなし平穩に復さしむるかは、一に地主の態度によりて之を決する外なきを以て、内務部長以下仲裁者は再び地主に大讓歩を切望せり。

地主に於ても最初の豫想に違ひ、小作の意外に強固なるを看取し、終に七月二日に至り、大讓歩を斷行せり、此際に於ける地主側の意志は、小作の要求額に讓歩せば、彼等を以て地主を輕蔑するの念慮を生ぜしむる恐れあるを以て、寧ろ要求以上に彼等を満足せしめ、其敵對心を緩和し、徐ろに前途の計をなすべしとなせり、而して終に合格米には小作料一石に對し報償米五升と金壹圓、不合格米には金五拾錢を支給する事となせり。

右は大正五年六年の二ヶ年間繼續支給し、其間に精密なる調査をなし、双方共に其決定に服従せしむる條件を付せり。

紛擾の大

地主遂に
案以上の
大讓歩

縣當局者
出張

此の地主の大讓歩により、大部分紛擾は解決し、直ちに耕作に着手し、隣村の援助を得て、七月九日（一部分は十二日十三

日)に挿秧を終れり。

右の如く地主の大譲歩は、時期を失したるがため、小作人に十分の満足を與へず、且つ地主の恩恵を感じしむること能はざりしもの如し。

然るに玉津村大字朝日(ツイタチ)市は、事情不良なる耕地多きため、特に一斗五升の報償米を要求したりしか、地主は前記の外は最早や何等の要求にも應ぜず、小作人は尙頑強に要求せる爲め、未解決にて経過せるを以て、面積約六十町歩は或は荒蕪に歸すやも知れざる状況なりしが、小作者は終に手を引くべき機會を失ひたるが如き形勢となり、爲めに七月十五日に至り、或る仲裁者に全權を一任し、茲に全く解決を告げたり。

以上は西部五ヶ村の状況なり。

東部十一ヶ村は大正五年以來耕作を中止する等のことなからず、栽培其他は普通に之を行ひ、年末に至り小作米を納付せずして、西部と同様(常に氣脈を通ず)一斗の報償米を要求したるが、地主之に應ぜざるため、納米期に至るも尙納付せずして六年を迎へたり、柔順なる小作者は、地主に納むべきものの、永く自宅に保管するを不安とし、種々の方法を以て地主の宅に運ぶたるものあり、或は小作者共同保管をなせる等ありて、一般に小作米授受の手續終らず、問題は未決解の儘経過せるなり。

東部の本問題に對しては、郡長及び西條町の有志仲裁を試みたるも、小作が譲歩せざるため、地主は聯合して小作米請求の訴訟を起すことに決し、目下其手續中なり、而して今回西部の地主大譲歩のため、益々解決の困難となる模様なり。

(大正六年一月調査)

以上愛知縣及愛媛縣の小作紛擾事件は大正六年十二月發行講農會々報第百九號飯岡清雄、農村に於ける社會問題の研究(其の一)の殆ど全部を掲録せるものなり。

附 記

飯岡氏は以上二件を論じて、以上の二の事例に付て之を觀察するに、愛知縣に於ける葛藤は、小作料の分配不均一なりし

が、偶々凶作に際會したるも、地主に同情の念なく、小作人を保護獎勵するの意思なかりし結果なり、之に比して愛媛縣新居郡に於ける葛藤の如きは、慥かに小作人に確たる信念を有し、組織的にして而も秩序ある行動をなし、永遠の謀を畫策せる感あり、是等は文化の進歩と教育の普及に伴うて、多年人格を輕視せられたる小作人の不平不満の勃發なり、小作人の自奮自覺なり。

然るに、一面に於ては、大地主は農村の改良に留意することなく、農事に關する研究を怠り、地主たる義務を履行せざりし結果なり、偶々其れが産米検査の實施といふ口實に勃發せる迄なり、嗚呼此風潮此の傾向は濁り新居郡のみならず、我國の各地の農村に漲れりといへり、然れども吾人を以て見れば、是れ地主の責を怠りたる結果にもあらず、又小作人の輕視せられたるより起りたるにもあらず、時代の産む所なり、識者の此事件を観ること飯岡氏の如きは、蓋し農業農村の社會的經濟的發展の史的研究を怠るによる、識者の如此く舊思想を以て農村を観る、眞に憂ふべきなり、飯岡氏本事件を以て偶々産米検査の實施に藉りて勃發せりとなす、眞に然り、然れども産米検査の如きは、實に舊幕時代の農政なり、吾人の贊成せざるのみならず、之を撤廢するを可とす、此點に於て小作人は官僚よりもよりよく其の是非を解せるものといふべし。

斯かる紛擾事件の起るは當然にして、吾人毫も之を憂となさず。

吾人の茲に大書せんと欲するは、飯岡氏の最後の言なり。(茲に掲げたる中の)

「此の風潮此の傾向は獨り新居郡のみでない、我が國各地の農村に漲り居るのである」

3. 福岡縣絲島、糟屋、遠賀、三潁四郡に於ける百姓一揆

福岡縣にては本年(大正三年)十月より絲島、糟屋、遠賀、三潁の四郡に對し、全部若くは其一部町村に生産米検査の實施を命じたるに、四郡農民團は相聯合して極力反對し、中止請願書を知事に提出し、或は農民大會を開き威嚇運動をなし、殺氣漲りつゝある際、絲島郡前原町に於ける町村長會場へ農民三百餘名押掛け行き、暴威を以て取消決議を強要し、會場の建物を破壊するなど殆ど手の付けやうなきより警察は騷擾罪として發頭人七名を拘引し、取調中關係者坂田留吉を東前原署長が訊問を爲したる際、留吉の顔面を亂打し靴にて蹴り人事不省に至らしめたりとて、留吉は東署長を對手取り檢事正に告發せり、而

して日下開會中なる縣會は當局の處置に關し猛烈なる攻撃を加へ、大多數を以て生産米検査を否決したれば、縣當局は進退谷
まり止むなく希望の一部を町村民に限り實施することとなせり（福岡電報）

大正三年十一月十日國民新聞

百姓一揆檢米に反對して押寄せ

評に曰く、縣會の大多數を以て産米検査を否決せるはよし、縣當局之を希望の一部町民に限り實施することとなせる、亦
よろし、然れども二者果して産米検査ば農業者の苦痛なるを以て之を否決し、否らざる故之を實施せりとなすが、誤まれ
り、即ち藥ば口に苦がしといへども、苦からざる良藥もあり、之れが賛成反對ば敢て問ふ所にあらず、問ふべきは斯かるこ
とにて百姓一揆を起すに至りたることなり、古るめかしく政治の善惡をいふ勿れ、是れ古るき社會の母胎内に於て新たな
より高度の生産關係（社會組織）の卵子化しつゝあるなり、資本主義の再好戰期將さに去らんとしつゝあるなり。

4. 大正七年秋の米騒動

『私の父が二十歳前後の頃、時事問題の討究を目的として、同志七名と共に一つの會を組織した、名づけて七名社といつた。
當時の事務所は隣村の養平寺にあつた、この寺の名前が私の名と同じだから、忘れはい私もよく覚えてゐる、それからもう四
十年も経つた、父の外にも死んだ者が二人ある、残つてゐる五名は七十近い老年ではあるが、みな達者だ、今日でも年に三四
回會合して雑談會をやる、勿論定まつた會場もなければ、會員も一定してゐない、私は毎回出席して老人達の話を聴くのを樂
みとしてゐる。

五月下旬の會合では、内務大臣訓示の一項たる風俗改善に關する件を、中心問題として新百姓（當地方には特殊部落民の事
をかう呼んでゐるのだ）に關するいろ／＼の面白い話が出た、

話上手の郡長さん（今は郡長ではないが私達の間の綽名だ）はこんな話をした。

郡長さんの村の或る若い女が近くのK町の商家に雇れてゐた、おとなしい十八歳の容色であつたが、ふとした機會から或る
男と懇意になつた、二人の愛し合ふ心は熱烈に發展して行つた、女は遂に親の許諾を得て男と結婚した、一體此地方の下等階

彼の結婚は無造作に行はれてゐるが、この二人の場合もその例に漏れなかつた、女は男を信じ切つてゐた、女の親達も男の素性を充分に調べるだけの丹念をもたなかつたので、たゞ一枚の戸籍謄本に頼つて、男の本籍や父母の姓名などを知つたのみであつた、半年餘は無事に経過した、今年の花の散る頃、女の實家の母が急病にかゝつた、女も男も看護に心を盡したが、母の眼は永久に開かなかつた、組合の一人は一家の不幸を男の實家に知らせるために、可なり遠い路を自轉車を走らせた、女にとつての致命的の悲報は、自轉車の復つて来ると共に、忽ち村内に傳はつた、男の家が特殊部落に屬してゐることが知れたのである、女は翌日から姿をかくした、それかゝもう五十餘日になるが、未だ行衛不明だと云ふことである。

正四位勳三等の肩書ある先生は、一家の體面を重んじて、逃げたのだと女をほめるやうな口吻を漏らした、或る縣會議員は錯誤の悲劇だと評した、私は愛の犠牲だが然し惜しいことには、自覺した愛の犠牲でなかつたことをつけ加へた。

村長さんの一人は又こんな話をした。

朝鮮の或る會社の相當の地位にある男が、村長さんの村から出てゐる、彼は最初小學教師をしてゐたが、特殊部落出身のために見えないさまの迫害を受けた、憤激の餘り、彼が遠い朝鮮へ行つたのは、七八年前のことであつた、近頃彼から村長さんの所へ、長い長い手紙が來た、それには自らは昨秋九州出の或る女を妻にした、近日中妻をつれて久振りに歸省し、父母故舊に見えたいと思つてゐる、妻は自分が特殊部落出身であることを知らない、自分は自分の身の秘密を永久に妻にかくすに忍びないから、何時かは打明ける機會を得たいと思つてゐるが、今日は未だその時期ではない、今回の歸省は自分にとりて非常に愉快の筈であるが、自分は郷里に滞在中自分の家が特殊部落であることを、妻に感づかれはしないかといふことが、心配で堪らない、それで村長たる貴下の一つのお願ひがある、自分が妻をつれて貴宅に出たら、是非座敷へ通してお茶を出して戴きたい、町長さんから普通の人と寸分違はない待遇を受けるのを、妻が實際に見たなら、假令いくらかの疑惑が妻の心に生れかかつてゐたにしても、直ぐ消散して了ふだらうと、云ふやうなことが哀願的に書かれてあつた。

「まだ彼に返書を出しません」と云つて、村長さんは口をつぐんだ、私は「早速聞き届けておやりなさい」と願ふやうに言つた。

普通の人間の娘が誤つて新百姓の忤と祝儀をした話などは、さう珍らしいものではない、現にこの會合の席上でも、數年前茅ヶ崎の南湖院附近に起つた同じやうな悲惨な物語が出たからである、恐らくもつと面白いストライキングの話が深山あるのであらうと思ふ。

新百姓の一番いけない點は悪い事をする事だ、二番にいけないのは平氣で嘘をつく事だ、三番にいけないのは妙にひねくれてゐることだ、この村の新百姓だけでも窃盜をしたり、欺偽を働いたりする者が随分多い、外國の保險會社の保險に加入し、保險金欲しさに二日ばかり死んだ振りをして、うま／＼と近所の者を欺き、醫者を欺き、最後に警官に發見されて、ぼろを出した大膽不敵の男もあつた、彼等はつき合つて見ると、何から何まで豫想以上にひどいから、大概の者の愛は冷却してふのである。

彼等の生活を改善するには種々の方法手段が要る、自治團體の力によりて彼等の物質的改善を圖るのも一策だ、彼等のいぢけた精神を鼓舞する特殊の教育を授けるのも一策だ、所謂志士仁人の一層の努力を煩はすのも一策だ、然し最も根本的に必要なのは彼等に對する一般人の態度を改めることだ、私の小作人の中には十人ばかりの新百姓がある、小作を持つて來た時にお茶位は出すことにしてゐる、私はこのくらゐの事は誰にでも實行してゐることと思つたところが、事實はさうでない、新百姓は汚いと云つて、家の内にさへ入れないやうにする地主が多い、ひどい迷信家は彼等から來た小作は別に積んで置いて、早く賣つて了ふさうだ、嘗て或る村で建碑式（忠魂碑）の當日の辨當のことで、相談會があつた時、祝酒は瓶詰にして配つたものが、四斗樽を數本抜いて自由に飲んで貰ふことにしたものが、と云ふことが問題になつた、或る村會議員は「且那一つ如何です」と、新百姓に猷酌された時に困るからといふ理由の下に、眞面目に四斗樽不可説を主張したとの事である、嘘のやうな本當の話だ、萬事がこの通りだから、兩者の間に割された鴻溝は容易にとれないのである。

私の家から北の方へ二十町ばかり距つた隣村の、可なり大きい特殊部落にHと云ふ所謂新百姓大盡がある。數年前迄普通の貧乏百姓が金を借る爲めによく出入した、そして飯を貰つて喰たり、酒の御馳走になつたりした、大盡ではそれを誇りとして非常に喜んだ、素人の娘で大盡の忤の嫁に行く者があれば、祝儀の日に道路へ十圓札を敷いて通さうだ」と云ふやうな馬鹿

らしい噂が、一時盛であつた。然し誰れも娘を呉れなかつた、その内に大盡自身が相場に手を出したり、倅が料理屋遊びをしたりして、身代をへらして了つた、近頃では百姓に小金が出来たので、大盡など振向きもしなくなつた、私は大盡のつぶれかつたのを、別に氣にしてゐないが、百姓が出入しなくなつたのを、大變惜しいことと思つてゐる、最初の一人の犠牲は澤山の犠牲を生むから、その當時大盡の倅になる娘があつたなら、兩階級融和の爲めに大いに効果があつたであらう。

どんなに身なりをかばつても、新百姓には新百姓臭味がぬけないから、見る人が見れば分ると説くものがある、新百姓出のK町の林屋さんは、風采や持物や服装などから云へば、田舎紳士の隨一なるものであるが、東京の或る宿やの亭主は一見、彼の素性を觀破したなど云ふやうなことが云はれてゐる、この説は一般人と新百姓との間には、融和の道がないことを、間接に主張するやうなものだ、然しそんなことは一片の理論に過ぎない、那長さんの話の通り、新百姓の倅と素人の娘との間に、事實として純粹な愛が成立したではないか、して見ると兩階級の人間の間に、本能的好愛の情の湧かない筈はない、何となく好きだ、この種的情緒こそ、人間の結合を最も強からしむる根本力である、ラッセルは個々人の融和には本能的好愛と共同目的とが、一番役に立つことを力説してゐるが、全くさうだ、「カーライルに對しては多數の男女は本能の嫌忌の情を抱いてゐた」と云つて、カーライルをくさし「最も多くの者が、法外に綺麗な莊重な人達に對してのみ、感ずる様な歡喜を、ワルト・ホイットマンは殆どあらゆる人達に於て感じた」と云つて、ホイットマンをあげてゐる彼の見識は見上げたものである、誰れでも好きになること、所謂氣さくなることは、これからの人間に必要だ、英雄を崇拜したり警句を吐いたりして、喜んでゐるのは時勢後れた、ホイットマンのやうに、萬物に對して本能的好愛の情をささげ得る人間が増加すれば、新百姓の生活の改善は自然に出来ることになるだらう」

右は石坂養平氏が「奈良村雜信」と題し、早稻田文學第六十四號に寄せたる中「新百姓の話」の大部分を採録したるものなり、私の郷里の奈良村はその名前こそ上方の奈良に似てゐるが、歴史的に誇る可き何物ももたない、五百五十戸ばかりの淋しい村だ、奈良別命を祭神とする鎮守のあるのは、せめてもの小さい誇りである、然し私は生涯この地を離れることはないであらう、そして私の肉體は此處の土中の一點に埋められて永久に滅びるであらう、私にとつてはこの村ほど親しい土地はない、

この村の百姓ほど懐しい人らはない、私ばこれから誰れに宛てるともない一つ二つの通信を書かうと思ふが、直接に奈良村に關したことはかりではない、それなのにこんな題目をついたのは、何となくかう呼んで見たくなつたからだ」とは奈良村雜信の冒頭にある言語なるが、養平氏と郷里を同うする著者の奈良村に對する情緒亦、固より同一ならざるを得ず、その新百姓に對する同情も、新百姓も普通の人も社會共同生活の一員として、人道の内に在りて社會生活上又融和交情せざるべからざる筈なり。

然るに實際の社會生活として止むを得ざる社會的經濟的交渉以外には、求めて相隔離せんとするが如きは、嘆すべきことなり、奈良村雜信新百姓の話は此等の事情の要領を得居るを以て、茲にエピソードとして挿みたる所以なるが、斯かる差別的社會事情の下にある所謂新百姓、所謂ひねくれた感情に侵蝕せらるること深きものあること、以て一朝社會生活上彼等に苟も乘するに相應しき出來事あらんか、期せずして各地相重び立て、已が社會的反感を激動せんとするば、亦已もを得ざるべし。

大正七年秋の米騒動は實に全国各地の特殊部落の斯かる動機に因を發したるものなり。
本来騒動は大正の不祥事件として、今尙世人の耳目に新たる所なるを以て、之れが詳述を省くべしと雖も、但し其原因に就ては、人或ば之を以て政治的に解し、政府反對黨の所爲となし、其組織的行動を擧ぐるものもあり、然れども斯の如き事ありとするも、そは單に其誘導の結果たるに過ぎず、事件勃發したるの、野心家煽動政治家の之に乗じて、事をなしたるものなり

人或ば之を富山縣滑川町の所謂女の米騒動に歸す、成る程滑川町の女騒動は第一に發したるものなれども、然れども決して眞因にあらず、却て誘因をなしたるものなり、大正八年の春、時事新報「春夏秋冬」欄に現はれたる左の記事は、第一に之を證す。

▲前任地富山で米一揆の洗禮を受けた井上神奈川縣知事、昨今の米價騰貴に感慨無量の態で、曰く「地方官會議などで君の縣は米騒動の發祥地だ」と頭から極め付けられるので、毎度恐縮したものだ、辯解ぢやないが、あれば全くの冤罪だ、と云ふのは、所謂暴動地の滑川町は、漁師町で、男と云ふ男は年が年中、何れも勸察加棒太まで、遠洋漁業に出掛け、年に二回程

歸郷して出稼金を町役場に提供する。」

▲「町役場では之れで米其他の必需品を買込み、備荒貯蓄と云つた様で、各戸に分配する仕組みになつてゐる、所が所謂一揆の勃發した際は、偶々分配米が切れたので、留守を預る細君連が期せずして町役場に米再配布を懇談に出掛けたのである。」

▲「之れが誤り傳へられて、女の米騒動となつた次第で、蓋を割つて見れば、極く詰らぬ一些事に過ぎぬのだが、天下の變は由來這般の一些事が原因をなすから、爲政者は餘程戒心せねばならぬ。」

其眞因

特殊部落 の情態

其の眞因は實に社會階級の不平に歸す、所謂新平民の不平の一新動機を得て、全國一時に勃發したるものなり、事の起りは京都府柳原村（特殊部落）に於て、偶々米價暴騰の時節柄、一市民と米屋との價格上の衝突より、巡査の理解なき威壓之を激發せしめたるものなり、柳原は所謂特殊部落にしてシンメイ、エツタ若くはブラクと言はれて、四民平等の今日尙特殊部落として、有り難き待遇を受けつゝある階級なり、蓋し一言エツタと發するものあれば、彼等は猛然口を揃へて憤激怒罵するを常とす、屠畜者、下駄直し、フチキンのもと同族の間にも婚姻の取組を避くるは人の知る所なり、フチキンとは重キトラホームにして、眼の縁常に纏れたるものと呼稱なり（奈良地方）。斯くの如く特殊部落民は社會の他のものより輕蔑されるものなり、其の知識階級間にも此の特殊部落の意義存するは、最も驚くべき事にして、彼等の社會的不平察すべきなり。

そに京都帝國大學文學部の某教授は所謂エツタ出身にして、頭腦明晰學識非凡なるも、其故を以て教授となる能はず、而して其人自ら之を解して僅かに諷めりといふ。

評に、

斯くの如くは、日本の社會に於て特殊部落の鬱勃たる不平遣る方なきに明かにして、彼等は早晩自ら之を解決することとなるべきは、火を賭るよりも燎かなりとす、之に付けても著者は讀者に向つて、本書中他の箇所を於て、彼の農村の地主階級に躡まる所の、地主小作人の主従關係の維持の如き、亦今日に於て法律上經濟上社會上撤廢せざるべからざることな、歴史的立場に於て、之を説きたることを述べて、其の注意を請はんとす。

5. 地主の倒産する事例

地主の倒産する事例

地價五六千圓乃至一萬圓の大地主數の没落

其所得一ヶ年千俵

『予は現在九州の某農學校に校長の職を濼して居る者なるが、郷里は山陽道の中央部鳥取縣下の片田舎にして、山間に散在する數箇の部落を併せ、その戸數一千に足らざる農村なり、本春（大正七年の春）歸省の際、聞く所によれば、村中立派なる大家の貸家となれるもの數戸に及び、其中の一二戸は既に賣拂はれ、他にも何れ同じ運命に陥らんとしつつあり、其他にも法定地價五六千圓乃至一萬圓の土地を所有する數戸の地主は、其運命今後數年を出でず、或は七年を出でざるべしといふ、此地方にて地價一萬圓の土地は、賣買價格十萬圓にして、郡内屈指の大地主なり、故に農村の爲め多少とも盡さんとする考よりして、其實情を調査せり。

今法定地價一萬圓の土地を有する地主にして、十指の指す所、今後十箇年を出でずして、無一物の貧民たらんとする一家を選び、調査せる所を記さん。

此家の主人公は中學校を卒業せる極めて謹直なる人物にして、一滴の飲酒をなまさず、無益の浪費は毫も之を行はざる程の温厚なる紳士なり、農村に於て十萬圓の資産を有し、少しも放蕩をなさずして、今後十年に財産没落するといふは、殆ど奇蹟の如くなれども、實は全然事實なりとす。

此地方に於ける土地の賣買價格は、平均して法定地價の十倍に相當し、小作料は收穫の七分を地主に納め、夏作は全部小作人の取得すること普通とす、下田にして、一反歩地價凡三十圓ならん小作料は一石、中等田にして地價凡五十圓ならば小作料は二石を常とす、此地方の水田は後者に屬するもの多きを以て、普通一俵の小作米を所得するものは賣買價格百圓の土地所有者といはれ、賣買價格十萬圓の土地所有者は、其小作米概ね一千俵に上るを普通とす

然しながら此位の大地主の所有地全部、田よりなる場合は決してなく、普通其の一割位は全く無収入の宅地、殆ど収入を見積ること能はざる山林より成り、又一部は畑にして、畑の利用法進歩せず、又一般に畑を輕んずる此地方にては、畑地の小作料は從來其徴收甚だ困難なりとす、此の畑地に洪水其他の爲め収入を見込むことを得ざる荒地を合すれば、更に約一割は無収入とみるべし。

加ふるに近年、此の地方より北海道に移住するものあり、小作人の減少せるため小作人同盟して地主に小作料の減額を迫る

もの多く、小作料は平均年に凡そ一割五分の減少を見る、其他此位の大地主になれば家族多く出入人の食料社寺寄進等の難用として年々百俵は控除さる。

左れば多少の差はあるとも、一ヶ年の販賣米は五百俵を超えず、目下米價騰貴せるも、此地方の平均は一俵の價格五圓五十錢位にして、五百俵賣るも二千七百五十圓を出でず。

然るに此大地主の納税金は國稅町村稅を合せて一年千七百圓内外なり、此地方にては一俵の小作米を所得する地主の納むる税金は合計四圓に上るといふ、此税金を賣上米代より差引くときは其残り千圓に過ぎず。

賣買地價十萬圓の地主僅々千圓を以て其生活維持せざるべからず。

斯かる大地主になれば子弟の教育も相當になさざるべからず、親族中には保護を要するもの一二戸あるは已むを得ず、所有地若し荒地(收入皆無)となれば、之に對する免租ありて、一旦其經濟に餘裕を生ずるが如けれども、斯かる際には地租免ぜられても、多くは地方一般に洪水等の被害ある時なるを以て、糶費町村費は其糶舊工事等のために膨脹するを常とす、此際荒蕪地を生ぜる大地主に對する地方費の負擔を輕減すれば、他町村民の負擔は激増して、到底之に耐え得ざるを以て、其地租免稅額に數倍する地方費の負擔増加を生ずるを免がれず、是故に地主の收入は米價騰貴の場合を除き増加の見込なきものなり。

斯かる大地主に對し、僅かに一ヶ年千數百圓の收入を以て、家計を維持すべしと望むは、到底不可能なり、收入不足當然の結果として、年々負債を生ず、今問題の地主の如き、年々二三千圓の負債を爲し、其利子加はりて今は五萬圓の負債を負ふに至れり、利子は年一割二三分の高利を拂ひ居れり、斯かる大地主の常として、公の金融機關、不動産信用機關に就て負債を起さず、先づ成る可く秘密に借金する虛榮心ありて、利子の三四分高きを厭はずして、漸次高利借金に苦しむに至り、其負債五萬圓にも達すれば、始末に多くの手數と經費とを要し、果ては借金の遺棄に忙殺され、又他を顧みるの餘地なきに至る。

斯くの如くして、僅々十年前に十萬圓の賣買價格を有する土地を相續せる大地主は、今後五年を経ざる内に先祖傳來の土地を失ひ、無一物の貧民に陥らんとしつづあり。

賣買地價
十萬圓の
地僅々千
圓の純所
得

十年前に
十萬圓の
大地主五
年後に十
アロレタ
リ

農村の衰頹を悲む余輩は、時勢の變遷が斯かる僻陬の地にまでも及び、地方大地主の頭上に其殘酷なる手を下すをみて、痛嘆するを禁じ得ず。(農學士 原澄次、大正七年四月發行 帝國農會報第八卷第四號)

評に曰く、是れ實に情として痛嘆すべきことなり、併し農村の衰頹は今の資本主義の世に到底免かれざる運命なり、此例にある地主も、其所有を動産化して營利的運用宜しきを得ば、繁榮せんも、小農式の大農にては到底没落を免がれざるべし、原農學士時勢の變、斯かる僻陬の地にも及べるを痛嘆せられずして、請ふ唯物史觀を叩け、是れ農村教育者の任なり。

從來日本の家族生活は親子夫婦相和して共同生活を營めるものにして、又其經濟生活たる、雇主労働者間の主從的關係の美德と共に、世に稱揚せらるる共同經濟的特色なり、併し此特色たるや、素と近世の個人主義的基礎に基く共同團體に出づるにあらずして、古の共同經濟的團結の遺物たるを以て、其世上に稱揚せらるる甲斐もなく、早晩一旦は解體破壊するに至る傾向を有するものなり、蓋し既に述べたるが如く、社會に於ける經濟組織は社會の生産力に適應するものにして、而して從て一定の經濟組織は社會生産力の發展に應じて、絶えず變化する運命にあるものなり。

果して然らば、今日の古への共同經濟的遺物たる現象は、その家族組織たり經濟組織たるを問はず、早晩現時の社會生産力に適應せる組織に改變し行くべきものなり、之を農業の經濟組織に就ていふならば、地主小作人の主從的關係、孤立的小農制的農業組織、村落的共同團體生活、皆其の古への共同經濟的團結の特色を去りて、寧ろ近世の個人主義的基礎に基く共同經濟的團結に改變しゆべきなり。

然りと雖も、經濟組織は社會の生産力に適應するために、社會の生産力の發展に應じて、不斷に變化する運命にありと雖も、而して早晚斯かる事象を表現するものなりと雖も、そは卒然無礙に來るものにあらざるは、經濟史の證する所なり。

吾人經濟史を繙くときは、孰れの社會に於ても、當時社會が種々なる身分の者に全然區分され、社會的地位に多様の等差あることを發見すべし、古代羅馬に於ては貴族 *Patricians*、騎士、平民 *Plébeians*、奴隸より、中世には封建諸侯、家臣、同業組合の親方、職人、農奴（隸農）あり、且此等階級の殆ど各に於て更に猶それ々の等級ありたり。

封建制度の二大骨子は土地と侍及人民にして、當時此土地所有權と軍事的勤務とを基礎とする新らしき社會組織の發生せるは、兵亂無秩序の後を承けて、領土の防禦及耕作並人民を一の自覺ある社會に結合すること必要にして之に應ずるには土地が唯一の富源たりし時代に方りては、社會的秩序の眞實なる地位（身分）*status* を配與するより、外なかりしものにして、之れがため封建的社會組織生れたるものなり、而して封建的社會の崩壞より近世の有産（町人的）社會生れ出でたるは、別に當時の社會の生産力に適應する經濟組織なることによる、此兩點は既に述べたる所なるが、然しながら是によりて決して階級の對立の廢せられたるにあらずして、唯古きものに代りて新らしき階級生れ出でたるのみ。

近世の有産（町人的）社會組織は今日の資本家制度を齎らせるものなるが、此資本家階級は如何にして起りたるかといへば、既に封建的社會に於て作り出されたる生産手段及び交通手段に基きて勃興したるものなり、則ち此等の生産手段及交通手段の發展が、一定の階段に達するときは、此發展せる生産力に對し、從來の封建的組織即ち農業及工業に關する生産及交換手段の所有關係が、最早や適應し得ざることになり、既に生産を進行せずして、却て之を妨害することとなる、從て此等の封建社會が依て以て生産及交換を營みたる所の關係は崩壞して、之に代つて起りたるは、自由競争制度及私有財産制度の二者にして、之に適合せる社會的及政治的制度は相伴うて起り、又同時に有産者階級の經濟的及政治的支配も顯はれ來れるものなり、是れ今日の資本主義制度の生れたる所以なり。

斯の如く封建社會倒れ、町人社會（有産者階級）起りて、今日まで百年に垂なんとする支配を續けたる間に、總て過去の時代を綜合せるよりも廣大なる生産力を作出せり、自然力の征服、機械工業、及農業上に於ける化學の應用、汽船、鐵道、電信、全大陸の開墾、河川の開通、航空力の發明指を搦ふるに違あらずと雖も、此の如き偉大なる生産手段及び交通手段征服者の生産力は、嘗て封建制度の生産手段及交通手段が既に發展せし生産力に對し、最早や適應せず、社會の發展力を妨害する障礙物となりしが如く、今や有産者社會の所有關係、即ち現代の資本家的生産關係及交通關係

も亦、嘗ては社會の生産力の發展を助長したるものなれども、今又其發展を束縛する妨害物となるに至れり、其證としては近代に屢々起る一定の期間を隔て、繰返し來襲することによりて、有産者社會の全存在を脅かす所の商業上の恐慌、近代權利の社會化、殊に私權の物質化、企業の社會化的法律制度乃至國家非營利主義的施設の起れるは、亦以て今日の資本主義的の生産關係及交通關係（所有關係）が、現代の社會の發展力を障ぐる障礙物たるを示す、是れ既に現に發展せる社會の生産力に對し、最早や適應せざる明かなる證左なりと謂はざるべからず。

之を我邦に就てみるも、一朝恐慌來らんか、國民生活の安定忽ち破らるるに至るべし、是れ經濟的變動に影響せらるる人數の非常に多き土地、即ち都市に就て賭易き所なり、例へば大阪の川口に夥多の造船所あり、此等の造船所にして世界大戰後にも維持し得べしと考へらるるは、指を屈するに足らず、其多くは講和の曉には工場閉鎖の已むなきに至るべしと豫想されたるものなるが、此等工場の職工は當時相當の賃銀を得、戦前に較ぶれば殆ど三倍以上の賃銀を得、夫婦共稼ぎをなしたるが、當時は夫のみ働ちき妻君は薄化粧をなし、良人の所へ辨當を持ち行くを仕事とするのみにて、棟制長屋に住びたる職工は、コナンマリしたる二階建に入り居れり、然るに一朝工場閉鎖され失職するならば、假に單に賃銀半減せらるるとするも、一度生活程度を相當に高めたる以上は、之を低めることさへ容易ならず、全然失職するとすれば、彼等約二十萬人の職工は如何にして世を送るか、現に大阪だけでも既に七萬の職工の動搖を來すべし、獨り大阪のみならず神戸、横濱、東京、京都、苟くも都市といふ都市に於ける此職工失職の動搖に考及ぶときは、如何なる騒動を起すべきか。

經濟上の變動に影響され勝の者多くなり、一般生活常に脅威せらるゝときは、一國の安寧秩序を亂ることいふまでもなし、工場又は商店破綻すれば、貸付金の返り來らざるによる資本固定のため、銀行は支拂停止をなすべし、而して商店又は工場の破綻は、一面には店員又は職工の失職を招き、他の一面には銀行業者に多大の打撃を與へ、延て預け主取引者一般に損害迷惑

を來すこと、斯の如きものあり。(京都市會議員法學博士佐藤丑次郎氏談 帝國農會報第九卷第一號 23)

更に世界大戰以來著しく勃興を告げたる製鐵業は、戰爭の終結と共に、今や慘憺たる悲境に陥りつゝあり、之れが保護救済をなすの必要ありや否やは別問題として、當業者側の意見によれば、之れが救済保護を否む者は、事實製鐵業者の現況を深く知らざるがためにして、是非とも之れを保護救済せざるべからずとなす、其の保護論據の一に曰く、製鐵業に關する資金は固定資本及材料等を合せて、約五億圓の巨額に上り居れるが、其一般信用に利用さるる程度は、約三倍見當なるを以て、一朝製鐵業の閉塞を見るが如きことあらば、信用の動搖を來すこと、亦甚大なりと云ふべし、又斯業に従事しつゝある労働者は、組織立ちたる工場に在るもの約十萬人、然らざるもの約二十萬人、都合三十萬人近くなるべきが、是れ又事業の没落と共に失業者の列に入るの外なく、所謂労働問題上にも大影響を及ぼすべし。(日本鋼鐵協會會長工學博士今泉嘉一郎大正八年三月二十二日時事新報第一二〇一號)

殊に夫の無數なる無資産者有識乃至無識社會に、凡て瀾漫する所の無資産者階級の生出は、現代の生産力が現代の生産關係に對し、有産者の生活條件及其支配力に外ならざる所の所有關係に對し、謀叛(裏切)を試みつつある明かなる歴史なりとす。

斯の如きは、既に資本主義制度は、それ自身の崩壊を、必然ならしむる所の、諸々の事情を作り出せるのみならず、更に其崩壊を實現するに至るべき一の主動者一の階級を作り出したるものなり。

今や殆ど全く、社會は有産者と無産者といふ對立せる二個の大なる階級に分れて、争闘をなしたるものあり、餘りに現實なる事實なりとす、而して此争闘は經濟的争闘にして、又階級争闘たること

は亦言を俟たず。

顧みるに、總て過去の歴史は階級闘争の歴史に外ならず、希臘の自由民と奴隸、羅馬の貴族と平民、中世の領主と隸農、同業組合の親方と職人と、古來常に相反目して或は隱然或は公然絶えず相争ひつつ、常に兩階級の共倒れとなり、若くは全社會の革命的變革を以て結末をなしたり。

然らば現時の有産階級と無産階級の闘争も、其窮極する所の運命は、資本家制度そのものの發展に伴うて、次第に其數を増大し、從て其團結力を加へつゝある無産階級によりて破壊さるるにあらざるなからんか。

Marx の「Das Kommunistische Manifest, 1848 年(嘉永元年)」「今日の資本家制度に向つて之れが墳墓を掘りつつあるものは、實に資本家制度それ自身に外ならず」といへるものは、遂に其名をなさしむるに至るが如し。

人或は共產主義的乃至社會主義的經濟組織起るときは、生産の進歩發展停止するものと解するが如し、是れ今日の所有關係經濟に於ける一通りの常識論なり、然れどもマルクスの考ふる所によれば、

生産關係と分配關係とは、一定の社會の經濟組織の表裏に過ぎず、蓋し勞賃は雇傭労働者を前提とし、利潤は資本を前提とするものなれば、此一定せる分配の形式は、生産の條件に關し、一

定せる社會的性質を前提とし、又生産參加者に關し、一定の社會的關係を前提となすものなり、されば一定の分配關係なるものは、畢竟唯歴史的に決定されたる生産關係の表現に過ぎず、故に生産手段が社會の共同所有となり、社會主義の經濟組織が實現せらるることとなれば、一方に於ては富の生産に關して、一社會内に於ける個人と個人との關係が改まり、同時に又他方に於ては富の分配に關しても、其社會内に於ける個人と個人との關係が、變化する事となるべく、而して其結果として、生産の方面に於ては妨げらるることなき生産力の發展あり、分配の方面に於ては一層合理的なる分配方法の實現を見るに至るべし。(經濟論叢第八卷第一號「生産政策としての社會主義」といへり。

是れ唯物史觀説を信ずるものの又首肯し得べき所なり。

(1) 但し茲に一言すべきは、日本の明治新時代に於ける産業上の變化は、舊時代に於ける産業内部の充實せる自然的發達の結果によりたるよりは、外部に於ける政治的革新によりて刺激せられて起りたるものにして、夫の十八世紀の後半に於ける産業の内部發達によりて産業革命の經濟的變化を受けたる英國とは異なること。

徳川時代に於ける經濟事情、即ち農民の困弊、一般武士階級の財政的疲弊、及び商工勢力の増進は、幕府崩壞の十分なる經濟的原因なりしも、此商工勢力の増進は其道程にありしも、未だ以

て産業革命を誘致するまでに達し居らざりき、然るに外來の刺戟に強要せられて、國を開きたるより、此の對外關係は産業上に於ける生産工程を改良するの必要を感じ、政治上より之を誘致したりき。

斯くて日本に於ける産業革命は經濟的並に政治的事情によりて起りたるものなり、此點獨逸の産業革命に酷似せるものあり。

英國の産業革命 十八世紀後半期

米國の産業革命 十九世紀前半期

獨逸の産業革命 一八二一年以後なり

日本 一八六八年以後なり、一八六九年は政治的革新として明治維新が事實

に現はれたる年なり。

(2) 日本人が久しく農民として自主的獨立の精神に乏しく、常に服從的道德に拘束せられたること。

(3) 産業革命に必要な勞力の豊富なる供給なかりしこと。

(4) 近代の産業革命は内部より發したる場合に於て、その國內に於ける産業の發達及び其發達に伴ふ富の十分な蓄積を必要條件とす。然るに幕政崩壞の重要なる原因なりし商工勢力（幕末に於け

る)の増進ありて、逆に武士階級を支配するの實力を、町人の手裡に收め得たりしも、未だ以て産業革命の機運を醸成し、且つ熟生せしむるまでの大なる蓄積にはあらざりしこと。

(5) 經濟的活動の自由なかりしこと。「封建鎖國の制、諸大名各一國一郡の領分を閉鎖して、己に利あれば他に害あるを顧みず、聚斂到らざる處なけれども、而かも其國用の不足を補ひ難ければ、不得止諸士の俸祿を借り、豪農富商を絞り、細民の膏血を吸うても、今日の急を救はざるを得ず」云々(横井小楠の鎖國封建の弊習を論ずる中にあり)、斯かる政治の下に産業の自由なるものなかりしこと、言ふを俟たず。

(6) 去れば當時一般産業社會は自ら進むべき道を求むることなく、常に政府指導の下に歩みたり、是れ既に述べたり、如斯き獨立自立の精神に乏しきは、明治維新より凡そ五十年を經過せる今日、尙農村に於ては此點尙依然たりといふを得べきこと、是なり。

是等の事情よりして、斯く容易く我邦には、社會革命の到來を首肯せざるを理ありと信ずるなり。

然りと雖も世界大戰後の終局の影響する所、或は從來の思想行掛りを一掃すること、恰も燎原の火の如きあるを思はしむるを以て、倏忽如何なる社會的事態を生ずるやも測り難く、如何なる社會共同所有的、生産手段及交通手段の經濟組織を生ずるや、知るべからず。然れども我邦に於ては從

來の共同經濟的遺物より一躍、直に近世的社會組織を形成し、其中間に存すべき個人主義的發展を經過せずして、克く歐米現時の個人主義完成の程度に達し得べしとは、歷史上判斷する能はざるを以て、何は兎もあれ我農村及農業にありては、個人性の完全なる發達を遂げしむる社會組織及經濟組織の完成に努力する事、朝野を問はず肝要なることなり。

一、我邦の政治家經世家學者にして、勞働問題の解決に、勞働者救済又は勞働者保護の如きは官僚的社會政策又は封建時代の主從的溫情的關係を持續せしめて、之に依て以て兩者の關係を圓滿ならしめんことを公言立案するものあり、内務大臣床次竹次郎氏實業家豊原又男氏の如き、是なり、豊原氏には此意義の實驗的著書あり。

一、又政府の提出にかゝる開墾助成法案の説明に方りて、政府委員に、假へば、開墾助成法案中當事者の財産權の得喪に關する手續を具體的に明規せずして、一に之を行政上の手續に葬り去りて顧みざるものあり。

一、又農業經濟學者には農村の投機流行をみて、是れ農村を荒廢せしむるものなりと憂ふるものあり、是れ今日の農業經濟の性質及農村の實情を曉らざるものといふべし。

一、内務省にては大正七年秋の米騒動發生以來、各都市に於ける資本家と工場主との關係、及工場主と勞働者との關係に就き、調査研究する所あり、右は既に救済調査會に於て、曩に決定したる社會政策中、種々勞働問題解決の實行に關する參考資料たらしむる事となれるが、内務省は更に各府縣農村に於ける地主と小作人との關係に就ても、調査する事となり、此程各地方長官に對し之れが實査報告を命じたり、其要綱は左の如し。

1. 地主と小作人との融和協和協調に關する一般縣下の狀況。

2. 地主と小作人の收益分配案の實況。

3. 凶年に於ける地主の小作人に對する應急處置。

4. 小作人に對する各種の奨励方法及び一般的施設。
5. 地主組合と小作人組合の施設現況。
6. 地主と小作人の協和せる模範的農場の實況。
7. 地主と小作人の紛擾に關する各種の參考となるべき事項。

(大正八年三月卅一日東京朝日新聞 11773 號)

一、休戦以來、勞働問題解決に頭腦を悩ましつゝある工場主や、資本主中、最近一新方面に活路を見出し、相當効果を收めつつある數工場あり、所謂新方面とは、精神講話を工場内に開催して、男女勞働者の人格向上精神修養を企圖せるをいふ。

率先之を實行したるは、關東方面にては東京モスリン紡織會社工場、横須賀海軍工廠、續いては浦賀船渠會社工場、内田造船所、淺野造船所、日本製鋼會社工場(大崎)、鐘ヶ淵紡績會社等にして、此等精神講話の衝に當るは、大正六年末、勞働者の慰安修養を目的とし日蓮主義を精神として起れる自慶會なり。

自慶會講師の此新活動に關する意見を聞くに、誤まれる危険思想を排し、純日本式の堅實なる職業尊重心を、勞働社會に植付くるに在り。

勞働組合は世界の大勢に順應して速かに進むべきものにして、宗教家學者を中心とし、調停者として雇主、工場主、資本家、勞働者を網羅し、家族主義、温情主義を以て、組合を糾合する事を、我國に於ける勞働組合の最も成功し得る方針なりと信ぜり。

關西方面にも最近阪神の各工場亦、此精神講話の必要を切實に認めて、自慶會講師を聘す。

床次内相亦、自慶會の活動を擴大せる如き此種の全国的活動を開始せんとし、目下着々準備中なり。

東京モスリン紡績會社に於て、四年前より試みたる精神講話の結果によれば、女工の著しき人格向上には驚嘆せり、鐘紡にては精神講話後、暫時の間は女工の能率は一日にして、よく平素の五日間の仕事を仕上げ得る程なりといふ。

(大正八年三月卅一日 報知新聞 15128 號)

一、日本は舊國なるも、其生産狀態尙幼稚にして、資本家と労働者との關係も西歐諸國の如くならず、資本家は可及的労働者の安全を圖り居れり、即ち日本の資本家と労働者との間には、日本に特有なる主従關係を保ち居れり、日本は世界に對し、労働者對資本家の關係に於て、新例を示さん事を望み、且之を行はんとす、終りに我等は労働者のために、此に新紀元を劃せることを、衷心祝福するものなり。

右は大正八年四月十一日國際労働法規協定會議に於て、日本講和委員牧野男豫告演說の内容なり、同氏は演說をなすの豫告をなし置きたるも、他の演說に妨げられて、遂に其機會を逸したるなり。

最初國際通信員に右演說のタイプライター草稿を與へ、海外に打電せんことを求め置きて、而も前述の如く演說をなす機會を失ひたるを以て、周章狼狽、人を電信局に送り之を取戻せりといふ。(大正八年四月廿三日東京日日新聞、第 1111 號 巴里特電四月十一日)

此等揭例の示す如く、社會各方面、官僚社會にも、實業社會にも、學者社會にも、獨り内國に於てのみならず、巴里晴れの國際會議會場に於てまでも、日本特有なる主従關係を、資本家對労働者間に保たしめんとする演說をなさんとせるあり、此日本特有の主従關係の美は、美學者の所謂形式美の意義なれば、吾人と雖も、亦之を嘆美する側に立たん、然れども若し之を以て、産業社會の經濟發達の一般條件を動かすべき施設として、之を現實的ならしむる意に出づるならば、是れ時代錯誤の最も甚しきものなり。

斯かる社會生活の現實に離れたる思想の上に立つもの、如何にして之を鹿爪らしく現實的政治舞臺に披瀝するを得ん、其の遂に國際労働法規協定會議に演說の機會を失したるは當然にして、日本

委員の謙讓の徳のみに歸する能はざるなり。

而して此滑稽的謙讓を示さざるを得ざりしは、畢竟産業の社會的發展の經濟史觀を缺くの致す所に外ならず。

論じて茲に至る、吾人如何にも世人の恐れ懼るる所の社會革命を早く來れかしと、蹺望するが如くなれども、吾人は之を望むにもあらず、又望まざるにもあらず、望むとも望まずとも來るべきものは遂に來るべし、是れ實に獨り農業界のみならず、孰れの産業界にも、社會的經濟發展の避くべからざる必然的に起る勢なるのみ。

今や現時の資本家的社會の母胎内に於ては、物質的生活力が一定の發展階段に適應せる生産關係に發展し來りて、より早く世界戦争の *outgrowth* として、將に孵化せんとするものの如し、此社會關係や、吾々の意識如何に拘らず、社會の生産力の發展の段階に應じて生るるもの *Marx* の言ふが如くば、亦何ものか之を阻止することを得んや。

„ Eine Gesellschaftsformation geht nie unter, bevor alle Produktivkräfte entwickelt sind, für die sie weit genug ist, und neue höhere Produktionsverhältnisse treten nie an die Stelle, bevor die materialen Existenzbedingungen derselben im Schoß der alten Gesellschaft selbst ausgedröhrt worden sind.“

吾人が我農村及農業社會に於ける個人性の完全を高調し、舊來の主從恩顧的關係を維持せんとする努力の、無効なるを力説せんと欲求するは、決して個人を以て最高の權威なりと、意識する個人主義を謳歌するにあらず、却て協同的又は團體的生活を以て人間生活の道德的根柢なりと意識する Collectivism に向て、精進せんとするが爲に出づ、又個人的原因を最高目的とするにあらずして、共同原因を意識して其理想に奉仕することを道德の根柢とする所の Collectivism の主張をして、眞の發達をなさしめんと欲するなり、而して此の如きは現時の社會的經濟的發展の避くべからざる必然的趨勢なる事を確信するが爲なり、Bougeois (Léon Victor Auguste) の *La Solidarité, Knopok-in* の *Mutual Aid, Jule* (Jules) の *Collectivism* 皆個性を失はずして、人類の協同すべきを教ふ、*Jule* (*Chicote*) は人と人との鬭争の代りに、人と自然との鬭争を勧め、人と自然との鬭争のために *Solidarité* を奨めたり、又生産手段は資本主義の下に於ても益々集中的傾向と必然性とを有す、此資本主義に於ける生産手段の集中は階級的の *Collectivism* なり、吾人は社會的 *Collectivism* を獲得享受せざるべからずとは、*Jule Chicote* の稱道する所なり。

我農村及農業文明に於ける個性の觀念の甚だ徹底せざるものあり、而して之れが徹底を人爲的に、政治的に、社會的に遮害せんと試みるは、時代錯誤政策の甚しきものなり、産業組合、同業組合、其他の組合の名はあり、其存在之あると雖も、個性の完全なる發達を認識せざる團體は其實な

きなり。眞我の發達せる團體と個性を非認せる團體とは其根柢に於て大差あり、眞の團體生活の「*individualité*」に入らんとせば、先づ個性の完全なる涵養、絶對的に必要な所以を解すべし。去れば現在の諸組合の眞の活動をなさしめんにも、個人性の完全なる發達を望まざるを得ず、然り而して後始めて眞の「*Socialité*」に入るべきなり、而して又將に孵化せんとしつゝある現時の社會的經濟的發展の避くべからざる必然的產物たる「*generation*」に始めて契合一致するを得べきなり。

日本農史の時代區分

帝國農史要一

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 1. 神代 | 神武より安徳に至る | 神武 ~ 皇極 1 ~ 1304 |
| 2. 神武より平安朝迄 | 孝德 ~ 光仁 (奈良朝) 1305 ~ 1441 | } 682 年間 |
| 3. 鎌倉時代より室町時代 | 桓武 ~ 安徳 (平安朝) 1442 ~ 1843 | |
| 4. 安土 (織田氏) 津山 (豊臣氏) より江戸 (徳川氏) 幕末に至る | 2318 ~ 2527 (309 年間) | } 682 年間 |
| 5. 明治時代 | 2528 ~ 大正 | |
- 日本農政史一
1. 王朝時代 1 ~ 1843
 2. 武家時代 1844 ~ 2527 (683 年間)
- 日本經濟史論一
1. 原始時代 最古時代より 644 A. D.
 2. 帝權擴張時代 A. D. 644 ~ 930 (286 年間)

- 3. 封建時代
 - 4. 專制的警察國家の時代
 - 5. 今日の日本
- A. D. 931 ~ 1602 (671 年間)
- A. D. 1603 ~ 1867 (264 年間)

日本農業小史—

- 1. 太古史及上古史
- 2. 中古史
- 3. 近古史
- 4. 近世史

日本經濟史の研究：—

- 第一期 上古 國家創建より大化改新まで
- 第二期 中古 平安時代の末迄
- 第三期 近古 鎌倉幕府より織田豊臣氏まで
- 第四期 近世 江戸時代
- 第五期 近代 明治の世

日本農業史論 (完)



附 錄

本書參考並引用書目

- Sidney and Beatrice Webb, Industrial Democracy.
The History of Trade Unionism.
- Arthur Hassall, France, Medieval and Modern.
The Interpretation of History.
Progress and History.
- F. S. Marvin, The Farm Laborer, The History of a Modern Problem.
- O. Jocelyn Dunlop, Das Kapital von Karl Marx.
Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie von Karl
Marx.
- Friedrich Engels, Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie von Karl
Marx.
- Montagne Fordam, A Short History of English Rural Life.
History of the New World Called America.
- E. J. Payne, English Economic History and Theory.
- W. J. Ashley,

- W. Cunningham,
Western Civilization.
- G. M. Trevelyan,
British History in the Nineteenth Century.
- W. Hasbacht,
A History of the English Agricultural Labourer.
- Henry W. Farnam,
The Economic Utilization of History.
- Lewis H. Morgan,
Ancient Society.
- Shaillar Mathews,
The Spiritual Interpretation of History.
- M. Beer,
Social Struggles in Antiquity.
- 栗田寛
栗里先生雜著
- 牧野英一
現今の文化と法律
- 同
法律に於ける矛盾と調和
- 福田徳三著 坂西由藏譯
日本經濟史論
- 農商務省農務局纂訂
大日本農政類編
- 日本經濟叢書刊行會藏版
日本經濟叢書
- Leon Carroll Marshall,
Readings in Industrial Society.
- 左子清道
帝國農業史要

田口卯吉

支那開化小史

竹越興三郎

二千五百年史

藤田茂吉

文明東漸史

鈴木真平

日本事物原始

渡邊脩次郎

明治開化史

横井時冬

大日本不動産沿革史

Gibbins,

The Industrial History of England.

織田寛譯

英國工業史

福地源一郎

幕府衰亡論

肇文社發行

鎌倉時代の文化

Henry Harbor,

The Rural England.

洛陽堂發行

英國の田園生活

木村正辭

國史案

山川均

社會主義者の社會觀

田尻稻次郎

經濟史眼

博文館發行

産業史

木村靖二

日本農民騷動史

徳川家藏版

大日本史食貨志

横濱貿易新報社

開港側面史

神戸正雄

社會主義及社會運動

内務省

古代地方行政資料

淺井虎夫

支那日本通商史

國史講習會

原始時代號

同文館

關稅問題と社會政策

元老院

遺物相續史

日本經濟叢書刊行會

通俗經濟文庫

高島素之譯

マルクス資本論解説

鳥居龍藏

有史以前の日本

鈴木豊譯

勞働問題と勞働政策

渡邊世祐、八代國治

武藏武士

佐野學

露西亞經濟史研究

本庄榮治郎

日本經濟史原論

同

日本社會史

有斐閣發行

最近社會政策

瀧本誠一

日本經濟史

三浦周行

法制史の研究

同

續法制史の研究

松岡均平、白鳥敏夫

近世經濟政策の思潮

愛知縣農會

古橋源六郎

佐藤昌

産業革命と農業問題

桑田熊藏

歐洲勞働問題の大勢

諸井六郎

徳川時代之武藏本庄

三浦菊太郎

日本法制史

矢野友一

日本農政史

有賀長雄

日本法制史

内田銀藏

近世の日本

同

日本經濟史の研究

權田保之助譯

經濟的文明史論

米田庄太郎

輓近社會思想の研究

小泉信三

經濟學說と社會思想

吉田靜致、橋本文壽

家族制度の將來

河田嗣郎

家族制度

坂上信夫

土地爭奪史論

守屋源次郎

獨逸社會史

幸徳秋水

社會主義神髓

矢野文雄

新社會

小栗貞雄、賀來寛一郎

社會改良實論

氣賀勘重

農村問題

村上林藏譯

英國農村社會史

日本歴史地理學會

維新史研究資料索引

上田貞次郎

英國産業革命史論

有馬頼寧、稻田呂植

農民離村の研究

池邊義象

日本法制史

添田壽一

破壊思想と救済策

小河原忠三郎

農村社會學

佐野學

日本社會史序論

鷺尾正五郎

最近の勞働運動

地人學社

都市と村落

井上雅二譯

殖民史

内務省地方局

丁抹の田園生活

同

田園都市

幸田成女譯

十九世紀史

白柳秀湖

二千六百年史

吉田東伍

日本文明史話

那須皓譯

國民高等學校と農民文明

柄内禮次

舊加賀藩田地割制度

小野武夫

舊佐賀藩の農民土地制度

同

舊鹿兒島藩の門割制度

篠田鏡造

幕末百話

柳利彦譯

社會主義倫理學

重田定一、中村徳五郎、中川正信

國史便覽

戸川安宅

幕末小史

農商務省農務局

農業關係重要品輸出入累年對照表

室伏高信

社會主義と民主主義

村上正雄譯

社會主義と婦人

大日本農會

重要農産展覽會報告

農商務省農務局第一課

農事調査表

同

農場作付

大日本農會

大日本農會成績書

大日本山林會

創立廿五年紀念號

田中芳男、平山成信

澳國博覽會參同紀要

大日本山林會

田中芳男君七六展覽會記念號

時事新報社

福翁自傳

同人社

同人社文學雜誌

明六社

明六社雜誌

G. B. Shaw,

An Unsocial Socialist.

T. E. Kebbel,

The Agricultural Labourer.

G. D. H. Cole,

Guilds in the Middle Ages.

Edwin R. A. Seligman,

The Economic Interpretation of History.

Antonio Labriola,

Essays on the Materialistic Conception of History.

Louis B. Bonidin,

The Theoretical System of Karl Marx.

藏田屋荷右衛門明治二年官許

英和對譯袖珍辭書

Nobushige Hozumi,

Ancestor-Worship and Japanese Law.

Edward P. Cheyney,

An Introduction to the Industrial and Social History of England.

Edith Abbott,

Women in Industry: A Study in American Economic History.

Arnold Toynbee,

The Industrial Revolution of the Eighteenth Century in

England.

Edward Cressy,

An Outline of Industrial History.

Leo Pasvol'sky,

The Economics of Communism.

Andrés Bello'sort,

La Sociedad Japonesa.

黃遵憲

日本國史

小幡篤次郎

生産逆案内

福澤諭吉

學者安心論

富田高慶

報德記

福澤諭吉、小幡篤次郎

學問ノススメ

新井白石

折たく柴の記

賴襄子成

通議

Heinrich Rickert,

Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft.

Emil Lask,

Die Logik der Philosophie und die Kategorienlehre.

藤田茂吉

高野長英

津田仙

農業三事

久保天隨

日本漢學史

百瀬元章

舊制資料

島田三郎

開國始末

永田健助譯

農工商經濟論

奈良專二

農家得益辨

林遠里

勸農新書

服部孝三郎

當世利口女

宮崎安貞

農業全書

内藤耻叟

徳川十五代史

西田幾太郎

思索と體驗

土田杏村

文化

河上肇

社會問題研究

John Spargo,

Social Democracy Explained.

F. J. C. Hearnshaw;

Main Currents of European History.

H. Allsopp,

An Introduction to English Industrial History.

Charles Ellwood,

Sociology and Modern Social Problems.

Friedrich Engels,

The Origin of the Family.

Emory S. Bogardus,

A History of Social Thought.

John. M. Gillette,

Constructive Rural Sociology.

Ch. Lecomte,

Property: Its Origin and Development.

Maurice William,

The Social Interpretation of History.

Chales Gide,

Consumers' Cooperative Societies.

Henri Bergson,

L'Evolution Créatrice.

Lord Leverhulme,

The Six-Hour Day.

Jan St. Lewinski,

The Origin of Property.

T. E. Marks,

The Land and the Commonwealth.

沼田頼輔

日本農業小史

織田完之

大日本農史

豊原又男

資本と労働の調和

經濟論叢、國民經濟雜誌、三田學會雜誌、法學論叢、國家學會雜誌、農業世界、日本農業雜誌、社會學雜誌、社會學研究、史學、民族と歴史、社會史研究、史學雜誌、歴史地理、中央史壇、日本社會學院年報、改造、社會科學等、東京朝日新聞、報知新聞、大阪毎日新聞、時事新報等

高橋龜吉

日本資本主義經濟の研究

福澤諭吉

文明論の概畧

Curtler,

A Short History of English Agriculture.

Rowland F. Prothero,

English Farming, Past and Present.

Von der Goltz,

Geschichte der deutschen Landwirtschaft.

The Encyclopedia Britannica,

History of Agriculture.

Michelsen und Netteklich,

Geschichte der deutschen Landwirtschaft.

K. Rathgen,

Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt.

Thaer Bibliothek,

Geschichte der deutschen Bauernstandes.

Thomas Nixon Carver,

Principles of Rural Economics.

- Thomas Nixon Carver, Selected Readings in Rural Economics.
- Guy Stevens Callender, Economic History of the United States.
- Karl Steinbrück, Die Geschichte der deutschen Landwirtschaft
- Carl Johannes Fuchs, Agrargeschichte.
- London's Encyclopaedia of Agriculture.
- Löser, Geschichte der Landwirtschaft.
- Erans, Geschichte der Landwirtschaft.
- G. Hansson, Agrarhistorische Abhandlungen.
- Kowalewsky, Die Ökonomische Entwicklung Europas.
- G. Rühlend, System der Politischen Oekonomie.
- 有賀長雄 帝國史略
- 同 大日本歴史
- Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft.
- W. Sombart, Der Moderne Kapitalismus.
- W. Sombart, Der Sozialismus und Soziale Bewegung.

W. Sombart,	Die Gewerbeliche Arbeiterfrage.
Eugen Philippovich,	Die Entwicklung der Wirtschaftspolitischen Ideen im 19. Jahrhundert.
Bertrand Russel,	Principles of Social Reconstruction.
高島素之	社會主義と進化論
有賀長雄	古代法註釋
Thorold Rogers,	The Economic Interpretation of History.
Edward Hahn,	Die Haustiere in ihren Beziehungen zur Wirtschaft des Menschen.
Reinhardt,	Kulturgeschichte der Nutztiere.
W. Roscher,	Notionalökonomie des Ackerbaues.
Grant Allen,	Evolution of the Idea of God.
Philip von Ness Meyers,	Ancient History.
Buckle,	History of Civilization in England.
外山正一	藩閥の將來

船津博光平

農産物調理法

齋藤高吉

日本農業經濟論

中江篤介

民約譯解

加藤弘之

人權新説

馬場辰猪

天賦人權論

鳥尾小彌大

王法論

中村正直

漢學不可廢論

西岡

百一新論

西村茂樹

日本道德論

徳富猪一郎

新日本の青年

小野武夫

郷土制度の研究

穂積陳重

五人組制度論

吳文炳

法制の研究を主としたる江戸時代史

新渡戸稻造

米國建國史要

西村眞次

大和時代

西村真次

飛鳥寧樂時代

津田左右吉

日本古代史の研究

末弘巖太郎

農村法律問題

川崎仁義

古文經濟思想及制度
代那

Knowles,

The Industrial and Commercial Revolutions in Great Britain
during the Nineteenth Century.

坂西由藏

經濟生活の歴史的考察

河合榮治郎

社會思想史研究

W. J. Ashley,

Economic Organization of England.

Max Weber,

Wirtschaftsgeschichte.

”

Wirtschaft und Gesellschaft.

姉崎正治譯

シヨペンハウエル意志と現識としての世界

河田嗣郎

社會問題及社會運動

W. Vöndt,

Völkerpsychologie.

B. Rüssel,

The Problems of Philosophy.

Durkheim,

Cliffie Leslie,

Windelband,

Rickert,

Lewis Spence,

平野義太郎

小泉信三

De la division du travail social.

Essays on Political and Moral Philosophy.

Geschichte und Naturwissenschaft.

Geschichtsphilosophie.

An Introduction to Mythology.

法律に於ける階級闘争

價值論と社會主義

附錄終

910
511



9103

大正十五年五月十五日印刷
大正十五年五月二十日發行

日本農業史論奥付

定價金六圓

著作者 石坂橘樹

發行者 株式會社 巖松堂書店

右代表者 波多野重太郎

東京市小石川區久堅町一〇八番地

印刷者 大橋光吉



發行所

東京市神田區
猿樂町

電話五九四四番
四谷六九八五番

巖松堂書店

振替東京六五五六番



STORAGE ITEM
ASIAN

LPA - C51C
UBC LIBRARY